

アジア太平洋地域における日米による
FTA 情報通信ルール拡大の行動メカニズム

Behavioral Mechanisms of the United States and Japan
with Diffusion of ICT Provisions of FTAs in the Asia Pacific Region

早稲田大学アジア太平洋研究科

学籍番号： 4014S015-1

氏名： 藤野 克

目 次

第一章 本研究の目的・対象、問題設定、検証方法	1
1. 1. 本研究の目的・対象	1
1. 1. 1. アジア太平洋地域	2
1. 1. 2. 情報通信関係の通商協定交渉	2
1. 1. 3. FTA における WTO プラス	4
1. 1. 4. 情報通信ルール	4
1. 1. 5. 規律的規定への注目	6
1. 2. 問題設定と仮説	10
1. 3. 検証方法の概略	10
1. 3. 1. FTA 交渉における日米の行動原理の検証（「法的競争」 の検証）	10
1. 3. 2. 「法的競争」がルールの広域的共有を阻害していないこ との検証	11
1. 3. 3. 総括と結論	12
第二章 FTA 交渉における日米の行動原理	13
2. 1. 本章の課題	13
2. 2. 個別的 FTA 拡大の行動原理に関する先行研究	13
2. 3. 検証方法	16
2. 4. 個別的 FTA 拡大本格化前の通商交渉の経過	17
2. 4. 1. 北米自由貿易協定(NAFTA)第 13 章の設定	17
2. 4. 2. GATT ウルグアイ・ラウンド交渉と「電気通信に関する 附属書」	20
2. 4. 3. 基本電気通信交渉と GATS 第 4 議定書	26
2. 4. 4. ドーハアジェンダの膠着とアジア太平洋地域における個 別的 FTA 拡大	32
2. 5. 個別的 FTA による情報通信ルール拡大の始まり	35
2. 5. 1. 日本における情報通信ルール拡大の始まり（日星 EPA 交渉）	35
2. 5. 2. 米国における情報通信ルール拡大の始まり（米星・米チ リ FTA 交渉）	43
2. 6. 日本の個別的 FTA 交渉における行動原理	48
2. 6. 1. 日本国内の産業界の動き	48
2. 6. 1. 1. 日本国内の主要団体	48

2. 6. 1. 2. 日星・日豪 EPA 交渉に関する国内主要団体からの意見	49
2. 6. 1. 3. TPP 協定交渉に関する国内主要団体からの意見	51
2. 6. 1. 4. 日本国内の主要団体からの意見に関する総括	53
2. 6. 2. 日本政府の方針及び交渉担当者の意識	57
2. 6. 2. 1. 日本政府の方針	57
2. 6. 2. 2. 交渉担当者の意識	60
2. 6. 3. 日本の EPA/TPA で採用が推進された情報通信関係 WTO プラス	61
2. 6. 4. 日本の追求する情報通信ルール	64
2. 6. 5. 日本の「法的競争」	67
2. 7. 米国の個別的 FTA 交渉における行動原理	68
2. 7. 1. 米国国内の産業界の動き	68
2. 7. 1. 1. 米国国内の産業界の動き	68
2. 7. 1. 2. 電気通信産業協会 (TIA) の意見	69
2. 7. 1. 3. 諮問委員会の集約した意見・要望	71
2. 7. 2. 米国政府の方針及び交渉担当者の意識	81
2. 7. 3. 米国の FTA で採用が推進された情報通信関係 WTO プラス	82
2. 7. 4. 米国が追求する情報通信ルール	85
2. 7. 5. 米国の「法的競争」	85
2. 8. 日米間のルールの多様化	86
2. 9. 総括	88
第三章 個別的 FTA 拡大の広域的ルール共有への影響—検証課題、検証方法—	91
3. 1. 本章から第六章の課題	91
3. 2. 個別的 FTA 拡大と広域的ルール共有に関する先行研究	91
3. 3. FTA 交渉へのゲーム理論モデル適用の先行研究	93
3. 4. 検証方法	99
3. 5. 日米の個別的 FTA 交渉のモデル化	101
3. 5. 1. 主要なアクター	102
3. 5. 2. ゲームの枠組み	102
3. 5. 3. アクターの目的関数	103
3. 5. 4. アクターの理想点	103
3. 5. 5. ウインセットと交渉可能領域	105

3. 5. 6. 国内ルールと同内容のルールの選好	106
3. 5. 6. 1. サービス提供者のメリットとなるルールの相違	106
3. 5. 6. 2. 国内ルールと同内容のルールの選好	107
3. 5. 6. 3. 三国以上による交渉の場合	108
3. 5. 7. 米国における相互主義の追求	109
3. 5. 8. 契約曲線	111
3. 6. 想定されるゲーム展開	112
3. 6. 1. 合意が不成立の場合	114
3. 6. 2. 合意が成立する場合	116
第四章 日本の EPA 交渉のゲーム	123
4. 1. 日星 EPA 交渉	123
4. 1. 1. 日星交渉の経過	123
4. 1. 2. 日星 EPA 交渉当事国の「提案ルールオプション」	125
4. 1. 3. 日星 EPA 交渉における情報通信ルールの採否	126
4. 1. 4. モデルによる説明	129
4. 2. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉	132
4. 2. 1. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉の経過	132
4. 2. 1. 1. 交渉の開始	132
4. 2. 1. 2. 協定の署名・発効	136
4. 2. 2. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉における当事国の「提案 ルールオプション」	138
4. 2. 3. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉における情報通信ルール の採否	146
4. 2. 4. モデルによる説明	153
4. 3. 日墨、日チリ EPA 交渉	159
4. 3. 1. 日墨、日チリ EPA 交渉の経過	159
4. 3. 2. 日墨、日チリ EPA 交渉における当事国の「提案ルールオ プション」	159
4. 3. 3. 日墨、日チリ EPA 交渉における情報通信ルールの採否	162
4. 3. 4. モデルによる説明	164
4. 4. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉	167
4. 4. 1. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉の経過	167
4. 4. 1. 1. 交渉の開始	168
4. 4. 1. 2. 協定の署名・発効	171
4. 4. 2. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉における当事国の「提案	172

ルールオプション」	
4. 4. 3. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉における情報通信ルールの採否	177
4. 4. 3. 1. 日本の「提案ルールオプション」からの採否	178
4. 4. 3. 2. インド、ペルー、豪州の「提案ルールオプション」からの採否	181
4. 4. 4. モデルによる説明	186
4. 5. 日蒙 EPA 交渉	191
4. 5. 1. 日蒙 EPA 交渉の経過	191
4. 5. 2. 日蒙 EPA 交渉当事国の「提案ルールオプション」	192
4. 5. 3. 日蒙 EPA 交渉における情報通信ルールの採否	192
4. 5. 4. モデルによる説明	194
4. 6. 総括	196
第五章 米国の FTA 交渉のゲーム	199
5. 1. 米ヨルダン FTA 交渉まで	199
5. 2. 米星、米チリ FTA 交渉	200
5. 2. 1. 米星、米チリ FTA 交渉の経過	200
5. 2. 2. 米星、米チリ FTA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」	201
5. 2. 3. 米星、米チリ FTA 交渉における情報通信ルールの採否	204
5. 2. 4. モデルによる説明	211
5. 3. 米豪 FTA 交渉	216
5. 3. 1. 米豪 FTA 交渉の経過	216
5. 3. 2. 米豪 FTA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」	217
5. 3. 3. 米豪 FTA 交渉における情報通信ルールの採否	218
5. 3. 4. モデルによる説明	220
5. 4. 米モロッコ FTA 交渉から米パナマ FTA 交渉まで	223
5. 4. 1. 交渉の経過	223
5. 4. 2. 交渉当事国の「提案ルールオプション」	227
5. 4. 3. 交渉における情報通信ルールの採否	235
5. 4. 4. モデルによる説明	239
5. 5. 総括	244
第六章 TPP 協定交渉のゲーム	247
6. 1. TPP 協定交渉の経過	247

6. 1. 1. 交渉開始から日本の参加まで	247
6. 1. 2. 日本の交渉参加に向けた動き	250
6. 1. 3. TPP 協定交渉の合意、署名	252
6. 1. 4. TPP 協定交渉外の日米間のやりとり	254
6. 1. 4. 1. 日本から米国への規制改革要望	254
6. 1. 4. 2. 日米 ICT サービス通商原則の策定	256
6. 2. TPP 協定交渉当事国の「提案ルールオプション」	261
6. 3. TPP 協定交渉における情報通信ルールの採否	281
6. 3. 1. TPP 協定における情報通信関係規定	281
6. 3. 2. 情報通信ルールの採否	282
6. 3. 2. 1. 米国の「提案ルールオプション」からの採否	284
6. 3. 2. 2. 米国からの新規提案ルール	286
6. 3. 2. 3. 米国以外の国の「提案ルールオプション」からの採否	287
6. 3. 2. 4. 米国以外の国からの新規提案ルール	289
6. 3. 2. 5. 小括	289
6. 3. 3. モデルによる説明	289
6. 3. 4. TPP 協定についてのコンセンサス形成	293
6. 4. 米国のトランプ政権の発足によるゲームの変更	294
6. 4. 1. トランプ米国新大統領の就任と米国の TPP 協定離脱	295
6. 4. 2. 日米間の新通商交渉の見通し	296
6. 4. 2. 1. 日米経済対話の開始	296
6. 4. 2. 2. 仮に日米交渉が行われた場合に想定されるゲーム	297
6. 4. 3. 米国以外の TPP 協定署名 11 か国の協議の見通し	303
6. 4. 3. 1. 11 か国閣僚会合の開始	303
6. 4. 3. 2. 仮に TPP 11 への交渉が行われた場合に想定されるゲーム	304
6. 4. 4. 日米新交渉、TPP 11 交渉の評価	308
6. 5. 総括	308
6. 5. 1. TPP 協定交渉についての総括	308
6. 5. 2. 米国トランプ政権発足後の通商交渉についての総括	310
第七章 総括、結論と考察	313
7. 1. 検証結果の総括	313
7. 1. 1. これまでの日米の FTA 交渉に関する検証結果の総括	313
7. 1. 2. 仮説の検証結果の整理	318

7. 1. 3. 米国トランプ政権発足後の通商交渉についての結論	318
7. 2. 考察と今後の政策への貢献	319
7. 2. 1. アンバンドル規制を巡る日米間の相違	321
7. 2. 2. 考察：国内ルール拡大の手段としての個別的 FTA	325
7. 2. 3. 考察：提案ルールの更なる検討の必要	327
7. 3. 本稿の学問的意義	329
参考文献	333

図表目次

図 2-1	「公衆電気通信の伝送網・サービス」のアクセス・利用の 2 形態	24
図 2-2	「アクセスと利用」確保義務への「相互接続」義務の上乗せ	31
図 2-3	「アクセスと利用」確保義務への「相互接続」、「アンバンドル」、 「コロケーション」義務	65
図 3-1	関税交渉の協力ゲームにおける実現可能領域(Riezman(1982))	94
図 3-2	完全情報の 2 レベルゲームの結果(Milner et al. (1997))	98
図 3-3	各アクターの理想点	105
図 3-4	自国政府、外国政府のウインセットと交渉可能領域	106
図 3-5	契約曲線の例	111
図 3-6	自国・外国市場の貿易障壁の水準	113
図 3-7	交渉の不成立① N が t^* 軸上にある場合	115
図 3-8	交渉の不成立② N が t 軸上にある場合	115
図 3-9	交渉の不成立③ N が原点にある場合	116
図 3-10	ケース 1	117
図 3-11	ケース 2	119
図 3-12	ケース 3	120
図 3-13	ケース 4	122
図 4-1	日星 EPA 交渉のゲーム (ケース 1)	131
図 4-2	日本と ASEAN6 か国との EPA 交渉のゲーム (ケース 2)	155
図 4-3	日墨 EPA 交渉のゲーム (交渉の不成立③ N が原点にある場合)	165
図 4-4	日チリ EPA 交渉のゲーム (交渉の不成立② N が t 軸上にある場 合)	166
図 4-5	日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉のゲーム (ケース 4)	187
図 4-6	日蒙 EPA 交渉のゲーム (ケース 2)	195
図 5-1	米星 FTA 交渉のゲーム (ケース 4)	212
図 5-2	米チリ FTA 交渉のゲーム (ケース 2)	214
図 5-3	米豪 FTA 交渉のゲーム (ケース 2)	221
図 5-4	米モロッコ FTA 交渉から米韓 FTA 交渉までの各交渉のゲーム (ケース 1)	241
図 6-1	日本の TPP 協定交渉参加までの経過	250
図 6-2	TPP 協定交渉のゲーム (ケース 2)	291
図 6-3	仮に日米間で早期に新交渉を行うとした場合のアクターの理想 点 (ケース 4)	301
図 6-4	仮に米国を除く TPP 協定署名 11 か国で早期に新交渉を行うとし	307

	た場合のアクターの理想点 (ケース 2)	
図 6-5	12 か国の TPP 協定による情報通信ルール共有と日米及び TPP 協定署名 11 か国で新交渉を行うとした場合に見込まれる情報通信ルール共有	308
図 7-1	2010 年時点の米国の各家庭における有線ブロードバンド事業者の選択肢	324
図 7-2	個別的 FTA と広域的 FTA の役割分担	327
表 1-1	アジア太平洋地域の FTA で採用実績のある情報通信関係 WTO プラス 41 項目	6
表 1-2	電子商取引ルールに関する国際フォーラムにおける取組	9
表 2-1	日本政府・米国政府の二段階の交渉	17
表 2-2	関税および貿易に関する一般協定(GATT)における多角的交渉	18
表 2-3	北米自由貿易協定(NAFTA)(1994)第 13 章の規定項目	19
表 2-4	NAFTA 及び GATS 「電気通信に関する附属書」 の情報通信ルールの項目比較	21
表 2-5	「モデル参照文書」 の項目	29
表 2-6	NAFTA 及び GATS の情報通信ルールの項目比較	32
表 2-7	ドーハ開発アジェンダの経緯	33
表 2-8	アジア太平洋地域の先進 7 か国による FTA 締結経過	34
表 2-9	日本の締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	36
表 2-10	米国の締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	43
表 2-11	日本国内の各団体から日本の各 FTA について表明された情報通信ルールに関する意見・要望の項目比較	54
表 2-12	日本の各団体が要望した情報通信ルールと日本の締結した FTA の情報通信ルール	55
表 2-13	日本の FTA 交渉担当者へのインタビュー結果	61
表 2-14	日本の情報通信関係 WTO プラスの各 EPA/FTA における規定状況	62
表 2-15	米国国内の各団体から米国の各 FTA について表明された情報通信ルールに関する意見・要望の項目比較	76
表 2-16	米国の各団体が要望した情報通信ルールと米国の締結した FTA の情報通信ルール	78
表 2-17	米国の情報通信関係 WTO プラスの各 FTA における規定状況	83
表 3-1	関税戦略の戦略形ゲーム(Riezman (1982))	93
表 3-2	情報通信ルールについてポジティブリスト方式が採られた日本	109

の EPA における締約国各国の「追加的な約束」

表 4-1	シンガポールの締結した通商条約（2001 年まで）の情報通信関係規定の項目比較	125
表 4-2	日星 EPA 交渉における交渉参加国の提案ルールオプション情報通信関係 WTO プラス（規律的規定のみ）の項目比較	127
表 4-3	日星 EPA 交渉の交渉解におけるルールの採否	131
表 4-4	日本と ASEAN6 国との交渉の経過	136
表 4-5	マレーシアの締結した通商条約（日マレーシア EPA まで）の情報通信関係規定の項目比較	139
表 4-6	タイの締結した通商条約（2007 年まで）の情報通信関係規定の項目比較	140
表 4-7	インドネシアの締結した通商条約（2007 年まで）の情報通信関係規定の項目比較	142
表 4-8	ブルネイの締結した通商条約（2007 年まで）の情報通信関係規定の項目比較	143
表 4-9	フィリピンの締結した通商条約（2007 年まで）の情報通信関係規定の項目比較	143
表 4-10	ベトナムの締結した通商条約（2007 年まで）の情報通信関係規定の項目比較	145
表 4-11	日マレーシア EPA 交渉から日インドネシア EPA 交渉までにおける交渉参加国の提案ルールオプション情報通信関係 WTO プラスの項目比較	147
表 4-12	日ブルネイ EPA 交渉から日越 EPA 交渉までにおける交渉参加国の提案ルールオプション情報通信関係 WTO プラスの項目比較	148
表 4-13	日本と ASEAN6 か国との EPA 交渉の交渉解における日本の交渉相手国市場についてのルールの採否	156
表 4-14	日本と ASEAN6 か国との EPA 交渉の交渉解における日本市場についてのルールの採否	158
表 4-15	メキシコの締結した通商条約（日墨 EPA まで）の情報通信関係規定の項目比較	160
表 4-16	チリの締結した通商条約（日墨 EPA まで）の情報通信関係規定の項目比較	161
表 4-17	日墨 EPA 交渉、日チリ EPA 交渉における交渉参加国の提案ルールオプション、情報通信関係 WTO プラス（規律的規定のみ）の項目比較	163

表 4-18	日墨・日ペルーEPA 交渉の交渉解におけるルールの採否	166
表 4-19	日本とインド、豪州、ペルーとの交渉の経過	168
表 4-20	インドの締結した通商条約(日印 EPA まで)の情報通信関係規定 項目比較	173
表 4-21	ペルーの締結した通商条約 (日ペルーEPA まで) の情報通信関 係規定の項目比較	174
表 4-22	豪州の締結した通商条約 (日豪 EPA まで) の情報通信関係規定 の項目比較	175
表 4-23	日印 EPA 交渉から日豪 EPA 交渉までにおける交渉参加国の提 案ルールオプション、情報通信関係 WTO プラスの項目比較	177
表 4-24	日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉の交渉解におけるルールの採否	189
表 4-25	日本と豪州、モンゴル、TPP 協定参加国との交渉の経過	191
表 4-26	日豪 EPA 交渉における交渉参加国の提案ルールオプション、情 報通信関係 WTO プラスの項目比較	193
表 4-27	日豪 EPA 交渉の交渉解におけるルールの採否	196
表 5-1	シンガポールの締結した通商条約(米星 FTA まで)の情報通信関 係規定項目比較	202
表 5-2	チリの締結した通商条約 (米チリ FTA まで) の情報通信関係規 定の項目比較	203
表 5-3	米国とシンガポール、チリとの間の FTA 交渉における各国の提 案ルールオプション項目と FTA 項目	205
表 5-4	米星、米チリ FTA 交渉の交渉解におけるルールの採否	215
表 5-5	豪州の締結した通商条約 (米豪 FTA まで) の情報通信関係規定 の項目比較	217
表 5-6	米国と豪州との間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプシ ョン項目と FTA 項目	219
表 5-7	米豪 FTA 交渉の交渉解におけるルールの採否	222
表 5-8	中米 5 か国 (コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジ ュラス、ニカラグア) が共同で締結した通商条約の情報通信関係 規定の項目比較	228
表 5-9	ドミニカ共和国の締結した通商条約の情報通信関係規定の項目 比較	230
表 5-10	韓国の締結した通商条約 (KORUS まで) の情報通信関係規定 の項目比較	231
表 5-11	コロンビアの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較	232
表 5-12	パナマの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較	234

表 5-13	米国とモロッコ、中米 5 か国、ドミニカ共和国、バーレーンとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目	236
表 5-14	米国とオマーン、ペルーとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目	237
表 5-15	米国と韓国、コロンビア、パナマとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目	239
表 5-16	米モロッコから米パナマ FTA 交渉の交渉解におけるルールの採否	241
表 6-1	TPP 協定交渉の経過 I (日本の交渉参加まで)	249
表 6-2	日本の TPP 交渉参加に向けた各国との協議 I (平成 24 年(2012)時点)	251
表 6-3	日本の TPP 交渉参加に向けた各国との協議 II (平成 25 年(2013)4 月 18 日現在)	252
表 6-4	TPP 協定交渉の経過 II (日本の交渉参加から協定署名まで)	253
表 6-5	「日米経済調和対話」の経過	257
表 6-6	日米 ICT サービス通商原則の概要	258
表 6-7	米国の情報通信技術サービス通商原則	260
表 6-8	豪州の締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	261
表 6-9	ブルネイの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	263
表 6-10	カナダの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較	265
表 6-11	チリの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	267
表 6-12	マレーシアの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	269
表 6-13	メキシコの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	271
表 6-14	ニュージーランドの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較	273
表 6-15	ペルーの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	275
表 6-16	シンガポールの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	277
表 6-17	ベトナムの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較	280
表 6-18	TPP 協定全 30 章の概要	282

表 6-19	TPP 協定交渉参加国の「提案ルールオプション」と TPP 協定情報通信関係 WTO プラスの項目比較	283
表 6-20	TPP 協定交渉の交渉解におけるルールの採否	291
表 6-21	TPP 協定各署名国における協定の国内手続き（2016 年 10 月 7 日現在）	294
表 6-22	TPP 協定交渉後の日米の「提案ルールオプション」（TPP 協定の内容を「提案ルールオプション」に加えた場合）	300
表 6-23	TPP 協定交渉後の TPP 協定締約 11 か国の「提案ルールオプション」（TPP 協定の内容を「提案ルールオプション」に加えた場合）	305
表 7-1	日米の FTA 交渉のゲームの場合分けによる分類	315

略語一覧

AANZFTA	Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area	ASEAN 豪州ニュージーランド自由貿易地域協定
ACCC	Australian Competition and Consumer Commission	豪州競争・消費者委員会
ACD	Asia Cooperation Dialogue	アジア協力対話
ACIFTA	Australia-Chile Free Trade Agreement	豪州チリ自由貿易協定
ADSL	Asymmetric Digital Subscriber Line	非対称デジタル加入者回線
ANZCERTA	Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement	豪州ニュージーランド経済関係貿易協定
ANZSCEP	Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership	ニュージーランドシンガポール経済パートナーシップ
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
CAFTA	Central America Free Trade Agreement	米国中米自由貿易協定
CAFTA-DR	Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement	ドミニカ共和国中米米国自由貿易協定
CATV	Community Access Television	ケーブルテレビ
CEP	Comprehensive Economic Partnership	日 ASEAN 包括的経済連携
CETA	Canada-European Union: Comprehensive Economic and Trade Agreement	カナダ欧州連合包括的経済貿易協定
ChAFTA	China-Australia Free Trade Agreement	中国豪州自由貿易協定
CIFTA	Canada-Israel Free Trade Agreement	カナダイスラエル自由貿易協定
CKFTA	Canada-Korea Free Trade Agreement	カナダ韓国自由貿易協定
CSFTA	China-Singapore Free Trade Agreement	中国シンガポール自由貿易協定
CSI	U.S. Coalition of Service Industries	全米サービス産業連合
DDA	Doha Development Agenda	ドーハ開発アジェンダ
DMCA	Digital Millennium Copyright Act	デジタルミレニアム著作権法
DoT	Department of Telecommunications	電気通信局（インド）
DSL	Digital Subscriber Line	デジタル加入者回線
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
ESFTA	EFTA-Singapore FTA	EFTA シンガポール自由貿易協定
FCC	Federal Communications Commission	（米国）連邦通信委員会
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
FTAAP	Free Trade Area of Asia-Pacific	アジア太平洋自由貿易圏

FTTH	Fiber to the Home	光回線サービス
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
GCC	Cooperation Council for the Arab States of the Gulf	湾岸協力理事会
GSFTA	GCC -Singapore FTA	アラブ湾岸諸国シンガポール自由貿易協定
IDA	Info-communications Development Authority of Singapore	(シンガポール) 情報通信開発庁
IFAC	Industry Functional Advisory Committee	貿易政策産業機能諮問委員会
IFAC-4	Industry Functional Advisory Committee 4	電子商取引貿易政策産業機能諮問委員会
IFAC-3	Industry Functional Advisory Committee 3	知的財産貿易政策産業機能諮問委員会
IMDA	Info-communications Media Development Authority of Singapore	(シンガポール) 情報通信メディア開発庁
IP	Internet Protocol	インターネットプロトコル
ISAC	Industry Sector Advisory Committee	貿易政策産業セクター諮問委員会
ISAC 13	Industry Sector Advisory Committee 13	サービス貿易政策産業セクター諮問委員会
ITACs	Industry Trade Advisory Committees	貿易諮問委員会
ITAC8	Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce	情報通信技術・サービス・電子商取引貿易諮問委員会
ITAC15	Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights	知的財産貿易諮問委員会
ITAC10	Industry Trade Advisory Committee on Services and Finance Industries	サービス・金融産業貿易諮問委員会
JAEP	Japan-Australia Economic Partnership Agreement	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定
JBEP	Japan - Brunei Economic Partnership Agreement	経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

JSEPA	The Agreement between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership Agreement	新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
KAFTA	Korea-Australia Free Trade Agreement	韓国豪州自由貿易協定
KORUS	Free trade agreement between the United States of America and the Republic of Korea	米国韓国自由貿易協定
MAFTA	Malaysia-Australia Free Trade Agreement	マレーシア豪州自由貿易協定
MIAU	Movements for Internet Active Users	一般社団法人インターネットユーザー協会
NAFTA	North American Free Trade Agreement	北米自由貿易協定
NBTC	National Broadcasting and Telecommunications Commission	(タイ) 国家放送通信委員会
NTC	National Telecommunications Commission	(フィリピン) 国家電気通信委員会
NTC	National Telecommunications Commission	(タイ) 国家電気通信委員会
NTT	Nippon Telegraph and Telephone Corporation	日本電信電話株式会社
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OSIPTEL	Organismo Supervisor de Inversión Privada en Telecomunicaciones	(ペルー) 電気通信民間投資監督庁
PTA	Preferential Trade Arrangements	特恵的貿易協定
PTPA	United States-Peru Trade Promotion Agreement	米ペルー貿易促進協定
RIO	Reference Interconnect Offer	相互接続約款 (インド)
SAFTA	Singapore-Australia Free Trade Agreement	シンガポール豪州自由貿易協定
SIM	Subscriber Identity Module	SIM (加入者契約情報モジュール)
SMP	Significant Market Power	著しい市場支配力
TAFTA	Thailand-Australia Free Trade Agreement	タイ豪州自由貿易協定
TIA	Telecommunications Industry Association	電気通信産業協会
TPA	Trade Promotion Agreement	貿易促進協定
TPA	Trade Promotion Authority	通商促進権限
TPP	Trans-Pacific Partnership	環太平洋パートナーシップ
TRAI	Telecom Regulatory Authority of India	インド電気通信規制庁
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦

UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law	国際連合国際商取引法委員会
USTA	United States Telecom Association	ユナイテッドステーツテレコムアソシエーション
USTSA	United States Telecommunications Suppliers Association	米国電気通信供給者協会
USITC	United States International Trade Commission	米国国際貿易委員会
USTR	United States Trade Representative	米国通商代表
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

第一章 本研究の目的・対象、問題設定、検証方法

1. 1. 本研究の目的・対象

第二次世界大戦後の世界の通商秩序において、「関税及び貿易に関する一般協定(GATT (General Agreement on Tariffs and Trade))」が成立して以後の通商交渉は、長く、主に物品市場を巡るものであり、取り分け関税の引き下げ・撤廃に関するものであった。

サービス分野を扱う通商交渉の先駆けとなったのは、米国がカナダ、メキシコと締結したに向けた北米自由貿易協定(NAFTA (North American Free Trade Agreement))(1994)に向けた交渉であった。NAFTA では、サービス分野の中でも特に情報通信分野について特化したルールが新設された。

そして、それを世界的規模で、また、更に一層本格的なルールに拡大深化させたのが 1986 年からの GATT のウルグアイ・ラウンド交渉及びその継続交渉のひとつであった基本電気通信交渉の結果締結された「サービスの貿易に関する一般協定(GATS (General Agreement on Trade in Services))」(「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization)」(WTO 協定)附属書 1B)の情報通信関係規定であった。

しかし、ウルグアイ・ラウンド後の WTO (World Trade Organization)では、交渉がなかなか実際の通商協定の改定に到らず、GATS のルールはその後改定されないうままになっている。

そういった中、その後の情報通信分野の通商ルールの策定は、むしろ、二か国ないし数か国で締結される自由貿易協定(FTA (Free Trade Agreement))に向けた交渉が主導することになる。

WTO 協定以後の通商協定における情報通信関係規定は、GATS に設けられていたルールに加え、近年の FTA 交渉で増加・深化し、情報通信サービス市場へのアクセスや情報通信基盤に関する国内ルール、情報通信網上の情報流通に関するルールやネット上の知的財産権の保護の在り方等その内容が広範になってきている。そして、各国情報通信市場の在り方やインターネット上の情報流通の在り方等について、ルールを形成してきている。

ただ、WTO のような世界的な枠組みにおいて世界的な規律的なルールが形成され、それが多国間で共有されるのは、WTO の機能として理解できるが、二国間等の個別的な交渉として行われる FTA 交渉が、広域のルール形成に向けて役割を果たすことができるのであろうかという疑問がかねてから投げかけられてきている。後述するように、個別的な FTA による通商ルール拡大のアプローチは、広域的なルール形成を阻害するという見方がある。

本研究の目的は、日本、米国が現実において進めている個別的な FTA 交渉による情報通信関係のルール拡大が、より広域のルール共有に向けて、有効なのか、それとも、他の通商ルールについて論じられているように、広域のルール共有を阻害するものなのかの検証である。

本稿では、そのために、FTA 交渉による情報通信市場に関するルール形成が、二国間などの個別的な規律にとどまらず、国際的に広域の規律策定に向けて機能しているか、それが機能しているのであれば、それはどのようなメカニズムにより機能しているのかを検証する。米国のトランプ政権は二国間による個別的なアプローチを追求すると言明しているから、個別的アプローチについての評価は、米国のアプローチにどう対応していくべきかの今日的な政策課題でもある。

本研究は、現在の情報通信分野に関しては、個別的な FTA によるルール拡大のアプローチは、広域的なルール共有を阻害しておらず、この分野では、個別的・広域的アプローチの双方の追求が有意義なものであるとする仮説に立ち、そのメカニズムを検証するものである。

本稿では、GATS におけるルール形成に到る動きから、その後の個別的 FTA 交渉、そして、環太平洋パートナーシップ(TPP (Trans-Pacific Partnership))協定交渉にまで到る、アジア太平洋地域における情報通信分野の通商ルール形成の動きを扱う。その中でも GDP でアジア太平洋経済協力(APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation))域内でも 2 国だけで 6 割近くを占める日本と米国とを採り上げ、この両国がアジア太平洋地域において FTA 交渉を通じて各々進めている FTA 情報通信関係ルール規定拡大の動きを研究対象とする。

本章では、まず、これに関する関係概念を整理する。

1. 1. 1. アジア太平洋地域

本稿で取り上げるのはアジア太平洋地域における動向である。これは、我が国と米国とがこれまで FTA 情報通信関係ルール規定拡大を進めてきたのが主としてアジア太平洋地域であったためである。ここでは概ね APEC 域内の地域を指すこととするが、米国が個別的 FTA の締結を進めてきた中東諸国も便宜含めて検討を行う。

1. 1. 2. 情報通信関係の通商協定交渉

アジア太平洋地域における情報通信関係の通商協定交渉には、これまで 3 つの画期があった。

第一の画期は、世界的規模の多数国で行われた GATT ウルグアイ・ラウンド交渉(1986-94)及びその後継交渉であった基本電気通信交渉(1994-97)である。

これに先行して世界で情報通信関係に特化した規定を設けた通商協定として NAFTA(1994)があるが、ウルグアイ・ラウンド交渉及び基本電気通信交渉の結果締結された GATS は、NAFTA の情報通信規定の殆どを吸収したのみならず、電気通信のサービス提供者の相互接続に関する詳細な規定を創始するなど、通商協定における本格的な情報通信関係規定の起点となった。

情報通信関係の通商協定交渉の第二の画期をなしたのは、二国間等の個別的な FTA 交渉において始まった、GATS の規定を超えるルールを盛り込む動きの活発化である。

FTA について、GATS 第 5 条の規定は、サービス貿易の障壁等の撤廃を内容として一定の自由化を進める内容である限りは WTO による自由貿易体制を補完するものとしてこれを許容している。各国は、FTA を締結することで、WTO 協定の定める最恵国待遇原則の例外として、相互に特惠的な市場アクセス権等を供与し合っている。WTO 交渉はドーハ開発アジェンダ(2001-)で円滑に進まず、各国で個別的 FTA 締結の動きが拡大するようになった。

情報通信関係については、日本、米国は、各々、シンガポールとの間で、WTO 協定には規定されていない、WTO 協定のルールに上乗せするルール(WTO プラス)を多く盛り込んだ FTA を締結、発効させた。日星経済連携協定(EPA (Economic Partnership Agreement))¹は 2002 年、米星 FTA は 2004 年に発効している。これを皮切りに、以後、日米は各々各国と情報通信関係 WTO プラスを多く盛り込む FTA の締結を進めて行った。

第三の画期は、広域 FTA としてアジア太平洋地域で最初の本格的な協定を締結することとなり、情報通信関係でも多くの規定を盛り込んだ TPP 協定に向けた交渉である。2016 年 2 月 4 日にニュージーランドのオークランドにおいて 12 か国による協定への署名が行われ、日本では、12 月 9 日に国会で承認されるに到った。米国では、TPP 協定の情報通信関係規定について、国内でも支持が得られており、日米を含む広域のルール共有への足がかりが得られたかに見えたが、同協定に否定的なドナルド・J・トランプ氏が 2017 年 1 月 20 日に大統領に就任したため、その批准の見通しがつかなくなっている。

本稿では、日本及び米国が各々進めてきた個別的 FTA 交渉と TPP 協定交渉における情報通信規定の拡大の動きを分析の対象とする。

¹ 我が国では、FTA の追求するような貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を EPA と呼んでいる。EPA は FTA の一カテゴリーであることは間違いなく、本稿でもそのように扱う。

1. 1. 3. FTA における WTO プラス

FTA では、既に GATS などの WTO 協定で定められているルールについても再度あらためて規定している例が多い。

本稿で検討するのは、日米各々が締結を進める FTA によるルール形成の動きである。したがって、本稿では、GATS などの WTO 協定で既に各国がコミットメントしているルールよりも、WTO プラスに注目して分析を行う。

ただ、これに関しては、第四章で詳述するが、WTO ルールにもまだ全面的にコミットしていない WTO 加盟国もあることにも留意する必要がある。そこで、そういった国については、FTA において、これまでコミットメントしていない WTO ルールに新たにコミットメントを行うケースがあるので、そのような場合には WTO ルールについても分析対象とする。

1. 1. 4. 情報通信ルール

情報通信分野に特化された各 FTA における規定を大別すると、(1)外資規制等外国性規制の緩和・撤廃等（市場アクセス、内国民待遇の規定）（サービス章、投資章等に規定。）、(2)情報通信基盤に関するルール（近年の FTA では主に電気通信章に規定。以下「電気通信ルール」と呼ぶ。）、(3)情報通信網を流れる情報の流通に関するルール（近年の FTA では主に電子商取引章に規定。以下「電子商取引ルール」と呼ぶ。）、(4)ネット上での知的財産保護に関するルール（以下「ネット知的財産保護ルール」と呼ぶ。）に分けられる。

本稿で検討するのは、各国の情報通信市場におけるプレイヤーの行為についてのルールである(2)から(4)（以下「情報通信ルール」と呼ぶ。）の WTO プラスに向けた交渉の動きである。

なお、情報通信機器の基準認証規制に関する規定は、FTA の電気通信ルールと同じ枠組みの中に規定が設けられることもある（NAFTA、日星 EPA など）が、他方で、多くの場合には、FTA 電気通信章の外の枠組みで置かれている（例えば、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（平成 19 年条約第 17 号）は、FTA からは独立した条約として締結された）。このような端末機器のルールについての交渉は、直接的には物品市場のルールを扱うものであり、他の情報通信ルールのように情報通信サービス市場のルールを直接的に扱う訳ではないので、ここでは、一律に、検討の対象に含めないこととした。

また、GATS など WTO 協定や各 FTA の情報通信ルールを比較対照するには、

それらの異同を見るための分類、整理が必要となる。

TPP 協定交渉に参加したアジア太平洋地域の 12 か国がこれまでに締結した全ての FTA（表 2-9、2-10、6-8 から 6-17 にそれらに盛り込まれた情報通信ルール規定の全てが整理されている。）、そして、TPP 協定交渉参加国以外で日本、米国が FTA を締結した各国が日米と FTA を締結する前に締結した全ての FTA（表 4-6、4-7、4-9、4-20、5-8 から 5-12 にそれらに盛り込まれた情報通信ルール規定の全てが整理されている。）の数は、延べで 150 を超える。

これらの FTA の全てについて情報通信ルール規定を採集し、一以上の FTA で採用実績のある WTO プラスを整理したところ、表 1-1 の 41 項目に分類することができた²。本稿においては、この項目により各ルールを分類して比較検討することとする。そして、各ルールに言及する際にはこの表 1-1 において[]の括弧を付した分類番号を用いることとする。

² 表 1-1 の各項目は、概ね、多くの FTA で「条(article)」の単位でまとめられている単位で立項した。ただし、主要なサービス提供者による相互接続のルールに関しては、その内容が多岐にわたるので、更に細分化して立項した。また、番号ポータビリティの確保、ダイヤリング・パリティの確保、再販売の確保、海底ケーブルシステムへのアクセス確保に関する各規定については、その規定で求めている確保の対象が公衆電気通信事業者全般によるものであったり主要なサービス提供者によるものであったり等、FTA により異同があるが、これらは、主要なサービス提供者において確保されることで市場における競争環境が相当程度確保されることに鑑みれば、その対象の違いによってその実質的効果に大きな差がないと考え、ここでは各々同じ項目の中にまとめることにした。情報通信機器の基準認証規制に関する規定は、FTA の外の枠組みで置かれることもあり、ここでは、一律に検討の対象に含めていない。また、各項目には、整理・比較の便宜のため、番号を付与した。また、番号の順序は、TPP 協定にある項目は TPP 協定の規定の順序とし、それ以外の項目については、その内容を考慮して適宜番号を付与した。

表 1-1 アジア太平洋地域の FTA で採用実績のある情報通信関係 WTO プラス 41 項目

電気通信ルール	
[1]	公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。）
[2]	番号ポータビリティ
[3]	ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別
[4]	国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進
[5]	主要なサービス提供者における不利でない待遇
[6]	再販売
[7]	主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与
[8]	主要なサービス提供者の加入者回線の細分化
[9]	主要なサービス提供者における接続約款による相互接続
[10]	主要なサービス提供者の接続約款の認可制
[11]	主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続
[12]	主要なサービス提供者における接続協定のファイリング
[13]	主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金
[14]	主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保
[15]	主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス
[16]	海底ケーブルシステムへのアクセス
[17]	アクセス拒否の理由説明
[18]	規制機関による執行
[19]	紛争解決
[20]	技術中立性
[21]	情報サービス（付加価値サービス）への非規制
[22]	規制執行の差し控え
[23]	産業参加
電子商取引ルール	
[24]	デジタル・プロダクトの無差別待遇
[25]	電子商取引関係法等の透明性
[26]	UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）
[27]	電子取引に関する大きな負担とならない国内規制
[28]	電子認証の合法性
[29]	オンライン消費者保護
[30]	個人情報保護
[31]	貿易文書の電子化
[32]	オープンインターネット
[33]	国境を越えた情報の移転の許可*
[34]	サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保
[35]	コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止
[36]	要求されていない商業上の電子メッセージの規制
[37]	電子商取引に関する情報交換・協力
[38]	サイバーセキュリティ協力
[39]	ソースコード移転・アクセス要求の禁止
ネット知的財産保護ルール	
[40]	インターネットドメインネーム割当の適正手続き
[41]	サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）

*:TPP 協定においてのみ規律的规定。

(TPP 協定交渉に参加したアジア太平洋地域の 12 か国がこれまでに締結した全ての FTA (表 2-9、2-10、6-8 から 6-17 にそれらに盛り込まれた情報通信ルール規定の全てが整理されている。)、そして、TPP 協定交渉参加国以外で日本、米
国が FTA を締結した各国が日米と FTA を締結する前に締結した全ての FTA (表 4-6、4-7、4-9、4-20、5-8 から 5-12 に
それらに盛り込まれた情報通信ルール規定の全てが整理されている。) の情報通信ルール規定から筆者作成。)

1. 1. 5. 規律的规定への注目

本論文では、検討対象とする交渉の中でも、各国を具体的に強く拘束する規律

的規定への交渉に特に注目することにする。

締約国間の協力や、締約国各国の努力等を概括的に定める規律性の弱い規定は、締約国の取組に方向性を与えるという意味で、それらにも意義があると思われるが、本論文では、各国間でのルール共有に関心を持つところ、各国でルールを共有するという場合、その当事国の一定の明確な作為、不作為について何らかの担保がなされていなければ、その実効性は薄いと考えたためである。

国際関係におけるルール形成一般について、Abbott et al. (2001)は、「法制化(legalization)」の概念を提示、その3側面として、国家等への強い拘束性(binding obligation on states and other subjects)、精緻性(precision)、解釈・紛争解決等権限の第三者への委任性(delegation)を挙げた³。各ルール規定が規律性の強い規定(ハードロー)というには、特にこの拘束性、精緻性が必要だろう。(WTO協定や多くのFTAでは、第三者への委任性は、紛争解決規定で担保される。なお、GATSの情報通信規定に関しては、この紛争解決が実際に機能した事例として、メキシコの国際通信法制がGATS電気通信附属書及び第4議定書の規定に反するとした米国の提起を受けた米墨紛争が、WTO小委員会報告(2004)⁴を受けて解決に到った事例を挙げていいだろう。メキシコは、第三者的なWTO小委員会の報告を受けてGATSの規定に則して米国の問題提起に対応することになったのであり、第三者への委任性と共に、国家へのGATSの拘束性が機能した事例でもある⁵。Abbott et al. (2001)は、また、WTO通商協定が一般に精緻性で高い水準にあることも指摘している⁶。)

FTA情報通信規定では、電子商取引ルール規定の中等に、拘束性が弱い規定として、締約国が努力する、重要性を認識する、考慮する、協力することのみを定める規定、協定の内容よりも締約国の法令を優先させる規定等があり、また、精緻性が低い規定として、一般的な措置の採用・維持を概括的に規定しているもの、モデル法に準拠する旨を概括的に規定しているもの等がある。本稿では、そういった規律性の弱い規定よりも規律性の強い規定について重点的に議論している。

表1-1では、そういった規律性の弱い規定には網掛けを付して、それ以外の規律性の強い規定と区別をしている。

³ Abbott et al. (2001), 20-24

⁴ World Trade Organization(2004)

⁵ GATS電気通信附属書、同第4議定書の約束表所引の参照文書の国家への拘束性は、小寺彰(2005)、間宮勇(2006)でも指摘されている。

⁶ Abbott et al. (2001), 30

なお、FTA で盛り込まれたルールのうち、電子商取引ルールでは、WTO や FTA 交渉のような通商交渉の場とは別に、多国間で形成されるフォーラムで醸成されてきたものもある。

経済協力開発機構 (OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)) や国際連合国際商取引法委員会 (UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law))、APEC といったこれらフォーラムでは、各国が共有できるルールへの方向性を持ったガイドラインやモデル法が作成され、各国のルールについての共通認識を醸成することに役立っている。(表 1-2)

FTA では、表 1-1 の[26]電子商取引の法的効果の許容のルールのように、UNCITRAL モデル法に直接的に言及するルールも盛り込まれている。つまり、こういったルールについては、多国間のフォーラムで醸成された各国間の共通認識を、法的に担保可能なルールにすることを促す機能を FTA が担っていることになる。

ただ、こういったフォーラムで検討された結果から反映されたルール規定は、表 1-1 の[26]、[28]電子認証の合法性、[31]貿易文書の電子化のように、FTA の規定としては、直接的には規律性の面で強くないルールが多い。

表 1-2 電子商取引ルールに関する国際フォーラムにおける取組

	WTO	OECD	UNCITRAL	APEC	二国間協定（署名時）
1980		「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」			
1992		「情報システムの安全性に関するガイドライン」			
1997		「暗号政策ガイドライン」	「電子商取引に関するモデル法」		
1998	「グローバルな電子商取引に関する関係宣言」	「電子商取引の税制枠組条件」 「OECD 電子商取引行動計画」		「電子商取引に関する活動写真」	
1999	一般理事会への検討報告	「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」公表		電子商取引運営グループ設置	
2000		「ローカルアクセス価格と電子商取引」 「電子商取引に関する円卓会議」			
2001			「電子署名に関するモデル法」		
2002		「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン」			
2003		国際詐欺防止ガイドライン制定			豪シンガポール FTA 米シンガポール FTA 米チリ FTA
2004	関税不賦課モラトリアム延長			「(認証) 管轄領域を横断する電子商取引での使用に供しうる証明書の発行手法に関するガイドライン」	米豪 FTA 豪タイ FTA
2005	関税不賦課モラトリアム延長		「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」	「APEC プライバシーフレームワーク」	泰ニューージーランド緊密経済連携協定 インドシンガポール包括経済連携協定 韓シンガポール FTA
2006					米ペルー TPA 米コロンビア FTA
2007				「APEC データプライバシー・バスファインダー」 APEC 貿易円滑化モデル措置電子商取引章合意	米韓 FTA
2008					豪チリ FTA
2009	関税不賦課モラトリアム延長			「APEC 越境プライバシー執行のための協力取決め」	日スイス EPA
2010				「APEC 越境プライバシー・ルール (CBPR)」	韓 EU・FTA
2011	関税不賦課モラトリアム延長				
2012					
2013	関税不賦課モラトリアム延長	「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」の改訂			豪マレーシア FTA
2014					日豪 EPA
2015	関税不賦課モラトリアム延長				日モンゴル EPA 中韓 FTA 中豪 FTA

出所：経済産業省通商政策局編(2016)、884、図表III-7-1

1. 2. 問題設定と仮説

本稿では、次の2つの仮説を設定する。

第一に、日米両国が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信ルールの拡大について、これが自国の国内ルールの国際スタンダード化を目指す「法的競争」の目的をもって進められてきたということである。これは、後に見る政策拡散理論における「法的競争」が FTA 拡大の行動原理となっているという議論が情報通信ルールについても当て嵌まるということである。また、こういった「法的競争」があるのであれば、その結果、日米の FTA 間で「ルールの多様化」が生じている可能性があるのであるから、その検証も必要になる。

後に見るように、個別的 FTA におけるルール多様化が広域的ルール共通化を進める動きを阻害するという議論がある。「法的競争」の結果のルール多様化という現象が情報通信ルールについても見られるとなると、現在日本政府、米国政府が情報通信ルールについて各々進めている個別的 FTA の推進と広域 FTA の推進とは、本来両立しないということになるが、果たしてそうなのかが本研究における問題意識である。

従って、第二の仮説は、上記のような個別的 FTA の競争的拡大とその結果である「ルールの多様化」があっても、それによって現在の情報通信ルールの広域的拡大は阻害されていないというものである。これは、政策拡散理論における「法的競争」による FTA 拡大の弊害の議論が、現在の情報通信ルールについては当て嵌まらないということである。

この仮説が成立するのであれば、我が国が現在、広域的 FTA だけではなく、個別的 FTA にも情報通信ルールの盛り込みを進めていることは、広域的にルール共有を進めていく見地からは、間違ったものということにはならないということになる。

1. 3. 検証方法の概略

1. 3. 1. FTA 交渉における日米の行動原理の検証（「法的競争」の検証）

本稿では、まず、日米各々が個別的 FTA による情報通信関係規定の拡大を「法的競争」により推進し、その結果「ルールの多様化」が生じていると言えるか、検証する。併せて、日米の FTA 間で「ルールの多様化」が生じているとしたら、それは両国のどういう相違が投影されているのかを検証する。（第二章）

このために、まず、日本及び米国が個別的 FTA の拡大を始めるまでの経過をトレースする。

その上で、主に政策拡散理論の視座に立って、次の 3 つの見地から分析を行う。

第一に、日米各々の国内でどういうルールが要望されていたかを確認し、それと実際の FTA に盛り込まれたルールとを対照する。その中では、交渉相手国の如何を問わず、一貫して FTA に盛り込みを進めたルールがないかに着目する。

第二に、日本と米国の政府の方針を確認しつつ、また、実際の FTA 交渉担当者にインタビューを行い、その中から日米政府の各々が FTA 交渉の目的をどこに置いてきたのかを探る。

第三に、以上の中で、日本、米国政府の各々がスタンダードセッティング、そして、各国が供与するコミットメントの範囲のロックインを目的とした「法的競争」を追求していると言えるかを検証する。

そして、その結果日米の FTA 間の「ルールの多様化」が生じているかについて、確認する。

1. 3. 2. 「法的競争」がルールの広域的共有を阻害していないことの検証

本稿では、次に、個別的 FTA 情報通信ルール規定の拡大が情報通信ルールの広域的協定を阻害していないことを検証する。(第三章から第六章)

そのために、各交渉を検証する視座を得るために、ゲーム理論の考え方によるモデル化を行う。詳細は後述するが、これは、関係国が互いに交渉して合意を目指すことで、現状よりも効用が増すという枠組みの中で、各 FTA 交渉に臨む関係国の行動が説明できることを前提にしている。

その上で、日本、米国の各々が行ってきた個別的 FTA 交渉、そして、日米両国が参加した 12 か国による広域的 FTA 交渉であった TPP 協定交渉の各々について、その経過をトレースする。そして、交渉当事国の各交渉における提案ルールオプションを特定した上で、日米各国の行動原理がどのような帰結に到ったのかの検証を行う。その際には、交渉当時の関係各国の国内法制の整備状況についても確認し、これと各国の行動原理との関係について分析する。(日本の個別的 FTA(EPA)交渉について、第四章、米国の個別的 FTA 交渉について、第五章、TPP 協定交渉について、第六章。)

ただ、この中で、TPP 協定に関しては、2017 年 1 月 20 日に発足した米国のトランプ政権が協定からの離脱の意思を明らかにし、これに代わる二国間交渉の可能性に言及している状況にあるため、過去の交渉についての検証結果を用いて、現在再度の交渉があるとした場合にどのような帰結が想定されるかも分析する。

そして、日米政府の各々が、各交渉を通じてその目的をどのように達したのか、

達していないのかを検証し、その上で、個別的 FTA 交渉が各国の広域的なルール共有にどのように影響しているのかを分析し、現在の情報通信ルール交渉においては、前者が後者の阻害要因とはなっていないという仮説について検証を行う。

1. 3. 3. 総括と結論

以上の検証の上で、最後に総括を行い、そして、今後の日本の情報通信ルールに関する通商交渉の方向性について、考察を行う。(第七章)

第二章 FTA 交渉における日米の行動原理

2. 1. 本章の課題

本章では、アジア太平洋地域において情報通信関係の国内規制整備を先行して進めてきた日本と米国について、主に政策拡散理論のパスpekティブに沿って、その FTA の情報通信ルール規定の拡大がどのような行動原理によって行われてきたかを検証する。

まず、この両国が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信ルールの拡大について、これが自国の国内ルールの国際スタンダード化を目指す「法的競争」の目的をもって進められてきたという仮説を設定し、これについて検証する。

そして、その上で、日米の個別的 FTA においてルールの多様化が生じていることを確認する。

2. 2. 個別的 FTA 拡大の行動原理に関する先行研究

ここで、個別的 FTA 拡大の行動原理に関する先行研究について整理する。

Baldwin (1993, 2006)は、地域主義のドミノ理論を提示した。そこでは、国の特恵的貿易協定(PTA (Preferential Trade Arrangements))への参加決定は、参加賛成派と参加反対派とをバランスする国内政治学の均衡点で決まるとする。

ここで、参加賛成派は、FTA への参加による優遇的アクセスで利益を得、参加しないことによる差別を受けることで被害を受ける輸出産業(export sectors)企業と関係づけられる。また、参加反対派は、FTA への参加が含意する自由化で被害を受ける、輸入と競合する産業(import-competing sectors)の企業と関係づけられる。

Baldwin (1993, 2006)によると、各国で一方向的に決められた関税水準は、複数国間の貿易交渉では、相互で引き下げられるので、輸出産業は、外国市場へのより良いアクセスを得るために自国の保護主義に反対するようになる。更に、多国間で PTA が締結されると、輸出産業企業は、その PTA に加わらなければ一層の差別を受けることとなる上に、PTA に加わることでより多くの市場アクセスが得られることになるから、更に新しい政治経済的力学を生み出すショックをもたらす。輸出産業は、国内・国外双方の消費者に向けて生産を行うため、多くの場合、構造的に、輸出産業の産業アウトプットは、輸入と競合する産業のそれを上回る。その場合、ある産業の大きさはその政治力にリンクするので、このショックは輸出産業の政治力を輸入競合産業のそれよりも上昇させてしまう。このようにして、PTA の加入国が増えれば増えるほど、非加入国が直面する参加賛成

派の政治経済的な力を高める事になるという⁷。

Simmons et al. (2008)は、国際的な政策拡散について、「ある国における政府の政策決定が、他の国における先行的政策選択によってシステムティックに条件付けられるときに起こる」とする⁸政策拡散理論の考え方を提示した。そして、そのメカニズムとして、「強制(Coercion)」、「競争(Competition)」、「学習(Learning)」、「模倣(Emulation)」の4類型を挙げている⁹。

「強制」の手段としては、物理的な力の威嚇や使用、経済的なコスト又は利益の操作、情報や専門性の独占が例示されており、強いアクターが弱者に対して政策変更の選好を押しつけるのに利用する力の非対称性が「強制」の根底にある論理であると説明されている¹⁰。

「競争」については、政府には、その管轄地を世界的な投資に魅力のある場所とし、コストを最小化して市場を競争的であり続けるようにするために、「マーケットフレンドリー」な政策を選択する強力なインセンティブを持つと論じられている¹¹。

「学習」は、新しい理論や行動レパートリーの観察と解釈、または、取得の結果による信条の変化、あるいは、既存の信条に対する信頼の強度の変化として論じられているという¹²。

「模倣」については、社会構成主義の議論を辿りつつ、政策アプローチの社会的受容が少なくとも次の4つの方法で生じていることが指摘されている¹³。

- ① リードする国家が手本となる。
- ② 専門家集団が新政策の効果を理論化し、政策立案者にそれを採用する論拠を与える。
- ③ 専門家が政策の適切性についての議論をし、特定の状況下でそれが正しいとする。
- ④ 政策が、異なる段階の制度化を経る。

Solis et al. (2009)は、この政策拡散の考え方をFTA拡大に応用し、各国のFTA拡大に向けた一般的な行動原理について論じ、その中で、他国の先行的政策選択による影響に着目して、他国のFTA締結の影響でその国のFTA締結が起こるとする。このFTA政策拡散圧力としては、Simmons et al. (2008)の4類型を集約して、「模倣」(多くの場合強国または社会文化的に類似した国のリードに従い、それらの国の政策を自国にとっても適当と見なして採用する。)と「競争」(各国が

⁷ Baldwin (2006), 6-13; Baldwin (1993), 16-18

⁸ Simmons et al. (2008), 7

⁹ Ibid., 9-40

¹⁰ Ibid., 10

¹¹ Ibid., 17

¹² Ibid., 25

¹³ Ibid., 34

競争相手と比べた自らの魅力を高めるため特定の政策を採用する水平的な経済プロセス。) を考えることとしている¹⁴。それは、例えば、穏やかな「強制」と「模倣」との区別、「学習」と「競争」との区別が難しい場合があり、「政策収束の可能性を高める 4 つのメカニズムを明確に区別することはできていない」からだと言う¹⁵。その上で、各国ケーススタディで見たところでは、FTA 拡散では「競争」が「模倣」よりも「かなりの程度優勢」であるとしている¹⁶。そして、これを「経済面での競争」の面のみならず、「政治・安全保障面での競争」、「法律面での競争」(法的競争) の側面があると論じている¹⁷。

この「法的競争」(legal competition)を Solis et al. (2009)は、2 つの基本的な目的、即ち、スタンダードセッティング (後に多国間レベルにより広く組み込んでいくことを意図しつつ、幾つかの FTA に新しいルール、基準を普及させること) と、各国が供与するコミットメントの範囲のロックインとに、導かれる競争であるとしている。FTA 交渉の場を舞台として、各国間が、引いてはより広域の国際ルールに自国の規制が選択されることを念頭に FTA に自国の規制が盛り込まれることを競う規制間競争と観念されていると見ていいだろう。そして、最初の交渉結果は重要な先例となり、「双方の法的戦略において先行者はきわめて優位な立場を確保することができる」と指摘している¹⁸。

Solis et al. (2009)は、国内市場におけるプレイヤーの行動の在り方を規定する投資ルールやアンチダンピングルール、知的財産権保護ルールといった法制度の FTA による拡散のメカニズムについて、「法的競争」として論じている。Solis (2009)は、この議論の上に立ち、日本の FTA 交渉に向かう政策転換は、競争ダイナミクスが最も適切に説明するとする¹⁹。また、日本の FTA 拡大について論じる中で、サービス分野のルールについても「法的競争」の事例として言及している²⁰。

FTA における情報通信ルールは、サービス分野のルールに属しており、その性質について、巻口(2005)は、その多くが、各国の国内市場で活動するプレイヤーの行動の在り方を規定する規制の枠組みを提示するものとなっていることを、米豪 FTA について検証する中で指摘している²¹。

ただ、こういった情報通信分野の規制ルールについて、FTA を通じた「法的競争」が行なわれていることを検証した先行研究は見当たらない。

¹⁴ Solis et al. (2009), 12-13

¹⁵ Ibid., 13

¹⁶ Ibid., 18

¹⁷ Ibid., 18-22

¹⁸ Solis et al. (2009), 21-22。Nakagawa (2009), 74-93 でも同旨。

¹⁹ Solis (2009), 198

²⁰ Solis (2009), 206。サービス分野のルールとして内国民待遇が例示されている。

²¹ 巻口(2005), 54-71

2. 3. 検証方法

日米が個別的 FTA に情報通信ルールを本格的に盛り込むようになったのは基本電気通信交渉が終了した後のことで、シンガポールとの FTA 交渉が契機となっている。本章では、まず、情報通信ルールの本格的拡大が始まったその出発点までの通商協定におけるルール状況を確認するために、日星 EPA 交渉の直前までの情報通信ルールに関する通商交渉の経過を整理する。(2. 4.)

その次に、日米各々が個別的 FTA 交渉により情報通信ルール拡大に転じた過程をトレースし、日米各々が何を契機として個別的 FTA 交渉による情報通信ルール拡大を始めたのかを検証する。(2. 5.)

その上で、日米のアジア太平洋地域における FTA 情報通信ルールの拡大が「法的競争」によるものだと言えるか、検証する。(2. 6.、2. 7.)

この検証に当たっては、日本政府、米国政府の各々による通商交渉が、一方で国内の団体や議会との交渉を行い、他方で交渉相手国との交渉を行うことで最終的に通商協定を締結し、国内で批准を得るプロセスとなることを考慮し、次の三つの角度から検証する。

第一に、国内の政治的な動き、つまり、国内団体の要望が政府の交渉にどのような影響を与えてきたかを確認する。

FTA 協定の発効に向けては、日本政府・米国政府各々の行動は、まず、外国政府と交渉し、次いで、その結果を国内で批准を受けるという 2 段階に分けて見ることができる(表 2-1)。第 1 段階では外国政府が、第 2 段階では国内の議会や団体等が交渉相手になる。したがって、日本政府・米国政府の各々は、外国政府と交渉して締結する協定は、国内で批准を受けられるような内容のものでなければならないと考えて、外国政府との交渉を行うはずである。つまり、日本政府・米国政府は、外国政府の選好と自国国内の議会・団体等の選好との 2 つの制約条件の中で自らの利得最大化を図る交渉を行うことになる(この詳細は再度第四章から第六章で触れる)。

ここでは、国内産業界からの表明されたその情報通信ルールに関する要望と、FTA の交渉結果との対応関係を見る。日本・米国政府の各々にとっての国内的な制約条件がどのような形で明らかにされ、それが日本・米国政府各々の外国政府との交渉結果とどのような関係になっているかがここでの関心事である。その中では、交渉相手国の如何を問わず、一貫して FTA に盛り込みを進めたルールがないかに着目する。それがあるのであれば、そのルールを多国間で共有すること自体に交渉の目的があった証左となると考えられるからである。(2. 6. 1.、2. 7. 1.)

表 2-1 日本政府・米国政府の二段階の交渉

第一段階	自国政府 ↔ 外国政府
第二段階	自国政府 ↔ 自国議会・産業界

第二に、交渉当事者である日本政府、米国政府各々の方針、意識を確認する。具体的には、日米政府の方針において「法的競争」を追求するものと言えるものがあるかを確認し、また、実際の交渉担当者において「法的競争」が意識されていたか、交渉担当者へのインタビューにより確認する。(2. 6. 2.、2. 7. 2.)

第三に、実際の個々の交渉において日米の各々の FTA/EPA において採用された情報通信関係 WTO プラスを表 1-1 の分類に即して対比させる。ここでの最大の関心事項は、日米各政府が、相手国の如何を問わず FTA/EPA への盛り込みを追求してきた WTO プラスがあるかということである。(2. 6. 3.、2. 7. 3.)

ここでの検証に際しては、1. 1. 5. で述べた規律性の強いルールに特に注目することとする。規律性の弱い規定が各 FTA に盛り込まれ、それが互いに異なるものだったとしても、それは、相互に相反する義務を締約国に求めることにはならず、本論文で関心を持つような広域的なルールの共有の阻害を招来する懸念があるとは思われないためである。

2. 4. 個別的 FTA 拡大開始前の通商交渉の経過

日米の個別的 FTA 拡大で「法的競争」が生じていたことを検証する前に、その出発点における状況を確認しておく必要がある。

本項では、個別的 FTA 拡大が本格的に始まる前までの通商交渉とその結果である通商協定・条約を巡る状況についてトレースし、個別的 FTA 拡大が本格化する前の通商協定・条約における情報通信ルールを巡る環境を確認する。

2. 4. 1. 北米自由貿易協定(NAFTA)第 13 章の設定

国際的な通商交渉の場として戦後長い間機能してきたのは関税および貿易に関する一般協定(GATT)における多角的交渉であった²² (表 2-2)。1947 年に開始されたその第 1 回交渉以来、東京ラウンド(1973 年から 79 年)に到るまで、交渉

²² The GATT years: from Havana to Marrakesh (https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact4_e.htm#rounds) [last visited on December 27, 2016]

対象は関税の引き下げ・撤廃を主とする物品貿易に関するものが中心で、サービス貿易は対象に含まれていなかった。

サービス分野を扱う通商交渉として先駆けとなったのは、GATTのような世界的な通商交渉枠組みではなく、米国が個別的にカナダ、メキシコと締結した北米自由貿易協定(NAFTA)(1994)に向けた交渉であった。

表 2-2 関税および貿易に関する一般協定(GATT)における多角的交渉

交渉の通称	交渉期間	参加国・地域数
第 1 回交渉	1947 年	23
第 2 回交渉	1949 年	13
第 3 回交渉	1951 年	38
第 4 回交渉	1956 年	26
第 5 回交渉 (ディロン・ラウンド)	1960 から 61 年	26
第 6 回交渉 (ケネディ・ラウンド)	1964 から 67 年	62
第 7 回交渉 (東京ラウンド)	1973 から 79 年	102
第 8 回交渉 (ウルグアイ・ラウンド)	1986 から 94 年	123

The GATT years: from Havana to Marrakesh
https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact4_e.htm#roundsより筆者作成。

米国では、東京ラウンドの終了後、二か国間または三か国間の個別的な通商協定締結に向けた交渉も行うようになった。その最初のものが米イスラエル FTA(1985)に向けた交渉であり、ここでは物品貿易のみが扱われ、サービス貿易についての規定に向けた交渉は行われていなかったが、米国がこれに次いで締結した NAFTA(1994)では、サービス貿易に関して独立した規定が初めて設けられ、その中で、情報通信に特化した規定も創設された。

即ち、NAFTA では、第 13 章として、独立した電気通信章が設けられ (表 2-3)、このうちの第 1302 条から第 1306 条まで及び第 1308 条、第 1309 条で具体的なルールについての規定が置かれた。これらは、いずれも、情報通信基盤に関するルール (「電気通信ルール」) の規定となっている。(ただし、第 1304 条の規定は、情報通信機器の技術基準に関する規定であり、本稿では検討対象に含めていない。)

表 2-3 北米自由貿易協定(NAFTA)(1994)第 13 章の規定項目

Article 1301 : Scope and Coverage
Article 1302 : Access to and Use of Public Telecommunications Transport Networks and Services
Article 1303 : Conditions for the Provision of Enhanced or Value-Added Services
Article 1304 : Standards-Related Measures
Article 1305 : Monopolies
Article 1306 : Transparency
Article 1307 : Relation to Other Chapters
Article 1308 : Relation to International Organizations and Agreements
Article 1309 : Technical Cooperation and Other Consultations
Article 1310 : Definitions
Annex 1310 : Conformity Assessment Procedures

(NAFTA より筆者作成。)

NAFTA 第 13 章におけるこれら諸規定は、その後の通商協定における情報通信ルールの先蹤となっている。第 1302 条及び第 1306 条がその中心的規定で、この前者では、公共電気通信伝送ネットワークやサービス (public telecommunications transport network or service) へのアクセスと利用との確保を、この後者では、それに関する措置等の透明性の確保を、各々締約国に求めている。この両規定自体、後にみる GATS 電気通信附属書や各国の個別的 FTA に引き継がれたし、また、これを出発点として、GATS 第 4 議定書や FTA においてこれに上乗せするアクセス条件ルールが新設されることとなった。

NAFTA では、その他、第 1303 条で、高度サービス・付加価値サービスについて、公衆一般への提供、料金のコスト的な正当化、他のネットワークとの相互接続などをサービス提供者に求めてはならないとする規定を設け、また、第 1305 条で、公衆電気通信伝送ネットワーク・サービスの提供者の独占を維持・指定する場合には、その提供者が反競争的な行為を行わないことを確保するとする規定を設けた。また、第 1308 条では、国際標準の重要性を認識し、それを促進していく旨の規定を、第 1309 条では、締約国間で技術上の情報交換等の協力を行う旨の規定を設けている。

これら NAFTA 第 13 章の情報通信ルール規定は、第 1303 条以外の規定は、GATT ウルグアイ・ラウンド交渉(1986-94)及びその後継交渉である基本電気通信交渉(1994-97)を通じて WTO 協定の規定に包含され、また、深化された。そして、第 1303 条を含む全ての規定が、米国のその後の多くの FTA の規定に包含され、また、深化されていった。

それでは、次に、GATT ウルグアイ・ラウンド交渉及び基本電気通信交渉に関する過程を見てみよう。

2. 4. 2. GATT ウルグアイ・ラウンド交渉と「電気通信に関する附属書」

GATT のウルグアイ・ラウンド交渉は、1986 年 9 月 20 日のプンタ・デル・エステ閣僚宣言²³により開始されることになり、1993 年 12 月 15 日に実質的に決着した。その結果、各国に共通する一般的な通商協定として、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(WTO 協定)が締結され、1995 年 1 月 1 日に発効した。

サービスの貿易については、この WTO 協定の不可分の一部である附属書 1B を構成する「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」が、サービス貿易の障害となる政府規制を対象とした初めての多国間国際協定として成立した。GATS は、前文、本文、8 個の「附属書」及び各国の「約束表」からなっている。

GATS では、最恵国待遇(第 2 条)や透明性(協定の運用に関する措置の公表)(第 3 条)の義務は、加盟国が協定を締結することで全てのサービス分野について適用を受けることになるが、他方で、市場アクセス(市場参入の数量や形態などの制限の撤廃)(第 16 条)や内国民待遇(内外無差別の待遇付与)(第 17 条)の義務は、各々の加盟国が適用範囲を任意で「約束表」において約束するようになっている。(その「約束表」では、各国は、これらの義務について記載することに加え、「追加的な約束」を記載することもできるようになっている。後に触れる基本電気通信交渉における情報通信ルールの成果は、この「追加的な約束」の記載という形で盛り込まれることになる。)

こういったサービス全般についての規定の他に、GATS には、8 個ある附属書の 1 つとして、電気通信分野について特に定めた「電気通信に関する附属書」がある。これは、GATS 本則と同時に発効したもので、その「1. 目的」で明示されているように、本則の注釈及び補足規定をなしている。つまり、これによって、本則のルールの上に電気通信のためのルールを付け加えているのである。

この「電気通信に関する附属書」において、NAFTA の第 1302 条、第 1306 条、第 1308 条、第 1309 条の規定と同様のルール、つまり、「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用」(5.)、これらアクセス及び利用に影響を及ぼす条件に関する情報の「透明性」確保(4.)、国際的標準についての「国際機関及び国際協定との関係」(7.)、「技術上の協力」(6.)についてのルールが盛り込まれた。(表 2-4)

²³ General Agreement On Tariffs And Trade (GATT) Punta Del Este Declaration (Ministerial Declaration of 20 September 1986)

表 2-4 NAFTA 及び GATS 「電気通信に関する附属書」の情報通信ルールの項目比較

項目	通商条約	NAFTA	GATS 電気通信に関する附属書
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		1302	5
付加価値サービス（情報サービス）への非規制		1303	
競争条件セーフガード		1305	
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		1306	4
国際標準の促進		1308	7
協力		1309	6

(NAFTA 及び GATS 「電気通信に関する附属書」から筆者作成。)

「電気通信に関する附属書」では、その「1 目的」で明示されているように、「（電気通信）分野が経済活動の一の分野として及び他の経済活動の基礎となる伝送手段としての二重の役割を有すること」に着目している。つまり、第一に、電気通信市場の競争条件の確保、そして第二に、他の経済活動のための基礎としてのアクセス条件の確保という二重の面からルールが規定されている。

したがって、同附属書の主要規定であるこの「5.」の「アクセス及び利用」のルールについても、電気通信市場のプレイヤーである電気通信事業者のみならず、サービス提供者全般について「アクセス及び利用」を確保することを想定している。ただ、このルールへのコミットの度合いは各国によって異なることになっている。それは、この規定が、各加盟国がその各々の「約束表」に記載した範囲のサービス提供者全般（その中に電気通信事業者も含む。）が「アクセス及び利用」を確保するためのものとなっているためである。

この「5.」の規定は、先に触れたとおり、その後の各通商条約で拡大・深化する「相互接続」などのネットワーク・サービスへのアクセス確保のルールの出発点となったものなので、その関係性を見るために、「5.」の規定に関してもう少し詳しく見ておくことにする。

本規定では、次のとおり、(a)において、加盟国は、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスについて、他の加盟国のサービス提供者が合理的な、かつ、差別的でない条件でアクセス及び利用が認められることを確保するとしている。（その義務履行の細則が5. (b) から (f) の規定で定められている。）

「(a) 加盟国は、その約束表に記載するサービスの提供に関し、他の加盟国のサービス提供者が合理的な、かつ、差別的でない条件で公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用が認められることを確保する。この義務は、特に、(b) から (f) までの規定を通じて履行する。(注)

注：「差別的でない」とは、この協定に規定する最恵国待遇及び内国民待遇をいい、分野に特定して用いる場合には、「同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスの他の利用者に与えられる条件よりも不利でない条件」を指すものと了解する。」

この「公衆電気通信の伝送サービス」と「公衆電気通信の伝送網」の定義については、各々、同じ「電気通信に関する附属書」の「3 (b)」及び「3 (c)」で規定されている。前者は、「加盟国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービス」とされ、後者は、「伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤」とされている。

これらは、我が国の制度では何に該当すると考えられるだろうか。ウルグアイ・ラウンド交渉及び GATS 本則への署名・批准の当時は、我が国では、当時の電気通信事業法第 34 条の規定でサービス提供義務が課せられている第一種電気通信事業者の提供サービス全般が前者に該当し、第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が後者に該当するものと解されていた²⁴。これについては、その後、平成 15 年(2003)の電気通信事業法改正（平成 15 年法律第 125 号）で同法の求めるサービス提供義務の範囲が変更となり、第一種電気通信事業者の制度も廃止されてしまったので、現在の電気通信事業法の規定に則して見るならば、「公衆電気通信の伝送サービス」には、同法第 25 条及び第 121 条の規定によりサービス提供義務が課されている①基礎的電気通信役務（いわゆるユニバーサルサービス）、②指定電気通信役務、③認定電気通信事業に係る電気通信役務が該当し、「公衆電気通信の伝送網」は、これらの役務の提供に用いられる電気通信回線設備が該当すると見ていいだろう。

それでは、「電気通信に関する附属書」の「5.」の規定で求められる「合理的な、かつ、差別的でない・・・アクセス及び利用」の確保とは、この「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス」について、何を確保しようということなのだろうか。

ウルグアイ・ラウンド交渉が終了した当時、本規定の我が国での適用について、我が国では、「合理的な、かつ、差別的でない・・・アクセス及び利用」の担保法令の例として、当時の電気通信事業法の第 7 条（利用の公平）、同第 31 条、第 32 条（契約約款の認可、掲示）及び第 34 条（サービス提供の義務）の規定が挙げられた²⁵。これらは電気通信役務の適正な提供の確保に関する規定であるから、

²⁴ 宮家(1996), 261-262

²⁵ 宮家(1996), 263。これらの規定の内容は、平成 15 年の電気通信事業法改正（平成 15 年法律第 125 号）で大幅に見直されている。これらの規定に相当する現行法令としては、同法第 6 条（利用の公平）、第 7 条（基礎的電気通信役務の提供）、第 19 条（基礎的電気通信役務の契約約款）、第 20 条（指定電気通信役務の保障契約約款）、第 21 条（特定電気通信役務の料金）、第 23 条（契約約款等の掲示等）、第 25 条（基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務の提供義務）、第 121 条（認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供義務）を挙げるのが適切であろう。

当時は、「アクセス及び利用」の具体的な形態として、電気通信役務の提供によるものに着目し、役務提供の適正性が確保されることにより「電気通信に関する附属書」の「5.」の規定が担保されると考えていたことが分かる。

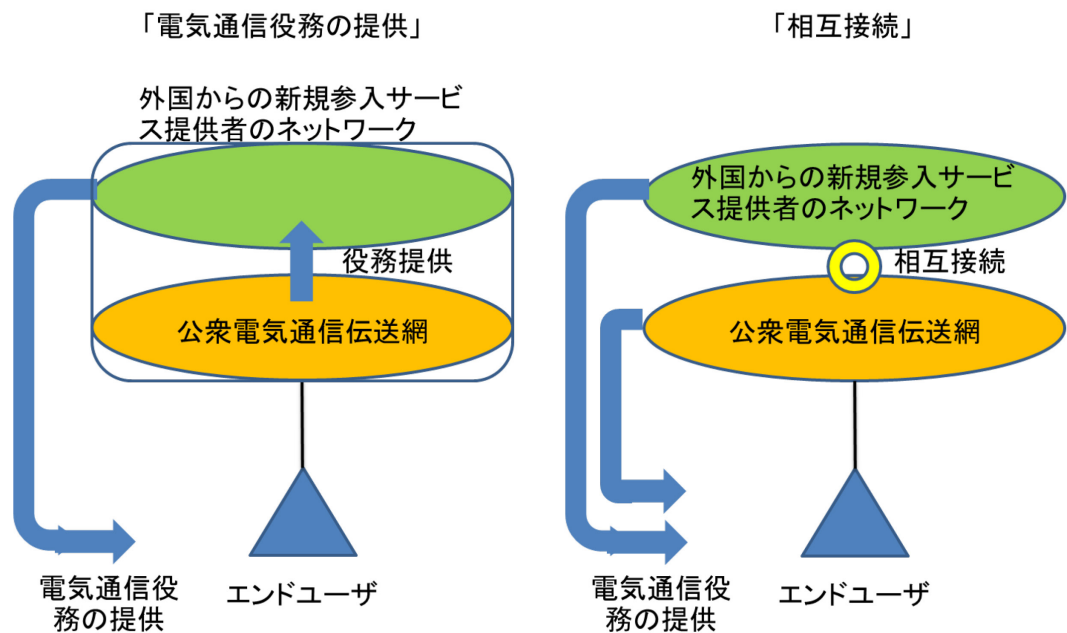
他方、これと同時に、当時は、我が国では、この「5.」の規定が「相互接続」の確保を義務付けたものではない旨が強調された²⁶。これは、何らかの手段（例えば、適正な電気通信役務の利用の確保）において「合理的な、かつ、差別的でない・・・アクセス及び利用」が確保されていれば附属書による義務は履行されるのであって、それがサービス提供者間の「相互接続」の手段によることまで特定して義務付けたものではないという理解を示したものだ。

この当時、このように、我が国で「合理的な、かつ、差別的でない・・・アクセス及び利用」の具体例として挙げられ、我が国の国内法で確保が担保されているとされた電気通信役務の提供の形態と、担保が不要と考えられた「相互接続」の形態とでは何が異なるのであろうか。

その違いは、「アクセス及び利用」の主体が電気通信事業者である場合について見ると、この後に第4議定書で置かれた「相互接続」の定義を見ると分かる。電気通信役務の提供の形態と「相互接続」の形態とでは、「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス」をエンドユーザに対して提供するのがどのサービス提供者なのかが異なっている。つまり、「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス」のアクセス・利用を電気通信役務の提供を受けることで確保する場合には、エンドユーザにこれを提供するのは「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス」の提供を受ける（再販）電気通信サービス提供者ということになる。他方で、「相互接続」により確保する場合は、後に第4議定書で「相互接続」が「一のサービス提供者に係る利用者が他のサービス提供者に係る利用者と通信し又は他のサービス提供者によって提供されるサービスへアクセスすることを可能にするもの」²⁷と定義されたことに表れているとおり、「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス」をエンドユーザに提供するのは、そもそもこの「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス」の提供を行っているサービス提供者ということになる。(図2-1)

²⁶ 宮家(1996)、262,263頁は、本規定について、「ネットワークとのいわゆる相互接続(interconnection)の確保を義務付けたものとは解されません」と記述し、「他の加盟国のサービス提供者（文理解釈上は電気通信サービス提供者も当然排除されません）一般についてPTTNSへのアクセス・利用の確保を義務付けたものに過ぎず、・・・加盟国が他の加盟国の電気通信サービス提供者に対しPTTNSへの相互接続を確保する一般的な義務を課したのではないと解すべき」としている。

²⁷ 「GATS第4議定書」の約束表で引用される参照文書2. 1。



(筆者作成。)

図 2-1 「公衆電気通信の伝送網・サービス」のアクセス・利用の 2 形態

この、「電気通信に関する附属書」の「5.」の規定が「相互接続」の確保までを必要的に求めるものではないという当時の日本政府の理解については、批判もある。

小寺(2005)は、本規定等の解釈を巡る争いとなった米国とメキシコとの間の電気通信紛争(電気通信サービスに関する米墨パネル(DS204))について論じる中で、「問題は、基本電気通信サービスを事業として提供するための電気通信事業者についても、電気通信附属書が公衆伝送網・サービスとのアクセス等、すなわち『相互接続』を保証するものかという点である」と問題提起し、宮家(1996)を引用しつつ、「この点については従来から解釈が分かれており、日本政府は明確に狭義の説をとっていた」ことを確認する²⁸。

そして、本件紛争に関する 2004 年 4 月 2 日の WTO 紛争処理手続の小委員会報告について、「合理的・非差別的な条件での『公衆電気通信伝送網のアクセス等』の確保を規定する電気通信附属書 5 (a)については、メキシコが、国際通信回線でのデータの遣り取りが『公衆電気通信伝送網のアクセス等』に当たらないとしたのに対して、小委員会は、国際通信回線の接続も電気通信回線の相互接続にほかならず、『公衆電気通信伝送網のアクセス等』に該当すると判断した」と指摘した²⁹。その上で、小寺(2005)は、電気通信附属書 5 (a) の適用範囲につい

²⁸ 小寺(2005), 4

²⁹ 小寺(2005), 16

て、企業等の「自己利用について公衆網・公衆サービスの利用確保措置だけを定めた規律だ」という見方と、・・・電気通信事業（他者利用）を行う際の公衆網・公衆サービスの利用確保措置までカバーする規律だとする見方の対立」があるとし、「電気通信附属書に公衆網・公衆サービスのアクセスと利用という概念が使われていて電気通信事業者相互間で通常用いる『相互接続(interconnection)』という言葉が使われていないことに着目して アクセスと利用は『相互接続』ではないというのが前者、また『アクセスと利用』は『相互接続』を含むというのが後者の立場である」とした。その上で、「日本でも、電気通信附属書作成時には前者の立場の議論が多かった」と述べ、宮家(1996)をその実例として挙げている。そして、それにも関わらず、パネルでは「明確に後者の立場を選択し」たとしている³⁰から、まるでパネルの決定が当時の日本における理解を否定したかのよう論じているように見える。

しかし、ここには、宮家(1996)の記述（したがって、当時の日本政府の考え方）の理解に誤解があるように見える。

第一に、宮家(1996)は、附属書の規定により確保されるべき「アクセスと利用」は「相互接続」に限定されるものではなく、「相互接続」以外の手段（例えば、電気通信役務の提供を受けること）を通じて確保されることも認めているのであり、「アクセスと利用」から「相互接続」の手段が排除されているとは述べていない。

第二に、確かに、米墨パネルでは、GATS 電気通信附属書 5. が国際電気通信のための「相互接続」に適用されると判断している³¹が、そのことも宮家(1996)は否定していなかった。即ち、同報告では、当時の米国における設備ベースの事業者である AT&T、ワールドコム MCI、スプリント等によるメキシコの公共電気通信伝送ネットワークのアクセス・利用が本規定で適切な条件で確保されるべきとしているアクセス・利用に該当するとの判断を示している³²。このような米墨パネルで議論された国際通信事業者と外国事業者との間の「相互接続」については、我が国では電気通信事業法第 40 条に規定する業務協定と観念されると考えられる。これに関しては、宮家(1996)では、「アクセスと利用」の形態として業務協定を排除しておらず、むしろ、業務協定についても適用される当時の電気通信事業法の第 7 条（利用の公平）の規定³³を担保法令のひとつとして例示していた。

第三に、小寺(2005)が取り上げた米墨パネルの小委員会報告自体においても、

³⁰ 小寺(2005), 4, 17, 18

³¹ World Trade Organization (2004)7.315 参照(p.209)。

³² World Trade Organization (2004)7.310-346

³³ 現行法では第 6 条の規定。

後に「相互接続」に特化したルールを記載した GATS「参照文書」(後述)と GATS 電気通信附属書は重複するところもありうる(may overlap in certain respects)と記述し、GATS 電気通信附属書は、より一般的な義務(アクセス及び利用)を課している一方、GATS「参照文書」は主要なサービス提供者の相互接続義務に焦点を当てている点で差異があるとする理解を明示的に述べている³⁴³⁵。

いずれにしても、当時の日本政府の理解は、「電気通信に関する附属書」の「アクセスと利用」の形態は「相互接続」に限定されるのではなく、他の手段、例えば、電気通信役務の利用の形態でも「アクセスと利用」を担保できるというものであった。

これは、換言すると、他の手段がある場合でも「相互接続」の確保が求められるルールは「電気通信に関する附属書」が成立した時点では盛り込まれていなかったということであった。

このように「電気通信に関する附属書」には無かった「相互接続」の確保を明示的に盛り込む動きが、GATT 交渉において、この次の段階で出てくる。それが、GATT ウルグアイ・ラウンドの後継交渉であった基本電気通信交渉であった。

2. 4. 3. 基本電気通信交渉と GATS 第 4 議定書

基本電気通信交渉では、基本電気通信の分野で各国が何を自国の「約束表」でコミットメントするかが議論された。これには、次のような事情がある。

ウルグアイ・ラウンドの結果締結され発効した GATS の本則第 16 条の市場アクセス及び第 17 条の内国民待遇の規定では、市場アクセス・内国民待遇の各国の具体的なコミットメントについては各国の「約束表」に記載する旨が規定されている。これに加えて、GATS 第 18 条では、「加盟国は、第 16 条又は前条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置(資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。)に関する約束について交渉することができる」と規定し、その「当該約束については加盟国の約束表に記載する」と定め、各国の約束表には市場アクセスや内国民待遇以外

³⁴ World Trade Organization (2004)7.331 参照(p.212)。

³⁵ なお、GATS 署名・批准の当時理解されたように、この「5.」の規定の国内担保法令としては、電気通信役務の利用を確保する法令でも足りることにはなると考えられるが、我が国では、その後、平成 9 年(1997)の電気通信事業法改正(平成 9 年法律第 97 号)により、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信回線設備について原則として接続の請求に応じる義務があることとされた(改正後の同法第 38 条の規定。この義務を履行させる総務大臣の命令の制度が同法第 39 条に規定された。これらは、現行電気通信事業法では、第 32 条及び第 35 条の規定が相当する。)から、国内の「相互接続」の形態でも「5.」の規定の要請を担保する制度として、現在では、ウルグアイ・ラウンド交渉終了の際に例示されたものの他、電気通信事業法の接続関連規定も挙げることができるであろう。

の措置についても「追加的な約束」という形で各国のコミットメントを記載することができるようになっている。

電気通信分野では、ウルグアイ・ラウンド交渉に際しては、付加価値通信サービス分野について各国の「約束表」が作られた。他方で、基本電気通信サービス分野については、基本的かつ重要なインフラストラクチャーであることもあり、ウルグアイ・ラウンド交渉の期限内に自由化約束で合意を行うことができなかった。

そこで、基本電気通信サービスについては、1996年4月30日まで交渉が継続されることとなり³⁶、1994年5月から実質的な交渉が開始された³⁷。これが基本電気通信交渉である。

この交渉の中では、米国は、合意には、各国からの質的に高い自由化約束が十分な数（クリティカル・マス）必要だと主張した³⁸。そうして、交渉期限とされていた1996年4月30日に到って、米国は、その質の高いオファーのクリティカル・マスに到達していないと断じ、その結果、交渉期限が1997年2月15日まで延長された³⁹。

本交渉は1996年7月から再開され、ほぼ毎月1回、ジュネーブにおいて交渉が行われるとともに、9月に米国のシアトルで開催された四極閣僚会合、12月にシンガポールで開催された第1回WTO閣僚会合、基本電気通信交渉非公式閣僚会合（米国のシャーリーン・バシェフスキー通商代表代行、リード・ハント連邦通信委員会委員長主催、日本からは野田聖子郵政政務次官が出席。）においても、交渉の成功に向けた各国の決意が確認された⁴⁰。

このような議論を経て、1997年2月10日から15日にかけて、ジュネーブにおいて基本電気通信交渉ハイレベル最終交渉が開催され、日本からは山口憲美郵政審議官が出席、多数の国から自由化約束の提出・改善が行われた。この結果、69加盟国が交渉期限までに本分野についての約束表等を提出し、交渉が終結した⁴¹。

そうして、「GATS 第4議定書」が、確認手続のための期間を経て、同年4月

³⁶ 外務省(1997)

³⁷ 外務省(1997)第2章第5節1

³⁸ 郵政大臣官房国際部国際政策課国際経済室(1997), 34-38。米国は、また、1)国際通信分野においては、相手国の市場開放度に応じて自国参入を認める相互主義的事前審査を必要とするとし、2)衛星通信市場においては、各国市場への参入の確保の見地から、各国の現状の自由化約束は不十分であり見直しを必要とする、といった主張を行っていた。

³⁹ Office of the United States Trade Representative, “Statement of Ambassador Charlene Barshefsky, Basic Telecom Negotiations” (For Immediate Release) (April 30, 1996); Decision on commitments in basic telecommunications (Adopted by the Council for Trade in Services on 30 April 1996) (S/L/19) (30 April 1996)

⁴⁰ 郵政大臣官房国際部国際政策課国際経済室(1997), 34-38、外務省(1997)第2章第5節1

⁴¹ 郵政大臣官房国際部国際政策課国際経済室(1997), 34-38

15日に作成され、同月30日にWTOサービス貿易理事会で採択された。我が国では、7月4日にこれを受諾、各国との会合を経て、1998年2月5日に発効した⁴²。

この「GATS第4議定書」では、基本電気通信についての各国の自由化約束（市場アクセス、内国民待遇についての約束及び追加約束）が「約束表」の形で添付された。

この「約束表」では、各国各々の自由化約束が記述されている。これは、基本電気通信サービスについて、GATS本則第3部の規定に基づいて行う特定の約束を記載する約束表を構成するもので、GATSに附属し、その不可分の一部を成す（GATS第20条）。各国は、この「約束表」で、基本電気通信サービスについて、市場アクセス及び内国民待遇の義務に合致しない措置（つまり、市場アクセス及び内国民待遇について各国が設ける制限。）を「市場アクセスに係る制限」の欄及び「内国民待遇に係る制限」の欄に記載している。換言すると、各国は、この「約束表」で明記される制限のみを除いて、市場アクセス及び内国民待遇を確保する義務を負うことになったのである。

「約束表」では、これに加え、先述のとおり、「追加的な約束」において、市場アクセス及び内国民待遇に関する措置以外の措置についての約束が記載されている。基本電気通信交渉では、情報通信ルールについての各国のコミットメントを記載するためにこの「追加的な約束」の欄が利用されることとなった。

第4議定書では、各国は、多く、この「追加的な約束」の欄で、自ら添付する「参照文書」と呼ばれる文書に言及し、その「参照文書」に記載されている内容へのコミットメントを記載した。各国によりその各々の「参照文書」の内容にはいくらかの異同があるが、基本的には、定型化されたモデル文書をそのまま使うか、これにいくらか改変を加えたり、簡略化して自国の「参照文書」としている。このモデル文書は、やはり「参照文書」⁴³と呼ばれ（各国の個別の「参照文書」と区別するために、以下「モデル参照文書」という。）、基本電気通信交渉の過程で作成されたものであった。例えば、日本の場合、「約束表」の中の電気通信サービスの「追加的な約束」欄に「日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。」と記載しており、自国の「約束表」の内容にコミットメントを行っているが、この日本の「参照文書」は、「モデル参照文書」の内容をほぼ全面的に踏襲している。ただ、他方で、「モデル参照文書」にはない脚注を設けることで、若干の改変も行われている⁴⁴。

⁴² 外務省(1997)、外務省経済局サービス貿易室編(1998), 15-20

⁴³ Reference Paper, Negotiating Group on Basic Telecommunications, Job No. 2104 (24 April 1996)

⁴⁴ 日本では、その「約束表」に添付した「参照文書」に「モデル参照文書」にはない脚注を付け、「この2. 2の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する」として、「2. 2」の規定、即ち、「確保すべき相互接続」の規定の適用を

このようなやり方で、基本電気通信交渉を通じて、各国個別に異なるコミットメントを行うことは認めつつも、コミットメントの内容に一定の共通性の確保も他方で図られたのである。そして、先進国を中心に「モデル参照文書」の内容にほぼフルにコミットメントをして、また、部分的にコミットメントをした国に対しても、更にコミットメント内容として目指すべきレベルを示すやり方がとられたのであった。

実際に、先進国でコミットした「モデル参照文書」のレベルへのコミットメントを、新興国・途上国で後の通商協定においてコミットメントをした事例としては、例えば、中国がシンガポールとの中星 FTA(China-Singapore Free Trade Agreement (CSFTA) (January 1, 2009)) で、GATS 段階ではコミットしていなかった「モデル参照文書」のルールにコミットメントをした例（中国は、附属書 5A(Annex 5A)の中国の約束表で別紙 1(Appendix 1)にある「モデル参照文書」のルールにコミットメントを行っている。）や、バーレーン、オマーン、アラブ首長国連邦(UAE)がアラブ湾岸諸国・シンガポール FTA(GSFTA(GCC (Cooperation Council for the Arab States of the Gulf)-Singapore FTA(September 1, 2013)))で、やはり「モデル参照文書」のルールにコミットメントをした例（バーレーン、オマーン、UAE は、附属書 5(Annex 5) の各国の約束表で附属書 A(Annex A) にある「モデル参照文書」のルールにコミットメントを行っている。）がある。

この「モデル参照文書」には、まず、「主要なサービス提供者」への規制として、「1 競争条件の確保のためのセーフガード」と「2 相互接続」が記述され、次いで、それ以外の規律的規定として、「3 ユニバーサルサービス」、「4 免許の基準の公の利用可能性」、「5 独立の規制機関」及び「6 希少な資源の分配及び利用」の規定が盛り込まれた。(表 2-5)

表 2-5 「モデル参照文書」の項目

1	競争条件の確保のためのセーフガード
2	相互接続
3	ユニバーサルサービス
4	免許の基準の公の利用可能性
5	独立の規制機関
6	希少な資源の分配及び利用

(「モデル参照文書」から筆者作成。)

受けるのが、いわゆる「不可欠設備」であることから郵政大臣（現総務大臣）の指定を受ける指定電気通信設備（現第一種指定電気通信設備）を設置する事業者、即ち、日本電信電話株式会社（平成 11 年(1999)7 月 1 日からは東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社）のみであることを明示している。

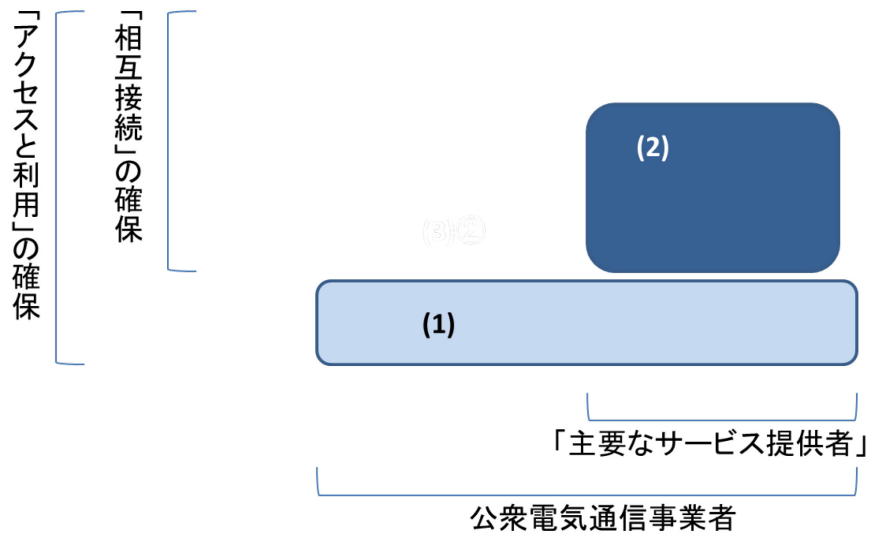
このうち、「1」は、「単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持する」こととされており、NAFTA の第 1305 条の規定と同様の規定が、若干の修正を加えて、ここに盛り込まれたと理解できる。

「2」については、「確保すべき相互接続」として、「主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する」とし、更に、主要なサービス提供者が提供する相互接続が満たすべき要件として、次が挙げられている。（「モデル参照文書」2. 2）

- (a) 差別的でない条件及び料金に基づき、自己の同種のサービス等に提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
- (b) 十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。
- (c) 請求がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

これは、NAFTA 第 1302 条で規定された公衆電気通信網へのアクセスの内、特に「主要なサービス提供者」の設備との「相互接続」について特化して、これを特に確保すべきものとしてその詳細な要件を定めたものと見ることができる。

「電気通信に関する附属書」の「5.」では、ネットワークへの利用・アクセスが求められた場合、請求者が「相互接続」によるアクセスを求めた場合であっても、「相互接続」ではなく、例えば、役務の提供を行うことでアクセス請求への応諾を行ったものとしてルール上許容される場合があると考えられるが、「モデル参照文書」の「2」の規定に従うと、「主要なサービス提供者」は、そのネットワークへの「相互接続」が請求された場合、この「2」の規定に詳述された条件に従い、その「相互接続」に応じなければならないことになるから、その分、締約国の義務が上乘せされることになる。（図 2-2。(1)の義務に(2)の義務が上乘せされている。）



- (1) 公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用の確保
- (2) 主要なサービス提供者との相互接続の確保に向けた諸ルール

(筆者作成。)

図 2-2 「アクセスと利用」確保義務への「相互接続」義務の上乗せ

このように GATT ウルグアイ・ラウンド及び基本電気通信交渉の両交渉を経て成立した GATS の情報通信ルール（電気通信附属書及び第 4 議定書）では、NAFTA における情報通信ルールを第 1303 条を除いて全て継受し、その上で、「主要なサービス提供者」の設備との「相互接続」に関するルールなど、公衆電気通信網へのアクセスに関するルールを更に拡大深化させたと見ることが出来る。

また、GATS では、ユニバーサルサービス義務の内容は各国で決めるものとする(「3」)等の NAFTA には無かったルールが新たに付け加えられた。

GATS と NAFTA の両者の情報通信ルール規定を対照させると表 2-6 (NAFTA にある端末の技術基準に関する規定はこの表からは除いている。) のようになる。

表 2-6 NAFTA 及び GATS の情報通信ルールの項目比較

項目	通商条約	NAFTA	GATS
電気通信ルール			
・ 公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール			
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		1302	附 5
・ 主要なサービス提供者のルール			
競争条件セーフガード		1305	約参 1
相互接続			約参 2
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2
◇ 細分化され透明で合理的な条件・原価に照らして定める料金			約参 2.2
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5
・ 政府規制に関するルール			
独立の規制機関			約参 5
ユニバーサルサービス			約参 3
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4
希少な資源の分配及び利用			約参 6
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		1306	附 4
国際標準の促進		1308	附 7
付加価値サービス（情報サービス）への非規制		1303	
協力		1309	附 6

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている「モデル参照文書」
(各協定から筆者作成。)

2. 4. 4. ドーハ開発アジェンダの膠着とアジア太平洋地域における個別的 FTA 拡大

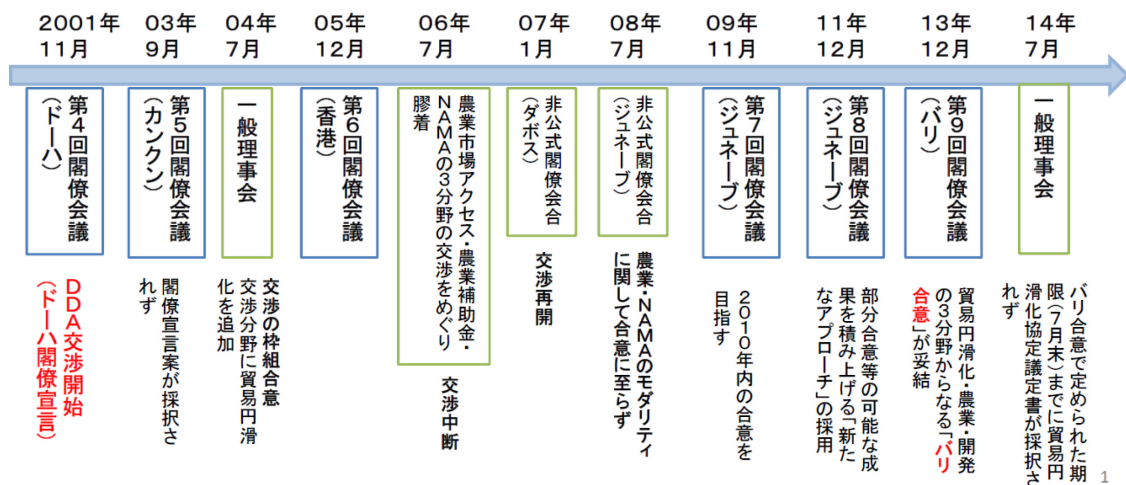
GATS の成立後も、WTO を舞台として、新しい多角的通商交渉が開催された。それが、ドーハ開発アジェンダ(DDA (Doha Development Agenda))で、これは、2001 年 11 月 9 日から 14 日まで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議において採択された閣僚宣言において、WTO における新たな多角的貿易交渉（新ラウンド交渉）として開始することが決定された⁴⁵ものであった。

しかしながら、DDA は円滑に進まず、2008 年 7 月には「妥結の一手手前までこぎ着けた」とされるものの、結局、決裂し、その後、交渉は、一部分野を除き、今日まで膠着状態にあり、サービス分野についても具体的な成果が見られない⁴⁶。(表 2-7)

⁴⁵ 外務省「第 4 回 WTO 閣僚会議（11/9～14、於ドーハ）概要と評価」（平成 13 年 11 月 15 日）

⁴⁶ 外務省「ドーハ・ラウンド交渉の概要」（平成 26 年 11 月）、2
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000015001.pdf> [last visited on December 27, 2016])

表 2-7 ドーハ開発アジェンダの経緯



外務省「ドーハ・ラウンド交渉の概要」(平成 26 年 11 月), 1
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000015001.pdf> [last visited on December 27, 2016]

他方で、基本電気通信交渉の後、WTO 交渉の外では、GATS ではなおも未整備だった領域のルールについて、個別的 FTA の中で、WTO プラスとしてルールが積み上げられてくる。

FTA では、WTO で定められているルールも再度あらためて規定されることが多い。電気通信ルールについても、GATS 電気通信附属書や第 4 議定書(「モデル参照文書」)の規定内容があらためて規定されることも多い。また、電子商取引ルールでは、電子的送信への関税不賦課がしばしば規定される。これは、インターネット経由で入手したソフトウェアなどについて関税を賦課しないとするルールであり、WTO では第 2 回 WTO 閣僚会議(1998 年 5 月 18 日から 5 月 20 日、於:ジュネーブ)において採択された「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」⁴⁷⁾において、電子的送信に関税を賦課しない現行の慣行を継続する旨の宣言がなされている⁴⁸⁾。そして、この関税不賦課のモラトリアムは、WTO では断続的に継続され、近年では、2015 年の第 10 回閣僚会議における決定⁴⁹⁾において、次回閣僚会議セッションまでの間、電子的送信に関税を賦課しない現行の慣行を継続することとしている⁵⁰⁾。FTA では、この関税不賦課を恒久的措置として

⁴⁷⁾ The Geneva Ministerial Declaration on global electronic commerce (Ministerial conference: Second Session Geneva, 18 and 20 May 1998) (WT/MIN(98)/DEC/2, 25 May 1998 (98-2148))

⁴⁸⁾ “Without prejudice to the outcome of the work programme or the rights and obligations of Members under the WTO Agreements, we also declare that Members will continue their current practice of not imposing customs duties on electronic transmissions.”

⁴⁹⁾ Ministerial Decision of 19 December 2015 (WT/MIN(15)/42 — WT/L/977)

⁵⁰⁾ 次のとおり、決定された。

“The Ministerial Conference,
 Recalling the “Work Programme on Electronic Commerce” adopted on 25 September 1998 and reaffirming subsequent Ministerial Declarations and Decisions on the Work Programme,

規定しているものがある（例えば、日本の締結した FTA では、日豪 EPA 第 13.3 条、日豪 EPA 第 9.3 条、TPP 協定第 14.3 条）。

FTA では、こういった WTO におけるルールが繰り返し規定されている一方で、WTO 協定にはない WTO プラスも盛り込まれてきている。アジア太平洋地域⁵¹の中では、シンガポールは、2002 年に発効させた日本との経済連携協定(EPA)を皮切りに、先進国・途上国と積極的に情報通信関係 WTO プラスを設定する FTA の締結を進めていった⁵²。シンガポールとの EPA は、日本にとっては最初の個別的 FTA であり、また、本格的な情報通信関係 WTO プラスを盛り込んだ初めての FTA でもあった。同様に、米国や豪州も対シンガポール FTA で初めて本格的な情報通信関係 WTO プラスを FTA に盛り込んだ。ただ、シンガポールを除く先進各国（豪州、カナダ、日本、韓国、ニュージーランド、米国）⁵³では、情報通信関係 WTO プラスを盛り込む FTA 交渉は、対シンガポール交渉を別にする、当初、途上国とのものが中心で、先進国同士の間で行われたものは、2005 年の米豪 FTA に到る米豪交渉があった他は、2012 年の米韓 FTA (KORUS) に到る交渉までない（表 2-8）。

表 2-8 アジア太平洋地域の先進 7 国による FTA 締結経過

	豪州	NZ	米国	カナダ	星	日本	韓国
1983	NZ(1)	豪州(1)					
1985			イスラエル				
1994			加墨 (NAFTA) (1)	米墨 (NAFTA) (1)			
1997				イスラエル (1)			
2001		星(1)	ヨルダン (12)		NZ(1)		
2002				コスタリカ (11)	日本(11)	星(11)	
2003					EFTA (1)		
	星(7)				豪(7)		
2004			星(1),		米(1)		チリ(4)
			チリ(1)				
2005	タイ(1)						
	米(1)	タイ(7)	豪(1)		印(8) ヨルダン(8)	墨(4)	

Decides:

...

3. That Members will maintain the current practice of not imposing customs duties on electronic transmissions until our next session which we have decided to hold in 2017.”

⁵¹ ここでは概ね APEC 域内を指すこととする。

⁵² シンガポールは、対日協定の前年の対ニュージーランド FTA では情報通信規定を盛り込まなかった。

⁵³ International Monetary Fund (2015), Table B, 148 が先進経済(Advanced economies)に分類している各国をここでは「先進国」として扱うこととした。

2006			モロッコ(1) 中米(3)		韓(3)		星(3)
			バーレーン (8)		パナマ(7)	マレーシア (7)	EFTA(9) ASEAN(9)
		P4(11)			P4(11)		
2007						チリ(9) タイ(11)	
2008		中				インドネシ ア(7) ブルネイ(7) ASEAN (11) 比(12)	
2009	チリ(3)		オマーン(1) ペルー(2)		中(1)		
				EFTA(7) ペルー(8)	ASEAN 韓 (5)	スイス(9) ベトナム (10)	ASEAN 星 (5)
2010	ASEAN/NZ (1)	豪 /ASEAN(1)			ASEAN/豪 NZ(1)		印(1)
		マレーシア (8) 香港(1)					
2011				コロンビア (8)	コスタリカ (7) GCC(9)	印(8)	EU(7) ペルー(8)
2012			韓(3)			ペルー(3)	米(3)
			コロンビア (5) パナマ(10)	ヨルダン (10)			
2013	マレーシア (1)			パナマ(4) ホンジュラ ス(10)			トルコ(5)
2014	韓(12)				台湾(4)		豪(12)
2015	日(1)			韓(1)	EU(5)	豪(1)	加(1)
	中(12)						

※先進7か国が FTA を締結した相手国を、その発効年毎に記載。括弧内は、FTA が発効した月。先進国同士の FTA に網掛けを施し、その中で情報通信関係 WTO プラスを設定したものに太枠を付けた。

(各国 FTA から筆者作成。)

2. 5. 個別的 FTA による情報通信ルール拡大の始まり

次に、日本と米国の各々が個別的 FTA による情報通信ルール拡大を開始していった経過を順番に見ていく。

2. 5. 1. 日本における情報通信ルール拡大の始まり（日星 EPA 交渉）

各国による個別的 FTA 締結への動きが進む中で、日本も、最初の FTA である日星 EPA(2002)以来現在までに 15 の EPA を締結、発効させてきた。このうちスイスとの EPA を除く 14 の EPA がアジア太平洋諸国との間で締結したもので、情報通信関係規定を盛り込んだものは 11EPA である(情報通信関係規定が盛り込まれていないのは、日墨、日チリ、日 ASEAN の 3EPA である。日 ASEAN は、

その EPA 第 50 条の規定により引き続きサービス分野について交渉することとされ、情報通信分野を含め、現在交渉中である。

日本の全 FTA(アジア太平洋地域外の国と締結したもの(日スイス EPA)を含む。)の情報通信ルール規定の項目を一覧にすると、表 2-9 のようになる⁵⁴。ここでは、比較のために、GATS 及び TPP 協定の情報通信ルール規定も掲げている。表 2-9 では、情報通信ルールについて締約国各々の「約束表」に記載されているものについては、日本の「約束表」に記載された各項目を「約」と表記して掲載した。

日星から日越までの日本の最初の 11 の EPA に向けた交渉は、全て、米国との FTA 締結実績もなければ、米国と FTA 締結実績のある国と FTA を締結した実績も無い国と行った交渉であった。日本の 12 番目の EPA の相手国となったインドは、対米 FTA の実績こそなかったが、対米 FTA 交渉実績のある国（シンガポール）との FTA の締結実績があった。日本が米国との FTA 締結実績のある国と FTA(EPA)交渉を行ったのは、日本の 13 番目、14 番目の EPA を締結するに到った、対ペルー交渉、対豪交渉が最初である。

表 2-9 日本の締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	TPP	
電気通信ルール																			
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール																			
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	附 5													附 3	118	10.3	附 3	13.4	
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)		附 IV1			約		約	約	約		約		約	附 4		10.10I	附 6I	13.5.1	
番号ポータビリティ														附 8		附 5	119	10.5	13.5.2
再販売																附 6	122		附 5
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別																		10.6	13.5.3*
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進																			13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス																		10.4	
・主要なサービス提供者のルール																			
不利でない待遇																附 7	121	10.8	13.7
競争条件セーフガード	約参1	附 II			約		約	約	約		約	附 2	約	附 8	120	10.7	附 4	13.8	
再販売																		10.9	13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与																		10.11	13.10
相互接続	約参2	附 IV 2,4-7 V			約		約	約	約		約	附 3	約	附 9	123	10.10II	附 6II	13.11	
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2	附 IV2			約		約	約	約		約	附 3 II	約	附 9 I	123 I	10.10II	附 6II	13.11.1	
◇差別的でない条件及び料金	約参 2.2	附 IV2			約		約	約	約		約	附 3 II	約	附 9 I	123 I	10.10II	附 6II	13.11.1	
◇自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2	附 IV2			約		約	約	約		約	附 3 II	約	附 9 I	123 I	10.10II	附 6II	13.11.1	

⁵⁴ 各 FTA の項目は、FTA によって条項の立て方が異なることがあるが、実際の FTA で多く採られている「条(article)」の単位でまとめられている単位で立項した。ただし、主要なサービス提供者による相互接続のルールに関しては、規定内容が多く、また、その内容が多岐にわたるので、便宜更に細分化して立項した。

◇ 細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金	約 参 2.2	附IV2		約		約	約	約	約	約	附 3 II	約	附 9 I, II, III	123 I	10.10II	附 6II	13.11.1	
◇ 加入者回線の細分化		附IV2		約		約	約	約	約	約		約						
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約 参 2.2	附IV2		約		約	約	約	約	約	附 3 II	約	附 9 I	123 I	10.10II	附 6II	13.11.1	
◇ 接続約款による相互接続		附IV4		約		約	約	約	約	約		約	附 9 VI	123 II				
◇ 接続約款の認可制		附IV4		約		約	約	約	約	約		約	附 9 VI					
◇ 接続約款又は協定による相互接続											附 3 VI		附 9 VII	123 III	10.10III		13.11.2, 3	
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約 参 2.3	附IV6		約		約	約	約	約	約	附 3 IV	約	附 9 IX	123 IV	10.10IV	附 6II	13.11.4	
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約 参 2.4	附IV7		約		約	約	約	約	約	附 3 V	約	附 9 X	123 V	10.10V	附 6II	13.11.5	
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持														123 VI	10.10VI			
◇ 相互接続の紛争解決	約 参 2.5	附 V		約		約	約	約	約	約	附 3 VII	約	附 9 XI		10.10III		13.21	
専用回線によるサービスの提供及び料金													附 10	124	10.12		13.12	
コロケーション等		附IV3		約		約	約	約	約	約	附 3 III	約	附 9 V		10.13		13.13	
電柱,管路,線路敷設権へのアクセス															10.14		13.14	
海底ケーブルシステムへのアクセス																	13.15	
・政府規制に関するルール																		
独立の規制機関	約 参 5	附VII		約		約	約	約	約	約	附 6	約	附 13	125	10.15	附 7	13.16	
ユニバーサルサービス	約 参 3	附VI		約		約	約	約	約	約	附 4	約	附 11	126	10.16	附 8	13.17	
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の告示	約 参 4	附III		約		約	約	約	約	約	附 5	約	附 12	127	10.17	附 9	13.18	
希少な資源の分配及び利用	約 参 6	附VIII		約		約	約	約	約	約	附 7	約	附 14	128	10.18	附 10	13.19	
規制機関による執行																	13.20	
紛争解決													附 15	130	10.21	附 12	13.21	
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4												附 16	129	10.19	附 11	13.22	
技術中立性																	13.23	
国際標準の促進	附 7													131	10.23	附 13	13.25	
規制執行の差し控え																	13.3	
協力	附 6	112, 113																
電子商取引ルール																		
電子的送信への関税不賦課											76				13.3	9.3	14.3	
デジタル・プロダクトの無差別待遇											73				13.4	9.4	14.4	
サービスの無差別待遇											74							
市場アクセス											75,約							
UNCITRAL モデル法 準拠（電子商取引の法的効果の許容）																	14.5	
電子認証の法的有効性											78					9.5	14.6	
オンライン消費者保護											附 9, 80					9.6	14.7	
個人情報保護											附 9						14.8	
貿易文書の電子化						57-61					57-59	79				9.8	14.9	
オープンインターネット																	14.10	
国境を越えた情報の移転の許可																9.12V	14.11	
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保																	14.12	
コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止																9.10	14.13	
要求されていない商業上の電子メッセージの規制													附 17		10.20	9.7	14.14	
情報交換、協力		112, 113									82, 附 10				13.10	9.12	14.15	
サイバーセキュリティ協力																	14.16	
ソースコード移転・アクセス要求の禁止																9.11	14.17	
大きな負担とならない国											77				13.5	9.9		

摘している⁵⁵。

尾池(2006)は、「FTA を行わないことによる経済的な不利益を指摘する声が高まりつつ」ある中、「比較的困難が少ないシンガポールから始めようとの思いもあった」こと、「FTA/EPA は市場経済化を後押しするもので、経済改革政策との一環との認識が高まっていた」こと、「FTA/EPA の推進により東アジア地域における新たなリーダーシップを発揮したいとの思いもあったよう」であることの3点を挙げている⁵⁶。

大矢根(2012)は、「日本が…多国間主義を信奉している間に、欧米諸国は逆方向に進み(あるいは柔軟に WTO と FTA の二方向を追求し)、経済成長や国際貿易ルールの設定などに成果をあげたと見て、『遅れ』を認識した」とし、この「遅れ」の克服のため日本政府が FTA の追求に転じたとしている⁵⁷。

このように、他国の FTA 戦略に舵を切る動きが刺激となって日本でも FTA を追求しようという動きに転じたことが指摘されている。ただ、この当時、各国で FTA の締結が進められたと言っても、情報通信ルールについては、WTO ルールを超えるものは未だ殆どなかった。米国を含め、アジア太平洋地域の各国で FTA に盛り込みが進められていた内容は、この当時は基本的に GATS の内容を踏襲するものであった。

これに対し、日本最初の個別的 FTA である日星 EPA は、アジア太平洋地域で初めて本格的に情報通信関係 WTO プラスが盛り込まれた FTA となった。

情報通信ルールの拡大については、日本の産業界の支持があった。

社団法人経済団体連合会（経団連）（現在の日本経済団体連合会）では、ウルグアイ・ラウンドとその後継交渉である基本電気通信交渉の終了後から情報通信ルールの拡充を課題の柱として掲げてきた。その平成 11 年(1999)5 月 18 日の意見書⁵⁸では、通商交渉は WTO 交渉を基軸とすべきとする立場に立ち、ポストウルグアイ・ラウンド（ドーハ開発アジェンダとして後に具体化された。）における（電気）通信分野及び電子商取引分野の「問題点」として、そのルールの拡充の必要性を指摘している。そして、これと同時に、日本として、WTO 交渉を基軸としつつも、WTO 交渉での対応だけではなく、次のように、個別的 FTA の取組も進めるべきであることも表明した。

「二国間の自由貿易協定も、多角的貿易交渉の場では容易に実現し得ない自由

⁵⁵ ペンペル、浦田(2010), 102-103

⁵⁶ 尾池(2006), 27

⁵⁷ 大矢根(2012), 202-212

⁵⁸ (社)経済団体連合会「次期WTO交渉への期待と今後のわが国通商政策の課題」(1999年5月18日)の「補論2 サービス貿易自由化交渉の課題」・「補論4 電子商取引の取扱いの明確化」

化やルール作りを二国間レベルで進めることが可能となる、次期WTO交渉等におけるわが国の交渉力の強化につながることを期待される、といった理由から重要である。わが国としてはWTOに整合的なかたちで自由貿易協定への取組みを進めていくよう、具体的な検討を行なう必要がある。」

経団連では、この個別的FTA交渉への積極姿勢を更に進め、平成12年(2000)7月18日、「自由貿易協定の積極的な推進を望む 通商政策の新たな展開に向けて」と題する意見書⁵⁹において、「通商政策の新たな柱として、自由貿易協定を積極的に活用していく必要がある」として個別的FTAへの積極的な取組を政府に求めた。そして、サービス分野の中でも電気通信分野への取組の重要性を説き、「WTOにおけるサービス貿易の自由化は、緒についたばかりであり、多くの国で依然として様々な障壁が残されている。特に、電気通信、流通、金融等の自由化の遅れている国との協定の締結を通じ、当該諸国の自由化を促し、日本企業の進出を支援していくことが重要である」とした。同意見では、また、電子商取引のルールの整備についても、「WTOに先駆けて新しいルールを盛り込むことは、企業活動に資するのみならず、WTOにおける今後の議論を日本が主導していく一助となろう」として、その積極的展開を要望した。

こういった中で、日星交渉開始への動きが次のように始まる。

平成11年(1999)12月8日、小渕恵三総理とゴー・チョクトン・シンガポール首相との首脳会談において、日星両国は、FTAの検討開始で一致した。これを受けて、産学官からなる共同検討会合が組織され、同会合では、平成12年(2000)3月から会議を開催⁶⁰、同年9月に報告書を取りまとめた⁶¹。

この報告書は、情報通信分野の規制ルール等について積極的な姿勢を示している。即ち、同報告書では、情報通信について、「アジア太平洋諸国は、近いうちに、デジタル経済で成功を収めるために必要な規則や政策の枠組みを確立する必要に迫られることになるだろう」とし、「アジアの中では比較的先進国である日本とシンガポールが、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下に共同の枠組みを作り上げることができれば、他のアジア諸国が域内の電子商取引の成長を促すための戦略を進める際の役に立つであろう」と述べられている⁶²。

中でも、「協力の焦点になり得ることが留意された」分野として、「統合が進み、ダイナミックな動きのある情報通信分野における競争の効率的および効果的管

⁵⁹ (社)経済団体連合会「自由貿易協定の積極的な推進を望む 通商政策の新たな展開に向けて」(2000年7月18日)

⁶⁰ 外務省(2000)

⁶¹ 日本・シンガポール共同検討会(2000)

⁶² 同上, 35

理を確保すること」が挙げられ、情報通信市場における競争の実効性を確保する方策について協力することが促されている⁶³。

その上で、同報告書では、次の「可能性について合意した」とされた。

「a. 日本とシンガポールは、情報通信分野における競争管理のための双方の規制の枠組みについて情報を交換すること。

b. 両国は、共同で規制の枠組みに関する『ベスト・アプローチ』を策定し、その利用を検討すること。」⁶⁴

このように、ここでは、競争管理のための規制の枠組み、つまり、電気通信ルールなどの市場競争促進に向けた規制の枠組みを日本とシンガポールで共有することへの意欲が示され、そして、それが、アジア諸国全体の範となることが展望されていた。

この背景には、日星各々の国内で進められていたルール整備がある。共同検討会報告書では、「近年シンガポールは、自国がサービス取引の主たる拠点となるよう努めることに活路を見出してきた」とし、そのために、「シンガポールは、電気通信分野を完全に開放し」たとする。そして、「一方、日本は、電気通信サービスを含むサービスについて、競争促進的な市場環境の整備・充実に大きな前進をはかってきた」と言及し、これら自由化を両国間の FTA の中に含めることを「強く支持する」と強調している⁶⁵。

共同検討会報告書がまとめられたのは平成 12 年(2000)9 月。その直前に、日本、シンガポールの各々の国内では、この報告書でも触れられたように、新しい電気通信ルールの整備が進められていた。日本では、平成 9 年(1997)から 12 年(2000)にかけて、電気通信事業法の改正や関係省令の整備によって電気通信事業者の接続やアンバンドル、コロケーションについてのルール整備が進められており、シンガポールでは、2000 年に体系的な相互接続についてのルール整備が行われた。これらを投影する形で、日本とシンガポールでは、他国に先駆けた情報通信分野の市場競争促進に向けた FTA ルールを設定し、それをアジア諸国にも範として示すことが期待されていたのだった。

この共同検討会報告書に呼応するように、平成 12 年(2000)10 月、経団連は、次のように、「制度のグローバル化に向けたハーモナイゼーション、技術・ノウハウの移転に関する協力」を要望した⁶⁶。

⁶³ 同上, 34

⁶⁴ 同上, 33-38

⁶⁵ 同上, 27

⁶⁶ (社)経済団体連合会「日本シンガポール自由貿易協定への期待」(2000年10月2日)

「自由貿易協定による貿易・投資の更なる自由化、およびこれに伴う国内の構造改革により、両国産業は一層厳しい競争に直面するため、競争力の強化が不可避である。これに関連して、IT、物流、金融において優位性を有すると言われるシンガポールとの自由貿易協定により、情報通信、金融などのサービス産業における制度のグローバル化に向けたハーモナイゼーション、技術・ノウハウの移転に関する協力が促進され、両国産業の競争力が強化されることを期待する。

また、自由貿易協定を通じてシンガポールとの経済関係をより緊密化することにより、関係業界間の相互啓発と戦略的提携を進め、新たな産業分野の共同開発や第三国との通商拡大などに発展させていくことも視野に入れる必要がある。

そのためにも、シンガポールとの自由貿易協定が、財及びサービス貿易の関税・非関税障壁の撤廃を中心とするこれまでの自由貿易協定の枠を超え、基準認証の相互承認、貿易関連手続の電子化、電子商取引、知的財産権、競争政策、紛争解決、科学技術、環境、人材育成など、経済全般にわたる広範囲の問題を含むことが肝要である。」

また、これにやや遅れて平成13年(2001)1月には、日本商工会議所⁶⁷でも意見書を取りまとめ、「② ペーパーレス貿易については、貿易円滑化に資するものであり、積極的に推進していくこと」、「電子商取引や情報通信関連については、A B A C (A P E C ビジネス諮問委員会)をはじめ G B D e (電子商取引に関するグローバル・ビジネス・ダイアログ)、G I I C (世界情報基盤委員会)などの民間組織ならびに、e - A S E A N イニシアティブと連携して議論していくこと」を提言し、また、「今後の自由貿易協定のあり方について」として、その対象分野について、「情報技術 (IT) など、これまで W T O で扱っていない分野も含めることが望ましい」とした。

日星両政府では、共同検討会報告書を受けて、交渉に向けて具体的に動き出した。即ち、平成12年(2000)10月22日、森喜朗総理及びゴーク首相が東京において会談を行い、本協定の交渉を開始することで合意⁶⁸、公式の締結交渉は平成13年(2001)1月に開始された。

そして、両国は、平成13年(2001)10月23日に大筋合意、同14年(2002)1月13日には小泉純一郎総理とゴーク首相の両国首脳がシンガポールで日星経済連携協定(EPA)に署名、同年11月30日にこれが発効した⁶⁹。

日本にとっては、これがこの後に続くアジア太平洋地域を中心とした諸国とのFTA(EPA)交渉の最初のものとなった。また、後に見るように、日本では、日

⁶⁷ 日本商工会議所「日本・シンガポール新時代経済連携協定についての意見」(平成13年(2001)1月18日)

⁶⁸ 「日本・シンガポール新時代経済連携協定 平成14年1月」
(<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/13kyoutei.html> [last visited December 28, 2016])

⁶⁹ 芦原(2007), 55-64

星 EPA の情報通信ルールを、後続する ASEAN 諸国との FTA(EPA)においてもモデルとして使っていくことになる。

このように、日本の個別 FTA を通じた情報通信ルール拡大の端緒となった日星 EPA 交渉では、日本では平成 9 年(1997)から 12 年(2000)にかけての、シンガポールでは 2000 年の、相互接続やアンバンドルに関する国内ルールの整備を背景として、電気通信分野の競争管理のための規制枠組み（電気通信ルール）を、国内産業の支持のもと、アジア諸国全体のルールへの展望を持ちながら、両国間の EPA に盛り込むこととなったことが分かる。

2. 5. 2. 米国における情報通信ルール拡大の始まり（米星・米チリ FTA 交渉）

米国では、1985 年に発効させたイスラエルとの間の FTA 以来、これまでに 14 の FTA を締結してこれらを発効させ、また、12 か国による TPP 協定の締結を進めてきた。1994 年に発効させた NAFTA 以後の 13 の FTA の全てで情報通信に特化した規定を設けている。

米国の全 FTA の情報通信ルール規定の項目を一覧にすると、表 2-10 のようになる。ここでは、比較のために、GATS 及び TPP 協定の情報通信ルール規定も掲げている。ここでは、協定の本則にある規定はその規定を、GATS 及び米ヨルダン FTA のように締約国の「約束表」にルールを記載している場合には、米国の「約束表」に記載された各項目を、「約」と表記して掲載した（ただし、米ヨルダン FTA では、ヨルダン側の「約束表」も米国のそれと同内容）。

個別的 FTA 交渉では、米国が日本との FTA 締結実績のある国と FTA 交渉を行ったのはシンガポールとの交渉のみであり、それ以外は全て日本との FTA 締結実績の無い国と行った FTA 交渉であった。

表 2-10 米国の締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	GATS	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	TPP
電気通信ルール																	
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール																	
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			1302	附 5	3II(c)*	9.2	13.2	12.2	13.2	13.2	12.2	13.2	14.2	14.2	14.2	13.2	13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)						9.3	13.3	12.3	13.3	13.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.3	13.3	13.5.1
番号ポータビリティ								12.4	13.3	13.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.3	13.3	13.5.2
再販売									13.3	13.3		13.3	14.3		14.3	13.3	
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別								12.5	13.3	13.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.3	13.3	13.5.3**
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進																	13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス							13.5	12.6	13.5	13.5	12.5	13.5	14.5	14.12	14.5	13.5	
・主要なサービス提供者のルール																	
不利でない待遇						9.4	13.4	12.7	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.4	14.4	13.4	13.7
競争条件セーフガード			1305	約参 1	約参 1	9.4	13.4	12.8	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.5	14.4	13.4	13.8
再販売						9.4	13.4	12.9		13.4	12.4	13.4	14.4	14.6	14.4	13.4	13.9

ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与				9.4	13.4	12.10	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.7	14.4	13.4	13.10
相互接続		約参2	約参2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参2.2	約参2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.1
◇差別的でない条件及び料金		約参2.2	約参2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.1
◇自己の子会社等よりも不利でない品質		約参2.2	約参2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.1
◇細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金		約参2.2	約参2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.1
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参2.2	約参2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.1
◇接続約款又は協定による相互接続				9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.2,3
◇交渉手続きの公の利用可能性		約参2.3	約参2.3	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.4
◇接続協定のファイリング				9.4	13.4		13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	
◇相互接続に関する取り決めの透明性		約参2.4	約参2.4	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4	13.11.5
◇相互接続の紛争解決		約参2.5	約参2.5	9.4	13.12	12.22	13.12	13.12	12.12	13.12	14.12	14.19	14.12	13.4	13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金				9.4	13.4	12.12	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.9	14.4	13.4	13.12
コロケーション等				9.4	13.4	12.13	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.10	14.4	13.4	13.13
電柱,管路,線路敷設権へのアクセス				9.4		12.14	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.11	14.4	13.4	13.14
番号ポータビリティ				9.4	13.4										
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別					13.4										
海底ケーブルシステムへのアクセス				9.5											13.15
・政府規制に関するルール															
独立の規制機関		約参5	約参5	9.6	13.7	12.17	13.7	13.7	12.7	13.7	14.7	14.14	14.7	13.7	13.16
ユニバーサルサービス		約参3	約参3	9.7	13.8	12.18	13.8	13.8	12.8	13.8	14.8	14.15	14.8	13.8	13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参4	約参4	9.8	13.9	12.19	13.9	13.9	12.9	13.9	14.9	14.16	14.9	13.9	13.18
希少な資源の分配及び利用		約参6	約参6	9.9	13.10	12.20	13.10	13.10	12.10	13.10	14.10	14.17	14.10	13.10	13.19
規制機関による執行				9.10	13.11	12.21	13.11	13.11	12.11	13.11	14.11	14.18	14.11	13.11	13.20
紛争解決				9.11	13.12	12.22	13.12	13.12	12.12	13.12	14.12	14.19	14.12	13.12	13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	1306	附4	3II(c)*	9.12	13.13		13.13	13.13	12.13	13.13	14.13	14.20	14.13	13.13	13.22
技術中立性				9.13	13.14	12.15	13.14	13.14	12.14	13.14	14.14	14.21	14.14	13.14	13.23
国際標準の促進	1308	附7													13.25
付加価値サービス(情報サービス)への非規制	1303				13.6	12.16	13.6	13.6	12.6	13.6	14.6	14.13	14.6	13.6	
端末の技術基準	1304														
規制執行の差し控え				9.14	13.15	12.23	13.15	13.15	12.15	13.15	14.15	14.22	14.15	13.15	13.3
協力	1309	附6													
電子商取引ルール															
電子的送信への関税不賦課			7	14.3	15.3	16.3	14.3	14.3	13.3	14.3	15.3	15.3	15.3	14.3	14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇				14.3	15.4	16.4	14.3	14.3	13.4	14.3	15.3	15.3	15.3	14.3	14.4
透明性			7					14.4			15.4		15.4	14.4	
UNCITRALモデル法準拠(電子商取引の法的効果の許容)															14.5
電子認証の法的有効性						16.5					15.6	15.4	15.6		14.6
オンライン消費者保護						16.6				14.4	15.5	15.5	15.5		14.7
個人情報保護															14.8
貿易文書の電子化						16.7					15.7	15.6	15.7		14.9
オープンインターネット													15.7		14.10
国境を越えた情報の移転の許可												15.8		14.5	14.11
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保															14.12
コンピュータ関連設備の国内利用・設置要求の禁止															14.13
要求されていない商業上の電子メッセージの規制															14.14
情報交換・協力					15.5			14.5						14.5	14.15
サイバーセキュリティ協力															14.16
ソースコード移転・アクセス要求の禁止															14.17
ネット知的財産保護ルール															
インターネットドメインネーム割当の適正手続き				16.3	17.3	17.3	15.4	15.4	14.3	15.3	16.4	18.3	16.4	15.4	18.28

サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)					16.9 xxii	17.11 xxiii	17.11 xxix	15.11 xxviii	15.11 xxvii	14.10 xxix	15.10 xxix	16.11 xxix	18.10 xxx	16.11 xxix	15.11 xxvii	
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)																18.82

- A) Agreement on the Establishment of a Free Trade Area between the Government of Israel and the Government of the United States of America (1985)
- B) North American Free Trade Agreement (NAFTA)(January 1, 1994)
- C) Agreement Between The United States Of America And The Hashemite Kingdom Of Jordan On The Establishment Of A Free Trade Area (December 17, 2001)
- D) United States-Singapore Free Trade Agreement (January 1, 2004)
- E) United States-Chile Free Trade Agreement (January 1, 2004)
- F) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)
- G) United States – Morocco Free Trade Agreement (January 1, 2006)
- H) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)
- I) United States-Bahrain Free Trade Agreement (August 1, 2006)
- J) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Sultanate of Oman on the Establishment of a Free Trade Area (January 1, 2009)
- K) United States-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (February 1, 2009)
- L) Free Trade Agreement Between The United States Of America And The Republic Of Korea (KORUS FTA) (March 15, 2012)
- M) U.S.-Colombia Trade Promotion Agreement (TPA) (May 15, 2012)
- N) Panama-United States Trade Promotion Agreement (October 31, 2012)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書、C の「約」は、Annex 3.1.

*:GATS 準拠の規定。

**：ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

次に、米国が情報通信関係 WTO プラスを本格的に個別的 FTA に盛り込んだ米星・米チリ両 FTA に向けた動きについてを見てみよう。

先述したとおり、米国の締結した最初の FTA は、1985 年に発効した米イスラエル FTA であったが、そこでは情報通信関係に特化した規定は設けられておらず、情報通信関係規定を設けた米国の最初の FTA は、この次の NAFTA(1994)であった。

米国は、GATS 以降では、更に 12 の FTA を締結してきた。これら 12 の FTA は、アジア太平洋諸国、中東諸国との間で締結したもので、その全てにおいて情報通信ルールなど、情報通信関係に特化した規定が盛り込まれている。

GATS 締結後の米国の 12FTA の中で最初に締結されたのはヨルダン王国との FTA であった。2001 年 12 月に発効したこの FTA では、情報通信規定は設けられたが、その多くは GATS の規定をそのまま踏襲するものであった。具体的には、本則第 3 条(サービス貿易)において GATS に準拠する旨の規定を設けたほか、同条の規定を受けて設けられた附属書 3.1 において両国各々の「約束表」が掲げられ、そこで米国とヨルダンとは各々、GATS 第 4 議定書で使われた「モデル参照文書」とほぼ同内容の「参照文書」へのコミットメントを行っている。米ヨルダン FTA は、このようなポジティブリスト方式を採ったことも含め、電気通信ルールについて、GATS の規定をかなり忠実に踏襲したものであった。

同 FTA では、上記以外に、WTO で既に進められていた「電子的送信への関税不賦課」の恒久化規定を本則第 7 条に設ける取組も行われたが、WTO プラスとしては、「電子商取引に係る法令等に関する透明性の確保」を本則第 7 条の規定

に新設するのにとどまった。この時点ではまだ米国が本格的に情報通信関係 WTO プラスに取り組んでいたとは言い難い。

このように、GATS 後の米国の FTA への取組は、GATS の踏襲を基本とするものから始まったが、その次の米星、米チリ両 FTA 協定(2004 年 1 月発効)に向けた交渉において米国の WTO プラスへの取組みが本格的に始まる。

米星 FTA 交渉と米チリ FTA 交渉とは、ほぼ並行して進められた。

米星 FTA 交渉は、2000 年 11 月 16 日に、米国のビル・クリントン大統領とシンガポールのゴー・チョクトン首相の共同声明により、その交渉開始で合意したことが発表され⁷⁰、同年 12 月 4 日にワシントン DC で交渉が開始された⁷¹。この第 1 回のラウンド交渉は 3 週間にも及ぶものだったという⁷²。

サービス分野については、後述するとおり米国国内の産業界が強く求めていたネガティブリスト方式の採用が 2001 年 7 月 20 日に終了した第 4 回ラウンド交渉で合意されるに到っている⁷³。ネガティブリスト方式は、締約国がコミットメントする内容を共通的に規定し、これに個別にコミットメントしない場合のみ、その旨をネガティブリスト的に記述するやり方である。

シンガポール側の交渉官であったヴァレリー・ドコスタ女史によれば、電気通信章については、米星政府の双方が、FTA において、WTO の原則を更に充実させたいという意向を持っていたという。同女史は、シンガポール側は、米国市場への意味のあるアクセスを確保したいと考えていたと述べている。また、その他、ドコスタ女史は、電子商取引章にデジタルプロダクトへの関税不賦課の規定を盛り込んだことも FTA における成果として挙げている⁷⁴。

この交渉は、2002 年 11 月 11 日から 19 日まで行なわれた第 11 回ラウンド交渉で概ね妥結したとされ⁷⁵、その後の追加的な話し合いの後、2003 年 1 月 16 日に交渉が終了した⁷⁶。

米星 FTA の情報通信ルールについては、その署名前から、米国国内からは肯定的な意見が寄せられた。(2. 7. 1. 参照。)

⁷⁰ Office of the Press Secretary, The White House, “Joint Statement By President Bill Clinton And Prime Minister Goh Chok Tong On A United States-Singapore Free Trade Agreement” (For Immediate Release) (November 16, 2000)

⁷¹ Singapore Embassy In Washington DC, “Joint Statement by the United States and Singapore on the US-Singapore Free Trade Agreement Negotiations, 21 December 2000” (21 December 2000)

⁷² Imit.

⁷³ Joint Statement By Singapore and the United States on the United States-Singapore Free Trade Agreement (July 20, 2001)

⁷⁴ D’Costa (2004), 99

⁷⁵ Organization of American States, “USA-Singapore, Background and Negotiations” (http://www.sice.oas.org/TPD/USA_SGP/USA_SGP_e.asp) (last visited on December 12, 2016)

⁷⁶ Ministry Of Trade And Industry, “Substantive Conclusion of Negotiations for the US-Singapore Free Trade Agreement (USSFTA), 16 January 2003” (16 January 2003)

米星 FTA は、こういった米国国内の産業界からの支持を得つつ、2003 年 5 月 6 日、ワシントン DC のホワイトハウスにおいて、ジョージ・ウォーカー・ブッシュ米大統領とゴーン・チョクトン星首相との間で署名された⁷⁷。

米チリ FTA 交渉は、2000 年 11 月 29 日に交渉を開始することが発表され、同年 12 月 6 日から 7 日にワシントン DC で最初の交渉が行われた⁷⁸。交渉は 2002 年 12 月 11 日に同じワシントン DC で妥結した⁷⁹。

米チリ FTA の情報通信ルールについても、米国国内の産業界からは概ね肯定的な意見が寄せられた。(2. 7. 1. で後述。)

2003 年 6 月 6 日、米チリ FTA が、マイアミのヴィラ・ビスカヤで、ロバート・B・ゼリック米国通商代表とソレダ・アルベアール・チリ外相との間で署名された⁸⁰。

米星、米チリ両 FTA は、締約国議会の批准を経て、2004 年 1 月 1 日に発効した。

この両 FTA は、その規定内容を見ると、それまでの米国の FTA と比べ、2 つの意味で情報通信ルールへの取組が大きく変わったものであることが分かる。

その第一は、情報通信ルールを全て本則で規定し、ネガティブリスト方式が採られるようになったことである。これは、情報通信ルールについて、本則に記載して締約国同士が原則として同一のルールにコミットする方式が採られたことを意味し(コミットしない場合のみ脚注等でその旨を個別に記載する。米星 FTA では、例えば、第 9 章の各規定の脚注において米国又はシンガポールにおける適用の例外について記載されている。)、相互主義の色彩が濃い。米国では、この 2FTA 以後の全ての FTA でこのネガティブリスト方式を採用している。

米星、米チリ両 FTA がそれまでの FTA と異なる第二点は、情報通信ルールの量的拡充である。情報通信関係 WTO プラスは、表 1-1 の分類で言うと、この各々で、18 項目、20 項目設定された。米ヨルダン FTA において 1 項目だったのに対して、大幅な拡充であり、米国の FTA への本格的な情報通信関係 WTO プラスの FTA への盛り込みはこの両 FTA において始まると言っていいだろう。

⁷⁷ Media Relations Division, Ministry of Information, Communications and the Arts, “Joint Statement Between The United States Of America And Singapore” (Singapore Government Press Release, Issued By Prime Minister's Office) (May 6, 2003)

⁷⁸ Organization of American States, “Chile-United States, Background and Negotiations” (http://www.sice.oas.org/TPD/CHL_USA/CHL_USA_e.asp) (last visited on May 28, 2016)

⁷⁹ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Chile Conclude Historic Free Trade Agreement” (December 11, 2002)

⁸⁰ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Chile Sign Historic Free Trade Agreement” (Press Releases), (June 6, 2003)

米国内でもそのように認識されていること、そして、それが米国の国内ルール（特に、1996年電気通信法の規定のルール）を投影させて進められたと米国内でも受け止められていることは、米国国際貿易委員会(USITC (United States International Trade Commission))が後に(2016年)TPP協定についてまとめた報告書で次のように記述している⁸¹ことから分かる。

「(TPP協定の)電気通信章の殆どの規定、それは米国の1996年電気通信法を基礎としたものであるが、これらは米星FTAにおいて導入されたもので、全ての後続のFTA電気通信章において、程度の差はあるが文字通り繰り返されてきたものである。」

2. 6. 日本の個別的FTA交渉における行動原理

次に、日本政府の個別的FTA交渉に臨む行動原理について、次の三つの角度から検証する。

第一に、国内団体の要望がどのようになされ、それを受けて政府の交渉がどのようになされてきたかを確認する。(2. 6. 1.)

第二に、交渉当事者である日本政府の方針、意識を確認する。日本政府が打ち出した方針を確認すると共に、実際の交渉担当者の意識について、インタビューにより確認する。(2. 6. 2.)

第三に、実際の個々の交渉における情報通信関係WTOプラスの採用の状況を検証する。(2. 6. 3.)

2. 6. 1. 日本国内の産業界の動き

2. 6. 1. 1. 日本国内の主要団体

日本が個別のFTA交渉において追求する情報通信ルールについては、国内関係者からのインプットとしては、多くは非公開で行われる個別的ヒアリングを通じて意見が表明されており、日本政府ではこれについて考慮する中で対処方針を決めてきている⁸²。これらは各企業等の利害が反映されたものであると思わ

⁸¹ United States International Trade Commission (2016), 391

⁸² 総務省多国間経済室の菱田光洋室長は、情報通信ルールに関するEPA交渉についての筆者からのインタビューに平成26年(2014)12月29日付けの書面で回答し、「例えば、アジアの国の多くで、規制の透明性に問題があったり、手続きの公正性に問題があったり、リセールが認められていなかったり、専用線の価格が不当に高かったり、といった問題があるそうで、そういった内容を、交渉では盛り込むようにしています」と述べている。

れるが、いずれにしても、公表されていないその内容を知ることができない。

他方で、産業界からの意見を主要経済団体等が集約する動きもかねてからあり、それらは声明や政府への意見書の形で公表されてきた。

具体的には、日本経済団体連合会（日本経団連）（前身の社団法人経済団体連合会（経団連）を含む。）、経済同友会、日本商工会議所、日本貿易会及び新経済連盟などの団体が、FTA に関する声明や意見書をまとめてきており、その中で、情報通信ルールに関する意見も表明されている。また、TPP 協定交渉に関しては、TPP 政府対策本部では、TPP 協定交渉の最中において、関係団体等への説明会を開催し、その際に意見募集も行った。これは、平成 25 年（2013）7 月 17 日締切りの第 1 回から同 27 年（2015）7 月 17 日締切りの第 13 回まで全部で 13 回行われたもので、この意見募集に応じて提出されている国内団体からの意見に、情報通信ルールに関するものがある。

ここでは、上記主要経済団体からの意見と、TPP 協定交渉についての応募意見とについて、情報通信ルールに関するものを包括的に見てみよう。

具体的には、日本経団連、経済同友会、日本商工会議所、日本貿易会、新経済連盟、一般社団法人インターネットユーザー協会（MIAU）が表明した意見をトレースする。

これら各団体は、日本が進めてきた FTA 交渉（協定が締結されたものは 16 交渉。）の内、日星 EPA 交渉、日豪 EPA 交渉、TPP 協定交渉の 3 交渉の何れかについて意見を提出・公表している。これ以外の 13 の協定交渉については、特に公表された意見は見られない。（上記の各団体では、ホームページで通商交渉に関して表明した意見を集約、公表しているが、そこには、締結済み協定に向けた交渉としては、日星・日豪両 EPA 交渉、TPP 協定交渉以外の交渉に際しての公表意見は掲載されていない。）

2. 6. 1. 2. 日星・日豪 EPA 交渉に関する国内主要団体からの意見

まず、日星・日豪両 EPA 交渉に関して表明された日本の国内主要団体の意見についてトレースしてみよう。

日本経団連は、日本の FTA 交渉について、日本がシンガポールと最初の FTA（EPA）交渉に入る前から近年の TPP 協定交渉に到るまで産業界からの意見を表明し続けてきている。その中では情報通信ルールに関する意見も多く表明されてきた。

日星 FTA 交渉に関しては、2. 5. 1. でも触れたように、平成 12 年(2000)10 月に、「IT・・・において優位性を有すると言われるシンガポールとの自由貿

易協定により、情報通信・・・における制度のグローバル化に向けたハーモナイゼーション、技術・ノウハウの移転に関する協力が促進され、両国産業の競争力が強化されることを期待する」、「シンガポールとの自由貿易協定が、・・・これまでの自由貿易協定の枠を超え、・・・貿易関連手続の電子化、電子商取引・・・など、経済全般にわたる広範囲の問題を含むことが肝要である」とし、電気通信ルール、電子商取引ルール一般について、広く EPA において盛り込むべきことが意見として述べられた⁸³。

また、平成 13 年(2001)1 月には、同じく日星 EPA 交渉について、これも 2.5.1. で触れたとおり、日本商工会議所でも、「ペーパーレス貿易については、貿易円滑化に資するものであり、積極的に推進していくこと」、「電子商取引や情報通信関連については、・・・民間組織ならびに、e - ASEAN イニシアティブと連携して議論していくこと」を求め⁸⁴、やはり、電子商取引ルール全般についての日本の積極的な取組を要望した。また、「今後の自由貿易協定のあり方について」として、その対象分野について、「情報技術 (IT) など、これまで WTO で扱っていない分野も含めることが望ましい」とした。

日豪 EPA に関しては、日本経団連、日本商工会議所、日本貿易会が、平成 18 年(2006)9 月に連名で意見を取りまとめ、次のように、これに先立つ米豪 FTA と「同様の成果」を期待する旨を表明した⁸⁵。

「米豪 FTA では、サービス分野のうち、電気通信、音響映像等の分野で、豪州が WTO サービス協定(GATS)上、約束している水準以上の自由化が約束されている。これらは日本企業が競争力を有する分野でもあり、日豪 EPA で同様の成果を得ることができれば、新たな事業機会の創出につながることを期待される。」

このように、日星・日豪両 EPA に向けては、日本国内の各団体は、日本政府に対し、具体的なルールのありようの詳細まで踏み込んだ要望ではなかったが、電気通信ルールや電子商取引ルール全般への積極的取組を求める意見を表明してきた。

⁸³ (社)経済団体連合会「日本シンガポール自由貿易協定への期待」(平成 12 年(2000)10 月 2 日)

⁸⁴ 日本商工会議所「日本・シンガポール新時代経済連携協定についての意見」(平成 13 年(2001)1 月 18 日)

⁸⁵ (社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(社)日本貿易会「日豪経済連携協定の早期交渉開始を求める」(平成 18 年(2006)9 月 19 日)

2. 6. 1. 3. TPP 協定交渉に関する国内主要団体からの意見

TPP 協定交渉に向けては、日本経団連をはじめとする国内の各団体は、従前よりも具体的なルールについて要望を表明するようになる。

日本経団連が日本の TPP 協定交渉への早期参加を求めた平成 23 年(2011)4 月の「わが国の通商戦略に関する提言」⁸⁶は、WTO のドーハ開発アジェンダにおける対応及びドーハアジェンダ後の対応として、WTO ルールの拡充を求めつつ、これにつながる取組として TPP 協定等による FTA 広域化を求めるものであった。そこでは、電子商取引についてのルール拡充も求めている。これは、次のとおり、WTO におけるルールの拡充として求めたものだが、同時に、「EPA のルールの広域化や、斬新なルールの先導的な導入にあたっては、現行の WTO の規律との整合性の確保に努めるとともに、WTO のもとでの新たなグローバル・ルールの策定に資するものとなるよう、WTO におけるルールの拡充への取組みにつなげていくことが必要である」⁸⁷とし、EPA 広域化においても実現が期待されているものであった。

「電子商取引

急速に発展し続ける ICT (情報技術) の高度利活用技術、新たなビジネスモデルの創造といった現実を踏まえ、新たな成長分野として期待されるインターネットを通じた電子商取引の拡大に向けて、サービスの提供者と利用者・消費者双方の視点を考慮したルールを策定する必要がある。例えば、スイスとの EPA の電子商取引章に盛り込まれた、(ア)電子送信に対する関税不賦課の恒久化へ向けた協力、(イ)デジタル製品に対する無差別待遇 (内国民待遇、最恵国待遇)、(ウ)電子商取引を不当に禁止・制限する措置を採用・維持しないこと、(エ)オンラインの消費者保護の重要性の認識、(オ)貿易実務に係る文書の電子化等における協力、に関する規定をより具体的に作成すべきである。また、その際、WIPO (世界知的所有権機関)、OECD (経済協力開発機構)、APEC (アジア太平洋経済協力) 等における国際的な議論を参照しつつ、わが国を含め各国において、これらと調和のとれた国内法制化を担保する必要がある。」⁸⁸

日本政府が実際に TPP 協定交渉に参加してからは、日本経団連 TPP プロジェクトチームでは、上記を更に補強するような意見を、TPP 政府対策本部の第 1 回意見募集 (平成 25 年(2013)7 月 17 日締切り) に応え、提出している。

「(1) インターネットを通じたサービスの今後の発展に資するよう、クラウドコンピューティングを利用したビジネスなど、新しいモデルのサービスの普及

⁸⁶ (社)日本経済団体連合会「わが国の通商戦略に関する提言」(平成 23 年(2011)4 月 19 日)

⁸⁷ 同上「3. EPA のルールの広域化等」

⁸⁸ 同上「2. WTO におけるルールの拡充等」

に向けてその阻害要因を取り払うべきである。また、サービス内容の定義や分類をめぐる議論を惹起しないためにも、ネガティブ・リスト方式を採用すべきである。

(2) データ、コンテンツの国境を越えた円滑な流通のためのルールを整備すべきである。具体的には、電子送信・コンテンツに対する関税不賦課の恒久化、デジタル製品・コンテンツに対する無差別待遇、個人/利用者データやプライバシーの保護とデータの円滑な流通のバランスの確保、情報セキュリティの確保を含めた制度設計などについて規定すべきである。」⁸⁹

同じこの第1回意見募集に対し、一般社団法人インターネットユーザー協会(MIAU)からは、知的財産権保護に関して、ネット利用者の著作権侵害について、米国が国内法で採用しているノーティスアンドテイクダウンのルールの導入をすべきではなく、日本のルールの導入を主張すべきだとする意見を提出した。

同年9月には、日本商工会議所は、TPP協定に関して意見⁹⁰を発表している。そこでは、サービス貿易に関して、「サービスの自由化は経済を効率化し、対内直接投資の増大や雇用の増加を通じ経済成長に貢献する」と訴え、「特に、製造業に関連するサービス産業(通信、流通、金融、運送、コンピュータ関連、機器の保守・修理など)の自由化は、迅速で効率的なサプライチェーンを構築する上で重要である」とし、「WTOのサービス貿易に関する一般協定(GATS)を上回る内容となるよう、ネガティブリスト方式を採用し、無差別原則(最恵国待遇、内国民待遇)、市場アクセスに関する制限の禁止、国内規制に対する透明性確保、自由化の後退を防ぐ措置などのルールを規定すべきである」と述べ、ネガティブリスト方式等の採用を主張している⁹¹。

また、電子商取引は、「情報通信端末の発達や普及に伴い、急速に拡大している」とし、「電子商取引の利用環境を整備するため、ルール整備が急務となっている」と述べ、具体的には、次のように電子商取引に関する7つのルールの必要性を主張している⁹²。

「①無差別原則

デジタル製品に対して、創作や生産の場所、および著作者の国籍に基づいて他の同種のデジタル製品に比べて不利でない待遇を与えることを原則として明確にすべき。

②関税不賦課のルール化

⁸⁹ TPP 政府対策本部による関係団体等への説明会に際して行われた第1回意見募集(平成25年7月17日締切り)への日本経済団体連合会 TPP プロジェクトチームからの応募意見

⁹⁰ 日本商工会議所「TPP協定に関する要望」(平成25年9月30日)

⁹¹ 同上「10. サービス」

⁹² 同上「12. 電子商取引」

電子商取引を促進する観点から、電子的に取引されるデジタル製品（コンピュータ・プログラム、図案、動画、録音物など）に対する関税不賦課をルール化すべきである。

③国境を越える自由な情報流通

サービス提供者および利用者が、情報を電子的な形で国境を越えて自由に移転すること、および他国に蓄積された自らの情報にアクセスすることを可能にするべきである。

④現地のインフラ利用要求及び拠点設置要求の禁止

電子商取引によるサービス提供の条件として国内のインフラの利用や拠点設置を求めること禁止すべきである。

⑤現状維持義務

国際的な合意や協定締約国間における合意なしに保護主義的な規制・措置を導入しないことをルール化すべき。

⑥国内規制

ビジネス上の契約、送金、税制、競争政策などを含めた国内規制の透明性の確保をルール化するとともに、規制の国際的な調和化を促進することが必要である。

⑦新たな課題への対応

電子商取引の健全な発展を促進するため、プライバシー、セキュリティ、消費者保護、電子認証、電子証明、電子決済、紛争解決などの重要な課題に関し、ルールを定める必要がある。」

同年の TPP 政府対策本部の第 5 回意見募集（平成 25 年 12 月 5 日締め切り）に応え、一般社団法人新経済連盟では、電子商取引について、国境を越える自由な（情報の）流通の確保、プライバシー保護、消費者保護、過度の規制を加えないこと、関税不賦課等を求める意見⁹³をまとめている⁹⁴。

このように、TPP 協定交渉については、各国内主要団体が電子商取引ルールとネット知的財産保護ルールに関して、従前よりも具体的に、協定に盛り込まれるべきルールについての意見表明を行った。日星・日豪両 EPA 交渉について見られたような電気通信ルールについての意見はその中になかった。

2. 6. 1. 4. 日本国内の主要団体からの意見に関する総括

ここまで見た国内主要団体の各々が表明した意見の内容を表 2-9 にある FTA のルールの項目毎にプロットすると、表 2-11 のようになる。そして、これらと、

⁹³ 一般社団法人新経済連盟「提出意見④」

⁹⁴ 新経済連盟は、この他、TPP 政府対策本部の第 4 回意見募集（平成 25 年 10 月 28 日締め切り）に対して、電気通信サービスについて、外資規制緩和を求める意見を提出している。

最終的に日本が締結した協定の項目の各々とを重ね合わせ、対照したのが表 2-12 である。

各団体が意見を表明したのは日星・日豪両 EPA 交渉と TPP 協定交渉についてのみであったが、このうち日星・日豪両 EPA 交渉については、各団体とも、電気通信ルールと電子商取引ルールについて EPA 交渉における議論の必要性を訴えているものの、どういうルールが必要（あるいは、不要）なのかを具体的に述べていない。したがって、表 2-11、2-12 でも、そういった大枠でのルールの必要性についての欄を設定してそこでの対照関係を表示した。

TPP 協定交渉に関しては、各団体からの意見は、電子商取引ルールとネット知的財産保護ルールについてより具体的なルールの提案を行っているので、表 2-11、2-12 ではルール項目毎にその対照関係を示している。

表 2-11 日本国内の各団体から日本の各 FTA について表明された情報通信ルールに関する意見・要望の項目比較

項目	通商条約	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	TPP
電気通信ルール																	
(一般的に議論対象とすることの提言)	経商														経商貿		
電子商取引ルール																	
(一般的に議論対象とすることの提言)	経商														経		
(ネガティブリスト方式の採用)																	商
電子的送信への関税不賦課																	経商新
デジタル・プロダクトの無差別待遇																	経商
サービスの無差別待遇																	
市場アクセス																	
UNCITRAL モデル法準拠(電子商取引の法的効果の許容)																	
電子認証の法的有効性																	商
オンライン消費者保護																	商新
個人情報保護																	経商新
貿易文書の電子化																	
オープンインターネット																	
国境を越えた情報の移転の許可																	商新
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保																	
コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止																	商
要求されていない商業上の電子メッセージの規制																	
情報交換、協力																	
サイバーセキュリティ協力																	商新
ソースコード移転・アクセス要求の禁止																	
大きな負担とならない国内規制																	
民間部門の参加																	

ネット知的財産保護ルール														
インターネットドメインネーム割当の適正手続き														
サービスプロバイダの責任制限(ノーティシアンドテイクダウン)														イ*
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)														イ

- ① 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(日星 EPA)(2002年11月発効,2007年9月改正議定書発効)
- ② 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(日墨 EPA)(2005年4月発効,2007年4月追加議定書発効,2012年4月改正議定書発効)
- ③ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(日マレーシア EPA)(2006年7月発効)
- ④ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(日チリ EPA)(2007年9月発効)
- ⑤ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(日タイ EPA)(2007年11月発効)
- ⑥ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(日インドネシア EPA)(2008年7月発効)
- ⑦ 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(日ブルネイ EPA)(2008年7月発効)
- ⑧ 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定(日 ASEAN・EPA)(2008年12月から順次発効)
- ⑨ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(日フィリピン EPA)(2008年12月発効)
- ⑩ 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(日スイス EPA)(2009年9月発効)
- ⑪ 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(日越 EPA)(2009年10月発効)
- ⑫ 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定(日印 EPA)(2011年8月発効)
- ⑬ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定(日ペルーEPA)(2012年3月発効)
- ⑭ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪 EPA)(2015年1月発効)
- ⑮ 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定(日蒙 EPA)(2016年6月発効)

経：日本経団連の意見
 商：日本商工会議所の意見
 貿：日本貿易会の意見
 新：新貿易連盟の意見
 イ：インターネットユーザー協会の意見

*：ルールの採用に反対する意見

(各意見書から筆者作成。)

表 2-12 日本の各団体が要望した情報通信ルールと日本の締結した FTA の情報通信ルール

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	TPP
電気通信ルール																
(一般的に議論対象とすることの提言)	☑		○		○	○	○		○	○	○	○	○	☑	○	○
電子商取引ルール																
(一般的に議論対象とすることの提言)	☑													☑		
(ネガティブリスト方式の採用)																☑
電子的送信への関税不賦課										○				○	○	☑
デジタル・プロダクトの無差別待遇										○				○	○	☑
サービスの無差別待遇										○						
市場アクセス										○						
UNCITRAL モデル法準拠(電子商取引の法的効果の許容)																○
電子認証の法的有効性															○	☑
オンライン消費者保護										○					○	☑

第二に、各団体からの意見は上記 3 協定交渉についてのみ行われているが、日本政府は 16 の交渉の内 13 において情報通信ルールの盛り込みを行っている。国内産業界では、FTA 交渉の相手国によって特に要望を強調する国とそうでない国があるが、日本政府では、国内産業界が特に要望を行った国のみならず、そうではない国も含め、多くの相手国に対してルールを盛り込む交渉を行ったことが分かる。また、表 2-9 から分かるように、協定に盛り込んだルールの内容は、どの協定についても、特に電気通信ルールについては、内容が似ており、日本政府が同じような内容のルールの締結を進めたことが見て取れる。つまり、国内団体が明示的に求めていた訳ではない FTA についても、日本政府はルールの盛り込みを進めていたことになる。日本政府は、各団体の要望を基礎としつつ、各団体の要望が交渉相手国によって要望の度合いに差が見られるにも関わらず、アジア諸国を中心に、同内容のルールを広く各国に求める対応を行っている。

2. 6. 2. 日本政府の方針及び交渉担当者の意識

次に、日本政府と個々の交渉担当者の意識から「法的競争」追求の方向性があるかを見てみよう。

2. 6. 2. 1. 日本政府の方針

まず、日本政府の方針に「法的競争」を追求するものがあるかを見てみると、次の三点が注目される。

第一に、日本にとって最初の FTA 交渉であった日星 EPA 交渉に臨んで、産官学の共通認識として、アジア諸国の範となる情報通信ルールの EPA で打ち出すことが示されていたことである。

つまり、日星 EPA 交渉の開始に際して平成 12 年(2000)9 月に産学官で取りまとめた日本・シンガポール共同検討会報告書⁹⁵で、情報通信について、「アジアの中では比較的先進国である日本とシンガポールが、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下に共同の枠組みを作り上げることができれば、他のアジア諸国が域内の電子商取引の成長を促すための戦略を進める際の役に立つであろう」と述べ、アジアの範となる枠組みの構築が志向された。そして、その情報通信分野について、「両国は、共同で規制の枠組みに関する『ベスト・アプローチ』を策定し、その利用を検討すること」⁹⁶として、電気通信ルールなどの市場競争促

⁹⁵ 日本・シンガポール共同検討会(2000)

⁹⁶ 同上, 33-38

進に向けた規制の枠組みを日本とシンガポールで共有し、アジア諸国全体の範
とすることが展望されていた。

第二に、実際に日星 EPA が締結された後において、その成果を他の ASEAN 諸
国との EPA でも「基礎又は参考」とすることが日本政府の意思として表明され
ていたことである。つまり、平成 14 年(2002)4 月 12 日にミャンマーのヤンゴン
における第 18 回日・ASEAN フォーラムで、日本政府が表明した「日・ASEAN
包括的経済連携構想」について、「日本は、同構想の基本的考え方に従って
ASEAN 内の用意のあるいずれの国とも、日・シンガポール経済連携協定を基礎
又は参考としつつ、FTA の要素を含め、・・・幅広い分野を含む二国間での包括
的な経済連携強化に取り組む」と説明している。

日本の小泉内閣では、ASEAN 諸国等との EPA 交渉が進展する中、平成 16 年
(2004)12 月 21 日、経済連携促進関係閣僚会議において、「今後の経済連携協定の
推進についての基本方針」を決定した。そして、その中で、経済連携協定 (EPA)
を、あらためて、次のように位置づけて、その積極的意義を認識していることを
明確にした。

「経済のグローバル化が進む中、WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を
補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄
与するものである。同時に、EPA は我が国及び相手国の構造改革の推進にも資
するものである。」⁹⁷

そして、「交渉相手国・地域の決定に関する基準」を定め、交渉相手国・地域
の決定にあたっては、「東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向
けた取組みに資するかどうか」を基準の一つとして明確化し、EPA 交渉におい
て、東アジアを中心とした経済連携を推進するという立場を鮮明にした。

これは、当時において、逆に言うと、東アジア以外の国に対しては、必ずしも
同様の積極姿勢では臨まないということである。

日チリ交渉に先立って産学官で開催された共同研究会が平成 17 年(2005)11 月
に取りまとめた報告書⁹⁸では、「日本・チリ EPA/FTA によりもたらされる経済効
果、及び東アジアを中心に EPA 交渉を進めるとしている日本の『基本方針』と
の関係について日本国民に十分説得的であるべきである」と釘を刺す記述⁹⁹が見
られる。そして、サービス貿易に関して、「チリ側より、締結済みの FTA におけ

⁹⁷ 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成 16 年 12 月 21 日経済連携促
進関係閣僚会議)

⁹⁸ 『日本・チリ経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)共同研究会報告書』(平成 17 年 11
月)

⁹⁹ 同上 5

るサービス分野の交渉では、全てのセクターを網羅すること、・・・日本・チリ EPA/FTA においてもこれらを実現させたい旨主張した」とあり、チリ側の積極姿勢が見られるのに対して、日本側は、「日本・チリ EPA/FTA においては、内国民待遇・最恵国待遇の付与が中心的な要素となるべきである旨強調した」とあり、サービス貿易については、市場アクセスを中心に考え、市場ルールに関しては、交渉の中心的要素にならない意向があると読めるような記述がある¹⁰⁰。この分野の WTO プラスとなるルール設定について、日本側の積極的な姿勢はここからは見えない。

しかし、この 2005 年当時の非アジア諸国、あるいは非東アジア諸国に対するやや消極的な姿勢は、その後の日豪交渉に際しては見られなくなっている。日豪の産学官の共同研究で、平成 18 年(2006)12 月に『日豪経済関係強化のための共同研究（自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む）最終報告書』がとりまとめられた¹⁰¹。同報告書では、サービス貿易に関する取組について、次のように積極姿勢を示しており、ここでは、日豪での交渉結果を、アジア諸国へのみならず、「アジア太平洋地域の他の国々」への範とする意向が示されている¹⁰²。

「45. 研究会は、日本とオーストラリアが WTO の場でサービス交渉に積極的に取り組んでいることや、他の国々と締結した EPA/F TA においてサービス貿易について野心的な約束をしていることに留意した。研究会は、両国間の EPA/F TA が、サービス貿易に関する一般協定 (GATS) のもとで約束した水準を超えることが重要であるという結論に達した。サービス分野において、野心的でこのようなレベルの高い成果を生み出すことができれば、アジア太平洋地域の他の国々への強力なメッセージとなり、この地域で今後締結される可能性のある貿易・経済に関する協定の模範となる。」

FTA/EPA をアジア諸国だけではなくもっと広くアジア太平洋地域の国々と推進していく日本政府の方針は、民主党政権のもとで明確化される。

平成 22 年(2010)11 月、菅直人内閣では、「包括的経済連携に関する基本方針（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）」を決定し、その中で、次のように、アジア太平洋地域全体を視野に入れた EPA の推進の方針が明示されることとなった。

¹⁰⁰ 同上 16

¹⁰¹ 『日豪経済関係強化のための共同研究（自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む）最終報告書(仮訳)』（平成 18 年(2006)12 月）；外務省「日・オーストラリア経済連携協定（交渉開始までの経緯）」（平成 19 年(2007)4 月）

¹⁰² 『日豪経済関係強化のための共同研究（自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む）最終報告書(仮訳)』（平成 18 年(2006)12 月） 10

「1 我が国を取り巻く環境と高いレベルの経済連携推進

(中略)

このため具体的には、アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組む。

2 包括的経済連携強化に向けての具体的取組

(中略)

(1) アジア太平洋地域における取組

(中略)

さらに、アジア太平洋地域においていまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。」

当時の情報通信ルールの国内ルール所管庁である総務省において、相互接続ルール等を積極的に各国とのFTA・EPAに盛り込んでいくという目的意識があったことも、当時の『情報通信白書』から見てとれる。総務省では、WTOの枠組みよりも「高い水準の自由化を二国間で迅速に実現できるという利点にかんがみ、自由貿易協定(FTA...)／経済連携協定(EPA...)の締結に積極的に取り組んでいる」と述べており、そして、「ICT分野の二国間協力とともに、WTOルールとの整合性に留意しながら、外資規制の撤廃・緩和、相互接続ルール等の競争促進的な規制の枠組み等を実現すべく、協定の締結交渉を行っている」として、相互接続などの情報通信ルールの実現を積極的にFTA締結の目的に挙げている¹⁰³。

これらは、政府全体、あるいは情報通信ルールを所管する総務省の認識であるが、実際に交渉に当たった政府の個々の担当者においては、交渉についてどのような目的意識が持たれていたのだろうか。

2. 6. 2. 2. 交渉担当者の意識

日本政府において、EPAの情報通信関係規定について実際に交渉を担当した4名から平成26年(2014)12月に口頭・書面で聞き取りを行った結果を表2-13に整理した¹⁰⁴。

¹⁰³ 総務省(2006), 227

¹⁰⁴ FTAの情報通信ルール規定に関する交渉を所掌する総務省多国間経済室の歴代の担当者である三原祥二前室長、菱田光洋現室長、山田隆裕氏、嶋田信哉氏へのインタビュー(平

インタビューでは、交渉に際しての自国からの提案の検討と他国からの提案の受け入れの検討についてを分けて質問している。

その結果、まず、自国からの提案の検討については、この表 2-13 に掲げたように、自国のルールとの一貫性を前提としたという回答が共通して述べられた。つまり、自国の国内ルールを協定内容に投影させる提案を行ってきたということである。

他方で、他国からの提案の受け入れの検討については、やはり同じこの交渉担当者 4 名で一致して述べられたのは、自国のルール・政策との一貫性、国内法令での担保が最大の関心事とされたということであった。実際、結果としても、本稿で扱う EPA 条項を理由として行われた国内の情報通信関係の法令改正はないため、現行国内法で担保可能なルールのみが EPA に盛り込まれたことが分かる¹⁰⁵。

表 2-13 日本の FTA 交渉担当者へのインタビュー結果

日本：総務省多国間経済室歴代担当者4名(2014年12月)

質問)

日本からの提案を検討する際考慮するファクター如何。

- 自国のルール、政策との一貫性を前提とし、公正に競争できる環境作りに資する内容を検討。
- それまでのEPAで日本が約束したWTOプラスを提案。自国にルールがあり、かつ、相手国による受け入れ可能性が高いものについても検討。
- 自国でルール化されていることは大前提。国内で効果が実証され、他国とのEPAで導入していることを考慮。日本企業からの要望も含めた。相手国による受け入れ可能性は相手国にとっての死活的問題でない限り考慮しない。
- 一番気にするのは、国内法で担保できるか。その範囲内で、日本事業者の海外展開に障害となるような制度をいかに改めることができるか。

質問)

他国からの提案の検討において考慮するファクター如何。

- 自国のルール、政策との一貫性と、国内産業界に与える影響の二点が最優先。
- 自国のルールや政策との一貫性を考慮。自国ルールの変更を想定していない。
- 自国のルール改正が要る、日本の国情に合わないルールを導入しようとしている等がマイナス要因。
- 一番気にするのは、国内法で担保できるか。その範囲内で、日本事業者の海外展開に障害となるような制度をいかに改めることができるか。

2. 6. 3. 日本の EPA/FTA で採用が推進された情報通信関係 WTO プラス

これまで見た日本政府の方針に照らして、それでは、実際に各 EPA/FTA で採用された情報通信関係 WTO プラスはどういったものだったのだろうか。

第一章で触れたように、日米のアジア太平洋地域各国との FTA 全てのうち一以上の FTA で採用実績のある WTO プラスは、表 1-1 の 41 項目の内に整理でき

成 26 年(2014)12 月 15 日から 20 日に実施。)結果。

¹⁰⁵ なお、本稿の検討対象としている情報通信ルールの枠外では、FTA 規定の担保のための法改正はある。例えば、機器に係る適合性評価結果の相互承認(MRA)規定について、日星 EPA 第 45 条から 57 条の規定を受けた特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律(平成 14 年 4 月 26 日法律第 31 号)がある。

る。

この表 1-1 の分類に従って日本の EPA/FTA における情報通信関係 WTO プラスの規定状況を整理すると、表 2-14 のようになる。日本では、日星 EPA 以後、2011 年までに発効させた ASEAN 加盟の 7 国各国との 7EPA において、日星 EPA で得られた規律的な情報通信関係 WTO プラス 5 項目（[1][8][9][10][14]）を概ね定型的に採用し続けたことがここから見てとれる。

表 2-14 日本の情報通信関係 WTO プラスの各 EPA/FTA における規定状況

日本の EPA/FTA \ WTO プラス	日星	日マレーシア	日タイ	日インドネシア	日ブルネイ	日比	日越	日印	日ペルー	日豪	日蒙	TPP
[1] 公衆電気通信網における相互接続	◎	○	○	○	○	○	○	◎	×	◎	◎	◎
[2] 番号ポータビリティ	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	×	◎
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△ (*)
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	×	◎
[6] 再販売	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	◎
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	◎	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
[9] 主要なサービス提供者の接続約款による相互接続	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	×	×	×
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	◎	○	○	○	○	○	○	◎	×	×	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	×	◎
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	×	◎
[14] 主要なサービス提供者のコロケーション等の確保	◎	○	○	○	○	○	○	◎	×	◎	×	◎
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

[18] 規制機関による執行	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[19] 紛争解決	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎
[20] 技術中立性	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[22] 規制執行の差し控え	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[23] 産業参加	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎
[25] 電子商取引関係法等の透明性	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	×
[28] 電子認証の合法性	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎
[29] オンライン消費者保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎
[30] 個人情報保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[31] 貿易文書の電子化	×	×	◎	×	×	×	◎	×	×	×	×	×
[32] オープンインターネット	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[41] サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	×	×	×	×	×	×	×	×	△ (**)	△ (**)	×	△ (**)

* : 電話番号の非差別のみを規定。

** : ノーティスアンドテイクダウンの手続きを義務づけない概括的規定

○ : 日本のみコミットメントを行ったルール

◎ : 全締約国がコミットメントを行ったルール (△を除く。)

△ : 部分的にのみ採用されたルールで、全締約国がコミットメントを行ったルール

× : 全締約国がコミットメントを行わなかったルール

(各協定から筆者作成。)

この5項目については、日本では、ASEAN加盟各国に対しては、同様の項目を相手国がどこであれEPAに踏襲し続けたことになる。日星の共同検討報告書

や「日・ASEAN 包括的経済連携構想」で唱われた日星 EPA を「基礎又は参考」とする「経済連携強化」の実践として、日本政府は、これら 5 項目をアジア諸国の各 FTA におけるルールとしていくことを方針として、実際に交渉してきたことが分かる。また、ASEAN 加盟国外でも、日印 EPA でこれら 5 項目のうち 4 項目を盛り込むなど、5 項目の全てが採用されている訳ではないにしても、その多くが EPA で採用されてきている。

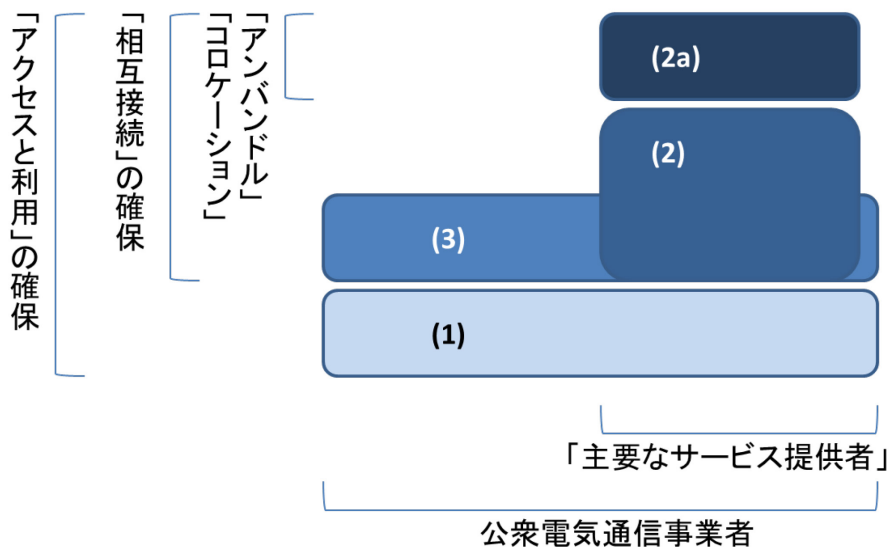
日本では、これら 5 項目のルールについて、常に相手国のコミットメントを得るにまでは到っていないものの、そのような場合でも ASEAN6 か国に対して自国でコミットメントをしてみせるなど、これらルールへのこだわりを見せており、これらについて、国際共通ルール化へ向けた「法的競争」の目的に即した行動を日本政府ではとってきたと見ていいだろう。

2. 6. 4. 日本の追求する情報通信ルール

これら 5 項目の WTO プラスの内容には顕著な傾向がある。

全て、政府の介入を求める電気通信ルールであり、大きく 2 グループに分けられる。何れも、NAFTA や GATS のアクセスに関するルールに更に上乗せするルールである。

図 2-3 は、これを説明したものである。GATS 「電気通信に関する附属書」の「5.」の規定は、本図の(1)をカバーするもので、また、同第 4 議定書の「約束表」で引用される「モデル参照文書」における「主要なサービス提供者」の相互接続のルールは、本図の(2)をカバーするものだが、日星 EPA における[1]公衆電気通信網における相互接続の確保のルールは本図における(3)に、[8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化、[9]主要なサービス提供者の接続約款による相互接続、[10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制、[14]主要なサービス提供者のコロケーション等の確保の各ルールは、本図の(2 a)に対応しており、何れも GATS のルールに上乗せされるものであることを示している。



- (1) 公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用の確保
- (2) 主要なサービス提供者との相互接続の確保に向けた諸ルール
- (2a) 主要なサービス提供者のネットワーク要素のアンバンドル(細分化)、コロケーションの確保
- (3) 公衆電気通信事業者の相互接続の確保

(筆者作成。)

図 2-3 「アクセスと利用」確保義務への「相互接続」、「アンバンドル」、「コロケーション」義務

GATS 第 4 議定書の「モデル参照文書」が「主要なサービス提供者」について相互接続のルールを設けた(図 2-3 の(2)に当たる。)のに対し、図 2-3 の(3)に当たる[1]公衆電気通信網における相互接続の確保のルールは、「主要なサービス提供者」だけではなく、公衆電気通信事業者(設備ベースの事業者)全般に相互接続の請求に応じることを求めるもので、ルールの適用対象が広がっている。日本の国内ルールでは、平成 9 年(1997)の電気通信事業法改正で第一種電気通信事業者(現在は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者)について接続の請求に応諾する義務を法制化している。これは、平成 6 年(1994)に日本国内で相次いだ接続紛争を契機とした国内ルールだが、日星 EPA では、これをアジア太平洋諸国では初めて、通商協定上のルールとして盛り込んだ。

そして、図 2-3 の(2a)に当たる[8][9][10][14]は、主要なサービス提供者のネットワークへの他事業者によるアクセスの条件について、約款制・認可制・コロケーション確保を通じて、加入者回線を含む主要なサービス提供者の細分化(アンバンドル)された設備との適正な条件による接続の確保を図るものである。[8][9][10][14]は、GATS 第 4 議定書の「モデル参照文書」(図 2-3 の(2)に当たる。)と同様に「主要なサービス提供者」を対象としてはいるが、ルールの内容が更に詳細化され、確保されるべき「相互接続」の更に具体的な内容や担保手段となる

行政手続きを明示するものとなっている。つまり、[8]は、加入者回線を他の設備から切り離して余計なコストをかけずに他のサービス提供者に提供することを求めているもので、特定の接続形態の確保を特に求めているものであり、また、[9]は、主要なサービス提供者において確保されるべき「相互接続」の形態をそのアクセス条件（料金等）と共にアンバンドル単位毎に事前にメニュー化して提示することを求めているものである。この接続約款規制は、主要なサービス提供者が示すべき接続料のメニューを規制庁が指示し、その金額の適正性の確保が図られる規制で、日本では、加入者回線のアンバンドル料金を設定すべきことも同規制の一環で定められている。また、[10]は、その「相互接続」のメニュー化された条件を規制庁の事前規制の下に置き、その適正性確保のための手続きを設定することを課したものである。[14]は、主要なサービス提供者の建物等へ、「相互接続」を請求する側の事業者が「相互接続」に際して必要となる設備の設置をできるようにするものである。

日本の国内ルールでは、「主要なサービス提供者」に対して、ネットワーク機能を他の機能から分離（アンバンドル）し、他のサービス提供者に対して、自らがその機能を利用するのと同等の条件で提供することを義務づけるという考え方は、平成9年(1997)の電気通信事業法改正で法制化された¹⁰⁶。改正後の電気通信事業法では、アンバンドル提供の義務づけの対象となるネットワークは、不可欠設備と呼ばれる、他の事業者のサービス提供にとって依存度の高い指定電気通信設備（後に13年(2001)の法改正で第一種指定電気通信設備に改称¹⁰⁷。）とされ、この設備を設置している日本電信電話株式会社（NTT。平成11年(1999)7月1日の会社再編後は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（NTT 東日本・西日本）¹⁰⁸）にこのアンバンドルの実行が求められた。

ただ、平成9年(1997)の法改正からしばらくの間は、このアンバンドルルールの中で銅線部分だけを分離するようなことは基本的には行われておらず、伝送路は、伝送装置（通信の交換を行ったり、多重化したり、速度を決めたり、回線設定や監視を行ったりする装置）と一体で提供する形態のみが採られていた。しかし、当時ブロードバンドサービスのための技術として注目されるようになってきたデジタル加入者回線(DSL (Digital Subscriber Line))技術を用いたサービス

¹⁰⁶ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)

¹⁰⁷ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第62号)

¹⁰⁸ 指定電気通信設備については、平成9年12月24日郵政省告示第674号がNTTの設備を指定、NTT再編後は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令（平成11年5月28日政令第165号）第4条第7項の規定により、NTT 東日本・西日本がNTTより指定電気通信設備の設置者の地位を承継した。その後、平成13年4月6日総務省告示第243号が上記告示を廃止し、改めてこの両社の設備を指定した。

提供のためには、コスト要因にしかならないNTTの既存の伝送装置を外した銅線部分だけの提供を確保するために加入者回線のアンバンドルが必要だという問題意識が持たれるようになり、郵政省は、平成11年(1999)8月31日、NTT東日本・西日本に対して行政指導文書を手交し、銅線加入者回線のアンバンドルを求めた¹⁰⁹。ここでは、既存電話回線の高周波数帯域部分だけをアンバンドルするラインシェアリングの形態（低周波数帯域部分ではNTTの電話サービスが提供されるため、当時、「電話重畳」と呼ばれた。）も実行することが求められた。これを受けて、同年12月に、コアラや東京めたりつく通信がNTTのアンバンドル回線を用いてADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)サービスを開始した。

(NTT東日本・西日本自身もほぼ同時にADSLサービスの提供を開始した。)

ただ、郵政省のこの措置だけでは、DSLサービス提供のためのアンバンドルの実施は順調には進まなかった。実際にアンバンドルが行われたのは、2月で35回線、3月で74回線、4月で147回線にとどまっていた¹¹⁰。

郵政省では、平成12年(2000)7月31日に更なる行政指導文書をNTT東日本・西日本に手交して円滑なアンバンドル実施を求め¹¹¹、また、9月12日に郵政省令を改正して新しいルールを定め¹¹²、円滑なアンバンドルの実施のための手続きとコロケーション条件を約款（接続約款）に明示することがNTT東日本・西日本に求められた。また、NTT東日本・西日本が新規参入事業者から取得する回線コストに係る金額（接続料）について、その算定のルールを定めた。これらにより、アンバンドルの確実で適正な実施が確保されるようになった。

2. 6. 5. 日本の「法的競争」

このように、国内産業界の要望を基礎として、日本政府では、アジア諸国、あるいはアジア太平洋諸国での共通的なルールの設定を志向して、情報通信関係WTOプラス5項目（[1][8][9][10][14]）をEPAに盛り込む働きかけを進めてきたことが分かる。

¹⁰⁹ 「DSL(デジタル加入者回線)の接続について」(平成11年8月31日郵電業第101号の2)

¹¹⁰ 情報通信審議会答申(2001)、図表27

¹¹¹ 「DSL(デジタル加入者線)の普及促進及びMDF(主配線盤)等における接続について」(平成12年7月31日郵電技第3011号)

¹¹² 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年9月12日郵政省令第53号)及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成12年9月12日郵政省令第54号)。これらのルールのうち、機能の細分化と接続料の原価算定についての規定は、現在は、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年11月16日郵政省令第64号)に設けられている。

これら 5 項目のルールは、日本国内では、平成 9 年(1997)から 12 年(2000)にかけて、設備ベース、非設備ベースのサービス提供者による競争的なブロードバンド市場の形成に向けた国内ルールとして整備されてきたものであった。

日本政府では、日星 EPA の情報通信関係 WTO プラス 5 項目のルールにつき、EPA 交渉相手国のロックインを目指して多国間のルールにおけるスタンダードセッティングに貢献しようとしてきたということが分かる。このことから、Solis et al. [8]が述べている「法的競争」の目的に即した行動を日本政府ではとってきたと見ていいだろう。

2. 7. 米国の個別的 FTA 交渉における行動原理

次に、米国の個別的 FTA 交渉の各々について、米国が「法的競争」を追求してきたと言えるか検証を行う。

ここでは、日本と同様に、三つの角度から検証を行う。

第一に、米国の国内団体の要望がどのようになされ、これを受けて政府の交渉がどのように行われてきたかを確認する。(2. 7. 1.)

第二に、交渉当事者である米国政府の方針と交渉担当者の意識について確認を行う。(2. 7. 2.)

第三に、実際の個々の交渉における情報通信関係 WTO プラスの採用の状況を検証する。(2. 7. 3.)

2. 7. 1. 米国国内の産業界の動き

米国政府が外国政府と通商交渉を行い、FTA を締結し、これについて国内における批准に向けて働きかけていく動きの中で、米国国内の産業界からの働きかけが行われてきている。その概況とそれを受けた政府の交渉結果について見てみよう。

2. 7. 1. 1. 米国国内の主要団体

情報通信分野について常に積極的に意見表明を行い、米国政府に働きかけを行ってきた業界団体としてその動きが顕著であるものとして、電気通信産業協会(TIA: Telecommunications Industry Association)が挙げられる。TIA は、1988 年に米国電気通信供給者協会(USTSA (United States Telecommunications Suppliers Association))と EIA 情報電気通信技術グループ (Information and Telecommunications Technologies Group of EIA)が合併して創立された非営利の通

商団体である¹¹³。1000 を超える電気通信サービス事業者と電気通信機器製造事業者を構成員としている¹¹⁴。TIA は、通商交渉を行う米国通商代表部(USTR)や貿易について調査を行う USITC に対して活発に意見表明を行ってきている。

また、上記の他、産業界の意見については、通商法の規定により設置されている諮問委員会が、米星 FTA 以後の各 FTA 毎に、集約を行っている。

ここでは、TIA 及び諮問委員会の取りまとめた産業界の要望や意見の内容を整理し、それと実際の FTA で締結された規定の内容との対比を行う。

2. 7. 1. 2. 電気通信産業協会(TIA)の意見

TIA が米国の FTA 展開に際して表明してきた意見は、米国が初めて本格的に WTO プラスを盛り込んだ FTA である米星 FTA や米チリ FTA の交渉に際してのものから始まっている。

まず、米星 FTA から CAFTA-DR にかけての各 FTA について、TIA が公式に表明した意見を見てみよう。

米星 FTA については、TIA の意見は、2003 年 5 月 1 日のマシュー・フラニガン会長が USITC 事務局に提出した書簡に集約されている。そこで提起された電気通信サービスについての意見は、次のとおりであった¹¹⁵(USITC のレポートにもその要約が収載されている¹¹⁶)。

- ① FTA が公衆電気通信網・サービスへの非差別的なアクセスと利用を保障していることを挙げ、この非差別的取扱いこそが非常に重要であると強調。
- ② 「ネガティブリスト」アプローチを採っていることを指摘、この「ネガティブリスト」アプローチで新サービスが自動的に自由化されたものとして開始することができるので、新サービスの導入に利益があると指摘。
- ③ 透明性の確保（規制の公表、規制についての意見募集、規制の導入や変更の事前周知期間の確保、電気通信規制庁の決定への抗告の保障）を支持。
- ④ 移動通信セクターにおける技術中立性を求めるノンバインディングの文言が FTA に含まれることを有用な出発点として支持するが、将来の協定では技術中立性についてのバインディングなルールを導入することを USTR に求める。

¹¹³ TIA, About TIA (<http://www.tiaonline.org/about/> [last visited on December 12, 2016])

¹¹⁴ United States International Trade Commission (2003a), 126 etc.

¹¹⁵ Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (TIA Testimony on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement, May 1, 2003), 3

¹¹⁶ United States International Trade Commission (2003a), 126

TIA では、ネガティブリスト方式の採用を強く求めてきている。具体的には、米星 FTA をはじめとする累次の FTA に向けた協議やその締結に際して、少なくとも 2003 年から 09 年にかけて、度々、電気通信規定において「ネガティブリスト」アプローチを採ることを支持する旨の声明や意見書を出している¹¹⁷。TIA では、これにより、透明性確保、差別的取扱い禁止の原則が強化されると訴え続けている。

TIA は、米チリ FTA については、次のように、賛同的な意見を USITC に対して述べている¹¹⁸。

- ① 公衆電気通信網・サービスへの非差別的なアクセスと利用を保障する規定を許容。
- ② 電気通信章の規制の公表、規制についての意見募集、規制の導入や変更の事前周知期間の確保の規定が高度の透明性を確保するものと信じる。
- ③ 規制庁の決定への抗告の保障を支持。
- ④ 商用移動無線通信サービスを含む電気通信サービスセクターにおける技術の選択を可能とするノンバインディングの文言が FTA に含まれることを支持するが、将来の協定では技術中立性についてのバインディングなルールが必要であることを強調する。

TIA は、続く米豪 FTA、米モロッコ FTA に関しては、特に意見を述べていない模様であるが、他方で、米国・中米間自由貿易協定(CAFTA (Central America Free Trade Agreement))については、次のような意見を USITC に述べている¹¹⁹¹²⁰。

- ① FTA が公衆電気通信網・サービスへの非差別的なアクセスと利用が保障していることを挙げ、この非差別的取扱いこそが非常に重要であると強調。
- ② FTA がサービス分野で「ネガティブリスト」アプローチを採っていることは注目に値するとし、この「ネガティブリスト」アプローチにより新サービスが自動的に自由化されたものとして開始することができるので、新サービスの導入に利益があると指摘。

¹¹⁷ Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (TIA Testimony on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement, May 1, 2003); Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S. - Central American Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No.TA-2104-13) (May 4, 2004); TIA, “U.S. – Central America-Dominican Republic Free Trade Agreement (DR-CAFTA) Benefits to the Telecommunications Industry” (2005); Grant Seiffert, “RE: USTR’s Request for Comments: Free Trade Agreement with the Republic of Korea” (September 15, 2009)

¹¹⁸ United States International Trade Commission (2003b), 131

¹¹⁹ Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S. - Central American Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No.TA-2104-13) (May 4, 2004)

¹²⁰ ①②④⑥について、TIA, “U.S.-Central America-Dominican Republic Free Trade Agreement (DR-CAFTA) Benefits to the Telecommunicvations Industry”でも同旨。

- ③ 情報サービスの供給者への非規制の原則を支持。これらは、情報サービス提供者に最大の柔軟性を認めるものであり殊に重要。
- ④ 電気通信規制庁の独立性を確保する規定を支持。
- ⑤ 通信セクターにおいて技術中立性を求めるバインディングな文言を含むことを支持。
- ⑥ 電気通信サービスが、インターネット、個人データ、無線サービスの3分野で自由化されることにコスタリカが同意したことを喜ぶ。ただ、より野心的な市場自由化計画を見たかった。

TIA では、この後の米バーレーン FTA、米オマーン FTA、米ペルー FTA については特に意見書を作成していないが、米韓 FTA(KORUS (Free trade agreement between the United States of America and the Republic of Korea))¹²¹、米コロンビア FTA¹²²、TPP 協定については意見書を取りまとめており、中でも TPP 協定については、2010 年時点での交渉相手国 7 国について意見を取りまとめた後に、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉参加の意向を表明する度にも意見をまとめている¹²³。

2. 7. 1. 3. 諮問委員会の集約した意見、要望

各 FTA に関しては、2002 年通商法(Trade Act of 2002¹²⁴)によって改正された 1974 年通商法第 135 条(c)(2)の規定は、大統領に対し、産業セクター又は産業機能ごとに全産業やサービス利益等を代表する諮問委員会を設置することを求め、同条(e)(1) 及び 2002 年通商法第 2104 条(e)の規定は、これらを含めた諮問委員会が大統領、連邦議会及び米国通商代表に対して通商協定についてのレポートを提出することとしていた。TPP 協定に関しては、2015 年超党派議会通商優先事項・説明責任法(Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of

¹²¹ Grant Seiffert, Re:USTR's Request for Comments: Free Trade Agreement with the Republic of Korea (September 15, 2009); Grant Seiffert's letter to Ron Kirk (July 16, 2010)

¹²² Grant Seiffert, RE: USTR's Request for Comments: Free Trade Agreement with the Colombia (September 15, 2009)

¹²³ Grant Seiffert, RE: USTR's Request for Comments: Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement. Countries covered in this submission include Australia, Brunei Darussalam, Chile, New Zealand, Peru, Singapore and Vietnam (January 25, 2010); Grant Seiffert, RE: USTR's Request for Comments: Negotiating Objectives with Malaysia as part of the ongoing negotiations of a Trans-Pacific Partnership Trade Agreement (November 18, 2010); Grant Seiffert, RE: Canada's Expression of Interest in the Trans-Pacific Partnership Trade Negotiations (January 13, 2012); Grant Seiffert, RE: Mexico's Expression of Interest in the Trans-Pacific Partnership Trade Negotiations (January 13, 2012); Grant Seiffert, RE: Japan's Expression of Interest in the Trans-Pacific Partnership Trade Negotiations (January 13, 2012)

¹²⁴ Public Law 107-210

2015¹²⁵)により同様の規定が設けられている。

これに従い、各 FTA に関して、産業界のメンバーからなる諮問委員会が大統領、連邦議会、USTR に対してレポートを取りまとめ、提出をしている。

情報通信ルールに関しては、米星・米チリ両 FTA から CAFTA-DR (The Dominican Republic – Central America – United States Free Trade Agreement)までの 5FTA について、貿易政策産業セクター諮問委員会(ISAC (Industry Sector Advisory Committee))及び貿易政策産業機能諮問委員会(IFAC (Industry Functional Advisory Committee))の中の、サービス貿易政策産業セクター諮問委員会(ISAC 13)(議長：ロバート・ヴァスティーン全米サービス産業連合(CSI (U.S. Coalition of Service Industries))会長)、電子商取引貿易政策産業機能諮問委員会(IFAC-4)(議長：ティモシー・シー(IBM))、知的財産貿易政策産業機能諮問委員会(IFAC-3)(議長：エリック・H・スミス国際知的財産連盟(International Intellectual Property Alliance)会長)が各々レポートを取りまとめ、その意見を表明してきている。

米バーレーン FTA から TPP 協定までの 7FTA については、商務省、USTR のもとに設置された貿易諮問委員会(ITACs (Industry Trade Advisory Committees))のうち、情報通信技術・サービス・電子商取引貿易諮問委員会(ITAC8 (Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce))(議長：スティーブ・スチュアート(IBM)→ジャクリン・ルーフ ベライゾン副社長)、サービス・金融産業貿易諮問委員会(ITAC10 (Industry Trade Advisory Committee on Services and Finance Industries))(米バーレーン FTA のみ。)(議長：ロバート・ヴァスティーン CSI 会長)、知的財産貿易諮問委員会(ITAC15 (Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights))(議長：エリック・H・スミス国際知的財産連盟会長→ティモシー・P・トレイナー ギャラリーシステムズ社長)が、情報通信ルールに関して、交渉目的と各 ITAC としての優先事項を挙げ、協定に関する ITAC の意見を取りまとめている。

それでは、各諮問委員会が具体的にどのような意見をまとめたか、米星・米チリ・米豪 FTA の 3 例について見てみよう。

米星 FTA に関しては、ISAC 13、IFAC-4、IFAC-3 で意見をまとめている。

このうち、ISAC 13 は、次の意見を述べている¹²⁶。

- ① (電気通信) 規制庁はオープンで透明な行政手続きを用い、規制を設定する前に関係者から意見を聴取し、提案ルールのために事前の通知と意見募集期間を設け、また、全ての規制を公表するべきである。
- ② (電子商取引) デジタルプロダクトの非差別的取扱いの規定に賛成。
- ③ (電子商取引) 政策協力はシンガポールの進歩的な政策環境を強化する。

¹²⁵ Public Law 114–26 Title I

¹²⁶ ISAC 13 (2003a), 9, 10, 14

また、IFAC-4 では、「デジタルプロダクト」の概念が設定されたことを賞賛している¹²⁷。

IFAC-3 では、ネット上の著作権侵害への対応に関するインターネットサービスプロバイダの責任制限について、シンガポールのそれまでの国内ルールでは、「サービス提供者の責任につき、受け入れがたいくらい広範な責任免除が設けられていた」として、これを難じている。そして、米星 FTA 交渉の結果について、米国のデジタルミレニアム著作権法(DMCA (Digital Millennium Copyright Act))の規定に言及しつつ、「DMCA 第 512 条に見られる規定を大変近くたどった優れた(excellent)一連の規定」となったとしてこれを賞賛した¹²⁸。

米チリ FTA についても、これら 3 委員会が意見を明らかにしている。

ISAC 13 では、次の意見を述べている¹²⁹。

- ① (電子商取引) (関税賦課を阻止し、非差別的取扱いを定める) デジタルプロダクトの定義はシンガポールとの FTA とはやや異なるが、受け入れられる。
- ② ネガティブリストのアプローチを採り、例外事項を削っていったことはポジティブな結論と認識。

また、IFAC-4 では、FTA が競争的自由化戦略のポジティブな成果であると概括的に賞賛する内容の書簡をまとめている¹³⁰。

IFAC-3 では、ネット上の著作権侵害への対応に関するインターネットサービスプロバイダの責任制限について、米国の国内法(DMCA 第 512 条)に盛り込まれた規定と非常に近いコンセプトを追う「優れた(excellent)」規定が交渉の結果盛り込まれたことを評価し、これが他の FTA にも複製されるべきであると述べている¹³¹。

米豪 FTA については、ISAC 13 は、次の意見を述べている¹³²。

- ① (電子商取引) 「デジタルプロダクト」の定義が先行協定から若干変更されているが、むしろ有用なクラリフィケーションになっている。
- ② (電子商取引) 技術中立性の原則が打ち立てられ、電子認証システムがチャレンジを受けた場合の法的救済が提供されるのは重要。
- ③ (電子商取引) 消費者保護の規定が盛り込まれたが、電子商取引上の通商に潜在的な障害となるものには見えない。

¹²⁷ Letter from Tim Sheehy (Chair, IFAC-4) and Linda Schmid (Vice Chair, IFAC-4) to Robert B. Zoellick (USTR) on the US-Singapore FTA (February 28, 2003)

¹²⁸ IFAC-3 (2003a), 19

¹²⁹ ISAC 13 (2003b), 9-10

¹³⁰ Letter from Tim Sheehy (Chair, IFAC-4) and Linda Schmid (Vice Chair, IFAC-4) to Robert B. Zoellick (USTR) on the US-Chile FTA (February 28, 2003)

¹³¹ IFAC-3 (2003b), 21

¹³² ISAC 13 (2004a), 11, 15

- ④ (電子商取引) ペーパーレス貿易のコミットメントがあり、これは、貿易所管庁の文書をオンライン化させる一般的な奨励規定。電子政府を一般的に奨励することは、二国間のデジタルプロダクトの貿易に有用。
- ⑤ (電気通信) 公衆網・サービスへのアクセス、利用についてカバーする電気通信章は、概ね米星 FTA と一貫性がある。
- ⑥ (電気通信) 主要なサービス提供者の規律から移動通信サービス提供者が除かれ得るようになっているのは、豪州の移動通信キャリアが着信(相互接続)料金を近年に値上げしているため、コストベースの接続料を確保する努力に対して有用ではない。
- ⑦ (電気通信) 電気通信章は、透明性、ルール制定、標準策定義務、免許、紛争解決で米星 FTA 電気通信章よりも僅かに弱い。

IFAC-4 は、「デジタルプロダクト」の概念が FTA に盛り込まれることについて、これが IFAC-4 の電子商取引の交渉目的に合致すること、その非差別的取扱いの規定はデジタルプロダクトの自由貿易の取扱いの確保を前進させるものであることを述べ、また、IFAC-4 として、関税不賦課の条項を FTA に盛り込むことを追求することを言明している¹³³。

IFAC-3 では、FTA17.11.29 条が、ネット上の著作権侵害への対応に関するインターネットサービスプロバイダの責任制限について、対星・チリ・中米 FTA 交渉での成果を踏襲し、その結果は、米国 DMCA 第 512 条に見られる米国国内法にある概念・規定の基本的な機能における同等物(the basic functional equivalent)を設定する「優れた(excellent)」規定であるとし、やはり、これが他の FTA にも複製されるべきであると述べている¹³⁴。

このように、各諮問委員会では、米星、米チリ、米豪 FTA の各々について要望・意見を集約したが、同様に、米モロッコ FTA¹³⁵、CAFTA-DR¹³⁶、米バーレーン FTA¹³⁷、米オマーン FTA¹³⁸、米ペルー TPA¹³⁹、KORUS FTA¹⁴⁰、米コロンビア

¹³³ IFAC-4 (2004a), 5-6

¹³⁴ IFAC-3 (2004a), 20

¹³⁵ ISAC 13 (2004c), 11, 15-16; IFAC-4 (2004c), 5-6; IFAC-3 (2004c), 20

¹³⁶ ISAC 13 (2004b), V(Electronic Commerce; Telecommunications); IFAC-4 (2004b), 5-6; IFAC-3 (2004b), 22; ISAC 13 (2004d), 12, 15; IFAC-4 (2004d); IFAC-3 (2004d), 5-6

¹³⁷ ITAC 8 (2004), 6-7, 8-10; ITAC 10 (2004), 7-8; ITAC 15 (2004), 9-10, 21

¹³⁸ ITAC 8 (2005), 6-7, 8-10; ITAC 15 (2005), 9-10, 22-23

¹³⁹ ITAC 8 (2006a), 6-9; ITAC 15 (2006a), 10, 23-24

¹⁴⁰ ITAC 8 (2007b), 6-7, 9-11, 13; ITAC 15 (2007b), 9-10, 24

TPA¹⁴¹、米パナマ TPA¹⁴²、TPP 協定¹⁴³に際しても各諮問委員会では意見、要望を集約している。

各諮問委員会の意見を実際の FTA の項目に即してプロットすると、表 2-15 のようになる。

米国国内法と同様の規律を他国に求めるべきであるという考え方がこれら意見の前提になっていることは、各 FTA においてこれら国内産業の声が支持するルールが米国国内法と同様の内容のものであることから分かるし、また、FTA で盛り込まれたルールが米国国内法と同様のルールであることそのものを明確に歓迎する表現も見られる。例えば、電気通信章の規定について、ITAC 8 (2015) では、TPP 協定では 1996 年電気通信法に基づく規定(「例えば、同法による改正後の通信法第 251 条、第 252 条」。)が TPP 協定に盛り込まれると言及しているし¹⁴⁴、また、ネット知的財産保護ルールについて、IFAC-3 及び ITAC 15 では、FTA におけるネット上の著作権侵害への対応に関するインターネットサービスプロバイダの責任制限の規定について、米国の国内法(DMCA 第 512 条)に盛り込まれた規定と非常に近いコンセプトを追うものであるとしてこれを非常に肯定的に捉えている¹⁴⁵。

また、FTA 交渉に当たって交渉相手国に求めるルールの内容も概して共通的である。ITAC 8 のレポートでは、対バーレーン FTA から対パナマ TPA に到るまでほぼ共通の「交渉目的」を掲げ続けている¹⁴⁶し、ITAC 15 のレポートでは、ノーティスアンドテイクダウンに関しては、他の FTA に載せられた事項がその FTA に載せられているかが常に関心事項になっている¹⁴⁷。

そうではあるものの、しかし、表 2-15 を見ると、意見・要望の項目がどの FTA でも全く同じになっているわけではなく、個々の FTA によって、これら団体の意見・要望には力を入れる主張点にばらつきがあるのが見てとれる。

¹⁴¹ ITAC 8 (2006b), 6-9; ITAC 15 (2006b), 10, 24-25

¹⁴² ITAC 8 (2007a), 6-7, 9-10; ITAC 15 (2007a), 10, 23

¹⁴³ ITAC 8 (2015), IV.B.-D., V. Telecommunications, Electric Commerce, Intellectual Property Rights; ITAC-15 (2015) 7-8, 26-27

¹⁴⁴ ITAC 8 (2015), V. Telecommunications

¹⁴⁵ IFAC-3 (2003a), 19; IFAC-3 (2003b), 21; IFAC-3 (2004a), 20; IFAC-3 (2004b), 22; IFAC-3 (2004c), 20; IFAC-3 (2004d), 5-6; ITAC 15 (2004), 21; ITAC 15 (2005), 22-23; ITAC 15 (2006a), 23-24; ITAC 15 (2006b), 24-25; ITAC 15 (2007a), 23; ITAC 15 (2007b), 24

¹⁴⁶ ITAC 8 (2004), 6-7; ITAC 8 (2005), 6-7; ITAC 8 (2006a), 6-7; ITAC 8 (2007b), 6-7; ITAC 8 (2006b), 6; ITAC 8 (2007a), 6-7

¹⁴⁷ ITAC 15 (2004), 21; ITAC 15 (2005), 22-23; ITAC 15 (2006a), 23-24; ITAC 15 (2007b), 24; ITAC 15 (2006b), 24-25; ITAC 15 (2007a), 23

表 2-15 米国国内の各団体から米国の各 FTA について表明された情報通信ルールに関する意見・要望の項目比較

項目	通商条約	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	TPP
ネガティブリスト方式		T				T				T			
電気通信ルール													
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール													
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		T	T	A	A	T, Ac, Ad	A	A	A	T, A	A	A	A
相互接続							A		A	A	A	A	A
番号ポータビリティ						Ad		A				A	A
再販売						Ad		A				A	
ダイヤリング・バリエティ、電話番号使用の非差別						Ad	A	A	A	A	A	A	
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進													A
海底ケーブルシステムへのアクセス													
・主要なサービス提供者のルール													
不利でない待遇													A
競争条件セーフガード						Ac	A	A	A	A	A	A	A
再販売					A	Ac, Ad	A	A	A	A	A	A	A
ネットワーク要素のアンバンドル								A					
相互接続					A	Ac, Ad	A	A	A	A	A	A	A
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続													
◇差別的でない条件及び料金													
◇自己の子会社等よりも不利でない品質													
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金					A	Ac, Ad	A	A	A	A	A	A	
◇加入者回線の細分化													
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続													
◇接続約款による相互接続													
◇接続約款の認可制													
◇接続約款又は協定による相互接続													
◇交渉手続きの公の利用可能性													
◇相互接続に関する取り決めの透明性				A									
◇相互接続を通じ取得した秘密の保持													
◇相互接続の紛争解決						Ac(Costa Rica)							
専用回線によるサービスの提供及び料金					A	Ac, Ad							A
コロケーション等					A	Ac, Ad							A
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス													A
海底ケーブルシステムへのアクセス						Ac				A			A
・政府規制に関するルール													
独立の規制機関					A	T, Ac, Ad	A	A	A	T, A	T, A	A	T7, A

ユニバーサルサービス					Ac							
免許基準の公の利用可能性	T	T	A		Ac							
希少な資源の分配及び利用					Ac							Tma, Tca, Tmx,Tj
規制機関による執行						A	A	A	A	A	A	A
紛争解決	T,A	T	A			A	A	A	A	A	A	A
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	T,A	T			Ac	A	A	A	T, A	A		
技術中立性	T	T	A		T, Ac	A	A	A	T, A	T, A	A	T7, Tma, Tca, Tmx,Tj, A
国際標準の促進												
情報サービス(付加価値サービス)への非規制					T, Ac							
規制執行の差し控え												A
電子商取引ルール												
電子的送信への非課税			A	A	Ac, Ad	A	A	A	A	A	A	
デジタル・プロダクトの無差別待遇	A		A	A	Ac, Ad	A	A	A	A	A	A	
透明性					Ad			A		A		
電子認証の法的有効性			A	A	Ad	A		A		A		A
オンライン消費者保護			A	A	Ad	A						A
個人情報保護												A
貿易文書の電子化			A					A		A		A
オープンインターネット			A						A			A
国境を越えた情報の流通												A
インターネット接続協議の確保												A
コンピューティング施設の自国内設置義務の禁止												A
要求されていない商業用電子メールの規制												A
情報交換	A				Ac, Ad						A	A
サイバーセキュリティ協力												A
ソースコード開示義務の禁止												Tca, Tmx,Tj, A
ネット知的財産保護ルール												
インターネットドメインネーム割当の適正手続き						A	A	A	A	A	A	
サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	A	A		A	Ad	A	A	A	A	A	A	A

- D) United States-Singapore Free Trade Agreement (January 1, 2004)
E) United States-Chile Free Trade Agreement (January 1, 2004)
F) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)
G) United States – Morocco Free Trade Agreement (January 1, 2006)
H) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)
I) United States-Bahrain Free Trade Agreement (August 1, 2006)

- J) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Sultanate of Oman on the Establishment of a Free Trade Area (January 1, 2009)
- K) United States-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (February 1, 2009)
- L) Free Trade Agreement Between The United States Of America And The Republic Of Korea (KORUS FTA) (March 15, 2012)
- M) U.S.-Colombia Trade Promotion Agreement (TPA) (May 15, 2012)
- N) Panama-United States Trade Promotion Agreement (October 31, 2012)

T:TIA 意見(T7:TIA の TPP 協定交渉の 2010 年時点の交渉参加国に関する意見;Tma:TPP 協定交渉へのマレーシアの参加に関する意見;Tca: TPP 協定交渉へのカナダの参加に関する意見;Tmx: TPP 協定交渉へのメキシコの参加に関する意見;Tj: TPP 協定交渉への日本の参加に関する意見)

A:諮問委員会の集約した意見(Ac:諮問委員会の集約した CAFTA に関する意見;Ad:諮問委員会の集約した対ドミニカ共和国 FTA に関する意見)

(各意見書、各協定より筆者作成。)

こういった産業界の意見と、米国政府が実際に締結した FTA の項目とを対照させると、表 2-16 のようになる。

表 2-16 米国の各団体が要望した情報通信ルールと米国の締結した FTA の情報通信ルール

項目	通商条約	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	TPP
電気通信ルール													
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール													
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)		○	○	○	○	○	☑	○	☑	☑	☑	☑	☑
番号ポータビリティ				○	○	☑	○	☑	○	○	○	☑	☑
再販売					○	☑		☑	○		○	☑	
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別				○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	○
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進													☑
海底ケーブルシステムへのアクセス			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・主要なサービス提供者のルール													
不利でない待遇		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☑
競争条件セーフガード		○	○	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
再販売		○	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与		○	○	○	○	○	○	☑	○	○	○	○	○
相互接続		○	○	○	○	☑	○	○	○	○	○	○	☑
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇差別的でない条件及び料金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇自己の子会社等よりも不利でない品質		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		○	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	○
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇接続約款又は協定に													

よる相互接続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇交渉手続きの公の利用可能性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇接続協定のファイリング	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
◇相互接続に関する取り決めの透明性	○	○	☑	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇相互接続の紛争解決	○	○	○	○	☑	○	○	○	○	○	○	○
専用回線によるサービスの提供及び料金	○	○	○	☑	☑	○	○	○	○	○	○	☑
コロケーション等	○	○	○	☑	☑	○	○	○	○	○	○	☑
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	☑
番号ポータビリティ	○	○										
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別		○										
海底ケーブルシステムへのアクセス	○				□				□			☑
・政府規制に関するルール												
独立の規制機関	○	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
ユニバーサルサービス	○	○	○	○	☑	○	○	○	○	○	○	○
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	☑	○	☑	○	☑	○	○	○	○	○	○	○
希少な資源の分配及び利用	○	○	○	○	☑	○	○	○	○	○	○	☑
規制機関による執行	○	○	○	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
紛争解決	☑	☑	☑	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	☑	☑		○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	○	○
技術中立性	☑	☑	☑	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
国際標準の促進												○
付加価値サービス（情報サービス）再販事業者への非規制		○	○	○	☑	○	○	○	○	○	○	
端末の技術基準												
規制執行の差し控え	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☑
協力												
電子商取引/ルール												
電子的送信への関税不賦課	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	○
デジタル・プロダクトの無差別待遇	☑	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	○
透明性					☑			☑		☑	○	
UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）												○

電子認証の法的有効性			☑	☐	☐	☐		☑	○	☑		☑
オンライン消費者保護			☑	☐	☐	☐	○	○	○	○		☑
個人情報保護												☑
貿易文書の電子化			☑					☑	○	☑		☑
オープンインターネット									☑			☑
国境を越えた情報の移転の許可									○		○	☑
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保												☑
コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止												☑
要求されていない商業上の電子メッセージの規制												☑
情報交換・協力	☐	○			☑						☑	☑
サイバーセキュリティ協力												☑
ソースコード移転・アクセス要求の禁止												☑
ネット知的財産保護ルール												
インターネットドメインネーム割当の適正手続き	○	○	○	○	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	○
サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	☑	☑	○	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☐
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)												○

- D) United States-Singapore Free Trade Agreement (January 1, 2004)
E) United States-Chile Free Trade Agreement (January 1, 2004)
F) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)
G) United States – Morocco Free Trade Agreement (January 1, 2006)
H) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)
I) United States-Bahrain Free Trade Agreement (August 1, 2006)
J) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Sultanate of Oman on the Establishment of a Free Trade Area (January 1, 2009)
K) United States-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (February 1, 2009)
L) Free Trade Agreement Between The United States Of America And The Republic Of Korea (KORUS FTA) (March 15, 2012)
M) U.S.-Colombia Trade Promotion Agreement (TPA) (May 15, 2012)
N) Panama-United States Trade Promotion Agreement (October 31, 2012)
☐ : 米国の国内主要団体からの意見・要望で言及されているルール
○ : 米国の各 FTA、TPP 協定で盛り込まれたルール

(各意見書、各協定より筆者作成。)

表 2-16 から明らかなのは、次の点である。

第一に、国内主要団体が求めたルールは、米国政府は、基本的にその殆どを協定に盛り込んでいる¹⁴⁸ということだ。これは、交渉の結果を見る限り、米国政府

¹⁴⁸ 表 2-15 を見る限りは、要望があったのにも関わらず FTA でルール化されていないように見えるもの(「☐」は記載されているが「○」がないルール)もいくつかある。このうち、「電子認証の法的有効性」及び「オンライン消費者保護」については、米豪 FTA で盛り込まれたが米モロッコ FTA、CAFTA-DR、米バーレーン FTA では盛り込まれなかったことを ITAC8 ではその意見において言及している。ただ、ITAC8 は、同時に、これら規定が ITAC8

は、殆どの場合で国内からの FTA へのルール設定の要望には応えた行動をとったことになる。

第二に、国内産業界では、FTA 交渉の相手国によって意見・要望にいくらかのばらつきがあるが、それにも関わらず、米国政府が FTA に盛り込んだルールは、どの FTA についても、共通的であることである。つまり、相手国によっては国内団体が明示的に求めていた訳ではないルールについても、多くの協定で米国政府は盛り込んでいるということである。

米国政府は、各団体の要望を基礎としつつ、各団体の要望が交渉相手国によって要望の度合いに差が見られるにも関わらず、同内容のルールを広く各国に求める対応を行っている。

2. 7. 2. 米国政府の方針及び交渉担当者の意識

次に、米国政府と同政府の交渉担当者の意識から、「法的競争」の追求の方向性について見てみよう。

米国政府の通商交渉については、連邦議会は、大統領に通商促進権限(TPA (Trade Promotion Authority))を授権する法律、即ち、2003 年から 07 年まで効力を有した 2002 年通商法や 2015 年に成立した 2015 年超党派議会通商優先事項・説明責任法において、通商交渉目的を定めている。

2002 年通商法においては、通商交渉の目的として、対外投資について、「デュープロセスの原則を含めた米国の法的原則・運用と一貫性のある公正で同等の取扱いのための標準を確立することを求めること」等が、また、知的財産権について、「米国が締結する知的財産権についてのいかなる多国間・二国間の通商合意の規定にも米国の法律に見られるものと同様の保護の標準が反映されること」が明示されている¹⁴⁹。

の目的を満たす上で求められているものではないと米バーレーン FTA に係る意見書で述べており、これら規定の盛り込みを上記 3 協定について求めているわけではない。また、ISAC13 は、米星 FTA について、米星両国間の「情報交換・協力」について述べているが、これについては、FTA 自体ではないが米星両国の共同声明(Joint Statement)にこれが盛り込まれており、これを ISAC13 では評価している。更に、番号ポータビリティ、ダイヤリング・パリティ、再販、海底ケーブルシステムへのアクセスについては、主要なサービス提供者によって提供されるか公衆電気通信事業者全般から提供されるかで規定ぶりが FTA により異なるため、表 2-15 では団体から意見・要望があるのにも関わらず FTA に盛り込まれなかったルールがあるように表示されているが、これらは、主要なサービス提供者によって確保されていれば実態としては市場で確保されるので、実質的に要望は満たされていると見ていだろう。他方で、TPP 協定では、ノーティスアンドテイクダウンの手続きが規定されなかったため、これのみについては、要望が実現しなかったという評価が可能であろう。

¹⁴⁹ 2102(b)(3)(4), Trade Act of 2002 (Pub. L. 107-210)

2015年超党派議会通商優先事項・説明責任法においても、2002年法と同様に、通商交渉目的を定める中で、米国の対外投資の外国市場での取扱いについては、「デュープロセスの原則を含めた米国の法的原則・運用と一貫性のある公正で同等の取扱いのための標準を確立することを求めること」を、また、知的財産権の外国市場での取扱いについても、「米国が締結する知的財産権についてのいかなる通商合意の規定にも米国の法律に見られるものと同様の保護の標準が反映されること」を大統領に求めている¹⁵⁰。

これらに見るとおり、連邦議会は、大統領に対して、対外投資や知的財産権保護について、米国国内法との一貫性の追求を明示的に求めている。米国国内法と同様のルールを国際スタンダードとすることがこれらの分野で米国政府のミッションとされていたのは間違いない。

実際の交渉担当者の意識はどうであったろうか。

電気通信ルール及び電子商取引ルールについて、米国において通商交渉を所掌している米国通商代表部(Office of USTR)の FTA・TPP 協定の交渉担当者¹⁵¹に書面でインタビューを行い、当方から、米国は FTA 交渉を通じて自国の国内法の国際標準化を目指しているのかを質問した。

彼は、これに回答を寄せて¹⁵²、米国の交渉は、FTA、TPP 協定で他国に対して必ずしも制度改正を求めることになるとは限らないと強調しつつ(ただ、交渉結果の受入れのために法改正を要した交渉相手国があったことは認めている。)、米国の国内法と同様のルールを他国に求めるものであることを認めている。

2. 7. 3. 米国の FTA で採用が推進された情報通信関係 WTO プラス

これまで見た米国政府の方針に照らし、それでは、実際に各 FTA で採用された情報通信関係 WTO プラスはどういったものだったのだろうか。これを表 1-1 の 41 項目に即して整理すると、表 2-17 のようになる。

これを見ると、多くの項目が、FTA の相手国の如何を問わず、共通的に踏襲されてきていることが一見して明らかである。表 2-17 では、規律的ではないルールに網掛けを施しているが、ここで網掛けを付していない規律的なルールにおいて、各 FTA で同様のルールが踏襲されていることが顕著に見てとれる。

¹⁵⁰ 102(b)(4)(E)&(5)(i)(II), Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015 (Title I, Pub. L. 114-26)

¹⁵¹ ジョナサン・マクヘイル通商代表補代理。電気通信、電子商取引分野の担当。ヨルダン、シンガポール、豪州、モロッコ、バーレーン、オマーン、韓国との FTA 交渉に従事。TPP 交渉では電気通信章及び電子商取引章の交渉で米国の交渉官を担当している。

¹⁵² 2015年3月5日回答。

表 2-17 米国の情報通信関係 WTO プラスの各 FTA における規定状況

米国の FTA	米星	米チリ	米豪	米モロッコ	米中米ドミニカ共和国	米バーレーン	米オマーン	米ペルー	米韓	米コロンビア	米パナマ	TPP
WTO プラス												
[1] 公衆電気通信網における相互接続	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[2] 番号ポータビリティ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△ ^(*)
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[6] 再販売	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[12] 接続協定のファイリング	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[18] 規制機関による執行	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[19] 紛争解決	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[20] 技術中立性	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

[21] 付加価値サービス（情報サービス）への非規制	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
[22] 規制執行の差し控え	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[23] 産業参加	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[25] 電子商取引関係法等の透明性	×	×	×	×	◎	×	×	◎	×	◎	◎	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[28] 電子認証の合法性	×	×	◎	×	×	×	×	◎	◎	◎	×	◎
[29] オンライン消費者保護	×	×	◎	×	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎
[30] 個人情報保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[31] 貿易文書の電子化	×	×	◎	×	×	×	×	◎	◎	◎	×	◎
[32] オープンインターネット	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	×	◎
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	◎	◎
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	×	◎	×	×	◎	×	×	×	×	×	◎	◎
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△ ^(**)

*：電話番号の非差別のみを規定。

**：ノーティスアンドテイクダウンの手続きを義務づけない概括的規定。

◎：全締約国がコミットメントを行ったルール（△を除く。）

△：部分的にのみ採用されたルールで、全締約国がコミットメントを行ったルール

×：全締約国がコミットメントしなかったルール

(各協定から筆者作成。)

2. 7. 4. 米国が追求する情報通信ルール

米国が 11FTA で共通して盛り込んできたルールは、20 項目程度と多岐に亘る。何れも規律的なルールであり、これを大雑把に分類してみると、概ね次のように類型化できるだろう。

- A) 公衆電気通信サービス提供者（特に主要なサービス提供者）のネットワークとのアクセスを円滑にするための政府介入を求めるルール([1]-[3], [5]-[7], [11]-[16], [18][19])
- B) 政府の一定分野への不介入を求めるルール([20]-[22], [24], [40])
- C) ネット上の知的財産権侵害に係るプロバイダの非裁量的な関与を促すルール([41])

先に見た日本の EPA における WTO プラスよりも、米国が追求してきたルールの範囲が遥かに広範なものであることが分かる。

これらのルールを担保する米国の国内ルールとしては、政府の介入を求める A)のルールの多くは、1996 年電気通信法¹⁵³で 1934 年通信法を改正することで導入され、また、C)は、1998 年に施行された米国のデジタルミレニアム著作権法 (DMCA)¹⁵⁴によって導入された。政府の非介入を求める B)については、政府の介入権限を定める法律がない。

2. 7. 5. 米国の「法的競争」

米国産業界の要望を基礎としつつ、交渉相手国の如何を問わずに、米国の各 FTA で一貫して規定の盛り込みがなされた 20 項目程度の規律的な情報通信関係 WTO プラスが存在し、これらは全て米国国内法制と一貫性を持つものだったこと(2. 7. 1., 2. 7. 3.)、通商法の規定や米国政府の交渉担当者における米国国内法と同様のルールを FTA、TPP で他国に求めるとするその交渉姿勢(2. 7. 2.)に鑑みて、2. 7. 4. で見た A から C のルールについて、交渉相手国をロックインして(二国間及び)多国間のルールにおけるスタンダードセッティングに反映させていこうという姿勢を米国政府が情報通信関係 WTO プラスに向けた交渉において持ってきたことが分かる。そして、これは、米国政府が情報通信関係の通商交渉において、Solis et al. (2009)が述べている「法的競争」の目的を持っているということに他ならない。

¹⁵³ Telecommunications Act of 1996 (Public Law 104-104)

¹⁵⁴ Digital Millennium Copyright Act (Public Law 105-304)

2. 8. 日米間のルールの多様化

日米の「法的競争」による FTA 拡大の結果、2. 6.、2. 7. で見た日米各々の FTA における情報通信関係 WTO プラスの項目には相違がある。即ち、日米の FTA 間でルールの多様化が生じている。

規律的な情報通信関係 WTO プラスにおいて、日本の EPA にあって米国の FTA にはないルールとして、

[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化

[9] 主要なサービス提供者の接続約款による相互接続

[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制

が、米国の FTA にあって日本の EPA にはないルールとして、

[21] 情報サービス(付加価値サービス)への非規制

[41] サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)

がある。

日本と米国では、これらのルールについて、国内ルールの扱いとしてはどのような考え方がとられてきたのだろうか。

日本では、先に見たように、[9][10]のルールは、[8]の実現手段ともなっているが、米国では、この[8]について、ビル・クリントン政権時代に一時導入されたものの、続くジョージ・ウォーカー・ブッシュ政権期にほぼ廃止された。具体的には、米国では、加入者回線のアンバンドルは、クリントン政権時代の連邦通信委員会(FCC (Federal Communications Commission))が「地域競争命令」(1996年8月1日)¹⁵⁵、「UNE 差戻し命令」(1999年9月15日)¹⁵⁶、「ラインシェアリング命令」(同年11月18日)¹⁵⁷で導入したものであった。ところが、その生命は極めて短かった。G.W.ブッシュ政権時代になり、国内サービス提供者及びその業界団体(ユニテッドステーツテレコムアソシエーション(USTA))は、アンバンドルは技術革新や設備投資へのインセンティブを低下させるものだとしてこれに反対¹⁵⁸、

¹⁵⁵ FCC, First Report and Order (FCC 96-325) (Local Competition Order)

¹⁵⁶ FCC, Third Report and Order and Fourth Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC 99-238) (UNE Remand Order)

¹⁵⁷ FCC, Third Report and Order in CC Docket No. 98-147, Fourth Report and Order in CC Docket No. 96-98 (FCC 99-355) (Line Sharing Order)

¹⁵⁸ Ex. United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit, No. 00-1012 United States Telecom Association, et al., Petitioners v. Federal Communications Commission and United States of America, Respondents, Bell Atlantic Telephone Companies, et al., Intervenor; No. 00-1015 United States Telecom Association, et al., Petitioners v. Federal Communications Commission and United States of America, Respondents, AT&T Corporation, et al., Intervenor, On Petitions for Review of Orders of the Federal Communications Commission (Argued March 7, 2002; Decided May 24, 2002) (USTA I), IIA

¹⁵⁸ Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (TIA Testimony on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement, May 1, 2003); Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S. - Central American

訴訟や FCC への請願を繰り返した。FCC では、「三年ごと見直し命令」(2003 年 2 月 20 日)¹⁵⁹、「第 271 条ブロードバンド差控え命令」(2004 年 10 月 22 日)¹⁶⁰、「三年ごと見直し差戻し命令」(同年 12 月 15 日)¹⁶¹、「有線ブロードバンド命令」(2005 年 8 月 5 日)¹⁶²を経てこのルール of 殆どを廃止してしまった。

こういった国内状況を受けて、米国の FTA では、アンバンドル規制については、規制機関において権限を持つことを求める([7])が、規制の実施自体は問わない規定にしている。

米国で[8]のルールを事実上廃止した「有線ブロードバンド命令」では、電話事業者が提供するマス市場向け設備ベースの有線ブロードバンドサービスを「電気通信サービス」とする従来からの解釈を改めることとし、これを、「情報サービス」として決定し、それによってこれをアンバンドル規制の適用対象外とした。したがって、米国では、[8]のルールを事実上無効化する手段が、日本にはない[21]のルールであったことになる。

これにより、日本では、設備ベースのサービス提供者と非設備ベースのサービス提供者が公正に競争するブロードバンドサービス市場を目指すルールが、米国では、設備ベースのサービス提供者の技術革新や設備投資へのインセンティブを重視するルールが、国内で設けられ、各々の FTA にもそれが反映されたルールが盛り込まれている。

また米国の FTA にはあるが日本の EPA には含まれない[41]の「サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)」のルールは、ネット上の著作権侵害への対応に関するプロバイダの責任を制限するルールのひとつの方式であり、米国の国内ルールとしては、1998 年に施行されたデジタルミレニアム著作権法(DMCA)¹⁶³によって導入されたものである。これによれば、インターネットプロバイダは、著作権の侵害を受けたと主張する者の通知を受領したときは、当該侵害に係る情報へのアクセスを除いたり不能にしたりすれば責任を問われないとされ、プロバイダでは著作権の侵害の有無について判断をしないで手続きを遂行することになる。

Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No.TA-2104-13) (May 4, 2004); TIA, “U.S. – Central America-Dominican Republic Free Trade Agreement (DR-CAFTA) Benefits to the Telecommunications Industry” (2005); Grant Seiffert, “RE: USTR’s Request for Comments: Free Trade Agreement with the Republic of Korea” (September 15, 2009)

¹⁵⁹ FCC, Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC 03-36) (Triennial Review Order)

¹⁶⁰ FCC, Memorandum Opinion and Order (FCC 04-254) (Section 271 Broadband Forbearance Order)

¹⁶¹ FCC, Order on Remand (FCC 04-290) (Triennial Review Remand Order)

¹⁶² FCC, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 05-150) (Wireline Broadband Order)

¹⁶³ Digital Millennium Copyright Act (Public Law 105-304)

ネット上の著作権侵害への対応に関するプロバイダの責任を制限するルールは日本の国内ルールにもあるが、そのルールの内容が異なっている。それが、ノーティスアンドテイクダウンが日本の EPA で採用されていない理由であることは明らかだ。日本のプロバイダ責任制限法¹⁶⁴第3条の規定では、プロバイダは、著作権侵害を信じるに足りる相当の理由があったとき、又は、情報発信者に削除の申し出があったことを連絡し7日以内に反論がないときにサーバ等から情報を削除すれば責任を問われないものとされるから、この手続きでは、著作権侵害についてのプロバイダによる実体的判断も想定される。

これは著作権と表現の自由の保護のバランスをどうとるかの問題だが、相対的に、米国の方が著作権を、日本の方が表現の自由を、重視する度合いがやや強くなっている。

このように、日米間では、各々が「法的競争」を追求して設定する FTA において、異なる考え方による異なるルールが規定されるようになるルールの多様化の現象も生じている。

2. 9. 総括

本章で順次見たとおり、日本政府、米国政府とも、個別的 FTA 交渉を通じて、GATS で形成されたアクセス、特に相互接続を促進するルールを更に拡大・深化させた内容とするものを中心に、情報通信関係 WTO プラスの展開を行ってきている。

日本政府では、国内産業界の大枠での支持を受けつつ、当初はアジア諸国に、2006 年頃からはアジア太平洋諸国における標準的なルールの設定を志向し、情報通信関係 WTO プラスの展開を進めてきている。そこで特に追求されているのが、日本の国内ルールでも採用されている、[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保、[8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化、[9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続、[10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制、[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保の5項目であり、これらは、設備ベース、非設備ベース両様のサービス提供者による市場競争の促進を目指すものである。

米国政府では、日本におけるよりも更に具体的な産業界からのルールへの支持や要望、連邦議会の動きを背景に、米国の国内ルールと同様のルールの FTA への採用を求め、個別的 FTA 交渉を進めてきている。そこで追求されているルールは、日本のそれよりも更に広範に、A)公衆電気通信サービス提供者（特に主

¹⁶⁴ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月30日法律第137号）

要なサービス提供者)のネットワークとのアクセスを円滑にするための政府介入を求めるルール([1]-[3], [5]-[7], [11]-[16], [18][19])、B)政府の一定分野への不介入を求めるルール([20]-[22], [24], [40])、C)ネット上の知的財産権侵害に係るプロバイダの非裁量的な関与を促すルール([41])といった約 20 項目に及んでいる。ただ、日本の追求するような設備ベース、非設備ベース両様のサービス提供者による市場競争を促すアンバンドルのルールについては、設備ベースのサービス提供者による投資インセンティブを損なうとする議論により米国の国内ルールがほぼ廃止されてきており、FTA 交渉でも[21]情報サービスの非規制など、逆ベクトルのルールをむしろ求めてきた。

日本政府、米国政府のこういった動きは、自国の国内ルールをベースとしたルールでスタンダードセッティングを行い、各国にこれへのコミットメントを求めてロックインすることを目指す「法的競争」として説明できる。

また、この結果、日本と米国とでは、その採用する FTA ルールにおいてルールの多様化の現象が生じていることが見て取れる。これには、設備ベース、非設備ベースのサービス提供者による市場競争を追求する日本の考え方と、設備ベースのサービス提供者による投資インセンティブの確保の主張に応える米国の考え方との相違が反映されている。

また、ネット上の著作権侵害への対応に関するプロバイダの責任を制限するルールでも日米間では相違があり、著作権侵害への対応を比較的により重視する米国のノーティスアンドテイクダウンのルールについて、表現の自由をより重視する日本では、その EPA で採用していない。

「法的競争」とそれによる FTA におけるルール多様化は、先行研究において個別的 FTA が広域的ルール共有の阻害要因となる要因としてまさに指摘してきた現象である。情報通信ルールの場合、このように「法的競争」とそれによる FTA におけるルールの多様化が日米間で現実に生じていることが本章の検討の結果分かったが、そうであれば、このことが実際にこの分野における広域的なルール共有を阻害しているのか、それともそうではないのかは日本が進めている各国の FTA 交渉における戦略設定においても重要な検討課題となる。

これが、次章から第六章において扱う課題である。

第三章 個別的 FTA 拡大の広域的ルール共有への影響—検証課題、検証方法—

3. 1. 本章から第六章の課題

本章から第六章では、前章で見たような「法的競争」を行動原理とする日本政府と米国政府が各々の FTA 交渉において実際に採った行動をたどり、また、それが、ゲーム理論の考え方によるモデルにより説明することが可能かを検証する。これは、後述するように、関係国がその効用を増すための合理的な行動として各交渉が説明できるかということである。それにより、日本政府と米国政府各々の行動原理とそれによる交渉の帰結を分析し、日米各々の個別的 FTA の追求が、「法的競争」の目的を達成するのか、また、これにより、広域のルール共有を実現することとなるかどうかを検証する。

3. 2. 個別的 FTA 拡大と広域的ルール共有に関する先行研究

FTA における情報通信関係規定が各国の規制枠組みとなるルールを定める側面を強く持っていることについては、巻口(2005)が米豪 FTA について指摘している¹⁶⁵。また、交渉実務家の観点から EPA/FTA のサービス貿易に関する論点について解説する青柳(2007)も FTA における「電気通信サービスに関する自由化交渉」を、「電気通信事業者、特に主要な電気通信事業者（インフラとしての電気通信回線を所有している事業者・・・）に対する規制をどのようにかけることを約束するか、が議論される」要素を持つ交渉と表現している¹⁶⁶。

個別的 FTA の拡大と広域的なルール共通化とについては、これらが対極をなすものと捉え、「法的競争」による個別的 FTA の拡大は、広域 FTA 拡大を進めることで克服されるべきもの、あるいは広域的なルール共通化の阻害要因となるものとして、広域的なルール共通化との関係でネガティブに捉える議論がなされている。

諸国が特惠性を様々な方向に延ばす FTA の拡大が「スパゲティボール」現象を生じさせているとして、特定国産の物品の関税を軽減・撤廃するための原産地規則を例示しつつ、個別的 FTA の拡大によるルールの多様化が通商を阻害する可能性を指摘したのは Bhagwati (1995)であった¹⁶⁷。

この指摘に関し、大矢根(2012)は、広域 FTA を個別的 FTA の問題点を克服する方途と見ている。彼は、個別的 FTA の展開パターンに第一、第二の局面があ

¹⁶⁵ 巻口(2005), 54-71

¹⁶⁶ 青柳(2007), 261

¹⁶⁷ Bhagwati (1995), 2-7

ったと論じる。そのうちの第一の局面では、二国間「FTA の政策アイデアが各国に政策拡散し、FTA への政策展開が続発した」ため、二国間「FTA が連鎖的・競合的に拡大した」のだが、それによって生じた「貿易政策の錯綜」、「スパゲティボール現象」に直面し、「自らその問題点を是正する必要を感じ、あるいは関係者や関係国の批判や懸念を意識して、その政策アイデアを自省的に修正し、改善した」とする¹⁶⁸。そして 2000 年代半ばから第二の局面に入って、広域的 FTA を推進する「拡張」（「地域的な大国」が自国の追求する FTA を東アジア規模に広げる動き）と「標準化」（多数の国が既存の FTA を検討してその共通性、改善策を模索する動き）の動きが各々始まったという¹⁶⁹。

Stallings et al. (2009)は、個別的 FTA における「法的競争」を広域的なルール共通化への動きを損なうものと見る。そして、「法的競争」の中で FTA が拡大することでルールの多様化が生じることを指摘し、これについて、「多様で相容れないルールや異なる様式の FTA の出現は、まとまりのある一貫したルールや基準の形成を困難にする経路依存性を創り出す」として、「法的競争」には「地域統合を損なう側面がある」と論じている¹⁷⁰。

そういった個別的協定によるルール多様化の事例として、Nakagawa (2009)は、東アジアにおける投資ルールを挙げ、地域統合により既存ルール・制度を手直しすることが必要と説いている¹⁷¹。

Nakagawa (2009)は、アンチダンピング、貿易円滑化、知的財産権の FTA を通じたルール形成について論じる中で、アジアの「法制化」に対する抵抗感は 2000 年代には収まったと見えるとする¹⁷²。そして、ルール形成上で競合があると、「複数の FTA で採用された新しいルールまたは基準が、後に多国間レベルでより広く組み込まれる可能性が生じる」とし、これを地域・二国間チャンネルを通じた「スタンダードセッティング」と呼ぶとする¹⁷³。ただ、個別的 FTA 拡大の動きは、相反するルール、制度のネットワークが形成される結果をもたらすと指摘し、アジア太平洋地域の一体的地域結合に向けては、このような効果は、既存の FTA 等を手直しし、統一したルール・制度を作り出す協調努力によって軽減すべきだとしている¹⁷⁴。

¹⁶⁸ 大矢根(2012), 230, 238-239

¹⁶⁹ 同上, 229-231

¹⁷⁰ Stallings et al. (2009), 249-250

¹⁷¹ Nakagawa (2009), 88

¹⁷² Nakagawa (2009), 77

¹⁷³ 同上, 79

¹⁷⁴ 同上, 88

3. 3. FTA 交渉へのゲーム理論モデル適用の先行研究

FTA 交渉へのゲーム理論モデルの適用に関しては、関税交渉を主な対象として、ゲーム理論のアプローチによる交渉当事国の行動メカニズムの理論化を目指す議論がなされてきている。

Riezman (1982)は、各国が関税を維持あるいは撤廃する交渉について、非協力ゲームと協力ゲームのモデルを設定して分析した。そして、各国間の関税交渉を、当事国各々が最適関税を設定するナッシュ均衡解から互いに関税を引き下げる協力ゲームと見てその分析を行った。その概略は、次のとおりである。

非協力ゲームでは、I, II の 2 国間で、相手国の関税の如何を問わず無関税とする戦略(θ)と相手国の関税との比較で最適関税（自国の利益が最大となる関税率による関税）を課す戦略(\bar{t})からなる戦略セットを想定した。ここで想定される戦略形ゲームは表 3-1 のとおりで、両国が得られる利得について、標準的な場合には $a > b > c > d$ and $a' > b' > c' > d'$ が成立しているという。

そして、この場合、2 国は共に最適関税の戦略を選択し、両国が最適関税を維持するところ(c, c')でナッシュ均衡解が成立し、この均衡解では自由貿易は達成されないと結論づけた。

表 3-1 関税戦略の戦略形ゲーム(Riezman (1982))

a>b>c>d

		Country I	
		無関税 θ	最適関税 \bar{t}
Country II	無関税 θ	(b, b')	(a, d')
	最適関税 \bar{t}	(d, a')	(c, c')

ただ、ここでは、所謂「囚人のジレンマ」の状態が生じている。ナッシュ均衡解における利得(c, c')よりも両国が無関税を選択した場合の方が両国共高い利得(b, b')が得られるからである。つまり、このナッシュ均衡解ではパレート最適が実現していない。両国が「協力」することができるのであれば、両国双方がナッシュ均衡解よりも高い利得を得る余地がある。

そこで、Riezman (1982)は、次に協力ゲームのモデルを設定し、両国が関税戦略を選択する前に両国間で意思疎通して拘束力のある協定を結ぶことができると想定する。両国では、最低限上記ナッシュ均衡解で得られた利得を得られることが分かっているので、ここでの交渉では、(c, c')を基準点とする。両国はここを起点にして、ここで得られる以上の利得を得るべく交渉を行う。

両国の交渉において選択可能な点は、非協力ゲームで得られる 4 つの選択肢（図 3-1 の点 O, B, F, C）の混合戦略になる。その中で、両国共、基準点以上の

利得が得られるのでなければ交渉を拒否するはずであるから、その実現可能領域は、両国が各々 c, c' 以上の利得が得られるエリア、つまり、図 3-1 の OEFD の中にある。

そして、交渉解がパレート最適になるのであれば、それは、一方の期待利得を減少させることなく他方の期待利得を増加させることができない EFD の中にあることになる。両国が「協力」する場合にはこの中で合意するはずであり、自由貿易を示す F 点はその中の一選択肢となる。

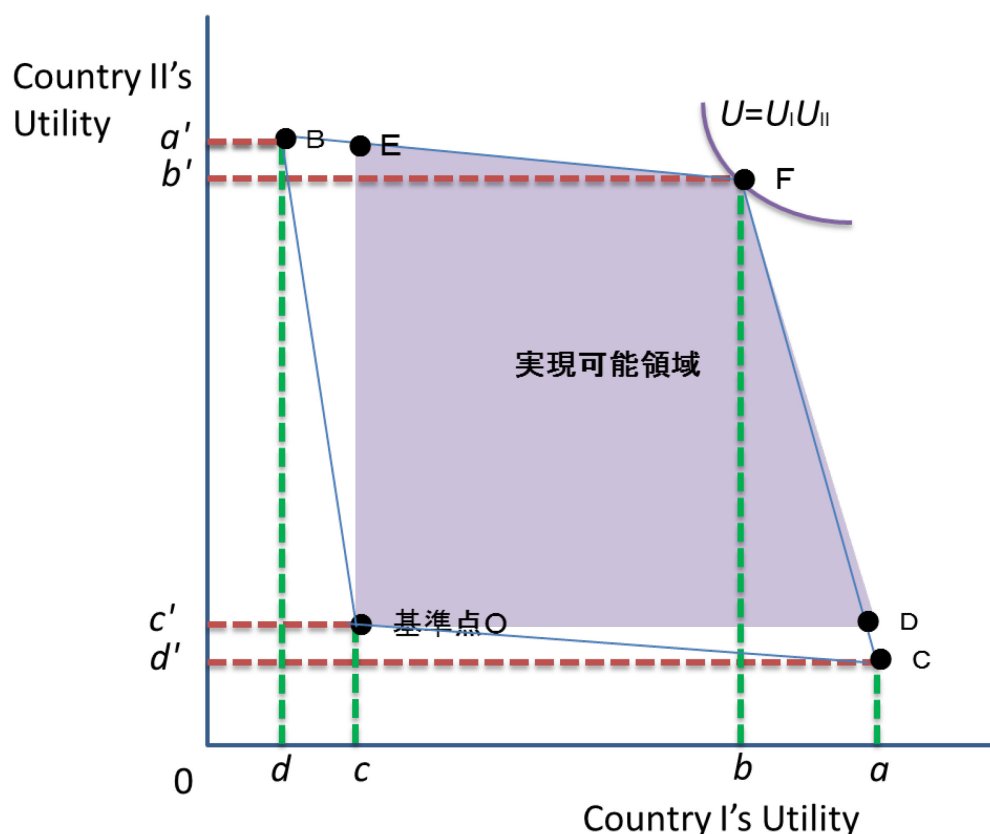


図 3-1 関税交渉の協力ゲームにおける実現可能領域(Riezman(1982))

この EFD の中のどこで交渉解が得られるかについては、F が他の点よりも選択される可能性が高い。

ナッシュ交渉解は、 U_i を i 国の効用としたときに $U=U_I U_{II}$ を最大化する点で得られるとされる。

自由貿易を示す F が交渉解となる条件は、 $U=U_I U_{II}$ の F における接線の傾きの絶対値が、BF の傾きより大きく、かつ、CF の傾きより小さいときということになる。その条件は、 $a'-b'/b-d < U_{II}/U_I < b'-d'/a-b$ になる¹⁷⁵。

¹⁷⁵ Riezman (1982)は、実際には「 $a'-b'/b'-d < U_{II}/U_I < b'-d'/a-b$ 」と記述しているが、前後の記述からすれば、誤植と思われる。

この条件は、一方の国の関税による利益取得($a-b, a'-b'$)が小さければ小さいほど、そして、その相手国が自由貿易に移行することで得る利益($b-d, b'-d'$)が大きければ大きいほど、自由貿易が「協力」により選択されやすいことを意味している。特に両国の利得について対称性がある場合、つまり、 $a=a', b=b'$ の場合には、自由貿易が選択される。

Putnam (1988)は、多くの国際交渉は 2 レベルゲームとして考えることが有用だとした。そして、国際レベル (レベル I) における政府間の協定に向けた交渉は、国内のグループがその利益を追求すべく政府に圧力をかける国内レベル (レベル II) で批准されるように行われるので、レベル II における当事国各々のウインセット (協定の賛否の投票で過半数を得られる(win)ようなアレンジメント) が両国で重なり合う範囲内の内容で協定が締結されるとした。

Milner et al. (1997)は、Putnam (1988)が提唱したこの 2 レベルゲームの手法を用いて、関税交渉を中心とした国際通商交渉の分析枠組みを提示した。

Milner et al. (1997)における、本稿に関連する議論の概略は、次のとおりである¹⁷⁶。

通商交渉は、2 レベルゲームとして考える。

ここで主要論点のひとつとなっているのは、条約を批准する国内の議会の動向で、通商交渉の途中や交渉後の批准までの間に議会選挙があり、その結果が予期されないものである場合 (批准に否定的な議会が構成される場合) の不確実性の扱いを議論している¹⁷⁷が、本稿で扱う FTA 交渉では、締結された FTA の情報通信ルール規定が議会で拒否された事例がないこともあり、ここでは、アクターが国内議会の動向について完全情報を得ていた場合についての議論に絞って紹介する。

ここでのモデルでは、3 つのアクターを想定する。即ち、国内には立法府(a legislature)(C)、行政府(a national executive) (首相又は大統領) (P)があり、この他に、外国(a foreign country)(F)がある。この各々が、自国(home)の貿易障壁 t と外国(abroad)の貿易障壁 t^* について特定のレベルを達成することで選挙上の利益を得ようとする。

自国における障壁の最適レベルは、各々のアクターにとっての 2 つの要因、つまり、(a)国内の貿易障壁を上げる (又は、下げる) ことによる消費者余剰の損失 (又は、獲得)、(b)自国の貿易障壁を上げ (又は、下げ)、外国のそれを下げる (又は、上げる) ことによる企業利益の獲得 (又は、損失) に依存する。ここで、消費者余剰が重要なのは、消費者が投票者であるからであり、企業利益が重要な

¹⁷⁶ Milner et al. (1997), 117-119

¹⁷⁷ Milner et al. (1997), 120-126

のは、投票者が企業を所有していることに加え、政治的キャンペーンにも企業利益が寄与するからである。輸出志向の企業は（国内市場の）貿易自由化がその利益となるかも知れないが、殆どの企業にとっては、自国の障壁を下げることは、外国からの競争の増加を招き、企業利益を低下させる。

行政府、立法府の目的関数は、消費者余剰と企業利益の総和になるが、企業利益については、ロビーイングの圧力やキャンペーンへの寄与の度合いを示す因子 s によって重み付けがなされる。これにより、行政府、立法府の効用関数は、次のとおりとなる。（自らの利益を目的関数に入れる考え方をとっている。）

$$\text{行政府： } P(t, t^*) = \text{Consumer surplus}(t) + s_P \text{Profits}(t, t^*), s_P \geq 0$$

$$\text{立法府： } C(t, t^*) = \text{Consumer surplus}(t) + s_C \text{Profits}(t, t^*), s_C \geq 0$$

t : 自国の貿易障壁

t^* : 外国の貿易障壁

$$s_C > s_P$$

ここで設定されるモデルでは、小さな選挙区を代表する議員は、特殊利益により容易に囚われやすく、したがって、行政府に比べて、消費者余剰よりもキャンペーンへの寄与を、したがって、企業利益を、重視する。よって、 $s_C > s_P$ となるから、行政府よりも保護貿易志向となる ($t_C > t_P$)。他方で、外国の貿易障壁については、消費者余剰に影響を与えないので、行政府と立法府でこれに関する選好は変わらない ($t^*_C = t^*_P$)。

P 、 C 、 F の各々が、各々にとって理想的な関税の組合せで得られる最大の実現可能な効用を各々 $P(t_P, t^*_P)$ 、 $C(t_C, t^*_C)$ 、 $F(t_F, t^*_F)$ とする。

各アクターの目的関数は、各アクターの理想点を実現した場合の効用（定数）を表す K_P 、 K_C 、 K_F と、右辺第 2 項および第 3 項で示される損失関数で示される損失との差として、次のように表すことができると仮定する。

$$P(t, t^*) = K_P - (t - t_P(s_P))^2 - (t^* - t^*_P)^2$$

$$C(t, t^*) = K_C - (t - t_C(s_C))^2 - (t^* - t^*_C)^2$$

$$F(t, t^*) = K_F - (t - t_F)^2 - (t^* - t^*_F(s_F))^2$$

この目的関数（効用関数）の考え方は、Enelow et al. (1984)などで展開される投票行動に関する空間理論による考え方を踏襲するもの¹⁷⁸で、貿易障壁水準が

¹⁷⁸ Milner et al. (1997)の著者のミルナーとローゼンドーフは、Mansfield et al. (2000)において、この効用関数の考え方が、Enelow et al. (1984)など空間理論のモデルで使われてきたもので

アクターの理想点から離れば離れるほどそのアクターの効用が減るので、それを、二次元的に表現される貿易障壁と理想点との間の距離が増えるほど効用が減るという形で表現したものだ。

Milner et al. (1997)は、簡単のために、各アクターは、相手国における貿易障壁は0であることを望む($t^*_p = t^*_c = t_f = 0$)と考える。この効用関数から、各アクターの無差別曲線は円になる。

交渉がない場合には、各国は自分の国のみについて、任意の貿易障壁を設ける。この非協力の貿易障壁設定ゲームのナッシュ均衡解(N)は、「貿易戦争結果」、つまり、交渉が決裂し、合意ができない場合に起こることだと考えられる。この関税同時設定のナッシュ均衡解は、囚人のジレンマの負け・負けの結果になる。この国々が協力しなければ、(自国にとって、)自国の貿易障壁は理想的なレベルとなるが、外国の貿易障壁は理想的な水準よりも高くなる。

プレイヤーの自国・外国における理想的な貿易障壁やゲームの構造は各プレイヤー共通の情報となっている完全情報の状態にあると考えよう。このゲーム

あると述べている(Mansfield et al. (2000), 306)。

Enelow et al. (1984)は、投票（議会の委員会での採決、大衆選挙など。）における投票者が利己的(self-interested)に行動するという前提(Enelow et al. (1984), 1-7)のもとに、その行動のモデル化を行っている。その議論は、次のとおり。

即ち、直線上に展開されるイシュー（例：提案されたプロジェクトの予算金額案、候補者が公約する政策など。）について、投票対象（例：プロジェクト、候補者）に対する投票者の選好を、投票者*i*の理想点からの距離との関係で表現した。イシューが2つある場合、投票者*i*の理想点を $\mathbf{x}_i(x_{i1}, x_{i2})$ 、投票対象を $\mathbf{y}(y_1, y_2)$ と $\mathbf{z}(z_1, z_2)$ とすると、 \mathbf{x}_i と \mathbf{y} 、 \mathbf{x}_i と \mathbf{z} との間の距離は、最も簡易には、次のように定義されるとする。(Enelow et al. (1984), 15。同論文では、実際には、 \mathbf{y} 、 \mathbf{z} 間の距離で説明を行っている(3.1)が、筆者の説明の便宜上、ここでは、 \mathbf{x}_i と \mathbf{y} 、 \mathbf{x}_i と \mathbf{z} との距離に置き換えている。)

$$\begin{aligned} \|\mathbf{y}-\mathbf{x}_i\| &= [(y_1-x_{i1})^2+(y_2-x_{i2})^2]^{1/2} \\ \|\mathbf{z}-\mathbf{x}_i\| &= [(z_1-x_{i1})^2+(z_2-x_{i2})^2]^{1/2} \end{aligned}$$

そして、理想点から距離的に近い投票対象を投票者*i*は選好すると考え、 \mathbf{y} を \mathbf{z} よりも選好するのは、次のときであり、次のときだけであるとする(Enelow et al. (1984), 15-18)。

$$\|\mathbf{y}-\mathbf{x}_i\| < \|\mathbf{z}-\mathbf{x}_i\|$$

投票者は、政策イシュー空間における位置が投票者の理想点から近い投票対象を選好するので、投票者にとっての候補者の政策価値は、この距離を負の値として(negatively)表現される。ここから、投票者*i*にとっての候補者シータ、サイの政策によらない価値(nonpolicy value)を各々 $c_{i\theta}$ 、 $c_{i\psi}$ とすると、投票者*i*にとっての候補者シータの効用関数 $u(\theta_i)$ 、候補者サイの効用関数 $u(\psi_i)$ は、最も簡易には、次のように表されるとする。(投票者は、 $u(\theta_i) > u(\psi_i)$ のとき、そのときに限り、サイよりもシータを選好する。) (Enelow et al. (1984), 80-82)

$$\begin{aligned} u(\theta_i) &= c_{i\theta} - \|\theta_i - \mathbf{x}_i\|^2 \\ u(\psi_i) &= c_{i\psi} - \|\psi_i - \mathbf{x}_i\|^2 \end{aligned}$$

は、連続的で、 P が F に合意の提案を行い、 F が受け入れるのであれば、その提案は C の承認を得るために回議される。 C がこれを批准すれば、合意は施行される。もし F または C が P によるその提案を拒否すれば、貿易戦争が勃発し、各プレイヤーは非協力の最善の対応をするので、 N の結果が実施される。

F 及び C は、支配されている(dominated)行動は採らないと考えられ、関税戦争で得られるものより良い提案は拒否しない。このゲームでは、支配された戦略の排除は、部分ゲーム完全均衡と同等である。

このモデルの中心的な結果は、図3-2のとおりである。

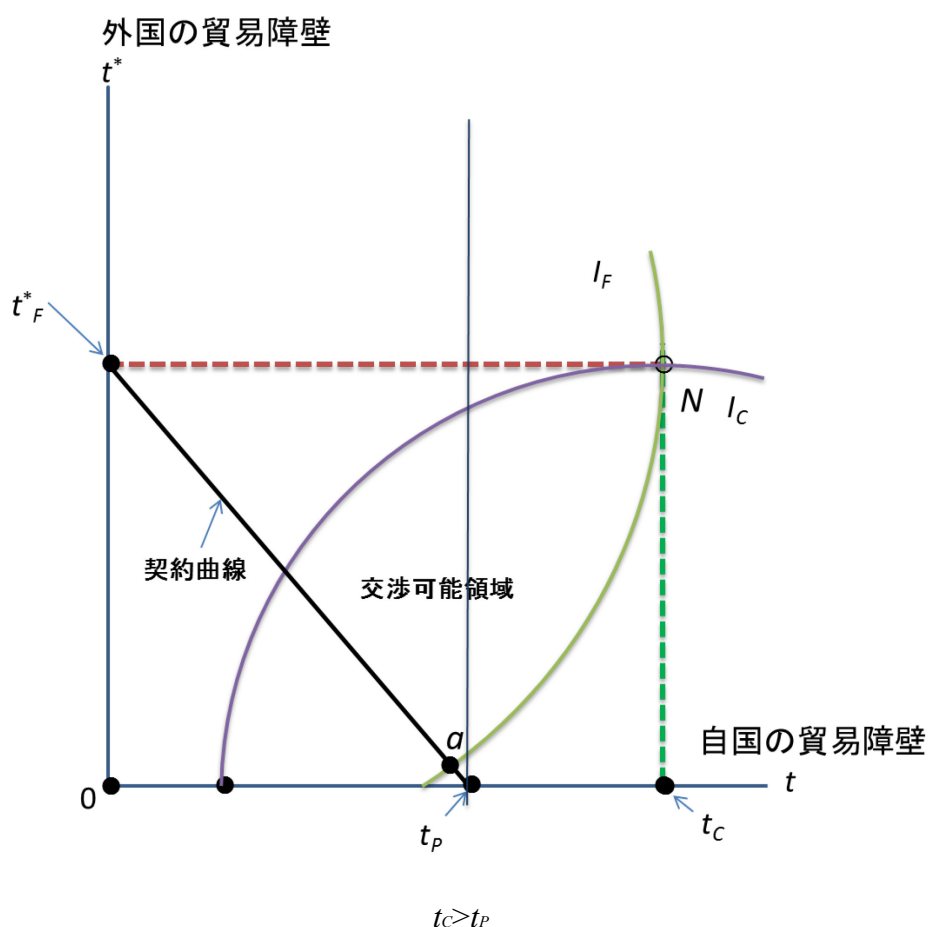


図3-2 完全情報の2レベルゲームの結果(Milner et al. (1997))

水平軸に自国の貿易障壁を、垂直軸に外国の貿易障壁をとると、 P, F, C の両市場における理想的な貿易障壁水準が、各々、 $(t_p, 0), (0, t^*_F), (t_c, 0)$ で表され、 $t_c > t_p$ となっている。 $N=(t_c, t^*_F)$ であり、これを通る F, C の無差別曲線を各々 I_F, I_C とする。これらの曲線が、 F, C の双方が N よりも選好する実現可能領域の境界線をなしている。(効率的な交渉結果を表す) 契約曲線は、各国政府の無差別曲線の

接点の軌跡が描く線であるが、ここでは、無差別曲線が円となるので、契約曲線は、 F, P の理想点を結ぶ線分として表現される。

自国の行政府が自由貿易志向を持ち、立法府も行政府に近い理想点を持つときを考える。 P は、 F, C が同意するように二つの無差別曲線の内側の領域で提案を行わなければならない。また、 P は、 P の理想点と F の理想点との間の契約曲線の上の点で提案を行うだろう。 P は、これら二つの条件を満足し、 P の理想点に最も近い点を選択するだろう。これが、図の点 a である。

石黒馨は、2 レベルゲーム分析により、通商交渉における様々なファクターによる影響について論じている。即ち、Ishiguro (2007) は、APEC 貿易自由化交渉を題材に、日本政府内の通商産業省・農林水産省の官僚制多元主義の影響を分析し、石黒(2007) は、各国企業のロビー活動によって強められる政治的圧力や国内の議会の内向き志向が貿易障壁の低下を目指す通商交渉の結果にどのような影響を及ぼすかを分析 (第 4 章)、また、日米自動車交渉において米国政府が採った制裁の威嚇がどのような影響を及ぼすかを分析している (第 5 章)。この第 5 章では、日本市場について、専ら非関税障壁とされるものについて議論している。また、異セクター間の関税引き下げ交渉について、石黒(2010) では日タイ EPA 交渉を、石黒(2011) では日マレーシア EPA 交渉を題材として、相手国の自動車関税引き下げを求める日本側と日本の農林水産物関税の引き下げを求める相手国との間の交渉を分析した。そして、日本の農林水産省の政策選好の変化と相手国産業界への産業協力 (サイドペイメント) が二国間の FTA 締結の上で有効に機能したことを示している。石黒(2012) では、再度 FTA/EPA 交渉と日本の官僚制多元主義を扱っている。

3. 4. 検証方法

次章から第六章にかけて、日本とアジア太平洋地域の各国との個別的 FTA(EPA)交渉 (第四章)、米国と各国との個別的 FTA 交渉 (第五章)、TPP 協定交渉 (第六章) の順に、次のように検証を行う。

1) 各交渉の経過

最初に、各交渉について、その経過をトレースする。

その中で、各交渉における実質的な協議の先後関係も確認する。(これが、日本、米国のその交渉時点での「提案ルールオプション」の確認のためにも必要となる。)

2) 交渉当事国の「提案ルールオプション」の確認

次に、各交渉における交渉当事国の「提案ルールオプション」を特定する。

FTA の各交渉で、その交渉当事国が実際にどのようなルールを提案したかは、殆ど公表されていない。しかし、FTA 交渉の実績を積み重ねてきた国では、それまでの FTA 交渉でどのような規定を盛り込んできたかで、ルール案のオプションの多くを推知することができる。何故ならば、その国において、ある情報通信ルールの FTA への盛り込み実績を挙げたということは、そのルールへのコミットメントがその時点までにその国の国内でも受け入れられていると見られるからである。その国のルール案のオプションには含まれていても、その交渉相手国ではそれを受け入れることが困難だったために FTA には盛り込まれないことはあるだろうが、交渉相手国で受け入れられる場合には、そのルール案が採用され、FTA の規定に反映されるだろう。そこで本稿における分析では、各 FTA 交渉毎に、過去（その交渉結果である FTA が発効する前）の他国との FTA で採用実績のある情報通信 WTO プラスを、各国の「提案ルールオプション」と看做すことにする。

ただ、交渉のタイミング等によっては、交渉当事国は、過去に盛り込み実績のない新しいルールの提案を思いつくかも知れない。そして、それが新たに FTA に盛り込まれることについて、国内の同意も取り付けることができると確信できるのであれば、その提案を行うかも知れない。

そこで、FTA において、上記のような「提案ルールオプション」にはないルールが盛り込まれていた場合には、その「新規提案ルール」が交渉当事国のどちらから提起されていたかについても考察し、提案国が分かった場合には、その提案国の「提案ルールオプション」にその「新規提案ルール」が含まれていたものとして考えることにする。

3) 「提案ルールオプション」からの FTA 規律への採否の確認

第三に、各交渉における当事国の「提案ルールオプション」と各交渉の結果実際に FTA に盛り込まれた情報通信ルール規定項目とを対照させる。そして、交渉当事国の「提案ルールオプション」のうち、何が FTA に採用され、何が採用されなかったかを特定する。

その際、FTA 交渉のルール設定機能に着目する見地から、①WTO プラスであって、②規律性の強いルールについて検証を行う。この①WTO プラスについては、表 1-1 の 41 項目に分類して比較することとする。

ただ、これに関しては、WTO 加盟国であっても、WTO ルールにまだ全面的にコミットしていない国もあることに留意する必要がある。具体的には、WTO ルールの中でも GATS 第 4 議定書の「約束表」で各国が個別に行う「追加的な約束」については、加盟国によってコミットメントの内容にばらつきがある。「モデル参照文書」の内容の全てについてコミットメントを行っている国がある一方で、これにフルにコミットしていない国もある。そういった国について

は、GATS ではコミットメントしていない「モデル参照文書」のルールに FTA において新たにコミットメントを行っているケースがあるので、そのような場合にはそういった「モデル参照文書」のルールについても検討対象とする。

②規律性のあるルールに関して、本章から第六章では、WTO プラスについて、規律性の強いものと規律性の弱いものに分け、特に前者に注目して検証を行う。

4) モデルによる説明の検証

交渉における日本と米国の行動及び交渉結果を、ゲーム理論の考え方によるモデルで説明可能か、可能であればどのような説明になるのかを検証する。

ここでは、未発効で米国のトランプ政権が離脱の意向を明らかにしている TPP 協定については、米国のトランプ政権が示唆する二国間交渉が仮に行われた場合にどういった帰結が想定されるかについても分析する。

そのために用いるモデルは、日米政府の各々が「法的競争」を追求するという前提により、次項で設定する。

5) 総括

上記の検証を日米各々の各交渉について行った上で、次の 2 点について総括する。

第一に、日米政府の各々は、「法的競争」の目的を達したのかどうかである。また、それはどうしてであると説明されるだろうか。

第二に、個別的な FTA 交渉における「法的競争」は、広域的なルール共有にどのような影響を与えているかである。情報通信ルールに関して、先行研究の多くが言うように広域的なルール共有は個別的な FTA 拡大によって阻害されているのか、それとも、本論文で仮説として設けたように、広域的なルール共有は、個別的 FTA の拡大によって阻害されておらず、むしろ促進されていると言えるのかが本稿の関心事である。

3. 5. 日米の個別的 FTA 交渉のモデル化

前項で述べた検証に向けて、本項では、Milner et al. (1997)や石黒のアプローチを参照しつつ、主要アクターの行動メカニズムに関するモデルを設定する。

ここで設定したモデルは、次章から第六章にかけて、日本と米国の他国との FTA 交渉の過程と個別に対照させ、このモデルで実際の交渉における行動メカニズムが説明できるか検証するために用いる。

3. 5. 1. 主要なアクター

ここでは、「自国」と「外国」との間の FTA 交渉における主要なアクターとして、自国政府(G)、自国の情報通信サービス提供者(S)、外国政府(FG)、外国の情報通信サービス提供者(FS)を想定する。自国政府は、「法的競争」のために FTA 交渉を行い、外国政府と合意を得ようとする。

3. 5. 2. ゲームの枠組み

自国の FTA 交渉は、2 レベルゲームとして行われるものとする。

FTA 交渉は、情報通信分野のみならず、多くの物品、サービス、ルールの分野を包括する通商交渉として行われる。したがって、各国毎に FTA 交渉を行うかどうか自体は、そういった他分野を包括して考慮されるので、情報通信ルールについての交渉の要否だけで交渉を行うかどうかが決まるわけではない。情報通信ルールについての交渉が行われるかどうかは、分野横断的に見て FTA 交渉を行うかどうかが決まってから、その中で、情報通信ルールについてこれを盛り込むかどうか、そして、盛り込むのであれば何を盛り込むのかの交渉が行われる。

交渉が行われる前には自国と外国との間で互いを拘束する協定上の情報通信ルールが存在していない。協定でコミットされた情報通信ルールの不存在が互いの国内市場への貿易障壁になり得る。

例えば、情報通信関係 WTO プラスとして多くの FTA で設けられているものに、公衆電気通信事業者における相互接続の確保がある。これは、既存のサービス提供者に新規参入サービス提供者からの設備の相互接続の請求に応じることを義務づけるルールである。これによって、新規参入事業者は、その市場で既存のサービス提供者の設備と相互接続することでサービス提供を行う途が開けるので、サービス提供のために全ての電気通信設備を自前で設置する必要がなくなり、また、当該既存サービス提供者との間で相互接続するときの接続協議も相互接続を行うことが前提として行われることになり、協議のコストを低下させることができるようになる。こういったルールを FTA に盛り込むことは、協定締結国の国内市場について、他国のサービス提供者のサービス提供コストを抑制させることとなる。こういったルールが FTA においてコミットメントされていない場合には、市場参入へのコスト要因が払拭されていないこととなるため、FTA においてルールにコミットされていない状態を貿易障壁と見ることができ

ここでは、自国政府が提案権を持ち、自国・外国の情報通信サービス提供者が拒否権を持つとする。

各アクターの選好やゲームのルールは各アクター共通の情報となっている完全情報の状態にあると考える。

第1レベルのゲームは、自国・外国両政府間の協定締結交渉で、自国政府の提案により、両国間協定において情報通信ルールを設定し、相手国がルールにロックインされる状態を作ろうとする。自国政府の提案を外国政府が受け入れた場合に第2レベルのゲームが行われる。

第2レベルは、自国国内における政府と議会・産業界との交渉であり、その帰結は、締結された協定の批准の如何として表れる。

第1レベルゲームでは、自国政府は、第2レベルゲームにおいて国内で批准されないような協定を締結するわけにはいかない。第2レベルにおいて、協定を批准するかどうかを決める議会について、Milner et al. (1997)の前提を踏襲し、国内の業界、情報通信サービス提供者の利得が現状以上となる提案について批准を拒否することはないと考える。

3. 5. 3. アクターの目的関数

アクターの目的関数については、ここでも Milner et al. (1997)における前提に倣い、次の簡単な損失関数により近似する。各アクターは、貿易障壁の自らの最適水準に現実水準を近づけるよう行動する。

$$U_i(t, t^*) = -(t - t_i)^2 - (t^* - t_i^*)^2, \quad i = G, S, FG, FS$$

ここで、 t は、外国情報通信サービス提供者が自国との協定ルールの不存在により自国市場で直面する貿易障壁、 t^* は、自国情報通信サービス提供者が外国との協定ルールの不存在により外国市場で直面する貿易障壁、 t_i は、各アクターの最適な自国の貿易障壁、 t_i^* は、各アクターの最適な外国の貿易障壁を表す。

3. 5. 4. アクターの理想点

最適な貿易障壁水準は、アクターごとに異なる。

自国の貿易障壁の低下は、国内の消費者余剰を増大させることになる。他方で、自国の貿易障壁の増加や外国の貿易障壁の低下は、自国内の企業の利益を増大させる¹⁷⁹。

各アクターは、相手国における貿易障壁は0であることを望む($t_{FG} = t_{FS} = 0, t_G^* = t_S^* = 0$)と考える。 t を横軸に、 t^* を縦軸にプロットする(つまり、横軸は自国の貿易

¹⁷⁹ Milner et al. (1997), 121

障壁を、縦軸は外国の貿易障壁を表す。)と、各アクターの理想点は $(t_G, 0)$, $(t_S, 0)$, $(0, t_{FG}^*)$, $(0, t_{FS}^*)$ で、そこにおいてその効用を最大にできる。(図 3-3)

情報通信サービス提供者は、自国市場のルールについて FTA で情報通信ルールにコミットする(貿易障壁を低下させる)ことは好まない。自国市場で競争相手となる他国のサービス提供者の自国市場でのサービス提供コストの抑制を保障することになるからだ。したがって、 t_S, t_{FS}^* は、協定が締結されていない状態の貿易障壁水準に一致するものとする。

協定交渉を行う前、自国と他国との間で互いを羈束する協定の締結に向けて協力が行われない局面では、貿易障壁の組み合わせは、 (t_S, t_{FS}^*) になり(点 N)、そこでナッシュ均衡解が成立している¹⁸⁰。

自国政府は、ここでの分析では日本政府又はバラク・オバマ政権までの米国政府を想定するので、国内ルール上も情報通信ルールを整備し、また、FTA 情報通信ルールの拡大を進めているこれまでの政策実績から、自国市場についても消費者余剰増加を重視し、自国市場・外国市場双方で貿易障壁の撤廃(自国のサービス提供者にとってコスト低下に結びつくと考えられるものに限る。)を愛好すると考える。(ドナルド・トランプ政権発足後の米国政府に関しては、第六章で検討する。)

外国政府においても、外国の情報通信サービス提供者以上にその国の消費者余剰増加を愛好すると考えられるので、 t_{FG}^* は、 t_{FS}^* 以下の水準となる。

¹⁸⁰ Milner et al. (1997), 123-124

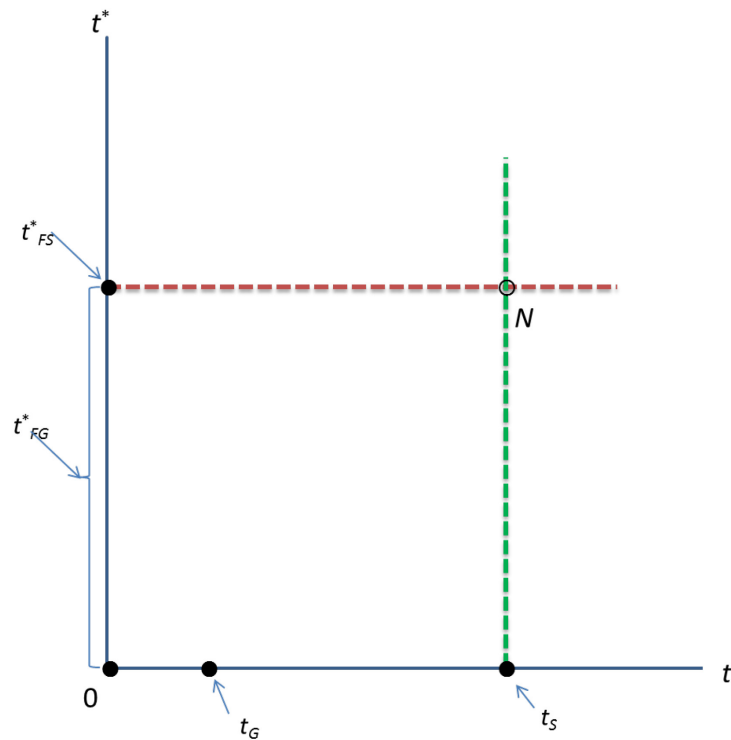


図 3-3 各アクターの理想点

3. 5. 5. ウインセットと交渉可能領域

FTA 交渉のゲームにおいて、設定される貿易障壁が理想点から乖離すると、その分アクターの効用は低下する。

本国政府のウインセット（合意可能領域）は、本国情報通信サービス提供者の理想点を中心に点 N を通る無差別曲線 I_S の内側にある。外国政府のウインセットは、外国情報通信サービス提供者の理想点を中心に点 N を通る無差別曲線 I_{FS} の内側である。

本国と外国の両政府は、この両方のウインセットが重なる領域（交渉可能領域）の中で合意を模索することになる。（図 3-4）

なお、交渉可能領域のその他の制約要因について、3. 5. 7. で後述する。

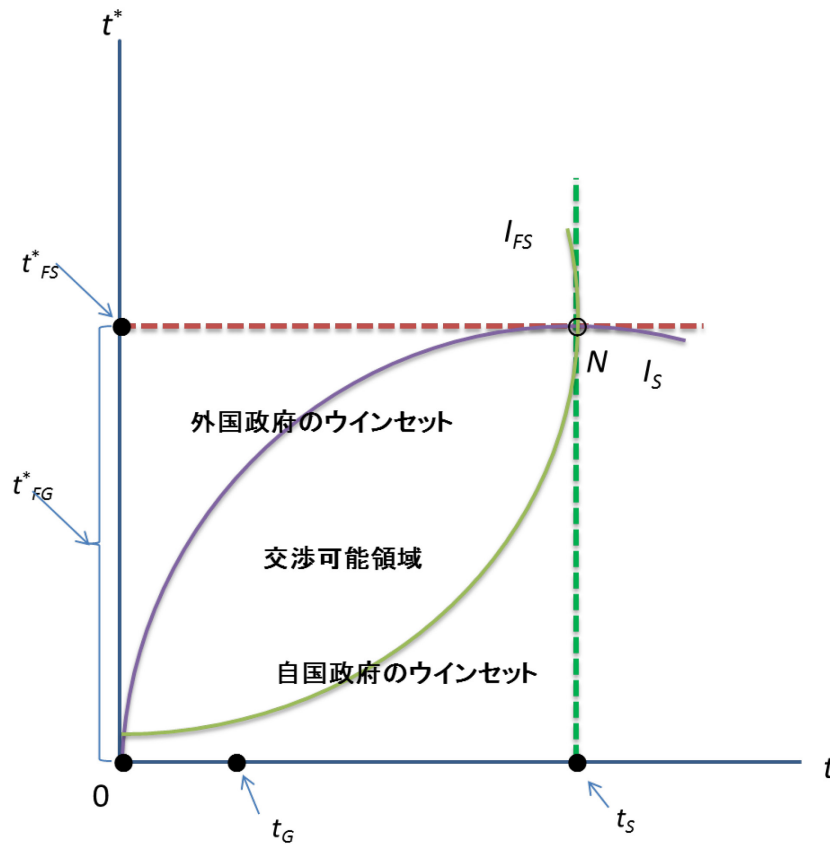


図 3-4 自国政府、外国政府のウインセットと交渉可能領域

3. 5. 6. 国内ルールと同内容のルールの選好

3. 5. 6. 1. サービス提供者のメリットになるルールの相違

関税交渉であれば相手国の市場における関税の撤廃を求め、他方で自国の市場では適正関税の維持を図ろうとする。ここにおいて、どの国にとっても、相手国の関税の引き下げは輸出のコスト減になり、貿易障壁の低下となる。

しかしながら、情報通信ルール交渉では、一方国のサービス提供者にとってコスト減（貿易障壁の低下）となるルール導入が他方国に現在いるサービス提供者にとってはそうならない場合がある。

そのような例としては、米国の FTA の殆どで盛り込まれているダイヤリング・パリティのルールが考えられる。これは、利用者が長距離電話の発信の際に長距離電話サービス提供者を選択するために使う電話番号を、そのサービス提供者によって桁数を変えないようにするルールだが、長距離電話提供者のいない国土面積の小さな国のサービス提供者（地域電話サービス提供者）にとっては、メ

リットがないだろう。

また、別の例としては、日本やシンガポールで採用されている加入者回線のアンバンドルのルールがある。このルールは、インフラを持たない事業者がインフラ事業者の設置する加入者回線を利用することを可能とするルールなので、インフラ事業者がインフラを持たない事業者に対する競争上の優位が相対化されてしまう。アメリカのように加入者回線のアンバンドルのルールがない国の市場ではインフラ事業者がインフラを持たない事業者に対して、このルールがない分だけ優位性を持っていると考えられるから、このようなインフラ事業者が優位の国ではその優位性を弱めるアンバンドルのルールはメリットがないと考えるだろう。

3. 5. 6. 2. 国内ルールと同内容のルールの選好

こういった中で、FTA 交渉を通じて「法的競争」を進める政府が、国内のサービス提供者の選好を受けて、自国ルールの他国での採用を求めるのは自然なことではある。

第二章でも触れたとおり、米国では、自国ルールの他国での採用を米国連邦議会が米国政府に明示的に求めている。つまり、連邦議会は、大統領に通商促進権限(TPA (Trade Promotion Authority))を授権する法律、即ち、2003 年から 07 年まで効力を有した 2002 年通商法や 2015 年に成立した 2015 年超党派議会通商優先事項・説明責任法において、通商交渉目的を定めており、その中で、米国の対外投資の外国市場での取扱いについては、「デュープロセスの原則を含めた米国の法的原則・運用と一貫性のある公正で同等の取扱いのための標準を確立することを求めること」を、また、知的財産権の外国市場での取扱いについては、「米国が締結する知的財産権についてのいかなる多国間・二国間の通商合意の規定にも米国の法律に見られるものと同様の保護の標準が反映されること」を大統領に求めている¹⁸¹。

電気通信ルール及び電子商取引ルールについて、米国において通商交渉を所掌している米国通商代表部の FTA・TPP 協定の交渉担当者¹⁸²に書面でインタビューを行ったところ、FTA 交渉で米国は米国の国内法を反映した(reflect U. S.

¹⁸¹ 2102(b)(3)(4), Trade Act of 2002 (Pub. L. 107-210); 102(b)(4)(E)&(5)(i)(II), Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015 (Title I, Pub. L. 114-26). 前者で「いかなる多国間・二国間の通商合意」とある部分は、後者では、「いかなる通商合意」となっている。

¹⁸² ジョナサン・マクヘイル通商代表補代理。電気通信、電子商取引分野の担当。ヨルダン、シンガポール、豪州、モロッコ、バーレーン、オマーン、韓国との FTA 交渉に従事。TPP 協定交渉では電気通信章及び電子商取引章の交渉で米国の交渉官を担当している。

law)ルールを他国に求めていると述べていた¹⁸³。

本分析においては、交渉当事国がどのようなルールを FTA に盛り込む選択肢として持っているかに着目する。当事国が持つ選択肢が厳密に何であったかは各々の交渉過程の詳細が明かされていないこともあり、分からないが、その国の国内ルールと一貫するものであるはずだと考えられる。本分析では、近似的に、その国がそれまでの通商交渉で既にコミットしたルールの内容を「提案ルールオプション」であると見る。

その「提案ルールオプション」のうち交渉当事国の両方で共有されるものの総体を「R」と呼ぶことにする。同様に、自国にはあるが外国には共有されないものの総体を「P」と、外国のみにおいて存在するものの総体を「Q」と呼ぶことにする。P, Q のような、交渉当事国の一方のみが「提案ルールオプション」として持つ項目を、以下「独自提案ルールオプション」と呼ぶことにする。

「新規提案ルール」については、どの国により提案されたものなのかをできる限り把握し、それが自国によるものか、外国によるものか、双方によるものかで、各々、「P」、「Q」、「R」に含めて考えることとする。

協定締結前の貿易障壁について、「P」、「Q」、「R」の FTA ルール不存在による貿易障壁の水準は、各々、自国市場について、 p, q, r 、外国市場について、 p^*, q^*, r^* とする。

3. 5. 6. 3. 三国以上による交渉の場合

FTA 交渉は、二国間の交渉が多いが、三国以上による交渉が行われる場合もある。この場合も、日本または米国がルールを提案する交渉を考える場合、それ以外の国を総体として外国と捉え、以上の手順に準じて検証する。

この場合、自国の「独自提案ルールオプション」P については、自国の「提案ルールオプション」の内、外国の中にこれを共有しない国があるものを P として考えることにする。

Q については、外国側の中でその「提案ルールオプション」を持っている国があり、仮に自国でその FTA への採用が受け入れ可能であっても、他の外国で合意できないところがある場合には FTA に受け入れられることはない。そこで、ここでは、外国が一致して支持できるものについてのみ、Q として考慮することにする。

また、R についても、自国と外国の一部のみで「提案ルールオプション」となっているとしてもそれで全ての国が採用の準備があるということにはならないので、自国と外国の全てで「提案ルールオプション」となっているものを R として考

¹⁸³ マクヘイル通商代表補代理からの 2015 年 3 月 5 日の回答。

慮することにする。

3. 5. 7. 米国における相互主義の追求

通商協定において、一般には、情報通信ルールに関して、当事国が同じコミットメントをするとは限らない。そこは、協定締約国の各々が異なる関税水準を設定することが多い関税協定と同様である。

そこで、基本電気通信交渉の結果締結された GATS 第 4 議定書においては、市場アクセス、内国民待遇について各国がポジティブリスト方式でコミットメントを記載する約束表において、各国がコミットする情報通信ルールを「追加的な約束」の形式で個別的に記載する方法が採られた。

この方式は、日本が締結した 6 つの EPA (対マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム) で踏襲された。これらでは、先進国がコミットする情報通信ルールと途上国の多くのコミットする情報通信ルールではばらつきが顕著に見られる。先進国が途上国よりも自国市場について多くの自由化ルールにコミットしてみせる方法が採られたのである。(表 3-2)

表 3-2 情報通信ルールについてポジティブリスト方式が採られた日本の EPA における締約国各国の「追加的な約束」

項目	通商条約	GATS (モデル参照文書にフルコミットした場合)	日本の追加的な約束	マレーシアの追加的な約束	タイの追加的な約束	インドネシアの追加的な約束	ブルネイの追加的な約束*3	フィリピンの追加的な約束*4	ベトナムの追加的な約束
電気通信ルール									
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール									
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5						(約参)*5	
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)			約						
・主要なサービス提供者のルール									
競争条件セーフガード		約参 1	約	約参 1	(約)*2	約	約	(約参)*6	約
相互接続		約参 2	約	(約参 5) *1	(約)*2	約	約	(約参)*6	約
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参 2.2	約			約	約	(約参)*6	約
◇ 差別的でない条件及び料金		約参 2.2	約			約	約	(約参)*6	約
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参 2.2	約			約	約		約
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参 2.2	約			約	約		約
◇ 加入者回線の細分化			約						
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参 2.2	約			約	約		約
◇ 接続約款による相互接続			約						
◇ 接続約款の認可制			約						
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参 2.3	約			約	約		約
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約参 2.4	約			約	約		約
◇ 相互接続の紛争解決		約参 2.5	約			約	約	(約参)*6	約
コロケーション等			約						
・政府規制に関するルール									
独立の規制機関		約参 5	約	約参 4	(約)*2	約	約	(約参)*6	約
ユニバーサルサービス		約参 3	約	約参 2	(約)*2	約	約	(約参)*6	約
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参 4	約	約参 3	(約)*2	約	約	(約参)*6	約
希少な資源の分配及び利用		約参 6	約	約参 6	(約)*2	約	約	(約参)*6	約
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透		附 4						(約参)*5	

明性								
国際標準の促進	附 7						(約参)*5	
協力	附 6						(約参)*5	

- *1：相互接続の同等・非差別性、接続料の公正性などを規定。
 *2：必要な新通信法が全て議会を通過し施行された場合に、2006年から開始するように関係の措置を公衆電気通信サービスに関する「特定の措置」に導入するとしている¹⁸⁴。
 *3：国内サービス(Local service)についてのコミットメント。
 *4：将来フィリピンの規制原則に関する参照文書の見直しを行うとしている¹⁸⁵。
 *5:GATS 電気通信附属書の規定に準拠する旨の規定。
 *6：市場アクセスの遂行の支援のために、これらの原則が基本電気通信の規制枠組みの基礎をなすとしている¹⁸⁶。
 註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。「日本の追加的な約束」の「約」は、日マレーシア EPA 附属書 6(Annex 6 Part 1)、日タイ EPA 附属書 5(Annex 5 Part 2)、日インドネシア EPA 附属書 8(Annex 8 Part 1)、日ブルネイ EPA 附属書 7(Annex 7 Schedule of Japan)、日比 EPA 附属書 6(Annex 6 Part 1 1A)、日越 EPA 附属書 5(Annex 5 Part 1)で、内容は何れも同様。「マレーシアの追加的な約束」の「約」は日マレーシア EPA 附属書 6(Annex 6 Part 2)、「参」は、そこで参照されている参照文書(Appendix)。「タイの追加的な約束」の「約」は日タイ EPA 附属書 5(Annex 5 Part 3)。「インドネシアの追加的な約束」の「約」は附属書 8(Annex 8 Part 2)。「ブルネイの追加的な約束」の「約」は附属書 7(Annex 7 Schedule of Brunei Darussalam)。「フィリピンの追加的な約束」の「約」は附属書 6(Annex 6 Part 1 1B)。「ベトナムの追加的な約束」の「約」は附属書 5(Annex 5 Part 2)。

(各協定から筆者作成)

これに対して、米国では、情報通信関係 WTO プラスを初めて本格的に盛り込んだ対シンガポール・対チリ FTA(2004)以後全ての FTA で上記のようなポジティブリスト方式ではなく、ネガティブリスト方式が採られている。これは、情報通信ルールについては、本則に記載して締約国同士が原則として同一のルールにコミットする方式（コミットしない場合のみ脚注等でその旨を個別に記載する。）で、相互主義の色彩が濃い。

米国がこの方式を採用しているのには国内業界からの要請がある。米国のロビーイング団体である電気通信産業協会(TIA)は、米星 FTA をはじめとする累次の FTA に向けた協議やその締結に際して、少なくとも 2003 年から 09 年にかけて、度々、電気通信規定において「ネガティブリスト」アプローチを採ることを支持する旨の声明や意見書を出している¹⁸⁷。TIA では、これにより、透明性確保、

¹⁸⁴ 附属書 5 のタイの「約束表」の「追加的な約束」の欄に、次のように記載。“Conditional upon passage and coming into force of all necessary new communication acts, commencing from the year of 2006, Thailand will introduce into its Schedule of Specific Commitments on public telecommunication services its treatment on the subjects relating to competitive safeguards, interconnection, universal service, public availability of licensing criteria, separation of regulatory and operational functions, and the allocation and use of scarce resources.”

¹⁸⁵ 附属書 6 のフィリピンの「約束表」の「追加的な約束」の欄に、次のように記載。“The Philippine Reference Paper on Regulatory Principles will be reviewed in the future in accordance with the developments of its laws and regulations.”

¹⁸⁶ 附属書 6 のフィリピンの「約束表」の「追加的な約束」の欄で言及される「フィリピンの電気通信サービスの規制原則に関する参照文書」において、記述されている各原則について次のように記載。“In support of market access commitments undertaken, the following principles will form the basis for the regulatory framework in basic telecommunications.”

¹⁸⁷ Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (TIA Testimony on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement, May 1, 2003); Matthew J. Flanigan, Re: TIA Comments on the U.S. - Central American Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No.TA-2104-13) (May 4, 2004); TIA, “U.S. – Central America-Dominican Republic Free Trade Agreement (DR-CAFTA) Benefits to the Telecommunications Industry” (2005); Grant Seiffert, “RE: USTR’s

差別的取扱い禁止の原則が強化されると訴え続けている。

米国政府は、相互主義が実現する範囲内で合意を得るよう制約を課されていることになる。

この相互主義により、米国政府は、 (t_S, t_{FS}^*) 及び (t_S-r, t_{FS-r}^*) を通る直線 NL の上に合意を求めなければならなくなる。

FTA 交渉は、両国のウインセットで囲まれた交渉可能領域で行われるところ、上記の制約も合わせ考えると、米国政府と外国政府との交渉における交渉可能領域は、直線 NL のうち無差別曲線 I_S 及び I_{FS} の内側になる線分で表現されることになる。(図 3-5)

3. 5. 8. 契約曲線

両国政府間の効率的な交渉を表す契約曲線は、各国政府の無差別曲線の接点の軌跡が描く線であるが、ここでは、無差別曲線が円となるので、契約曲線は、自国政府・外国政府の理想点を結ぶ線分として表現される。(図 3-5)

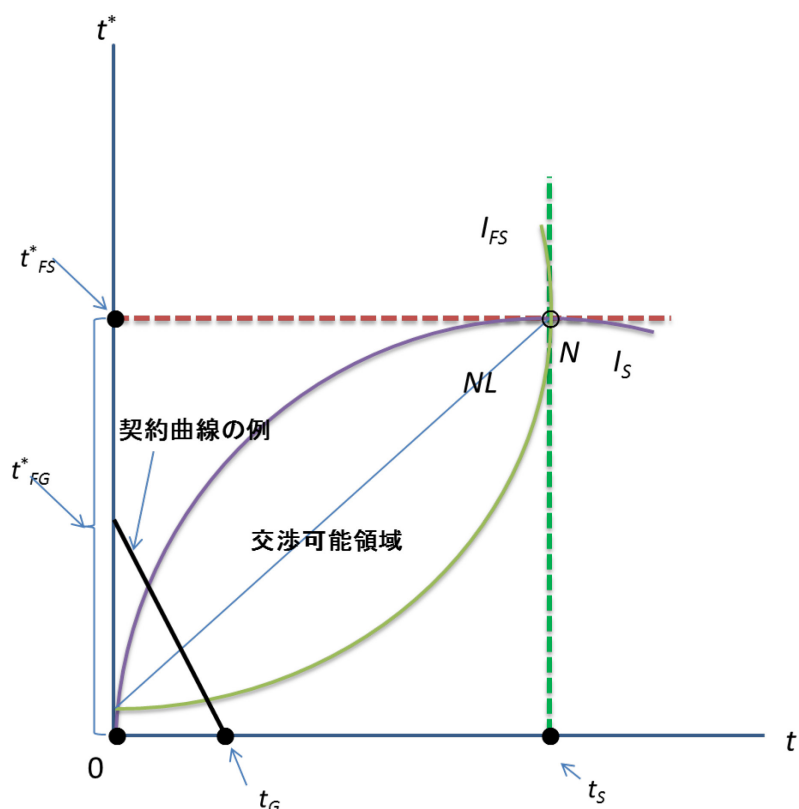


図 3-5 契約曲線の例

3. 6. 想定されるゲーム展開

それでは、以上の前提の下、どのようなゲーム展開が想定されるかを見ておこう。

自国政府の「提案ルールオプション」は、P と R、外国政府の「提案ルールオプション」は、Q と R からなる。

このとき、外国にとっての自国市場の貿易障壁が $t=p+q+r$ 、自国にとっての外国市場の貿易障壁が $t^*=p^*+q^*+r^*$ となるとは限らない。何故ならば、自国・外国各々の情報通信サービス提供者について、相手国政府が持つ「独自提案ルールオプション」の中に、相手国市場における活動のコスト低下につながらない（あるいはコストを上昇させる）ものがある可能性があるからだ。

例えば、3. 5. 6. 1. で触れたような、自国が「独自提案ルールオプション」として加入者回線アンバンドルルールを持つのに対して、外国ではこういったルールを持たず、むしろインフラ事業者がブロードバンド市場で大きな力を持っている場合には、この加入者回線アンバンドルルールが上記の外国サービス提供者にとってコスト低下につながらないルールオプションに当たるということがあり得るだろう。

P のうち外国の情報通信サービス提供者のコスト低下に効果を持つルールを通商協定に採用することによって実現する自国市場の貿易障壁低下の水準を $(1-\alpha)p$, $\alpha \in [0, 1]$ とする。外国政府、外国情報通信サービス提供者にとって、自国市場における貿易障壁は、協定締結前で $t=(1-\alpha)p+q+r$ であることになる。

また、Q のうち自国の情報通信サービス提供者のコスト低下に効果を持つルールを通商協定に採用することによって実現する外国市場の貿易障壁低下の水準を $(1-\beta)q^*$, $\beta \in [0, 1]$ とする。自国政府、自国情報通信サービス提供者にとって、外国市場における貿易障壁は、協定締結前で $t^*=p^*+(1-\beta)q^*+r^*$ であることになる。

自国市場又は外国市場の貿易障壁の低下は、このように、最も典型的には、自国又は外国がその国の国内市場について通商協定でルールの採用をコミットメントすることで得られる。

ただ、例えば、市場競争が未だ導入されていないために国内の独占サービス提供者が競争ルールの採用に反対するといった、何らかの事情でルールの国内市場への採用が現段階では困難な場合もあるだろう。その場合には、将来におけるルールの採用の足がかりを協定に盛り込み、それをもって貿易障壁低下の成果とすることもあり得るだろう。その方法としては、将来におけるルール又はルールの原則的な考え方の採用の検討についてコミットメントする方法もあるだろうし、また、GATS 第4議定書で採られたように、先進国等で一定のルールをその国の市場について一方的にコミットメントをして（GATS 第4議定書では、先

進国等で「モデル参照文書」のルールにコミットした。)、その時点ではこれにコミットできない途上国等に対して、将来的に目指すべき標準的なルールのレベルを示してみせることをもって、将来に向けて実際の具体的なルール採用へのステップを作ったとする方法もあるだろう。

自国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $((1-\alpha)p+q+r, 0)$ 、外国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*)$ となる。

外国政府の理想点は、 $(0, \mu(p^*+(1-\beta)q^*+r^*))$ 、 $\mu \in [\alpha p^*/(p^*+(1-\beta)q^*+r^*), 1]$ となる。自国政府の理想点は、 $(\beta q, 0)$ となる。契約曲線は、この两点を結ぶ線分となる。

交渉可能領域は、無差別曲線 I_S 及び I_{FS} の内側となる。

相互主義を重んじ、直線 NL の上に合意を求めなければならないという制約条件がある場合には、交渉可能領域は、直線 NL のうち無差別曲線 I_S 及び I_{FS} の内側になる線分で表現されることになる。

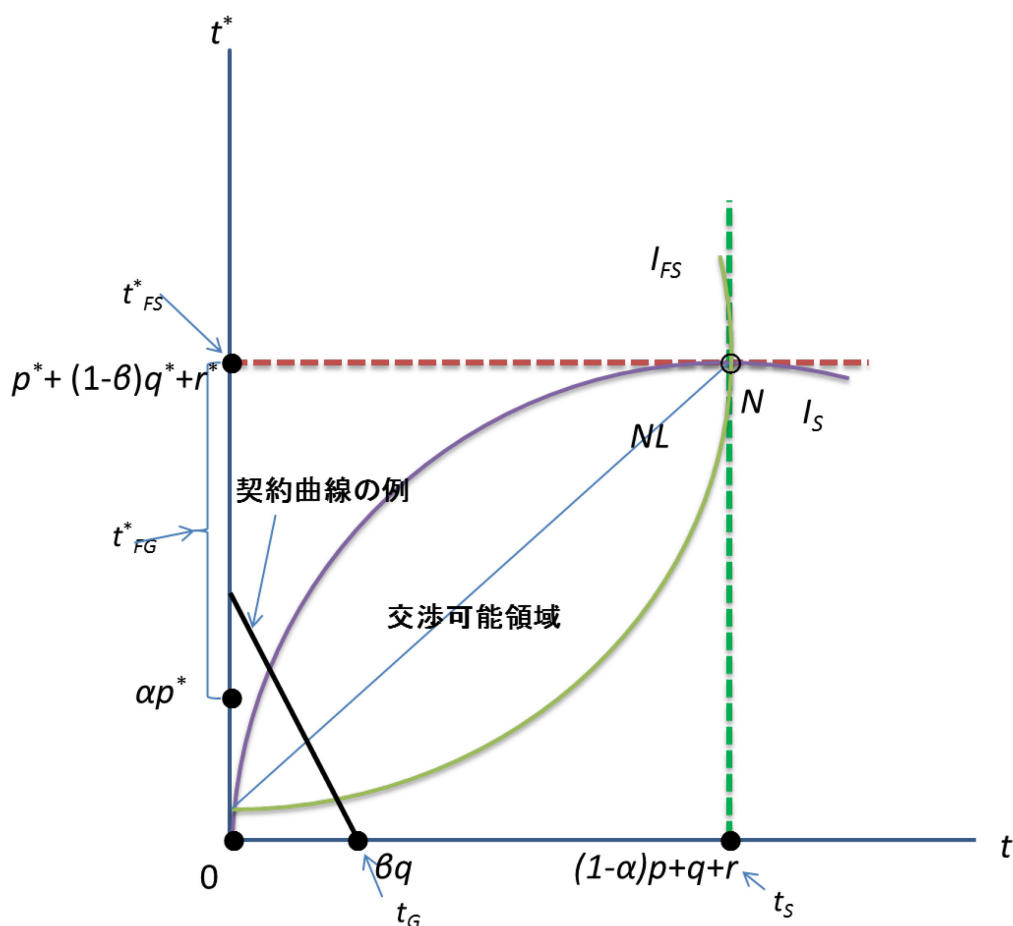


図 3-6 自国・外国市場の貿易障壁の水準

3. 6. 1. 合意が不成立の場合

こういった前提の元で、交渉の成否は何を要因として決まることになるだろうか。

合意が成立するためには、交渉可能領域が $t > 0, t^* > 0$ である領域(第一象限)内に存在すること、即ち、現状を表す N が第一象限内に存在することが必要十分条件となる。

したがって、合意が不成立となる必要十分条件は、現状を表すナッシュ均衡が成立する点 N が t 軸上又は t^* 軸上にあり、プレイヤーの何れか又は両方において、相手国と交渉に入ることによって現状以上の利得を得ることが期待できず、交渉のインセンティブがない場合ということになる。

N が第一象限に存在せず、 t 軸上又は t^* 軸上にしかない場合には、協定の合意に到るような交渉が存在し得ないことになる。この場合には、潜在的な交渉当事国の何れか又は双方で相手国市場に貿易障壁があるとは見ておらず、現状を離れて相手国との間で合意を得る誘因が生じないため、相手国との間で情報通信ルールに関する交渉には入らないことになる。

これらを、次の場合毎に図示すると、図 3-7, 3-8, 3-9 のようになる。

- ① 外国が自国市場に貿易障壁があると見ていないとき： N が t^* 軸上にある場合 $((1-\alpha)p+q+r=0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*>0)$
- ② 自国が外国市場に貿易障壁があると見ていないとき： N が t 軸上にある場合 $((1-\alpha)p+q+r>0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*=0)$
- ③ 自国・外国が互いの市場に貿易障壁があると見ていないとき： N が原点にある場合 $((1-\alpha)p+q+r=0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*=0)$

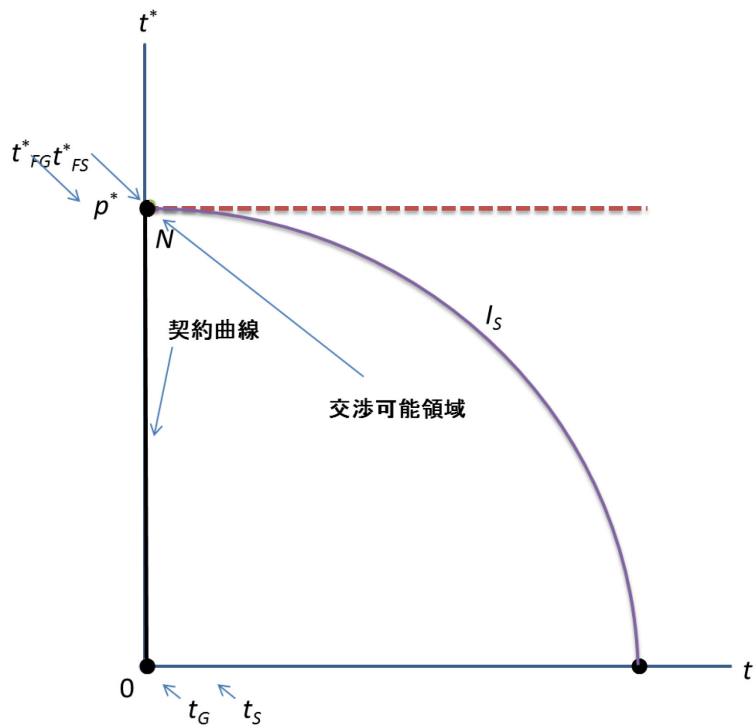


図 3-7 交渉の不成立① N が t^* 軸上にある場合
 $((1-\alpha)p+q+r=0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*>0)$

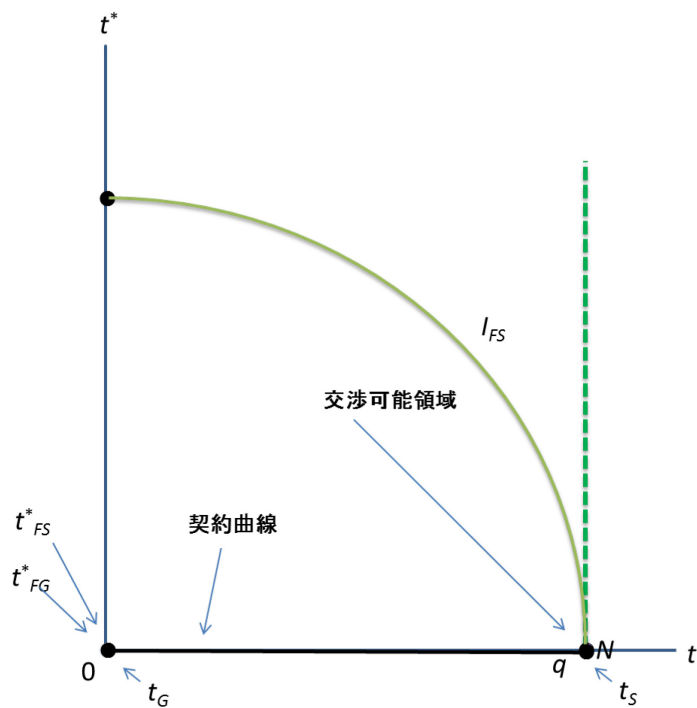


図 3-8 交渉の不成立② N が t 軸上にある場合
 $((1-\alpha)p+q+r>0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*=0)$

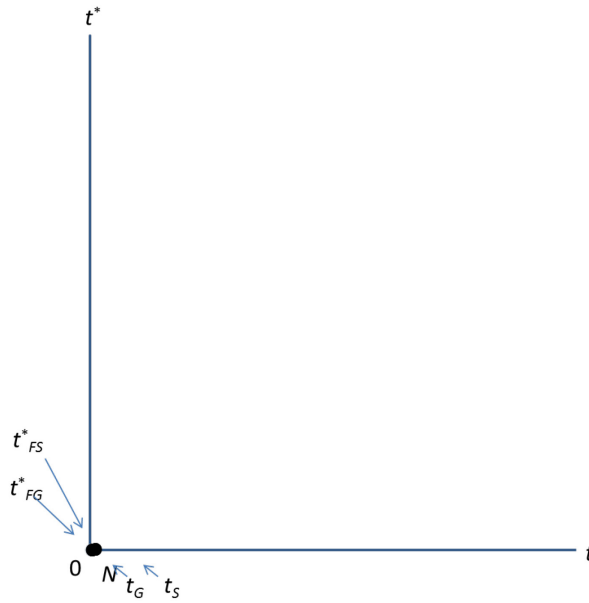


図 3-9 交渉の不成立③Nが原点にある場合
 $((1-\alpha)p+q+r=0, p^*+(1-\beta)q^*+r^*=0)$

3. 6. 2. 合意が成立する場合

交渉可能領域、そして、 $N((1-\alpha)p+q+r, p^*+(1-\beta)q^*+r^*)$ が第一象限の中に存在する場合($(1-\alpha)p+q+r>0 \cap p^*+(1-\beta)q^*+r^*>0$)、つまり、自国・外国が互いに相手国市場に貿易障壁があると見る場合には、合意が成立する余地がある。(これが成立するためには、 $r>0 \cap r^*>0$ は十分条件となる。)

自国の「独自提案ルールオプション」のルールで外国にとってコスト低減の意義のないルールは、外国市場で受け入れられると、自国にとっては貿易障壁を αp^* 低下させることになるが、これは、自国市場でコミットメントがなされたところで、外国側からすれば貿易障壁を低下させたことにならず、その効用を増大させない。これは、その逆でも同じである。外国の「独自提案ルールオプション」のルールで自国にとってコスト低減の意義のないルールについても、自国市場についてのコミットメントは、外国にとっては貿易障壁を βq 低下させることになるが、外国市場でコミットメントがなされても、自国側の効用を増大させることにはならない。

この $\alpha p^*, \beta q$ のレベルによってゲーム展開のケースの場合分けを行う。

まず、自国・外国の提案ルールオプションにあるルールが全て両国の現在の情報通信サービス提供者のサービス展開コストを低下させるルールである場合(ケース1)、つまり、 $\alpha p^*=\beta q=0$ の場合を考える。(図 3-10)

協定締結前の状態を表す点 N は、 $(p+q+r, p^*+q^*+r^*)$ にあり、自国の情報通信サービス提供者、外国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(p+q+r, 0)$, $(0, p^*+q^*+r^*)$ となる。

P, Q, R の構成の如何を問わず、そして、外国政府の理想点 $(0, t_{FG}^*)$ について、 t_{FG}^* が $0 \leq t_{FG}^* \leq p^*+q^*+r^*$ の範囲でどこにあっても、自国政府が、両国の貿易障壁撤廃、つまり、 $(0, 0)$ を理想点とする限り、契約曲線は $(0, t_{FS}^*)$ と $(0, 0)$ とを結ぶ線分となる。この線分上で交渉可能領域にあるのは、 $(0, 0)$ のみであり、これが交渉解になる。

交渉解においては、 P, Q, R が何れも FTA に盛り込まれて当事者間の通商ルールとして成立することになる。両国とも、市場の貿易障壁が撤廃される。

この結論は、交渉が先述した相互主義の考えで行われても行われなくても変わらない。

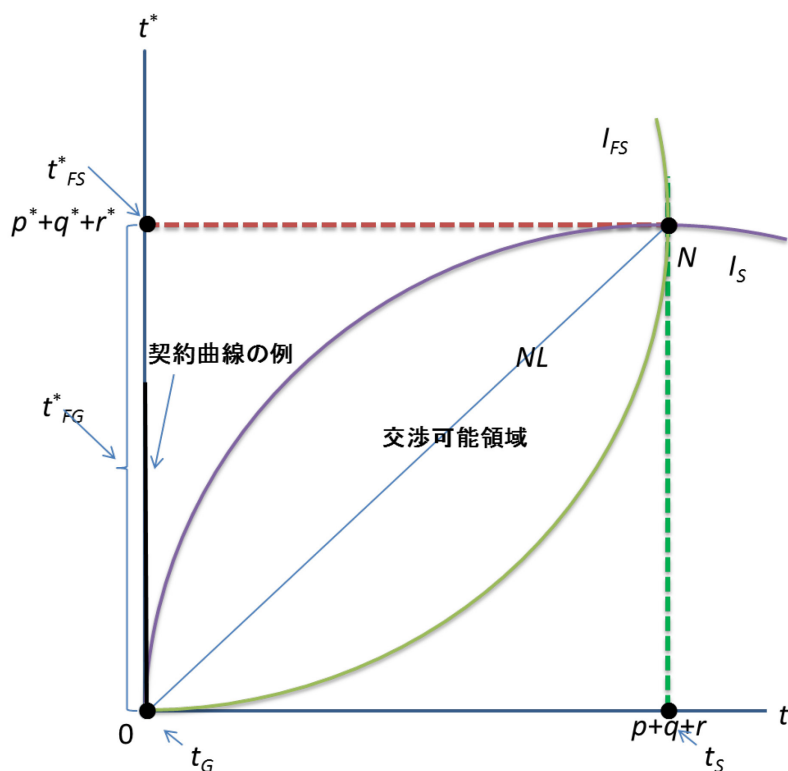


図 3-10 ケース 1

次に、ケース 1 から前提を変えて、自国政府の「独自提案ルールオプション」 P の中に、外国の現在の情報通信サービス提供者にとって、コスト低下につながらない（コストを上昇させる場合を含む。）ものがある場合（ケース 2）、つまり、 $ap^* > 0, \beta q = 0$ の場合を考える。（図 3-11）

P のうち外国の情報通信サービス提供者のコスト低下に効果を持つルールによる貿易障壁低下の水準は、 $(1-\alpha)p, \alpha \in (0, 1]$ となる。外国政府、外国情報通信サ

サービス提供者にとって、自国における貿易障壁は、協定締結前で $t=(1-\alpha)p+q+r$ であることになり、自国政府、自国情報通信サービス提供者にとっての協定締結前の外国の貿易障壁の水準は、ケース 1 と同様で、 $t^*=p^*+q^*+r^*$ のままとなるので、協定締結前の状態を表す点 N は、 $((1-\alpha)p+q+r, p^*+q^*+r^*)$ にある。

自国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $((1-\alpha)p+q+r, 0)$ 、外国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(0, p^*+q^*+r^*)$ となる。

外国政府の理想点は $(0, \mu(p^*+q^*+r^*))$ 、 $\mu \in [\alpha p^*/(p^*+q^*+r^*), 1]$ となる。

交渉可能領域は、図 3-10 の無差別曲線 I_S 、 I_{FS} 及び t^* 軸の内側となる。相互主義の下では、 $(0, \alpha p^*)$ から N までの線分上となる。

自国政府が $(0, 0)$ を理想点とする限り、契約曲線は縦軸上で $(0, 0)$ と $(0, \mu(p^*+q^*+r^*))$ とを結ぶ線分となるので、ここと交渉可能領域が交わるのは $(0, \alpha p^*)$ のみであるから、交渉解は $(0, \alpha p^*)$ となる。これは、自国も外国も外国の情報通信サービス提供者にメリットの無いルールへのコミットメントは行わないことを意味する。

これは、自国で相互主義を採っている場合にも同様である。

外国のサービス提供者の選好が自国の提案ルールオプションの多くにポジティブではなく、 α が大きい場合には、 N が左方に移動する。それによって、外国のウインセットが狭まる。そして、外国のサービス提供者が好まない自国の提案ルールオプションを含まない形で合意がなされる。

交渉解においては、 Q, R が何れも FTA に盛り込まれて当事者間の通商ルールとして成立することになるが、 P についてはその一部が通商ルールとして成立しない。自国について貿易障壁が撤廃され、外国では自国側が貿易障壁と見るものの一部が撤廃される。

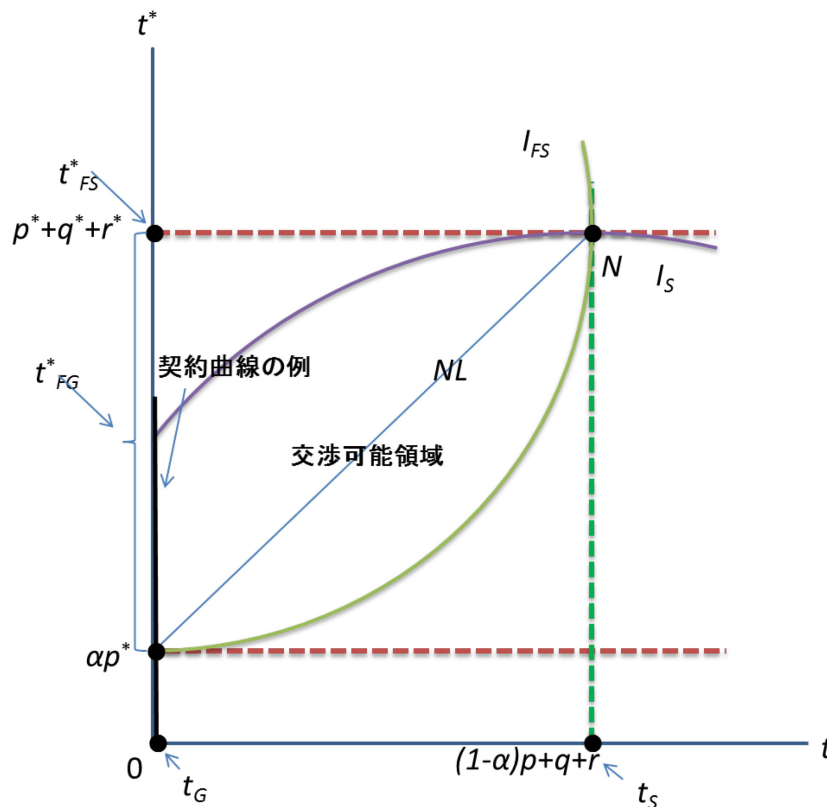


図 3-11 ケース 2

第三に、ケース 1 から前提を変えて、外国政府が持つ独自提案ルールオプション Q の中に、自国の現在の情報通信サービス提供者のコスト低下につながらない（コストを上昇させる場合を含む。）ものがある場合（ケース 3）、つまり、 $\alpha p^* = 0$, $\beta q > 0$ の場合を考える。（図 3-12）

Q のうち自国の情報通信サービス提供者のコスト低下に効果を持つルールによる貿易障壁低下の水準は、 $(1-\beta)q^*$, $\beta \in (0, 1]$ となる。自国政府、自国情報通信サービス提供者にとって、自国における貿易障壁は、協定締結前で $t^* = p^* + (1-\beta)q^* + r^*$ であることになり、他方、外国政府、外国情報通信サービス提供者にとっての協定締結前の自国の貿易障壁の水準は、ケース 1 と同様で、 $t = p + q + r$ のままとなる。協定締結前の状態を表す点 N は、 $(p + q + r, p^* + (1-\beta)q^* + r^*)$ にある。

自国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(p + q + r, 0)$ 、外国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(0, p^* + (1-\beta)q^* + r^*)$ となる。

外国政府の理想点は $(0, \mu(p^* + (1-\beta)q^* + r^*))$, $\mu \in [0, 1]$ となる。

交渉可能領域は、図 3-11 の無差別曲線 I_S , I_{FS} 及び t 軸の内側となる。相互主義が採られる場合には、 $(\beta q, 0)$ から N までの線分上となる。

このとき、自国政府の理想点が $(\beta q, 0)$ である限り、外国政府が上記の範囲内でどこに理想点を置こうとも、契約曲線は $(\beta q, 0)$ のみにおいて交渉可能領域に入る。

交渉解は $(\beta q, 0)$ となる。この結論は、自国が相互主義を採っているか否かに関わらず変わらない。

自国のサービス提供者の選好が外国の提案ルールオプションの多くにポジティブではなく、 β が大きい場合には、 N が下方に移動する。それによって、自国のウインセットが狭まる。そして、自国のサービス提供者が好まない外国の提案ルールオプションを含まない形で合意がなされる。

交渉解においては、 P, R が何れも FTA に盛り込まれて当事者間の通商ルールとして成立することになるが、 Q についてはその一部がルールとして成立しない。外国で貿易障壁が撤廃され、自国については、外国側が貿易障壁と見るもの一部が撤廃される。

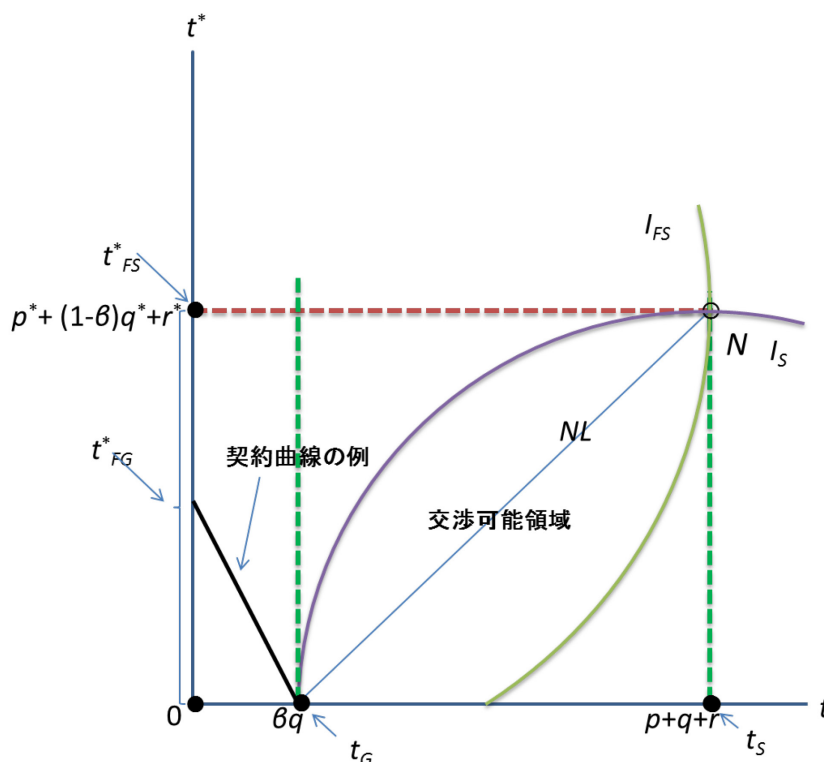


図 3-12 ケース 3

第四に、自国・外国双方の情報通信サービス提供者が、相手国政府が持つ独自提案ルールオプションの中に、コスト低下につながらない（コストを上昇させる場合を含む。）ものが実際にある場合、つまり、 $ap^* > 0, \beta q > 0$ の場合（ケース 4）を考えよう。これを図示すると、図 3-13 のようになる。

協定締結前の状態を表す点 N は、 $((1-\alpha)p+q+r, p^*+(1-\beta)q^*+r^*)$ にある。

このとき、自国政府の理想点は $(\beta q, 0)$ と考える。契約曲線は自国・外国両政府

の理想点を結ぶ線分となる。

ケース 4 では、自国が相互主義を採っているか否かで、効率的な交渉で得られる交渉解が異なる。

相互主義が採られていない場合、効率的な交渉解は、契約曲線と I_{FS} とが交わる点(図 3-11 の A)となる。

自国で相互主義を採る場合には、契約曲線と直線 NL との交点が効率的な交渉解(図 3-11 の B)となる。

A の場合も、B の場合も、自国政府・外国政府が共に互いの「提案ルールオプション」にある各々の国の情報通信サービス提供者のコスト減にならないルールに部分的にコミットすることになる。

ただ、ここで問題なのは、そのルールが果たしてそのような「部分的」なコミットが可能なものなのかどうかである。意味をなすようにルール的一部分のみを抜き出してコミットメントすることができなければ、A 点や B 点で合意するような効率的な交渉を行うことはできない。結局、合意は、例えば、 $(\beta q, ap^*)$ において行うこともあり得ることになる。これは、自国・外国がどちらかの国内の現在のサービス提供者のサービス提供コストを低下させないルールを除いてコミットすることを意味する。

上記の何れにおいて合意が成立するにしても、その合意においては、R は FTA に盛り込まれて当事者間の通商ルールとして成立することになるが、P, Q についてはその一部がルールとして成立しない。外国で貿易障壁が撤廃され、自国市場については、外国側が貿易障壁と見るものの一部が撤廃され、外国市場でも、自国側が貿易障壁と見るものの一部が撤廃される。

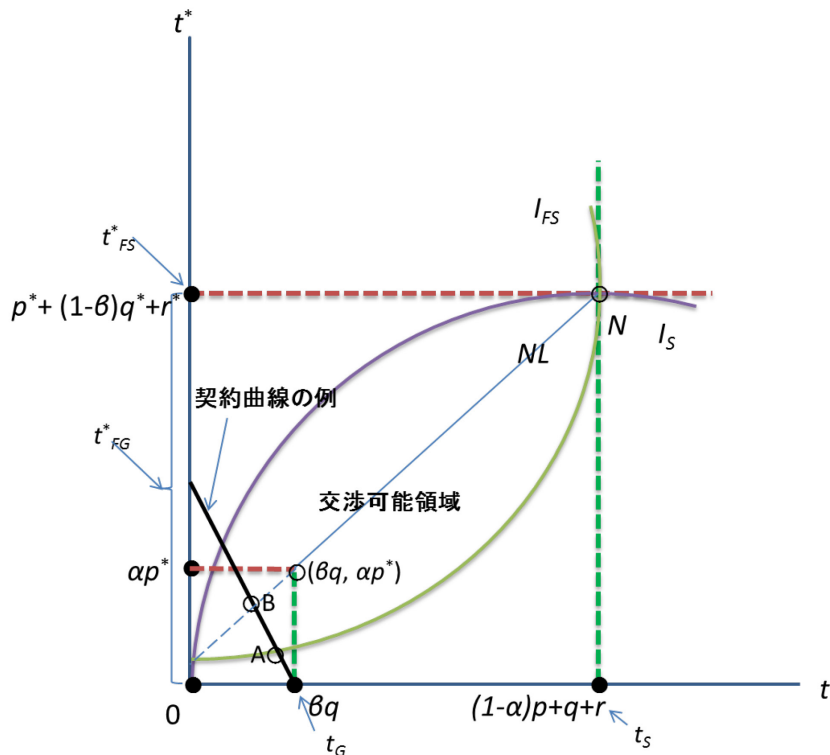


図 3-13 ケース 4

「法的競争」を進める日本政府、米国政府の見地からすれば、P 及び R の全部か、一部を交渉相手国市場のルールについて通商協定でコミットメントしてもらうこと、あるいは、それができない場合でも、せめて、GATS における「モデル参照文書」のように、国際的なスタンダードを目指すレベルとして P 及び R のルールを提示することが交渉の目的となっていくだろう。

その目的に照らせば、 $\alpha=0$ であれば、ケース 1 か 3 で P 及び R の相手国市場での全面採用が期待できる。これは、相手国にとっても P の採用が貿易障壁撤廃として意味があるからだということになる。

ケース 2 及び 4 ($\alpha>0$) では、P の一部は FTA に採用されない。このうちケース 2 では、相手国にとってその FTA への採用が貿易障壁撤廃として意味があるものに相当する分 ($(1-\alpha)p^*$) のみが相手国市場で採用される。ケース 4 ($\alpha p^*>0, \beta q^*>0$) では、それに加えて更に P のルールが採用される余地が出てくる。

第四章 日本の EPA 交渉のゲーム

それでは、第三章で述べた前提の下で、日本の情報通信ルールに関する FTA 交渉において、どのようなゲーム展開が行われていたとして説明が可能かを検証してみよう。

各交渉について、次のように分析を行う。

第一に、交渉の経過をトレースする。

第二に、交渉当事国の「提案ルールオプション」を特定し、それが交渉の結果において採用されたか否かを確認する。

第三に、上記のモデルを当て嵌めた場合、その交渉がどのケースに相当することになるのか、そして、交渉結果がどのようなゲームの帰結として説明できるかを検証する。

そして、各交渉についての上記の検証結果を受けて、最後に、各交渉を通じてどういった行動原理で交渉が行われていると説明ができるのか、その結果、日本による個別的 FTA 交渉が広域的ルール共有にどのような影響を与えているといえるかを検討する。

4. 1. 日星 EPA 交渉

4. 1. 1. 日星交渉の経過

日本最初の個別的 FTA 交渉であった日星 EPA 交渉の経過の概略は、次のとおりであった。

つまり、平成 11 年(1999)12 月 8 日に小渕総理とゴー・シンガポール首相との首脳会談で FTA の検討開始で一致したのを受けて、産学官からなる共同検討会合が同年 9 月に報告書を取りまとめた¹⁸⁸。日星両政府では、この共同検討会報告書を受けて、平成 12 年(2000)10 月 22 日、森総理及びゴー首相が本協定に向けた交渉を開始することで合意¹⁸⁹、交渉は同 13 年(2001)1 月に開始された。

サービス交渉では、シンガポール側が冒頭から積極的な提案を行ってきたという。

シンガポールでは、日本との EPA の前に既にニュージーランドとの間で FTA の締約実績を持っていた¹⁹⁰。そのため、日本では、シンガポール側からのサービ

¹⁸⁸ 日本・シンガポール共同検討会(2000)

¹⁸⁹ 「日本・シンガポール新時代経済連携協定 平成 14 年 1 月」

(<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/13kyoutei.html> [last visited December 12, 2016])

¹⁹⁰ Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership (ANZSCEP) (January 1, 2001)

分野での提案は、概ねシンガポール・ニュージーランド FTA のラインあたりを予想していたが、最初のリクエスト・オファー交換では、日本側の想定を大きく上回る提案がシンガポール側からなされたという¹⁹¹。日本側のリアクションについて、当時の外務省の日星 EPA サービス貿易交渉の担当者は、次のように述懐している¹⁹²。

「本協定締結交渉全体の力学としては、・・・まず物品貿易分野では、シンガポール側の『100%即時関税撤廃』に対して、日本側はセンシティブ品目を一括除外にしないための交渉が必要となっていた¹⁹³。他方、投資分野では、双方高いレベルの規律・自由化を競い合う交渉となっていた。このため、サービス貿易分野で日本側のオファーが大きく劣ることになれば、その影響は物品貿易分野の交渉に及びかねなかった。・・・シンガポール側は、物品貿易分野だけでなく、サービス貿易分野でも優位に立つことを目指していたようだ。」

そこで、日本側では、「シンガポール側の『オファー攻勢』に対抗するため、サービス貿易ではこれまで未経験のレベルの自由化約束を打ち出すべく、大急ぎで国内調整を進めていった」¹⁹⁴という。そして、このような交渉過程を経て、「サービス貿易においては、・・・自由化約束の点では極めて高いレベルの合意に達した」のであり、「電気通信サービス附属書では、競争条件や相互接続について GATS プラスの内容がかなり盛り込まれた」のだという。日本政府では、より具体的には、「シンガポールが GATS において参照文書上で約束している以上の電気通信分野に関する規律（コロケーション、認可された相互接続約款による相互接続等）につき附属書を作成」したことを交渉の成果として挙げており¹⁹⁵、シンガポールがこれまで国際協定でコミットメントをしたことがなかった相互接続ルールの盛り込みがなされたことに日星 EPA の積極的な意義を見いだしていることが分かる。

日星 EPA で顕著なのは、附属書 IVB に整備された電気通信ルールにおける WTO プラス規定の充実であるが、これは、ルールの設定について既に触れた国内産業界の支持がある上に、サービス分野で積極的な提案を行ってくるシンガポールへの交渉上の対抗の必要もあり、日本政府としても積極的なルール盛り込みを進めたと見られる。

そして、両国は、平成 13 年(2001)10 月 23 日に大筋合意、同 14 年(2002) 1 月

¹⁹¹ 芦原(2007), 53-54

¹⁹² 同上, 54

¹⁹³ 同上, 52 では、WTO 整合性確保のためには、一括除外ではなく、特別例外扱いや自由化移行期間の延長等による対処が必要だった旨の説明がなされている。

¹⁹⁴ 同上, 54

¹⁹⁵ 経済産業省通商政策局編(2016), 702

13 日には小泉純一郎総理とゴーク首相の両国首脳がシンガポールで日星経済連携協定(EPA)に署名、同年 11 月 30 日にこれが発効した¹⁹⁶。

4. 1. 2. 日星 EPA 交渉当事国の「提案ルールオプション」

日本、シンガポールの両国とも、GATS では「モデル参照文書」のルールに各々の約束表でほぼ全面的にコミットしている。日星 EPA 交渉は、日本にとってもシンガポールにとっても、GATS の「モデル参照文書」のレベルを超えて、情報通信関係 WTO プラスを初めて通商協定に盛り込む交渉となった。

したがって、どちらの国についても過去の FTA 締結実績によりその WTO プラスの「提案ルールオプション」を見ることはできない。表 4-1 は、シンガポールが日星 EPA より前に締結し発効させた FTA の項目を整理したものだが、当時のシンガポールの唯一の FTA 実績であったシンガポール・ニュージーランド FTA(2001)には情報通信ルールの盛り込みがなかったため、シンガポールにとって、日星 EPA の情報通信関係 WTO プラスが全て新規のルールであったことがこの表では示される結果となっている。

表 4-1 シンガポールの締結した通商条約 (2001 年まで) の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS (モデル参照文書にフルコミットした場合)	GATS のシンガポールのコミットメント	A	日星 EPA
電気通信ルール					
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール					
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5	附 5		
公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む。)					附 IV1
・主要なサービス提供者のルール					
競争条件セーフガード		約参 1	約参 1		附 II
相互接続		約参 2	約参 2		附 IV 2,4-7V
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参 2.2	約参 2.2		附 IV2
◇ 差別的でない条件及び料金		約参 2.2	約参 2.2		附 IV2
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参 2.2	約参 2.2		附 IV2
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参 2.2	約参 2.2		附 IV2
◇ 加入者回線の細分化					附 IV2
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参 2.2	約参 2.2		附 IV2
◇ 接続約款による相互接続					附 IV4
◇ 接続約款の認可制					附 IV4
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参 2.3	約参 2.3		附 IV6
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約参 2.4	約参 2.4		附 IV7
◇ 相互接続の紛争解決		約参 2.5	約参 2.5		附 V
◇ コロケーション等					附 IV3
・政府規制に関するルール					
独立の規制機関		約参 5	約参 5		附 VII
ユニバーサルサービス		約参 3	約参 3		附 VI
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参 4	約参 4		附 III

¹⁹⁶ 芦原(2007), 55-64

希少な資源の分配及び利用	約参 6	約参 6		附Ⅷ
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4	附 4		
国際標準の促進	附 7	附 7		
協力	附 6	附 6		112, 113
電子商取引ルール				
情報交換、協力				112, 113

A) Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership (ANZSCEP) (January 1, 2001)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書、日星 EPA の「附」は附属書IVB

(各協定から筆者作成。)

4. 1. 3. 日星 EPA 交渉における情報通信ルールの採否

表 4-1 にも見えるように、日星 EPA に盛り込まれた情報通信ルール規定は 21 項目にのぼった。

これより前の GATS の情報通信ルールでは、締約各国がコミットメントするルールは各国が個別にその「約束表」に記述する範囲内ということになっていた。したがって、締約各国がコミットメントする内容は、相互に異なる場合も多い。これに対して、日星 EPA では、諸ルールは、本則と一体的に編成された附属書 IV B の中で共通に規定された（日星 EPA 本則第 58 条第 4 項において、「附属書 IV A 及び IV B は、それぞれ金融サービス及び電気通信サービスの提供に影響を及ぼす措置に関し、この章の補足規定を定める。」と規定されている。）から、コミットメントする内容は両国で原則として共通となった。

この 21 項目の内から、表 1-1 の項目に即して WTO プラスを取り出し、日星各々の「提案ルールオプション」と共に整理すると、表 4-2 のとおりとなる（既述のとおり、実際には、両国とも当時は「提案ルールオプション」がなかったので、表 4-2 では、全て「-」で表示されている。）。ここに見えるとおり、日星 EPA では、WTO プラスの規定が 5 項目盛り込まれた。その 5 項目は、[1]公衆電気通信事業者（日星 EPA の規定上は、「設備ベースの事業者」）の相互接続義務；主要なサービス提供者の[8]加入者回線の細分化（アンバンドル）、[9]接続約款による相互接続、[10]接続約款の認可制、[14]コロケーション（日星 EPA の規定上は、「接続に必要な機器の設置」）の確保の各規定であった。

これらは、何れも、日本の「提案ルールオプション」にもシンガポールの「提案ルールオプション」にも含まれない「新規提案ルール」であった。

これらは、2. 6. 4. で見たように、何れも、この後、日本が個別的 EPA 交渉を通じて、国際的なスタンダードセッティングを目指してきたルールである。また、その具体的な内容を見ると、「相互接続」について、GATS における義務に更に上乗せした具体的な義務付けを要求するものであることが分かる。

表 4-2 日星 EPA 交渉における交渉参加国の提案ルールオプション
 情報通信関係 WTO プラス（規制的規定のみ）の項目比較

項目	提案ルールオプション・通商条約		
	日本の提案ルールオプション	シンガポールの提案ルールオプション	日星 EPA
電気通信ルール			
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。）	—	—	○
[2] 番号ポータビリティ	—	—	×
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	—	—	×
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	—	—	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	—	—	×
[6] 再販売	—	—	×
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	—	—	×
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	—	—	○
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	—	—	○
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	—	—	○
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	—	—	×
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング	—	—	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	—	—	×
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	—	—	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	—	—	×
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	—	—	×
[17] アクセス拒否の理由説明	—	—	×
[18] 規制機関による執行	—	—	×
[19] 紛争解決	—	—	×
[20] 技術中立性	—	—	×
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制	—	—	×
[22] 規制執行の差し控え	—	—	×
[23] 産業参加	—	—	×
電子商取引ルール			
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	—	—	×
[25] 電子商取引関係法等の透明性	—	—	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	—	—	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	—	—	×
[28] 電子認証の合法性	—	—	×
[29] オンライン消費者保護	—	—	×
[30] 個人情報保護	—	—	×
[31] 貿易文書の電子化	—	—	×
[32] オープンインターネット	—	—	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	—	—	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	—	—	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	—	—	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	—	—	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	—	—	×
[38] サイバーセキュリティ協力	—	—	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	—	—	×
ネット知的財産保護ルール			
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	—	—	×
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	—	—	×

(各協定から筆者作成。)

これら 5 項目は、上述のとおり、過去の通商協定実績から見た日星各々の「提案ルールオプション」には含まれていなかったのだが、それでは、これらは、どこから出てきたのだろうか。

これら規律的 WTO プラス 5 項目に相当する国内ルールは、日星各々で協定交渉の直前に整備されていたものであることが分かる。

日本では、[1][9][10]に相当する国内ルールが平成 9 年(1997)の電気通信事業法改正¹⁹⁷で新設された第 38 条の 2 (現第 33 条) で実現している。また、[8][14]については、同法同条の規定を受けた平成 12 年(2000)9 月 12 日の郵政省令改正によって法制化された¹⁹⁸。

他方のシンガポールでも、[1][8][9][10][14]について、2000 年 9 月 15 日に情報通信開発庁(IDA (Info-communications Development Authority of Singapore))¹⁹⁹が電気通信サービス提供における競争のための行為規程²⁰⁰を制定し、法制化している²⁰¹。[8][9]を実際に運用するための主要サービス提供者シンガポールテレコム²⁰²の接続約款²⁰²は、2001 年 1 月に IDA によって認可された²⁰³。

このように、日星 EPA の WTO プラス 5 項目は、公式協議が開始される直前までに両国各々で整備された国内ルールを投影した内容になっている。

また、2. 5. 1. でも見たとおり、日星 EPA 交渉に先立って両国の産学官からなる共同検討会合では、「情報通信分野における競争の効率的および効果的管理を確保すること」が両国の協力の焦点になり得るとして強調され²⁰⁴、情報通信分野の競争の実効性を確保することが日星 EPA の役割として両国から期待されていたことが分かる。

したがって、こういった点から見れば、これら WTO プラス 5 項目は、日星各々で過去の FTA 盛り込み実績こそ無かったものの、国内ルールとの一貫性を持つルールであり、どちらの国にとっても相手国からコミットメントを得る意義があったものと見ていいだろう。

¹⁹⁷ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年法律 6 月 20 日第 97 号)

¹⁹⁸ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 12 年 9 月 12 日郵政省令第 53 号)、指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成 12 年 9 月 12 日郵政省令第 54 号)

¹⁹⁹ 2016 年 10 月 1 日からは、情報通信メディア開発庁(IMDA (Info-communications Media Development Authority of Singapore))。

²⁰⁰ Code of Practice for Competition in the Provision of Telecommunication Services

²⁰¹ International Telecommunication Union (2001), 24-34

²⁰² Reference Interconnection Offer (RIO)

²⁰³ Info-communications Development Authority of Singapore (iDA), Full Competition in Singapore's Telecommunications Sector (<https://www.imda.gov.sg/regulations-licensing-and-consultations/frameworks-and-policies/competition-management/full-competition-in-singapores-telecommunication-sector> [last visited on December 12, 2016])

²⁰⁴ 日本・シンガポール共同検討会(2000), 34

これら項目の日星 EPA への盛り込みについて、日本政府関係者では、「電気通信サービス附属書では、競争条件や相互接続について WTO プラスの内容がかなり盛り込まれた」²⁰⁵、あるいは、「シンガポールが GATS において参照文書上で約束している以上の電気通信分野に関する規律（コロケーション、認可された相互接続約款による相互接続等）につき附属書を作成」²⁰⁶したことを成果として評価している。シンガポールは「モデル参照文書」レベルのルールには GATS で既にフルコミットメントしているの、日本では、「モデル参照文書」のレベルを超えたルールである上記 5 項目にシンガポールが EPA ルールとすることに同意したことを交渉の成果と見ていたのである。

ここで得られた 5 項目は、まさに、両国の共同検討報告書で唱った「日本とシンガポール・・・共同の枠組み」の一環となる。したがって、これは、同じ共同検討報告書で言うところの「アジア太平洋諸国・・・に必要な規則や政策の枠組み」に向けたものとして期待されたであろう。

如上の経過から、日本がシンガポールと共に、各々の国内で整備されたばかりのルールが投影された [1][8][9][10][14] の WTO プラスを他国に先駆けて FTA(EPA)に盛り込み、この分野でのアジア諸国の範となろうという共同検討会議報告書の提言に呼応したことは、当時の日本政府のルールのスタンダード化を志向する動きの端緒であったものと見られる。

4. 1. 4. モデルによる説明

日本、シンガポールとも、EPA に新たに盛り込む情報通信ルール、つまり、相手国市場について相手国がコミットメントすることが自国にとっての利得となるルール（相手国の市場から撤廃すべき貿易障壁）として想定できたのは、上述した WTO プラスの [1][8][9][10][14] 5 項目だった。これ以外に EPA に盛り込まれたルールは、各々が既に GATS でコミットメント済みのルール（したがって、EPA であらためてコミットメントをしなくても互いに既に相手国に対してコミット済みのルール）であった。これは、互いに、自国の情報通信サービスの展開コストを低下させるものとして互いの市場に求めるルールが何であるかについて同じ考え方を持っていたことになる。

これを、先に設定したモデルの考え方に即して見てみよう。

日本・シンガポールとも、この当時までに情報通信ルールに関する FTA 交渉経験が無い、両国とも「提案ルールオプション」は交渉当時にはなかったことになる。しかしながら、上述の 5 項目の「新規提案ルール」は、日本でもシン

²⁰⁵ 芦原(2007), 58

²⁰⁶ 経済産業省通商政策局編(2016), 702

ガポールでも交渉の直前に国内ルールとして整備されたものと一貫するものであり、また、両国の産学官による共同検討会報告書の方向に即したものであった。更に、日本政府では、4. 1. 1. で触れたように、「コロケーション、認可された相互接続約款による相互接続等」のルール作成を交渉の成果として挙げている²⁰⁷。日本においてこれらルールについて積極的であったことは間違いなし、シンガポールでもこれらについて積極的であった可能性があるので、ここでは、これらが「R」であったとして見ておくこととする。

$r > 0, r^* > 0$ が成立していたのだから、モデル上、協定合意の十分条件が成立していたと見ることができる。

また、これ以外に日本、シンガポール双方で WTO プラスの「提案ルールオプション」が無かったのであるから、P, Q が存在せず、 $p = p^* = 0, q = q^* = 0$ ということになる。これは、 $\alpha p^* = \beta q = 0$ であることを意味するから、モデル上想定されるゲーム展開は、ケース 1 になるはずだということになる。

これを図示すると、図 4-1 のようになる。

交渉前の状態が、 $N(r, r^*)$ であり、日本政府、シンガポール政府の理想点は、共に、 $(0, 0)$ であったと考えられる。

交渉解も、したがって、 $(0, 0)$ となる。

実際の交渉成果では、EPA に盛り込まれた情報通信ルールは、GATS と共通のルールを除くと、上記 5 項目の WTO プラスだった。WTO プラスとしては R がそのまま EPA の成果となったことになる。

日星 EPA におけるルールの採否は、表 4-3 に整理したとおりとなる。日本とシンガポールが各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 4-3 の網掛けがなされていない部分ということになる。

日星 EPA 交渉は、ケース 1 に該当する図式の中で合意が成立し、交渉解となる $(0, 0)$ で、R の全てが EPA 上のルールとして成立したと解することができる。

日本は、この後の EPA/FTA 交渉による「法的競争」でまさにこの 5 項目のルールの拡大を進めようとする。シンガポールとの間でこれら 5 項目の EPA 盛り込みに到ったのは、ここに表れている、主要なサービス提供者のネットワーク機能を非設備ベースのサービス提供者にも開放し、設備ベース、非設備ベース両方のサービス提供者による市場競争を促進するという考え方で日本とシンガポールの双方が既に国内ルールの整備を進めていたのが作用した結果だと見ていただろう。つまり、国内市場における競争ルールの考え方で二国間が一致していたのが、日本がこの後各国にも働きかけていくルールがシンガポールとの間で EPA に採用された要因だった。

²⁰⁷ 経済産業省通商政策局編(2016), 702

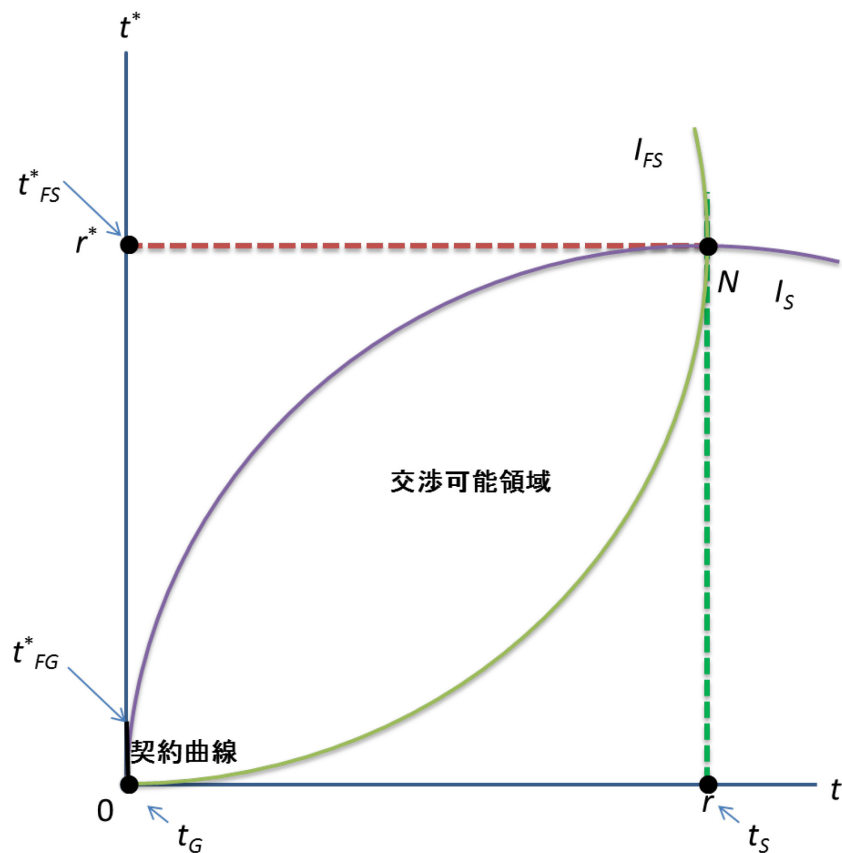


図 4-1 日星 EPA 交渉のゲーム (ケース 1)

表 4-3 日星 EPA 交渉の交渉解におけるルール採否

日本の交渉相手国	採用された日本の独自提案ルールオプション	採用されなかった日本の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p$	ap	$(1-\beta)q$	βq	r
	$(1-\alpha)p^*$	ap^*	$(1-\beta)q^*$	βq^*	r^*
シンガポール	\emptyset	\emptyset	\emptyset	\emptyset	[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む) [8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保

(各協定から筆者作成。)

4. 2. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉

4. 2. 1. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉の経過

次に、シンガポールに次いで日本が情報通信ルールを盛り込んだ EPA を締結していった ASEAN 加盟 6 国（マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム）との交渉について見てみよう。

まず、交渉の経過をトレースする。

4. 2. 1. 1. 交渉の開始

日星 EPA への署名の翌日である平成 14 年(2002)1 月 14 日、シンガポールに滞在中の小泉総理は、「東アジアの中の日本と ASEAN—率直なパートナーシップを求めて—」と題する政策演説を行った。そこでは、次のように、日本と ASEAN との包括的経済連携を模索する「日・ASEAN 包括的経済連携構想」が提案された²⁰⁸。

「・・・『日・ASEAN 包括的経済連携構想』を提案します。私達はもちろん、WTO 新ラウンドでの協力を進めます。同時に、貿易、投資のみならず、科学技術、人材養成、観光なども含め幅広い分野での経済連携を強化しなければなりません。昨日署名されたシンガポールとの経済連携協定はそのような経済連携の一例です。今後、具体的提案をまとめ、日・ASEAN 首脳会議で合意することを目指します。」²⁰⁹

これを受けて、同年 4 月 12 日、ミャンマーのヤンゴンで開催された第 18 回日・ASEAN フォーラム（外務次官級）において、この「日・ASEAN 包括的経済連携構想」の基本的な考え方を日本側から説明し、「日本と ASEAN 全体との間で連携可能な具体的分野や連携の枠組みなどについて検討を行う一方で、日本は、同構想の基本的考え方に従って ASEAN 内の用意のあるいずれの国とも、日・シンガポール経済連携協定を基礎又は参考としつつ、FTA の要素を含め、・・・幅広い分野を含む二国間での包括的な経済連携強化に取り組む」と述べ、その結果、「最終的には日本のイニシアティブを歓迎し、共に取り組んでいくことで意見が一致」したという²¹⁰。つまり、日本政府は、ここに、ASEAN 全体との FTA、

²⁰⁸ 外務省「日・ASEAN 包括的経済連携構想」(平成 15 年 4 月)

²⁰⁹ 外務省「小泉総理大臣の ASEAN 諸国訪問における政策演説『東アジアの中の日本と ASEAN—率直なパートナーシップを求めて—』」(平成 14 年 1 月 14 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/14/ekoi_0114.html [last visited on December 12, 2016])

²¹⁰ 外務省「日・ASEAN 包括的経済連携構想」(平成 15 年 4 月)

そして、ASEAN 加盟各国の個別との二国間の FTA の締結を進め、その中で日星 EPA を「基礎又は参考」とすることをその基本方針として示したのであった。

これに続き、日本では、この考え方をベースに、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ASEAN 全体、ブルネイ、ベトナムとの間で相次いで FTA 交渉に向けた合意形成を進めていった。

即ち、まず、タイとの間では、この同じ平成 14 年(2002)4 月 12 日に中国の海南島で小泉総理とタクシン・チナワット首相との日・タイ首脳会談が持たれ、「日・ASEAN 包括的経済連携構想の一環として、日・タイの経済連携についても検討していくことで一致」した。ここでもあらためて「日・シンガポール経済連携協定を基礎として検討を進めること等を確認し」とされ、作業部会の設置について合意された。そして、5 月 10 日にはバンコクで日・タイ経済連携第 1 回予備協議が開催され、9 月 19、20 日にはバンコクにおいて日・タイ経済連携第 1 回作業部会が開催された²¹¹。

次いで、フィリピンとの間で、平成 14 年(2002)5 月 21 日に東京で小泉総理とフィリピンのグロリア・マカパガル＝アロヨ大統領との間の日・フィリピン首脳会談が持たれ、アロヨ大統領から、「日・ASEAN 包括的経済連携構想」の一環として、日・フィリピン間の経済連携協定締結に向けて作業部会を設置することにつき提案があった。これに対して、小泉総理は、協定締結を視野に入れつつ関係強化に取り組みたい旨回答した。これを受け、同年 8 月 14 日に東京で日・フィリピン予備協議が開かれて作業部会の立ち上げが決定され、そして、同年 10 月 18、19 日に、マニラで日・フィリピン経済連携第 1 回作業部会が開催されるに至った²¹²。

この次に動きがあったのは、マレーシアとの間であった。平成 14 年(2002)の 12 月 12 日、小泉総理とマハティール・ビン・モハマッド首相との間で、東京において、日・マレーシア首脳会談が持たれた。そして、その中で、マハティール首相から、政府部内で経済連携の基礎となる文書を準備している旨述べられたのに対して、小泉総理より、マレーシアは ASEAN の中核であり、十分連携を取りつつ協議を進めたい旨述べた。この後、翌平成 15 年(2003)2 月 16 日の東京での平沼赳夫経済産業大臣とラフィダ国際貿易産業大臣との会談を経て、同年 5 月 8、9 日に東京で日・マレーシア経済連携協議第 1 回作業部会が開催されるに至る

²¹¹ 外務省「日・タイ経済連携協定（交渉開始までの経緯）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/j_thai.html [last visited on December 12, 2016])

²¹² 外務省「日・フィリピン経済連携協定（交渉開始までの経緯）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/j_phil.html [last visited on December 12, 2016])

っている²¹³。

四番目に具体的な動きが始まったのはインドネシアとの間であった。平成 15 年(2003)6 月 24 日、東京での日・インドネシア首脳会談で、メガワティ・スカルノプトゥリ大統領と小泉総理との間で、両国政府が二国間の経済連携協定の可能性を予備的に模索することが決定された²¹⁴。そして、同年 9 月 8 日に東京で日・インドネシア経済連携第 1 回予備協議が行われた²¹⁵。ただ、経済連携協定交渉自体が開始されるのはその翌々年に入ってからであった。平成 17 年(2005)6 月 2 日、日・インドネシア首脳会談（於：東京）において、インドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領と小泉総理との間で「日・インドネシア経済連携協定交渉の開始に関する共同発表」が発出され、二国間の経済連携協定の交渉立ち上げに合意²¹⁶、同年 7 月 14 日、15 日にジャカルタにおいて、日インドネシア経済連携協定第 1 回交渉が開催された²¹⁷。

五番目は、ASEAN 全体との交渉の開始であった。平成 17 年(2005)4 月 13 日から 15 日にかけて、東京の外務省内において日 ASEAN 包括的経済連携（CEP (Comprehensive Economic Partnership)）協定交渉第 1 回会合が開催された²¹⁸。

六番目はブルネイとで、同国との間では、上記の日 ASEAN CEP 協定交渉の一環として、平成 17 年(2005)4 月 13 日に日ブルネイ二国間でも協議を実施していたが、ブルネイ側からの要望を受け、同年 12 月の東アジア首脳会議の際の日ブルネイ首脳会談において、日 ASEAN CEP 協定とは別に、日ブルネイ二国間の EPA 交渉立ち上げに向けた準備協議を早期に開始することで一致した。そして、翌平成 18 年(2006)2 月 20、21 日に、東京で日ブルネイ二国間の準備協議の第 1 回会合が開催された²¹⁹。同年 5 月 23 日、アジア協力対話（ACD (Asia Cooperation

²¹³ 外務省「日・マレーシア経済連携協定（交渉開始までの経緯）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/j_malay.html [last visited on December 12, 2016])

²¹⁴ 外務省「インドネシア共和国大統領メガワティ・スカルノプトゥリ閣下および夫君の訪日について」（平成 15 年 5 月 30 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_03/0306.html#2 [last visited on December 12, 2016])

²¹⁵ 外務省「日・インドネシア経済連携に関する予備協議」（2003 年 9 月 8 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/yobi1.html [last visited on December 12, 2016])

²¹⁶ 外務省「マンスリー・レポート：インドネシア・2005 年 6 月」（2005 年 6 月 30 日）、外務省「日インドネシア経済連携協定の交渉開始に関する共同発表（仮訳）」（平成 17 年 6 月 2 日）

²¹⁷ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「日インドネシア経済連携協定第 1 回交渉（概要）」（2005 年 7 月 15 日）

²¹⁸ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「日 ASEAN 包括的経済連携協定交渉（第 1 回会合：概要）」（平成 17 年 4 月 18 日）

²¹⁹ 外務省「日・ブルネイ経済連携協定（交渉開始までの経緯）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/j_brunei.html [last visited on December 12, 2016])

Dialogue)) 外相会合 (於：ドーハ) の際の日ブルネイ外相会談で EPA の正式交渉立ち上げが決定され²²⁰、同年 6 月 26 日から 30 日には、東京において、日・ブルネイ経済連携協定 (JBEPA (Japan – Brunei Economic Partnership Agreement)) 交渉第 1 回会合が開催された²²¹。

そして、第七番目にベトナムとの交渉が行われた。平成 17 年(2005)12 月 12 日、東アジア首脳会議に出席する等のためマレーシアのクアラルンプールを訪れていた小泉総理は、ファン・ヴァン・カイ・ベトナム首相との間で日越首脳会談を行った。そこで、両国首脳間で二国間の経済連携交渉の開始に向け、共同検討会合を開始することで合意、検討作業をできるだけ速やかに終え、早期に正式交渉に移行することで一致した²²²。平成 18 年(2006)2 月、ハノイで第 1 回共同検討会が開催され²²³、同年 10 月 18 日から 22 日まで日本を訪問したグエン・タン・ズン首相が安倍晋三総理との間で日越首脳会談を行い、日越共同声明への署名が行われた。この日越共同声明において、「双方は、最近の緊密な二国間経済関係を歓迎しつつ、共同検討会の報告を踏まえて、日越経済連携協定 (JVEPA) の正式交渉を立ち上げ、2007 年 1 月に第 1 回会合を開催することを決定した。」²²⁴ この第 1 回会合は、平成 19 年(2007)1 月 16 日から 18 日にかけて、東京の三田共同会議所で開催された²²⁵。

タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ASEAN 全体、ブルネイ、ベトナムとの日本の交渉の開始は如上のとおりだったが、交渉の進捗は各々異なっていた。実質的な交渉期間をいつからいつまでであると断定するのは難しいが、概ね、予備的ないし準備的な協議の開始から「大筋合意」までの間に実質的な交渉はなされていると考えていいだろう。そうすると、フィリピン、マレーシア、タイの順に実質的な交渉は終了し、この 3 交渉はその期間も重なっていたと見られる。インドネシアとの交渉は、上記 3 交渉とは期間も重なっているが、大筋合意は 3 交渉からは遅れ、それで続く日ブルネイ交渉と実質的な交渉期間

²²⁰ 同上。

²²¹ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「日・ブルネイ経済連携協定 (JBEPA) 交渉第 1 回会合 (概要)」(平成 18 年 6 月 30 日)

²²² 外務省「日本・ベトナム首脳会談 (概要)」(平成 17 年 12 月 14 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean05/jv_gaiyo.html [last visited on December 12, 2016])

²²³ 外務省「日・ベトナム経済連携協定 (交渉開始までの経緯)」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/j_vietnam.html [last visited on December 12, 2016])

²²⁴ 日本ベトナム共同声明「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて」(2006 年 10 月 19 日)。(Japan – Vietnam Economic Partnership Agreement)

²²⁵ 外務省「日・ベトナム経済連携協定第 1 回会合 (概要)」(2007 年 1 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/j_vietnam_1g.html [last visited on December 12, 2016])

も重なっている。日本とベトナムとの交渉は、日本の他の 5 国との交渉が全て大筋合意に到った後で開始されたので、実質的な交渉期間は、他の 5 交渉と重なっていない。(表 4-4)

表 4-4 日本と ASEAN6 国との交渉の経過

タイ	○2002.5.10(予備協議)・・・○9.19(作業部会)-----○2005.9.1(大筋合意)-----○2007.4.3(署名)
フィリピン	○2002.8.14(予備協議)・・・○10.18(作業部会)---○2004.11.27(大筋合意)-----○2006.9.9(署名)
マレーシア	○2003.5.8(作業部会)---○2005.5.25(大筋合意)-○12.13(署名)
インドネシア	○2003.9.8(予備協議)・・・○2005.7.14-----○2006.11.28(大筋合意)-----○2007.8.20(署名)
ブルネイ	○2006.2.20(準備協議)・・・○6.26-○12.21(大筋合意)-○2007.6.18(署名)
ベトナム	○2007.1.16-----○2008.9.29(大筋合意)-○12.25(署名)

(各交渉経過についての日本政府発表から筆者作成。)

4. 2. 1. 2. 協定の署名・発効

日本の小泉内閣では、第二章でも触れたとおり、ASEAN 諸国等との EPA 交渉が進展する中、平成 16 年(2004)12 月 21 日、経済連携促進関係閣僚会議において、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」を決定し、「交渉相手国・地域の決定に関する基準」を定め、交渉相手国・地域の決定にあたっては、「東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか」を基準の一つとすることを明確化した。

ASEAN やその加盟 6 か国との日本の取組の中で、署名が最も早かったのは、マレーシアとの間の交渉であった。

小泉総理とアブドゥラ・アフマッド・バダウィ・マレーシア首相は、平成 17 年(2005)5 月 25 日に会談を行い、EPA の主要点について大筋合意に達したことを確認した²²⁶。

この時点までに、日本は、通信分野の自由化のためのオファーを行っていることを明らかにしているが、マレーシアからは同分野のオファーはこの時点までになされていなかったようである²²⁷。両国は、「主要分野の自由化を含む約束を更に継続的に改善していくための見直しの仕組みを構築する」とした²²⁸。

同年 12 月 13 日、小泉総理とバダウィ首相は、クアラルンプールで首脳会談を行い、EPA への署名を行った²²⁹。同協定は平成 18 年(2006)7 月に発効、日本が情報通信ルールを盛り込んだものとしては、シンガポールとの EPA に次いで 2 番目の EPA となった。マレーシアは、日本との EPA の締結までに、サービス貿

²²⁶ 外務省「共同プレス発表 日マレーシア経済連携協定」(2005 年 5 月 25 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/press_0505.html [last visited on December 12, 2016])

²²⁷ 「共同プレス発表 日マレーシア経済連携協定 サービス貿易」、同上別添 3

²²⁸ 「共同プレス発表 日マレーシア経済連携協定」(2005 年 5 月 25 日)

²²⁹ 「(仮訳) 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の署名に当たっての共同声明」(2005 年 12 月 13 日)

易に関する FTA の締結実績がそもそもなかったもので、同国にとっては、これが初めてのサービス貿易に関する FTA となった。

マレーシアに次いで、日本では、フィリピンとの間で、平成 16 年(2004)11 月 29 日に EPA につき大筋合意に到ったことが確認され²³⁰、同 18 年(2006)9 月 9 日に協定に署名が行われ²³¹、これを同 20 年(2008)12 月に発効させた。

更に、タイとの EPA について、平成 17 年(2005)9 月 1 日に大筋合意し²³²、同 19 年(2007)4 月 3 日に協定に署名²³³、同年 11 月にこれを発効させた。

そして、ブルネイとの EPA については、平成 18 年(2006)12 月 21 日に大筋合意が発表され²³⁴、同 19 年(2007)6 月 18 日に協定に署名が行われた²³⁵。インドネシアとの EPA については、同 18 年(2006)11 月 28 日に大筋合意に到ったことが発表され²³⁶、同 19 年(2007)8 月 20 日に協定への署名が行われた²³⁷。これら両協定は、同 20 年(2008)7 月に発効した。

平成 19 年(2007)11 月 21 日に妥結した ASEAN との EPA は、サービス貿易については今後の交渉に委ねるものとするもので²³⁸、その交渉は現在も続行中である。

また、ベトナムとの間では、平成 20 年(2008)9 月 29 日に EPA について大筋合意に到ったことが確認されたと発表され²³⁹、同年 12 月 25 日に協定に署名が行われ²⁴⁰、これを同 21 年(2009)10 月に発効させた。

これら、ASEAN 各国との EPA では、いずれにおいても情報通信ルール規定が

²³⁰ 外務省「共同プレス発表 日本・フィリピン経済連携協定」(2004 年 11 月 29 日)

²³¹ 外務省「(仮訳) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の署名に当たっての共同声明」(2006 年 9 月 9 日)

²³² 外務省「共同プレス発表 日タイ経済連携協定 (仮訳)」(平成 17 年 9 月 1 日)

²³³ 外務省「(仮訳) 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の署名に当たっての共同声明」(平成 19 年 4 月 3 日)

²³⁴ 外務省「日ブルネイ経済連携協定交渉 大筋合意の発表」(平成 18 年 12 月 21 日)

²³⁵ 外務省「(仮訳) 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の署名に当たっての共同声明」(2007 年 6 月 18 日)

²³⁶ 外務省「共同プレス発表 日インドネシア経済連携協定 (仮訳)」(平成 18 年 11 月 28 日)

²³⁷ 「(仮訳) 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の署名に当たっての共同声明」(2007 年 8 月 20 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/seimei.html [last visited on December 12, 2016])

²³⁸ 外務省「日 ASEAN 包括的経済連携協定の交渉妥結に関する共同声明 (仮訳)」(平成 19 年 11 月 21 日)

²³⁹ 外務省「日・ベトナム経済連携協定交渉 大筋合意」(平成 20 年 9 月 29 日)

²⁴⁰ 外務省「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の署名に当たっての共同声明」(平成 20 年 12 月 25 日)

盛り込まれた。

4. 2. 2. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」

それでは、日本と EPA を締結したマレーシア等の ASEAN 加盟各国は、日本との交渉の際、どういった「提案ルールオプション」を持っていたのだろうか。これを上記の交渉の大筋合意に到った順番に見ていこう。

まず、マレーシアについては、GATS 第 4 議定書においては、「モデル参照文書」のルールの内、「競争条件セーフガード」、「ユニバーサルサービス」、「免許の基準等の利用可能性」、「独立の規制機関」、「相互接続」の 5 項目について、ルールを簡略化した「原則」を同国の「参照文書」とし、これへのコミットメントを行っていた。

同国では、GATS 以降、対日 EPA までの間に FTA の締結実績はなかったので、対日交渉の時点では、GATS が最新の通商協定の実績となっていた。つまり、同国の「提案ルールオプション」には、規律的な WTO プラスはなかった。(表 4-5)

表 4-5 マレーシアの締結した通商条約（日マレーシア EPA まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS (モデル参照文書にフルコミットした場合)	GATS のマレーシアのコミットメント	日マレーシア EPA のマレーシアのコミットメント
電気通信ルール				
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール				
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5	附 5	
・主要なサービス提供者のルール				
競争条件セーフガード		約参 1	(約)*1	(約)*1
相互接続		約参 2	(約)*2	(約)*2
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参 2.2		
◇ 差別的でない条件及び料金		約参 2.2		
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参 2.2		
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参 2.2		
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参 2.2		
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参 2.3		
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約参 2.4		
◇ 相互接続の紛争解決		約参 2.5		
・政府規制に関するルール				
独立の規制機関		約参 5	(約)*1	約
ユニバーサルサービス		約参 3	(約)*1	約
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の告示		約参 4	(約)*1	約
希少な資源の分配及び利用		約参 6		約
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附 4	附 4	
国際標準の促進		附 7	附 7	
協力		附 6	附 6	

*1: 「モデル参照文書」のルールを簡略化した原則を規定。

*2: 相互接続の同等・非差別性、接続料の公正性などを規定。

註: GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。日マレーシア EPA の「約」は附属書 6 (Annex 6 Part 2 Appendix)。

(各協定から筆者作成。)

タイは、GATS 第 4 議定書においては、「参照文書」によるコミットメントは、将来における約束としてやや抽象的に行った。即ち、そこでは、「競争条件セーフガード」、「相互接続」、「ユニバーサルサービス」、「免許の基準の利用可能性」、「独立の規制機関」、「希少な資源の分配及び利用」について、必要な新通信法が全て議会を通過し施行された場合に、2006 年から開始して、関係の措置を公衆電気通信サービスに関するコミットメントに導入するとしている。このコミットメントの対象は、音声電話サービス、テレックスサービス、電信サービス、ファクシミリサービスとされている。

タイは、日本との EPA 発効までに、豪州、ニュージーランド、中国との間で FTA を締結し発効させた実績があった（中国との FTA は、ASEAN 中国 FTA。）(表 4-6)。ただ、ここには規律的な WTO プラスへのコミットメントはない。つまり、電気通信ルールについては、タイ豪 FTA で GATS 「電気通信に関する附属書」で既にコミットされている「公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用」の規定があるのみであり、また、電子商取引ルールについても、タイ豪、

タイ・ニュージーランド両 FTA でいくつか設けられたものの、規律的な WTO プラスの実績がこの中にはない。

表 4-6 タイの締結した通商条約（2007 年まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS (モデル 参照文 書にフ ルコミ ットし た場合)	GATS のタイ のコミ ットメ ント	A	B	C	日タイ EPA の タイの コミッ トメン ト
電気通信ルール							
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール							
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	附 5		805				
・主要なサービス提供者のルール							
競争条件セーフガード	約参 1	(約) *					(約) *
相互接続	約参 2	(約) *					(約) *
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2						
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2						
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2						
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金	約参 2.2						
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参 2.2						
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3						
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4						
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5						
・政府規制に関するルール							
独立の規制機関	約参 5	(約) *					(約) *
ユニバーサルサービス	約参 3	(約) *					(約) *
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	約参 4	(約) *					(約) *
希少な資源の分配及び利用	約参 6	(約) *					(約) *
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4						
国際標準の促進	附 7						
協力	附 6						
電子商取引ルール							
電子的送信への関税不賦課			1102	10.2			
UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）			1103	10.3			
電子認証の法的有効性			1104				
オンライン消費者保護			1105	10.4			
個人情報保護			1106	10.5			
貿易文書の電子化			1107	10.6			57-61
情報交換・協力			1108	10.7			
大きな負担とならない国内規制			1103	10.3			

- A) Thailand-Australia Free Trade Agreement (TAFTA) (January 1, 2005)
 B) New Zealand-Thailand Closer Economic Partnership Agreement (July 1, 2005)
 C) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。日タイ EPA の「約」は附属書 5(Annex 5 Part 3)。

*：必要な新通信法が全て議会を通過し施行された場合に、2006 年から開始して、関係の措置を公衆電気通信サービスに関するコミットメントに導入するとしている²⁴¹。

(各協定から筆者作成。)

²⁴¹ 附属書 5 のタイの「約束表」の「追加的な約束」の欄に、次のように記載。“Conditional upon passage and coming into force of all necessary new communication acts, commencing from the year of 2006, Thailand will introduce into its Schedule of Specific Commitments on public telecommunication services its treatment on the subjects relating to competitive safeguards, interconnection, universal service, public availability of licensing criteria, separation of regulatory and operational functions, and the allocation and use of scarce resources.”

次に、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナムについて見てみよう。

まず、これら各国の GATS 第 4 議定書におけるコミットメント状況を見ると、この 4 国は、「モデル参照文書」のルールについて、部分的あるいは全部についてのコミットメントを行っていた。即ち、インドネシア、ブルネイ、フィリピンにおいては部分的にコミットメントを行い、ベトナムはフルコミットメントを行っていた。

インドネシア、ブルネイでは、GATS の「モデル参照文書」について、そのルール内容にはフルコミットメントしていたが、その対象となるサービスには限定があった。つまり、インドネシアにおいては、「地域サービス(Local service)」である回線交換サービス（電話、公衆向けデータ交換サービス、電話会議サービス）に限定され(表 4-7)、ブルネイでは、「地域サービス(Local service)」である音声電話交換サービスに限定されていた(表 4-8)。したがって、両国とも、例えば、同じ交換サービスでも長距離サービスや国際サービスはルールの適用対象外であったし、また、交換サービスではない専用線サービスも適用対象外となっていた。

フィリピンは、GATS 第 4 議定書においては、「モデル参照文書」のルールの内、「競争条件セーフガード」、「相互接続」、「ユニバーサルサービス」の 3 項目については、内容を簡略化し、「免許の基準の利用可能性」、「独立の規制機関」、「希少な資源の分配及び利用」の 3 項目については、「モデル参照文書」のルールの内容どおりの内容について、「基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていく原則」であるとしていた。その上で、適用対象についても限定し、音声電話サービス、パケット交換・回線交換のデータ伝送サービス、ファクシミリサービス、移動電話サービス、電信サービス、テレックスサービスのみ適用するとした。逆に言うと、専用線サービスや衛星サービスについては、その適用を受けないこととしていたのであった。(表 4-9)

ベトナムは、WTO への加盟が 2007 年 1 月であり、GATS へのコミットメントもこのときに行っている。そして、第 4 議定書の「モデル参照文書」のルールには、サービスの限定なくフルコミットメントを行っている。(表 4-10)

次に、これら 4 国が、日本との EPA の発効までに締結し発効させていたサービス貿易に関する FTA の締結実績について見てみよう。

4 国は、何れも、中国との FTA (ASEAN 中国 FTA (サービス貿易について 2007 年発効。)) が唯一の締結・発効実績だった。ASEAN 中国 FTA における情報通信ルールの規定は、ポジティブリスト方式である。したがって、締約国のコミットメントは、ここで各々が個別に「約束表」に記載したルールについて行われたということになる。その内容は、各国によってまちまちとなっている。

このうち、インドネシアとブルネイは、この FTA では情報通信ルールへの自国のコミットメントを行っていなかった。(表 4-7、4-8)

フィリピンは、ASEAN 中国 FTA において、その GATS 第 4 議定書で言及した「原則」についてやや拡大したコミットメントを行った。つまり、その適用対象サービスに専用サービスと衛星サービスを付け加え、基本電気通信サービスのほぼ全体に拡大することとし、また、法律及び規制の整備に伴い、将来フィリピンの規制原則に関する参照文書の見直しを行うことを明示した。(表 4-9)

また、ベトナムは、ASEAN 中国 FTA でのコミットメントは、GATS 第 4 議定書においてと同様、「モデル参照文書」のルールへフルコミットメントするものであった。(表 4-10)

表 4-7 インドネシアの締結した通商条約 (2007 年まで) の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS (モデル参照文書にフルコミットした場合)	GATS のインドネシアのコミットメント	A	日インドネシア EPA のインドネシアのコミットメント
電気通信ルール					
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール					
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5	附 5		
・主要なサービス提供者のルール					
競争条件セーフガード		約参 1	約参 1*		約参 1**
相互接続		約参 2	約参 2*		約参 2**
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2**
◇ 差別的でない条件及び料金		約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2**
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2**
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2**
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2**
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参 2.3	約参 2.3*		約参 2.3**
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約参 2.4	約参 2.4*		約参 2.4**
◇ 相互接続の紛争解決		約参 2.5	約参 2.5*		約参 2.5**
・政府規制に関するルール					
独立の規制機関		約参 5	約参 5*		約参 5**
ユニバーサルサービス		約参 3	約参 3*		約参 3**
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参 4	約参 4*		約参 4**
希少な資源の分配及び利用		約参 6	約参 6*		約参 6**
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附 4	附 4		
国際標準の促進		附 7	附 7		
協力		附 6	附 6		

A) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書、「参」はそこでインドネシアの約束表で参照されている参照文書(Reference Paper)。日インドネシア EPA の「約」は附属書 8(Annex 8 Part 2)、「参」はそこでインドネシアの約束表で参照されている参照文書(Reference Paper)。

*:ルールの適用対象は、地域サービスである交換サービスのみ。

**:ルールの適用対象は、地域サービス・長距離サービス・国際サービスである交換サービス。

(各協定から筆者作成。)

表 4-8 ブルネイの締結した通商条約（2007年まで）の情報通信関係規定の項目比較

通商条約	GATS (モデル参 照文書に フルコミ ットした 場合)	GATS の ブルネイ のコミッ トメント	A	日ブルネ イ EPA の ブルネイ のコミッ トメント
項目				
電気通信ルール				
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール				
公衆電気通信伝送網・サービスへの アクセス・利用	附 5	附 5		
・主要なサービス提供者のルール				
競争条件セーフガード	約参 1	約参 1*		約参 1*
相互接続	約参 2	約参 2*		約参 2*
◇ 技術的に実行可能な全ての接続 点での相互接続	約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2*
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2*
◇ 自己の子会社等よりも不利でない 品質	約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2*
◇ 細分化され透明で合理的な条件、 原価に照らして定める料金	約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2*
◇ 伝送網の終端点以外の接続点で の相互接続	約参 2.2	約参 2.2*		約参 2.2*
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3	約参 2.3*		約参 2.3*
◇ 相互接続に関する取り決めの透 明性	約参 2.4	約参 2.4*		約参 2.4*
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5	約参 2.5*		約参 2.5*
・政府規制に関するルール				
独立の規制機関	約参 5	約参 5*		約参 5*
ユニバーサルサービス	約参 3	約参 3*		約参 3*
免許の基準・標準処理期間の公の利 用可能性、拒否理由の教示	約参 4	約参 4*		約参 4*
希少な資源の分配及び利用	約参 6	約参 6*		約参 6*
公衆電気通信伝送網・サービスへの アクセス・利用に関する措置等の透 明性	附 4	附 4		
国際標準の促進	附 7	附 7		
協力	附 6	附 6		

A) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。日ブルネイ EPA の「約」は附属書 7(Annex 7, Schedule of Brunei Darussalam)、「参」はそこでブルネイの約束表で参照されている参照文書(Reference Paper)。

*:ルールの適用対象は、地域サービスである音声電話交換サービスのみ。

(各協定から筆者作成。)

表 4-9 フィリピンの締結した通商条約（2007年まで）の情報通信関係規定の項目比較

通商条約	GATS (モデル参 照文書に フルコミ ットした 場合)	GATS の フィリピ ンのコミ ットメン ト	A*1	日比 EPA のフィリ ピンのコ ミットメ ント*1
項目				
電気通信ルール				
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール				
公衆電気通信伝送網・サービスへの アクセス・利用	附 5	(約参)*2	(約参)*3	(約参)*3
・主要なサービス提供者のルール				
競争条件セーフガード	約参 1	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
相互接続	約参 2	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
◇ 技術的に実行可能な全ての接続 点での相互接続	約参 2.2	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
◇ 自己の子会社等よりも不利でない 品質	約参 2.2			
◇ 細分化され透明で合理的な条件、 原価に照らして定める料金	約参 2.2			
◇ 伝送網の終端点以外の接続点で の相互接続	約参 2.2			
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3			
◇ 相互接続に関する取り決めの透 明性	約参 2.4			
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
・政府規制に関するルール				

独立の規制機関	約参 5	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
ユニバーサルサービス	約参 3	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	約参 4	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
希少な資源の分配及び利用	約参 6	(約参)*4	(約参)*5	(約参)*5
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4	(約参)*2	(約参)*3	(約参)*3
国際標準の促進	附 7	(約参)*2	(約参)*3	(約参)*3
協力	附 6	(約参)*3	(約参)*3	(約参)*3
電子商取引ルール				
貿易文書の電子化				57-59

A) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。A の「約」は附属書 I (Annex I, Philippine Schedule of Specific Commitments)、「参」はそこでフィリピンの約束表で参照されている参照文書 (Reference Paper)。日比 EPA の「約」は附属書 6(Annex 6 Part 1 1B)、「参」はそこでフィリピンの約束表で参照されている参照文書。

*1：法律及び規制の整備に伴い、将来フィリピンの規制原則に関する参照文書の見直しを行うとしている²⁴²。

*2：GATS 電気通信附属書の規定に準拠する旨の規定。適用対象とするサービスを音声電話サービス、パケット交換・回線交換のデータ伝送サービス、ファクシミリサービス、移動電話サービス、電信サービス、テレックスサービスとする。

*3：GATS 電気通信附属書の規定に準拠する旨の規定。適用対象とするサービスを音声電話サービス、パケット交換・回線交換のデータ伝送サービス、ファクシミリサービス、移動電話サービス、電信サービス、テレックスサービス、専用サービス、衛星サービスとする。

*4：市場アクセスの遂行の支援のために、これらの原則が基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていくとしている²⁴³。適用対象とするサービスを音声電話サービス、パケット交換・回線交換のデータ伝送サービス、ファクシミリサービス、移動電話サービス、電信サービス、テレックスサービスとする。

*5：市場アクセスの遂行の支援のために、これらの原則が基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていくとしている²⁴⁴。適用対象とするサービスを音声電話サービス、パケット交換・回線交換のデータ伝送サービス、ファクシミリサービス、移動電話サービス、電信サービス、テレックスサービス、専用サービス、衛星サービスとする。

(各協定から筆者作成。)

²⁴² フィリピンの「約束表」の「追加的な約束」の欄に、次のように記載。“The Philippine Reference Paper on Regulatory Principles will be reviewed in the future in accordance with the developments of its laws and regulations.”

²⁴³ 附属書 6 のフィリピンの「約束表」の「追加的な約束」の欄で言及される「フィリピンの電気通信サービスの規制原則に関する参照文書」において、記述されている各原則について次のように記載。“In support of market access commitments undertaken, the following principles will form the basis for the regulatory framework in basic telecommunications.”

²⁴⁴ 附属書 6 のフィリピンの「約束表」の「追加的な約束」の欄で言及される「フィリピンの電気通信サービスの規制原則に関する参照文書」において、記述されている各原則について次のように記載。“In support of market access commitments undertaken, the following principles will form the basis for the regulatory framework in basic telecommunications.”

表 4-10 ベトナムの締結した通商条約（2007年まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS (モデル 参照文 書にフ ルコミ ットし た場合)	GATSの ベトナム のコミ ットメ ント (2007.1)	A	日越 EPA のベトナム のコミ ットメ ント
電気通信ルール					
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール					
公衆電気通信伝送網・サービスへの アクセス・利用	附 5	附 5			
・主要なサービス提供者のルール					
競争条件セーフガード	約参 1	約参 1	約参 1	約参 1	約参 1
相互接続	約参 2	約参 2	約参 2	約参 2	約参 2
◇ 技術的に実行可能な全ての接続 点での相互接続	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2
◇ 自己の子会社等よりも不利でない 品質	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2
◇ 細分化され透明で合理的な条件、 原価に照らして定める料金	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2
◇ 伝送網の終端点以外の接続点で の相互接続	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2	約参 2.2
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3	約参 2.3	約参 2.3	約参 2.3	約参 2.3
◇ 相互接続に関する取り決めの透 明性	約参 2.4	約参 2.4	約参 2.4	約参 2.4	約参 2.4
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5	約参 2.5	約参 2.5	約参 2.5	約参 2.5
・政府規制に関するルール					
独立の規制機関	約参 5	約参 5	約参 5	約参 5	約参 5
ユニバーサルサービス	約参 3	約参 3	約参 3	約参 3	約参 3
免許の基準・標準処理期間の公の利 用可能性、拒否理由の教示	約参 4	約参 4	約参 4	約参 4	約参 4
希少な資源の分配及び利用	約参 6	約参 6	約参 6	約参 6	約参 6
公衆電気通信伝送網・サービスへの アクセス・利用に関する措置等の透 明性	附 4	附 4			
国際標準の促進	附 7	附 7			
協力	附 6	附 6			

A) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。A の「約」は附属書 I(Annex I, VIET NAM Schedule of Specific Commitments)、「参」はそこでベトナムの約束表で参照されている参照文書(Reference Paper)。日越 EPA の「約」は附属書 5(Annex 5 Part 2)、「参」はそこでベトナムの約束表で参照されている参照文書(Reference Paper)。

(各協定から筆者作成。)

このように、各国は、GATS 第 4 議定書においては、いずれも、GATS の「モデル参照文書」のレベルか、それを下回るレベルのコミットメント実績を持っていた。そして、何れの国も、対日 EPA 交渉以前に締結された FTA では、フィリピンのみを例外として、GATS 第 4 議定書における自国のコミットメントを超えるコミットメントは行っていない。その唯一の例外であるフィリピンのケースは中国 ASEAN FTA における実績だが、それは、GATS 第 4 議定書でコミットした原則の対象サービスを拡大し、また、コミットメントの将来的な見直しを約束したというものであったから、GATS 「モデル参照文書」のレベルの水準に達するものではなかった。つまり、6 か国は何れも、日本との EPA 交渉に臨んで、WTO ルールを超える「提案ルールオプション」を持っておらず、WTO ルールレベルの「提案ルールオプション」を持っていない国もあった。

これに対し、これら各国と交渉した日本では、ASEAN6 国に対しては、日星 EPA における実績が「提案ルールオプション」となっていた。これは、先述のとおり、規律的な情報通信関係 WTO プラスとしては、[1]公衆電気通信事業者の相互接続義務；主要なサービス提供者の[8]加入者回線の細分化（アンバンドル）、[9]接続約款による相互接続、[10]接続約款の認可制、[14]コロケーション（接続に必要な設備の設置）の確保の 5 項目であった。また、日本では対越交渉の前にスイスとの EPA 交渉を通じて新たにコミットしたルールがあったので、対ベトナム交渉においてのみは、「提案ルールオプション」が増えていて、上記 5 項目の他に[2]番号ポータビリティのルールがオプションとなっていた。（ただし、日本では、番号ポータビリティのルールをベトナムとの EPA には盛り込んでいない。）

4. 2. 3. 日本と ASEAN6 国との EPA 交渉における情報通信ルールの採否

それでは、ASEAN6 各国の各々と日本とは、各 EPA 交渉でどのような内容の情報通信ルールを EPA に盛り込むことで合意したであろうか。

これら 6 つの EPA では、情報通信ルールについては、いずれもポジティブリスト方式が採られ、日本と締約相手国とは、各々のコミットメントを各々の「約束表」に限定列挙的に記載する方法が採られた。つまり、先述の GATS 第 4 議定書と同様、市場アクセス、内国民待遇について各国がポジティブリスト方式でコミットメントを記載する約束表において、各国がコミットする情報通信ルールを「追加的な約束」の形式で個別的に記載する方法が採られた。例えば、日マレーシア EPA では、この「追加的な約束」は、本則第 99 条の規定を受ける形で設けられる特定の約束を記載する附属書 6 の中に記載された。こういった形式が採られると、各国のコミットメントの内容は、各々異なるのが原則となる。これは、先に見た日星 EPA が両国共通のルールを附属書 IV B に記載する方式にして締約国同士で同じルールにコミットメントすることを原則としたのとは異なる。

各国が「追加的な約束」として行ったコミットメントを一覧にすると、第三章で掲げた表 3-2 のようになる。（日本が「追加的な約束」で行ったコミットメントは、各 EPA で同内容である。）

各交渉における交渉当事国の「提案ルールオプション」と交渉結果である各 EPA に実際に盛り込まれた規定とを対比させてみよう。ここでは、EPA による規律形成に着目する見地から、表 1-1 の規律的な情報通信関係 WTO プラス 41 項目により対比を行うが、ASEAN 加盟国については、前項でみたように、4 国

(マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン) では GATS 第 4 議定書で「モデル参照文書」のルールについてフルコミットメントをしていなかったため、「モデル参照文書」のルールについてもここで併せて対比させることにする。

こういった対比を行ったのが、表 4-11、4-12 である。この中では、各交渉毎に 3 つの欄を設け、左に日本の「提供ルールオプション」、真ん中にその交渉相手国の「提供ルールオプション」、右側に交渉結果である各 EPA の欄を設け、その各々について、各ルールの項目の有無を「○」「×」で掲載している。概略化したルールや原則のみが採用されているときは「△」としている。右側の EPA の欄では、締約国各々のコミットメントが異なるので、日本のコミットメントを欄内の左に、相手国のコミットメントを欄内の右側に掲載している。(以下、本章から第六章までの同様の他表で同じ。)

表 4-11 日マレーシア EPA 交渉から日インドネシア EPA 交渉までにおける交渉参加国の提案ルールオプション
情報通信関係 WTO プラスの項目比較

項目	各国の提案ルールオプション又は EPA									
	日本の提案ルールオプション	マレーシアの提案ルールオプション	日マレーシア EPA	日本の提案ルールオプション	タイの提案ルールオプション	日タイ EPA	日本の提案ルールオプション	インドネシアの提案ルールオプション	日インドネシア EPA	
GATS モデル参照文書のルール										
競争条件セーフガード	○	△	○△	○	△	○△	○	△*1	○△*2	
相互接続	○	△	○△	○	△	○△	○	△*1	○△*2	
独立の規制機関	○	△	○○	○	△	○△	○	△*1	○△*2	
ユニバーサルサービス	○	△	○○	○	△	○△	○	△*1	○△*2	
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	○	△	○○	○	△	○△	○	△*1	○△*2	
希少な資源の分配及び利用	○	×	○○	○	△	○△	○	△*1	○△*2	
電気通信ルール										
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む。)	○	—	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[2] 番号ポータビリティ	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[6] 再販売	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	○	—	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	○	—	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	○	—	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	—	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[17] アクセス拒否の理由説明	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[18] 規制機関による執行	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[19] 紛争解決	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[20] 技術中立性	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[21] 情報サービス (付加価値サービス) への非規制	×	—	×	×	×	×	×	×	×	
[22] 規制執行の差し控え	×	—	×	×	×	×	×	×	×	

[23] 産業参加	×	—	×	×	×	×	×	×	×
電子商取引ルール									
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[25] 電子商取引関係法等の透明性	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	—	×	×	○	×	×	×	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	—	×	×	○	×	×	×	×
[28] 電子認証の合法性	×	—	×	×	○	×	×	×	×
[29] オンライン消費者保護	×	—	×	×	○	×	×	×	×
[30] 個人情報保護	×	—	×	×	○	×	×	×	×
[31] 貿易文書の電子化	×	—	×	×	○	○	○	×	×
[32] オープンインターネット	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	×	—	×	×	○	×	×	×	×
[38] サイバーセキュリティ協力	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	—	×	×	×	×	×	×	×
ネット知的財産保護ルール									
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	—	×	×	×	×	×	×	×
[41] サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	×	—	×	×	×	×	×	×	×

*1 地域の回線交換サービスに適用を限定。

*2 地域、長距離、国際の回線交換サービスに適用を限定。

(各協定から筆者作成。)

表 4-12 日ブルネイ EPA 交渉から日越 EPA 交渉までにおける交渉参加国の提案ルールオプション
情報通信関係 WTO プラスの項目比較

項目	各国の提案ルールオプション又は EPA									
	日本の提案ルールオプション	ブルネイの提案ルールオプション	日ブルネイ EPA	日本の提案ルールオプション	フィリピンの提案ルールオプション	日比 EPA	日本の提案ルールオプション	ベトナムの提案ルールオプション	日越 EPA	
GATS モデル参照文書のルール										
競争条件セーフガード	○	△*3	○△*3	○	△*4	○△*6	○	○	○○	
相互接続	○	△*3	○△*3	○	△*4	○△*6	○	○	○○	
独立の規制機関	○	△*3	○△*3	○	△*4	○△*6	○	○	○○	
ユニバーサルサービス	○	△*3	○△*3	○	△*5	○△*7	○	○	○○	
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	○	△*3	○△*3	○	△*5	○△*7	○	○	○○	
希少な資源の分配及び利用	○	△*3	○△*3	○	△*5	○△*7	○	○	○○	
電気通信ルール										
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。）	○	×	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[2] 番号ポータビリティ	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[6] 再販売	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	○	×	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	○	×	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	○	×	○×	○	×	○×	○	×	○×	
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	×	○×	○	×	○×	○	×	○×
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[18] 規制機関による執行	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[19] 紛争解決	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[20] 技術中立性	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[22] 規制執行の差し控え	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[23] 産業参加	×	×	×	×	×	×	×	×	×
電子商取引ルール									
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	×	×	×	×	×	×	○	×	×
[25] 電子商取引関係法等の透明性	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[28] 電子認証の合法性	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[29] オンライン消費者保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[30] 個人情報保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[31] 貿易文書の電子化	○	×	×	○	×	○	○	×	×
[32] オープンインターネット	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ネット知的財産保護ルール									
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[41] サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)	×	×	×	×	×	×	△	×	×

*3:地域の音声電話交換サービスに適用を限定。

*4:音声電話サービス等について、GATS「モデル参照文書」のルールを簡略化した内容の「原則」を「基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていく原則」として言及。

*5:音声電話サービス等について、GATS「モデル参照文書」のルールと同じ内容の「原則」を「基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていく原則」として言及。

*6:GATS「モデル参照文書」のルールを簡略化した内容の「原則」を「基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていく原則」として言及。法律及び規制の整備に伴い、将来フィリピンの規制原則に関する参照文書の見直しを行うことを明示。

*7:GATS「モデル参照文書」のルールと同じ内容の「原則」を「基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていく原則」として言及。法律及び規制の整備に伴い、将来フィリピンの規制原則に関する参照文書の見直しを行うことを明示。

(各協定から筆者作成。)

日本は、各 EPA の中で、日星 EPA とほぼ同じ内容のルールへのコミットメントを行った。つまり、6つの EPA において、日本の「追加的な約束」は、全て、日星 EPA における附属書IVB の規定内容とほぼ同様であった。したがって、その「追加的な約束」には、GATS の「モデル参照文書」のルール全てへのコミットメントが含まれる他、WTO プラスとして、[1]公衆電気通信事業者の相互接続義務；主要なサービス提供者の[8]加入者回線の細分化（アンバンドル）、[9]接続約款による相互接続、[10]接続約款の認可制、[14]コロケーションの確保の 5 項目が揃って全て踏襲された。日本は、自身のコミットメントの内容について、「日・ASEAN 包括的経済連携構想」で述べられた日星 EPA を「基礎又は参考」とする方針に非常に忠実であったことになる。

次に、ASEAN6 各国の個別の EPA におけるコミットメントについて見てみよう。

まず、マレーシアは、その「追加的な約束」は、それまでの通商交渉における

実績を更に改善させたものとなった。

ここで盛り込まれたのは、「競争セーフガード」、「ユニバーサルサービス」、「免許基準の入手可能性」、「独立規制機関」、「相互接続アレンジメント」、「希少資源の割当と利用」の6つの原則へのコミットメントであった。このうち、「競争セーフガード」及び「相互接続アレンジメント」は、GATS 第4議定書における同国のコミットメント（前者は、ネットワークオペレータ間の公正競争を維持し、消費者の利益をセーフガードとするもので、後者は、同等・非差別性、接続料の公正性などを一般的に記述したものであった。）をそのまま踏襲するもので、「モデル参照文書」よりも簡略な内容のままであったが、「ユニバーサルサービス」、「免許基準の入手可能性」、「独立規制機関」の3項目は、GATS 第4議定書では「モデル参照文書」の内容を簡略化したものであったのを、「モデル参照文書」と同じ内容にまで具体化したものとなった。また、「希少資源の割当と利用」は、GATS 第4議定書ではコミットメントが一切なかったもので、日マレーシア EPA で新たに「モデル参照文書」と同様の内容でコミットメントを行ったものであった。

つまり、マレーシアでは、日本との EPA において、「競争セーフガード」及び「相互接続アレンジメント」の2項目については「モデル参照文書」のレベルには到らない原則にコミットメントし、それ以外の4項目では「モデル参照文書」と同じ内容にコミットメントをするに到ったことになる。

「モデル参照文書」のレベルには到らなかった「相互接続アレンジメント」に関して、当時のマレーシアの国内ルールの場合を見ると、同国では、1998年通信マルチメディア法²⁴⁵第149条の規定があり、これにより、ネットワーク設備提供者、ネットワークサービス提供者はアクセスリストに挙げられたネットワーク設備またはネットワークサービスを他のネットワーク設備提供者、ネットワークサービス提供者、アプリケーションサービス提供者、コンテンツアプリケーションサービス提供者に対して合理的な条件で提供すべきこととされていた。これは、そのアクセスが同等以上の技術基準、公正・非差別ベースであることを求める一般的な規定となっている。マレーシアが対日 EPA の「約束表」で行った相互接続に関するコミットメントは、この国内ルールベースでのコミットメントとなったものと思われる。

次に、タイについて見てみよう。

日タイ EPA では、タイは、同国の GATS 第4議定書における約束と同様に、「競争条件セーフガード」、「相互接続」、「ユニバーサルサービス」、「免許の基準の利用可能性」、「独立の規制機関」、「希少な資源の分配及び利用」について、必要な新通信法が全て議会を通過し施行された場合に、2006年から開始して、関

²⁴⁵ Communications and Multimedia Act 1998 [Act 588]

係の措置を公衆電気通信サービスに関するコミットメントに導入するとしている。このコミットメントの対象サービスも GATS 第 4 議定書におけるものと同じで、音声電話サービス、テレックスサービス、電信サービス、ファクシミリサービスとされている。

タイでは、2001 年 11 月の電気通信事業法の施行により国家独占は廃止されていたが、新規事業者に免許を与える国家通信委員会 (NTC (National Telecommunications Commission))²⁴⁶の発足がようやく 2004 年 10 月 1 日であった上に、免許の付与がその翌年以後とされていた²⁴⁷中で、2002 年 5 月に既に閣議決定されていた 2544 年（仏滅紀元）電気通信事業法の改正（第 8 条を改正し、第三種免許（自身のネットワークを運用してサービスを公衆向け等に提供する電気通信事業者向けの免許）及び第二種免許（特定の者のみ向け等に提供する電気通信事業者向けの免許）の申請者に対する外資規制要件を緩和。）に時間がかかっていた。改正法案の可決は 2005 年 11 月、発効は 2006 年 1 月だったが、日タイ EPA 交渉は 2003 年 12 月 11 日に開始²⁴⁸が発表された後、2005 年 9 月 1 日には大筋合意に到っており²⁴⁹、電気通信事業法改正法案の議会における成立の帰趨が確定しない中での交渉となっていたことになる。タイ側では、必要な新通信法が全て議会を通過し施行された場合に、関係の措置を導入するとするという抽象的なコミットメントを EPA の中では行ったが、このコミットメントは GATS 第 4 議定書におけるものと同様の内容であった。

インドネシアはどうであっただろうか。

インドネシアは、GATS 第 4 議定書では、GATS の「モデル参照文書」の内容のルールにはフルコミットメントしていたが、その対象となるサービスは、「地域サービス(Local service)」である回線交換サービスに限定されていた。日インドネシア EPA では、適用対象は拡大され、「地域サービス」だけではなく、「長距離サービス」及び「国際サービス」である回線交換サービスも適用を受けることとされた。インドネシアの国内では、現テルコムインドネシア (PT Telekomunikasi Indonesia Tbk) が保有していた排他的事業権が、2002 年 8 月に市内通信、2003 年 8 月に長距離通信について、終了し、また、現インドサット (PT Indosat Tbk. (Indosat Ooredoo)) が保有していた国際通信の排他的事業権が 2003 年 8 月に終了しており²⁵⁰、これらがインドネシアのコミットメント拡大に影響したのだろう。

²⁴⁶ 現国家放送通信委員会 (NBTC (National Broadcasting and Telecommunications Commission))

²⁴⁷ 服部まや(2006)、1-4

²⁴⁸ 外務省「日タイ経済連携協定作成のための交渉開始に関する日本とタイの首脳による共同発表（仮訳）」（平成 15 年 12 月 11 日）

²⁴⁹ 外務省「共同プレス発表 日タイ経済連携協定（仮訳）」（平成 17 年 9 月 1 日）

²⁵⁰ 総務省「インドネシア共和国」3 (<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/indonesia/pdf/062.pdf> [last visited on December 12, 2016])

第四に、ブルネイについて見ると、GATS の「モデル参照文書」のルールについては、既に GATS 第 4 議定書でルールとしては全面的にコミットしていたが、その適用サービスは「地域サービス」である音声電話交換サービスに限定されており、これは、日ブルネイ EPA でも変わりなかった。

第五に、フィリピンについては、GATS 第 4 議定書においては、「モデル参照文書」の内容を幾分簡略化した「原則」を「基本電気通信の規制枠組みの基礎となっていく原則」として言及しており、その適用対象サービスを音声電話サービス等の一部サービスに限定していた。フィリピンは、中国 ASEANFTA では、同様の「原則」の適用対象を基本電気通信のほぼ全体に拡大しており、日比 EPA では、フィリピンは、この中国 ASEANFTA におけるのと同様にこの「原則」の適用対象サービスを拡大した。フィリピンは、中国 ASEANFTA では、法律及び規制の整備に伴い、将来フィリピンの規制原則に関する参照文書の見直しを行うことを明示していたが、同様の約束を日比 EPA でも行った。

フィリピンは、2000年に国家電気通信委員会(NTC (National Telecommunications Commission))が覚書 14-7-2000 号²⁵¹を定め、許可を受けた公衆電気通信事業者が従うべき相互接続の一般原則(第3条から第5条)等を設け、これら事業者の相互接続の義務(第4条、第5条)、コストベースで十分アンバンドルされた相互接続(第10条)などの規定を設けており、そういった国内ルールの整備状況を背景として、日本との EPA における自国の約束表で、GATS の「モデル参照文書」の内容が自国の基本電気通信の規制枠組みの基礎となる旨を述べたものと思われる。フィリピンでは、日比 EPA 発効の後、2007年に、NTC が覚書 10-07-2007 号²⁵²を定め、全ての認可公衆電気通信事業者に相互接続約款(Reference Access Offer)を作成し、認可を受けることを義務づけており、日本側がコミットした WTO プラスの内容に近い規制改革は、進められている。

最後に、ベトナムについては、GATS で既に「モデル参照文書」の内容にフルコミットメントをしており、日越 EPA では、これと同様のコミットメントを行った。

このように、対日 EPA において、フィリピン、マレーシア、タイの3国は、上記「モデル参照文書」の水準よりも少ない内容のコミットメントを行った。(フィリピンとタイとは、具体的なルールへのコミットメントは行わず、将来の国内ルールの整備に向けて採られる考え方を披露するのに留まった。マレーシアは、

²⁵¹ Memorandum Circular No. 14-7-2000, Subject : Implenting Rules And Regulations (IRR) For The Interconnection Of Authorized Public Telecommunications Entities

²⁵² Memorandum Circular No. 10-07-2007, Subject: Mandating The Development Of Reference Access Offers (RAO) To Facilitate Fair And Expeditious Interconnection Or Access Between Service Providers

GATS の「モデル参照文書」の内、主要なサービス提供者に関する規律については簡略化し、それ以外の部分は「モデル参照文書」の内容どおりとして、コミットメントを行った。)そして、インドネシア、ブルネイ、ベトナムの3国は、「モデル参照文書」と同じ内容のコミットメントを行った。

GATS でのコミットメントとの対比でいえば、マレーシア、インドネシア、フィリピンは GATS でのコミットメントを超えるコミットメントを日本との EPA で行ったが、タイ、ブルネイ、ベトナムは GATS での自国のコミットメントと同様のコミットメントを行うのにとどまった。

整理すると、日本と ASEAN6 か国との EPA 交渉について分かったのは、①規律的な情報通信関係 WTO プラスを「提案ルールオプション」として持っていたのは何れの交渉においても日本だけであり、日本は、日星 EPA で盛り込んだ規律的な情報通信関係 WTO プラス 5 項目 ([1][8][9][10][14]) の全てを全 EPA で自国のコミットメントとして盛り込んだこと、②ASEAN 各国は自国のコミットメントとしては規律的な情報通信関係 WTO プラスを何も盛り込まず、GATS 「モデル参照文書」のルール以下のレベルで、GATS でコミットメントしたのと同様かそれを超えるコミットメントを行ったということである。

日本は、日星 EPA の WTO プラス 5 項目を、ASEAN6 か国との EPA における自国の約束表に一貫して盛り込んできたので、日本側には、これら 5 項目をアジア諸国共通のルールとして働きかける意向をこうやって示してきたと見ていだろう。

ただ、交渉相手国の多くでは当時電気通信市場において相互接続のルールは整備途上であり、日本では、これら各国において整備されていないルールを整備するコミットメントを強いて求めるのではなく、自国市場についてこれらルールへのコミットメントを行ってみせるやり方採った。「法的競争」の見地からすれば、国際標準ルールを目指す上では、相手国にもこれら 5 項目のルールへのコミットメントを求めるのが最善ではあるが、「約束表」の形式を採って締約国毎に異なるコミットメントを行うこととし、自国の「約束表」において国際標準たるべきレベルのルールにコミットすることを相手国に受け入れてもらい、将来の同レベルのルールへの相手国のコミットメントを期待するという方法が採られることとなった。

4. 2. 4. モデルによる説明

前項までで見たように、日本は、ASEAN6 か国の各々との交渉において、GATS 第 4 議定書及び日星 EPA で盛り込んだ情報通信ルールを「提案ルールオプション」として臨んだ。対するに、ASEAN6 か国側では、フィリピンを除き、GATS

でコミットしたレベルを超える「提案ルールオプション」を過去の FTA において積み重ねてきていなかった。

これを、先に設定したモデルの考え方に即して見てみよう。

まず、ASEAN6 か国には「独自提案ルールオプション」Q がなかったことになる。したがって、 $q=q^*=0$ であった。

また、フィリピンを除くと、日本と各国とで共有する「提案ルールオプション」R も存在しない。したがって、フィリピンを除くと、 $r=r^*=0$ であり、フィリピンでは、日本が GATS でコミットメント済みの範囲内のコミットメントの実績（「規制原則」の専用サービス・衛星サービスへの適用、将来の「規制原則」の見直しの約束）が中国との FTA であったので、 $r=0, r^*>0$ であった²⁵³。

それでは、日本の「独自提案ルールオプション」P について、各国はどのようなメリットを得ただろうか。

日本の「独自提案ルールオプション」に関し、ASEAN6 か国では、何れも、「モデル参照文書」のレベルを超える WTO プラスを自国市場で受け入れる状況にはなかったようだ。

では、「モデル参照文書」のレベルのルールについてはどうだったろうか。ベトナム以外の 5 か国については、GATS においても「モデル参照文書」のレベルのルールにフルコミットしておらず、これへのコミットメントが対日 EPA において行われるのであれば、日本の効用を増すことになる。

実際、マレーシア、インドネシア、フィリピンの 3 国は「モデル参照文書」のレベル内で日本に対して新しいコミットメントをすることができた（マレーシア、インドネシアについて、 $(1-\alpha)p^*>0$ 、フィリピンについて、 $r^*>0$ ）。

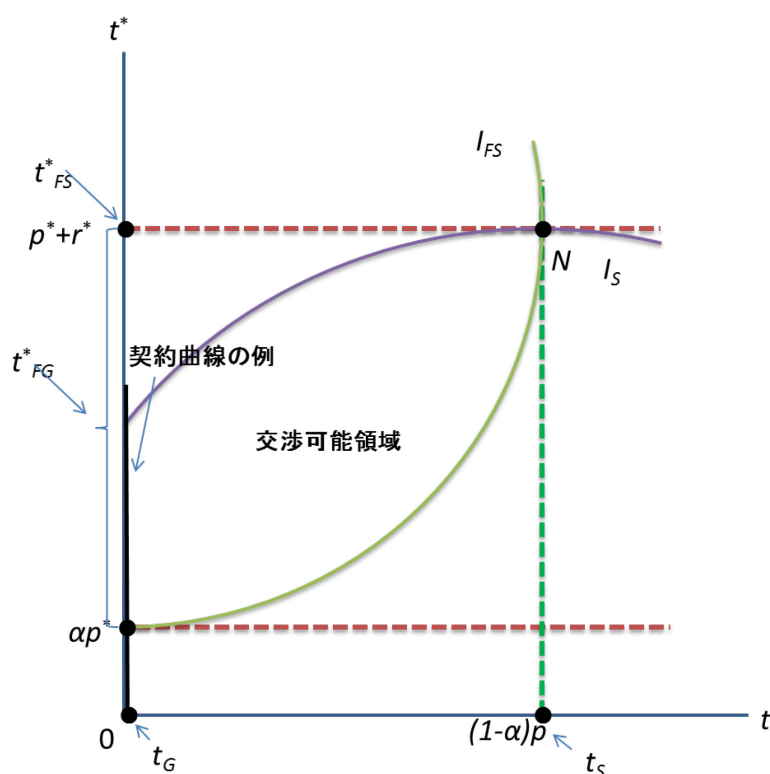
しかしながら、これら以外の 3 国、つまり、タイ、ブルネイ、ベトナムについては、「モデル参照文書」のレベル内でも、EPA で新しいコミットメントをしなかった。日本では、これに対し、日本側が一方的に日星 EPA レベルのルールにコミットメントしてみせるという方法を採用した。EPA のレビュー等を通じて、タイ、ブルネイ、ベトナムの 3 国が日本の水準に近いコミットメントに向けた取組をすることを期待することにしたということになる。日本としては、将来の相手国市場の貿易障壁の低下への期待を織り込んで、情報通信ルールを盛り込む EPA を締結する価値($(1-\alpha)p^*>0$)があると判断したことになる。

次に、6 か国の側からは、日本の「独自提案ルールオプション」のルールへの一方的なコミットメントはどう受け止められただろうか。6 か国各国とも、日本

²⁵³ 内容としては「モデル参照文書」のレベルの範囲内のルールなので、日本の国内市場について言えば、フィリピンを含む WTO 加盟国に対して日本がコミット済みの内容ということになる。日本が日比 EPA でこれについてコミットしても、フィリピンにとっては新しい成果にはならない ($r=0$) が、フィリピンが同国の国内市場についてこれについてコミットすることは日本にとっては成果となる ($r^*>0$)。

が日本市場について P のルールにコミットメントをしても、自国市場では「モデル参照文書」レベル以下のルール整備状況なので、すぐに日本のコミットメントしたレベルのルール（例えば、加入者回線のアンバンドル）で恩恵を受けられるようなサービス提供者はいなかったかも知れない。しかし、将来的には、これらルールを活用して日本市場への参入を試みるサービス提供者も出てくる可能性がある。その点において、ASEAN6 各国にとっても、将来的な期待を織り込んで $(1-\alpha)p > 0$ と見たと解することができる。

交渉可能領域が存在し、その中で $\alpha p^* > 0, \beta q^* = 0$ が言えるので、日本と ASEAN6 各国との EPA 交渉は、ケース 2 のゲームが行われたとして説明が可能と考えられる。(図 4-2)



※フィリピン以外の 5 各国との交渉について、 $r^* = 0$ 、フィリピンとの交渉について、 $r^* > 0$

図 4-2 日本と ASEAN6 各国との EPA 交渉のゲーム (ケース 2)

即ち、6 各国側の政府、情報通信サービス提供者にとって、日本における貿易障壁は、協定締結前で、 $t = (1-\alpha)p$ であったことになる。他方、日本政府、日本情報通信サービス提供者にとっての協定締結前の外国の貿易障壁の水準は、 $t^* = p^* + r^*$ (フィリピン以外の 5 各国との交渉について、 $r^* = 0$ 、フィリピンとの交渉について、 $r^* > 0$) となる。

日本の情報通信サービス提供者の理想点は、 $((1-\alpha)p, 0)$ 、外国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(0, p^*+r^*)$ となり、外国政府の理想点は、 $(0, \mu p^*), \mu \in [\alpha, 1]$ となる。

日本政府が $(0, 0)$ を理想点とする限り、契約曲線は縦軸上で $(0, 0)$ と $(0, \mu p^*)$ とを結ぶ直線となるので、ここと交渉可能領域が交わるのは $(0, \alpha p^*)$ のみとなる。したがって、交渉解は、 $(0, \alpha p^*)$ となる。

ASEAN6 か国側が日本国内市場について得た非関税障壁の撤廃の水準は、 $(1-\alpha)p$ となる。他方で、日本にとっての成果（相手国市場の非関税障壁の撤廃）は、 P の一部で、GATS の範囲内であるものから得られる $(1-\alpha)p^*$ と、 R から得られる r^* （フィリピンのみ。）にとどまった。

以上から、日本と ASEAN6 か国各々の市場についての EPA におけるルール採否は、表 4-13（ASEAN6 か国市場）、4-14（日本市場）に整理したとおりとなる。日本が ASEAN6 か国市場の各々について得た貿易障壁撤廃は、表 4-13 の網掛けがなされていない部分、ASEAN6 か国の各々が日本市場について得た貿易障壁撤廃は表 4-14 の網掛けがなされていない部分ということになる。

表 4-13 日本と ASEAN6 か国との EPA 交渉の交渉解における日本の交渉相手国市場についてのルールの採否

日本の交渉相手国	採用された日本の独自提案ルールオプション	採用されなかった日本の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$	αp^*	$(1-\beta)q^*$	βq^*	r^*
マレーシア	「独立の規制機関」、「ユニバーサルサービス」、「免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示」、「希少な資源の分配及び利用」のルールへのコミットメント	（日本における日星 EPA レベルの情報通信ルールへのコミットメント） 左記を除く全「モデル参照文書」ルール [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	〇	〇	〇
タイ	〇	全「モデル参照文書」ルール [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回	〇	〇	〇

			線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保			
インドネシア	「モデル参照文書」のルール適用対象サービスの拡大（長距離サービス、国際サービス、専用サービスの追加）		左記を除く全「モデル参照文書」ルール [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	☐	☐	☐
ブルネイ	☐		全「モデル参照文書」ルール [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	☐	☐	☐
フィリピン	☐		Rを除く全「モデル参照文書」ルール [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス	☐	☐	規制原則の適用対象サービスの拡大（専用サービス・衛星サービスの追加）、将来の規制原則の見直しの約束。

			提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保			
ベトナム	○		全「モデル参照文書」ルール [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	○	○

(各協定から筆者作成。)

表 4-14 日本と ASEAN6 か国との EPA 交渉の交渉解における日本市場についてのルールの採否

交渉相手国	採用された日本の独自提案ルールオプション	採用されなかった日本の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p$	αp	$(1-\beta)q$	βq	r
マレーシア	次の範囲内： [1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。） [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	○	○	○
タイ		○	○	○	○
インドネシア		○	○	○	○
ブルネイ		○	○	○	○
フィリピン		○	○	○	○
ベトナム	○	○	○	○	○

(各協定から筆者作成。)

日本は、これら交渉で合意を得て、「法的競争」の面でも一定の成果はあった

ことになるが、ただ、その成果はかなり限定されたものであった。

即ち、日本は、日星 EPA で盛り込んだ 5 項目のルールについて、自国でコミットメントをしてみせることで、ルールの標準化への方向性を持たせたとは言っても、即効性のある成果は極めて少ない。日本が 6 か国から得たコミットメントは、これら各国が GATS でコミットメントした以上のものもあった（マレーシア、インドネシア、フィリピン）が、何れも、「モデル参照文書」の水準を超える WTO プラスのレベルに到るものではなく、ましてや、日星 EPA で盛り込んだ 5 項目のルールのレベルに到るものではなかった。

これは、6 か国の各々において、国内の市場ルールの整備自体がまだ進捗が高くなかったことが大きく作用していたと思われる。

4. 3. 日墨、日チリ EPA 交渉における不合意

4. 3. 1. 日墨、日チリ EPA 交渉の経過

ここまで見たように、この時期の日本では、アジア諸国、より具体的には、ASEAN 諸国との間で情報通信規定を盛り込んだ EPA の締結を進めていたが、その他方で、非アジア諸国である 2 国とも EPA の締結自体は進めていた。

即ち、シンガポールに次いで日本が 2 つ目の EPA を締結したのはメキシコ合衆国であり、その EPA は平成 17 年(2005)4 月に発効した²⁵⁴。また、チリとの間でも EPA を締結し、平成 19 年(2007)9 月に発効している²⁵⁵。

しかし、これら 2 国との間の EPA では情報通信に特化したルール規定は盛り込まれなかった。この時期の日本の FTA(EPA)情報通信ルールの拡大は、専らアジア諸国との間の個別的 EPA 締結を通じた取組において行われていたことになる。

4. 3. 2. 日墨、日チリ EPA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」

メキシコ、チリ共に GATS 第 4 議定書では「モデル参照文書」のルールにはフルコミットメントを既に行っている。

メキシコは、その前に既に米国、カナダと NAFTA を締結しており、NAFTA には含まれているが GATS には盛り込まれていない「付加価値サービス（情報サービス）への非規制」のルールにはコミットメントを行い、これはまた、米州の

²⁵⁴ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(2005 年 4 月発効、2007 年 4 月追加議定書発効、2012 年 4 月改正議定書発効。)

²⁵⁵ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(2007 年 9 月発効)

他国（チリ、ウルグアイ）との FTA でもコミットしている。しかし、それ以外には、情報通信関係の WTO プラスとして FTA でコミットした実績（「提案ルールオプション」）は、対日 EPA 交渉より前には、何もない。（表 4-15）

他方で、チリは、1997 年の対カナダ FTA、2004 年の対米 FTA で幾つもの WTO プラスにコミットしており、対日 EPA 交渉の際には「提案ルールオプション」も多く持っていた。（表 4-16）

表 4-15 メキシコの締結した通商条約（日墨 EPA まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	C	GATS	D	E	F	G	H
電気通信ルール										
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール										
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		1302		12-03	附 5	(7-04)*			11-03	
・主要なサービス提供者のルール										
競争条件セーフガード		1305		12-06	約参 1				11-06	
相互接続					約参 2					
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続					約参 2.2					
◇ 差別的でない条件及び料金					約参 2.2					
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質					約参 2.2					
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金					約参 2.2					
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続					約参 2.2					
◇ 交渉手続きの公の利用可能性					約参 2.3					
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性					約参 2.4					
◇ 相互接続の紛争解決					約参 2.5					
・政府規制に関するルール										
独立の規制機関					約参 5					
ユニバーサルサービス					約参 3					
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示					約参 4					
希少な資源の分配及び利用					約参 6					
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		1306		12-07	附 4				11-09	
国際標準の促進		1308		12-09	附 7				11-07	
付加価値サービス（情報サービス）への非規制		1303		12-04					11-04	
端末の技術基準		1304		12-05					11-05	
協力		1309		12-10	附 6				11-08	

- A) North American Free Trade Agreement (NAFTA)(January 1, 1994)
- B) Colombia - Mexico Free Trade Agreement (January 1, 1995)
- C) Chile - Mexico FTA (August 1, 1999)
- D) Israel - Mexico (July 1, 2000)
- E) EU - Mexico (goods: October 1, 2000; services:2001)
- F) EFTA - Mexico FTA (July 1, 2001)
- G) Mexico - Uruguay FTA (July 15, 2004)
- H) Japan - Mexico EPA (April 1, 2005)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。

*:サービスについて WTO 協定準拠とする規定あり。

(各協定から筆者作成。)

表 4-16 チリの締結した通商条約（日墨 EPA まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	GATS	C	D	E	F	G	H	I	J
電気通信ルール												
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール												
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		I-02	12-03	附 5	13.04	13.2	12.3					
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)						13.3						
海底ケーブルシステムへのアクセス						13.5						
・主要なサービス提供者のルール												
不利でない待遇						13.4						
競争条件セーフガード		I-05	12-06	約参1	13.07	13.4	12.6	附 5	112			
再販売						13.4						
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与						13.4						
相互接続				約参2		13.4		附 6	113			
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続				約参2.2		13.4		附 6	113			
◇ 差別的でない条件及び料金				約参2.2		13.4		附 6	113			
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質				約参2.2		13.4		附 6	113			
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金				約参2.2		13.4		附 6	113			
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続				約参2.2		13.4		附 6	113			
◇ 接続約款又は協定による相互接続						13.4						
◇ 交渉手続きの公の利用可能性				約参2.3		13.4		附 6	113			
◇ 接続協定のファイリング						13.4						
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性				約参2.4		13.4		附 6	113			
◇ 相互接続の紛争解決				約参2.5		13.12		附 6				
専用回線によるサービスの提供及び料金						13.4						
コロケーション等						13.4						
番号ポータビリティ						13.4						
ダイヤリング・バリティ、電話番号使用の非差別						13.4						
・政府規制に関するルール												
独立の規制機関				約参5		13.7		附 2	110			
ユニバーサルサービス				約参3		13.8		附 7	115			
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示				約参4		13.9		附 3	111			
希少な資源の分配及び利用				約参6		13.10		附 4	114			
規制機関による執行						13.11						
紛争解決						13.12						
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		I-06	12-07	附 4	13.08	13.13	12.7					
技術中立性						13.14						
国際標準の促進		I-08	12-09	附 7	13.10		12.9					
付加価値サービス（情報サービス）への非規制		I-03	12-04		13.05	13.6	12.4					
端末の技術基準		I-04	12-05		13.06		12.5					
規制執行の差し控え						13.15						
協力		I-09	12-10	附 6	13.11		12.10					
電子商取引ルール												
電子的送信への関税不賦課						15.3						
デジタル・プロダクトの無差別待遇						15.4						
透明性									105			
情報交換・協力						15.5						
ネット知的財産保護ルール												
インターネットドメインネーム割当の適正手続き						17.3						
サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)						17.11 xxiii						

- A) Canada - Chile Free Trade Agreement (July 5, 1997)
 B) Chile - Mexico FTA (August 1, 1999)
 C) Chile -(Central America) (Costa Rica, February 15, 2002; El Salvador, June 1, 2002; Honduras, July 19, 2008; Guatemala, March 23, 2010; Nicaragua,?)
 D) United States-Chile Free Trade Agreement (January 1, 2004)
 E) Korea - Chile (April 1, 2004)

- F) EFTA – Chile FTA Free Trade Agreement Between The Efta States And The Republic Of Chile (December 1, 2004)
- G) EU - Chile AGREEMENT establishing an association between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Chile, of the other part (March 1, 2005)
- H) Chile – China FTA Supplementary Agreement on Trade in Services of the Free Trade Agreement between China and Chile (August 1, 2010)
- I) Chile – India FTA Preferential Trade Agreement Between The Republic Of India And The Republic Of Chile (August 17, 2007)
- J) Chile – Japan EPA (September 3, 2007)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。F の「附」は附属書Ⅸ(Annex IX)。

(各協定から筆者作成。)

4. 3. 3. 日墨、日チリ EPA 交渉における情報通信ルールの採否

メキシコ、チリ共に GATS 第 4 議定書では「モデル参照文書」のルールにはフルコミットメントを既に行っているの、それを超える情報通信関係 WTO プラスを EPA に盛り込む意義があるのかが日墨、日チリ EPA 交渉における情報通信ルールの採否では問題となったはずである。

各交渉における交渉当事国の「提案ルールオプション」と交渉結果である各 EPA に実際に盛り込まれた規定を、表 1-1 の規律的な情報通信関係 WTO プラス 41 項目について対比すると、表 4-17 のようになる。

メキシコでは、対日交渉に臨んで、「モデル参照文書」のルールを超える WTO プラスの「提案ルールオプション」を持たなかった。

日本においては、「提案ルールオプション」として、日星 EPA で盛り込んだ 5 項目のルールがあったが、日墨 EPA 交渉に先立って産学官で開催された共同研究会が平成 14 年(2002)7 月に取りまとめた報告書²⁵⁶では、日本側より、メキシコのサービス分野における規制に関する改善すべき点として指摘した事項の中では、情報通信分野については、「メキシコの GATS の特定の約束上においても、…テレコミ…などの分野において、第 3 モードでマイノリティ規制を含む様々な外資規制が存続していること」²⁵⁷を挙げ、市場アクセスについての指摘はあったが、情報通信ルールに関する「改善すべき点」は何も挙げられておらず²⁵⁸、したがって、EPA に採用すべき情報通信ルールは特定されていなかった。

次に、チリについてだが、同国においては、米チリ FTA を大きな契機として、豊富な「提案ルールオプション」を持っている状態で日本との EPA 交渉に臨んでいる。しかしながら、それでも、日本は、EPA 交渉で情報通信ルールを EPA に盛り込むことで合意しなかった。

²⁵⁶ 経済関係強化のための日墨共同研究会(2002)

²⁵⁷ 同上、22

²⁵⁸ サービス分野全般に関して、「GATS 上の約束がないため、突然規制が変更される可能性があること」がメキシコの「改善すべき点」として挙げられていたが、情報通信ルールに関しては、メキシコは、GATS で「モデル参照文書」のルールについてもフルコミットメントをしており、情報通信ルールについて指摘したものではないだろう。

第二章でも触れたように、日チリ交渉に先立って産学官で開催された共同研究会が平成17年(2005)11月に取りまとめた報告書²⁵⁹では、「日本・チリ EPA/FTA によりもたらされる経済効果、及び東アジアを中心に EPA 交渉を進めるとして日本の『基本方針』との関係について日本国民に十分説得的であるべきである」と釘を刺す記述²⁶⁰が見られる。そして、サービス貿易に関して、「チリ側より、締結済みの FTA におけるサービス分野の交渉では、全てのセクターを網羅すること、・・・日本・チリ EPA/FTA においてもこれらを実現させたい旨主張した」とあるのに対して、日本側は、「日本・チリ EPA/FTA においては、内国民待遇・最恵国待遇の付与が中心的な要素となるべきである旨強調した」とあり、サービス貿易のルールは、交渉の中心的要素にしない意向が示されていた²⁶¹。この分野の WTO プラスとなるルール設定について、日本側は消極的な姿勢を見せていた。

日本は、この当時は、WTO プラスレベルでの情報通信ルールの共有化に向けては、「アジア諸国」との共有化に向けた努力を行っていたが、少なくとも、この時点では、チリとの間ではそこまでの努力をする用意はなかったように見える。

表 4-17 日墨 EPA 交渉、日チリ EPA 交渉における交渉参加国の提案ルールオプション
情報通信関係 WTO プラス（規律的規定のみ）の項目比較

項目	各国の提案ルールオプション又は EPA					
	日本の提案ルールオプション	メキシコの提案ルールオプション	日墨 EPA	日本の提案ルールオプション	チリの提案ルールオプション	日チリ EPA
電気通信ルール						
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。）	○	×	×	○	○	×
[2] 番号ポータビリティ	×	×	×	×	○	×
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	×	×	×	×	○	×
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	×	×	×	×	○	×
[6] 再販売	×	×	×	×	○	×
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	×	×	×	×	○	×
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	○	×	×	○	×	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	○	×	×	○	×	×
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	○	×	×	○	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	×	×	×	×	○	×
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング	×	×	×	×	○	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	×	×	×	×	○	×
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	×	×	○	○	×
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	×	×	×	×	×
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	×	×	×	×	○	×

²⁵⁹ 日本・チリ経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)共同研究会(2005)

²⁶⁰ 同上 5

²⁶¹ 同上 16

[17]	アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×
[18]	規制機関による執行	×	×	×	×	○	×
[19]	紛争解決	×	×	×	×	○	×
[20]	技術中立性	×	×	×	×	○	×
[21]	情報サービス（付加価値サービス）への非規制	×	×	×	×	○	×
[22]	規制執行の差し控え	×	×	×	×	○	×
[23]	産業参加	×	×	×	×	×	×
電子商取引ルール							
[24]	デジタル・プロダクトの無差別待遇	×	×	×	×	○	×
[25]	電子商取引関係法等の透明性	×	×	×	×	○	×
[26]	UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	×	×	×	×	×
[27]	電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	×	×	×	×	×
[28]	電子認証の合法性	×	×	×	×	×	×
[29]	オンライン消費者保護	×	×	×	×	×	×
[30]	個人情報保護	×	×	×	×	×	×
[31]	貿易文書の電子化	×	×	×	×	×	×
[32]	オープンインターネット	×	×	×	×	×	×
[33]	国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	×
[34]	サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×
[35]	コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×
[36]	要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×	×	×	×
[37]	電子商取引に関する情報交換・協力	×	×	×	×	○	×
[38]	サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×
[39]	ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×
ネット知的財産保護ルール							
[40]	インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	×	×	×	○	×
[41]	サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	×	×	×	×	○	×

(各協定から筆者作成。)

4. 3. 4. モデルによる説明

メキシコは、GATS 第4議定書では「モデル参照文書」レベルのルールについてはフルコミットメントをしているが、WTO プラスレベルのルールに関しては、対日交渉に臨んで、「独自提案ルールオプション」(Q)、共有の「提案ルールオプション」(R)共に FTA 締結実績からは存在していなかった ($q=q^*=r=r^*=0$)。したがって、交渉前の貿易障壁水準は、日本市場について $t=p$ 、メキシコ市場について $t^*=p^*$ ということになる。これは、先に見た ASEAN6 か国の対日交渉に際しての状況によく似ている。

当時の日本が、日星 EPA 交渉以来アジア諸国でのルール共有に意義を感じていた P を日墨 EPA について提案することにメリットを感じないと感じる ($p^*=0$) 場合、又は、メキシコにおいてこれらの採用を貿易障壁低下と捉えない場合 ($p=0$) には、日墨間の合意は成立しないことになる。産学官による経済関係強化のための日墨共同研究会(2002)では日墨各々から互いへの情報通信ルールに関する「改善すべき点」の指摘がなく、この何れも成立した可能性がある。 $p=p^*=q=q^*=r=r^*=0$ であったと見た場合の日墨 EPA 交渉のゲームを図示すると、図 4-3 のようになる。

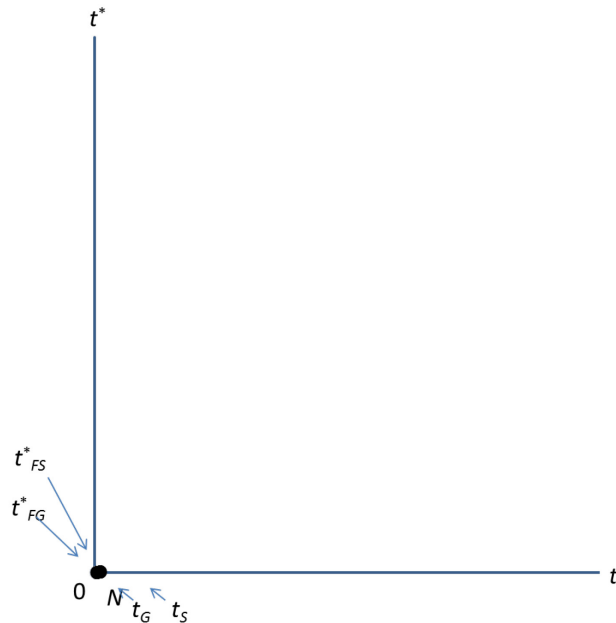


図 4-3 日墨 EPA 交渉のゲーム (交渉の不成立③N が原点にある場合)

チリについては、日本とは、2 項目の共有「提案ルールオプション」が存在しており、また双方からこれ以外にも「独自提案ルールオプション」があるので、これだけを見る限りでは、当時の日本がチリ市場について、WTO プラスのルールを追求する余地はあったと思われる。

しかし、他方で、前項で触れたように、日本の産学官では、サービス分野で「内国民待遇・最恵国待遇の付与」以外について EPA で扱うことへの消極姿勢が見られた。これは、情報通信ルールについては、 $p^*=q^*=r^*=0$ の効用しか日本側では見ていなかったことを示唆しているようである。そうすると、チリ市場について日本側では貿易障壁があると見ていないことになるので、情報通信関係 WTO プラスについて交渉に入る理由はないし、したがって、両国で合意に到ることもないことになる。これをモデルに即して説明すると、 $p^*+(1-\beta)q^*+r^*=0$ が成立していたことになるから、交渉可能領域がなくなり、合意が成立しないことになる。(図 4-4)

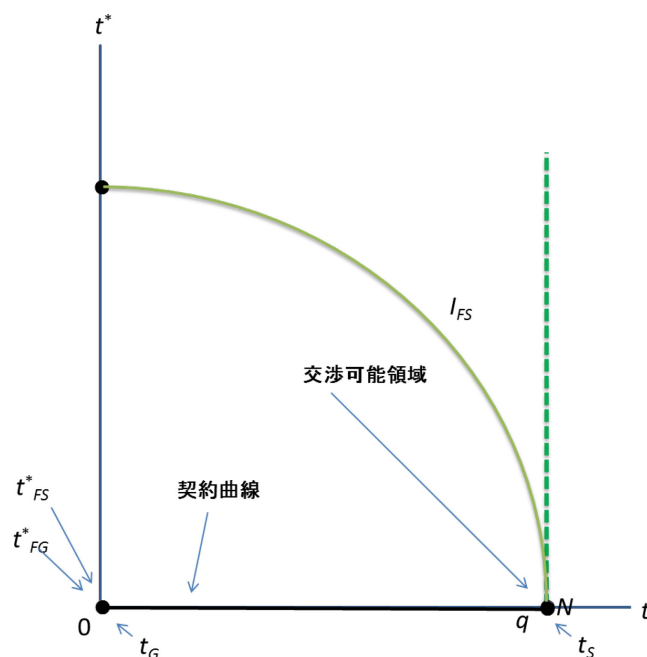


図 4-4 日チリ EPA 交渉のゲーム (交渉の不成立②Nが t 軸上にある場合)

日墨・日ペルーEPA におけるルール採否は、表 4-18 に整理したとおりとなる。日本とメキシコ、あるいは日本とペルーで各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 4-18 の網掛けがなされていない部分ということになるが、これがどちらの交渉についても空集合となっている。

表 4-18 日墨・日ペルーEPA 交渉の交渉解におけるルール採否

	採用された日本の独自提案ルールオプション	採用されなかった日本の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)^*$	αp^*	$(1-\beta)q^*$	βq^*	r^*
	$(1-\alpha)p$	αp	$(1-\beta)q$	βq	r
メキシコ	〇	[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む。)	〇	〇	〇
チリ	〇	[8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	〇	[2]番号ポータビリティ [3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別 [5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [6]再販売 [7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与 [11]主要なサービ	〇

				ス提供者における 接続約款又は 協定による相互 接続 [12]主要なサービ ス提供者におけ る接続協定のフ ァイリング [13]主要なサービ ス提供者におけ る専用回線によ るサービスの提 供及び料金 [16]海底ケーブル システムへのア クセス [18]規制機関によ る執行 [19]紛争解決 [20]技術中立性 [21]情報サービス (付加価値サー ビス) への非規制 [22]規制執行の差 し控え [24]デジタル・ブ ロダクトの無差 別待遇 [40]インターネッ トドメインネー ム割当の適正手 続き [41]サービスプロ バイダの責任制 限(ノーティスア ンドテイクダウ ン)	
--	--	--	--	---	--

(各協定より筆者作成。)

4. 4. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉

それでは、今度は、日本が平成 19 年(2007)から順次交渉に入り、同 23 年(2011)から 26 年(2014)にかけて署名に到ったインド、ペルー、オーストラリアの 3 国との EPA 交渉について見てみよう。

4. 4. 1. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉の経過

本項ではまず、上記 3 交渉の経過をトレースする。

4. 4. 1. 1. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉の開始

日本政府は、平成 19 年(2007)から 21 年(2009)にかけて、FTA での情報通信ルール盛り込みの実績の比較的多かったインド、ペルー、オーストラリアとの EPA 交渉を相次いで開始した。(表 4-19)

表 4-19 日本とインド、豪州、ペルーとの交渉の経過

インド	2007.1.31-----2010.9.9(大筋合意)—2011.2.16(署名)
豪州	2007.4.23-----2014.4.7(大筋合意)—2014.7.8(署名)
ペルー	2009.3.23(準備会合)・・・5.25-----2010.11.14(交渉完了)—2011.5.31(署名)

(各交渉経過についての日本政府発表から筆者作成。)

インドとの間では、平成 16 年(2004)11 月 29 日、ASEAN との首脳会合に出席するためラオスを訪問中の小泉総理がマンモハン・シン印首相とビエンチャンで首脳会談を行い、「経済関係強化のあり方につき、包括的な観点から協議するための枠組みとして『日印共同研究会 (JSG)』を立ち上げることで合意された²⁶²。共同研究会は、両国の産学官の代表から構成され、平成 17 年(2005)7 月から 18 年(2006)6 月にわたって 4 回の会合を開催し、同年 7 月、両国首脳への提言を含む報告書が提出された²⁶³。そこでは、サービス貿易に関して、次のように勧告して、IT 関連サービス、通信サービスを重点分野と位置づけた。

「3. 16. インドと日本のサービス貿易の非常に大きな潜在性を見据え、両国政府はサービス貿易に対する障害の除去のために実質的な手段をとることが必要である。この点を踏まえつつ、J S G は将来の議論において以下の大きく 4 つの原則を尊重することを勧告する。

- a) 全てのサービス分野と G A T S における供給の全てのモードを含む；
- b) 両国のコミットメントは、(水平ならびに垂直両方の) サービス部門の幅広い範囲を含む；
- c) 以下の分野に特に重点が置かれる：ソフトウェア・IT 関連サービス、金融サービス、通信サービス、建設サービス、輸送サービス；
- d) サービスの自由化は、両国の経済の競争力を高めるようにデザインされなければならない。」²⁶⁴

²⁶² 外務省「日本・インド首脳会談 (結果概要)」(平成 16 年 11 月 29 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean+3_04/india_g.html [last visited on December 12, 2016])

²⁶³ 外務省「日・インド経済連携協定 (交渉開始までの経緯)」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/j_india.html [last visited on December 12, 2016])

²⁶⁴ 日印共同研究会(2006), 3.16 (7.11 でも同様の指摘がなされている。)

平成 18 年(2006)12 月、マンモハン・シン印首相訪日時安倍晋三総理との日印首脳会談で、両首脳は、「JSG の勧告に基づき、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を速やかに開始することを決定」²⁶⁵、これを受けて、日印 EPA 締結交渉第 1 回会合は、平成 19 年(2007)1 月 31 日から 2 月 2 日の 3 日間、ニュー・デリーのインド商工省において開催された²⁶⁶。

豪州との間では、平成 15 年(2003)7 月 16 日、訪日中のジョン・ハワード豪首相と小泉総理により「日・オーストラリア貿易経済枠組み」への署名が行われ、貿易及び投資の自由化と円滑化を目標に、政府間で協力、対話や共同研究が進められることとなった²⁶⁷ (第一次共同研究)。平成 17 年(2005)4 月 20 日の小泉総理とハワード首相との間の首脳会談²⁶⁸では、「上述の作業を土台にして、また、両首脳により認識された双方のセンシティブティに配慮しつつ、自由貿易協定の実現可能性又はメリット・デメリットを含む日豪経済関係強化のため様々な方策についての共同研究を開始することに合意した。」²⁶⁹こうして始められるようになったのが第二次共同研究で、平成 18 年(2006)12 月に『日豪経済関係強化のための共同研究 (自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む) 最終報告書』がとりまとめられた²⁷⁰。同報告書では、サービス貿易に関する取組について、次のように積極姿勢を示しており、ここでは、日豪での交渉結果をアジア諸国のみならず、「アジア太平洋地域の他の国々」への範とする意向が示されている²⁷¹。

「45. 研究会は、日本とオーストラリアが WTO の場でサービス交渉に積極的に取り組んでいることや、他の国々と締結した EPA / FTA においてサービス貿易について野心的な約束をしていることに留意した。研究会は、両国間の EPA / FTA が、サービス貿易に関する一般協定 (GATS) のもとで約束した水準を超えることが重要であるという結論に達した。サービス分野において、野心的でこのようなレベルの高い成果を生み出すことができれば、アジア

²⁶⁵ 外務省「『日印戦略的グローバル・パートナーシップ』に向けた共同声明 (仮訳)」(平成 18 年(2006)12 月 15 日)

²⁶⁶ 外務省「日本・インド経済連携協定 (EPA) 締結交渉 第 1 回会合 (概要)」(平成 19 年 2 月)

²⁶⁷ 外務省「(仮訳) 日豪貿易経済枠組み」

²⁶⁸ 首相官邸「日・豪首脳会談後の共同記者会見」(平成 17 年 4 月 20 日)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/04/20press.html>) [last visited on February 22, 2017]

²⁶⁹ 日豪経済関係強化のための共同研究会(2006)、1

²⁷⁰ 日豪経済関係強化のための共同研究会(2006); 外務省「日・オーストラリア経済連携協定 (交渉開始までの経緯)」(平成 19 年 4 月)

²⁷¹ 日豪経済関係強化のための共同研究会(2006)、10

太平洋地域の他の国々への強力なメッセージとなり、この地域で今後締結される可能性のある貿易・経済に関する協定の模範となる。」

同報告書では、また、次のように、情報通信分野を扱うことに関して積極的な記述が続く。

「研究会は、新技術がビジネス取引の処理時間と効率性を高め得ること、電子商取引を促進する措置は二国間の貿易を一層円滑化する上で重要な役割を果たし得ることに合意した。研究会は、日豪両政府がそれぞれの現行のEPA/FTAにおいて電子商取引に関する規定を含めており、両国の取り組み方は類似したものであることに留意した。研究会は、EPA/FTAにおいて電子商取引を扱うことが有益であるとの結論に達した。」²⁷²

「両国間の・・・通信・・・の活動をいっそう促進することが可能であり、自由貿易協定はそのための重要なステップになる。」²⁷³

「EPA/FTAを結ぶことによって、・・・電気通信・・・などの分野に新たなビジネスチャンスが生まれる。」²⁷⁴

これを受け、平成18年(2006)12月12日の安倍総理とハワード豪首相との電話会談で、両首脳は、翌年から日豪EPA交渉を開始することで合意、日豪EPAが「両国間の戦略的関係の一層の強化に資するとの認識で一致」した²⁷⁵。

日豪EPA締結交渉第1回会合は、平成19年(2007)4月23日及び24日、キャンベラの外務貿易省において開催された²⁷⁶。平成20年(2008)4月28日、第5回会合の初日に両国でサービス貿易に関してオファー交換が行われている²⁷⁷。

豪州は非アジア国ではあるが、日本は、同国と情報通信ルールについてもEPAに盛り込む姿勢で交渉に臨んでいく。

ペルーとの間については、平成20年(2008)11月21日、ペルーを公式訪問した麻生太郎総理が、同国の大統領府においてアラン・ガルシア大統領と首脳会談を実施、ペルーが強く希望しているEPA締結交渉の開始に向けて前向きに検討したいと述べた。同会談では、ガルシア大統領からは、できるだけ早く交渉を開始したいとの意向が表明された²⁷⁸。

²⁷² 同上、7

²⁷³ 同上、18-19

²⁷⁴ 同上、19

²⁷⁵ 外務省「日豪首脳電話会談について」（平成18年12月12日）

²⁷⁶ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「日豪経済連携協定（EPA）締結交渉 第1回会合（概要）」（平成19年4月24日）

²⁷⁷ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「日豪経済連携協定（EPA）締結交渉 第5回会合（概要）」（平成20年5月1日）

²⁷⁸ 外務省「日ペルー首脳会談（概要）」（平成20年11月21日）

平成 21 年(2009)3 月 23 日から 25 日まで、東京において、日・ペルーEPA 締結交渉の開始に向けた準備会合が開催され²⁷⁹、同年 4 月 14 日の麻生総理とガルシア大統領の間の電話首脳会談により、交渉開始が正式に決定された。そして、同年 5 月 25 日から 30 日まで、リマにおいて、日・ペルーEPA 交渉第 1 回会合が開催された²⁸⁰。同年 7 月 6 日から 10 日まで、日本の外務省において開かれた第 2 回会合ではサービス貿易や知的財産権、電子商取引について²⁸¹、同年 10 月 1 日から 6 日まで東京で開かれた第 4 回会合では電気通信についても議論されたことが発表されている²⁸²。

4. 4. 1. 2. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉の署名・発効

これら 3 か国との交渉で最も早く協定が締結され発効したのはインドとの協定であった。平成 22 年(2010)9 月 9 日に両国で大筋合意が確認され²⁸³、同 23 年(2011)2 月 16 日、東京において前原誠司外務大臣とアーナンド・シャルマ印商工相との間で「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」への署名が行われた²⁸⁴。同協定は、同年 8 月 1 日に、日印各々の所要の国内法上の手続を完了し、発効した²⁸⁵。

日印 EPA は、それまでの日本の FTA の多く（日星 EPA を除く EPA）と異なり、情報通信ルールを全て本則と同じ扱いとし、ネガティブリスト方式が採られるようになった。具体的には、情報通信ルールについて、本則と一体的に設けられている附属書 5 に記載して締約国同士が原則として同一のルールにコミットする方式が採られ（附属書 5 では、コミットしない場合のみ各規定の注釈で個別的な適用の範囲について記載されている。）、相互主義の色彩が濃い。日本のこれ以後に締結される EPA、FTA では、情報通信ルールは、全て、このようなネガティブリスト方式で盛り込まれている。

²⁷⁹ 外務省「日・ペルー経済連携協定（EPA）締結交渉の開始に向けた準備会合（結果概要）」（平成 21 年 3 月 25 日）

²⁸⁰ 外務省「日・ペルー経済連携協定（EPA）交渉第 1 回会合の開催（概要）」（平成 21 年 5 月 30 日）

²⁸¹ 外務省「日・ペルー経済連携協定（EPA）交渉第 2 回会合の開催」（報道発表）（平成 21 年 7 月 10 日）

²⁸² 外務省「日・ペルー経済連携協定（EPA）交渉第 4 回会合の開催」（報道発表）（平成 21 年 10 月 6 日）

²⁸³ 外務省「岡田外務大臣談話 日・インド経済連携協定交渉 大筋合意」（平成 22 年 9 月 9 日）

²⁸⁴ 外務省「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の署名及び前原大臣とシャルマ・インド商工大臣との会談」（平成 23 年 2 月 16 日）

²⁸⁵ 外務省「日・インド包括的経済連携協定の発効及び第 1 回合同委員会の開催」（平成 23 年 8 月 1 日）

日印 EPA に次いで締結され、発効したのは、日ペルーEPA であった。平成 22 年(2010)11 月 14 日に交渉の完了が宣言され²⁸⁶、翌 23 年(2011)5 月 31 日、東京の外務省で、松本剛明外務大臣とエドゥアルド・フェレイロス・クッペルス・ペルー通商観光大臣との間で日ペルーEPA への署名が行われた²⁸⁷。更にその翌年の平成 24 年(2012)3 月 2 日には、日本、ペルーそれぞれの所要の国内法上の手続が完了し、同協定が、発効した²⁸⁸。

この協定において、日本としては、対米 FTA 締結実績のある国と、初めて情報通信ルールの EPA への盛り込みで合意したことになる。

日ペルーEPA では、日印 EPA に引き続き、情報通信ルールを全て本則で規定し、ネガティブリスト方式が採られ、相互主義の色彩が濃いものとなった。

日豪 EPA は、平成 26 年(2014)4 月 7 日に大筋合意が確認され²⁸⁹、同年 7 月 8 日にキャンベラにおいて行われた安倍総理とトニー・アボット豪首相との会談に際し、両者の間で署名が行われた²⁹⁰。同年 12 月 16 日の同 EPA の効力の発生に関する外交上の公文の交換を経て、翌平成 27 年(2015)1 月 15 日に同 EPA が発効した²⁹¹。

4. 4. 2. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」

次に、インド、ペルー、オーストラリアの各国が、日本との EPA 交渉に際してどのような「提案ルールオプション」を持っていたのかを確認する。これら 3 国は、いずれも、日本との交渉までに既に多くの情報通信関係 WTO プラスを FTA に盛り込む実績を持っていた。その個別について、確認していこう。

まず、インドは、日本との EPA より前に、シンガポール、韓国、マレーシアとの間でサービス貿易に関する規定を含む FTA を締結し、その中で情報通信関係 WTO プラスも多く盛り込み、これを発効させてきていた。(表 4-20)

²⁸⁶ 外務省「日・ペルー経済連携協定の交渉完了に関する共同声明（仮訳）」（平成 22 年 11 月 14 日）

²⁸⁷ 外務省「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の署名及び松本大臣とフェレイロス・ペルー通商観光大臣との会談」（平成 23 年 5 月 31 日）

²⁸⁸ 外務省「日・ペルー経済連携協定の発効及び第 1 回委員会の開催」（平成 24 年 3 月 2 日）

²⁸⁹ 「日豪首脳会談に関する共同プレス発表（4 月 7 日）」（平成 26 年 4 月 7 日）

²⁹⁰ 「安倍総理とアボット首相共同声明“21 世紀のための特別な戦略的パートナーシップ”」（平成 26 年（2014）7 月 9 日）

²⁹¹ 外務省「日・豪経済連携協定の効力発生に関する外交上の公文の交換」（平成 26 年 12 月 16 日）

表 4-20 インドの締結した通商条約(日印 EPA まで)の情報通信関係規定項目比較

通商条約	GATS (モデル参 照文書にフル コミット した場合)	A	B	C	D
電気通信ルール					
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール					
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	附 5	附 2	7.3	附 3	附 3
公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む。)		附 5		附 4.1	附 4
番号ポータビリティ				附 4.3**	附 5
再販売				附 4.2	附 6
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用 の非差別				附 4.4	
・主要なサービス提供者のルール					
不利でない待遇			7.4	附 5.1	附 7
競争条件セーフガード	約参 1	附 4	7.6	附 5.2	附 8
再販売				附 5.3**, 5.4	
ネットワーク要素のアンバンドルの義務 づけ権限の付与		附 3	7.5	附 5.5	
相互接続	約参 2	附 5	7.7	附 5.6	附 9
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での 相互接続	約参 2.2	附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2	附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2	附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価 に照らして定める料金	約参 2.2		7.7	附 5.6	附 9 I, II, III
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互 接続	約参 2.2	附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇ 接続約款による相互接続					附 9 VI
◇ 接続約款の認可制					附 9 VI
◇ 接続約款又は協定による相互接続		(附 5)**		附 5.6	附 9 VII
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3	附 5	7.7	附 5.6	附 9 IX
◇ 接続協定のファイリング		附 5	7.7	附 5.6	
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4	(附 5)**	7.7	附 5.6	附 9 X
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5	附 5	7.7		附 9 XI
専用回線によるサービスの提供及び料金				附 5.7	附 10
コロケーション等		附 3	7.5	附 5.8	附 9 V
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス		附 3	7.5	附 5.9	
海底ケーブルシステムへのアクセス				附 6	
・政府規制に関するルール					
独立の規制機関	約参 5	附 8	7.8	附 8	附 13
ユニバーサルサービス	約参 3	附 6	7.9	附 9	附 11
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、 拒否理由の告示	約参 4	附 7	7.10	附 10	附 12
希少な資源の分配及び利用	約参 6	附 9	7.11	附 11	附 14
規制機関による執行				附 12	
紛争解決		附 10	7.12	附 13	附 15
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・ 利用に関する措置等の透明性	附 4	附 11	7.13	附 14	附 16
技術中立性		附 12			
国際標準の促進	附 7	附 12			
付加価値サービス(情報サービス)への 非規制				附 7***	
協力	附 6				
電子商取引ルール					
電子的送信への関税不賦課		10.4			
デジタル・プロダクトの無差別待遇		10.4			
透明性		10.6			
要求されていない商業上の電子メッセージ の規制					附 17

- A) India - Singapore Comprehensive Economic Cooperation Agreement (CECA) (August 1, 2005)
 B) Comprehensive Economic Partnership Agreement Between The Republic Of Korea And The Republic Of India (January 1, 2010)
 C) Comprehensive Economic Cooperation Agreement Between The Government Of Malaysia And The Government Of The Republic Of India (July 1, 2011)
 D) Japan-India Economic Partnership Agreement (August 1, 2011)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。A の「附」は附属書 7D(Annex 7D)。C の「附」は附属書 8-2(Annex 8-2)。D の「附」は附属書 5。

* : 相互接続の同等・非差別性、接続料の公正性などを規定。

** : 努力規定。

*** : サービス提供義務を課すこと等を禁じているが、米国の多くの FTA で禁じている料金規制は禁じられていない。

(各協定から筆者作成。)

ペルーは、2009年に発効した米国との FTA において情報通信ルールの WTO プラスを多く盛り込み、日本との EPA より前では、更に、カナダ、韓国との間でも情報通信ルールの WTO プラスを盛り込んだ FTA を締結し、発効させてきた実績があった。(表 4-21)

表 4-21 ペルーの締結した通商条約（日ペルーEPA まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS (モデル 参照文書 にフルコ ミットし た場合)	A	B	C*	D	E	F	G	H	I
電気通信ルール											
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール											
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	附 5		14.2			1002	105VIII		13.3		113
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)			14.3								
番号ポータビリティ			14.3								119
再販売			14.3								122
ダイヤリング・バリティ、電話番号使用の非差別			14.3								
電話番号使用の非差別			14.3								
海底ケーブルシステムへのアクセス			14.5								
・主要なサービス提供者のルール											
不利でない待遇			14.4			1003			13.4		121
競争条件セーフガード	約参 1		14.4			1003	105VIII		13.5		120
再販売			14.4			1003					
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与			14.4								
相互接続	約参 2		14.4			1003	105VIII		13.6		123
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2		14.4			1003	105VIII		13.6I		123I
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2		14.4			1003	105VIII		13.6I		123I
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2		14.4			1003	105VIII		13.6I		123I
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金	約参 2.2		14.4			1003	105VIII		13.6I		123I
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参 2.2		14.4			1003			13.6I		123I
◇ 接続約款による相互接続											123II
◇ 接続約款又は協定による相互接続			14.4			1003					123III
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3		14.4			1003	105VIII		13.6II		123IV
◇ 接続協定のファイリング			14.4								
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4		14.4			1003	105VIII		13.6III		123V
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持											123VI
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5		14.12				105VIII				
専用回線によるサービスの提供及び料金			14.4								124
コロケーション等			14.4								
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス			14.4								
・政府規制に関するルール											
独立の規制機関	約参 5		14.7			1004	105VIII		13.7		125
ユニバーサルサービス	約参 3		14.8			1005	105VIII		13.8		126
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	約参 4		14.9			1006	105VIII		13.9		127
希少な資源の分配及び利用	約参 6		14.10			1007	105VIII		13.10		128
規制機関による執行			14.11			1008					
紛争解決			14.12			1009			13.11		130
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4		14.13			1010			13.12		129
技術中立性			14.14								
国際標準の促進	附 7					1013					131
付加価値サービス（情報サービス）再販事業者への非規制			14.6								
規制執行の差し控え			14.15			1011					
協力	附 6										
電子商取引ルール											
電子的送信への関税不賦課			15.3		13.1	1503			14.4		
デジタル・プロダクトの無差別待遇			15.3								
透明性			15.4			1504					
電子認証の法的有効性			15.6						14.8		
オンライン消費者保護			15.5			1505			14.5		
個人情報保護						1507			14.7		
貿易文書の電子化			15.7			1506			14.6		

情報交換・協力					1508		附 2	14.9		
ネット知的財産保護ルール										
インターネットドメインネーム割当の適正手続き		16.4								
サービスプロバイダの責任制限(ノータースアンドテイクダウン)		16.11 xxix								
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)										185

- A) United States-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (February 1, 2009)
- B) Peru - Chile (March 1, 2009)
- C) Peru - Singapore (August 1, 2009)
- D) Canada - Peru (August 1, 2009)
- E) Peru - China (March 1, 2010)
- F) EFTA - Peru Free Trade Agreement Between The Republic Of Peru And The EFTA States (July 1, 2011)
- G) Peru - Korea (August 1, 2011)
- H) Peru - Mexico (February 1, 2012)
- I) Japan - Peru (March 1, 2012)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。E の第 105 条 8 項は、GATS の電気通信附属書及び第 4 議定書約束表所引の参照文書の規定を FTA 第 8 章に包含するものとする規定。中国はこの他に、附属書 6a(Annex 6a)の 19 頁でページングについて参照文書を適用とする旨を規定。F の「附」は附属書 I(Annex I)。

*：11.2 条に GATS の電気通信附属書及び「参照文書」に準拠する旨の規定がある。

(各協定から筆者作成。)

オーストラリアでは、日本との EPA より前に、既に、2003 年から 2014 年にかけて、シンガポール、米国、チリ、マレーシア、韓国との間で多くの情報通信関係 WTO プラスを設けた FTA を設定してきていた。(表 4-22)

表 4-22 豪州の締結した通商条約(日豪 EPA まで)の情報通信関係規定の項目比較

通商条約	A	GATS (モデル 参照文 書にフ ルコミ ットし た場合)	B	C	D	E	F	G	H	I
電気通信ルール										
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール										
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5	10.3	805	12.2	11.3		9.4	9.3	10.3
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)			10.8		12.3	11.4		9.5	9.4	10.10
番号ポータビリティ			10.10		12.4	11.5		9.6	9.4	10.5
再販売										
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別					12.5	11.6		9.7	9.4	10.6
電話番号使用の非差別					12.5	11.6		9.7	9.4	10.6
海底ケーブルシステムへのアクセス					12.6	11.7		9.8	9.13	10.4
ビルへのアクセス			10.11							
・主要なサービス提供者のルール										
不利でない待遇			10.9I		12.7	11.9		9.10	9.5	10.8
競争条件セーフガード		約参 1	10.7, 10.9II		12.8	11.8	附 4	9.9,9.11	9.6	10.7
再販売			10.9V		12.9	11.11		9.12	9.7	10.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与			10.9III		12.10	11.12		9.13	9.8	10.11
相互接続		約参 2	10.9VII		12.11	11.10	附 6		9.9	10.10II
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参 2.2	10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.14	9.9	10.10II
◇ 差別的でない条件及び料金		約参 2.2	10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.14	9.9	10.10II
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参 2.2	10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.14	9.9	10.10II
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参 2.2	10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.15	9.9	10.10II
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参 2.2	10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.14	9.9	10.10II
◇ 接続約款又は協定による相互接続			10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.14	9.9	10.10III
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参 2.3	10.9VII		12.11	11.10	附 6	9.14	9.9	10.10IV
◇ 接続協定のファイリング									9.9*	
◇ 相互接続に関する取り決めの透明		約参	10.9VII		12.11	11.10		9.14	9.9	10.10V

性		2.4								
◇相互接続を通じ取得した秘密の保持										10.10VI
◇相互接続の紛争解決		約参 2.5	10.9VII		12.22		附9			10.10III
専用回線によるサービスの提供及び料金					12.12	11.13	附8	9.15	9.10	10.12
コロケーション等			10.9IV		12.13	11.14	附7	9.16	9.11	10.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス			10.9VI		12.14	11.15		9.17	9.12	10.14
・政府規制に関するルール										
アクセス拒否についての理由説明						11.16		9.18		
独立の規制機関		約参5	10.5		12.17	11.17	附11	9.19	9.15	10.15
ユニバーサルサービス		約参3			12.18	11.19	附12	9.20	9.16	10.16
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参4			12.19	11.20	附5、 附10	9.21	9.17	10.17
希少な資源の分配及び利用		約参6	10.12		12.20	11.21	附13	9.22	9.18	10.18
規制機関による執行			10.14		12.21	11.22		9.23	9.19	
紛争解決			10.6		12.22	11.23		9.24	9.20	10.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附4	10.4			11.24		9.25	9.21	10.19
技術中立性					12.15	11.18		9.26	9.22	
国際標準の促進		附7				11.26		9.31	9.24	10.23
付加価値サービス（情報サービス）再販事業者への非規制					12.16				9.14	
規制執行の差し控え					12.23					
産業参加			10.13			11.25		9.27	9.23	
協議								9.29		
協力		附6						9.30		
電子商取引ルール										
電子的送信への関税不賦課			14.3	1102	16.3	16.4		15.4	15.13	13.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇					16.4					13.4
透明性			14.2				10.3			
UNCITRALモデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	?		14.4	1103			10.4	15.5	15.4	
電子商取引の法的効果の許容						16.5				
電子認証の法的有効性			14.5	1104	16.5	16.6	10.5	15.6	15.5	
オンライン消費者保護			14.6	1105	16.6	16.7	10.6	15.7	15.6	
個人情報保護			14.7	1106			10.7	15.8	15.8	
貿易文書の電子化			14.8	1107	16.7	16.9	10.8	15.9	15.7	
要求されていない商業上の電子メッセージの規制								15.10	15.9	10.20
情報交換・協力				1108		16.10	10.9			13.10
大きな負担とならない国内規制			14.4	1103		16.5				13.5
ネット知的財産保護ルール										
インターネットドメインネーム割当の適正手続き					17.3	17.24			13.4	
サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）			13.12		17.11 xxix	17.40		13.16	13.9xxix	
サービスプロバイダの責任制限（概括的規定）										16.16

- A) Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA) (January 1, 1983)
 B) Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA) (July 28, 2003)
 C) Thailand-Australia Free Trade Agreement (TAFTA) (January 1, 2005)
 D) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)
 E) Australia-Chile Free Trade Agreement (ACFTA) (March 6, 2009)
 F) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効: オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア; 2010年3月12日発効: タイ; 2011年1月1日発効: ラオス; 2011年1月4日発効: カンボジア; 2012年1月10日発効: インドネシア)
 G) Malaysia-Australia Free Trade Agreement (MAFTA) (January 1, 2013)
 H) Korea-Australia Free Trade Agreement (KAFTA) (December 12, 2014)
 I) Japan-Australia Economic Partnership Agreement (JAPEA) (January 15, 2015)

註: GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Fの「附」は電気通信附属書(Annex on Telecommunications (Chapter 8))

*:ファイリングを求められることができるとする規定であり、ファイリングが必須化されている規定ではない²⁹²。
 (各協定から筆者作成。)

292 “Each Party shall ensure that major suppliers in its territory may be required to file interconnection agreements with the Party's telecommunications regulatory body.”と規定されている。

4. 4. 3. 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉における情報通信ルールの採否

日印交渉、日ペルー交渉、日豪交渉の各々について、交渉時における交渉当事国の「提案ルールオプション」と交渉結果とを対照させると表 4-23 のようになる。

表 4-23 日印 EPA 交渉から日豪 EPA 交渉までにおける交渉参加国の提案ルールオプション、情報通信関係 WTO プラスの項目比較

情報通信関係 WTO プラス項目	各国の提案ルールオプション又は EPA									
	日本の提案ルールオプション (2011)	インドの提案ルールオプション (2011)	日印 EPA (2011)	日本米国の提案ルールオプション (2012)	ペルーの提案ルールオプション (2012)	日ペルー EPA (2012)	日本の提案ルールオプション (2015)	豪州の提案ルールオプション (2015)	日豪 FTA (2015)	
電気通信ルール										
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
[2] 番号ポータビリティ	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	×	○	×	×	○	×	×	×	○	
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
[6] 再販売	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	×	○	×	×	○	×	×	○	○	
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	○	×	○	○	×	○	○	×	×	
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	○	×	○	○	×	×	○	×	×	
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
[12] 接続協定のファイリング	×	○	×	×	○	×	×	△	×	
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	○	×	×	○	×	×	○	○	
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	×	○	×	×	○	×	×	○	○	
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
[18] 規制機関による執行	×	○	×	×	○	×	×	○	×	
[19] 紛争解決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
[20] 技術中立性	×	○	×	×	○	×	×	○	×	
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制	×	△	×	×	○	×	×	○	×	
[22] 規制執行の差し控え	×	×	×	×	○	×	×	○	×	
[23] 産業参加	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
電子商取引ルール										
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	○	×	○	○	×	○	○	○	
[25] 電子商取引関係法等の透明性	×	○	×	×	○	×	×	○	×	
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	○	×	×	○	×	×	○	○	○	
[28] 電子認証の合法性	×	×	×	×	○	×	×	○	×	
[29] オンライン消費者保護	○	×	×	○	○	×	○	○	×	
[30] 個人情報保護	○	×	×	○	○	×	○	○	×	
[31] 貿易文書の電子化	×	×	×	×	○	×	×	○	×	
[32] オープンインターネット	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	○	○	×	×	○	○	○	
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	×	×	○	○	×	○	○	○	
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
ネット知的財産権保護ルール										
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	×	×	×	○	×	×	○	×	
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	△	×	×	△	○	△	△	○	△	

(各協定から筆者作成。)

日本が対米 FTA 締結実績のある国と情報通信ルールを盛り込む個別的 FTA 交渉を行ったのは、このペルーとの交渉と豪州との交渉とが初めてのものだった。また、インドは、対米 FTA の実績はないが、米国と FTA を締結した後のシンガポールとの間で FTA の締結実績があった。

第二章で見たように、日米間では既に FTA におけるルールの多様化が生じていたから、日本とインド・ペルー・豪州との間でも互いに異なるルールが各々の FTA で設定されていた。

日印、日ペルー、日豪の各交渉では、日本もその交渉相手国も、各々、「提案ルールオプション」を持って臨んだわけだが、その何が EPA に採用され、何が採用されなかったのか、日本と交渉相手国各々の「提案ルールオプション」ごとに見てみよう。

4. 4. 3. 1. 日本の「提案ルールオプション」からの採否

日本がインド、ペルー、豪州との EPA 交渉に臨んだ際に過去の EPA 交渉で実績のあった「提案ルールオプション」は、日星 EPA における実績に加え、スイスの EPA 交渉実績もあり、8 項目以上になっていた。

ここには、日本が日星 EPA 以来の各 FTA への盛り込みで追求してきた規律的な情報通信関係 WTO プラス、つまり、[1]公衆電気通信事業者の相互接続義務；主要なサービス提供者の、[8]加入者回線の細分化（アンバンドル）、[9]接続約款による相互接続、[10]接続約款の認可制、[14]コロケーション（接続に必要な設備の設置）の 5 項目が含まれる。まず、この 5 項目について見てみよう。

インドは、これら 5 項目のうち、[8]加入者回線の細分化（アンバンドル）を除く 4 項目、即ち、[1]公衆電気通信事業者の相互接続義務；主要なサービス提供者の、[9]接続約款による相互接続、[10]接続約款の認可制、[14]コロケーションの確保を EPA に盛り込むことを受け入れた。インドでは、表 4-20 に見るように、[1]及び[14]は、2005 年 8 月 1 日に発効した対星 FTA で既に盛り込みの実績を持っており、これら 2 項目は、日本とインドで共通した「提案ルールオプション」であった。[9][10]は、日本の「独自提案ルールオプション」であったところ、インドは、これをこの日本との EPA で初めて FTA に受け入れた。

この[9][10]に関しては、インドでは、既に、インド電気通信規制庁(TRAI (Telecom Regulatory Authority of India))による 2002 年電気通信相互接続（相互接続約款）規則²⁹³第 3 条第 1 項の規定により、著しい市場支配力(SMP (Significant Market Power))を有するサービス提供者には、相互接続の技術的・商業的条件を

²⁹³ The Telecommunication Interconnection (Reference Interconnect Offer) Regulation, 2002

記載した相互接続約款(RIO (Reference Interconnect Offer))を TRAI の定めたモデル RIO (上記規則附属書 B(Annex-B))に基づき、TRAI の認可を受けた上で公表する義務が課されており、[9][10]は、その国内ルールとも整合的で、受け入れやすかったのだろう。

他方で、[8]に関しては、加入者回線のアンバンドルがインドの国内ルールとして導入されていない。これについて、TRAI は、2004 年 4 月 29 日に、ブロードバンドサービスの速やかな成長と競争を促進するために、無差別の加入者回線(ローカルループ)のアンバンドリングが行われるべきことを勧告した²⁹⁴が、電気通信局(DoT (Department of Telecommunications))は、ローカルループの商業ベースでの提供を促す政策をとっており、アンバンドル規制は採用されていないという²⁹⁵。このように国内ルールにおける競争政策として異なる政策が採られていることが、インドが EPA でこのルールを採用しなかった理由だろう。

日ペルーEPA では、日本が日星 EPA 等で盛り込んできた規律的な情報通信ルール WTO プラス 5 項目のうちからは、[9]主要なサービス提供者の接続約款による相互接続の規定が盛り込まれた(第 123 条第 2 項)。このルールについては、ペルーの既存の FTA では盛り込みの実績はなく、日本の「独自提案ルールオプション」であったので、ペルーとしては FTA で初めて盛り込んだルールとなった。これに関して、同国の国内ルールとしては、日ペルー交渉前の 2008 年 6 月 10 日に公布された政令 1019 号²⁹⁶において、第 12 条に、提供条件を特定した基本的オファーの提供を主要なサービス提供者に義務付ける規定を設けている。このように国内ルールとして既に接続約款の策定を求めるルールが整備されていたので、ペルーとしてもこのルールの受入れは難しくなかったのだろう。

他方で、上記 5 項目のそれ以外の 4 項目 ([1]公衆電気通信事業者の相互接続義務；主要なサービス提供者の、[8]加入者回線の細分化(アンバンドル)、[10]接続約款の認可制、[14]コロケーションの確保)については、日ペルーEPA への盛り込みはなかった。ペルーの上記の政令 1019 号では、主要なサービス提供者の電気通信基盤へのアクセスや共用は、その子会社等と同等でなくてはならず(第 6 条)、また、主要なサービス提供者には合理的でコスト志向的な条件を受ける権利があること(第 7 条)が決められているが、電気通信基盤へのアクセスや共用は、一次的には事業者間の合意によるとされており、電気通信民間投資監督庁(OSIPTEL (Organismo Supervisor de Inversión Privada en Telecomunicaciones))の介入は協議で合意に到らなかったときに行われることになっている。このよう

²⁹⁴ Telecom Regulatory Authority Of India (2004), 28-29

²⁹⁵ 河村(2006), 6

²⁹⁶ Decreto Legislativo N° 1019

に、基盤へのアクセスについて、まずは事業者間協議によることとするルールが上記 4 項目の採用には馴染みにくいと判断されたのだろう。

日豪 EPA では、日本が日星 EPA 以来追求してきた WTO プラス 5 項目からは 2 項目が採用された。その 2 項目([1]公衆電気通信事業者の相互接続義務；[14]主要なサービス提供者のコロケーション（接続に必要な設備の設置）の確保)は、豪星 FTA10.8 条、10.9 条第 4 項で既に盛り込まれ、豪州としては FTA ルールとして実績のある内容であったから、日本と豪州で共有された「提案ルールオプション」であった。他の 3 項目（主要なサービス提供者の、[8]加入者回線の細分化（アンバンドル）、[9]接続約款による相互接続、[10]接続約款の認可制）は盛り込まれなかった。

これに関して、豪州の国内ルールを見ると、例えば、加入者回線のアンバンドルのルールは既に導入されている。ただ、[8][9][10]の 3 項目は、これを導入した日星 EPA では、事前規制（認可制）をベースとしている。[10]で認可制と明示された接続約款の制度によって、[8][9]のルールも日本、シンガポールでは担保されている。

豪州では、相互接続に関しては、豪州競争・消費者委員会(ACCC (Australian Competition and Consumer Commission))が所掌し、一般的な競争法規である 1974 年取引慣行法²⁹⁷（現 2010 年競争・消費者法²⁹⁸）に設けられた第 XIC 部の規定によって規制されてきた。ここでは、ACCC が告示²⁹⁹したサービスについて、サービス提供者は標準アクセス義務³⁰⁰が課されるとされる。そして、サービス提供者の相互接続の条件がこの義務に適合しているか否かは一次的には当事者間の合意によるとされ、合意がない場合に ACCC の介入が行われる枠組みとなっており、事後規制を中心とした規律によりネットワークへのアクセスを担保している。

豪州では、[8][9][10]のような事前規制をベースにしたルールで拘束されることは受け入れられなかったのだろう。

以上見てきた 5 項目 ([1][8][9][10][14]) 以外で日本の「提案ルールオプション」となっていたものには、[2]番号ポータビリティ、[19]紛争解決などのルールがある。これらは殆どが各 EPA に採用された（唯一、日ペルー EPA で[36]要求されていない商業上の電子メッセージの規制のルールが採用されなかった）。

²⁹⁷ Trade Practices Act 1974 (Act No. 51 of 1974)

²⁹⁸ Competition and Consumer Act 2010

²⁹⁹ declaration

³⁰⁰ Standard access obligations

4. 4. 3. 2. インド、ペルー、豪州の「提案ルールオプション」からの採否

インド、ペルー、豪州の「提案ルールオプション」にも、各々、日本の「提案ルールオプション」にはない「独自提案ルールオプション」があった。これらについて、日本側も、日印 EPA と日豪 EPA ではルールへの採用を受け入れているものがある。

日印 EPA では、[5]主要なサービス提供者の不利でない待遇、[6]再販売、[13]専用回線によるサービスの提供及び料金、[19]紛争解決の規定がインドの「独自提案ルールオプション」から採用された。

日ペルーEPA では、ペルーの「独自提案ルールオプション」から盛り込むこととなったルールはなかった。

豪州の「独自提案ルールオプション」からは、[3]ダイヤリング・パリティ、[7]ネットワーク要素へのアンバンドルの義務づけ権限を規制庁に付与することとする規定、[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス、[16]海底ケーブルへのアクセスのルールが EPA に盛り込まれた。

日本ではこれらを受けての国内ルール変更は行っていない。したがって、当時の日本ではこれら日本で新しく EPA に盛り込んだルールが従来からの国内ルールと整合的ではないとは考えていなかったことが分かる。

交渉相手国の「独自提案ルールオプション」の中には、日本の EPA のいずれかで採用しなかったものが 13 項目ある。これについて整理してみよう。

この内、日印、日ペルー、日豪の 3 協定の何れかには盛り込まれなかったものの、3 協定又はその後の協定の中では盛り込まれたものが 9 項目ある。

この内の 5 項目、つまり、[3]ダイヤリング・パリティ、[6]再販売、[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与、[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス、[16]海底ケーブルシステムへのアクセスへの日本政府の態度は交渉毎に一貫してはいない。EPA への盛り込みを受け入れている場合もあれば、受け入れている場合もある³⁰¹。

また、残る 4 項目、つまり、[18]規制機関による執行、[20]技術中立性、[22]規制執行の差し控え、[40]インターネットドメインネーム割当の適正手続きは、3 協定の何れにおいても盛り込まれなかったが、この後の TPP 協定（ペルー、オ

³⁰¹ [3]ダイヤリング・パリティ、[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与、[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス、[16]海底ケーブルシステムへのアクセスの 4 項目は、日本はインド、ペルーとの EPA では盛り込まなかったが、対豪 EPA では盛り込んだ。[6]再販売は、逆に、豪州との EPA でのみ盛り込まなかった。

ーストラリアが合意に参加。)では盛り込まれた。

これら 9 項目については、各 EPA や TPP 協定への採用に際して日本では法令改正など国内ルール変更の手続きをとっていないので、日本では特に国内ルールと不整合であるとは考えられていないことが分かる。しかし、これら 9 項目を採用していない EPA も他方で日本は締結しているのだから、日本では、これら 9 項目について、EPA に必須的に盛り込むべきものとはまでは考えていなかったことになる。積極的に採用しようと思っていないわけではないが、交渉上のやりとりの中で受け入れる場合もあったものと見ていいだろう。

対するに、日本の FTA では全く採用することがなかった項目は、次の 4 項目であった。

[12]主要なサービス提供者における接続協定のファイリング

[17]アクセス拒否の理由説明

[21]情報サービス（付加価値サービス）への非規制

[41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)

この内、[17]は、豪州の対チリ・対マレーシア両 FTA のみに実例がある（豪チリ FTA では、第 11.16 条、豪マレーシア FTA では第 9.18 条。）もので、アクセス拒否が行われる場合には明確で詳細な文書による理由説明がなされるべきことを定めたものである³⁰²。これについては、GATS から多くの FTA で継受されている「公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用」の規定を日豪 EPA でも継受しており（第 10.3 条）、その中で公衆電気通信伝送網へのアクセスの確保が義務づけられ、アクセス拒否は想定されていない（条件を付すことのみが認められている）。この規定を前提に考えると、[17]アクセス拒否の理由説明のルールにはそもそも意義があるとは思われなかつただろう。

これを除いた[12][21][41]の 3 項目については、日本に既にある国内ルールとの不整合が見られる。それが日本の EPA/FTA に盛り込まれなかつた要因だろう。

まず、[12]の接続協定のファイリングのルールは、透明性確保のために「主要なサービス提供者」がサービス提供者間の個別的な相互接続の協定を電気通信規制庁にファイリングを行うことを求めるというものである。ファイリングは我が国の法制の届出あるいは認可に近いものと思われる。これに対して日本の国内ルールでは、「主要なサービス提供者」である第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者には、接続約款を策定し総務大臣の認可を受ける義務が電気通信事業法第 33 条に規定されている。日本では接続約款が認可されているものである以上、この接続約款に定める接続料及び接続条件による個別の接続

³⁰² 豪チリ FTA の 11.16 条(Denial of Access)では、“Each Party shall ensure that any decision of the Party to deny access will be provided with a clear and detailed written explanation.”と規定している。

協定について、あらためて認可を受けたり届出したりすることは求められていない。つまり、日本では、「主要なサービス提供者」について認可接続約款による相互接続のルールがあるため、個別的な接続協定のファイリングのルールまでは必要ではないと考えられている（実際、日本では、この認可接続約款の制度を創設した平成9年(1997)の電気通信事業法改正法において、それまで認可制が採られていた個別の接続協定について、接続約款に定める接続料及び接続条件による限りは認可を不要とするように制度を変更している）。これは、また、[12]のルールは、日本では、自ら EPA で推進してきた接続約款に関する[9][10]のルールとの間で両立しにくいことも意味している。

次に[21]の「情報サービス（付加価値サービス）への非規制」は、情報サービス（付加価値サービス）についてサービス提供を義務づけたり料金規制を行ったりすること等を禁止するルールで、NAFTA で初めて採用されたルールだが、GATS には盛り込まれなかったものであった。日本の国内ルールでは、電気通信設備を提供しながら電気通信サービス（電気通信役務）ではないとして、規制を設けないサービスカテゴリーを設ける考え方は採られていない。また、ここで大きいのは、米国で長く行われてきたようにインターネット接続サービスを情報サービスと見る場合で、料金規制を全く行わないこととなると、この部分について現行電気通信事業法にあるような接続約款の認可のルールを執行することはできなくなりかねないのであり、現行の国内ルールには適合しない。これはまた、インターネット接続サービスに関しては、[21]のルールは、日本が EPA で推進してきた[10]のルールとの間で両立が容易ではないことも意味している。

また、[41]の「サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)」のルールは、2. 8. で触れたように、ネット上の著作権侵害への対応に関するプロバイダの責任を制限するルールで、1998年に施行された米国のデジタルミレニアム著作権法(DMCA)³⁰³によって導入されたのと同様の「ノーティスアンドテイクダウン」と呼ばれる手続きである。これによれば、インターネットプロバイダは、著作権の侵害を受けたと主張する者の通知を受領したときは、当該侵害に係る情報へのアクセスを除いたり不能にしたりすれば責任を問われないとされ、プロバイダでは著作権の侵害の有無について判断をしないで手続きを遂行することになる。これに対して、日本の国内ルールであるプロバイダ責任制限法³⁰⁴第3条の規定では、プロバイダは、著作権侵害を信じるに足りる相当の理由があったとき、又は、情報発信者に削除の申し出があったことを連絡し7日以内に反論がないときにサーバ等から情報を削除すれば責任を問われなくても

³⁰³ Digital Millennium Copyright Act (Public Law 105-304)

³⁰⁴ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月30日法律第137号）

のとされるから、この手続きでは、著作権侵害についてのプロバイダによる実体的判断も想定される。日ペルー、日豪 EPA の規定では、米ペルー・米豪両 FTA に盛り込まれた「ノーティスアンドテイクダウン」手続きを落とした柔軟な概括的な規定としてプロバイダ責任制限条項を盛り込んでおり、日本の国内ルールとの不整合が生じないようにされたものであることが分かる。

日本が FTA には盛り込まないこととしてきたこれら[12][21][41]の 3 項目のルールは、どういう拡散経路を辿ってインド、ペルー、豪州の FTA に採用されていたのだろうか。

[12]主要なサービス提供者における接続協定のファイリングについては、インドとペルーが「提案ルールオプション」としていた。インドでは、これを、対シンガポール FTA で初めて FTA に盛り込む実績を作ったもので、そのシンガポールはそれに先立つ米国との FTA で初めてこれをルールとして盛り込んでいた。ペルーでは、米国との FTA でこれを初めて盛り込んだ。いずれも米国の FTA が起源となっているものであることが分かる。

[21]情報サービス（付加価値サービス）への非規制は、ペルーと豪州とが「提案ルールオプション」としていたものだが、ペルーでも豪州でも米国との FTA でこれを初めて FTA に盛り込んでいるから、やはり、米国の FTA が起源となっている。インドは、米国の FTA とは直接の関連はなく、対マレーシア FTA(2011 年発効。)でこのルールを実績としていた。ただ、同 FTA では、提供義務を課すことは禁じられたが、料金規制は禁じられておらず、米国の FTA よりもルールの内容が限定的なものとなっている。いずれにしても、このルールは、米国がカナダ、メキシコとの間で締結した NAFTA で最初に盛り込まれたものであるので、これが参照された可能性はある。

[41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)は、ペルーと豪州で「提案ルールオプション」としていた。この制度は、米国で DMCA で 2000 年に導入されたもので、ペルーではこれを米国との FTA で最初に盛り込んでいる。豪州においては、[41]は対シンガポール FTA で初めて FTA 規定になったものであるが、そのシンガポールは、対米 FTA 交渉でこれをルールとして受け入れた。シンガポールのそれまでの国内ルールについて、米国産業界の IFAC-3 では、「サービス提供者の責任につき、受け入れがたいくらい広範な責任免除が設けられていた」としており、これが、米星 FTA 交渉の結果、米国の「DMCA 第 512 条に見られる規定を大変近くたどった優れた(excellent)一連の規定」となったと IFAC-3 では受け止めている³⁰⁵から、米国との FTA 交渉でこのルールがシンガポールに受け入れられたものようだ。[41]もやはり米国の FTA が

³⁰⁵ IFAC-3 (2003a), 19

起源となっている。

このように、インド、ペルー、豪州の「独自提案ルールオプション」で日本では EPA への受入れを行わなかったルールは、米国の国内ルールが投影された米国の FTA にある制度であったことが分かる。そして、その内容において、日本が既に整備した国内ルール、日本が EPA で盛り込みを進めてきたルールとの間で両立が難しいものと見られ、日本では FTA において盛り込みをしてこなかったものであった。

日豪 EPA の日本側交渉担当者にインタビューした結果によれば、日豪の実際の交渉の場では、豪州からは「競争ルールに関する提案が多かった」という。「豪州は、すでに米国と FTA を締結していた国であり、豪州からの提案は米豪 FTA に基づいたものばかりであった」ということであるから、豪州の交渉態度は、米国の他国との交渉における交渉態度に近いものであるはずと意識されていたことが分かる。日本側の交渉担当者としては、「今後の日米 EPA を見据えた法的競争を強く意識していた」という³⁰⁶。

ペルーについても、米国の求める内容に即した情報通信関係 WTO プラスを盛り込んだ FTA を既に米国との間で締結していたという点では、豪州と同様である。2008 年 6 月 10 日に公布されたペルーの政令 1019 号³⁰⁷は、相互接続についてのルールを規定するもので、全体として、米ペルー FTA の施行のための法整備を行ったものと見られている³⁰⁸。

第二章で見たように、日本と米国の FTA でルールの多様化が生じていたが、このことから、インド、ペルー、豪州のような、米国と FTA 交渉をしたり、米国と FTA 交渉をした国と FTA 交渉をすることで米国の FTA のルールを受け入れた国と日本の間でもルールの多様化が生じている。その結果、日本では受け入れが難しいルールをインドやペルー、豪州が自国の FTA で採用する実績を持っていた。こういった中、インド、ペルー、豪州と日本とが EPA 交渉を行ったわけだが、この場合にも、日本で受け入れが難しいルールは除外しつつ、しかし共有可能なルールがあるために EPA への情報通信関係 WTO プラスの盛り込みが実現していたのであった。

これは、換言すると、日本とペルー・豪州との間で行われたのは、相互に FTA で共通化すべきルールと相互に違っていていいルールとの峻別作業であったということである。例えば、[1]公衆電気通信網における相互接続の確保は共通化すべきルールだとされたことになる。また、日豪間では、主要なサービス提供者

³⁰⁶ 総務省多国間経済室に所属した山田隆裕課長補佐へのインタビュー(平成 26 年 12 月 19 日に実施。)結果。

³⁰⁷ Decreto Legislativo N° 1019

³⁰⁸ Staples (2011), 66

のネットワークへのアクセス条件は約款又は協定で決定すべきだということ ([11])までは共通ルールとするが、約款の策定を必須とする([9])か個別協定のみでもいいとするか、また、政府が加入者回線の細分化を求める([8])か、そこは主要なサービス提供者の裁量とするかは、各国で異なるルールとして構わないとされたということである。

4. 4. 4. モデルによる説明

日印、日ペルー、日豪の各交渉について、先に設定したモデルの考え方に即して見てみよう。

日本とインド、日本とペルー、日本と豪州とは、互いに共通の「提案ルールオプション」があり、モデル上は、 R が存在し、 $r > 0, r^* > 0$ であるので、EPA に情報通信関係 WTO プラスを盛り込む合意ができる十分条件が成立していたことになる。

また、日本とインド、日本とペルー、日本と豪州とでは、各国でその「独自提案ルールオプション」もあった。

インド、ペルー、豪州の「独自提案ルールオプション」には、例えば、アメリカの FTA に起源を持つ[12]情報サービスの非規制のルールが含まれており、日本は、少なくともこのルールは、既に導入済みの国内ルールとの間で一貫しないと考えているので、メリットを感じていない。したがって、 $\beta q > 0$ となっていたと言える。

日本の「独自提案ルールオプション」には、例えば、[8]加入者回線アンバンドルのルールが含まれていたが、これは、インド、ペルー、豪州では既存の国内ルールとは両立しにくいと考えられたようであり、日本の「独自提案ルールオプション」にはインド、ペルー、豪州ではメリットを感じないルールが含まれていたため、 $ap^* > 0$ が成立していたと言える。

$ap^* > 0, \beta q > 0$ であるから、そうすると、モデル上は、想定されるゲーム展開はケース 4 であるはずだということになる。

これを図示すると、図 4-5 のようになる。

日本、インド、ペルー、豪州とも、政府は積極的に FTA 展開をそれまで進めてきているので、日本政府の理想点は、 $(\beta q, 0)$ 、インド、ペルー、豪州政府の理想点は、 $(0, ap^*)$ と考える。

契約曲線は交渉当時の両国政府の理想点を結ぶ線分となる。効率的には、図中の A 点が交渉解ということになる。このような効率的な合意ができない場合も考慮すると、交渉可能領域内で、 $t \leq \beta q, t^* \leq ap^*$ となる中で合意があるだろう。

各交渉では、実際に、交渉当事国は、互いの独自提案ルールオプションの一部

を除き合意しており、これは、モデルで説明可能な結果と言える。

ただ、実際の合意点において、例えば、 $t=\beta q$ となったか、 $t<\beta q$ となったかは、やや見にくい。

交渉解において $t=\beta q$ となる場合、つまり、日本政府が導入にメリットがあると考えられるルールのみについてコミットメントをしたとした場合、日本の国内市場についての貿易障壁低下は、 $(1-\alpha)p+(1-\beta)q+r$ になるのだが、実際の交渉では、日本がこれを超えたコミットメントをして $t<\beta q$ となった可能性はある。何故ならば、日本は、先に見たように、対インド、ペルー交渉ではコミットメントしなかった相手国の「独自提案ルールオプション」のルールを対豪交渉ではコミットメントしたり（例えば、[16]海底ケーブルシステムへのアクセスのルール。）、対豪交渉ではコミットしなかった豪州の「独自提案ルールオプション」のルールに、対インド、ペルー交渉ではコミットメントしたり（例えば、[6]再販のルール。）しており、積極的に採用してきたわけではないルールの採用も EPA 交渉相手国によっては行っているからだ。

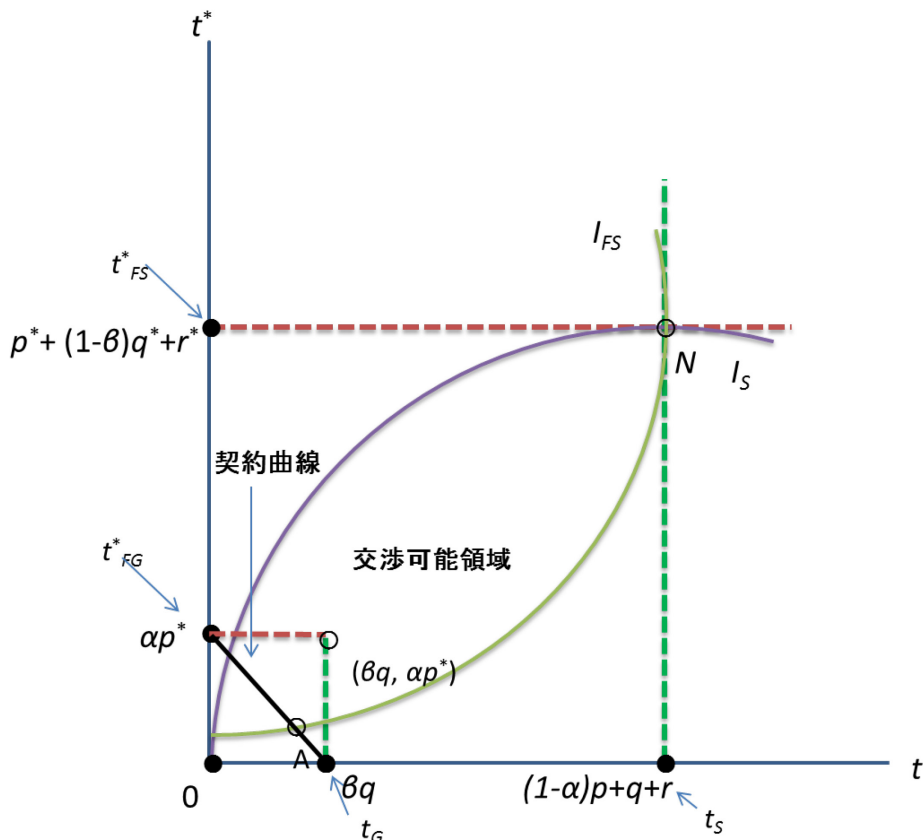


図 4-5 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉のゲーム（ケース 4）

交渉解においては、P, Q についてはその一部が EPA ルールとして成立しない

こととなるが、実際の交渉結果でも、交渉当事国は、互いの「独自提案ルールオプション」の一部又は全部を EPA ルールに盛り込まなかった。

この中で、インド、ペルーが受け入れた日本の「独自提案ルールオプション」からのルールがこれら両国で導入済みの国内ルールと同様のものだったこと、日本が受け入れたインド、豪州の「独自提案ルールオプション」からのルールが日本の国内ルールの変更を要しないものであった（日本では、これら EPA の締結、発効によって情報通信に関する法令改正を行っていない。）ことから、これら各国各々が、既に導入済みの国内ルールと一貫しないルールの採用を回避し、各国の国内ルールと整合的なもののみが EPA に採用されたことが見てとれる。

日印、日ペルー、日豪 EPA におけるルールの採否は、表 4-24 に整理したとおりとなる。日本とインド、ペルー、豪州が各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 4-24 の網掛けがなされていない部分ということになる。

これは、日本の進める「法的競争」、これは、先に触れた日豪の第二次共同研究の『最終報告書』の表現³⁰⁹を使うと、今や、「アジア諸国」にとどまらず、「アジア太平洋地域」の諸国を視野に入れたものということになるが、その見地からは、日星 EPA 以来進めてきた 5 つのルールについて、先にも触れたように、対インドでは、[1][9][10][14]の 4 項目、対ペルーでは、[9]の 1 項目、対豪州では、[1][14]の 2 項目について、コミットメントが得られたので、全面的な成果とは言えないでも、部分的に成果を得たことになる。

³⁰⁹ 日豪経済関係強化のための共同研究会(2006), 10

表 4-24 日印、日ペルー、日豪 EPA 交渉の交渉解におけるルールの採否

交渉相手国	採用された日本の独自提案ルールオプション	採用されなかった日本の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$ ~	$\sim ap^*$	$(1-\beta)q^*$ ~	$\sim \beta q^*$	r^*
	$(1-\alpha)p$ ~	$\sim ap$	$(1-\beta)q$ ~	$\sim \beta q$	r
インド	[2]番号ポータビリティ [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者における接続約款の認可制	[8]主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	[5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [6]再販売 [13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金 [19]紛争解決	[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別 [7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与 [12]接続協定のファイリング [15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス [16]海底ケーブルシステムへのアクセス [18]規制機関による執行 [20]技術中立性 [21]情報サービス（付加価値サービス）への非規制	[1]公衆電気通信網における相互接続 [11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保
ペルー	[9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	[1]公衆電気通信事業者の相互接続義務； [8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化（アンバンドル）、 [10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制、 [14]主要なサービス提供者の、コロケーションの確保 [36]要求されていない商業上の電子メッセージの規制	○	[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別 [7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与 [12]接続協定のファイリング [15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス [16]海底ケーブルシステムへのアクセス [18]規制機関による執行 [20]技術中立性 [21]情報サービス（付加価値サービス）への非規制 [22]規制執行の差し控え [40]インターネットドメインネーム割当の適正手	[2]番号ポータビリティ [5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [6]再販売 [11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続 [13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金 [19]紛争解決

				続き [41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	
オーストラリア	o	[8]主要なサービス提供者における加入者回線の細分化 [9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10]主要なサービス提供者における接続約款の認可制	[3]ダイヤリング・パリテ、電話番号使用の非差別 [7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ [15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス [16]海底ケーブルシステムへのアクセス	[12]接続協定のファイリング [17]アクセス拒否の理由説明 [18]規制機関による執行 [20]技術中立性 [21]情報サービス(付加価値サービス)への非規制 [22]規制執行の差し控え [40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き [41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	[1]公衆電気通信網における相互接続 [2]番号ポータビリティ [5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続 [13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保 [19]紛争解決 [24]デジタル・プロダクトの無差別待遇 [36]要求されていない商業上の電子メッセージの規制

(各協定より筆者作成。)

日本では、これら3つのEPA交渉により、それまで拡大を図ってきた情報通信ルールの盛り込みという見地からは部分的な成果を得つつ、これまでにない多くの情報通信関係WTOプラスを締約当事国との間で共有するEPAの締結、発効を実現してきている。これは、日本の進めている「法的競争」の推進が、異なるルールを個別的FTAで積み重ねてきている相手国との間の交渉において、「法的競争」自体でも部分的ながら成果を得つつ、また、情報通信ルールの共有の成果を挙げている実例と言っていいたいだろう。つまり、「ルールの多様化」にも関わらずFTAルールの共有が進められている実例が、個別的FTAではあるが、既にここに見られているのである。

4. 5. 日蒙 EPA 交渉

4. 5. 1. 日蒙 EPA 交渉の経過

次に、日本の個別的 FTA(EPA)の実績としては現在のところ最新の成果であるモンゴルとの交渉について見てみよう。

平成 21 年(2009)12 月 17 日、外務省において岡田克也外務大臣は、来日中のゴンボジャブ・ザンダンシャタル・モンゴル外交・貿易相との間で日蒙外相会談を行った。その場で、ザンダンシャタル外交・貿易相から、日本との EPA 締結を目指すとのモンゴル側の意向が改めて表明され、岡田大臣からは、日本としては、EPA 締結に関する官民共同研究を立ち上げることを検討したく、そのために、まずは、EPA の日蒙両国に対する経済的便益を確認するための政府間の実務レベル協議を行うことを提案し、双方の間で一致をみたという³¹⁰。

平成 24 年(2012)3 月 12 日、野田佳彦総理は、総理大臣官邸において、訪日中のスフバートル・バトボルド・モンゴル国首相と会談を行い、双方は、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日蒙 EPA 交渉を開始することで一致した³¹¹。これを受けて、同年 6 月 4 日から 7 日まで、日蒙 EPA 交渉第 1 回会合がモンゴルのウランバートル(モンゴル外交・貿易省)で開催された³¹²。これは、日本が TPP 協定交渉に参加する 1 年余り前というタイミングだった。(表 4-25)

平成 27 年(2015)2 月 10 日、東京における安倍晋三総理と訪日中のチメド・サイハンビレグ・モンゴル首相との首脳会談の後、両首脳による日蒙 EPA への署名式が行われた³¹³。これは、日本にとっては、TPP 協定交渉も終盤にかかってきたタイミングになる。日本、モンゴルの各々において、それぞれの国内法上の手続が進められ、平成 28 年(2016)6 月 7 日、協定が発効した。

本 EPA は、モンゴルにとっては初めての FTA であり、したがって、同国では、FTA の情報通信ルールを設定するのもこれが初めてだった。

表 4-25 日本と豪州、モンゴル、TPP 協定参加国との交渉の経過

豪州	2007.4.23—————2014.4.7(大筋合意)—2014.7.8(署名)
モンゴル	2012.6.4(交渉第 1 回会合)—————2015.2.10(署名)
TPP 参加国	2013.7.23(交渉参加)—————2015.10.5(大筋合意)—2016.2.4(署名)

(各交渉経過についての日本政府発表から筆者作成。)

³¹⁰ 外務省「日本・モンゴル外相会談」(平成 21 年 12 月 17 日)

³¹¹ 外務省「日・モンゴル首脳会談(概要)」(平成 24 年 3 月 12 日)

³¹² 外務省「日・モンゴル経済連携協定(EPA)交渉 第 1 回会合(概要)」(平成 24 年 6 月 7 日)

³¹³ 外務省「日・モンゴル首脳会談、署名式及び総理主催夕食会」(平成 27 年 2 月 10 日); 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の署名に当たっての共同声明」(平成 27 年 2 月 10 日)

4. 5. 2. 日蒙 EPA 交渉当事国の「提案ルールオプション」

モンゴルでは、GATS 第4議定書では「モデル参照文書」のルールへのコミットメントはなく、また、FTA の締結実績もそれまでなかった。したがって、本交渉の時点で、「提案ルールオプション」はなかった。

日本の「提案ルールオプション」は、日豪 EPA までの実績によるが、ただ、この交渉の当時は TPP 協定交渉と時期が重なっており、交渉の妥結は日蒙 EPA 交渉の方が早かったものの、TPP 協定交渉での情報通信ルールに関する交渉の進捗状況からの影響もあったと見られる。これについては、次で触れる。

4. 5. 3. 日蒙 EPA 交渉における情報通信ルールの採否

日蒙両国の「提案ルールオプション」の状況と最終的に両国間の EPA に盛り込まれた情報通信ルール（「モデル参照文書」のルール及び情報通信関係 WTO プラス）を対照させると、表 4-26 のようになる。

EPA では、「モデル参照文書」のルールの全てと日本の「提案ルールオプション」となっていた情報通信関係 WTO プラスの一部(日星 EPA の WTO プラス 5 項目からは、[1]公衆電気通信事業者の相互接続義務の規定。他の 4 項目は盛り込まれなかった。)が盛り込まれた。そして、これに加えて、当時の日本ではまだ FTA の実績にはなっていなかったが、同時期に交渉が進んでいた TPP 協定交渉で協定に盛り込まれることとなったルール([28][31][33][35][37])が、先取りの日に日蒙 EPA に盛り込まれた。このうち、[35]は、規律的なルールである。

表 4-26 日蒙 EPA 交渉における交渉参加国の提案ルールオプション、
情報通信関係 WTO プラスの項目比較

情報通信関係 WTO プラス項目	日本の提案ルールオプション (2016)	モンゴルの提案ルールオプション (2016)	日蒙 EPA (2016)
GATS モデル参照文書のルール			
競争条件セーフガード	○	×	○
相互接続	○	×	○
独立の規制機関	○	×	○
ユニバーサルサービス	○	×	○
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	○	×	○
希少な資源の分配及び利用	○	×	○
電気通信ルール			
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	-	○
[2] 番号ポータビリティ	○	-	×
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	○	-	×
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	-	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	○	-	×
[6] 再販売	○	-	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	○	-	×
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	○	-	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	○	-	×
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	○	-	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	-	×
[12] 接続協定のファイリング	×	-	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	○	-	×
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	-	×
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	○	-	×
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	-	×
[17] アクセス拒否の理由説明	×	-	×
[18] 規制機関による執行	×	-	×
[19] 紛争解決	○	-	○
[20] 技術中立性	×	-	×
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制	×	-	×
[22] 規制執行の差し控え	×	-	×
[23] 産業参加	×	-	×
電子商取引ルール			
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	-	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性	×	-	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	-	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	○	-	○
[28] 電子認証の合法性	×	-	○
[29] オンライン消費者保護	○	-	○
[30] 個人情報保護	○	-	×
[31] 貿易文書の電子化	×	-	○
[32] オープンインターネット	×	-	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	-	○
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	-	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	-	○
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	○	-	○
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	-	○
[38] サイバーセキュリティ協力	×	-	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	-	○
ネット知的財産権保護規律			
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	-	×
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	△	-	×

(各協定から筆者作成。)

4. 5. 4. モデルによる説明

日蒙 EPA 交渉を、先に設定したモデルの考え方に即して見てみよう。

モンゴルには、対日交渉に臨んで、「独自提案ルールオプション」Q、日本と共有する「提案ルールオプション」R の双方ともなかった。したがって、 $q=q^*=r=r^*=0$ であった。

日本の「独自提案ルールオプション」には、「モデル参照文書」レベルのもの、これを超える WTO プラスのものがあり、日蒙 EPA では、「モデル参照文書」のルール全項目と WTO プラスの一部についてルールが盛り込まれた。他方で、例えば、番号ポータビリティがモンゴルの国内では未だ実現する見通しが得られていない³¹⁴など、現在のモンゴルでは実現が未だ難しいルールもあったようだ。

交渉可能領域が存在し、その中で $\alpha p^* > 0, \beta q^* = 0$ が言えるので、日本とモンゴルとの EPA 交渉は、ケース 2 のゲーム展開が行われたはずだということになる。

(図 4-6)

交渉前の状態が、 $N((1-\alpha)p, p^*)$, $\alpha \in (0, 1]$ であり、日本の情報通信サービス提供者の理想点は、 $((1-\alpha)p, 0)$ 、外国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $(0, p^*)$ となる。モンゴル政府の理想点は $(0, \mu p^*)$, $\mu \in [\alpha, 1]$ となる点となり、日本政府の理想点が $(0, 0)$ と考えられるので、契約曲線は縦軸上で $(0, 0)$ と $(0, \mu p^*)$ とを結ぶ線分となる。日本政府が交渉可能領域内の $(0, \alpha p^*)$ を提案することで、交渉解は $(0, \alpha p^*)$ となる。

日蒙 EPA では、実際に、日本側の規律的な「独自提案ルールオプション」の一部（「モデル参照文書」レベルのもの、これを超える WTO プラス ([1][6][19][24][36]) で合意しており、ケース 2 のゲームが行われたものとして説明することが可能である。

日蒙 EPA におけるルールの採否は、表 4-27 に整理したとおりとなる。日本とモンゴルが各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 4-27 の網掛けがなされていない部分ということになる。

これらのルールは、日本にとっては、[1]は、日本が日星 EPA の頃から進めていた 5 項目の 1 つであり、[6][19]は日印 EPA 交渉で初めて導入したものだ。[24][36]は、当時既に実質的に交渉が終盤に差し掛かっていた TPP 協定交渉（後述）であがってきていたものであった。日本が「法的競争」の中で拡大を進めてきたルールの全部ではなく、一部のみが採用された形になり、その意味では、部分的な成果が得られたと評していいだろう。

³¹⁴ 総務省「モンゴル国」, 3 (<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/mongolia/pdf/976.pdf>) [last visited on January 6, 2017]

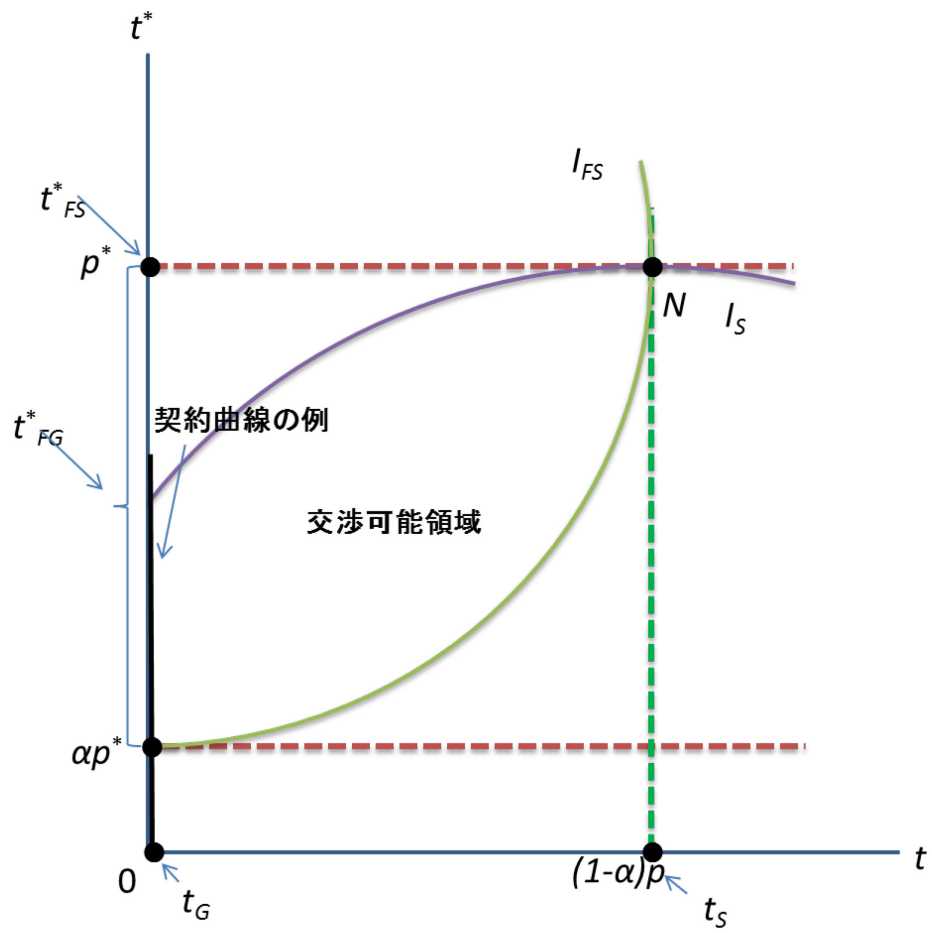


図 4-6 日蒙 EPA 交渉のゲーム (ケース 2)

表 4-27 日蒙 EPA 交渉の交渉解におけるルールの採否

交渉相手国	採用された日本の独自提案ルールオプション	採用されなかった日本の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$	ap^*	$(1-\beta)q^*$	βq^*	r^*
	$(1-\alpha)p$	ap	$(1-\beta)q$	βq	r
モンゴル	競争条件セーフガード 相互接続 独立の規制機関 ユニバーサルサービス 免許の基準・標準 処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示 希少な資源の分配及び利用 [1] 公衆電気通信網における相互接続 [6] 再販売 [19] 紛争解決 [24] デジタル・プロダクトの無差別待遇 [36] 求されていない商業上の電子メッセージの規制	[2] 番号ポータビリティ [3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別 [5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇 [7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与 [8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化 [9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続 [10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制 [11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続 [13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金 [14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保 [15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス [16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	○	○

(日本のこれまでの EPA の実績及び日蒙 EPA より筆者作成。)

4. 6. 総括

日本は、日越交渉の頃まで共有ルールの推進を進めてきたアジア諸国、そして日豪交渉開始以後のアジア太平洋諸国との間では、個別的 EPA を通じて、情報通信ルールの一部または全部の共有を実現してきた。逆に、アジア諸国ではない

メキシコやチリについては、ルールの共有は、当時は、積極的には進められていなかった。

日本政府は、WTO プラス 5 項目のスタンダード化を特に進めてきたところ、シンガポールとは、その 5 項目すべてを盛り込むことで合意した。日本とシンガポールとは、各々の国内ルールで、加入者回線のアンバンドルなど、設備ベース、非設備ベースのサービス提供者の競争ルールを整備してきており、これを今後とも変更しないことに EPA でコミットメントすることができた。互いの求めるルールが貿易障壁を低下させるものだとの共通認識を持つことができた（ケース 1）からである。

今世紀初頭の時点で市場競争の導入が途上にあつた ASEAN6 各国（マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム）とモンゴルは、日本が提案するルールの中にまだ導入することができない（国内の既存のサービス提供者が利益と感じない）ルールがあつた（ケース 2）。そこで、上記 5 項目のルールは、一部採用する（モンゴル）か全く採用しない（ASEAN6 各国）ということになったが、ASEAN6 各国は、日本がコミットメントするルールとして FTA に記載することは認めたので、日本は、このこと（及び GATS レベルのルールへのコミットメントを得たこと）を以つて EPA 交渉の成果としている。日本は、「法的競争」の見地からは、限定的な成果のみを得たことになる。

市場競争は導入したが、日本とは異なる国内ルールも導入し、また FTA の実績を作ってきている国がインド、ペルー、豪州であつた。インドでは加入者回線アンバンドルは否定され、ペルーでは競争的なサービス提供者によるインフラの利用に関してサービス提供者間協議を重視する政策が採られており、また、豪州では、競争当局による事後規制が導入されている。これら各国は、既に導入した国内ルールと異なるルールの採用は利益と見ないし、日本でもこれら各国のルールの中には導入が利益とならないものがある（ケース 4）。交渉では、一方の国内ルールと対立しかねないルールの導入を控えることとし、そうではないルールを EPA に採用した。日本は、上記の 5 項目については、その一部をこれら 3 国との各々の EPA に盛り込むことができた。日本は、その意味では「法的競争」の見地からは限定的な成果を得たことになるが、EPA において共有した規律的な情報通信関係 WTO プラスは、日印 EPA で 11 項目、日ペルー EPA で 7 項目、日豪 EPA の場合で 13 項目と、それまでよりも拡大した。

日本では、先進国・新興国との EPA では、相互に既に導入している国内ルールと対立しない範囲でルール共有を進めたと言える。非設備ベースのサービス提供者を含めた競争を促進する事前規制による国内ルールを持つシンガポールとはほぼ全面的なルール共有が行われたが、異なる国内市場競争ルールを持つインド、ペルー、豪州とは、対立的なルール以外のルールを共有している。

これに対して、日本が EPA を締結した途上国では、市場競争の導入がまだ途上であり、EPAにおけるルール共有化はかなり限定された形でのみ実現した。

これらは全て、法的競争の見地から自国の国内ルールと同様のルールの FTA/EPA への盛り込みを進める日本政府の合理的な行動の結果としてモデル上説明することが可能である。これによって、日本は、互いに FTA 採用ルールで差異が生じているインド、ペルーや豪州とも EPA を締結し、多くのルールの共有を進めることができている。

このように、日本の個別的 EPA 交渉においては、日本及びその交渉相手国では、何れも、既に導入されている国内ルールと整合的なルール、または、その国の市場競争の導入レベルを超えないルールのみを EPA に盛り込むことで合意をしており、当事国の各々がメリットを得られる結果を得たのだと説明できる。

その場合、この結果締結される EPA は、締約当事国の既存の国内ルールとも矛盾しないのであるから、それら当事国がこれまで締結してきた先行の EPA・FTA とも矛盾しないことになったであろう。これについては、次の 2 章における検討の後、再度考察することにする。

第五章 米国の FTA 交渉のゲーム

次に、米国の FTA 拡大について、その経過を追い、分析を行うことにしよう。

5. 1. 米ヨルダン FTA 交渉まで

米国の締結した最初の FTA は、1985 年に発効した米イスラエル FTA であったが、そこでは情報通信関係に特化した規定は設けられていない。

NAFTA(1994 年 1 月 1 日発効)では、電気通信ルールが新設され(電子商取引ルール、ネット知的財産保護ルールは設けられていない。)、その内、「公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用」及び、「独占」(競争条件セーフガード)、国際標準の促進、技術的協力の 4 規定は、GATS に踏襲された。この他、GATS 後の米国の FTA に WTO プラスとして踏襲された規定が 1 項目(「高度・付加価値サービスへの非規制」)ある。(2. 4. 2. 参照。)

米国が GATS 締結後最初に締結した FTA はヨルダン王国とのものであった。2001 年 12 月に発効したこの FTA では、情報通信規定は設けられたが、その殆どは GATS の規定をそのまま踏襲し、また、WTO でも進められている「電子的送信への非課税」を設定するもので、WTO ルールの範囲を殆ど越えないものであった。

具体的には、本則第 3 条(サービス貿易)において GATS に準拠する旨の規定を設けたほか、同条の規定を受けて設けられた附属書 3.1 において両国各々の「約束表」が掲げられ、そこで米国とヨルダンとは各々、GATS 第 4 議定書の「モデル参照文書」とほぼ同内容の「参照文書」へのコミットメントを行っている。米ヨルダン FTA は、このようなポジティブリスト方式を採ったことも含め、電気通信ルールについて、GATS の規定をかなり忠実に踏襲したものであった。また、「電子的送信への関税不賦課」と「電子商取引に係る法令等に関する透明性の確保」の 2 項目が本則第 7 条の規定に新設されたが、前者は WTO での取組を踏襲するものであり、後者は、WTO プラスの規定ではあるが、規律的な規定ではなかった。

このように、この時点ではまだ米国が本格的に情報通信関係 WTO プラスに取り組んでいたとは言い難く、GATS 後の米国の FTA への取組は、WTO ルールの踏襲を基本とするものから始まったということが分かる。

ところが、その次の米星、米チリ両 FTA 協定(2004 年 1 月発効)に向けた交渉からは様相が一変する。これら両交渉から米国の WTO プラスへの取組みが本格的に始まる。そして、この両協定以後の米国の 12 の FTA は、アジア太平洋諸

国、中東諸国との間で締結されたもので、その全てにおいて情報通信関係 WTO プラスが多く盛り込まれている。

5. 2. 米星、米チリ FTA 交渉

5. 2. 1. 米星、米チリ FTA 交渉の経過

米星 FTA 交渉と米チリ FTA 交渉は、ほぼ並行して進められた。

米星 FTA 交渉は、第二章で述べたように、2000 年 11 月 16 日に、米国のビル・クリントン大統領とシンガポールのゴー・チョクトン首相の共同声明により、その交渉開始で合意したことが発表され³¹⁵、同年 12 月 4 日にワシントン DC で交渉が開始された³¹⁶。

米星 FTA 交渉の全体は、2002 年 11 月 11 日から 19 日まで行なわれた第 11 回ラウンド交渉で概ね妥結したとされ³¹⁷、その後の追加的な話合いの後、2003 年 1 月 16 日に交渉が終了した³¹⁸。

米星 FTA は、2003 年 5 月 6 日、ワシントン DC のホワイトハウスにおいて、ジョージ・ウォーカー・ブッシュ米大統領とゴー・チョクトン星首相との間で署名された³¹⁹。

米チリ FTA 交渉は、このような米星交渉とほぼ同時期に開始され、また、終結した。

即ち、米チリ FTA 交渉は、2000 年 11 月 29 日に交渉を開始することが発表され、同年 12 月 6 日から 7 日にワシントン DC で最初の交渉が行われた³²⁰。交渉は 2002 年 12 月 11 日に同じワシントン DC で妥結した³²¹。

³¹⁵ Office of the Press Secretary, The White House, “Joint Statement By President Bill Clinton And Prime Minister Goh Chok Tong On A United States-Singapore Free Trade Agreement” (For Immediate Release) (November 16, 2000)

³¹⁶ Singapore Embassy In Washington DC, “Joint Statement by the United States and Singapore on the US-Singapore Free Trade Agreement Negotiations, 21 December 2000” (21 December 2000)

³¹⁷ Organization of American States, “USA-Singapore, Background and Negotiations” (http://www.sice.oas.org/TPD/USA_SGP/USA_SGP_e.asp) (last visited on December 12, 2016)

³¹⁸ Ministry Of Trade And Industry, “Substantive Conclusion of Negotiations for the US-Singapore Free Trade Agreement (USSFTA), 16 January 2003” (16 January 2003)

³¹⁹ Media Relations Division, Ministry of Information, Communications and the Arts, “Joint Statement Between The United States Of America And Singapore” (Singapore Government Press Release, Issued By Prime Minister's Office) (May 6, 2003)

³²⁰ Organization of American States, “Chile-United States, Background and Negotiations” (http://www.sice.oas.org/TPD/CHL_USA/CHL_USA_e.asp) (last visited on December 12, 2016)

³²¹ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Chile Conclude Historic Free Trade Agreement” (December 11, 2002)

米チリ FTA は、2003 年 6 月 6 日、マイアミのヴィラ・ビスカヤで、ロバート・B・ゼーリック米国通商代表とソレダ・アルベアール・チリ外相との間で署名された³²²。

米星、米チリ両 FTA は、2004 年 1 月 1 日に発効した。

5. 2. 2. 米星、米チリ FTA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」

米国の交渉相手となったシンガポールでは、米国との FTA を発効させるまでに既に 4 つの個別的 FTA を締結し、これを発効させてきていた。

その最初のもは、2001 年 1 月 1 日に発効したニュージーランドとの FTA(ANZSCEP³²³)であったが、ここには情報通信ルール規定は設けられていなかった。他方、これに続く 3 つの FTA では多くの情報通信ルールを盛り込んでいる。

その最初のもは、日星 EPA (2002 年 11 月 30 日発効。) で、先に見たとおり、ここに情報通信関係 WTO プラスが 5 項目設けられた。

シンガポールは、この頃、アジア太平洋地域外の EFTA との FTA(ESFTA³²⁴)を締結し、2003 年 1 月 1 日に発効させて WTO プラス 5 項目を盛り込んでいた。アジア太平洋地域では、更に、シンガポールは、豪州との間で、2001 年 4 月から 2002 年 10 月にかけての 10 ラウンドの交渉を経て、FTA(SAFTA³²⁵)に 2003 年 2 月 17 日に署名、これを同年 7 月 28 日に発効させた³²⁶。ここでは、情報通信関係 WTO プラス 22 項目が盛り込まれた。この中では、シンガポールが初めて FTA に盛り込んだ規定も多い。(表 5-1)

米国にとっては、情報通信関係 WTO プラスの実績をこのように多く持つ国との交渉は初めてのことだった。

³²² The Office of the United States Trade Representative, “United States and Chile Sign Historic Free Trade Agreement” (Press Releases), (June 6, 2003)

³²³ Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership

³²⁴ EFTA-Singapore FTA

³²⁵ Singapore-Australia Free Trade Agreement

³²⁶ Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade, “Singapore-Australia FTA” (<http://dfat.gov.au/trade/agreements/safta/pages/singapore-australia-fta.aspx#about> [last visited on December 12, 2016])

表 5-1 シンガポールの締結した通商条約(米星 FTA まで)の情報通信関係規定項目比較

項目	通商条約	GATS	A	B	C	D	E
電気通信ルール							
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール							
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	附 5					10.3	9.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)				附IV1	附 6	10.8	9.3
番号ポータビリティ						10.10	
ビルへのアクセス						10.11	
・主要なサービス提供者のルール							
不利でない待遇						10.9I	9.4
競争条件セーフガード	約参 1			附 II	附 2,附 5	10.7,10.9II	9.4
再販売						10.9V	9.4
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与						10.9III	9.4
相互接続	約参 2			附IV2,4-7V	附 7	10.9VII	9.4
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2			附IV2	附 7	10.9VII	9.4
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2			附IV2	附 7	10.9VII	9.4
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2			附IV2	附 7	10.9VII	9.4
◇ 細分化され透明で合理的な条件, 原価に照らして定める料金	約参 2.2			附IV2	附 7	10.9VII	9.4
◇ 加入者回線の細分化				附IV2			
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参 2.2			附IV2	附 7	10.9VII	9.4
◇ 接続約款による相互接続				附IV4	附 7		
◇ 接続約款の認可制				附IV4			
◇ 接続約款又は協定による相互接続						10.9VII	9.4
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3			附IV6		10.9VII	9.4
◇ 接続協定のファイリング							9.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4			附IV7	附 2	10.9VII	9.4
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5			附 V	附 8	10.9VII	9.4
専用回線によるサービスの提供及び料金							9.4
コロケーション等				附IV3		10.9IV	9.4
電柱,管路,線路敷設権へのアクセス						10.9VI	9.4
番号ポータビリティ							9.4
海底ケーブルシステムへのアクセス							9.5
・政府規制に関するルール							
独立の規制機関	約参 5			附VII	附 9	10.5	9.6
ユニバーサルサービス	約参 3			附VI	附 10		9.7
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	約参 4			附III	附 3		9.8
希少な資源の分配及び利用	約参 6			附VIII	附 4	10.12	9.9
規制機関による執行						10.14	9.10
紛争解決					附 2	10.6	9.11
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4				附 2	10.4	9.12
技術中立性					附 2		9.13
国際標準の促進	附 7						
規制執行の差し控え							9.14
産業参加						10.13	
協力	附 6			112, 113			
電子商取引ルール							
電子的送信への関税不賦課						14.3	14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇							14.3
透明性						14.2	
UNCITRAL モデル法準拠 (電子商取引の法的効果の許容)						14.4	
電子認証の法的有効性						14.5	
オンライン消費者保護						14.6	
個人情報保護						14.7	
貿易文書の電子化						14.8	
情報交換、協力				112, 113			
大きな負担とならない国内規制						14.4	
ネット知的財産保護ルール							
インターネットドメインネーム割当の適正手続き							16.3
サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)						13.12	16.9xxii

A) Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership (ANZSCEP) (January 1, 2001)

- B) The Agreement between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership Agreement (JSEPA) (November 30, 2002)
- C) EFTA-Singapore FTA (ESFTA) (January 1, 2003)
- D) Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA) (July 28, 2003)
- E) United States-Singapore Free Trade Agreement (January 1, 2004)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Bの「約」は附属書IVC、「附」は附属書IVB。Cの「附」は附属書IX

(各協定から筆者作成。)

他方で、同時期に米国が交渉した相手国であったチリは、1997年7月5日にカナダと、そして、1999年8月1日にメキシコとの間でFTAを発効させ、その各々において、これら2国が既に締結していたNAFTAとほぼ同様の内容の情報通信関係規定を設けていた。チリは、更に、2002年にまずコスタリカ(2月15日)と、次いでエルサルバドル(6月1日)との間で中米FTAを発効させたが、情報通信関係規定としては、ここでも同様に、NAFTAと同様の内容のものを盛り込んだ。(表5-2)

つまり、チリは、米国とのFTA交渉に臨む時点までは、情報通信ルールとしては、一貫してNAFTAと同様の規定をFTAでは盛り込んできたのであり、したがって、情報通信関係のWTOプラスのFTAへの盛り込み実績としては、NAFTAからGATSに踏襲されなかった[21]付加価値サービス(情報サービス)への非規制のルールが唯一あるだけであった。

表5-2 チリの締結した通商条約(米チリFTAまで)の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	GATS	C	D
電気通信ルール						
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール						
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		I-02	I2-03	附5	13.04	13.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)						13.3
海底ケーブルシステムへのアクセス						13.5
・主要なサービス提供者のルール						
不利でない待遇						13.4
競争条件セーフガード		I-05	I2-06	約参1	13.07	13.4
再販売						13.4
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与						13.4
相互接続				約参2		13.4
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続				約参2.2		13.4
◇差別的でない条件及び料金				約参2.2		13.4
◇自己の子会社等よりも不利でない品質				約参2.2		13.4
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金				約参2.2		13.4
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続				約参2.2		13.4
◇接続約款又は協定による相互接続						13.4
◇交渉手続きの公の利用可能性				約参2.3		13.4
◇接続協定のファイリング						13.4
◇相互接続に関する取り決めの透明性				約参2.4		13.4
◇相互接続の紛争解決				約参2.5		13.12
専用回線によるサービスの提供及び料金						13.4
コロケーション等						13.4
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス						
番号ポータビリティ						13.4

ダイヤリング・バリエティ、電話番号使用の非差別					13.4
・政府規制に関するルール					
独立の規制機関			約参 5		13.7
ユニバーサルサービス			約参 3		13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4		13.9
希少な資源の分配及び利用			約参 6		13.10
規制機関による執行					13.11
紛争解決					13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	I-06	12-07	附 4	13.08	13.13
技術中立性					13.14
国際標準の促進	I-08	12-09	附 7	13.10	
付加価値サービス（情報サービス）への非規制	I-03	12-04		13.05	13.6
端末の技術基準	I-04	12-05		13.06	
規制執行の差し控え					13.15
協力	I-09	12-10	附 6	13.11	
電子商取引ルール					
電子的送信への関税不賦課					15.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇					15.4
情報交換・協力					15.5
ネット知的財産保護ルール					
インターネットドメインネーム割当の適正手続き					17.3
サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）					17.11 xxiii

- A) Canada - Chile Free Trade Agreement (July 5, 1997)
 B) Chile - Mexico FTA (August 1, 1999)
 C) Chile - Central America (Costa Rica, February 15, 2002; El Salvador, June 1, 2002; Honduras, July 19, 2008; Guatemala, March 23, 2010; Nicaragua, October 19, 2012)
 D) United States-Chile Free Trade Agreement (January 1, 2004)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。
 (各協定から筆者作成。)

5. 2. 3. 米星、米チリ FTA 交渉における情報通信ルールの採否

協議が同時期に並行して行われることとなった米星 FTA 交渉と米チリ FTA 交渉において、交渉当事国がその時点で持っていた規律的な「提案ルールオプション」となるものを特定してみよう。

表 2-11、5-1、5-2 から、米国、シンガポール、チリが米星・米チリ FTA の発効までに各々の先行する FTA で盛り込み実績のある情報通信関係 WTO プラスを「提案ルールオプション」と見て、表 1-1 の分類に従いこれを抜き出すと、表 5-3 のようになる。表 5-3 ではまた、米星 FTA と米チリ FTA における盛り込み実績を上記「提案ルールオプション」と対比する形で並べてみた。

表 5-3 米国とシンガポール、チリとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目

各国の提案ルールオプション又は FTA	米国の提案ルールオプション (2004)	シンガポールの提案ルールオプション (2004)	米連 FTA (2004)	米国の提案ルールオプション (2004)	チリの提案ルールオプション (2004)	米チリ FTA (2004)
情報通信関係 WTO プラス項目						
電気通信ルール						
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	○	○	○	×	○
[2] 番号ポータビリティ	○	○	○	○	×	○
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	○	×	×	×	×	○
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	○	○	○	○	×	○
[6] 再販売	○	○	○	○	×	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	○	○	○	○	×	○
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	×	○	×	×	×	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	×	○	×	×	×	×
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	×	○	×	×	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	×	○	○	×	○
[12] 接続協定のファイリング	○	×	○	○	×	○
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	○	×	○	○	×	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	○	○	○	×	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	○	○	○	×	×
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	×	○	○	×	○
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×
[18] 規制機関による執行	○	○	○	○	×	○
[19] 紛争解決	○	○	○	○	×	○
[20] 技術中立性	○	○	○	○	×	○
[21] 付加価値サービス（情報サービス）への非規制	○	×	×	○	○	○
[22] 規制執行の差し控え	○	×	○	○	×	○
[23] 産業参加	×	○	×	×	×	×
電子商取引ルール						
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	×	○	○	×	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性	○	○	×	○	×	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	○	×	×	×	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	○	×	×	×	×
[28] 電子認証の合法性	×	○	×	×	×	×
[29] オンライン消費者保護	×	○	×	×	×	×
[30] 個人情報保護	×	○	×	×	×	×
[31] 貿易文書の電子化	×	○	×	×	×	×
[32] オープンインターネット	×	×	×	×	×	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×	×	×	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	×	×	×	×	○
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×
ネット知的財産権保護ルール						
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	○	×	○	○	×	○
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	○	○	○	○	×	○

(各国の締結した FTA から筆者作成。)

シンガポールの「提案ルールオプション」は、表 5-1 に掲げた対ニュージーランド FTA（ただし、実際には情報通信関係 WTO プラスの実績はない。）、対日 EPA、対 EFTA FTA、対豪 FTA の実績を集約したものからなる。チリの「提案ルールオプション」は、表 5-2 の 4FTA の実績からなる。

米国については、米星、米チリ FTA より前の FTA では、情報通信関係 WTO プラスの実績は少ない。これが一躍拡大されたのが米星、米チリ両 FTA であったが、その交渉は、先に見たように、時期的にはほぼ並行して行われ、最終的な発効日は同一であった。したがって、米国政府としては、どちらの交渉においても、もう片方の交渉で国内調整も行い相手国政府との合意が進んできた成果を持ち込むことは可能であったと思われる。そこで、米国政府について、ここでは、米星 FTA 交渉に際しての米国の「提案ルールオプション」には米チリ FTA の条項を、米チリ FTA 交渉に際しての米国の「提案ルールオプション」には米星 FTA の条項を含めて考えることにした。

米星 FTA では、採用された規律性の強い情報通信関係 WTO プラスは 18 項目。このうち 10 項目は、米星の双方で「提案ルールオプション」となっていたものであった。

協議に際し、米国の「独自提案ルールオプション」は 9 項目、このうち FTA に盛り込まれた項目は 7 項目で、盛り込まれなかったものは、次の 2 項目であった（米チリ FTA では、13.4 条 7 及び 13.6 条にある）。

[3]ダイヤリング・パリティの確保

[21]情報サービスへの非規制

これに対して、シンガポールの「独自提案ルールオプション」は、4 項目で、このうち 1 項目、[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス(9.4 条 6.)のみが FTA に盛り込まれ、次の 3 項目が盛り込まれなかった（何れも、シンガポールが日本との EPA で初めて FTA に盛り込んだもの(日星 EPA 附属書 IVB の IV2, 4)であった）。

[8]加入者回線の分離（アンバンドル）

[9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続

[10]主要なサービス提供者における接続約款の認可制

これら、両国の「独自提案ルールオプション」から FTA に盛り込まれなかったものの各々について見てみよう。

このうち[3]は、長距離電話等について各サービス提供者でダイヤル桁数を同等にするルールであるが、長距離電話のないシンガポールの情報通信サービス提供者にはメリットがないルールであったと見ていいだろう。

次に、[21]は、情報サービス（付加価値サービス）についてサービス提供を義務付けたり料金規制を行ったりすること等を禁止するルールであるが、当時の米側交渉担当者は筆者からのインタビューに対して答え、米国からの FTA への盛り込みの提案に対し、シンガポールは、「情報サービス」の定義が曖昧であり、

インターネット接続サービスも「電気通信サービス」とすべき（規制の対象から外すべきではない）として反対し、盛り込まれなかったとのことであった³²⁷。

この証言は、シンガポール側の交渉官であったヴァレリー・ドコスタ女史の述懐とも一貫する。同女史は、米星間で国内ルールにおける規制アプローチに相違があるため、そこが交渉で難航したと述べている。それは、情報通信ルールに関しては、米国がインターネット接続サービスを情報サービスとして規制を設定していないのに対し、シンガポールではそれらサービスも電気通信サービスとしてインターネット接続サービス提供者にも規制を課していること³²⁸であったとしている³²⁹。

この交渉が行われた2000年12月から2002年11月までの当時までにおける、米国の関連の国内ルールの状況を見てみよう。連邦通信委員会(FCC)は、1998年4月10日に「ユニバーサルサービスレポート」を採択、これを連邦議会に提出した。このレポートでは、インターネット接続サービスを「情報サービス」と分類しており³³⁰、また、FCCは、2002年3月14日に「ケーブルモデム宣言的決定」を採択し、ケーブルテレビ事業者の提供するケーブルモデムサービスはインターネット接続サービスに属するので、「情報サービス」であると結論づけた³³¹。したがって、これらサービスでは、「電気通信サービス」について適用されるアンバンドル規制が適用されないと考えられた。更に、シンガポールとの交渉の後のことになるが、2005年9月23日には、電話事業者が提供するマス市場向け設備ベースの有線ブロードバンドインターネット接続サービスについても「情報サービス」としてアンバンドル規制の適用対象外とした³³²。

他方、シンガポールでは、米国とは逆に、2000年9月15日に情報通信開発庁(IDA)が「電気通信サービス提供における競争のための行為規程」³³³を制定し、アンバンドル規制を法制化している³³⁴。

³²⁷ マクヘイル通商代表補代理。シンガポールとの FTA 交渉に従事。インタビューは、2015年10月2日に実施。

³²⁸ D'Costa (2004), 101

³²⁹ その他、ドコスタ女史は、市場アクセスに関して、シンガポールが外資規制を課していないのに対し、米国は直接投資についての外資規制（20パーセント）があることで交渉が難航したとしている。また、米側が、規制手続きの透明性と規制を競争的なサービスについて差し控えを行うルールを協定に含めることに固執したことも同女史は指摘しているが、これについては、最終的には両国間の FTA に盛り込まれている。(D'Costa (2004), 101-102)

³³⁰ FCC, Report to Congress (FCC 98-67) (Adopted: April 10, 1998; Released: April 10, 1998) (Universal Service Report)

³³¹ FCC, Declaratory Ruling and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 02-77) (Adopted: March 14, 2002; Released: March 15, 2002) (Cable Modem Declaratory Ruling and NPRM)

³³² FCC, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 05-150) (Adopted: August 5, 2005; Released: September 23, 2005) (Wireline Broadband Order)

³³³ Code of Practice for Competition in the Provision of Telecommunication Services

³³⁴ International Telecommunication Union (2001), 24-34

このように、インターネット接続サービスへの規制をするかどうかで、国内ルールとの状況は、米国とシンガポールとは真逆の状況となっていたのであった。

次に、シンガポールの「独自提案ルールオプション」から採用されなかった3項目について見てみよう。このうちの[8]は、加入者回線を他の設備から切り離して余計なコストをかけずに他のサービス提供者に提供するものを求めているもので、特定の接続形態の確保を特に求めているものであり、また、[9]は、主要なサービス提供者において確保されるべき「相互接続」の形態をそのアクセス条件(料金等)と共にアンバンドル単位毎に事前にメニュー化して提示することを求めているものである。また、[10]は、その「相互接続」のメニュー化された条件を規制庁の事前規制の下に置き、その適正性確保のための手続きを課したものである。これら[8][9][10]のルールに関し、シンガポール国内では、認可制の接続約款([9][10])を情報通信開発庁(IDA)が「電気通信サービス提供における競争のための行為規程」(2000年9月15日)³³⁵で制度化し³³⁶、その接続約款の中(IDAによって2001年1月に最初に認可された³³⁷シングテルの接続約款スケジュール3A及び3B)で加入者回線のアンバンドル([8])が実現している。何れも、シンガポールでは、国内ルールとしては、アンバンドル規制を行うためのルールである。

米国国内でも[8]のルールは1990年代後半に導入されたが、国内サービス提供者及びその業界団体(ユナイテッドステーツテレコムアソシエーション(USTA))は、アンバンドルは技術革新や設備投資へのインセンティブを低下させるものだとしてこれに強く反対³³⁸、訴訟やFCCへの請願を繰り返し、2002年5月24日、USTA他対FCC事件のコロンビア特別区巡回裁判区控訴裁判所判決で、アンバンドル規制を行う「UNE差戻し命令」(1999年9月15日)³³⁹、「ラインシェアリング命令」(同年11月18日)³⁴⁰といったFCC命令の差し戻しを勝ち取っていた³⁴¹。FCCは

³³⁵ Code of Practice for Competition in the Provision of Telecommunication Services

³³⁶ International Telecommunication Union (2001), 24-34

³³⁷ Info-communications Development Authority of Singapore (iDA), Full Competition in Singapore's Telecommunications Sector (<https://www.imda.gov.sg/regulations-licensing-and-consultations/frameworks-and-policies/competition-management/full-competition-in-singapore-telecommunication-sector> [last visited on December 12, 2016])

³³⁸ Ex. United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit, No. 00-1012 United States Telecom Association, et al., Petitioners v. Federal Communications Commission and United States of America, Respondents, Bell Atlantic Telephone Companies, et al., Intervenors; No. 00-1015 United States Telecom Association, et al., Petitioners v. Federal Communications Commission and United States of America, Respondents, AT&T Corporation, et al., Intervenors, On Petitions for Review of Orders of the Federal Communications Commission (Argued March 7, 2002; Decided May 24, 2002) (USTA I), IIA

³³⁹ FCC, Third Report and Order and Fourth Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC 99-238) (UNE Remand Order)

³⁴⁰ FCC, Third Report and Order in CC Docket No. 98-147, Fourth Report and Order in CC Docket No. 96-98 (FCC 99-355) (Line Sharing Order)

³⁴¹ United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit, No. 00-1012 United States Telecom Association, et al., Petitioners v. Federal Communications

この後、ルールを縮小、更に、上述の「有線ブロードバンド命令」(2005年8月5日)における「情報サービス」の範囲の解釈変更(電話事業者が提供するマス市場向け設備ベースの有線ブロードバンドサービスの分類を「電気通信サービス」から「情報サービス」に変更)でアンバンドル義務は殆ど廃止された³⁴²。米国では、接続約款の策定についての国内ルールもないので、[9][10]の国内ルールもない。

このように見ると、[21]を巡る米星の違いと[8][9][10]を巡るそれとは関連性があることが分かる。

米国では、2010年時点で、96%の世帯で選択可能なブロードバンドISPは2社以下となっているとされ、その2社は、殆ど電話及びCATV会社のインフラ系サービス提供者で占められている³⁴³。ブロードバンドインターネット接続サービスを提供する米国内の情報通信サービス提供者とはほぼインフラ系サービス提供者であることを意味する。彼らにとっては、加入者回線等のアンバンドルのルールは、競合相手である非インフラ系事業者のサービス提供コストを低下させることはあっても彼ら自身へのメリットはなく、むしろ、設備投資インセンティブを低下させるという主張が強調された。

これとは対照的に、インフラ系・非インフラ系双方のサービス提供者による市場競争を政策として進めているのがシンガポールで、そのサービス提供者からすれば、アンバンドルルールを否定しかねないサービス区分ルールには、サービス提供コストを上昇させるものでしかなかったろう。

つまり、米星FTAで不採用となった規律的な情報通信関係WTOプラスは、アンバンドルルールの採用を推進するもの(星側)とそれにハードルを設けるもの(米側)であったことが分かる。要するに、米星で各々の「提案ルールオプション」から盛り込まないものがあつたというのは、アンバンドル政策の国内ルールへの採否について、米星各方が各々の現在の政策方針を継続することを相互に許容し合うという意味があつたことになる。

他方で、シンガポール側からの「独自提案ルールオプション」であつた[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセスを米星FTA

Commission and United States of America, Respondents, Bell Atlantic Telephone Companies, et al., Intervenor; No. 00-1015 United States Telecom Association, et al., Petitioners v. Federal Communications Commission and United States of America, Respondents, AT&T Corporation, et al., Intervenor, On Petitions for Review of Orders of the Federal Communications Commission (Argued March 7, 2002; Decided May 24, 2002) (USTA I)

³⁴² 米国のFTAに盛り込まれたアンバンドル規定(表1-1の[7])では、規制庁にアンバンドル義務づけの権限を付与することは求めるが、実際にアンバンドルを行うことが確保されることまでは求めている。

³⁴³ FCC (2010), 37

に採用していること(9.4条6.)に関連して、米星 FTA 交渉の米国政府担当者は、筆者のインタビューに答え³⁴⁴、「米国は既存の（国内）ルールを電気通信章又は電子商取引章でのコミットメントにより変更していない」と述べている。米星 FTA でもシンガポール側の「独自提案ルールオプション」の採用は、米国国内ルールと一貫するものという理解の中で採用されたものであることが分かる（実際、米国には、1934年通信法第224条、第251条(b)(4)に電柱、管路、線路敷設権へのアクセスについての規定がある。）。

次に米チリ FTA について見てみよう。

第一に、チリには「提案ルールオプション」が1項目（[21]情報サービス（付加価値サービス）への非規制）あったが、これは NAFTA に元々盛り込まれていたものであったから、米国の「提案ルールオプション」にも含まれるものであり、「独自提案ルールオプション」ではない。これは、FTA に採用された。

第二に、米側の「提案ルールオプション」は、19項目あり、この内、18項目が同国の「独自提案ルールオプション」であった。FTA には、1項目（[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス）を除く全項目が盛り込まれた。

総体として、米チリ FTA 交渉では、NAFTA を踏襲した FTA の実績のあるチリが、更に米国の NAFTA 後の「提案ルールオプション」を吸収した FTA を受け入れる形となったのだが、線路敷設権のルールだけは踏襲しなかった。

チリは、線路敷設権のルール規定は、この後、2つの FTA（豪州チリ FTA 及び TPP 協定）に盛り込んでいるが、規定ぶりが米国の個別的 FTA のそれとは異なる。米星 FTA 第9.4条6(a)では、主要なサービス提供者がその所有・管理する柱・管路・とう道への「アクセスを提供することを保障する」³⁴⁵と規定したのに対し、豪州チリ FTA では、その第11.15条において、主要なサービス提供者が柱・管路・とう道・線路敷設権等への「アクセスを拒否することを防ぐことを目的とする適当な措置を維持する」と規定³⁴⁶した。TPP 協定では、その第13.14条の本則は米星 FTA と同様の規定ぶりだが、チリの留保の脚注を設け、主要なサ

³⁴⁴ ジョナサン・マクヘイル現通商代表補代理。電気通信、電子商取引分野の担当。2015年3月5日回答。

³⁴⁵ Each Party shall ensure that major suppliers in its territory provide access to poles, ducts, and conduits, owned or controlled by such major suppliers to suppliers of public telecommunications services of the other Party, under terms, conditions, and cost-oriented rates, that are reasonable, non-discriminatory (including with respect to timeliness), and transparent.

³⁴⁶ Each Party shall maintain appropriate measures for the purpose of preventing major suppliers in its territory from denying access to poles, ducts, conduits, transmission towers, underground facilities and rights-of-way, or any other structures deemed necessary by the Party, owned or controlled by such major suppliers, to suppliers of public telecommunications networks or services of the other Party in a manner which would constitute anti-competitive practices.

ービス提供者がその所有・管理する柱・管路・とう道・線路敷設権への「アクセスを拒否することを防ぐことを目的とする適当な措置を維持することにより、この条に規定する義務を遵守することができる」³⁴⁷としている。アクセス確保に向けて積極的な措置を講じるわけではないが、アクセス拒否の阻止に向けた現行措置は維持するという、やや消極的ながら線路敷設権についての対応は行うというのがチリ政府のスタンスだと見られる。

5. 2. 4. モデルによる説明

それでは、モデルに即してこの2つの交渉について見てみよう。

米星交渉では、米国とシンガポールが互いに共通の「提案ルールオプション」を多く持って臨んだことが分かるので、モデル上は、 R が存在し、 $r > 0, r^* > 0$ であることになる。したがって、FTA に情報通信関係 WTO プラスを盛り込む合意ができる十分条件が成立していたことになる。

また、米国とシンガポールとでは、各々「独自提案ルールオプション」もあった。上述したように、米側の「独自提案ルールオプション」である[21]のルールは、シンガポールからすれば、既に国内で導入した競争ルールと整合的ではなく、採用はその効用を減じるものだと考えられたから、 $ap^* > 0$ が成立していたことになる。また、シンガポール側の「独自提案ルールオプション」のうちの[8][9][10]は、米国の国内ルールとは矛盾し、これを採用するのは国内のサービス提供者の効用を増やさないと米国側では考えたはずなので、 $\beta q > 0$ が成立していたと言える。

$ap^* > 0, \beta q > 0$ であるから、そうすると、モデル上は、想定されるゲーム展開はケース 4 であるはずだということになる。

これを図示すると、図 5-1 のようになる。

³⁴⁷ Chile may comply with this obligation by maintaining appropriate measures for the purpose of preventing a major supplier in its territory from denying access to poles, ducts, conduits and rights-of-way, owned or controlled by the major supplier.

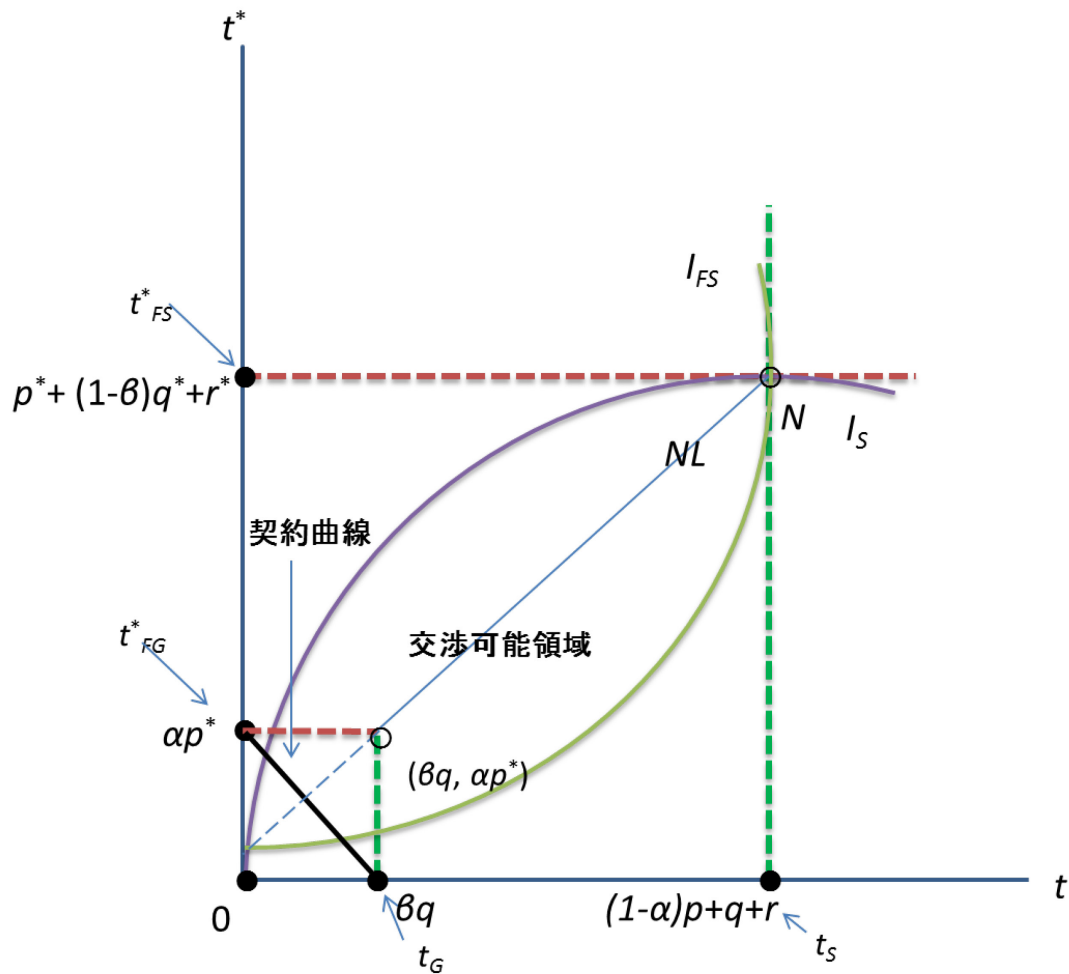


図 5-1 米星 FTA 交渉のゲーム (ケース 4)

交渉前の状態が、 $N((1-\alpha)p+q+r, p^*+(1-\beta)q^*+r^*)$, $\alpha \in (0, 1]$, $\beta \in (0, 1]$ であり、FTAを推進してきた米国政府、シンガポール政府の理想点は、各々、 $(\beta q, 0)$, $(0, \alpha p^*)$ であったと考えられる。

契約曲線は交渉当事両国政府の理想点を結ぶ線分となる。交渉解は、効率的には、契約曲線とNLとの接点ということになる。効率的に交渉が行われない場合でも、合意は、NL上で、 $t \leq \beta q$, $t^* \leq \alpha p^*$ となる点でなされるだろうということになる。

合意点では、RはFTAに盛り込まれて当事者間の通商ルールとして成立することになるが、P、Qについてはその一部がルールとして成立しないということになる。

実際、米国は、米星FTAでは、規律的な情報通信ルールについて見ると、米星両国で共通する「提案ルールオプション」の10項目全てを実現し、米国の「独自提案ルールオプション」についても、2項目([3][21])を除いて全て(7項目)が採用された。その「法的競争」の見地からすると、[3]ダイヤリング・パリティの

確保、[21]情報サービスへの非規制の2項目のみ実現できなかったが、その多くを米星交渉ではFTAルールに採用する成果を得たことが分かる。

Rが全てFTAに盛り込まれ、P、Qはその一部が盛り込まれたと言うことであり、モデルと実際の交渉とは整合的に説明ができることが分かる。

次に、米チリFTA交渉を、先に設定したモデルの考え方に即して見てみよう。

チリは、対米交渉に臨んで、「独自提案ルールオプション」Qを持っていなかった。米国と共有する「提案ルールオプション」Rとしては、NAFTA以来の[21]情報サービスへの非規制があった。したがって、 $q=q^*=0, r>0, r^*>0$ であった。

米国の「独自提案ルールオプション」の中では、米星交渉で出てきた[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセスのルールが、チリからすれば、その国内ルールと矛盾する虞があり、その採用は自国のサービス提供者の効用を減じるものと見られたと考えられる。これは、 $ap^*>0$ が成立していたことを意味する。

$r>0, r^*>0$ から、交渉可能領域が存在することが分かるが、その中で $ap^*>0, \beta q^*=0$ が言えるので、米チリ交渉では、ケース2のゲーム展開が行われたはずだということになる。(図5-2)

交渉前の状態が、 $N((1-\alpha)p+r, p^*+r^*), \alpha \in (0, 1]$ であり、米国の情報通信サービス提供者の理想点は、 $((1-\alpha)p+r, 0)$ 、チリの情報通信サービス提供者の理想点は、 $(0, p^*+r^*)$ となる。

チリ政府の理想点は $(0, \mu(p^*+r^*))$ 、 $\mu \in [ap^*/(p^*+r^*), 1]$ となる点となり、米国政府の理想点が $(0, 0)$ と考えられるので、契約曲線は縦軸上で $(0, 0)$ と $(0, \mu(p^*+r^*))$ とを結ぶ線分となる。米国政府が交渉可能領域内の $(0, ap^*)$ を提案することで、交渉解は $(0, ap^*)$ となる。

米チリFTAでは、実際に、[15]のみを除く全ての米国の「提案ルールオプション」(米チリ共通の「提案ルールオプション」を含む。)のルールの採用で合意しており、ケース2のゲームが行われたものとして説明することが可能である。

米国は、その「提案ルールオプション」のうち1項目を除く全てをこのFTAに盛り込むことができたので、その「法的競争」の見地からすると、その殆どをこの交渉でFTAルールに採用することに成功する成果を得たことが分かる。

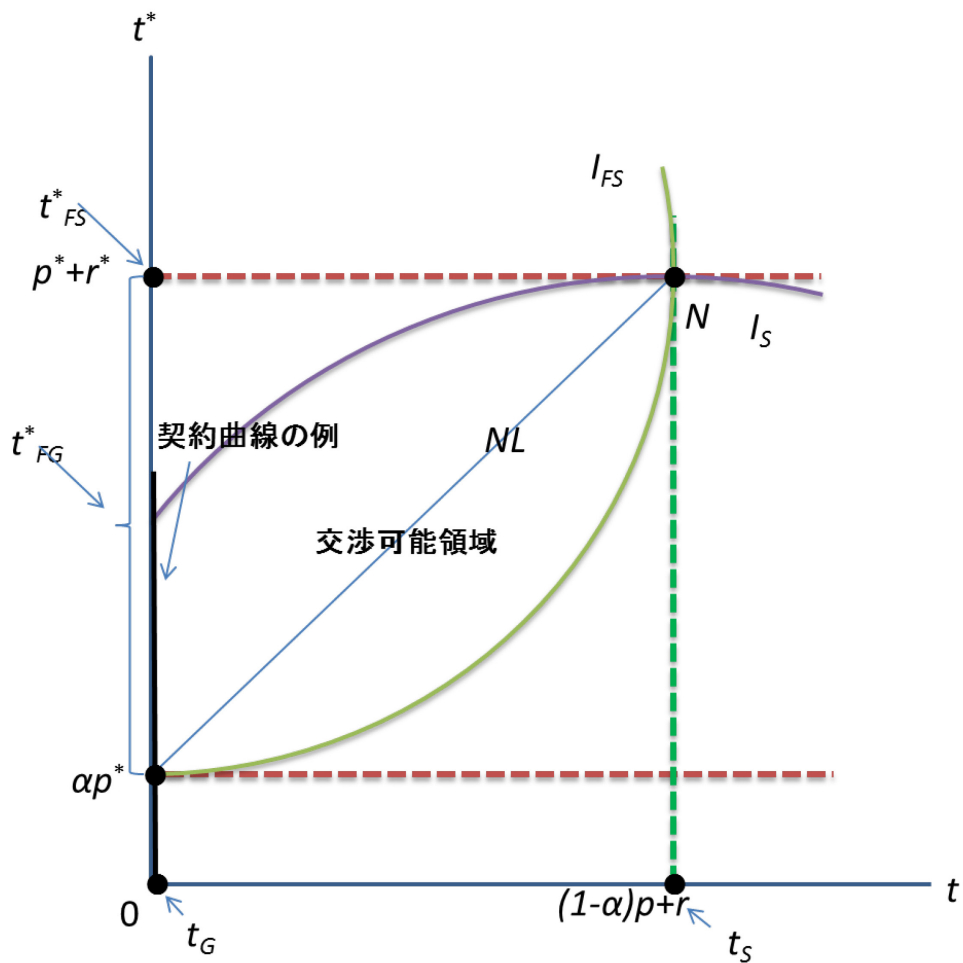


図 5-2 米チリ FTA 交渉のゲーム (ケース 2)

米星、米チリ FTA におけるルールの採否は、表 5-4 に整理したとおりとなる。米国とシンガポール、チリが各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 5-4 の網掛けがなされていない部分ということになる。

表 5-4 米星、米チリ FTA 交渉の交渉解におけるルールの採否

交渉相手国	採用された米国の独自提案ルールオプション	採用されなかった米国の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$	αp^*	$(1-\beta)q^*$	βq^*	r^*
	$(1-\alpha)p$	αp	$(1-\beta)q$	βq	r
シンガポール	<p>[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続</p> <p>[12]接続協定のファイリング</p> <p>[13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金</p> <p>[16]海底ケーブルシステムへのアクセス</p> <p>[22]規制執行の差し控え</p> <p>[24]デジタル・プロダクトの無差別待遇</p> <p>[40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き</p>	<p>[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別</p> <p>[21]付加価値サービス（情報サービス）への非規制</p>	<p>[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス</p>	<p>[8]主要なサービス提供者における加入者回線の細分化</p> <p>[9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続</p> <p>[10]主要なサービス提供者における接続約款の認可制</p>	<p>[1]公衆電気通信網における相互接続</p> <p>[2]番号ポータビリティ</p> <p>[5]主要なサービス提供者における不利でない待遇</p> <p>[6]再販売</p> <p>[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与</p> <p>[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保</p> <p>[18]規制機関による執行</p> <p>[19]紛争解決</p> <p>[20]技術中立性</p> <p>[41]サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）</p>
チリ	<p>[1]公衆電気通信網における相互接続</p> <p>[2]番号ポータビリティ</p> <p>[5]主要なサービス提供者における不利でない待遇</p> <p>[6]再販売</p> <p>[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与</p> <p>[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続</p> <p>[12]接続協定のファイリング</p> <p>[13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金</p>	<p>[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>[21]付加価値サービス（情報サービス）への非規制</p>

	[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保 [16]海底ケーブルシステムへのアクセス [18]規制機関による執行 [19]紛争解決 [20]技術中立性 [22]規制執行の差し控え [24]デジタル・プロダクトの無差別待遇 [40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き [41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)			
--	--	--	--	--

(各協定より筆者作成。)

5. 3. 米豪 FTA 交渉

5. 3. 1. 米豪 FTA 交渉の経過

次に、米国が締結したオーストラリアとの FTA に向けた交渉について見てみよう。

米国政府が豪州との FTA 交渉に入る意図を米国連邦議会に通告したのは 2002 年 11 月 13 日。この通告は、交渉に入る 90 日前には連邦議会に対してなされなければならないもので、議会に宛てたロバート・B・ゼーリック米国通商代表の書簡にも 90 日後に交渉に入る旨が明記されていた³⁴⁸。

実際に交渉が開始されたのは 2003 年 3 月であり、交渉で先行していた米星・米チリ両 FTA 交渉は既に妥結した後だった。米豪交渉は、2004 年 2 月 8 日に妥結し³⁴⁹、ゼーリック代表と豪州のマーク・ベイル貿易相との間で同年 5 月 18 日に協定への署名が行われた³⁵⁰。協定は、両国の国内手続きを終えて、2005 年 1 月

³⁴⁸ The Office of the United States Trade Representative, “USTR Zoellick Notifies Congress of Intent To Initiate Free Trade Negotiations With Australia” (Press Releases) (November 13, 2002); The Office of the United States Trade Representative, USTR Zoellick Notifies Congress of Intent To Initiate Free Trade Negotiations With Australia - Senate Letter (Letters to Congress) (November 13, 2002); The Office of the United States Trade Representative, USTR Zoellick Notifies Congress of Intent To Initiate Free Trade Negotiations With Australia (Letters to Congress, House Letter) (November 13, 2002)

³⁴⁹ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Australia Complete Free Trade Agreement” (Press Releases) (February 8, 2004)

³⁵⁰ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. & Australia Sign FTA United States

1日に発効した。

5. 3. 2. 米豪 FTA 交渉における当事国の「提案ルールオプション」

豪州は、米国との交渉の前に、ニュージーランド、シンガポール、タイと FTA を締結している。そして、特に、2003 年 7 月に発効したシンガポールとの FTA で多くの WTO プラスを採用しており、豪州にとっての「提案ルールオプション」は、主としてこの豪星 FTA で得られた実績による。(表 5-5)

表 5-5 豪州の締結した通商条約（米豪 FTA まで）の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D
電気通信ルール						
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール						
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5	10.3	805	12.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)				10.8		12.3
番号ポータビリティ				10.10		12.4
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別						12.5
電話番号使用の非差別						12.5
海底ケーブルシステムへのアクセス						12.6
ビルへのアクセス				10.11		
・主要なサービス提供者のルール						
不利でない待遇				10.9I		12.7
競争条件セーフガード			約参 1	10.7,10.9II		12.8
再販売				10.9V		12.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与				10.9III		12.10
相互接続			約参 2	10.9VII		12.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2	10.9VII		12.11
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2	10.9VII		12.11
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2	10.9VII		12.11
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2	10.9VII		12.11
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2	10.9VII		12.11
◇ 接続約款又は協定による相互接続				10.9VII		12.11
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3	10.9VII		12.11
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4	10.9VII		12.11
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5	10.9VII		12.22
専用回線によるサービスの提供及び料金						12.12
コロケーション等				10.9IV		12.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス				10.9VI		12.14
・政府規制に関するルール						
独立の規制機関			約参 5	10.5		12.17
ユニバーサルサービス			約参 3			12.18
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4			12.19
希少な資源の分配及び利用			約参 6	10.12		12.20
規制機関による執行				10.14		12.21
紛争解決				10.6		12.22
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4	10.4		
技術中立性						12.15
国際標準の促進			附 7			

and Australia Sign Free Trade Agreement” (Press Releases) (May 18, 2004)

付加価値サービス (情報サービス) 再販事業者への非規制					12.16
規制執行の差し控え					12.23
産業参加			10.13		
協力		附 6			
電子商取引ルール					
電子的送信への関税不賦課			14.3	1102	16.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇					16.4
透明性			14.2		
UNCITRAL モデル法準拠 (電子商取引の法的効果の許容)	?		14.4	1103	
電子認証の法的有効性			14.5	1104	16.5
オンライン消費者保護			14.6	1105	16.6
個人情報保護			14.7	1106	
貿易文書の電子化			14.8	1107	16.7
情報交換・協力				1108	
大きな負担とならない国内規制			14.4	1103	
ネット知的財産保護ルール					
インターネットドメインネーム割当の適正手続き					17.3
サービスプロバイダの責任制限(ノータースアンドテイクダウン)			13.12		17.11 xxix

- A) Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA) (January 1, 1983)
 B) Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA) (July 28, 2003)
 C) Thailand-Australia Free Trade Agreement (TAFTA) (January 1, 2005)
 D) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)

註：GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参考文献
 (各協定から筆者作成。)

米国も前項で見た米星・米チリ FTA で多くの情報通信関係 WTO プラスの実績を挙げている。

次に、米豪両国の「提案ルールオプション」を、米豪 FTA の結果と対照させてみよう。

5. 3. 3. 米豪の「提案ルールオプション」の採否

米豪 FTA では、採用された規律性の強い情報通信関係 WTO プラスは 19 項目になる。このうち 11 項目は、米豪の双方で「提案ルールオプション」となっていたものであった。

交渉に際して、米国の「独自提案ルールオプション」は 9 項目。これに対し、豪州の「独自提案ルールオプション」はなかった。

米国の「独自提案ルールオプション」のうち FTA に盛り込まれた項目は 8 項目で、盛り込まれなかったものが 1 項目ある。これは、[12]接続協定のファイリングのルールで、米国の FTA では、例えば、米星 FTA9.4 条 8.(e)(i)にある。

米豪各々が持つ「提案ルールオプション」のうち、米国の 1 項目のみが FTA に盛り込まれなかったことになる。これについて、どうして接続協定のファイリングのルールが FTA に盛り込まれなかったのか、当時の米豪 FTA 交渉の米国政府担当者にインタビューした³⁵¹。同担当者によれば、米国側では本ルールは接続

³⁵¹ マクヘイル通商代表補代理。インタビューは、2015 年 10 月 2 日に実施。

協定の透明性を確保するもので FTA に必要と考えたが、(電気通信規制庁が規制している米国とは異なり) 競争当局による事後規制が行われている豪州では反対し、盛り込まれなかったという。

豪州の国内ルールを見ると、相互接続に関しては、豪州競争・消費者委員会 (ACCC) が所掌し、一般的な競争法規である 1974 年取引慣行法³⁵² (現 2010 年競争・消費者法³⁵³) に設けられた第 XIC 部の規定によって規制されてきた。ここでは、ACCC が告示³⁵⁴したサービスについて、サービス提供者は標準アクセス義務³⁵⁵が課されるとされる。そして、サービス提供者の相互接続の条件がこの義務に適合しているか否かは一次的には当事者間の合意によるとされ、合意がない場合に ACCC の介入が行われる枠組みとなっており、事後規制を中心とした規律によりネットワークへのアクセスを担保している。こういった規制体系を国内ルールとしている豪州では、接続協定を規制庁に提出させる事前規定的なルールは、その国内ルールと適合的ではないとして、受け入れなかったものらしい。

表 5-6 米国と豪州との間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目

情報通信関係 WTO プラス項目	各国の提案ルールオプション又は FTA		
	米国の提案ルールオプション (2005)	豪州の提案ルールオプション (2005)	米豪 FTA (2005)
電気通信ルール			
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	○	○
[2] 番号ポータビリティ	○	○	○
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	○	×	○
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	○	○	○
[6] 再販売	○	○	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	○	○	○
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	×	×	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	×	×	×
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	×	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	○	○
[12] 接続協定のファイリング	○	×	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	○	×	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	○	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	○	○	○
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	×	○
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×
[18] 規制機関による執行	○	○	○
[19] 紛争解決	○	○	○
[20] 技術中立性	○	×	○
[21] 情報サービス (付加価値サービス) への非規制	○	×	○
[22] 規制執行の差し控え	○	×	○
[23] 産業参加	×	○	×
電子商取引ルール			
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	×	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性	○	○	×

³⁵² Trade Practices Act 1974 (Act No. 51 of 1974)

³⁵³ Competition and Consumer Act 2010

³⁵⁴ declaration

³⁵⁵ Standard access obligations

[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	○	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	○	×
[28] 電子認証の合法性	×	○	○
[29] オンライン消費者保護	×	○	○
[30] 個人情報保護	×	○	×
[31] 貿易文書の電子化	×	○	○
[32] オープンインターネット	×	×	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	○	×
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×
ネット知的財産権保護規律			
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	○	×	○
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	○	○	○

(各国の締結した FTA から筆者作成。)

5. 3. 4. モデルによる説明

では、この米豪 FTA 交渉を、先に設定したモデルの考え方に即して見てみよう。

オーストラリアには、シンガポールとの FTA 交渉を通じて「提案ルールオプション」は多数あったが、対米交渉に臨んで、「独自提案ルールオプション」Q は持っておらず、米国と共有する「提案ルールオプション」R を多数持っていた。したがって、 $q=q^*=0, r>0, r^*>0$ が成立していた。

米国の「独自提案ルールオプション」は多数あったが、競争当局による事後規制を基本とする豪州では、事前規制となる[12]の受け入れは、既存国内ルールと矛盾する虞があり、その採用は自国のサービス提供者の効用を減じるものと見られたと考えられる。これは、 $ap^*>0$ が成立していたことを意味する。

$r>0, r^*>0$ から、交渉可能領域が存在することが分かるが、その中で $ap^*>0, \beta q^*=0$ が言えるので、米豪交渉では、ケース 2 のゲーム展開が行われたはずだということになる。(図 5-3)

果を得たことが分かる。

米豪 FTA におけるルール of 採否は、表 5-7 に整理したとおりとなる。米国と豪州とが各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 5-7 の網掛けがなされていない部分ということになる。

表 5-7 米豪 FTA 交渉の交渉解におけるルール of 採否

交渉相手国	採用された米国の独自提案ルールオプション	採用されなかった米国の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$ $(1-\alpha)p$	αp^* αp	$(1-\beta)q^*$ $(1-\beta)q$	βq^* βq	r^* r
オーストラリア	[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別 [13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金 [16]海底ケーブルシステムへのアクセス [20]技術中立性 [21]付加価値サービス（情報サービス）への非規制 [22]規制執行の差し控え [24]デジタル・プロダクトの無差別待遇 [40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き	[12]接続協定のファイリング	○	○	[1]公衆電気通信網における相互接続 [2]番号ポータビリティ [5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [6]再販売 [7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与 [11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続 [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保 [15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス [18]規制機関による執行 [19]紛争解決 [41]サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）

(米豪 FTA より筆者作成。)

5. 4. 米モロッコ FTA 交渉から米パナマ FTA 交渉まで

これまで見た米星、米チリ、米豪の 3FTA で見ると、共通の規律的 WTO プラスが 16 項目あるため、その内容が定型的であることが分かるが、他方で、米星では情報サービスへの非規制の規定がない、米チリでは線路敷設権の規定がない、米豪では接続協定のファイリングの規定がないといった、幾らかの相違も見られた。

ところが、これらの次に来る米モロッコ FTA からはその定型化ぶりが更に徹底されている。米モロッコ FTA から米パナマ FTA までの 8FTA では、共通して設けられた規律的 WTO プラスが 20 項目にもものぼっているのである（表 5-13 から表 5-15 参照）。

5. 4. 1. 交渉の経過

この 8 つの FTA の最初のものとなったモロッコとの FTA に向けた交渉については、2002 年 4 月 23 日にジョージ・ウォーカー・ブッシュ大統領がモロッコのモハメッド 6 世国王を招いたホワイトハウスのオーバルルームで交渉の意向を示した³⁵⁶のが端緒となり、翌 2003 年 1 月 21 日に交渉が開始された³⁵⁷。交渉は 2004 年 3 月 2 日に妥結に到り³⁵⁸、同年 6 月 15 日にゼーリック代表とモロッコのタイプ・ファシ・フィフリ外務協力相との間で協定への署名が行われた³⁵⁹。協定は、2006 年 1 月 1 日に発効した。

次に米国と FTA を締結したのは、中央アメリカの 5 か国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）とドミニカ共和国であった。

2002 年 1 月 16 日、米国の G.W.ブッシュ政権は、前年から中米 5 か国と FTA への関心について話し合ってきた結果、これら 5 か国との間で FTA を締結する交渉を行う可能性を探求する用意がある旨を発表した³⁶⁰。そして、翌 2003 年 1 月 8 日、ゼーリック通商代表は、5 か国の担当相と共に、FTA 交渉を開始するこ

³⁵⁶ Office of the Press Secretary, “President Calls for Free Trade Agreement with Morocco - Remarks by the President and His Majesty King Mohammed VI of Morocco in Photo Opportunity” (For Immediate Release) (April 23, 2002)

³⁵⁷ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Morocco Launch Free Trade Negotiations” (Press Releases) (January 21, 2003)

³⁵⁸ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Morocco Conclude Free Trade Agreement” (Press Releases) (March 2, 2004)

³⁵⁹ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Morocco Sign Historic Free Trade Agreement” (Press Releases) (June 15, 2004)

³⁶⁰ Office of the Press Secretary, “Fact Sheet -- U.S. - Central America Free Trade Agreement” (For Immediate Release) (January 16, 2002)

とを公表、ワーキングレベルでの交渉が同月 27 日にコスタリカのサンホセで行われるとした³⁶¹。

同年 8 月 4 日、ブッシュ政権は、この交渉に、従来から中米諸国と密接な関係にあるドミニカ共和国を加える意向があることを連邦議会に通告した³⁶²。そして、同年 11 月 18 日、ゼーリック通商代表はマイアミでドミニカ共和国のソニア・グスマン産業商務長官と会談し、ドミニカ共和国が先行する 5 か国との交渉に加わることを発表した³⁶³。

他方で、米国と中米 5 か国との間では 9 回の会合が行われ、同年 12 月 17 日、米国と中米 4 か国（エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）との間で交渉は妥結した³⁶⁴。その時点では本国との協議が必要としていたコスタリカも、翌年 1 月 25 日には交渉を妥結させた³⁶⁵。

ドミニカ共和国と米国との交渉が始まったのは、そのコスタリカの合意の直前、2004 年 1 月 12 日であった³⁶⁶。交渉は同年 3 月 15 日には妥結した³⁶⁷。

米国と中米 5 か国は同年 5 月 28 日に協定に署名³⁶⁸、8 月には、改めてドミニカ共和国も加えた 7 か国で協定に署名した³⁶⁹。ドミニカ共和国・中央アメリカ・アメリカ合衆国自由貿易協定(CAFTA-DR (Dominican Republic-Central America FTA))は、2006 年 3 月 1 日にエルサルバドルと米国について発効し、同年 4 月 1 日にはホンジュラスとニカラグア、同年 7 月 1 日にはグアテマラ、2007 年 3 月 1 日にはドミニカ共和国、2009 年 1 月 1 日にはコスタリカについても発効した。

このような対モロッコ FTA や CAFTA-DR に向けた交渉が行われている中で米国はもうひとつの FTA 交渉を始めていた。それがバーレーンとの交渉で、2002

³⁶¹ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Central American Nations Launch Free Trade Negotiations” (Press Releases) (January 8, 2003)

³⁶² The Office of the United States Trade Representative, “Letter to House Notifying Intent to Negotiate Free Trade Talks with Dominican Republic” (August 4, 2003); The Office of the United States Trade Representative, “Letter to Senate Notifying Intent to Negotiate FTA with Dominican Republic” (August 4, 2003)

³⁶³ The Office of the United States Trade Representative, “USTR Announces Free Trade Talks Will Begin with Dominican Republic” (Press Releases) (November 18, 2003)

³⁶⁴ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. & Central American Countries Conclude Historic Free Trade Agreement” (Press Releases) (December 17, 2003)

³⁶⁵ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Costa Rica Reach Agreement on Free Trade” (Press Releases) (January 25, 2004)

³⁶⁶ The Office of the United States Trade Representative, “Zoellick to Visit the Dominican Republic January 14 as Free Trade Negotiations Begin” (Press Releases) (January 13, 2004)

³⁶⁷ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. & Dominican Republic Conclude Trade Talks Integrating the Dominican Republic into CAFTA” (Press Releases) (March 15, 2004)

³⁶⁸ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Central America Sign Historic Free Trade Agreement” (Press Releases) (May 28, 2004)

³⁶⁹ The Office of the United States Trade Representative, “Dominican Republic Joins Five Central American Countries in Historic FTA with U.S.” (Press Releases) (August 5, 2004)

年 6 月 18 日に貿易投資協議会を設立する枠組協定³⁷⁰に署名、2003 年 5 月 21 日に FTA 交渉を行う意図があることを米国・バーレーン両国で公表した³⁷¹。実際の交渉は、翌年の 1 月にバーレーンのマナマでその第 1 回が開催された³⁷²。交渉の進展は速く、同年 5 月 27 日には妥結³⁷³、同年 9 月 14 日に署名が行われた³⁷⁴。米バーレーン FTA は、2006 年 8 月 1 日に発効した。

上記 3FTA から 3 年を経て、2009 年に米国は新たに 2 つの FTA を発効させる。ここで交渉相手国となったのは、オマーンとペルーであった。

米国とオマーンとは、2004 年 7 月 7 日に貿易投資協議会を設立する枠組協定³⁷⁵に署名、2004 年 11 月 15 日、FTA 交渉を行う意図があることを米国政府が連邦議会に通告した³⁷⁶。交渉は、翌 2005 年の 10 月 3 日に妥結³⁷⁷、2006 年 1 月 19 日に署名が行われた³⁷⁸。米オマーン FTA は、2009 年 1 月 1 日に発効した。

ペルーに関しては、2003 年 11 月 18 日にアンデス山脈地域各国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）との FTA 交渉に入る意図をゼーリック通商代表が連邦議会に通告した³⁷⁹。2004 年 5 月 18 日、米国はコロンビア、エクアドル、ペルーとの FTA 交渉を開始（ボリビアはオブザーバ参加。）、2005 年 12 月 7 日にペルーとの間で妥結した³⁸⁰。両国では、2006 年 4 月 12 日に米ペルー

³⁷⁰ Agreement Between the Government of the United States of America and the Government of the Kingdom of Bahrain Concerning the Development of Trade and Investment Relations (June 18, 2002)

³⁷¹ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Bahrain Announce Intention to Negotiate a Free Trade Agreement” (Press Releases) (May 21, 2003)

³⁷² The Office of the United States Trade Representative, “United States and Bahrain to Launch Free Trade Negotiations” (Press Releases) (January 26, 2004)

³⁷³ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Bahrain Conclude Free Trade Agreement” (Press Releases) (May 27, 2004)

³⁷⁴ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Bahrain Sign Free Trade Agreement” (Press Releases) (September 14, 2004)

³⁷⁵ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Oman Sign Trade and Investment Framework” (Press Releases) (July 7, 2004)

³⁷⁶ Letter to House Announcing Intent to Negotiate FTA with Oman (November 15, 2004); Letter to Senate Announcing Intent to Negotiate FTA with Oman (November 15, 2004)

³⁷⁷ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Oman Conclude Free Trade Agreement - 5th FTA in Middle East Strengthens US Economic Ties to Region, Offers Opportunity for Greater Prosperity” (Press Releases) (October 3, 2005)

³⁷⁸ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Oman Sign Free Trade Agreement - 5th FTA in Middle East Strengthens Cooperation and Commerce in the Region, Offers Opportunity for Greater Prosperity” (For Immediate Release) (January 19, 2006)

³⁷⁹ The Office of the United States Trade Representative, USTR Notifies Congress of Intent to Initiate Free Trade Talks with Andean Countries (House Letter) (November 18, 2003); The Office of the United States Trade Representative, Andean Free Trade Agreement (Senate Letter) (November 18, 2003)

³⁸⁰ The Office of the United States Trade Representative, “Peru and Ecuador to Join With Colombia in May 18-19 Launch of FTA Negotiations with the United States” (Press Releases) (May 3, 2004); The Office of the United States Trade Representative, “United States and Peru Conclude Free Trade Agreement - Negotiations with Colombia, Ecuador to Continue Early Next Year” (For Immediate Release) (December 7, 2005)

FTA(PTPA (United States – Peru Trade Promotion Agreement))に署名³⁸¹したが、その後両国で協定の修正について合意があり³⁸²、修正された内容で同協定は2009年2月1日に発効した。

オマーン、ペルーとのFTAの発効から3年を経て、バラク・オバマ政権のもとで米国は新たに3つのFTAを発効させる。米韓FTA(KORUS (United States-Korea Free Trade Agreement))、米コロンビア貿易促進協定、米パナマ貿易促進協定の3FTAである。

2006年2月2日、米国のG.W.ブッシュ大統領は声明を出し、韓国とのFTA締結に向けた交渉を行う意図があることを明らかにした³⁸³。交渉は同年6月5日にワシントンで開始された³⁸⁴。そして、8回の会合³⁸⁵を経て、2007年4月1日に妥結した³⁸⁶。同年6月30日に米国のスーザン・C・シュワブ通商代表と韓国の金鉉宗(キム・ヒョンジョン)外交通商部交渉本部長が協定に署名した³⁸⁷。ところが、この協定について米国国内で懸念が持たれたため、2010年6月26日、バラク・オバマ大統領はロン・カーク通商代表に韓国との交渉の再開を指示³⁸⁸、両国の代表は同年の11月30日と12月1日にメリーランド州コロンビアで交渉を行い³⁸⁹、12月3日に合意、翌2011年の2月10日に改めて署名をした修正テキストの交換が行われた³⁹⁰。修正された米韓FTA (KORUS)協定は、両国議会の手続きを経て、2012年3月15日に発効した。

³⁸¹ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Peru Sign Trade Promotion Agreement” (Press Releases) (April 12, 2006)

³⁸² The Office of the United States Trade Representative, “Schwab statement on amendments to U.S.-Peru Trade Promotion Agreement” (Press Releases) (June 25, 2007)

³⁸³ Office of the Press Secretary, “President's Statement on U.S.-Republic of Korea Free Trade Agreement” (For Immediate Release) (February 2, 2006); The Office of the United States Trade Representative, “United States, South Korea Announce Intention to Negotiate Free Trade Agreement - Agreement Would be Largest U.S. FTA in 15 Years” (Press Releases) (February 2, 2006)

³⁸⁴ Remarks by Wendy Cutler, Assistant US Trade Representative For Japan, Korea, and APEC Affairs, Chief US Negotiator for the Korea – U.S. Free Trade Agreement Conference Call (June 5, 2006)

³⁸⁵ Ministry of Foreign Affairs and Trade (ROK), “Outcomes of the Eighth Round of Official KORUS FTA Negotiations” (March 12, 2007)

³⁸⁶ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Korea Conclude Historic Trade Agreement” (Press Releases) (April 2, 2007)

³⁸⁷ The Office of the United States Trade Representative, “United States and the Republic of Korea Sign Landmark Free Trade Agreement” (Press Releases) (June 30, 2007)

³⁸⁸ The Office of the United States Trade Representative, “Kirk Comments on U.S.-Korea Free Trade Agreement” (June 26, 2010)

³⁸⁹ The Office of the United States Trade Representative, “U.S.-Korea Trade Discussions Update” (November 26, 2010)

³⁹⁰ “The U.S.-Korea Free Trade Agreement: More American Jobs, Faster Economic Recovery Through Exports” (December 3, 2010); The Office of the United States Trade Representative, “Signed Legal Texts Related to U.S.-Korea Trade Agreement” (February 10, 2011)

次に米国が FTA を締結したコロンビアについては、先に見たペルーの事例とプロセスの最初が重なっている。即ち、2003 年 11 月 18 日、ゼーリック通商代表は、アンデス山脈地域各国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）との FTA 交渉に入る意図を連邦議会に通告し³⁹¹、2004 年 5 月 18 日、米国はコロンビアとの FTA 交渉を開始³⁹²（エクアドル、ペルーも合流。ボリビアはオブザーバ参加。）した。2006 年 2 月 27 日に交渉は妥結³⁹³、これは、KORUS の妥結よりも 1 か月余り早かったことになる。

両国では、2006 年 11 月 22 日に米コロンビア貿易促進協定に署名³⁹⁴したが、ペルーの場合と同様、米国国内での議論から協定の修正が行われ³⁹⁵、修正された内容で同協定は 2012 年 5 月 15 日に発効した。

パナマについては、2003 年 11 月 18 日、同国との FTA 交渉に入る意図をゼーリック通商代表が連邦議会に通告した³⁹⁶。

実際の交渉については、2004 年 3 月 26 日に、4 月 26 日の週を通じて第 1 回の交渉がパナマのパナマシティで行われることが発表された³⁹⁷。2006 年 12 月 19 日、両国は労働問題についてなお議論が必要としつつ、協定の妥結を発表した³⁹⁸。2007 年 6 月 28 日、両国で米パナマ貿易促進協定への署名が行われた³⁹⁹。同協定は、両国の国内手続きを経て 2012 年 10 月 31 日に発効した。

5. 4. 2. 交渉当事国の「提案ルールオプション」

モロッコには、この米モロッコ FTA の前には、EFTA との FTA(1999 年 12 月 1 日発効。)、EU との FTA (2000 年 3 月 1 日発効。)、トルコとの FTA(2006 年 1

³⁹¹ The Office of the United States Trade Representative, USTR Notifies Congress of Intent to Initiate Free Trade Talks with Andean Countries (House Letter) (November 18, 2003); The Office of the United States Trade Representative, Andean Free Trade Agreement (Senate Letter) (November 18, 2003)

³⁹² The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Colombia to Begin FTA Negotiations on May 18” (Press Releases) (March 23, 2004)

³⁹³ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Colombia Conclude Free Trade Agreement” (Press Releases) (February 27, 2006)

³⁹⁴ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Colombia Sign Trade Promotion Agreement” (Press Releases) (November 22, 2006)

³⁹⁵ The Office of the United States Trade Representative, “Schwab statement on amendments to U.S.-Colombia Trade Promotion” (Press Releases) (June 28, 2007)

³⁹⁶ The Office of the United States Trade Representative, USTR Notifies Congress of Intent to Initiate Free Trade Talks with Panama (Letter to U.S. House of Representatives) (November 18, 2003)

³⁹⁷ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Panama to Begin FTA Negotiations on April 26” (Press Releases) (March 26, 2004)

³⁹⁸ The Office of the United States Trade Representative, “U.S. and Panama Complete Trade Promotion Agreement Negotiations” (Press Releases) (December 19, 2006)

³⁹⁹ The Office of the United States Trade Representative, “United States and Panama Sign Trade Promotion Agreement” (Press Releases) (June 28, 2007)

月 1 日発効。)の実績があるが、これらは物品のみについての協定で、サービスに関する FTA の実績を持っていなかった。つまり、モロッコは、米国との交渉の前には「提案ルールオプション」を持っていなかった。

CAFTA-DR に向けて交渉してきた各国のうち、中央アメリカの 5 か国には、CAFTA-DR よりも前に、5 か国共通で締結してきた FTA2 例と、コスタリカが 1 か国単独で締結した FTA1 例とがあった。

中米諸国共通の FTA では、情報通信に特化したルールの盛り込みを行ったものとして、チリ、パナマとの FTA の実績がある。これらの 2FTA における情報通信ルール規定は非常に定型的で、何れも、次の 7 項目の内容を盛り込んだものである(表 5-8)が、これらは、規定の順番こそやや異なるが、内容としては、NAFTA のそれ(表 2-2)と同じである。

- 公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用 (第 13.04 条)
- 情報サービス (付加価値サービス) への非規制 (第 13.05 条)
- 端末の技術基準 (第 13.06 条)
- 競争条件セーフガード (第 13.07 条)
- 公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性 (第 13.08 条)
- 国際標準の促進 (第 13.10 条)
- 協力 (第 13.11 条)

コスタリカが単独で締結した FTA は、カナダとのもの(2002 年 11 月 1 日発効。)であったが、これは、物品についてのみに関する協定で、サービスについての規定を含まない。

つまり、中米 5 か国は、米国との FTA 交渉の前には、「提案ルールオプション」としては NAFTA と同様のものを持っていたのであり、米国の「提案ルールオプション」にはないような「独自提案ルールオプション」は持っていなかったことになる。

表 5-8 中米 5 か国 (コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア) が共同で締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E
電気通信ルール							
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール							
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5		13.04	13.04	13.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)							13.3
番号ポータビリティ							13.3
再販売							13.3
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別							13.3
電話番号使用の非差別							13.3
海底ケーブルシステムへのアクセス							13.5
・主要なサービス提供者のルール							
不利でない待遇							13.4
競争条件セーフガード			約参 1		13.07	13.07	13.4
再販売							13.4

ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与						13.4
相互接続		約参2				13.4
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参2.2				13.4
◇ 差別的でない条件及び料金		約参2.2				13.4
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参2.2				13.4
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参2.2				13.4
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参2.2				13.4
◇ 接続約款又は協定による相互接続						13.4
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参2.3				13.4
◇ 接続協定のファイリング						13.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約参2.4				13.4
◇ 相互接続の紛争解決		約参2.5				13.12
専用回線によるサービスの提供及び料金						13.4
コロケーション等						13.4
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス						13.4
・政府規制に関するルール						
独立の規制機関		約参5				13.7
ユニバーサルサービス		約参3				13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参4				13.9
希少な資源の分配及び利用		約参6				13.10
規制機関による執行						13.11
紛争解決						13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附4		13.08	13.08	13.13
技術中立性						13.14
国際標準の促進		附7		13.10	13.10	
情報サービス（付加価値サービス）への非規制				13.05	13.05	13.6
端末の技術基準				13.06	13.06	
規制執行の差し控え						13.15
協力		附6		13.11	13.11	
電子商取引ルール						
電子的送信への関税不賦課						14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇						14.3
透明性						14.4
情報交換・協力						14.5
ネット知的財産保護ルール						
インターネットドメインネーム割当の適正手続き						15.4
サービスプロバイダの責任制限（ノータースアンドテイクダウン）						15.11 xxvii

- A) Central American Common Market (CACM) (June 4, 1961)
 B) Dominican Republic - Central America (October 4, 2001)
 C) Chile - Central America (Costa Rica, February 15, 2002; El Salvador, June 1, 2002; Honduras, July 19, 2008; Guatemala, March 23, 2010; Nicaragua, June 14, 2013)
 D) Panama - Central America (El Salvador, 11-Apr-2003; Costa Rica, November 23, 2008; Honduras, January 9, 2009; Guatemala, June 20, 2009; Nicaragua, November 21, 2009)
 E) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。

(各協定から筆者作成。)

次に、ドミニカ共和国は、CAFTA-DRの前に、パナマとのFTAと、中米5か国とのFTAを締結していたが、これらには情報通信に特化したルールの規定は盛り込まれなかった。(表5-9)つまり、対米交渉に際して、ドミニカ共和国には、「提案ルールオプション」はなく、ましてや、米国の「提案ルールオプション」にはないような「独自提案ルールオプション」もなかった。

表 5-9 ドミニカ共和国の締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C
電気通信ルール					
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール					
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5		13.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)					13.3
番号ポータビリティ					13.3
再販売					13.3
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別					13.3
電話番号使用の非差別					13.3
海底ケーブルシステムへのアクセス					13.5
・主要なサービス提供者のルール					
不利でない待遇					13.4
競争条件セーフガード			約参 1		13.4
再販売					13.4
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与					13.4
相互接続			約参 2		13.4
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2		13.4
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2		13.4
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2		13.4
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2		13.4
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2		13.4
◇ 接続約款又は協定による相互接続					13.4
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3		13.4
◇ 接続協定のファイリング					13.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4		13.4
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5		13.12
専用回線によるサービスの提供及び料金					13.4
コロケーション等					13.4
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス					13.4
・政府規制に関するルール					
独立の規制機関			約参 5		13.7
ユニバーサルサービス			約参 3		13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4		13.9
希少な資源の分配及び利用			約参 6		13.10
規制機関による執行					13.11
紛争解決					13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4		13.13
技術中立性					13.14
国際標準の促進			附 7		
付加価値サービス(情報サービス)への非規制					13.6
規制執行の差し控え					13.15
協力			附 6		
電子商取引ルール					
電子的送信への関税不賦課					14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇					14.3
透明性					14.4
情報交換・協力					14.5
ネット知的財産保護ルール					
インターネットドメインネーム割当の適正手続き					15.4
サービスプロバイダの責任制限(ノータースアンドテイクダウン)					15.11 xxvii

- A) Panama - Dominican Republic FTA (January 8, 1987)
 B) Dominican Republic - Central America (October 4, 2001)
 C) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。

(各協定から筆者作成。)

バーレーン、オマーン、ペルーには、この対米 FTA 発効前には FTA 締結実績がなく、対米交渉に臨む「提案ルールオプション」を持っていなかった。ペルーは近年多くの FTA を締結しているが、それは全て対米 FTA を発効させた 2009 年以後のことである。

韓国は、KORUS より前に既に 7 つの FTA の締結実績を持ち、その全てで情報通信に特化した規定を設けており(表 5-10)、対米交渉の時点で多くの「提案ルールオプション」を持っていた。ただ、後に触れるとおり、その殆どは米国においても「提案ルールオプション」となっているものであった。

表 5-10 韓国の締結した通商条約 (KORUS まで) の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS	A	B	C	D	E	F	G	H
電気通信ルール										
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール										
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5	12.3	11.3	(附 6)*		7.3		13.3	14.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)				11.4.VIII				7.31		14.3
番号ポータビリティ								7.32		14.3
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別										14.3
海底ケーブルシステムへのアクセス										14.12
・主要なサービス提供者のルール										
不利でない待遇				11.4.I			7.4		13.4	14.4
競争条件セーフガード	約参 1	12.6	11.4.II	附 5	約参 1	7.6	7.30	13.5	14.5	14.5
再販売			11.4.V							14.6
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与			11.4.III			7.5				14.7
相互接続	約参 2		11.4.VIII	附 6	約参 2	7.7	7.31III	13.6	14.8	14.8
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2		11.4.VIII	附 6	約参 2.2	7.7	7.31III	13.6I	14.8	14.8
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2		11.4.VIII	附 6	約参 2.2	7.7	7.31III	13.6I	14.8	14.8
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2		11.4.VIII	附 6	約参 2.2	7.7	7.31III	13.6I	14.8	14.8
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金	約参 2.2		11.4.VIII	附 6	約参 2.2	7.7	7.31III	13.6I	14.8	14.8
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参 2.2		11.4.VIII	附 6	約参 2.2	7.7	7.31III	13.6I	14.8	14.8
◇ 接続約款又は協定による相互接続										14.8
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3		11.4.VIII	附 6	約参 2.3	7.7	7.31IV	13.6II	14.8	14.8
◇ 接続協定のファイリング			11.4.VIII			7.7				14.8
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4		11.4.VIII	附 6	約参 2.4	7.7	7.31V	13.6III	14.8	14.8
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5		11.4.VIII	附 6	約参 2.5	7.7				14.19
専用回線によるサービスの提供及び料金			11.4.IX							14.9
コロケーション等			11.4.IV			7.5				14.10
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス			11.4.VI			7.5				14.11
番号ポータビリティ			11.4.VII							
・政府規制に関するルール										
独立の規制機関	約参 5		11.5	附 2	約参 5	7.8	7.28	13.7	14.14	14.14
ユニバーサルサービス	約参 3		11.6	附 7	約参 3	7.9	7.34	13.8	14.15	14.15
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	約参 4		11.7	附 3	約参 4	7.10	7.29	13.9	14.16	14.16
希少な資源の分配及び利用	約参 6		11.8	附 4	約参 6	7.11	7.33	13.10	14.17	14.17
規制機関による執行			11.9							14.18
紛争解決			11.10			7.12	7.36	13.11	14.19	14.19
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4	12.7	11.11			7.13		13.12	14.20	14.20
技術中立性										14.21
国際標準の促進	附 7	12.9	11.13							
付加価値サービス (情報サービス) への非規制		12.4								14.13
端末の技術基準		12.5								
規制執行の差し控え										14.22

協力	附6	12.10	18.2					
通信の秘密の確保							7.35	
電子商取引ルール								
電子的送信への関税不賦課			14.4				7.48	14.4
デジタル・プロダクトの無差別待遇			14.4					15.3
電子認証の合法			18.3					14.8
オンライン消費者保護								14.5
個人情報保護							7.48	14.7
貿易文書の電子化			18.7					14.6
オープンインターネット								15.7
国境を越えた情報の移転の許可								15.8
情報交換・協力			18.3					14.9
ネット知的財産保護ルール								
インターネットドメインネーム割当の適正手続き								18.3
サービスプロバイダの責任制限							10.62-66	18.10 xxx

- A) Free Trade Agreement Between The Government Of The Republic Of Korea And The Government Of The Republic Of Chile (April 1, 2004)
- B) Free Trade Agreement Between The Government Of The Republic Of Korea And The Government Of The Republic Of Singapore (March 2, 2006)
- C) Free Trade Agreement Between The Republic Of Korea And The EFTA States (September 1, 2006)
- D) Framework Agreement On Comprehensive Economic Cooperation Among The Governments Of The Republic Of Korea And The Member Countries Of The Association Of Southeast Asian Nations (September 1, 2006) & Agreement on Trade in Services under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Government of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and The Republic of Korea (May 1, 2009)
- E) Comprehensive Economic Partnership Agreement Between The Republic Of Korea And The Republic Of India (January 1, 2010)
- F) Free Trade Agreement Between The Republic Of Korea, Of The One Part And The European Union And Its Member States, Of The Other Part (July 1, 2011)
- G) Free Trade Agreement Between The Republic Of Korea And The Republic Of Peru (August 1, 2011)
- H) KORUS (March 15, 2012)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Cの「附」は附属書X(Annex X)。Dの「約」は韓国の特定の約束に係る表(Schedules of Specific Commitments)、「参」はそこで参照されている参照文書(Reference Paper)。

*相互接続について GATS 準拠の規定あり。

(各協定から筆者作成)

コロンビアには、米国との FTA が発効する前に 5 つの FTA の実績があった(表 5-11)。その最初のコロンビア・メキシコ FTA(1995)の情報通信規定は NAFTA の規定を踏襲したものである。その次のチリとの FTA(2009)からは電子商取引ルールが盛り込まれるようになり、対 EFTA FTA(2011)、対カナダ FTA(2011)でも GATS を踏襲した規定や WTO プラスが盛り込まれている。対米 FTA が発効するまでにコロンビアは多くの「提案ルールオプション」を持つに到っているが、ただ、後述するように、その殆どは米国の「提案ルールオプション」に含まれるものだった。

表 5-11 コロンビアの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B*1	C	D	E	F
電気通信ルール								
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール								
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		11-04	附5				1002	14.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)								14.3
番号ポータビリティ								14.3
再販売								14.3
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別								14.3
電話番号使用の非差別								14.3
海底ケーブルシステムへのアクセス								14.5

・主要なサービス提供者のルール							
不利でない待遇						1003	14.4
競争条件セーフガード	11-07	約参1			附2	1003	14.4
不可欠設備の規制された卸売り						1003*3	
再販売						1003*3	14.4
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与						1003*3	14.4
相互接続		約参2			附3	1003	14.4
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参2.2			附3	1003	14.4
◇差別的でない条件及び料金		約参2.2			附3	1003	14.4
◇自己の子会社等よりも不利でない品質		約参2.2			附3	1003	14.4
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参2.2			附3	1003	14.4
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参2.2			附3	1003	14.4
◇接続約款又は協定による相互接続					附3	1003	14.4
◇交渉手続きの公の利用可能性		約参2.3			附3		14.4
◇接続協定のファイリング							14.4
◇相互接続に関する取り決めの透明性		約参2.4			附3		14.4
◇相互接続を通じ取得した秘密の保持					附3*2		
◇相互接続の紛争解決		約参2.5					14.12
専用回線によるサービスの提供及び料金							14.4
コロケーション等							14.4
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス							14.4
・政府規制に関するルール							
独立の規制機関		約参5			附6	1004	14.7
ユニバーサルサービス		約参3			附4	1005	14.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参4			附5	1006	14.9
希少な資源の分配及び利用		約参6			附7	1007	14.10
規制機関による執行						1008	14.11
紛争解決					附8	1009	14.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	11-10	附4			附9	1010	14.13
技術中立性						1011	14.14
国際標準の促進	11-08	附7				1015	
付加価値サービス(情報サービス)への非規制	11-05					1013	14.6
端末の技術基準	11-06						
規制執行の差し控え						1012	14.15
協力	11-09	附6					
電子商取引ルール							
電子的送信への関税不賦課			12.3	14.4		1503	15.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇			12.4	14.4			15.3
透明性				14.5			15.4
電子認証の法的有効性			12.7	14.6			15.6
オンライン消費者保護			12.6	14.7		1504	15.5
個人情報保護						1506	
貿易文書の電子化						1505	15.7
情報交換・協力			12.5	14.8	附2	1507	
ネット知的財産保護ルール							
インターネットドメインネーム制当の適正手続き							16.4
サービスプロバイダの責任制限(ノータースアンドテイクダウン)							16.11 xxvii

- A) Colombia - Mexico (January 1995)
- B) Chile - Colombia (May 8, 2009)
- C) Colombia – Northern Triangle (El Salvador, Guatemala, Honduras) (November 12, 2009)
- D) EFTA – Colombia (July 1, 2011)
- E) Canada – Colombia (August 15, 2011)
- F) US – Colombia (May 15, 2012)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Dの「附」は、電気通信ルールは附属書 XVII(Annex XVII)、電子商取引ルールは附属書 I(Annex I)。

*1:22.8条において、FTA発効後に電気通信章についての協議の為の接触を開始するとしている。

*2:秘密の保持に向けて適切なステップを踏んでいく (take appropriate steps to...)旨の規定。

*3:締約国が措置を講じてもいいとする緩やかな規定。

(各協定から筆者作成。)

パナマは、この対米 FTA の発効までに自国の 6 つの FTA を発効させてきていた(表 5-12)。このうち、最初のドミニカ共和国との FTA(1987)とチリとの FTA(2008)を除く 4 協定 (対中米 FTA(2003)、対台湾 FTA(2004)、対シンガポール FTA(2006)、対ペルー FTA(2012)) で電気通信ルールについての規定を盛り込んできており、対米 FTA 発効までに多くの「提案ルールオプション」を得ていた。ただ、パナマについても、殆どの「提案ルールオプション」は、米国の FTA で実績のあるものであった。

表 5-12 パナマの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G
電気通信ルール									
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール									
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5	13.04	13.03	12.2		16.2	13.2
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)						12.3			13.3
番号ポータビリティ									13.3
再販売									13.3
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別									13.3
電話番号使用の非差別									13.3
海底ケーブルシステムへのアクセス						12.5			13.5
・主要なサービス提供者のルール									
不利でない待遇						12.4I		16.4I	13.4
競争条件セーフガード			約参 1	13.07	13.06	12.4II		16.4II, III	13.4
再販売									13.4
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与									13.4
相互接続			約参 2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇ 接続約款又は協定による相互接続									13.4
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3			12.4VI			13.4
◇ 接続協定のファイリング						12.4VI			13.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4						13.4
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5			12.4VI			13.4
専用回線によるサービスの提供及び料金									13.4
コロケーション等						12.4III			13.4
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス						12.4IV			13.4
番号ポータビリティ						12.4V			
・政府規制に関するルール									
独立の規制機関			約参 5					16.7	13.7
ユニバーサルサービス			約参 3					16.5	13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4					16.3	13.9
希少な資源の分配及び利用			約参 6					16.6	13.10
規制機関による執行								16.8	13.11
紛争解決								16.9	13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4	13.08	13.07			16.10	13.13
技術中立性									13.14
国際標準の促進			附 7	13.10	13.09			16.13	
付加価値サービス(情報サービス)への非規制				13.05	13.04				13.6
端末の技術基準				13.06	13.05				
規制執行の差し控え								16.11	13.15
協力			附 6	13.11	13.10				

電子商取引ルール								
電子的送信への関税不賦課								14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇								14.3
透明性								14.4
国境を越えた情報の移転の許可								14.5
情報交換・協力								14.5
ネット知的財産保護ルール								
インターネットドメインネーム割当の適正手続き								15.4
サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)								15.11 xxvii

- A) Panama - Dominican Republic FTA (June 8, 1987)
 B) Panama - Central America FTA (El Salvador, April 11, 2003; Costa Rica, November 23, 2008; Honduras, January 9, 2009; Guatemala, June 20, 2009; Nicaragua, November 21, 2009)
 C) Panama - Chinese Taipei FTA (January 1, 2004)
 D) Panama - Singapore (July 24, 2006)
 E) Panama - Chile FTA (March 7, 2008)
 F) Panama - Peru FTA (May 1, 2012)
 G) Panama-United States Trade Promotion Agreement (October 31, 2012)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。

(各協定から筆者作成。)

5. 4. 3. 各国の「提案ルールオプション」の採否

それでは、米国が行ってきたこれら各交渉における交渉当事国の「提案ルールオプション」と交渉結果である各FTAに実際に盛り込まれた規定を、表1-1の規律的な情報通信関係WTOプラス41項目により対比を行ってみよう。

米モロッコ、米中米ドミニカ共和国、米バーレーンの3FTA交渉は、米国の相手国においてはいずれも「独自提案ルールオプション」がない中で行われた。そして、米国の規律的な「提案ルールオプション」20項目は、例外なく全てFTAに採用されるに到った。(表5-13)

表 5-13 米国とモロッコ、中米 5 か国、ドミニカ共和国、パーレーンとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目

各国の提案ルールオプション又は FTA	米国の提案ルールオプション (2006)	モロッコの提案ルールオプション (2006)	米モロッコ FTA (2006)	米国の提案ルールオプション (2006)	コスタリカの提案ルールオプション (2006)	エルサルバドルの提案ルールオプション (2006)	グアテマラの提案ルールオプション (2006)	ホンジュラスの提案ルールオプション (2006)	ニカラグアの提案ルールオプション (2006)	ドミニカ共和国の提案ルールオプション (2006)	CAFTA-DR (2006)	米国の提案ルールオプション (2006)	パーレーンの提案ルールオプション (2006)	米パーレーン FTA (2006)
情報通信関係 WTO プラス項目														
電気通信ルール														
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[2] 番号ポータビリティ	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[6] 再販売	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[12] 接続協定のファイリング	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[17] アクセス拒否の理由説明	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[18] 規制機関による執行	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[19] 紛争解決	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[20] 技術中立性	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制	○	—	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	—	○
[22] 規制執行の差し控え	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[23] 産業参加	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
電子商取引ルール														
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性	○	—	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	×
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[28] 電子認証の合法性	○	—	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	×
[29] オンライン消費者保護	○	—	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	×
[30] 個人情報保護	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[31] 貿易文書の電子化	○	—	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	×
[32] オープンインターネット	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	—	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	×
[38] サイバーセキュリティ協力	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×
ネット知的財産権保護規律														
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	○	—	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	—	○

(各国の締結した FTA から筆者作成。)

オマーンとペルーは、「提案ルールオプション」自体がない中で米国と FTA 交渉を行ったのであったが、交渉の結果の FTA では、規律的規定については、米国の「提案ルールオプション」20 項目を全て採用している。(表 5-14)

表 5-14 米国とオマーン、ペルーとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目

情報通信関係 WTO プラス項目	各国の提案ルールオプション又は FTA					
	米国の提案ルールオプション (2009)	オマーンの提案ルールオプション (2009)	米オマーン FTA (2009)	米国の提案ルールオプション (2009)	ペルーの提案ルールオプション (2009)	米ペルー FTA (2009)
電気通信ルール						
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	—	○	○	—	○
[2] 番号ポータビリティ	○	—	○	○	—	○
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	○	—	○	○	—	○
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	—	×	×	—	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	○	—	○	○	—	○
[6] 再販売	○	—	○	○	—	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	○	—	○	○	—	○
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	×	—	×	×	—	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	×	—	×	×	—	×
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	×	—	×	×	—	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	—	○	○	—	○
[12] 接続協定のファイリング	○	—	○	○	—	○
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	○	—	○	○	—	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	—	○	○	—	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	○	—	○	○	—	○
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	—	○	○	—	○
[17] アクセス拒否の理由説明	×	—	×	×	—	×
[18] 規制機関による執行	○	—	○	○	—	○
[19] 紛争解決	○	—	○	○	—	○
[20] 技術中立性	○	—	○	○	—	○
[21] 付加価値サービス（情報サービス）への非規制	○	—	○	○	—	○
[22] 規制執行の差し控え	○	—	○	○	—	○
[23] 産業参加	×	—	×	×	—	×
電子商取引ルール						
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	—	○	○	—	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性	○	—	×	○	—	○
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	—	×	×	—	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	—	×	×	—	×
[28] 電子認証の合法性	○	—	×	○	—	○
[29] オンライン消費者保護	○	—	○	○	—	○
[30] 個人情報保護	×	—	×	×	—	×
[31] 貿易文書の電子化	○	—	×	○	—	○
[32] オープンインターネット	×	—	×	×	—	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	—	×	×	—	×
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	—	×	×	—	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	—	×	×	—	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	—	×	×	—	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	—	×	○	—	×
[38] サイバーセキュリティ協力	×	—	×	×	—	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	—	×	×	—	×
ネット知的財産権保護規律						
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	○	—	○	○	—	○
[41] サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	○	—	○	○	—	○

(各国の締結した FTA から筆者作成。)

次に、米韓、米コロンビア交渉だが、米韓交渉の方が交渉の開始では米コロンビア交渉よりも早かったが、先に見たように、交渉の妥結では米コロンビア FTA 交渉が米韓交渉に先行したため、まず米コロンビア交渉について見てみよう。

米コロンビア交渉では、米国の規律的な内容の「提案ルールオプション」は 20 項目であり、その全てが FTA に採用された。コロンビア側の「提案ルールオプション」は 8 項目あり、これは全て米国のそれと共通するものだった。(表 5-15)

次に、米韓 FTA 交渉だが、こちらでも、米国の規律的な内容の「提案ルールオプション」は 20 項目であり、このうち 13 項目は、米韓の双方で「提案ルールオプション」となっていたもので、米国の「独自提案ルールオプション」となっていたものは 7 項目あった。韓国の規律的な「独自提案ルールオプション」はなかった。

交渉の結果、「独自提案ルールオプション」7 項目全てを含む米国の「提案ルールオプション」の全てが KORUS に盛り込まれた。

したがって、米星 FTA では採用されなかった付加価値サービス（米国の情報サービス）への非規制の規定も KORUS では盛り込まれた。韓国では、規制の緩い「付加通信事業者」の Kategorie を電気通信事業法において設けており（第 21 条（交渉当時。現第 22 条。）の規定など）、その上で、基幹通信サービスと分類されたサービスについて、接続協定の電気通信規制庁⁴⁰⁰への届出⁴⁰¹等の相互接続に関する事前規制が同法に規定されている。韓国では、ブロードバンドサービスについて規制を設けるか否かにはそのサービス分類如何の行政庁の判断が大きく関わる⁴⁰²のであり、その点では米国と同様である。

最後に、米パナマ貿易促進協定でも、米国の 20 の規律的な内容の「提案ルールオプション」のルール全てが盛り込まれた。これには、米国の「独自提案ルールオプション」11 項目が含まれている。パナマについても、規律的ルールについて「独自提案ルールオプション」はなかった。

このように、コロンビア、韓国、パナマの何れも、対米 FTA 発効までに、「独自提案ルールオプション」を持っておらず、米国との FTA 交渉では米国の「提案ルールオプション」の全てを受け入れ、それが FTA に盛り込まれたということになる。(表 5-15)

⁴⁰⁰ 2008 年の機構改革までは情報通信部。それ以後は、大韓民国放送通信委員会。

⁴⁰¹ 韓国の電気通信事業法第 34 条の 6（交渉当時。現第 44 条。）

⁴⁰² ただ、米国とは逆に、ブロードバンドサービスは韓国では当初付加通信サービスと分類されていた。そして、2004 年 7 月になって基幹通信サービスに分類され、同年から 2006 年にかけて料金規制などが導入されたという。(田尻(2007)第 5 章末註 7, 136)

表 5-15 米国と韓国、コロンビア、パナマとの間の FTA 交渉における各国の提案ルールオプション項目と FTA 項目

各国の提案ルールオプション又は FTA	米国の提案ルールオプション (2012)	コロンビアの提案ルールオプション (2012)	米コロンビア FTA (2012)	米国の提案ルールオプション (2012)	韓国の提案ルールオプション (2012)	KORUS (2012)	米国の提案ルールオプション (2012)	パナマの提案ルールオプション (2012)	米パナマ FTA (2012)
情報通信関係 WTO プラス項目									
電気通信ルール									
[1] 公衆電気通信網における相互接続	○	×	○	○	○	○	○	○	○
[2] 番号ポータビリティ	○	×	○	○	○	○	○	○	○
[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	○	×	○	○	×	○	○	×	○
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[6] 再販売	○	×	○	○	○	○	○	×	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与	○	×	○	○	○	○	○	×	○
[8] 主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[10] 主要なサービス提供者における接続約款の認可制	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	○	○	○	○	×	○	○	×	○
[12] 接続協定のファイリング	○	×	○	○	○	○	○	○	○
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	○	×	○	○	○	○	○	×	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	×	○	○	○	○	○	○	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	○	×	○	○	○	○	○	○	○
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス	○	×	○	○	×	○	○	×	○
[17] アクセス拒否の理由説明	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[18] 規制機関による執行	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[19] 紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[20] 技術中立性	○	○	○	○	×	○	○	×	○
[21] 付加価値サービス（情報サービス）への非規制	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[22] 規制執行の差し控え	○	○	○	○	×	○	○	○	○
[23] 産業参加	×	×	×	×	×	×	×	×	×
電子商取引ルール									
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	○	○	○	○	○	○	×	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性	○	○	○	○	×	×	○	×	○
[26] UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[28] 電子認証の合法性	○	○	○	○	○	○	○	×	×
[29] オンライン消費者保護	○	○	○	○	○	○	○	×	×
[30] 個人情報保護	×	○	×	×	○	×	×	×	×
[31] 貿易文書の電子化	○	○	×	○	○	○	○	×	×
[32] オープンインターネット	○	×	×	×	×	○	○	×	×
[33] 国境を越えた情報の移転の許可	×	×	×	×	×	○	○	×	○
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力	○	○	○	○	○	×	○	×	○
[38] サイバーセキュリティ協力	×	×	×	×	×	×	×	×	×
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ネット知的財産権保護規律									
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き	○	×	○	○	×	○	○	×	○
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）	○	×	○	○	×	○	○	×	○

*:締約国が措置を講じてもいいとする緩やかな規定が置かれている。

(各国の締結した FTA から筆者作成。)

5. 4. 4. モデルによる説明

それでは、米モロッコ交渉から米パナマ交渉までの交渉について、先に設定し

たモデルの考え方に即して見てみよう。

ここで、CAFTA に向けた交渉については、米国の交渉相手国は 1 国だけではなく、6 か国あったが、これら 6 か国をここでは集合体と見て考える。米国と 6 か国の「提案ルールオプション」では、[21]付加価値サービス（情報サービス）への非規制のルールをドミニカ共和国が「提案ルールオプション」としていなかったため、[21]は米国の「独自提案ルールオプション」P に含めて考えることにする。

米国の交渉相手国のうち、ドミニカ共和国、バーレーン、オマーン、ペルーについては、米国との交渉に際し、「提案ルールオプション」がなかった。中米 5 か国、韓国、コロンビア、パナマは、「提案ルールオプション」を持っていたが、その全てが米国のそれと共通のものであり、「独自提案ルールオプション」はこれら各国にはなかった。したがって、何れの交渉についても、 $q=q^*=0$ が成立していた。また、韓国、コロンビア、パナマについては $r>0, r^*>0$ が成立しており、中米 5 か国・ドミニカ共和国、バーレーン、オマーン、ペルーについては、 $r=r^*=0$ であった。

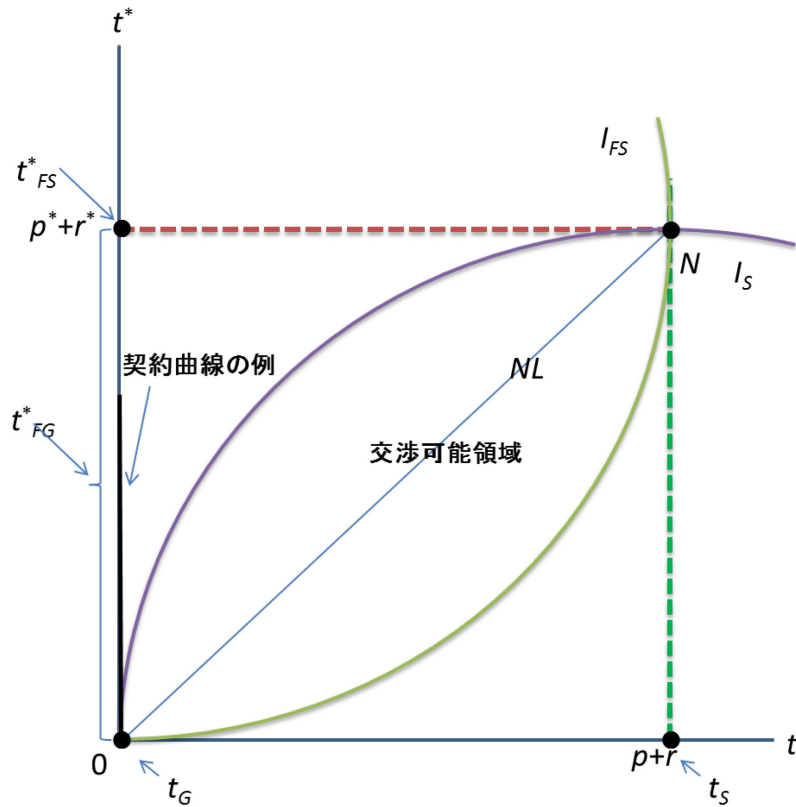
交渉相手国の何れも、米国の「提案ルールオプション」のルールに関しては、関連する国内ルールが存在しないか、整合的な国内ルールを持っているかであり、何れにしても、対立する国内ルールがなかったと見られる。したがって、 $p>0, p^*>0, \alpha=0$ であったと言える。

以上から、 $\alpha p^*=\beta q=0$ であったことになるから、モデル上想定されるゲーム展開は、ケース 1 になるはずだということになる。

これを図示すると、図 5-4 のようになる。

交渉前の状態が、 $N(p+r, p^*+r^*)$ であり、米国の情報通信サービス提供者、相手国の情報通信サービス提供者の理想点は、各々、 $(p+r, 0)$ 、 $(0, p^*+r^*)$ となる（バーレーン、オマーン、ペルーについては、 $r=r^*=0$ ）。米国政府の理想点は、 $(0, 0)$ であったと考えられる。相手国政府の理想点 $(0, t^*_{FG})$ が $0 \leq t^*_{FG} \leq p^*+r^*$ の範囲でどこにあっても、契約曲線は $(0, t^*_{FS})$ と $(0, 0)$ とを結ぶ線分となる。この線分上で交渉可能領域にあるのは、 $(0, 0)$ のみであり、これが交渉解になる。

実際の交渉結果では、FTA には、米国の「提案ルールオプション」のルールが全て盛り込まれ、各交渉は、ケース 1 に該当する図式の中で合意が成立したと説明できる。米国は、何れの交渉でも、「法的競争」の成果をフルで獲得した。



(米バーレーン、米オマーン、米ペルー交渉については、 $r=r^*=0$)
 図 5-4 米モロッコ FTA 交渉から米韓 FTA 交渉までの各交渉のゲーム (ケース 1)

米モロッコから米パナマ FTA におけるルールの採否は、表 5-16 に整理したとおりとなる。米国とその交渉相手国が各々相手国市場について得た貿易障壁撤廃は、表 5-16 の網掛けがなされていない部分ということになる。

表 5-16 米モロッコから米パナマ FTA 交渉の交渉解におけるルールの採否

交渉相手国	採用された米国の独自提案ルールオプション	採用されなかった米国の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$	αp^*	$(1-\beta)q^*$	βq^*	r^*
	$(1-\alpha)p$	αp	$(1-\beta)q$	βq	r
モロッコ	[1] 公衆電気通信	〇	〇	〇	〇
中米 5 か 国、ドミニ カ共和国	網における相互接続	〇	〇	〇	[21] 付加価値サービス (情報サービス) への非規制 (中米 5 か国のみ。)
	[2] 番号ポータビリティ				
	[3] ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別	〇	〇	〇	〇
バーレーン	[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇	〇	〇	〇	〇
オマーン	[6] 再販売	〇	〇	〇	〇
ペルー	[7] 主要なサービス提供者における	〇	〇	〇	〇

	<p>ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与</p> <p>[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続</p> <p>[12]接続協定のファイリング</p> <p>[13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金</p> <p>[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保</p> <p>[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス</p> <p>[16]海底ケーブルシステムへのアクセス</p> <p>[18]規制機関による執行</p> <p>[19]紛争解決</p> <p>[20]技術中立性</p> <p>[21]付加価値サービス（情報サービス）への非規制（中米5か国を除く。）</p> <p>[22]規制執行の差し控え</p> <p>[24]デジタル・プロダクトの無差別待遇</p> <p>[40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き</p> <p>[41]サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）</p>				
韓国	<p>[3]ダイヤリング・パリテイ、電話番号使用の非差別</p> <p>[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続</p> <p>[16]海底ケーブルシステムへのアクセス</p> <p>[20]技術中立性</p> <p>[22]規制執行の差し控え</p> <p>[40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き</p> <p>[41]サービスプロ</p>	0	0	0	<p>[1]公衆電気通信網における相互接続</p> <p>[2]番号ポータビリティ</p> <p>[5]主要なサービス提供者における不利でない待遇</p> <p>[6]再販売</p> <p>[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与</p> <p>[12]接続協定のフ</p>

	バイダの責任制限 (ノーティスアンド ドテイクダウン)				<p>アイリング</p> <p>[13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金</p> <p>[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保</p> <p>[15]主要なサービス提供者における電柱,管路,線路敷設権へのアクセス[18]規制機関による執行</p> <p>[19]紛争解決</p> <p>[21]付加価値サービス(情報サービス)への非規制</p> <p>[24]デジタル・プロダクトの無差別待遇</p>
コロンビア	<p>[1]公衆電気通信網における相互接続</p> <p>[2]番号ポータビリティ</p> <p>[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別</p> <p>[6]再販売</p> <p>[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与</p> <p>[12]接続協定のファイリング</p> <p>[13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金</p> <p>[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保</p> <p>[15]主要なサービス提供者における電柱,管路,線路敷設権へのアクセス</p> <p>[16]海底ケーブルシステムへのアクセス</p> <p>[40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き</p> <p>[41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)</p>	0	0	0	<p>[5]主要なサービス提供者における不利でない待遇</p> <p>[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続</p> <p>[18]規制機関による執行</p> <p>[19]紛争解決</p> <p>[20]技術中立性</p> <p>[21]付加価値サービス(情報サービス)への非規制</p> <p>[22]規制執行の差し控え</p> <p>[24]デジタル・プロダクトの無差別待遇</p>

パナマ	[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別 [6]再販売 [7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与 [11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続 [13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金 [16]海底ケーブルシステムへのアクセス [20]技術中立性 [24]デジタル・プロダクトの無差別待遇 [40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き [41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	0	0	0	[1]公衆電気通信網における相互接続 [2]番号ポータビリティ [5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [12]接続協定のファイリング [14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保 [15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス [18]規制機関による執行 [19]紛争解決 [21]付加価値サービス(情報サービス)への非規制 [22]規制執行の差し控え
-----	---	---	---	---	--

(各協定より筆者作成。)

5. 5. 総括

米星、米チリ FTA 交渉以来の個別的な FTA 交渉で、米国政府は、その国内ルールが投影された「提案ルールオプション」約 20 項目の FTA 採用を実現し、それらルールの国際的なスタンダード化に向けて、成果を挙げてきた。

就中、シンガポール、チリ、豪州を除く 13 か国とは、米国が推進してきた 20 項目のルール全てを FTA に盛り込むに到っている。これら 13 か国では、米国と異なる国内ルールが導入されていたわけではなく、また、市場競争ルールの導入にも対応可能な程度に競争原理の導入が進んできていたと見られる。

これら 13 か国については、米国がこれらルールの FTA 採用で 13 国各々の国内市場に関する貿易障壁が撤廃されると考えたのと同様に、米国市場についても、米国からのコミットメントが得られることがその貿易障壁の撤廃になると考えられたものであった(ケース 1) ため、20 項目のルールの全てが FTA でコミットされたと理解できる。米国は、これにより、相手国市場の貿易障壁を全て撤廃させることに成功した。

米国の提案ルールオプションの一部が採用されなかった FTA の交渉相手国

(シンガポール、チリ、豪州)では、いずれも、米国の国内ルールとは異なる国内市場競争ルールが導入されていた。シンガポールでは、インターネット接続サービスについても競争ルールを導入しており、米国のような情報サービスへの非規制というのは貿易障壁を低下させるルールとは考えていなかった。チリでは、線路敷設権のルールで異なり、豪州は、競争当局による事後規制が導入されており、米国の接続協定ファイリングの制度をメリットとして考えなかった。

これら各国は、既に導入した国内ルールと異なるルールの採用は利益と見ないし、米国でもこれら各国のルールの中には自国への導入が利益とならないものがある(ケース4)。交渉では、一方の国内ルールと対立しかねないルールの導入を控え、そうではないルールの導入を行った。これにより、米国は、相手国市場の貿易障壁の一部を撤廃させることに成功した。

米国は、このように、自らの求めるルールの多くの FTA への採用を各個別交渉で実現している。ただ、他方で、既に国内ルールとして導入されているルールと対立しかねないルールの FTA への採用は控えたので、結果として、先進国同士の FTA よりも途上国・新興国との FTA の方が情報通信ルールの合意項目が多いという状況になっている。

米国政府の「法的競争」の追求は、前章で見た日本政府よりも広範なルールについて行われてきているが、日本政府と同様、自国のルールと矛盾しないルールを採用している国や国内ルールが未導入の国にはそのルールへの FTA でのコミットメントを求める一方、既に米国とは異なる市場競争のルールを国内ルールとして導入している国に対しては、そのルールが米国の追求するルールと対立しかねない場合には、米国のルールの採用を受け入れさせているわけではない。

このように、米国の FTA では、当事国の全てについて、自国で既に導入したルールとは矛盾しないルールの導入を行ったものであり、各国においてメリットのあるルール導入を進める交渉であったと説明ができる。(米星、米チリ、米豪の3交渉では、交渉当事国の一方の国内ルールと対立しかねないルールの導入を控え、そうではないルールの導入を行った。それ以外の13か国各々の交渉では、米国の進めるルールがそのまま FTA に採用された。)

その場合、この結果締結される FTA は、締約当事国の既存の国内ルールとも矛盾しないのであるから、それら当事国がこれまで締結してきた先行の FTA とも矛盾しないことになったであろう。

前章及び本章では、TPP 協定交渉が終了する直前までに日本、米国が各々進めてきた EPA・FTA 交渉について見てきた。

ここで見てきた日米両政府の行動メカニズムが、日米とも参加する広域の通商交渉で広域のルール共有に向けてどのように作用するのか、これが次章での検証課題となる。

第六章 TPP 協定交渉のゲーム

米国と日本とが互いに情報通信関係 WTO プラスを通商協定に盛り込む初めての交渉を行った環太平洋パートナーシップ(TPP (Trans-Pacific Partnership))協定交渉は、また、アジア太平洋地域の 12 か国が参加する、FTA 交渉としてはそれまでに例のない広域の通商協定交渉であった。

本章では、この TPP 協定交渉について検証を行う。

6. 1. TPP 協定交渉の経過

まず、この TPP 協定交渉の経過をトレースしてみよう。

6. 1. 1. 交渉開始から日本の参加まで

TPP協定交渉の開始から日本の参加までの経過概略をまとめると表6-1のようになる。

TPP協定交渉は、環太平洋戦略的経済連携協定⁴⁰³ (P4協定) (2006)加盟の4か国(シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ)に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8か国によって、2010年3月に豪州メルボルンを会場とした会合で開始された。同年10月の第3回会合からマレーシアを加えて9か国の交渉となった⁴⁰⁴。

TPP協定交渉の言わば出発点である当初のP4協定では、サービス貿易一般についての規定は置かれたものの、情報通信分野に特化した規定は設けられていなかった。情報通信関係規定の提案の動きは、2010年10月にマレーシアが交渉に加わった後の9か国での交渉の中で米国が主導する。

2011年6月の第7回会合の後、同年7月20日、ロン・カーク米国通商代表は、シカゴで予定されていた次回会合を前に、ワシントンDCで開催されたサービス貿易サミットにおいてスピーチを行い⁴⁰⁵、「TPPのパートナーたちと共に、国境を越える情報の自由な流通、デジタル・プロダクトの非差別的待遇、現地における基盤(の利用・設置)を求めないことについて、提案を準備している」ことを明かした。ここで示唆された提案は、何れも最終的に、規律的な電子商取引ルール([33][24][35])として、電子商取引章で盛り込まれる形で成就している(第14.5, 14.4, 14.13条)。このうち、[33]はKORUS以来、[24]は米星FTA以来、米国のFTA

⁴⁰³ Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement

⁴⁰⁴ 外務省他、「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の現状」(平成23年10月)

⁴⁰⁵ Remarks by Ambassador Ron Kirk, United States Trade Representative, Coalition of Service Industries Global Services Summit, Washington, DC (July 20, 2011)

に盛り込まれてきたルールだが、[33]は、従前は規律的色彩がなかったのが、TPP協定ではその点でやや踏み込む形になっていく。また、[35]の現地での基盤の利用等を求めることを禁じる規定は、クラウドコンピューティングにおける現地国のコンピュータ施設の利用の要求を禁じることを意識したもので、米国としてもFTAに盛り込むルールとしては新規に提案したものだった。

また、カーク代表は、同じこのスピーチで、『技術の選択』を妨げたり現地の技術を効果的に優遇する制限や政策を減じ、無くしていくことも追求している」ことを明言した。ここで示唆されている提案は、[20]技術中立性と呼ばれる考え方で、米国では米星FTAからFTAに採用してきたルールである。これは、TPP協定では、電気通信章の第13.23条の規定という形でやはり最終的に盛り込まれている。

カーク代表の言及した各提案の多くは、米国がそれまでの二国間等の個別的FTAで盛り込んできたものであり、それをTPPでも踏襲する意向が示されたものであった。その中で、[35]のクラウドコンピューティングのルールのように、それまでの個別的FTAには含まれない新しいルールの提案も行われたことになる。

そして、シカゴでの第8回会合、リマでの第9回会合の後、同年11月12日、交渉参加9か国の首脳はハワイのホノルルで、「環太平洋パートナーシップ首脳声明」を発表した。この声明は、「環太平洋パートナーシップ(TPP)の大まかな輪郭を発表することを嬉しく思う」と宣言するもの⁴⁰⁶で、その「大まかな輪郭」、即ち、同時に発表された「貿易・投資を拡大し、雇用、経済成長及び発展を支援する:TPPの輪郭」では、協定の大まかな骨格を説明している。その中では、協定の電子商取引章の議論において、「デジタル環境における関税、電子商取引の認証、そして消費者保護についての規定など」の進展があったことを明らかにすると同時に、「情報の流通とデジタル・プロダクトの待遇についての追加的提案が議論されている」ことが示されている⁴⁰⁷。また、電気通信章の議論については、「相互接続や物理的施設へのアクセスを通じた供給者の合理的なネットワークアクセスの必要性についての広い合意に加えて、」「規制手続きの透明性を高め、決定への不服申立ての権利を確保する規定の広い範囲についてのコンセンサスに近づいている」ことを挙げつつ、「技術の選択」([20])、「高価な国際携帯ローミング料金への対応」([4])について追加的提案がなされていることが明示されている。

TPP協定交渉は、2012年11月の中間会合及び12月のニュージーランドのオークランドでの第15回会合からメキシコとカナダが加わり11か国の交渉とな

⁴⁰⁶ Trans-Pacific Partnership Leaders Statement (November 12, 2011)

⁴⁰⁷ Enhancing Trade and Investment, Supporting Jobs, Economic Growth and Development: Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement (November 12, 2011)

った。そして、そのすぐ後のタイミングとなったが、電気通信章の議論については、2013年3月4日から13日までのシンガポールにおける第16回会合において、良い進展があったとされ、残された作業は、協定を完成する段階において取り扱うこととし、当面は、作業部会は開催されないこととなった⁴⁰⁸。つまり、実質的な交渉はこのシンガポールでの会合で終了したのであった。他方で、電子商取引や知的財産権等の分野では議論がなおも継続された。

このTPP協定交渉に日本が12番目の参加国として加わったのは、この後、2013年7月23日、マレーシアのコタキナバルで開かれていた第18回会合の終盤においてであった。

表6-1 TPP協定交渉の経過Ⅰ（日本の交渉参加まで）

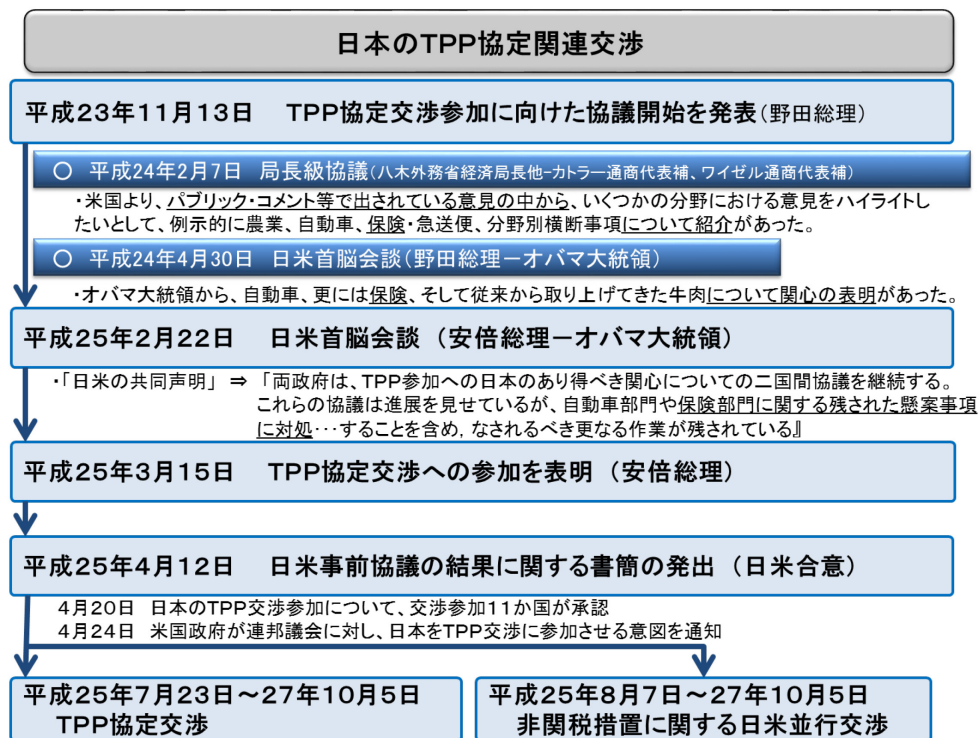
2006年	5月	P4 協定（環太平洋戦略的経済連携協定）発効 （加盟国：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）
2010年	3月	第1回会合（於豪州 メルボルン） （米国、豪州、ペルー、ベトナムが交渉に参加。）
	6月	第2回会合（於米国 サンフランシスコ）
	10月	第3回会合（於ブルネイ）（マレーシアが交渉に参加。）
	12月	第4回会合（於ニュージーランド オークランド）
2011年	2月	第5回会合（於チリ サンチアゴ）
	3月	第6回会合（於シンガポール）
	6月	第7回会合（於ベトナム ホーチミン）
	9月	第8回会合（於米国 シカゴ）
	10月	第9回会合（於ペルー リマ）
	12月	第10回会合（ミニラウンド）（於マレーシア クアラルンプール）
2012年	3月	第11回会合（於豪州 メルボルン）
	5月	第12回会合（於米国 ダラス）
	7月	第13回会合（於米国 サンディエゴ）
	9月	第14回会合（於米国 リーズバーク）
	12月	第15回会合（於ニュージーランド オークランド） （メキシコ、カナダが交渉に参加（11月の中間会合より）。）
2013年	3月	第16回会合（於シンガポール）
	5月	第17回会合（於ペルー リマ）
	7月	第18回会合（於マレーシア コタキナバル）（日本が交渉に参加）

（日本政府発表より筆者作成。）

⁴⁰⁸ Office of the United States Trade Representative, TPP Negotiations Shift Into Higher Gear at 16th Round (<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/round-16-singapore> [last visited on December 16, 2016])

6. 1. 2. 日本の交渉参加に向けた動き

日本のTPP協定交渉参加への動きは、しかし、その2年近く前から始まっていた。(図6-1)



(日本政府発表より筆者作成。)

図6-1 日本のTPP協定交渉参加までの経過

即ち、日本では、TPP 協定交渉について、平成 23 年(2011)11 月 11 日に当時の野田佳彦総理が記者会見で交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを発表、「私としては、明日から参加するホノルル APEC 首脳会合において、TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入ることにいたしました」と述べた。そして、その翌々日の 13 日、APEC 首脳会議内外記者会見において、「アジア太平洋自由貿易圏、いわゆる FTAAP の実現に向けて、唯一交渉が開始されている TPP について、我が国は交渉参加に向けて関係国との協議に入ることに、この旨を紹介し、いくつかのエコノミーから歓迎の意が表明された」と述べ、実際に、それを皮切りに各国との協議が進められてきた。(表 6-2)

表 6-2 日本の TPP 交渉参加に向けた各国との協議 I (平成 24 年(2012)時点)

国名	協議 実施日	日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場
ベトナム	1月17日	各国からは日本の交渉参加に関して <u>基本的な支持を得ている</u> 。
ブルネイ	1月19日	
ペルー	1月24日	
チリ	1月25日	
シンガポール	2月9日	
マレーシア	2月10日	
豪州*	2月21日	豪州及びNZからは、日本の交渉参加への関心を歓迎する等の表明があった。両国としては、我が国のTPP交渉参加について引き続き検討が必要とのことであり、今後とも緊密に連絡を取り合っていくこととしている。
ニュージーランド*	2月23日	
米国*	2月7日 (局長級) 2月21～22日 (実務者級)	米国からは、日本が交渉参加に向けた関係国との協議に入ることを表明したことを歓迎する等の表明があった。また、議会や利害関係者が強い関心・懸念を有している問題として、自動車、保険等の問題について説明があった。 4月30日に行われた日米首脳会議においては、野田総理から昨年11月に表明した総理の考えは変わっていない旨述べ、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致。その際、オバマ大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。 11月20日のASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談では、協議の加速化で一致。

(*: 我が国が二国間でEPAを締結していない国。)

(日本政府発表より筆者作成。)

ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアの6か国からは、平成24年(2012)1月から2月にかけての協議において、日本の交渉参加に関して基本的に支持が得られた。メキシコからは、同25年(2013)4月8日の日墨首脳会談で、日本の早期参加を支持する旨が述べられた。他方で、豪州とニュージーランドは、同24年(2012)2月、日本の交渉参加について引き続き検討が必要と回答してきた。また、この時点では、カナダからも、支持表明は得られていない。ペルーとは、再度協議が必要になっていた。

米国とは、同24年(2012)2月7日のワシントンでの局長級協議を皮切りに協議が行われ、米側からは、自動車や保険部門等への関心が表明されてきた。

平成25年(2013)2月22日、ワシントンでの安倍総理とオバマ大統領との日米首脳会談において、「日米の共同声明」が発表され、この日米協議の継続を確認、その上で、日本のTPP協定交渉参加への公式の意思表示は、シンガポールでの第16回会合の直後のことであった。

同年3月15日、記者会見に臨んだ安倍総理は、「本日、TPP/環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました」と宣言、「その旨、交渉参加国に通知をいたします」と述べた。この1か月後に日本の参加についての日米合意(4月12日)が調い、交渉参加に向けた協議は終盤に入る。(表6-3)

表 6-3 日本の TPP 交渉参加に向けた各国との協議Ⅱ(平成 25 年(2013)4 月 18 日現在)

国名	現 状
ベトナム	日本の交渉参加に関して基本的な支持を得ている。
ブルネイ	
シンガポール	
マレーシア	
チリ	
メキシコ*	
ペルー	日本の交渉参加表明を歓迎する旨表明があったが、日本の交渉参加への支持表明までには至っておらず、引き続き緊密に連絡を取り合っていく。
オーストラリア*	
ニュージーランド*	
カナダ*	
米国*	日米協議の合意(平成25年4月12日)

(*:我が国が二国間でEPAを締結していない国。)

(日本政府発表より筆者作成。)

TPP 閣僚会合共同声明(4月20日)は、日本と各国との事前協議の終了を確認、米国の交渉開始 90 日前の連邦議会への通知がなされ、その 90 日が経過した後、各国の国内手続きが終わったとして、7月23日、マレーシアのコタキナバルで開催されていた第 18 回会合から日本は交渉に参加することとなった。

これは、電気通信章の交渉に関して言えば、実質的な交渉が終了して 4 か月余り経ってからの交渉参加であったことになる。したがって、日本政府は、電気通信章の実質的な交渉に参加する機会は失ったとは言えるが、他方で、米国は、いずれ日本が交渉メンバーに加わる見込みがあることは遅くとも 2011 年には分かっていたはずであり、また、これまで述べたように、事前協議も行われてきた。各国とも、TPP 協定で合意に到るには、いずれ日本の合意を取り付ける必要があることになるだろうことは理解していただろう。これに関しては、6. 1. 4. であらためて触れる。

6. 1. 3. TPP協定交渉の合意、署名

TPP協定交渉は、日本の参加後もラウンド交渉と呼ばれる会合が同年8月の第19回会合(於ブルネイ バンダルスリブガワン)まで開催され、その後は、なおも2年余り、首脳会合、閣僚会合、首席交渉官会合などを不定期に開催する形で詰めの作業が継続して進められてきた。(表6-4)

こういったプロセスを経て、平成27年(2015)9月30日から米国アトランタで環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉閣僚会合が開かれた。そして、その開始日から丸5日を経て、10月4日、参加12か国の閣僚の記者会見が開かれ、その場において、本交渉が「大筋合意」に到ったことが発表された。

同年11月5日には、TPP協定の全条文が、まずニュージーランド政府により、次いで米国政府により、公表された。平成28年(2016)2月4日、ニュージーランドのオークランドにおいて、TPP協定の署名式が交渉参加12か国により行われた。

表6-4 TPP協定交渉の経過Ⅱ（日本の交渉参加から協定署名まで）

2013年	7月	第18回会合（於マレーシア コタキナバル）（日本が交渉に参加）
	8月	第19回会合（於ブルネイ バンダルスリブガワン）
	10月	閣僚会合（3,4,6日）・首脳会合（8日）（於バリ） →T P P 首脳声明 「包括的でバランスの取れた地域協定を年内に妥結させるため、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した。」
	12月	閣僚会合（7-10日）（於シンガポール） →「閣僚・代表声明」 「この会合の間に、我々は、テキストの主要な残された課題の大部分について潜在的な『着地点』を特定した。我々は、これらのテキストの課題と市場アクセスの課題を仕上げるために、柔軟性を持って作業を続ける。」
2014年	2月	閣僚会合（22-25日）（於シンガポール） →「共同プレス声明」 「我々は、前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全分野に渡る野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。」
	5月	閣僚会合（19-20日）（於シンガポール） →「共同プレス声明」 「我々は、交渉を妥結させるために何が必要かについて共通の見解を確立した。我々は、特に、市場アクセスについて意味のある進展を図ることに集中し、また、残る立場の違いを狭めるために、残されたルール of 課題について前進させた。」
	10月	閣僚会合（25-27日）（於シドニー） →「共同声明」 「市場アクセス交渉及び貿易投資ルール交渉という、T P P 協定の要素となる部分について、ここ数週間で実質的に進展させたことを報告できることを喜ばしく思う。」
	11月	首脳会合（10日）（於北京） 「貿易閣僚による首脳への報告書」

	「今や残された課題の数は絞られ、進展のペースは加速してきた。閣僚は、終局が明確になりつつあることを受けて、妥結に向けて交渉を前進させることに強くコミットしている。」 →「首脳声明」 「終局が明確になりつつあることを受けて、我々は、閣僚及び交渉官に対し、・・・この協定を妥結することを最優先とすることを指示した。」
2015年 7月	閣僚会合（31日）（於米国ハワイ州） →「環太平洋パートナーシップ閣僚声明」 「一週間以上の生産的な会合を経て、実質的な進展を成し遂げ、環太平洋パートナーシップ交渉の妥結に向けた道筋をつけつつ、限られた数の残された課題の解決に向けた作業を継続することを発表する。」 「この交渉の最終段階において、我々は、TPPが妥結間近であり、雇用及び経済成長を支えることについてこれまで以上に確信している。」
9月-10月	閣僚会合（9月30日-10月5日）（於米国アトランタ） →「環太平洋パートナーシップ閣僚声明」 「環太平洋パートナーシップを成功裏に妥結したと発表できることを嬉しく思う。」＝大筋合意
2016年 2月	TPP署名式（4日）（於ニュージーランド、オークランド） →TPP協定署名

(日本政府発表より筆者作成。)

6. 1. 4. TPP協定交渉外の日米間のやりとり

6. 1. 2. で見たように、日本のTPP協定交渉への参加は、電気通信章の実質的な議論がほぼ終了した後のタイミングとなってしまった。他方で、電子商取引章等については、議論の終盤には間に合うこととなった。

TPP協定交渉の電気通信章、電子商取引章についての議論において、米国がルールを提案を主導してきたことについては、6. 1. 1. で見たところだが、日本のTPP協定交渉参加前の電気通信章が議論されている局面までに、日本がその考え方を米国にインプットする機会があったのだろうか。

平成9年(1997)以来、日米二国間の通商対話の場として設定されてきた3つのスキーム、中でも特に「規制改革及び競争政策イニシアティブ」、「日米経済調和対話」の両スキームにおける動きに注目して、そこにおいて設定された、TPP協定交渉のアジェンダに関連する日米間のやりとりについてトレースしてみよう。

6. 1. 4. 1. 日本から米国への規制改革要望

日本政府は米国政府との間でビル・クリントン政権時代から常設的な通商対話スキームを持っており、そこでの経過を見ると、日本が自国の国内ルールの考え方に於いて、米国の国内ルールの在り方について働きかけてきていたことが分かる。

日米両国政府間では、平成9年(1997)6月19日のデンバーにおける橋本龍太郎総理とクリントン大統領の首脳会談で合意された声明⁴⁰⁹で「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」(「強化されたイニシアティブ」)⁴¹⁰を開催、互いに通商関係の要望事項を交換し、年1回以上の上級会合を含む関係会合を経て、文書を取りまとめるという形の日米二国間対話を開始した。

その後の米国の政権交代に伴い、平成13年(2001)6月30日のキャンプ・デイビッドにおける小泉純一郎総理とG.W.ブッシュ大統領の首脳会談で「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(「規制改革イニシアティブ」)⁴¹¹の開催が発表され⁴¹²、これが「強化されたイニシアティブ」にとってかわった。「規制改革イニシアティブ」は平成13年(2001)から同21年(2009)まで8クール続いた。

この「規制改革イニシアティブ」の中で、日本政府は、米国に対してアンバンドル規制について要望を出し続けてきた⁴¹³。

これに関して、米国の国内では、先に見たとおり、一旦は採用した加入者回線アンバンドルのルールを2003年から縮減し、2005年にはほぼ廃止してしまった。即ち、FCCでは、「三年ごと見直し命令」(2003年2月20日)⁴¹⁴、「第271条ブロードバンド差控え命令」(2004年10月22日)⁴¹⁵、「三年ごと見直し差戻し命令」(同年12月15日)⁴¹⁶、「有線ブロードバンド命令」(2005年8月5日)⁴¹⁷を経てこのルールの殆どを廃止してしまった。

日本政府では、こういった米国国内での動きに関し、「規制改革イニシアティブ」の対話の中で、米国に対し、平成16年(2004)10月14日には、アンバンドル規制の「見直しに当たっては、秩序と予見可能性を最大限確保しつつ、各業界からの意見招請を踏まえ、新規参入事業者及び最終消費者(ユーザー)への負担を十分に配慮」すべきこと⁴¹⁸を求め、米国における制度見直しを牽制した。「有線ブロードバンド命令」(2005年8月5日)で米国でのアンバンドル規制がほぼ廃

⁴⁰⁹ Joint Statement on the U.S.-Japan Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy Under the Us-Japan Framework for a New Economic Partnership (June 19, 1997)

⁴¹⁰ Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy (“Enhanced Initiative”)

⁴¹¹ The Regulatory Reform and Competition Policy Initiative (“Reform Initiative”)

⁴¹² U.S.-Japan Economic Partnership For Growth (June 30, 2001) 6.

⁴¹³ 「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」として、平成13年(2001)10月14日、14年(2002)10月23日、15年(2003)10月24日、16年(2004)10月14日、17年(2005)12月7日、18年(2006)12月5日、19年(2007)10月18日、20年(2008)10月15日の8次に渡って米国政府に要望を行った中で触れられている。

⁴¹⁴ FCC, Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC 03-36) (Triennial Review Order)

⁴¹⁵ FCC, Memorandum Opinion and Order (FCC 04-254) (Section 271 Broadband Forbearance Order)

⁴¹⁶ FCC, Order on Remand (FCC 04-290) (Triennial Review Remand Order)

⁴¹⁷ FCC, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 05-150) (Wireline Broadband Order)

⁴¹⁸ 日本国政府(2004), 32

止されることが確定した後には、日本政府では、平成17年(2005)12月、「投資インセンティブの確保を重視するあまり、中小の通信事業者の市場参入を妨げるなど競争阻害的な市場環境が生み出されていないか、について、・・・政策評価を・・・行い、その結果を公表すること」⁴¹⁹を求め、また、平成20年(2008)10月には、通信事業者の予見可能性が確保されず、「ボトルネック性や市場支配力の有無などに即した適切かつ合理的な規制の実施が損なわれる」のであれば制度の再見直しを行うよう要望している⁴²⁰。

こういった通商対話の枠外でも、オバマ政権発足後、国家ブロードバンド計画の策定の作業に入ったFCCに対し、日本政府は、平成21年(2009)6月5日、意見を提出⁴²¹、日本が平成11年(1999)から行ってきた加入者回線等のアンバンドル政策を説明し、これが米国の上記計画の策定に有用であろうと指摘、「米国政府がその国家戦略において明確に事業者がオープンなネットワークを導入することができるように競争政策を強化することを勧める」と述べた。

米国では、日本政府からのこれら要望に応じて本規制の再見直しを行うことはなかったが、これら上記の対米要望は、日本政府が当時のEPA交渉でEPAにWTOプラスを盛り込んできていることと趣旨が一貫しており、加入者回線の開放による内外のブロードバンドインターネットサービスプロバイダへの市場開放を当時日本政府が米国にも働きかけていたことが分かる。

6. 1. 4. 2. 日米ICTサービス通商原則の策定

日本と米国は、平成22年(2010)11月13日の菅直人総理とオバマ大統領の首脳会談で「規制改革イニシアティブ」に代わる第3の通商関係対話スキームとして「日米経済調和対話」⁴²²を立ち上げることにした。これは、この首脳会談で発表された「新たなイニシアティブに関するファクトシート」で表明された⁴²³もので、この新しい対話では、日米が互いの市場についての要望につき対話するそれまでの2つのスキームでは見られなかった新しい提案を米国は行っている。平成23年(2011)2月、米国側は、「ICTに関わる共通の懸念や関心事項について、重要分野における共通原則の策定等を通し、WTO等の場で引き続き協力の機会を探る」ことを日本側に対して要望⁴²⁴、これを受けて、同年2月28日から3月2日にかけて

⁴¹⁹ 日本国政府(2005), 38

⁴²⁰ 日本国政府(2008), 38

⁴²¹ Government of Japan (2009)

⁴²² U.S.-Japan Economic Harmonization Initiative (EHI)

⁴²³ Fact Sheet on New U.S.-Japan Initiatives (November 13, 2010)

⁴²⁴ USTR, “United States-Japan Economic Harmonization Initiative U.S. Agenda Items” (February, 2011)

東京で開催された最初の事務レベル会合を皮切りに、その「共通原則」に関する対話が日米間で行われた⁴²⁵。(表6-5)

その対話の成果としては、最終的に、「日米情報通信技術サービス通商原則」(日米 ICT サービス通商原則)が取りまとめられ、平成 24 年(2012)1 月 27 日、日米両政府から公表された⁴²⁶。

表 6-5 「日米経済調和对話」の経過

平成22年(2010) 11月13日	日米首脳会談 菅総理とオバマ米大統領が、 新たなイニシアティブとして開始を発表。
平成23年(2011) 2月28日～3月 4日	第1回事務レベル(課長級)会合
7月18日～ 22日	第2回事務レベル会合
10月 3日	第1回上級(次官級)会合
平成24年(2012) 1月27日	日米で協議記録の公表 日米で「日米ICTサービス通商原則」の公表

(「日本経済調和对話 協議記録」(2012年1月27日)より筆者作成。)

この日米 ICT サービス通商原則は、これ自体で法的拘束力を持つものではないが、日米両政府では、これらの内容の実施を、「両国間の経済関係と第三国との貿易交渉において」推進することとしている⁴²⁷。そして、ここで挙げられる原則の各々について、「国の規制能力の向上や ICT ネットワーク及びサービスの発展を支援することに努めている政府は、次の原則を受け入れるべきであり、また、適当な場合には、これらの原則を技術中立的な方法で二国間及び多国間の貿易の規律に組み込むよう取り組むべきである」とし、FTA のような、個別的あるいは広域的な通商協定にも組み込んでいくべき原則として打ち出したのであった。

日米 ICT サービス通商原則は、全部で 12 原則からなっている。FTA の条項に比べるとかなり簡略ではあり、盛り込まれた項目も網羅的なものではないものの、概ね電気通信ルールと電子商取引ルールに相当する FTA 条項の雛形のような形になっている。(表 6-6)

⁴²⁵ 外務省 「『日米経済調和对話』事務レベル会合の開催について」(平成 23 年 3 月 4 日)

⁴²⁶ 総務省、外務省、経済産業省 「日米 ICT サービス通商原則の公表」(報道資料)(平成 24 年 1 月 27 日)

⁴²⁷ Japan-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services (January 27, 2012)

表 6-6 日米 ICT サービス通商原則の概要

項目	概要
1 透明性	法令や手続を公表し、パブリックコメントに付する。
2 国境を越える情報流通	サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保する。
3 オープンネットワーク、ネットワークのアクセス及びその利用	インターネットアクセス提供者は、合法的なネットワークトラフィックを伝送する際に、不当な差別的取扱いをしないよう努める。
4 相互接続	政府は、国内の電気通信事業者が、国内で他国の電気通信事業者と相互接続を行うこと、また、GATS参照文書に従い、非差別的な料金で主要なサービス提供者と相互接続を行うことを確保する。
5 ネットワーク構成要素の細分化	政府は、細分化(アンバンドル)されたネットワーク構成要素の提供について、主要なサービス提供者に対し要求する権限を有する。
6 現地における基盤及び現地における拠点	ICTサービス提供者(クラウドサービス事業者等)に、データセンター等の基盤を国内に設置することを義務付けない。 ※医療情報の流通や、安全保障、公の秩序を守るための措置には適用されない。
7 外国所有	ICTサービス分野に外国資本は制限なく参加できる。 ※WTOで留保している例外を妨げるものではない。
8 電波のスペクトルの利用	効果的かつ効率的な電波監理により、電波の利用可能性及び利用の最大化を図る。 ※政府は、公平かつ市場志向的手段(オークションも含み得る)により電波を割り当てる権限を有する。
9 デジタル・プロダクト	デジタル・プロダクト(※)について、製作された場所等に基づいて差別的取扱いを行わない。 ※コンピュータプログラム、文字列、設計図、図案、映像、録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、及び電子的に送信されるものをいう。
10 規制当局	全てのサービス提供者から独立した規制当局を設け、決定及び手続を公平に行う。
11 許可及び免許	電気通信サービスの提供については、簡素な手続により認め、サービス提供の条件として、法人の設立を求めない。
12 国際協力	デジタル・リテラシーの世界的な向上及びデジタル・ディバイド縮減のため相互に協力する。

(総務省・外務省・経済産業省「日米 ICT サービス通商原則の公表」(報道資料)(平成 24 年 1 月 27 日)より)

米国では、この日米通商原則の前に、2011 年 4 月 4 日に欧州連合との間でも「欧州連合・米情報通信技術サービス通商原則」を策定している⁴²⁸。総務省・外務省・経済産業省による日米通商原則の発表においても、その「検討にあたっては、昨年 4 月に公表された『米 EU ICT サービス通商原則』を参考としました」と明記している⁴²⁹ように、その内容はこの米欧原則をなぞった形になっている部分も多い。

米国通商代表部では、この当時、この米欧原則を皮切りに、日本、モーリシャス、ヨルダン、モロッコ、台湾とも同様の「通商原則」を策定し、公表している⁴³⁰。米国通商代表部の主導で策定されたこれら 6 つの「通商原則」に掲載される原則を欧米原則の項目に即して比較すると表 6-7 のとおりとなる(欧米原則にある 10 項目に 1 から 10 の番号を付した。)が、それらは、最初の欧州連合とのものを、続く 5 つがやはり概ね定型的に踏襲していることが分かる。

⁴²⁸ European Union-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services (April 4, 2011)

⁴²⁹ 総務省、外務省、経済産業省「日米 ICT サービス通商原則の公表」(報道資料)(平成 24 年 1 月 27 日)

⁴³⁰ Office of the United States Trade Representative, Information and Communication Technology (ICT) Services Trade Principles (<https://ustr.gov/issue-areas/services-investment/telecom-e-commerce/information-and-communication-technology-ict>) [last visited on February 27, 2017]

菅原(2013)は、日米、日欧、欧米間での交渉が同時並行で進むことによる日米欧三者間で共通のルールが形成される可能性が高まる例として日米 ICT 通商原則が米欧原則を参考として作られた事例を挙げている⁴³¹が、こういった通商原則の策定を進めた米国政府の狙いが各国間の通商協定における情報通信ルールの共有に道筋をつけることにあるのは明らかだろう。したがって、6つの通商原則で共通に踏襲されている10項目は、米国が各国との共有を働きかけようとしている項目であることは間違いない。米国が米韓・米パナマ両 FTA で盛り込んだ「国境を超えた情報の流通」の規定(第2原則) ([33])、これまで米国自身の FTA にもなかった「ICT サービス基盤の自国内利用義務の禁止」(第6原則) ([35]) (先に触れた 2011 年 7 月 20 日のカーク通商代表のスピーチ⁴³²から分かる通り、米国は TPP 協定交渉でこのルールの採用を提案する動きにあった。)のように米国が比較的新しく採り上げるようになったルールの考え方もここに盛り込まれている。

他方で、その中で、日米の通商原則でいうところの第5原則である「ネットワーク構成要素の細分化」は、他のどの通商原則にも見られないものであるから、これの盛り込みでは、日本側の意向が働いたものだということが分かる。つまり、アンバンドル規制についての項目を日本がここでも採り上げていることが分かる。ただ、実際の書きぶりは、米国政府も同意できるように、規制庁においてアンバンドル義務づけの権限を持つことのみを求め、実際にそれが執行されることまでは求めないもの(米国の FTA にある[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与のルールの考え方と同じ。)となっている。

⁴³¹ 菅原(2013)、3

⁴³² Remarks by Ambassador Ron Kirk, United States Trade Representative, Coalition of Service Industries Global Services Summit, Washington, DC (July 20, 2011)

表 6-7 米国の情報通信技術サービス通商原則

	A	B	C	D	E	F
1.透明性	○	○	○	○	○	○
2.オープンネットワーク、ネットワークのアクセス及びその利用	○	○	○	○	○	○
3.国境を越える情報流通	○	○	○	○	○	○
4.現地における基盤及び現地における拠点	○	○	○	○	○	○
5.外国所有	○	○	○	○	○	○
6.電波のスペクトルの利用	○	○	○	○	○	○
7.規制当局	○	○	○	○	○	○
8.許可及び免許	○	○	○	○	○	○
9.相互接続	○	○	○	○	○	○
10.国際協力	○	○	○	○	○	○
ネットワーク構成要素の細分化	×	○	×	×	×	×
デジタル・プロダクト	×	○	×	×	×	○

A) United States-European Union Trade Principles For Information and Communication Technology Services - April 2011

B) Japan-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services - January 2012

C) United States-Mauritius Trade Principles for Information and Communication Technology Services - June 2012

D) Hashemite Kingdom of Jordan-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services - October 2012

E) Kingdom of Morocco-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services - December 2012

F) The American Institute in Taiwan (AIT) and Taipei Economic and Cultural Representative Office in the United States (TECRO)

Joint Statement on Trade Principles for Information and Communication Technology Services - March 2013

(各通商原則より筆者作成。)

日本の TPP 協定交渉への参加は、電気通信章について実質的な議論には間に合わなかったが、日本の参加前、その TPP 協定交渉で電気通信章の議論が行われる中、日本は米国と日米経済調和対話における会合を行い、その中で、米国と「ICT サービス通商原則」を取りまとめる作業を行っていた。この「通商原則」は、米国にとっては、通商交渉でのルールの共有化を目指したもので、米国は、この対話において、TPP 協定交渉にこの後参加することとなる日本がどのような考え方を持つか情報を得る機会を持った。また、「ICT サービス基盤の自国内利用義務の禁止」(第 6 原則) ([35])が「通商原則」で盛り込まれ、その上で TPP 協定交渉でも提案されたように、米国は、この「通商原則」策定の間を TPP 交渉で行う新規提案を先行的に打ち出す機会としていたから、米国にとっては、この場合は、そういった新規提案への各国の反応を瀬踏みする機会にもなっていたと見られる。

なお、日本は、この当時進みつつあった日蒙 EPA 交渉では、この「第 2 原則」の「国境を越えた情報の流通」と「第 6 原則」の「コンピューティング施設の自国内設置義務の禁止」を、これまでの日本の EPA に先行例がないのにも関わらず、盛り込んでいるから、日本政府は、この「通商原則」の策定後、この「通商原則」の考え方に忠実に各国との交渉を進めていることが分かる。

6. 2. TPP協定交渉当事国の「提案ルールオプション」

TPP協定交渉に参加した12か国、即ち、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム（アルファベット順）は、TPP協定の合意の前にも、各々、個別的FTAの締結を進めてきており、情報通信ルールの掲載実績を重ねてきている。その各国毎の状況について、日本と米国は表2-9、2-10に掲げたところであり、その他の10か国については、表6-8から6-17に整理した。

本項では、この各表に即して、日米以外の10か国各々のTPP協定交渉時点における「提案ルールオプション」について見てみよう。

まず、豪州であるが、同国では、TPP協定への署名よりも前に、既に、10の個別的FTAを締結し、発効させてきていた。(表6-8)

豪州の情報通信関係WTOプラスへの取組は、このうちの2番目に当たる豪星FTA(2003年7月発効。)で本格的に始まり、4番目の米豪FTA(2005年1月発効。)でその項目を更に充実させた。

表 6-8 豪州の締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G	H	I	J	TPP
電気通信ルール													
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール													
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附5	10.3	805	12.2	11.3		9.4	9.3	10.3	8.19I	13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)				10.8		12.3	11.4		9.5	9.4	10.10		13.5.1
番号ポータビリティ				10.10		12.4	11.5		9.6	9.4	10.5		13.5.2
再販売													
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別						12.5	11.6		9.7	9.4	10.6		13.5.3**
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進												8.19V	13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス						12.6	11.7		9.8	9.13	10.4		
ビルへのアクセス				10.11									
・主要なサービス提供者のルール													
不利でない待遇				10.9I		12.7	11.9		9.10	9.5	10.8		13.7
競争条件セーフガード			約参1	10.7, 10.9II		12.8	11.8	附4	9.9, 9.11	9.6	10.7	8.19I	13.8
再販売				10.9V		12.9	11.11		9.12	9.7	10.9		13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与				10.9III		12.10	11.12		9.13	9.8	10.11		13.10
相互接続			約参2	10.9VII		12.11	11.10	附6		9.9	10.10II	8.19I	13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参2.2	10.9VII		12.11	11.10	附6	9.14	9.9	10.10II	8.19I	13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金			約参2.2	10.9VII		12.11	11.10	附6	9.14	9.9	10.10II	8.19I	13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参2.2	10.9VII		12.11	11.10	附6	9.14	9.9	10.10II	8.19I	13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参2.2	10.9VII		12.11	11.10	附6	9.15	9.9	10.10II	8.19I	13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参2.2	10.9VII		12.11	11.10	附6	9.14	9.9	10.10II	8.19I	13.11.1
◇ 接続約款又は協定による相互接続				10.9VII		12.11	11.10	附6	9.14	9.9	10.10III		13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参2.3	10.9VII		12.11	11.10	附6	9.14	9.9	10.10IV	8.19I	13.11.4
◇ 接続協定のファイリング										9.9*			
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参2.4	10.9VII		12.11	11.10		9.14	9.9	10.10V	8.19I	13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持											10.10VI		

◇ 相互接続の紛争解決		約参 2.5	10.9VII	12.22		附 9			10.10III	8.19I	13.21	
専用回線によるサービスの提供及 び料金				12.12	11.13	附 8	9.15	9.10	10.12		13.12	
コロケーション等			10.9IV	12.13	11.14	附 7	9.16	9.11	10.13		13.13	
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス			10.9VI	12.14	11.15		9.17	9.12	10.14		13.14	
番号ポータビリティ												
ダイヤリング・パリティ、電話番 号使用の非差別												
海底ケーブルシステムへのアクセ ス											13.15	
・政府規制に関するルール												
アクセス拒否についての理由説明					11.16		9.18					
独立の規制機関		約参 5	10.5	12.17	11.17	附 11	9.19	9.15	10.15	8.19I	13.16	
ユニバーサルサービス		約参 3		12.18	11.19	附 12	9.20	9.16	10.16	8.19I	13.17	
免許の基準・標準処理期間の公の 利用可能性、拒否理由の教示		約参 4		12.19	11.20	附 5、 附 10	9.21	9.17	10.17	8.19I	13.18	
希少な資源の分配及び利用		約参 6	10.12	12.20	11.21	附 13	9.22	9.18	10.18	8.19I	13.19	
規制機関による執行			10.14	12.21	11.22		9.23	9.19			13.20	
紛争解決			10.6	12.22	11.23		9.24	9.20	10.21		13.21	
公衆電気通信伝送網・サービスへ のアクセス・利用に関する措置等 の透明性		附 4	10.4		11.24		9.25	9.21	10.19		13.22	
技術中立性				12.15	11.18		9.26	9.22			13.23	
国際標準の促進		附 7			11.26		9.31	9.24	10.23		13.25	
付加価値サービス（情報サービ ス）への非規制				12.16				9.14				
端末の技術基準												
規制執行の差し控え				12.23							13.3	
産業参加			10.13		11.25		9.27	9.23		8.19III		
規制決定への意見の機会の賦与										8.19IV		
協議							9.29					
協力		附 6					9.30					
過重ではない免許要件										8.19II		
電子商取引ルール												
電子的送信への関税不賦課			14.3	1102	16.3	16.4		15.4	15.13	13.3	12.3	14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇					16.4					13.4		14.4
透明性			14.2				10.3				12.4	
UNCITRAL モデル法準拠（電子商 取引の法的効果の許容）	?		14.4	1103			10.4	15.5	15.4		12.5	14.5
電子商取引の法的効果の許容						16.5						
電子認証の法的有効性			14.5	1104	16.5	16.6	10.5	15.6	15.5		12.6	14.6
オンライン消費者保護			14.6	1105	16.6	16.7	10.6	15.7	15.6		12.7	14.7
個人情報保護			14.7	1106			10.7	15.8	15.8		12.8	14.8
貿易文書の電子化			14.8	1107	16.7	16.9	10.8	15.9	15.7		12.9	14.9
オープンインターネット												14.10
国境を越えた情報の移転の許可												14.11
サービス提供者間のインターネッ ト国際接続協議の確保												14.12
コンピュータ関連設備の自国内利 用・設置要求の禁止												14.13
要求されていない商業上の電子メ ッセージの規制								15.10	15.9	10.20		14.14
情報交換・協力				1108		16.10	10.9			13.10	12.10	14.15
サイバーセキュリティ協力												14.16
ソースコード移転・アクセス要求 の禁止												14.17
大きな負担とならない国内規制			14.4	1103		16.5				13.5		
ネット知的財産保護ルール												
インターネットドメインネーム割 当の適正手続き					17.3	17.24			13.4			18.28
サービスプロバイダの責任制限（ノ ーティスアンドテイクダウン）			13.12		17.11 xxix	17.40		13.16	13.9xxix			
サービスプロバイダの責任制限 （概括的規定）										16.16		18.82

- A) Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA) (January 1, 1983)
 B) Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA) (July 28, 2003)
 C) Thailand-Australia Free Trade Agreement (TAFTA) (January 1, 2005)
 D) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)
 E) Australia-Chile Free Trade Agreement (ACIFTA) (March 6, 2009)
 F) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効: オーストラリア、ニューージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア; 2010年3月12日発効: タイ; 2011年1月1日発効: ラオス; 2011年1月4日発効: カンボジア; 2012年1月10日発効: インドネシア)
 G) Malaysia-Australia Free Trade Agreement (MAFTA) (January 1, 2013)
 H) Korea-Australia Free Trade Agreement (KAFTA) (December 12, 2014)
 I) Japan-Australia Economic Partnership Agreement (JAPEA) (January 15, 2015)
 J) China-Australia Free Trade Agreement (ChAFTA) (December 20, 2015).

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Fの「附」は電気通信附属書(Annex on Telecommunications (Chapter 8))。

*:ファイリングを求めることができるとする規定であり、ファイリングが必須化されている規定ではない⁴³³。

**：ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

ブルネイは、TPP協定への署名より前に8つのFTAを締結し、発効させている(表6-9)が、このうち情報通信関係規定を設けたのは対日EPA(2008)、ASEAN韓国FTA(2009)、ASEAN豪州ニュージーランドFTA(2010)の3件で、この内の2件(対日EPA及びASEAN韓国FTA)はGATSの範囲内のみのコミットメントを行ったものだった。

ブルネイの情報通信関係WTOプラスの実績は、全て、残りの1件、ASEAN豪州ニュージーランドFTA(2010)によるもので、ここでいくつかのWTOプラスが盛り込まれている。

表6-9 ブルネイの締結した通商条約とTPPの情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B-C	D	E	F	G	H	TPP
電気通信ルール										
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール										
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附5							13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)										13.5.1
番号ポークパリティ										13.5.2
再販売										
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別										13.5.3*
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進										13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス										
・主要なサービス提供者のルール										
不利でない待遇										13.7
競争条件セーフガード			約参1		約参1		約参1	附4		13.8
再販売										13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与										13.10
相互接続			約参2		約参2		約参2	附6		13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参2.2		約参2.2		約参2.2	附6		13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金			約参2.2		約参2.2		約参2.2	附6		13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参2.2		約参2.2		約参2.2	附6		13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金			約参2.2		約参2.2		約参2.2	附6		13.11.1
◇ 加入者回線の細分化										
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参2.2		約参2.2		約参2.2	附6		13.11.1
◇ 接続約款による相互接続										
◇ 接続約款の認可制										
◇ 接続約款又は協定による相互接続								附6		13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参2.3		約参2.3		約参2.3	附6		13.11.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参2.4		約参2.4		約参2.4			13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持										
◇ 相互接続の紛争解決			約参2.5		約参2.5		約参2.5	附9		13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金								附8		13.12

433 “Each Party shall ensure that major suppliers in its territory may be required to file interconnection agreements with the Party's telecommunications regulatory body.”と規定されている。

コロケーション等						附7		13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス								13.14
海底ケーブルシステムへのアクセス								13.15
・政府規制に関するルール								
独立の規制機関		約参5		約参5		約参5	附11	13.16
ユニバーサルサービス		約参3		約参3		約参3	附12	13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参4		約参4		約参4	附5,附10	13.18
希少な資源の分配及び利用		約参6		約参6		約参6	附13	13.19
規制機関による執行								13.20
紛争解決								13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附4						13.22
技術中立性								13.23
国際標準の促進		附7						13.25
規制執行の差し控え								13.3
協力		附6						
電子商取引ルール								
電子的送信への関税不賦課								14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇								14.4
サービスの無差別待遇								
透明性							10.3	
UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）							10.4	14.5
電子認証の法的有効性							10.5	14.6
オンライン消費者保護							10.6	14.7
個人情報保護							10.7	14.8
貿易文書の電子化							10.8	14.9
オープンインターネット								14.10
国境を越えた情報の移転の許可								14.11
サービス提供者間のインターネット								14.12
国際接続協議の確保								
コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止								14.13
要求されていない商業上の電子メッセージの規制								14.14
情報交換、協力							10.9	14.15
サイバーセキュリティ協力								14.16
ソースコード移転・アクセス要求の禁止								14.17
大きな負担とならない国内規制								
民間部門の参加								
ネット制的財産保護ルール								
サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)								
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)								18.82

- A) ASEAN Free Trade Area (AFTA) (January 1, 1993)
B) Trans-Pacific Strategic Economic Partnership (P4) (November 8, 2006)
C) ASEAN - China FTA (July 1, 2007 (S))
D) 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(日ブルネイ EPA)(2008年7月発効)
E) ASEAN - Japan (December 1, 2008)
F) Agreement on Trade in Services under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Government of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and The Republic of Korea (May 1, 2009)
G) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効: オーストラリア、ニューージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア; 2010年3月12日発効: タイ; 2011年1月1日発効: ラオス; 2011年1月4日発効: カンボジア; 2012年1月10日発効: インドネシア)
H) ASEAN - India (January 1, 2010(G), July 1, 2015(S))

註: GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Dの「約」は附属書7にある約束表、「参」はそこでブルネイの約束表で参照されている附属書(Appendix)。Fの「約」はブルネイの特定の約束に係る表(BRUNEI DARUSSALAM Schedule of Specific Commitments)、「参」は附属書(Annex)。Gの「附」は電気通信附属書(Annex on Telecommunications (Chapter 8))。

*:ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

カナダは、TPP協定の前には、NAFTAを含め、12の個別的FTAを締結し、発効させていた。(表6-10)

NAFTA にも GATS にもない WTO プラスの取組は、6 つ目の FTA である対ペルー FTA (2009 年 8 月発効。) から始まり、コロンビア、パナマ、ホンジュラスといった中南米諸国や韓国等との FTA で展開された。

表 6-10 カナダの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	C	GATS	D	E	F	G	H	I	J	K	L	TPP
電気通信ルール															
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール															
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		1302		I-02	附 5			1002	1002		11.03	12.3	11.2	X.2	13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む。)														X.6	13.5.1
番号ポータビリティ														X.14	13.5.2
再販売															
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別															13.5.3*5
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進															13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス															
新規参入の届出制														X.3*1	
・主要なサービス提供者のルール															
不利でない待遇								1003	1003						13.7
競争条件セーフガード		1305		I-05	約参 1			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.4	13.8
不可欠設備の規制された卸売									1003*3						
再販売								1003*4	1003*3						13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与									1003*3					(X.5)*2	13.10
相互接続					約参 2			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.6	13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続					約参 2.2			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.6	13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金					約参 2.2			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.6	13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質					約参 2.2			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.6	13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金					約参 2.2			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.6	13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続					約参 2.2			1003	1003		11.05	12.4	11.4	X.6	13.11.1
◇ 接続約款又は協定による相互接続								1003	1003			12.4		X.6	13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性					約参 2.3			1003				12.4	11.4	X.6	13.11.4
◇ 接続協定のファイリング												12.4			
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性					約参 2.4			1003				12.4	11.4	X.6	13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持															
◇ 相互接続の紛争解決					約参 2.5									X.10	13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金															13.12
コロケーション等															13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス															13.14
番号ポータビリティ															
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別															
海底ケーブルシステムへのアクセス															13.15
・政府規制に関するルール															
独立の規制機関					約参 5			1004	1004		11.08	12.5	11.7	X.9	13.16
ユニバーサルサービス					約参 3			1005	1005		11.06	12.6	11.5	X.7	13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示					約参 4			1006	1006		11.04, 11.11	12.7	11.3		13.18
希少な資源の分配及び利用					約参 6			1007	1007		11.07	12.8	11.6	X.8	13.19
規制機関による執行								1008	1008		11.09	12.9	11.8	X.9	13.20
紛争解決								1009	1009		11.10	12.10	11.9	X.10	13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		1306		I-06	附 4			1010	1010			12.11	11.10	X.11	13.22
技術中立性									1011						13.23
国際標準の促進		1308		I-08	附 7			1013	1015		11.14	12.14	11.14		13.25
付加価値サービス (情報サービス) への非規制		1303		I-03					1013				11.12		
端末の技術基準		1304		I-04											
規制執行の差し控え								1011	1012		11.12	12.12	11.11	X.12	13.3
協力		1309		I-09	附 6										
電子商取引ルール															
電子的送信への関税不賦課								1503	1503	3-1	15.04	16.3	13.3	X-02	14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇															14.4
透明性								1504				16.6		X-04	

表 6-11 チリの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	GATS	C	D	E	F	G	H-K	L	M	N	O-R	S	TPP
電気通信ルール																
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール																
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	I-02	12-03	附 5	13.04	13.2	12.3					1302	11.3				13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)					13.3							11.4				13.5.1
番号ポータビリティ												11.5				13.5.2
再販売																
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別												11.6				13.5.3*
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進																13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス					13.5							11.7				
・主要なサービス提供者のルール																
不利でない待遇					13.4							11.9				13.7
競争条件セーフガード	I-05	12-06	約参 1	13.07	13.4	12.6	附 5	112			1305	11.8				13.8
再販売					13.4							11.11				13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与					13.4							11.12				13.10
相互接続			約参 2		13.4		附 6	113				11.10				13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2		13.4		附 6	113				11.10				13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2		13.4		附 6	113				11.10				13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2		13.4		附 6	113				11.10				13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2		13.4		附 6	113				11.10				13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2		13.4		附 6	113				11.10				13.11.1
◇ 接続約款又は協定による相互接続					13.4							11.10				13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3		13.4		附 6	113				11.10				13.11.4
◇ 接続協定のファイリング					13.4											
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4		13.4		附 6	113				11.10				13.11.5
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5		13.12		附 6									13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金					13.4							11.13				13.12
コロケーション等					13.4							11.14				13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス												11.15				13.14
番号ポータビリティ					13.4											
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別					13.4											
海底ケーブルシステムへのアクセス																13.15
・政府規制に関するルール																
アクセス拒否についての理由説明												11.16				
独立の規制機関			約参 5		13.7		附 2	110				11.17				13.16
ユニバーサルサービス			約参 3		13.8		附 7	115				11.19				13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4		13.9		附 3	111				11.20				13.18
希少な資源の分配及び利用			約参 6		13.10		附 4	114				11.21				13.19
規制機関による執行					13.11							11.22				13.20
紛争解決					13.12							11.23				13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	I-06	12-07	附 4	13.08	13.13	12.7						11.24				13.22
技術中立性					13.14							11.18				13.23
国際標準の促進	I-08	12-09	附 7	13.10		12.9					1308	11.26				13.25
付加価値サービス(情報サービス)への非規制	I-03	12-04		13.05	13.6	12.4					1303					
端末の技術基準	I-04	12-05		13.06		12.5					1304					
規制執行の差し控え					13.15											13.3
産業参加												11.25				
協力	I-09	12-10	附 6	13.11		12.10										
電子商取引ルール																
電子的送信への関税不賦課					15.3							16.4	12.3			14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇					15.4							16.5	12.4			14.4
透明性								105								

表 6-12 マレーシアの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	TPP
電気通信ルール															
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール															
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5									附 3		9.4		13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)											附 4.1		9.5		13.5.1
番号ポータビリティ											附 4.3**		9.6		13.5.2
再販売											附 4.2				
ダイヤリング・バリエティ、電話番号使用の非差別											附 4.4		9.7		13.5.3***
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進															13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス													9.8		
・主要なサービス提供者のルール															
不利でない待遇											附 5.1		9.10		13.7
競争条件セーフガード		約参 1	約参 1	約参 1	約参 1			約参 1	附 4		附 5.2		9.9,9.11		13.8
再販売											附 5.3**, 5.4		9.12		13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与											附 5.5		9.13		13.10
相互接続		約参 2	(約参 5)*	(約参 5)*	(約参 5)*			(約参 5)*	附 6		附 5.6				13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約参 2.2							附 6		附 5.6		9.14		13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金		約参 2.2							附 6		附 5.6		9.14		13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約参 2.2							附 6		附 5.6		9.14		13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約参 2.2							附 6		附 5.6		9.15		13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約参 2.2							附 6		附 5.6		9.14		13.11.1
◇ 接続約款又は協定による相互接続									附 6		附 5.6		9.14		13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約参 2.3							附 6		附 5.6		9.14		13.11.4
◇ 接続協定のファイリング											附 5.6				
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約参 2.4									附 5.6		9.14		13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持															
◇ 相互接続の紛争解決		約参 2.5							附 9						13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金									附 8		附 5.7		9.15		13.12
コロケーション等									附 7		附 5.8		9.16		13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス											附 5.9		9.17		13.14
番号ポータビリティ															
ダイヤリング・バリエティ、電話番号使用の非差別															
海底ケーブルシステムへのアクセス											附 6				13.15
・政府規制に関するルール															
アクセス拒否についての理由説明													9.18		
独立の規制機関		約参 5	約参 4	約参 4	約参 4			約参 4	附 11		附 8		9.19		13.16
ユニバーサルサービス		約参 3	約参 2	約参 2	約参 2			約参 2	附 12		附 9		9.20		13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約参 4	約参 3	約参 3	約参 3			約参 3	附 5, 附 10		附 10		9.21		13.18
希少な資源の分配及び利用		約参 6	約参 6						附 13		附 11		9.22		13.19
規制機関による執行											附 12		9.23		13.20
紛争解決											附 13		9.24		13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附 4									附 14		9.25		13.22
技術中立性													9.26		13.23
国際標準の促進		附 7											9.31		13.25
付加価値サービス(情報サービス)への非規制											附 7				
端末の技術基準															
規制執行の差し控え															13.3
産業参加													9.27		
協議													9.29		
協力		附 6											9.30		
電子商取引ルール															

電子的送信への関税不賦課												15.4		14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇														14.4
透明性														
UNCITRAL モデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）												10.3		
電子認証の法的有効性												10.4		15.5
オンライン消費者保護												10.5		14.5
個人情報保護												10.6		15.6
貿易文書の電子化												10.7		14.6
オープンインターネット												10.8		14.7
国境を越えた情報の移転の許可														15.8
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保														14.8
コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止														14.9
要求されていない商業上の電子メッセージの規制														14.10
情報交換・協力														14.11
サイバーセキュリティ協力												10.9		14.12
ソースコード移転・アクセス要求の禁止														14.13
大きな負担とならない国内規制														14.14
ネット知的財産保護ルール														
インターネットドメインネーム割当の適正手続き														18.28
サービスプロバイダの責任制限（ノータースアンドテイクダウン）														13.16
サービスプロバイダの責任制限（概括的規定）														18.82

- A) ASEAN Free Trade Area (AFTA) (January 1, 1993)
- B) Japan – Malaysia EPA (July 23, 2006)
- C) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))
- D) Agreement Between The Government Of The Islamic Republic Of Pakistan And The Government Of Malaysia For A Closer Economic Partnership (January 1, 2008)
- E) ASEAN - Japan (December 1, 2008)
- F) Agreement on Trade in Services under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Government of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and The Republic of Korea (May 1, 2009)
- G) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効: オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア; 2010年3月12日発効: タイ; 2011年1月1日発効: ラオス; 2011年1月4日発効: カンボジア; 2012年1月10日発効: インドネシア)
- H) New Zealand – Malaysia Free Trade Agreement (August 1, 2010)
- I) Comprehensive Economic Cooperation Agreement Between The Government Of Malaysia And The Government Of The Republic Of India (July 1, 2011)
- J) Malaysia Chile Free Trade Agreement (February 25, 2012)
- K) Malaysia – Australia FTA (January 1, 2013)
- L) ASEAN - India (January 1, 2010(G), July 1, 2015(S))

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Bの「約」は附属書6(Annex 6 Part 2)、「参」はここで参照されている参照文書(Appendix)。Cの「約」はマレーシアの特定の約束に係る表(MALAYSIA Schedule of Specific Commitments)、「参」は附属書I(Annex I)。Dの「約」は附属書5(Annex 5 SCHEDULE OF MALAYSIA)、「参」は附属書I(Annex I)。Fの「約」はマレーシアの特定の約束に係る表(MALAYSIA Schedule of Specific Commitments)、「参」は附属書I(Annex I)。Gの「附」は電気通信附属書(Annex on Telecommunications (Chapter 8))。Iの「附」は附属書8-2(Annex 8-2)。

* :相互接続の同等・非差別性、接続料の公正性などを規定。

** :努力規定。

***:ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

メキシコも個別的FTAへの取組実績は多く、1994年1月発効のNAFTAから10のFTAの締結と発効がTPP協定署名前までに進められてきた。(表6-13)

ただ、情報通信ルールへの取組は積極的とは言えず、NAFTAのレベルを超えるルール設定を行う個別的FTAは無かった。

表 6-13 メキシコの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	C	GATS	D	E	F	G	H	I	J	TPP
電気通信ルール													
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール													
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	1302			12-03	附 5	(7-04)*			11-03				13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)													13.5.1
番号ポータビリティ													13.5.2
再販売													
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別													13.5.3**
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進													13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス													
・主要なサービス提供者のルール													
不利でない待遇													13.7
競争条件セーフガード	1305			12-06	約参 1				11-06				13.8
再販売													13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与													13.10
相互接続					約参 2								13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続					約参 2.2								13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金					約参 2.2								13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質					約参 2.2								13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金					約参 2.2								13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続					約参 2.2								13.11.1
◇ 接続約款又は協定による相互接続													13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性					約参 2.3								13.11.4
◇ 接続協定のファイリング													
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性					約参 2.4								13.11.5
◇ 相互接続の紛争解決					約参 2.5								13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金													13.12
コロケーション等													13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス													13.14
番号ポータビリティ													
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別													
海底ケーブルシステムへのアクセス													13.15
・政府規制に関するルール													
独立の規制機関					約参 5								13.16
ユニバーサルサービス					約参 3								13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示					約参 4								13.18
希少な資源の分配及び利用					約参 6								13.19
規制機関による執行													13.20
紛争解決													13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	1306			12-07	附 4				11-09				13.22
技術中立性													13.23
国際標準の促進	1308			12-09	附 7				11-07				13.25
付加価値サービス(情報サービス)への非規制	1303			12-04					11-04				
端末の技術基準	1304			12-05					11-05				
規制執行の差し控え													13.3
協力	1309			12-10	附 6				11-08				
電子商取引ルール													
電子的送信への関税不賦課													14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇													14.4
透明性													
UNCITRAL モデル法準拠(電子商取引の法的効果の許容)													14.5
電子認証の法的有効性													14.6
オンライン消費者保護													14.7
個人情報保護													14.8
貿易文書の電子化													14.9
オープンインターネット													14.10
国境を越えた情報の移転の許可													14.11

表 6-14 ニュージーランドの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G	H	TPP	
電気通信ルール												
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール												
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5									13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)												13.5.1
番号ポータビリティ												13.5.2
再販売												
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別												13.5.3*
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進												13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス												
・主要なサービス提供者のルール												
不利でない待遇												13.7
競争条件セーフガード			約参 1				約参 1	附 4	約参 1			13.8
再販売												13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与												13.10
相互接続			約参 2				約参 2		約参 2			13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2				約参 2.2	附 6	約参 2.2			13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2				約参 2.2	附 6	約参 2.2			13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2				約参 2.2	附 6	約参 2.2			13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2				約参 2.2	附 6	約参 2.2			13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2				約参 2.2	附 6	約参 2.2			13.11.1
◇ 接続約款又は協定による相互接続								附 6				13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3				約参 2.3	附 6	約参 2.3			13.11.4
◇ 接続協定のファイリング												
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4				約参 2.4		約参 2.4			13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持												
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5				約参 2.5	附 9	約参 2.5			13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金								附 8				13.12
コロケーション等								附 7				13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス												13.14
番号ポータビリティ												
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別												
海底ケーブルシステムへのアクセス												13.15
・政府規制に関するルール												
独立の規制機関			約参 5				約参 5	附 11	約参 5			13.16
ユニバーサルサービス			約参 3				約参 3	附 12	約参 3			13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の告示			約参 4				約参 4	附 5, 附 10	約参 4			13.18
希少な資源の分配及び利用			約参 6				約参 6	附 13	約参 6			13.19
規制機関による執行												13.20
紛争解決												13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4									13.22
技術中立性												13.23
国際標準の促進			附 7									13.25
付加価値サービス(情報サービス)への非規制												
端末の技術基準												
規制執行の差し控え												13.3
協力			附 6									
電子商取引ルール												
電子的送信への関税不賦課					10.2							14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇												14.4
透明性								10.3				
UNCITRAL モデル法準拠(電子商取引の法的効果の許容)	?				10.3			10.4		(10.4)		14.5
電子認証の合法性								10.5				14.6
オンライン消費者保護					10.4			10.6				14.7
個人情報保護					10.5			10.7				14.8
貿易文書の電子化					10.6			10.8				14.9
大きな負担とならない国内規制					10.3							
オープンインターネット												14.10

国境を越えた情報の移転の許可										14.11
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保										14.12
コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止										14.13
要求されていない商業上の電子メッセージの規制										14.14
情報交換・協力				10.7			10.9		10.2,3,4	14.15
サイバーセキュリティ協力										14.16
ソースコード移転・アクセス要求の禁止										14.17
ネット知的財産保護ルール										
インターネットドメインネーム割当の適正手続き										18.28
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)										18.82

- A) Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA) (January 1, 1983)
 B) New Zealand-Singapore Closer Economic Partnership (January 1, 2001)
 C) New Zealand-Thailand Closer Economic Partnership Agreement (July 1, 2005)
 D) Trans-Pacific Strategic Economic Partnership (P4) (November 8, 2006)
 E) New Zealand-China Free Trade Agreement (October 1, 2008)
 F) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効: オーストラリア、ニューージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア; 2010年3月12日発効: タイ; 2011年1月1日発効: ラオス; 2011年1月4日発効: カンボジア; 2012年1月10日発効: インドネシア)
 G) New Zealand-Malaysia Free Trade Agreement (August 1, 2010)
 H) New Zealand-Hong Kong, China Closer Economic Partnership (January 1, 2011)

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Eの「約」は附属書8、「参」は、B部別紙B(Part B, Attachment B)。Fの「附」は電気通信附属書(Annex on Telecommunications (Chapter 8))。Gの「約」はニューージーランドのみについて附属書4(Annex 4)、「参」は、別紙B(Attachment B)。

*:ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

ペルーは、個別的FTAの締結自体が早くはなく、2009年2月に発効した対米FTAがその最初であったが、その後FTAの締結・発効が相次ぎ、TPP協定署名までに合計12のFTAが締結され、発効している。(表6-15)

情報通信関係WTOプラスは、その米国とのFTAで多数盛り込まれ、その後も先進国や新興国とのFTAで多く盛り込んできている。

表 6-15 ペルーの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS	A	B	C*	D	E	F	G	H	I	J	K	L	TPP
電気通信ルール															
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール															
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用	附 5	14.2				1002	105VIII		13.3		113	16.2			13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)		14.3											145		13.5.1
通信の秘密の確保													149		
番号ポータビリティ		14.3									119				13.5.2
再販売		14.3									122				
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別		14.3													13.5.3***
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進															13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス		14.5													
・主要なサービス提供者のルール															
不利でない待遇		14.4				1003			13.4		121	16.4I			13.7
競争条件セーフガード	約参 1	14.4				1003	105VIII		13.5		120	16.4II, III	141		13.8
再販売		14.4				1003							142**		13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与		14.4											142**		13.10
相互接続	約参 2	14.4				1003	105VIII		13.6		123	16.4IV	142** 145III		13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2	14.4				1003	105VIII		13.6I		123I	16.4IV			13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金	約参 2.2	14.4				1003	105VIII		13.6I		123I	16.4IV	142** 145III		13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2	14.4				1003	105VIII		13.6I		123I	16.4IV	142** 145III		13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金	約参 2.2	14.4				1003	105VIII		13.6I		123I	16.4IV	142** 145III		13.11.1
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参 2.2	14.4				1003			13.6I		123I	16.4IV	142** 145III		13.11.1
◇ 接続約款による相互接続											123II		142**		
◇ 接続約款又は協定による相互接続		14.4				1003					123III				13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3	14.4				1003	105VIII		13.6II		123IV		145IV		13.11.4
◇ 接続協定のファイリング		14.4													
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4	14.4				1003	105VIII		13.6III		123V		145V		13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持											123VI				
◇ 相互接続の紛争解決	約参 2.5	14.12					105VIII						145VI		13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金		14.4									124				13.12
コロケーション等		14.4											142**		13.13
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス		14.4													13.14
番号ポータビリティ															
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別															
海底ケーブルシステムへのアクセス															13.15
・政府規制に関するルール															
独立の規制機関	約参 5	14.7				1004	105VIII		13.7		125	16.7	143		13.16
ユニバーサルサービス	約参 3	14.8				1005	105VIII		13.8		126	16.5	147		13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示	約参 4	14.9				1006	105VIII		13.9		127	16.3			13.18
希少な資源の分配及び利用	約参 6	14.10				1007	105VIII		13.10		128	16.6	146		13.19
規制機関による執行		14.11				1008						16.8	143		13.20
紛争解決		14.12				1009			13.11		130	16.9	150		13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4	14.13				1010			13.12		129	16.10	144		13.22
サービス提供認可手続きの簡易性													144**		
技術中立性		14.14													13.23
国際標準の促進	附 7					1013					131	16.13			13.25
付加価値サービス(情報サービス)への非規制		14.6													
端末の技術基準															
規制執行の差し控え		14.15				1011						16.11			13.3
協力	附 6														
電子商取引ルール															
電子的送信への関税不賦課		15.3			13.1	1503			14.4						14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇		15.3													14.4
透明性		15.4				1504									

表 6-16 シンガポールの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

通商条約	A	GA TS	B	C	D	E	F	G	H	I	J, L, M	K	N	O	P*	Q	R	S	T	U	V	TPP
項目																						
電気通信ルール																						
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール																						
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5				10.3	9.2	附 2		11.3		12.2					附 6				8.26	13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)				附 IV1	附 6	10.8	9.3	附 5		11.4		12.3							附 IV		8.28	13.5.1
情報の秘密の確保																					8.27	
番号ポータビリティ						10.10															8.37	13.5.2
再販売																						
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別																						13.5.3**
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進																						13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス												12.5					附 8				8.38	
ビルへのアクセス						10.11																
・主要なサービス提供者のルール																						
不利でない待遇						10.9 I	9.4			11.4		12.4 I									8.30	13.7
競争条件セーフガード		約 参 1		附 II	附 2, 附 5	10.7, 10.9 II	9.4	附 4	約 参 1	11.4		12.4 II	約 参 1			附 4	附 7		附 II		8.31	13.8
再販売						10.9 V	9.4			11.4											8.34	13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与						10.9 III	9.4	附 3		11.4											8.32	13.10
相互接続		約 参 2		附 IV 2,4-7V	附 7	10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2	11.4		12.4 VI	約 参 2			附 6	附 5		附 IV		8.29	13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約 参 2.2		附 IV2	附 7	10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2.2	11.4		12.4 VI	約 参 2.2			附 6	附 5		附 IV		8.29	13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金		約 参 2.2		附 IV2	附 7	10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2.2	11.4		12.4 VI	約 参 2.2			附 6	附 5		附 IV		88.37.29	13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質		約 参 2.2		附 IV2	附 7	10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2.2	11.4		12.4 VI	約 参 2.2			附 6	附 5		附 IV		8.29	13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金		約 参 2.2		附 IV2	附 7	10.9 VII	9.4		約 参 2.2	11.4		12.4 VI	約 参 2.2			附 6	附 5		附 IV		8.29	13.11.1
◇ 加入者回線の細分化				附 IV2																		
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約 参 2.2		附 IV2	附 7	10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2.2	11.4		12.4 VI	約 参 2.2			附 6	附 5		附 IV		8.29	13.11.1
◇ 接続約款による相互接続				附 IV4	附 7														附 IV			
◇ 接続約款の認可制				附 IV4															附 IV			
◇ 接続約款又は協定による相互接続						10.9 VII	9.4	(附 5)**								附 6						13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性		約 参 2.3		附 IV6		10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2.3	11.4		12.4 VI	約 参 2.3			附 6	附 5		附 IV		8.29	13.11.4
◇ 接続協定のファイリング							9.4	附 5		11.4		12.4 VI										
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性		約 参 2.4		附 IV7	附 2	10.9 VII	9.4	(附 5)**	約 参 2.4	11.4			約 参 2.4						附 IV		8.29	13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持																						
◇ 相互接続の紛争解決		約 参 2.5		附 V	附 8	10.9 VII	9.4	附 5	約 参 2.5	11.4		12.4 VI	約 参 2.5			附 9	附 5		附 V		8.29	13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金							9.4			11.4						附 8					8.36	13.12
コロケーション等				附 IV3		10.9 IV	9.4	附 3		11.4		12.4 III				附 7			附 IV		8.33	13.13
電柱,管路,線路敷設権へのアクセス						10.9 VI	9.4	附 3		11.4		12.4 IV									8.35	13.14
番号ポータビリティ							9.4			11.4		12.4 V										

- I) Korea-Singapore Free Trade Agreement (KSFTA) (March 2, 2006)
- J) Trans-Pacific Strategic Economic Partnership (P4) (November 8, 2006)
- K) Panama-Singapore Free Trade Agreement (PSFTA) (July 24, 2006)
- L) ASEAN – China FTA (July 1, 2007)
- M) ASEAN - Japan EPA (December 1, 2008)
- N) Trade in Services Agreement under ASEAN-Korea Free Trade Agreement (AKFTA) (May 1, 2009)
- O) China-Singapore Free Trade Agreement (CSFTA) (January 1, 2009)
- P) Peru Singapore Free Trade Agreement (PeSFTA) (1 Aug 2009)
- Q) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効: オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア; 2010年3月12日発効: タイ; 2011年1月1日発効: ラオス; 2011年1月4日発効: カンボジア; 2012年1月10日発効: インドネシア)
- R) Singapore-Costa Rica Free Trade Agreement ("SCRFTA") (July 1, 2013)
- S) GCC (Cooperation Council for the Arab States of the Gulf)-Singapore FTA (GSFTA) (September 1, 2013)
- T) Agreement between Singapore and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu on Economic Partnership (ASTEP) (April 19, 2014)
- U) ASEAN - India (January 1, 2010(G), July 1, 2015(S))
- V) EU-Singapore Free Trade Agreement. Authentic text as of May 2015

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Cの「約」は附属書IVC、「附」は附属書IVB。Dの「附」は附属書IX(Annex IX)。Gの「附」は附属書7D(Annex 7D)。Hの「約」は附属書4b(Annex 4b)、「参」は約束表で参照されている参照文書。Nの「約」は附属書(Annex/SC1)におけるシンガポールの特定の約束に係る表(SINGAPORE Schedule of Specific Commitments)、「参」はそこで参照されている別紙参照文書(ANNEX Reference paper)。Rの「附」は附属書10.1(Annex 10.1)。Tの「附」は附属書8A(Annex 8A)。

*：11.2条にGATSの電気通信附属書及び「参照文書」に準拠する旨の規定がある。

**：努力規定。

***：ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

ベトナムの個別的FTAへの取組は、ASEANとして締結したものを除くと、同国のWTO加盟(2007年1月)の後、対日本EPA交渉から本格化した。(表6-17)

2009年までに発効した対中国、対日本、対韓国のFTAで情報通信ルールが盛り込まれたが、ここでベトナムがコミットメントをしたのは、何れも、GATSレベルのルールであった。2010年発効のASEAN豪州ニュージーランドFTAにおいて、初めて、情報通信関係WTOプラスへのコミットメントが行われた。

表 6-17 ベトナムの締結した通商条約と TPP の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G	H	TPP
電気通信ルール											
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール											
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5								13.4
公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)											13.5.1
番号ポータビリティ											13.5.2
再販売											
ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別											13.5.3*
国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進											13.6
海底ケーブルシステムへのアクセス											
・主要なサービス提供者のルール											
不利でない待遇											13.7
競争条件セーフガード			約参 1	約参 1		約参 1	約参 1	附 4			13.8
再販売											13.9
ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与											13.10
相互接続			約参 2	約参 2		約参 2	約参 2	附 6			13.11
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2	約参 2.2		約参 2.2	約参 2.2	附 6			13.11.1
◇ 差別的でない条件及び料金			約参 2.2	約参 2.2		約参 2.2	約参 2.2	附 6			13.11.1
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2	約参 2.2		約参 2.2	約参 2.2	附 6			13.11.1
◇ 細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金			約参 2.2	約参 2.2		約参 2.2	約参 2.2	附 6			13.11.1
◇ 加入者回線の細分化											
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2	約参 2.2		約参 2.2	約参 2.2	附 6			13.11.1
◇ 接続約款による相互接続											
◇ 接続約款の認可制											
◇ 接続約款又は協定による相互接続								附 6			13.11.2, 3
◇ 交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3	約参 2.3		約参 2.3	約参 2.3	附 6			13.11.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4	約参 2.4		約参 2.4	約参 2.4				13.11.5
◇ 相互接続を通じ取得した秘密の保持											
◇ 相互接続の紛争解決			約参 2.5	約参 2.5		約参 2.5	約参 2.5	附 9			13.21
専用回線によるサービスの提供及び料金								附 8			13.12
コロケーション等								附 7			13.13
電柱,管路,線路敷設権へのアクセス											13.14
海底ケーブルシステムへのアクセス											13.15
・政府規制に関するルール											
独立の規制機関			約参 5	約参 5		約参 5	約参 5	附 11			13.16
ユニバーサルサービス			約参 3	約参 3		約参 3	約参 3	附 12			13.17
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4	約参 4		約参 4	約参 4	附 5,附 10			13.18
希少な資源の分配及び利用			約参 6	約参 6		約参 6	約参 6	附 13			13.19
規制機関による執行											13.20
紛争解決											13.21
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4								13.22
技術中立性											13.23
国際標準の促進			附 7								13.25
規制執行の差し控え											13.3
協力			附 6								
電子商取引ルール											
電子的送信への関税不賦課											14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇											14.4
サービスの無差別待遇											
透明性								10.3			
UNCITRAL モデル法準拠 (電子商取引の法的効果の許容)								10.4			14.5
電子認証の法的有効性								10.5			14.6
オンライン消費者保護								10.6			14.7
個人情報保護								10.7			14.8
貿易文書の電子化								10.8			14.9
オープンインターネット											14.10
国境を越えた情報の移転の許可											14.11
サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保											14.12

コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止										14.13
要求されていない商業上の電子メッセージの規制										14.14
情報交換、協力							10.9			14.15
サイバーセキュリティ協力										14.16
ソースコード移転・アクセス要求の禁止										14.17
大きな負担とならない国内規制										
民間部門の参加										
ネット知的財産保護ルール										
サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)										
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)										18.82

- A) ASEAN Free Trade Area (AFTA) (January 1, 1993)
 B) ASEAN – China FTA (July 1, 2007(s))
 C) ASEAN – Japan EPA (December 1, 2008)
 D) 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(日越 EPA)(2009年10月発効)
 E) Agreement on Trade in Services under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Government of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and The Republic of Korea (May 1, 2009)
 F) ASEAN - Australia - New Zealand (January 1, 2010)
 G) Chile – Vietnam FTA (January 1, 2014)
 H) ASEAN - India (January 1, 2010(G), July 1, 2015(S))

註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Bの「約」は附属書Iベトナムの特定の約束に係る表(Annex I, VIET NAM Schedule of Specific Commitments)、「参」はそこでベトナムの約束表で参照されている参照文書(Reference Paper)、Dの「約」は附属書5にある約束表(Part 2 Schedule of Viet Nam)、「参」はそこで参照されている参照文書、Eの「約」はベトナムの特定の約束に係る表(VIET NAM Schedule of Specific Commitments)、「参」はそこで参照されている参照文書(Reference Paper)

*:ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

(各協定から筆者作成。)

6. 3. TPP協定交渉における情報通信ルールの採否

次に、各国の「提案ルールオプション」等から何がTPP協定に実際に採用されたのかを見る。

6. 3. 1. TPP協定における情報通信関係規定

まず、TPP協定の全体を概観しておこう。

TPP協定は、交渉参加国において「高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定」と表現されるように、それまでにない高水準の通商ルールを目指したもので、参加12か国では、「アジア太平洋地域・・・におけるオープンな貿易と地域統合という我々の究極の目標に向けた重要なステップ」と期待されてきた⁴³⁴。

TPP協定の全条項は30章からなる。情報通信関係のルール規定としては、GATSの情報通信ルールが踏襲された⁴³⁵上で、WTOプラスが多く盛り込まれた。TPP協定においては、電気通信ルールが第13章電気通信章に、電子商取引ルー

⁴³⁴ Summary Of The Trans-Pacific Partnership Agreement (October 4, 2015)

⁴³⁵ TPP協定の13.4., 13.8., 13.11.1, 13.11.4., 13.11.5., 13.16-19., 13.21.条で踏襲している。

ルが第14章電子商取引章に盛り込まれ、そして、ネット知的財産保護ルールは、第18章知的財産章の中で盛り込まれている。

表 6-18 TPP 協定全 30 章の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

(1) 冒頭の規定及び一般的定義 TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(3) 原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4) 繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5) 税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6) 貿易救済 ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることができる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。	(7) 衛生植物検疫(SPS)措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8) 貿易の技術的障害(TBT) 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	(9) 投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最惠国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10) 国境を越えるサービスの貿易 内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。
(11) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12) ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	(13) 電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16) 競争政策 競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。	(17) 国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。	(18) 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(20) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21) 協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22) 競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23) 開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24) 中小企業 中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25) 規制の整合性 加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。
(26) 透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。	(27) 運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	(28) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する手続について定める。	(29) 例外 締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。	(30) 最終規定 TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

(内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大幅合意について」、6より。)

6. 3. 2. 情報通信ルールの採否

締約各国が、各々、これまでに締結し発効させた自らの個別的FTAで盛り込んだ情報通信ルールWTOプラスである「提案ルールオプション」と、実際に署名されたTPP協定の規定とを表1-1の分類に即して項目毎に対照させると表6-19のようになる。

各国の「提案ルールオプション」等の何が TPP 協定に採用され、何が採用されなかったのか、まず、米国の「提案ルールオプション」や新規提案ルールについて、次に、それ以外の国の「提案ルールオプション」や新規提案ルールについて、順次見てみよう。

表 6-19 TPP 協定交渉参加国の「提案ルールオプション」と
TPP 協定情報通信関係 WTO プラスの項目比較

項目	参加国	米 国	豪 州	ブ ル ネ イ	加 国	チ リ	日 本	馬 島	墨 西哥	N Z	ペ ル ー	星 加 坡	越 南	TPP
電気通信ルール														
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。）		○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	13.5.1
[2] 番号ポータビリティ		○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	13.5.2
[3] ダイヤリング・パリティ		○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	(13.5.3) *1
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	13.6
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇		○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	13.7
[6] 再販売		○	○	×	△	○	○	○	×	×	○	○	×	13.9
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与		○	○	×	△	○	○	○	×	×	○	○	×	13.10
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化		×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続		×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	×	×
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制		×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	13.11. 2, 3
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング		○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×
			*2		*3									
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金		○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	13.12
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保		○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	13.13
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス		○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	13.14
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス		○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	13.15
[17] アクセス拒否の理由説明		×	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
[18] 規制機関による執行		○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	×	13.20
[19] 紛争解決		○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	13.21
[20] 技術中立性		○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	×	13.23
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制		○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×
[22] 規制執行の差し控え		○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	13.3
[23] 産業参加		×	○	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×
電子商取引ルール														
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇		○	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	14.4
[25] 電子商取引関係法等の透明性		○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×
[26] UNCITRAL 電子商取引モデル法準拠		×	○	○	×	×	×	○	×	○	×	○	○	14.5
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制		×	○	×	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×
[28] 電子認証の合法性		○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	14.6
[29] オンライン消費者保護		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	14.7
[30] 個人情報保護		×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	14.8
[31] 貿易文書の電子化		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	14.9
[32] オープンインターネット		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14.10
[33] 国境を越えた情報の移転の許可		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14.11
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14.12
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止		×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	14.13
			*5											
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制		×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	14.14
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	14.15
[38] サイバーセキュリティ協力		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14.16
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止		×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	14.17
			*6											
ネット知的財産保護ルール														
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き		○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	18.28
[41] サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)		○	○	×	△	○	△	○	×	×	○	○	×	(18.82) *4

註：*1：電話番号使用の非差別のルール（ダイヤリング・パリティの確保は含まない。）

*2：豪韓 FTA において、ファイリングを許容する旨の規定あり（9.9IV）

*3：カナダホンジュラス FTA において、ファイリング義務づけを許容する旨の規定あり（12.4IV(e)(i)）

*4：概括的規定（ノータイスアンドテイクダウンは明示されていない。）

*5：欧米、日米 ICT サービス通商原則にこれを求める「原則」あり。

*6：対インドで要求している旨 1377 レポートに言及あり。

(各国の FTA 協定及び TPP 協定から筆者作成。)

6. 3. 2. 1. 米国の「提案ルールオプション」からの採否

まず、米国の「提案ルールオプション」であった項目から見てみよう。

TPP 協定交渉に際して、米国の「提案ルールオプション」である WTO プラスは 20 項目あった。TPP 協定では、この内の 16 項目がそのまま踏襲された。また、従前は規律的ではないルールとして FTA 協定に盛り込んできたもので、TPP 協定で規律的な色彩を持つようになったものが 1 項目ある。他方、「提案ルールオプション」の内、2 項目が簡略化されて盛り込まれ、全く盛り込まれなかったものは 2 項目あった。

米国の「提案ルールオプション」から TPP 協定に採用された 16 項目は、何れも内容的に見ても中核的な規定であり、米国としては、その「法的競争」の見地からしても、それなりの成果が挙げられたと見ていいだろう。

規律的規定でなかったものが規律的規定になったものは、[33]国境を越えた情報の移転の許可であった。米国のこれまでの FTA では、KORUS において、それまでの米国、韓国何れにとっても初めての FTA ルールとして盛り込まれた(15.8 条)が、これは努力規定⁴³⁶であり、規律的規定とは言えないものであった。米国の FTA として次いで盛り込まれたのが、米パナマ FTA(14.5 条)で⁴³⁷、ここでも、国境を越えた情報の流通の重要性を双方で確認するという、規律性のない規定になっていた。先にも見たとおり、米国政府では 2011 年 7 月 20 日にはこのルールを TPP 協定についても提案することを言明しており⁴³⁸、今回は、原則として、「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する」ことを明示(第 4.11 条)し、従前よりも踏み込んだ規定となった。

他方、ルールが簡略化されて TPP 協定に盛り込まれたのは、まず、[3]ダイヤリングパリティ確保のルールで、長距離電話のないシンガポールのためもあるだろう、ダイヤリングパリティへの言及はなくなり、通常はダイヤリングパリティの確保と共に規定される電話番号使用の非差別の規定のみが、盛り込まれた。

それから、オンライン上の知的財産権侵害についての[41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)のルールに関しては、TPP 協定では、

⁴³⁶ 締約国は、国境を越える電子的情報の流通に不必要な障壁を設けたり維持したりしないように努力しなければならない(the Parties shall endeavor to refrain from imposing or maintaining unnecessary barriers to electronic information flows across borders.)とする規定。

⁴³⁷ 締約国は、国境を越える情報の流通を、電子商取引のための活気のある環境を育成するため本質的な要素として維持するために作業することの重要性を確認する(the Parties affirm the importance of: ... (c) working to maintain cross-border flows of information as an essential element in fostering a vibrant environment for electronic commerce; ...)とする規定。

⁴³⁸ Remarks by Ambassador Ron Kirk, United States Trade Representative, Coalition of Service Industries Global Services Summit, Washington, DC (July 20, 2011)

インターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立し、又は維持することとするルールは設けたが、米国のこれまでの FTA とは異なり、ノーティスアンドテイクダウンの手続きを必須的に規定することはしなかった。

この[41]に関して、日本側から TPP 協定交渉に当たっていた澁谷内閣審議官は、交渉が終盤にさしかかっていた平成 27 年(2015)5 月 15 日、交渉の経過について説明する中で、次のように述べ、ここが米国と日本との間の争点となっていることを認めていた⁴³⁹。

「・・・クレームがついた場合プロバイダーの責任はどうするのだという場合、日本は独自の制度がある。日本の制度はアメリカの制度とだいぶ違う。これも関係業界の方の意見を伺っている。意見は十分伺った上で、我が国は、官民で 10 年近く相談しながらいろんなルールを決めている。欧米と我が国では、ルール決めの方が違う。これは交渉の中でも主張をしている。」

第四章(4.4.3.2.)でも触れたように、これに関しては、米国の DMCA と日本のプロバイダ責任制限法との間でルールの相違があり、日本では、米国が FTA で規定してきたようなノーティスアンドテイクダウンのルールを TPP 協定に盛り込むことは利益とならないと考えていた。そして、最終的には、TPP 協定では、日米どちらの国内ルールについても許容する規定(第 18.82 条)で落ち着いた。

米国の「提案ルールオプション」から TPP 協定に全く盛り込まれなかったのは、[11]接続協定のファイリング及び[20]情報サービスへの非規制のルールであった。

米国政府の TPP 協定交渉の交渉官に、これらが TPP 協定に盛り込まれなかった要因についてインタビューしたところ⁴⁴⁰、米国側では[11]接続協定のファイリングのルールは接続協定の透明性を確保するため必要と考えたが、電気通信規制庁による事前規制ではなく競争当局による事後規制が行われている豪州の反対があり、盛り込まなかったという。ここは、米豪 FTA 交渉で起こったことと全く同じ構図である。

また、[20]情報サービスへの非規制については、同じインタビュー結果では、シンガポールが、「情報サービス」の定義が曖昧で、米国が当時「情報サービス」に分類していたインターネット接続サービスも「電気通信サービス」として規制すべきとして反対、最終的に盛り込まないことにしたとのことだった。米国では

⁴³⁹ 「TPP 協定交渉に関する関係団体等への説明会(結果概要)」、10

⁴⁴⁰ ジョナサン・マクヘイル通商代表補代理へのインタビュー。インタビューは、2015 年 10 月 2 日に実施。

ブロードバンドインターネット接続サービスを「情報サービス」としてアンバンドル規制の適用対象外とした⁴⁴¹が、シンガポールでは逆にアンバンドル規制を国内で整備し、それによって非設備ベースのサービス提供者を含めた市場競争を促している。これも、米星 FTA 交渉で起こったことの繰り返しである。

このように、米国の「提案ルールオプション」でそのまま採用されなかったルール（簡略化されたもの及び全く採用されなかったもの）については、米国の対星、対豪交渉において見られた構図と同じで、TPP 協定交渉でも、対立すると見られる国内ルールが交渉相手国（シンガポール、豪州、日本など）で既に採用されているルールについては、採用を見送ったということになる。

6. 3. 2. 2. 米国からの新規提案ルール

次に、米国の「提案ルールオプション」にはない TPP 協定採用ルールについて見てみよう。

TPP 協定には、アメリカの「提案ルールオプション」にはなかったルールも 5 項目採用されている。

このうちの 2 項目、[35]コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止及び[39]ソースコード移転・アクセス要求の禁止の 2 項目は、確かに TPP 協定の署名の時点では米国の他の FTA には実績がないルールであったが、[35]については、米国は、この内容を、2011、2012 年に EU 及び日本と策定した ICT サービス通商原則において、「適当な場合には、・・・二国間及び多国間の貿易の規律に組み込むよう取り組むべき」原則の一つとして盛り込んでいた⁴⁴²し、[39]については、2010 年に米国の事業者団体が日欧の団体と連名でインド政府に対して求めたソースコードへのアクセスを求める規制の撤回の主張⁴⁴³と呼応し、米国通商代表部がインド政府に対して行っている働きかけ⁴⁴⁴と内容が異ならない。したがって、これらは、米国が既に対外的に求めているルールであり、TPP 協定交渉においても、米国が提起した可能性があり、仮にそうではなかったとし

⁴⁴¹ FCC, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 05-150) (Adopted: August 5, 2005; Released: September 23, 2005) (Wireline Broadband Order)

⁴⁴² U.S.-EU Information and Communication Technology (ICT) Trade Principles (April, 2011), U.S.-Japan Information and Communication Technology (ICT) Trade Principles (January, 2012)

⁴⁴³ 日米欧の業界団体がインド内務省・情報通信技術省・商業産業省に宛てた 2010 年 7 月 28 日付書簡で求められている。

(<http://209.61.243.105/IndianGovernmentMultiAssociationLetterFinal72810.pdf> [last visited: December 16, 2016])

⁴⁴⁴ Office Of The United States Trade Representative (2010), 15; Office Of The United States Trade Representative (2011a), 18; Office Of The United States Trade Representative (2012), 13th-14th pages; Office Of The United States Trade Representative (2013), 19-20; Office Of The United States Trade Representative (2014), 16-17; Office Of The United States Trade Representative (2015), 17-18

でも、米国は、少なくとも、これらルールを採用は歓迎できるものと見ていただろう。

米国政府の交渉官は、筆者のインタビューに答え、多くの電子商取引章の規定が各国に法改正を求めるものではなく、法改正をしないことを求める規定であると述べている⁴⁴⁵。上記[35][39]も、確かに、締約国が新たな国の規制を設けることがないことを求めるルールであり、現在の 12 か国の国内ルールの変更を求めるわけではない。そして、その TPP への採用が、締約国の既存の個別的 FTA のルールと衝突することにもならない。

(なお、これら 2 項目は、TPP 協定交渉と並行的に進められた日蒙交渉の結果、日蒙 EPA (平成 27 年(2015)2 月署名)にも盛り込まれており、日本でもこれらのルールの必要性を積極的に考えていたと思われる。)

6. 3. 2. 3. 米国以外の国の「提案ルールオプション」からの採否

米国の「提案ルールオプション」にはないものの TPP 協定に採用されたルール 5 項目のうち残りの 3 項目は、2 項目が米国以外の国の「提案ルールオプション」となっていたもので、もう 1 項目は、新規提案ルールである。

米国以外の国の「提案ルールオプション」で、米国の「提案ルールオプション」になっていなかったものは、最終的に TPP 協定に採用された 2 項目の他、採用されなかったものも 4 項目あり、全部で 6 項目あった。

採用ルールの第一、[4]国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進のルール(第 13.6 条)は、豪州の「提案ルールオプション」にあったもの(豪中 FTA(2005 年 12 月発効。)に実績。)で、TPP 協定交渉でも豪州が提唱したものであることが、豪州政府自身から明らかにされている⁴⁴⁶。これは、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、相互協力に努める旨を規定した上で、「締約国は、一の締約国が、権限を有する場合には、国際ローミング・サービスの卸売の料金が合理的なものであることを確保するため、当該料金に影響を与える措置を採用し、又は維持することを選択することができることを認める」とし、最恵国待遇義務の例外として他国による国際ローミング・サービス卸売料金への規制の導入を認容することを定め、また、その規制導入がなされる場合に確保されるべき事項が規定されている。したがって、これは、各国が国内ルールとして規制を導入することを認める規定だが、逆に、各国が国内ルールを導入したり維持した

⁴⁴⁵ マクヘイル通商代表補代理の 2015 年 3 月 5 日の回答。

⁴⁴⁶ Australia Government, Trans-Pacific Partnership Agreement, 19 (<http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/Documents/tpp-overview.pdf> [last visited on December 16, 2016])

りすることを求めるものではない。これも、やはり、各国の現在の国内ルールを変えることを求めるルールではないということになる。

TPP 協定に採用されたものの第二番目、[36]要求されていない商業上の電子メッセージの規制は、豪州、日本、マレーシアの「提案ルールオプション」となっていたルールである。これについては、米国においては、同様の内容の国内ルールが既に整備されている⁴⁴⁷ので、やはり国内ルールの変更は必要ないから、この受容に抵抗感は少なかったのだろう。

TPP 協定に採用されなかった 4 項目について次に見てみよう。

このうち、[17]アクセス拒否の理由説明については、GATS から多くの FTA で継受されている「公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用」の規定を TPP 協定でも継受しており(第 13.4 条)、その中で公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用の確保が締約国に義務づけられ、アクセス拒否は想定されていない(条件を付すことのみが第 5 項で認められている。)ため、そもそもこの規定に意義があるとは思われなかっただろう。(第四章(4.4.3.2.)参照。)

TPP 協定に採用されなかった他の 3 つは、いずれもアンバンドル規制に関連するものだった。つまり、[8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化(アンバンドル)、[9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続、[10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制の 3 項目である。いずれも日本とシンガポールの「提案ルールオプション」で、[9]は、ペルーの「提案ルールオプション」でもあった。アンバンドル規制は、米国では、2000 年代に既存事業者の投資インセンティブを損なうとする反対⁴⁴⁸でほぼ廃止されており、米国が受け入れることは難しかっただろうが、米国以外でも、既に日豪 EPA の検討において見たように、例えば、豪州でもこの受け入れは難しかったと思われる。

これを見ると、各国の「提案ルールオプション」から TPP 協定に盛り込まれなかったルールは、何れも、先進国の国内ルールとして採用されていたルールにおいて、先進国間で情報通信市場の自由化のアプローチ方法が異なっていた(非設備ベースのサービス提供者を含めた競争を促すか否か、事前規制の有無)ことから、このような差異のあるルールの採用を見送ったものであることが分かる。

⁴⁴⁷ CAN-SPAM Act (Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003) (Public Law 108-187)

⁴⁴⁸ Ex. United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit, Nos. 00-1012, 00-1015, On Petitions for Review of Orders of the Federal Communications Commission (Argued March 7, 2002; Decided May 24, 2002) (USTA I), II.A

6. 3. 2. 4. 米国以外の国からの新規提案ルール

TPP 協定交渉で採用されたルールは、上記で見たものの他にもう 1 項目ある。先行 FTA には見られない[34]サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保の規定が TPP 協定には盛り込まれた。「国際的なインターネットの接続を求めるサービス提供者が商業的な原則に基づいて他の締約国のサービス提供者と交渉することができることを認める」というその内容からして、途上国から提起されたルールと思われる。これは、規律的规定ではあるものの、サービス提供者同士の協議を禁止しないというルールなので、各国の現行の国内ルールや通商協定上のルールと対立することは考えにくいし、また、およそサービス提供者間で協議すること自体を禁止するような国内ルールを設けるとするのは現実的とは思えないから、各国とも反対しなかったものと思われる。

6. 3. 2. 5. 小括

このように、TPP 協定交渉では、米国は、「提案ルールオプション」の多くをそのまま TPP 協定に盛り込むことに成功した他、日本、シンガポール、豪州などの国内ルールと整合しにくいように見えたルールは TPP 協定への採用を見送り、また、米国の国内ルールと対立的な日本やシンガポールなどの「提案ルールオプション」の採用も見送った。また日本または米国の先行 FTA にはないルールも採用されたが、その内容は、日本や米国の現在の国内ルールの変更を求めるものではなかったので、TPP 協定は多くの情報通信ルールが盛り込まれたが、他方で、日本や米国の先行する FTA との矛盾も生じていない。

6. 3. 3. モデルによる説明

TPP 協定交渉を、米国から他の 11 か国にルールを提案したゲームとして見てみよう。

表 6-19 から明らかなように、12 か国で共通の「提案ルールオプション」は存在しなかったので、 $r=r^*=0$ であったことになる。

米国の規律的な WTO プラスの「提案ルールオプション」は、20 項目。先行 FTA では非規律的ルールであった[33]を含めたとすると 21 項目。この内、[3]ダイヤリング・パリティ、[12]接続協定のファイリング、[21]情報サービスへの非規制、[41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)は、既に国内で導入した競争ルールと整合的ではないと考えている国があった ([3]はシンガポール、[12]はオーストラリア、日本、[21]情報サービスへの非規制は

シンガポールと日本、[41]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)は日本等。)ので、 $ap^* > 0$ が成立していたと言える。

米国以外の 11 か国各々の「提案ルールオプション」で米国以外の 11 か国で合意できるものの内、米国の「提案ルールオプション」には含まれないものをここでは Q と見る。

この Q にあたるものが存在したのかどうかを見てみよう。まず、米国以外の 11 か国各々の「提案ルールオプション」で米国の「提案ルールオプション」には含まれないものを拾うと、[4][8][9][10][34][36]の 6 項目がある。このうち、[8][9][10]は、日豪 EPA 交渉で FTA に盛り込まれなかったことから見て、豪州ではメリットを見ていなかったと見られるので、米国以外の 11 か国で合意を得ることも難しいものだったと考えられるが、それ以外の[4][34][36]は、最終的に米国も含む 12 か国で合意できているルールでもあり、11 か国でも合意ができるものだったことが分かるので、この[4][34][36]が Q であったと見られる。つまり、Q が存在したということになるので、 $q > 0, q^* > 0$ であることになる。

これら[4][34][36]は、6. 3. 2. 3.、6. 3. 2. 4. で考察したように、いずれも、米国にとってもネガティブなルールではなかったので、 $\beta = 0$ 、即ち、 $\beta q = 0$ が成立していた。

$ap^* > 0, \beta q = 0$ であるから、そうすると、モデル上は、想定されるゲーム展開はケース 2 であるはずだということになる。

これを図示すると、図 6-2 のようになる。

交渉前の状態が、 $N((1-\alpha)p+q, p^*+q^*), \alpha \in (0, 1]$ であり、米国政府の理想点は、 $(0, 0)$ 、11 か国政府の理想点は、 $(0, \mu p^*), \mu \in [\alpha, 1]$ となる。

米国政府が $(0, 0)$ を理想点とする限り、契約曲線は縦軸上で $(0, 0)$ と $(0, \mu p^*)$ とを結ぶ線分となるので、ここと交渉可能領域が交わるのは $(0, ap^*)$ のみとなる。したがって、交渉解は、 $(0, ap^*)$ となる。

実際、TPP 協定では、米国は、P のうち、11 か国の全てからは賛同が得られない[3][12][21][41]を除く全てについてコミットメントを行い、11 か国でも[3][12][21][41]以外の全てについてコミットメントを行ったので、このようなモデル上のゲームの結果により実際の交渉結果が整合的に説明できることが分かる。

この結果、米国は、豪州、日本、シンガポールではメリットを感じない[3][12][21][41]の 4 項目を除く全ての「提案ルールオプション」のルールを TPP 協定に盛り込むことに成功した([3][41]は、より柔軟化した規定ぶりにより盛り込まれた)。その「法的競争」の見地からすると、スタンダードセッティングを目指すルールの多くを FTA ルールに採用させる成果を得たことになる。

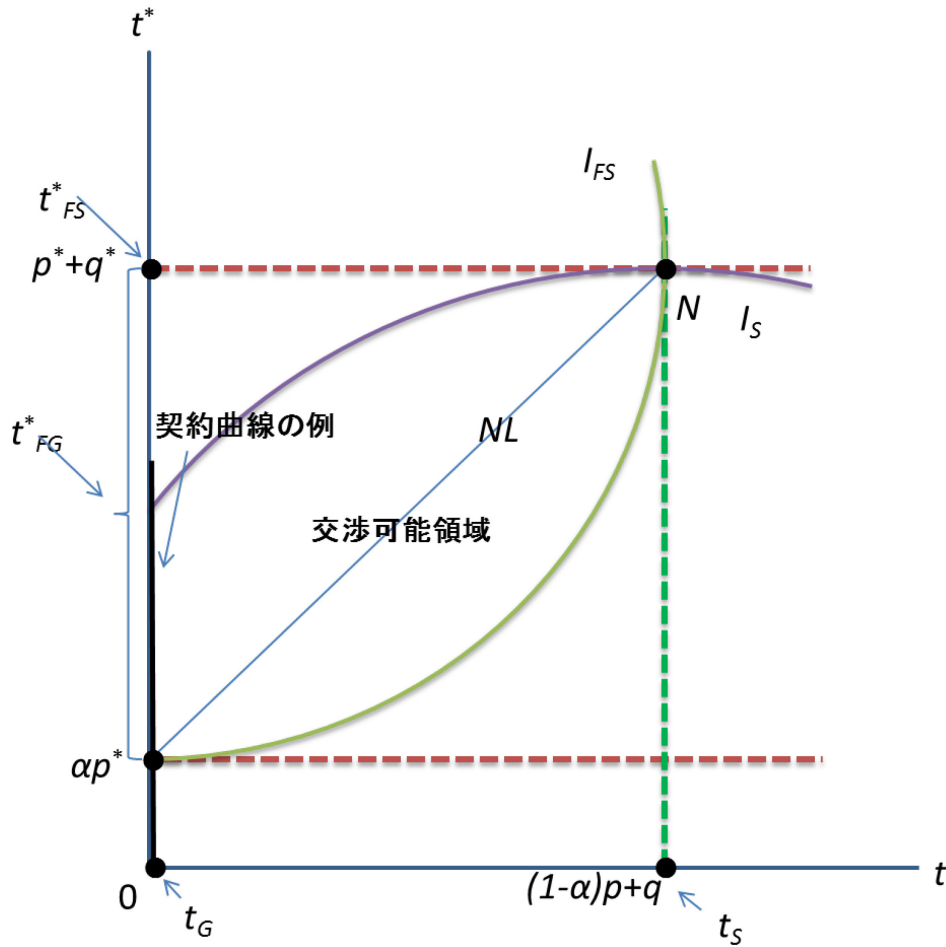


図 6-2 TPP 協定交渉のゲーム (ケース 2)

以上から、TPP 協定におけるルール採否は、表 6-20 に整理したとおりとなる。締約各国が得た貿易障壁撤廃は、表 6-20 の網掛けがなされていない部分ということになる。

表 6-20 TPP 協定交渉の交渉解におけるルール採否

交渉相手国	採用された米国の独自提案ルールオプション	採用されなかった米国の独自提案ルールオプション	採用された交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用されなかった交渉相手国の独自提案ルールオプション	採用された共有提案ルールオプション
	$(1-\alpha)p^*$ $(1-\alpha)p$	ap^* ap	$(1-\beta)q^*$ $(1-\beta)q$	βq^* βq	r^* r
11 か国	[1]公衆電気通信網における相互接続 [2]番号ポータビリティ ([3]電話番号使用の非差別) [5]主要なサービス提供者における不利でない待遇 [6]再販売	[3]ダイヤリング・パリティ [12]接続協定のファイリング [21]付加価値サービス (情報サービス) への非規制 [41]サービスプロバイダの責任制限 (ノーティスアンドテイクダウン)	[4]国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進 [34]サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保 [36]要求されていない商業上の電	\emptyset	\emptyset

	<p>[7]主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与</p> <p>[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続</p> <p>[13]主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金</p> <p>[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保</p> <p>[15]主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス</p> <p>[16]海底ケーブルシステムへのアクセス</p> <p>[18]規制機関による執行</p> <p>[19]紛争解決</p> <p>[20]技術中立性</p> <p>[22]規制執行の差し控え</p> <p>[24]デジタル・プロダクトの無差別待遇</p> <p>[33]国境を越えた情報の移転の許可</p> <p>[35]コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止</p> <p>[39]ソースコード移転・アクセス要求の禁止</p> <p>[40]インターネットドメインネーム割当の適正手続き</p> <p>([41]サービスプロバイダの責任制限(概括規定))</p>		<p>子メッセージの規制</p>		
--	---	--	------------------	--	--

(TPP 協定より筆者作成。)

6. 3. 4. TPP 協定についてのコンセンサス形成

上述のような交渉を経て12か国で署名されたTPP協定は、その第30.5条の規定により、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報した場合、もしくは、署名から2年の期間内又はその経過後に、原署名国の2013年におけるGDPの合計の85%以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報した場合に発効することになっている。

原署名国のGDPの合計の85%以上を占めるという要件を満たすためには、日本と米国がこれに含まれなければならないので、TPP協定の発効には日米両国の批准が必須になる。

TPP協定への署名の後、各国で批准に向けた動きが始まり、日本では平成28年(2016)12月9日に国会の承認が得られ、翌29年(2017)1月20日には、国内手続の完了について寄託国であるニュージーランドのマレー・マカリー外相宛ての通報が行われた⁴⁴⁹。

他方で米国では、2016年秋には協定の批准への動きは、後述するように、停止されてしまった。

ただ、米国の国内産業界について見ると、米国の産業界を代弁している諮問委員会の意見では、TPP協定の電気通信章、電子商取引章のルールについては、「我々の目的にかなっており、合衆国の経済的利益を促進し、我々のセクターの同等性、相互性を担保しており、したがって、全締約国による承認と実施を支持する」としている⁴⁵⁰。また、ネット知的財産保護ルールについても、第18.28条のインターネットドメインネーム割当の適正手続き規定について、従来のFTAから改善するものと評価し⁴⁵¹、また、第18.82条のサービスプロバイダの責任制限規定について、支持を言明しており⁴⁵²(ただ、第18.82条については、米国以外の国々とのルールの相違に配慮した点について、異見や懸念も表明した。)、TPP協定の情報通信ルールは、何れも、国内産業界からは支持を受けていた。

このように、情報通信ルールだけに関して言えば、米国国内で協定の承認を受ける第2レベルのゲームで、承認への障碍は殆ど見られなかった。

TPP 協定の情報通信ルール自体は、このように、日本では国内でも承認され、米国では国内業界が支持しており、日米が先行 FTA における「ルールの多様化」

⁴⁴⁹ 外務省「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の国内手続の完了に関する通報」(報道発表)(平成 29 年 1 月 20 日)

⁴⁵⁰ ITAC 8 (2015), V. Telecommunications, Electric Commerce

⁴⁵¹ ITAC-15 (2015), 7

⁴⁵² ITAC-15 (2015), 26-28

にも関わらず、同じ情報通信ルールを日米間で FTA において共有することについて、コンセンサスを得ることが可能であることが示されたと言えるだろう。

また、TPP 協定の承認の寄託国への通報は、日本の通報が TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早いものであり、また、他国でも、シンガポールでは議会の承認が不要であり、また、マレーシアでは議会での承認が 1 月 28 日に行われるなど、協定締結に向けた国内手続きはいくつかの国で終了しており、情報通信ルールの広域での共有についてもコンセンサスが可能であることも TPP 協定を巡る動きからは見て取れる。(各国の手続きについては、表 6-21 参照。)

表 6-21 TPP 協定各署名国における協定の国内手続き (2016 年 10 月 7 日現在)

豪州	協定の議会承認は不要 (協定及び国益分析書の議会審議が必要)。 2 月 9 日に協定及び国益分析書を議会に提出。
ブルネイ	協定の議会承認は不要 (閣議若しくは立法評議会又は両方に諮られた後、国王の裁可が必要)。
カナダ	協定の議会承認は不要 (議会 (下院) の審議が必要)。
チリ	協定の議会 (上下両院) 承認が必要。
マレーシア	1 月 28 日に特別に招集された議会で協定を承認 (通常は協定議会承認は不要)
メキシコ	協定の議会 (上院) 承認が必要。 4 月 27 日に協定を上院に提出。
N Z	協定の議会承認は不要 (協定及び国益分析書の議会審議が必要)。 2 月 9 日に協定及び国益分析書を議会に提出 (5 月 4 日に審議終了) 5 月 9 日に国内担保法を議会に提出 (同 12 日に第一読会通過)。
ペルー	協定の議会承認が必要。 7 月 21 日に協定を議会に提出。
シンガポール	協定の議会承認は不要。
米国	議会 (上下両院) における実施法の可決をもって協定が承認される。 8 月 12 日に行政措置に関する説明文書案を議会提出 (30 日経過後、実施法案を議会に提出することが可能)。
ベトナム	協定の議会承認が必要。

※ ブルネイを除く各国において国内担保法は議会による可決が必要。

(外務省「TPP 協定に関する各国の国内手続について」(平成 28 年 10 月)、
(TPP に関する主要関係会議(第 16 回)(平成 28 年 10 月 7 日)で配布された「資料 2」)より。)

6. 4. 米国のトランプ政権の発足によるゲームの変更

ここまで、TPP 協定交渉を巡る動きから、個別的 FTA 交渉における日米の「法的競争」が広域の通商協定交渉である TPP 協定交渉にどのような影響を与えているかを検証してきた。

これに関しては、現在、TPP 協定は、米国の政権交代により 12 か国での発効が困難になっている。その中で、日米関係や米国以外の署名 10 か国と日本との関係について、上記検証の結論から何が言えるだろうか。この展望を持つことは、情報通信ルールのアジア太平洋地域での共有についての展望と日本の採るべき政策を考える上で重要である。

そこで、本項では、米国におけるトランプ政権の登場による影響について、上記検証結果から何が言えるか検証する。

6. 4. 1. トランプ米国新大統領の就任と米国の TPP 協定離脱

米国で、前項で見たようにTPP協定の情報通信ルールについて国内産業界の支持があったと言っても、当然ながら、情報通信セクターの声だけでTPP協定批准が決まるわけではない。他セクターではTPP協定批判の声も多く、そういった声からも支援を得て、TPP協定に否定的なドナルド・J・トランプ氏が2016年11月8日の大統領選挙で当選を確実にした。

これにより、それまで米国でTPP協定を推進してきたオバマ政権でも、その時点で連邦議会に承認を求める手続きに入ることが困難になった。トランプ氏は、同月21日にビデオメッセージを公表し⁴⁵³、就任初日に新大統領が行うことのリストを作成するよう移行チームに依頼したと発表、そのリストには、次を含むとし、TPP協定離脱とそれに替わる二国間交渉への意欲を明らかにした。

「貿易について、我々の国には潜在的な惨事である環太平洋パートナーシップから離脱する意図の通知を出す。その代わりに、米国に雇用と産業を呼び戻す公正な二国間の貿易協定の交渉をする。」

トランプ氏は、TPP 協定離脱と二国間交渉の意図が国内の雇用と産業の維持、復活にあるとしているのだから、逆に言うと、その、国内雇用、国内産業の喪失のリスクこそが TPP 協定によってもたらされる「惨事」であるとしていることになる。つまり、アメリカ国内市場への影響がここでは憂慮されているのである。

トランプ氏は、その後、同年12月19日の選挙人の投票により、米国大統領への当選が決定し、2017年1月20日、それまでTPP協定を推進してきたオバマ大統領に替わり、実際に第45代米国大統領に就任した。

トランプ新大統領は、その就任の初日にホワイトハウスのウェブサイトにおいて、その通商政策についての自身の戦略を発表、そこにおいて、「この戦略は、環太平洋パートナーシップからの離脱といかなる新しい通商協定も米国の労働者の利益になるようにすることを確保することにより始まる」⁴⁵⁴として、TPP協定離脱の意図を、大統領として公式に公表した。更に、同月23日、トランプ大統領は、米国通商代表(USTR)に対して、米国がTPP協定締約国の立場から離脱し、TPP協定交渉から永久に離脱すること、そして、可能な限り、二国間をベー

⁴⁵³ https://www.youtube.com/watch?v=7xX_KaStFT8 [last visited on January 12, 2017]

⁴⁵⁴ Trade Deals Working For All Americans (<https://www.whitehouse.gov/trade-deals-working-all-americans>) [last visited on January 21, 2017])

スとした個別的交渉の追求を始めることを指示した⁴⁵⁵ことを明らかにした⁴⁵⁶。同月 30 日、米国政府は、実際に、マリア・パガーン USTR 代行名で、TPP 協定の加盟国となる意思がないこと、前年の協定署名により生ずる法的義務を何ら負わないことを協定の寄託者であるニュージーランド外務通商省に通知した⁴⁵⁷。

この米国における新しい動きは、米国国内の保護主義的な考え方からの支持を受けて、米国政府における選好が保護主義的に変更されたことを意味する。

こういった動きを受けて、これまで TPP 協定を推進してきた日本はどうか。日本では、これまで、TPP 協定署名国であった日本以外の 11 か国のうち、TPP 協定離脱を行った米国との間で、また、それ以外の 10 か国との間で、今後の通商関係について、各々、議論が始まっている。これらの今後の動きに関して、各々見てみよう。

6. 4. 2. 日米間の新通商交渉の見通し

6. 4. 2. 1. 日米経済対話の開始

まず、日米間については、2017 年 2 月に訪米した安倍総理は、同月 10 日、ワシントン DC でトランプ大統領と日米首脳会談に臨み、そこで発表された「共同声明」において、次について確認している⁴⁵⁸。

「日本及び米国は、両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ(TPP)から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探求することを誓約した。これには、日米間で二国間の枠組みに関して議論を行うこと、また、日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含む。」

⁴⁵⁵ Memorandum For The United States Trade Representative, SUBJECT: Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement

⁴⁵⁶ The White House Office of the Press Secretary, Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement (For Immediate Release) (January 23, 2017)

⁴⁵⁷ Letter from Maria L. Pagan (Acting United States Trade Representative) to Trans-Pacific Partnership Depositary (January 30, 2017)

⁴⁵⁸ 「共同声明」(平成 29 年(2017)2 月 10 日)

日米首脳会談は、この考え方の下に、「麻生副総理とペンス副大統領の下で経済対話を立ち上げることを決定」、その経済対話では、「貿易・投資ルール」が柱の一つとなることとされた⁴⁵⁹。

4月18日、その日米経済対話の第1回会合が東京で開催された。そこでは、議長の麻生太郎副総理、マイケル・リチャード・ペンス副大統領は、日米経済対話を、貿易及び投資のルール/課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、分野別協力の3つの政策の柱に沿って構成することで一致し、これら3つの柱に基づく取組の立ち上げが承認された。このうち、最初の「貿易及び投資のルール/課題に関する共通戦略」に関しては、「日米両国は、・・・高い貿易及び投資に関する基準についての二国間枠組み、地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座、及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した」という⁴⁶⁰。

これは、大枠として、日米間で、「二国間枠組み」、「地域及び世界の貿易環境における・・・視座」、「第三国に関する懸念」の3点について、今後の対話で取り上げることを述べたものではあるが、その具体論、ましてや、通商協定への展望については、ここではまだ何も明確になっていない。つまり、TPP協定に替わる何らかの日米間の取り決めに向けた動きがこれからとられるとしても、そこに到るまでにはまだ日米各々及び両国間での議論に時間をかける必要があるということなのである。

6. 4. 2. 2. 仮に日米交渉が行われた場合に想定されるゲーム

そういった中ではあるが、日米二国間の枠組みで仮に情報通信ルールを含む何らかの協定に向けた交渉が行われたとした場合に、どういう事態となるかは、これまで検証してきたモデルにより予想することができる。そして、これにより、日本がこれに関してどういう選択をしていくべきかを考えることができる。

TPP協定の情報通信ルール自体は、先に見たように、日本では国内でも承認され、米国では国内業界が支持しており、日米が先行FTAにおける「ルールの多様化」にも関わらず、同じ情報通信ルールをFTAにおいて日米、そして、広域で共有することについて、コンセンサスを得ることができることを示した。このことについて、トランプ政権の発足による米国政府の保護主義への傾斜という新事態でどのような変化が生じることが、あるいは、生じないことが予想される

⁴⁵⁹ 外務省「日米首脳会談(概要)」(平成29年(2017)2月)

⁴⁶⁰ 「麻生日本国副総理とペンス米国副大統領による日米経済対話に関する共同プレス・リリース」(2017年4月18日)

だろうか。本稿でこれまで見てきたゲーム理論のモデルの考え方に則して見てみよう。

3. 5. 2. で述べたように、FTA 交渉は情報通信分野のみならず、多くの物品、サービス、ルールの分野を包括する通商交渉として行われるので、各国政府が FTA 交渉を行うかどうか、交渉結果の通商協定の承認を議会に求めていくかどうかは、そういった各分野を包括して考慮される。つまり、情報通信ルールについての事情だけで FTA 交渉を行うかどうか、署名済みの協定の承認を議会に求めていくかどうかが決まるわけではなく、それは、これからの日米間のやりとりについても同様である。

米国の新政権発足による新しい動きは、米国政府の選好の変化という形で全体の図式に影響を与える。トランプ大統領は、分野横断的に見て TPP 協定が好ましくないと見るので、協定と協定交渉からは離脱するとしているし、また、可能な限り二国間の交渉を追求すると言明しているのである。

ただ、米国新政権が上記のように方針転換をしても、他の TPP 協定締約国との間で二国間の交渉が実際に行われるかは、当然ながら、米国政府の意向だけで決まるわけではなく、他の 11 の TPP 協定締結国がどのような対応でこれに応えるかが大きく関わってくる。

我が国について、実際に、トランプ氏が示唆するような二国間交渉が行われることになるのかどうかは、分野横断的な視点が必要であるため、本稿の分析の枠を超えるが、ただ、現時点でも、ここまで見た日米各々についての分析結果を基にして、仮にこれまでの個別的 FTA 交渉、TPP 協定交渉で見られた関係アクターの選好や行動原理が米国政府以外については変わらなかったとして、もしも何らかの新しい通商交渉が日米間で行われると仮想した場合、情報通信ルールに関して、米国のどのような行動が想定されるかをこれまで見たモデルにより見ることはできる。

まず、TPP 協定後の日米各々の「提案ルールオプション」を検討する。

米国は、TPP 協定の国内手続きを結局行わないままになっているので、TPP 協定に盛り込まれたルールが国内で承認を受けたとは言えない。しかしながら、先に見たとおり、米国のこれまでの FTA にあったルールどおりではないとして諮問委員会から懸念も示された第 18.82 条のサービスプロバイダの責任制限規定を別にすると、TPP 協定の情報通信ルールは国内産業界からは全面的な支持を得ていたので、TPP 協定を含めて、米国の全ての FTA における実績を米国の「提案ルールオプション」として考えることができる。

日本については、TPP 協定の国内承認の手続きを全て終了しているので、TPP 協定に盛り込まれたルールを含めて、その FTA/EPA における実績全てを日本の「提案ルールオプション」と考えることには問題はない。

この日米の新しい「提案ルールオプション」は、したがって、表 6-19 に掲げた TPP 協定より前の FTA における実績に、TPP 協定の項目が更に実績として加わったものになるので、これを整理して対比させると、表 6-22 のようになる。

日米間で仮に十分早期に通商協定に向けた協議が行われるとした場合、つまり、日米のサービス提供者においても貿易障壁に関する選好に変化がなく、この表 6-22 に掲げた日米の新しい「提案ルールオプション」の他に日米各々から新規提案がないとした場合、どのようなゲーム展開が想定されるだろうか。

表 6-22 からは、日米政府で共有する「提案ルールオプション」が 22 項目あり、その何れもが TPP 協定に採用された項目と同じであることが分かる。また、この 22 項目の他に、日米政府各々において、規律的な情報通信関係 WTO プラスの「独自提案ルールオプション」が、両国について合計して、7 項目あることが分かる。つまり、日本で採用に前向きだが米国ではそうではないルールである 3 項目([8][9][10])と、米国で採用に前向きだが日本ではそうではないルールである 3 項目([12][21][41])とがあり、この他に、米国の FTA には実績があるが日本の EPA/FTA に実績の無い[3]ダイヤリング・パリティがある。ダイヤリング・パリティについては、日本では、現在、国内ルールで優先接続（マイライン）の制度があるので、現況では不整合はないのだが、電話網の IP 化に伴い電話の距離別料金がなくなること、それに伴うマイラインの廃止の是非が 2015 年から 2017 年にかけて議論されてきており、このルールに FTA でコミットできる状況にあるとは考えにくい。つまり、米国では日本の「独自提案ルールオプション」である[8][9][10]の 3 ルールに、日本では米国の「独自提案ルールオプション」である[3][12][21][41]の 4 ルールにコミットしにくい状況にある。

仮に日米間交渉があるとして、これをモデルの考え方に則して見るとすると、日米各々の「独自提案ルールオプション」、両国共通の「提案ルールオプション」の何れも存在し、また、日米各々の「独自提案ルールオプション」の中には相手国でその国内ルールと不整合と見ているルールがあるのであるから、 $p>0$, $q>0$, $r>0$, $p^*>0$, $q^*>0$, $r^*>0$, $ap^*>0$, $\beta q>0$ が成立していることになる。

表 6-22 TPP 協定交渉後の日米の「提案ルールオプション」
(TPP 協定の内容を「提案ルールオプション」に加えた場合)

項目	日米の別	TPP (参考)	米国	日本
電気通信ルール				
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保 (秘密の保持を含む。)		13.5.1	○	○
[2] 番号ポータビリティ		13.5.2	○	○
[3] ダイヤリング・パリティ		(13.5.3)*1	○	△*1
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進		13.6	○	○
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇		13.7	○	○
[6] 再販売		13.9	○	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与		13.10	○	○
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化		×	×	○
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続		×	×	○
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制		×	×	○
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続		13.11.2, 3	○	○
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング		×	○	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金		13.12	○	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保		13.13	○	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス		13.14	○	○
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス		13.15	○	○
[17] アクセス拒否の理由説明		×	×	×
[18] 規制機関による執行		13.20	○	○
[19] 紛争解決		13.21	○	○
[20] 技術中立性		13.23	○	○
[21] 情報サービス (付加価値サービス) への非規制		×	○	×
[22] 規制執行の差し控え		13.3	○	○
[23] 産業参加		×	×	×
電子商取引ルール				
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇		14.4	○	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性		×	○	×
[26] UNCITRAL 電子商取引モデル法準拠		14.5	○	○
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制		×	×	○
[28] 電子認証の合法性		14.6	○	○
[29] オンライン消費者保護		14.7	○	○
[30] 個人情報保護		14.8	○	○
[31] 貿易文書の電子化		14.9	○	○
[32] オープンインターネット		14.10	○	○
[33] 国境を越えた情報の移転の許可		14.5	○	○
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保		14.12	○	○
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止		14.13	○	○
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制		14.14	○	○
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力		14.15	○	○
[38] サイバーセキュリティ協力		14.16	○	○
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止		14.17	○	○
ネット知的財産保護ルール				
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き		18.28	○	○
[41] サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)		(18.82)*2	○	△*2

註：*1：電話番号使用の非差別のルール (ダイヤリング・パリティの確保は含まない) へのコミットメント。

*2：概括的規定 (ノーティスアンドテイクダウンは明示されていない)。

(日米のEPA/FTA 協定及びTPP 協定から筆者作成。)

したがって、日米間では、図 6-3 のように、ケース 4 のゲーム展開が予想されることになる。

現在の実際の各々の「独自提案ルールオプション」を見ると、これまで見てきたとおり、現在の米国は[8][9][10]のルールの全てにメリットを感じていないし、

ス提供者による市場競争を促すルールで、米国国内では現在採用していない。確かに、米国では、現在、その国内ルールにおいて日本と同様の考え方は採られていないし、現状でもその見直しが容易ではないと思われるが、日米で新たな交渉の機会をもし得られるのであれば、日本政府では、それを活用し、非設備ベースのサービス提供者による市場参入にメリットがあるルールの採用を積極的に求めていくいい機会にすることはできる。

このように、一般的に、ルールの深掘りの可能性はあるとしても、ただ、具体的なルールの内容に即して、実際に、TPP 協定に盛り込まれなかった規律的ルールがこの新日米協定に盛り込まれる可能性が高いかということ、そこに疑問はある。

繰り返しになるが、[8][9][10]は、5. 2. 3. で見たように、米国の現行の国内ルールと整合的ではないと見られているし、[12][21][41]は、4. 4. 3. 2. で見たように、日本の現行の国内ルールと整合的ではないと見られ、また、[3]へのコミットメントは困難な状況にある。

日本政府、米国政府共、これまでの FTA の実績においては、既に相手国に採用されている国内ルールと整合しないルールを相手国との間の FTA に採用するという事はしていない。また、逆に、日本政府、米国政府が、その国内ルールと整合しないルールを FTA に採用することを受け入れた実績もない。

これら日米どちらかの「独自提案ルールオプション」に属する 7 ルールがなくとも、それ以外のルールへ FTA でコミットメントを両国が行うだけで、現状よりは日本も米国も効用が増すことにはなるのである。

したがって、新たに早期に日米交渉が行われたとしても、実際に合意するのは、現状では、 (q, p^*) においてになる。これは、結局は、既に締結された TPP 協定に盛り込まれた情報通信ルールとほぼ同様の内容で合意することを意味する。

広域的なルールの共有、又は、日米各々の「法的競争」という見地からすれば、日米新協定があったとして、そこでの成果は、TPP 協定と同様であると予想される。

TPP 協定をそのまま発効させることとの対比では、新しい日米交渉では、交渉と批准手続きで時間のロスが生じる上に、当然ながら、ルール共有は 2 か国間のみにとどまるので、日本でも、米国でも、アジア太平洋地域広域の情報通信ルール共有に向けては、他の国々とも何らかの協定に向けて、交渉が必要になる。同様の成果を得る上では、TPP 協定をそのまま発効させる方がずっと効率的である。

このように、TPP 協定をそのまま発効させるときのメリットよりは減じるとしても、米国を含んだ形で TPP 協定を早期に発効させることが現実には難しい現況では、仮に新しい日米交渉が十分早期に行われた場合、情報通信ルールについては、日米で多くのルール共有をする協定で合意できるメリットはある。これは、先行する FTA において日米間で「ルールの多様化」が生じているのにも関わらず、その他方で、日米で共有できるルールが多く存在するためであり、つまり、日米間で十分早期に交渉の機会さえ持つことができれば、通商協定による情報通信ルールの共有は可能であり、これまでの「ルールの多様化」がそれを阻害することはない。

6. 4. 3. 米国以外の TPP 協定署名 11 か国の協議の見通し

6. 4. 3. 1. 11 か国閣僚会合の開始

次に、米国以外の TPP 協定締約国 10 か国との間については、閣僚会合の動きが始まっている。

6. 3. 4. で見たように、現在の TPP 協定を発効させるには、その第 30.5 条の規定により、米国が国内手続きを完了させることは必須条件であるのに、米国の TPP 協定離脱でそれが困難となったから、米国以外の各署名国で TPP 協定又はそれとほぼ同内容の協定を発効させるためには、何らかの新たな合意がそれら各国の間で必要となることがその背景にある。

これに関しては、2017 年 4 月 19 日に麻生太郎副総理がニューヨークのコロンビア大学ビジネススクールの日本経済ビジネスセンターで講演を行った⁴⁶¹際の発言が注目された。時事通信の報道によれば、麻生副総理は、「5 月下旬の閣僚会合で米国以外の署名国による協定発効が議論されると言明し、「『米国なしで 11 カ国だけでやろうという話が出る』と説明した」という⁴⁶²。

4 月 25 日、片上慶一外務審議官が TPP 政府対策本部首席交渉官を兼務⁴⁶³、麻生副総理が言及した閣僚会合に向けて、5 月 2 日から 3 日までの首席交渉官会合に参加したことが報じられている⁴⁶⁴。

⁴⁶¹ Columbia Business School, “CJEB Hosted Lecture with Minister Taro Abe” (Japan Center News) (April 21, 2017)

⁴⁶² 時事通信社「米抜き TPP 検討=5 月閣僚会合で-2 国間協定には否定的・麻生副総理」(2017 年 4 月 20 日 19:06)

⁴⁶³ 内閣官房長官記者会見(平成 29 年 4 月 25 日午前)

⁴⁶⁴ Ex. 「TPP11 国の首席交渉官が会合・・・発効へ議論」『Yomiuri Online』(平成 29 年(2017)5 月 3 日 22 時 10 分)

5月21日、ベトナムのハノイで開催された11か国による閣僚会合に参加した各国代表は、声明⁴⁶⁵を公表し、TPP協定の利益の実現の価値に合意し、その目的に向けて、その包括的で高度の協定を迅速に発効させるオプションについての評価のプロセスを立ち上げることに合意したとし、この評価の作業を11月のAPEC会合の機会までに終わるよう首席交渉官に指示したことを明らかにした。11か国の議論の焦点のひとつは、明らかに、米国離脱後のTPP協定に関し、残る11又はそれ以下の署名国において、TPP協定と同様の内容の情報通信ルールを盛り込んだ通商協定を発効させるか否かにある。

6. 4. 3. 2. 仮にTPP11への交渉が行われた場合に想定されるゲーム

この11か国間でそのような通商協定を目指す交渉が行われたとして、日本がTPP協定と同様又はそれ以下の内容のルールを提案することで協定締結に合意できるかを検討する。

これについては、TPP協定の情報通信ルールの中で、11か国で新FTAに盛り込むことでコンセンサスを得ることが可能なルールがあるため、11か国で少なくとも幾つかのルールに合意することができると思われる。

即ち、TPP協定の情報通信ルールの中には、11か国の多くで既に「提案ルールオプション」となっていたり、国内でのコンセンサスが得られていたりするものがある。例えば、[11]主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続のルールは、10か国でTPP協定以前から「提案ルールオプション」になっていた。そして、唯一この[11]のルールを「提案ルールオプション」としていなかったメキシコでは、TPP協定交渉における電気通信章の実質的な議論の終了（2013年3月）の後、2014年7月14日に連邦電気通信放送法⁴⁶⁶が公布され、その翌月には施行されており、その中の第138条の規定により、支配的電気通信事業者は、接続約款の制定を義務づけられているから、メキシコでも[11]のルールとその国内ルールとが調和するに到っているのである。つまり、例えば、少なくともこの[11]のルールについては、国内ルールとの対立がある国はないので、その見地から、TPP協定の情報通信ルールの幾つかあるいは全てについて、FTAに盛り込むコンセンサスを各国で得ることは、可能な状況にある。

これを勘案して、ここでは、TPP協定の情報通信ルールが、11か国で「提案ルールオプション」に含まれる場合について、各国の現在の「提案ルールオプション」の状況を整理した。その結果は、表6-23のようになる。

⁴⁶⁵ Department of Foreign Affairs and Trade (Australian Government), Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement Ministerial Statement (News) (21 May 2017)

⁴⁶⁶ The Federal Telecommunications and Broadcasting Law (July 14, 2014)

表 6-23 TPP 協定交渉後の TPP 協定締約 11 か国の「提案ルールオプション」
(TPP 協定の内容を「提案ルールオプション」に加えた場合)

項目	各国の別	TPP (参考)	日本	豪州	ブル ネイ	加	チリ	馬	墨	NZ	ペル ー	星	越
電気通信ルール													
[1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保（秘密の保持を含む。）		13.5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[2] 番号ポータビリティ		13.5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[3] ダイヤリング・パリティ		(13.5.3) *1	△*1	○	△*1	△*1	○	○	△*1	△*1	○	△*1	△*1
[4] 国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進		13.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[5] 主要なサービス提供者における不利でない待遇		13.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[6] 再販売		13.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[7] 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与		13.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[8] 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
[9] 主要なサービス提供者における接続約款による相互接続		×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
[10] 主要なサービス提供者の接続約款の認可制		×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
[11] 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続		13.11.2 ,3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[12] 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング		×	×	×*2	×	×*3	×	○	×	×	○	○	×
[13] 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金		13.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保		13.13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[15] 主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス		13.14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[16] 海底ケーブルシステムへのアクセス		13.15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[17] アクセス拒否の理由説明		×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×
[18] 規制機関による執行		13.20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[19] 紛争解決		13.21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[20] 技術中立性		13.23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[21] 情報サービス（付加価値サービス）への非規制		×	×	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×
[22] 規制執行の差し控え		13.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[23] 産業参加		×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×
電子商取引ルール													
[24] デジタル・プロダクトの無差別待遇		14.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[25] 電子商取引関係法等の透明性		×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
[26] UNCITRAL 電子商取引モデル法準拠		14.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[27] 電子取引に関する大きな負担とならない国内規制		×	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	×
[28] 電子認証の合法性		14.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[29] オンライン消費者保護		14.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[30] 個人情報保護		14.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[31] 貿易文書の電子化		14.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[32] オープンインターネット		14.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[33] 国境を越えた情報の移転の許可		14.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[34] サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保		14.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[35] コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止		14.13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[36] 要求されていない商業上の電子メッセージの規制		14.14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[37] 電子商取引に関する情報交換・協力		14.15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[38] サイバーセキュリティ協力		14.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[39] ソースコード移転・アクセス要求の禁止		14.17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ネット知的財産保護ルール													
[40] インターネットドメインネーム割当の適正手続き		18.28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
[41] サービスプロバイダの責任制限（ノーティスアンドテイクダウン）		(18.82)* 2	△*4	○	△*4	△*4	○	○	△*4	△*4	○	○	△*4

註：*1：電話番号使用の非差別のルール（ダイヤリング・パリティの確保は含まない）へのコミットメント。

*2：豪韓 FTA において、ファイリングを許容する旨の規定あり（9.9IV）

*3：カナダホンジュラス FTA において、ファイリング義務づけを許容する旨の規定あり（12.4IV(e)(i)）

*4：概括的规定（ノーティスアンドテイクダウンは明示されていない。）

(各国の FTA 協定及び TPP 協定から筆者作成。)

この表 6-23 では、11 か国の政府で共有する「提案ルールオプション」が 22 項目（ダイヤリング・パリティを含まない電話番号使用の非差別のルール([3])、ノーティスアンドテイクダウンを含まないサービスプロバイダの責任制限([41])を含むと 24 項目) あり、その何れもが TPP 協定に採用された項目と同じであることになる。現実には、これら 22 項目の全てで 11 か国が合意できるのかは未検証だが、先に見たとおり、現況では、少なくともその幾つかで合意ができるのは確実な状況にある。

また、これらの他に、日本では、「独自提案ルールオプション」が 3 項目([8][9][10])ある。これについては、例えば、豪州が前向きではないことが日豪 EPA 交渉結果から分かっている。他方で、日本以外の 10 か国で一致する対日「独自提案ルールオプション」は、無い。

こういったことから、11 か国で通商協定に向けた交渉があったとした場合、これをモデルの考え方に則して見ると、11 か国で共通の「提案ルールオプション」がある他、日本のみに「独自提案ルールオプション」があり、これに対しては相手国でその国内ルールと不整合と見ている国があるから、 $p>0, q=0, r>0, p^*>0, q^*=0, r^*>0$ であり、 $\alpha p^*>0, \beta q=0$ が成立している。(現在の実際の日本の「独自提案ルールオプション」について見ると、これまで見てきたとおり、[8][9][10]のルールの全てにメリットを感じていない国がある(豪州)ので、 $\alpha=1$ となっている可能性が高い。)

これは、モデル上は、図 6-4 のように、ケース 2 のゲーム展開が予想されることになる。この場合、日本から $(0, \alpha p^*)$ の提案がなされ、そこで合意がなされることになる。これは、つまり、TPP 協定の情報通信ルールのレベルで 11 か国が合意することを意味する。

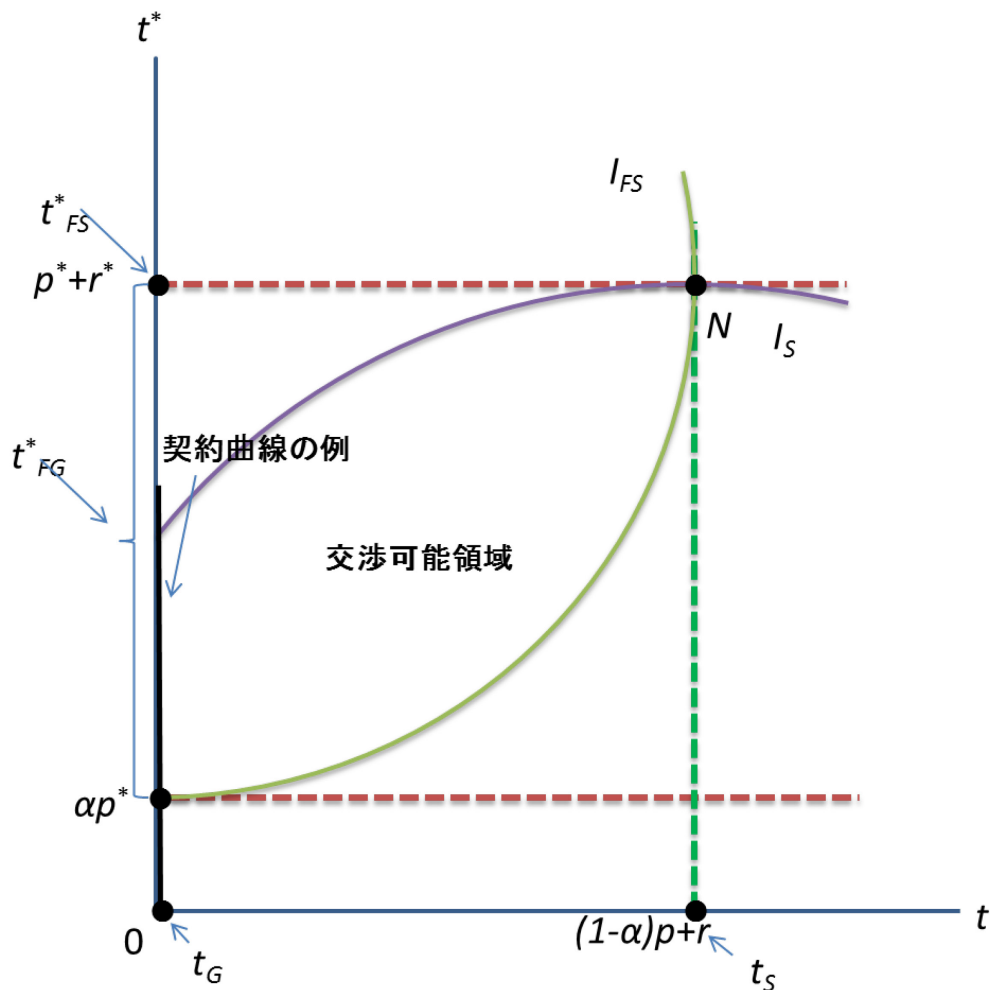


図 6-4 仮に米国を除く TPP 協定署名 11 か国で早期に新交渉を行うとした場合のアクターの理想点 (ケース 2)

TPP 協定を、米国を含めてそのまま発効させることとの対比では、新しい交渉では、交渉と批准手続きで時間のロスが生じる上に、当然ながら、ルール共有に米国が含まれない。同様の成果を得る上では、TPP 協定をそのまま発効させる方がずっと効率的であることにはなるが、それが米国の離脱で早期に期待できない以上、次善策ではあっても、現在現実と考えられる選択肢としては、これが最も早期に結果が期待できる方策である。

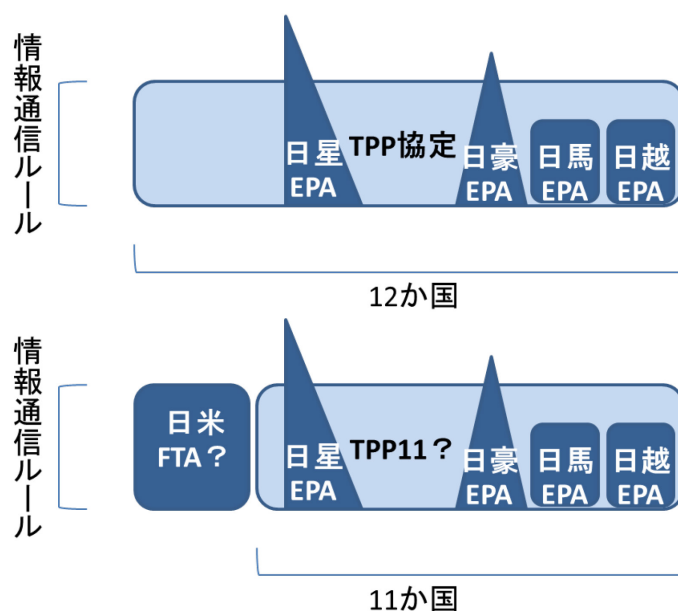
新しい交渉が十分早期に行われた場合、情報通信ルールについては、広域でルール共有をする協定で合意できる。これは、先行する各国の FTA において「ルールの多様化」が生じているのにも関わらず、その他方で、各国で共有できるルールが存在するためであり、つまり、十分早期に交渉の機会さえ持つことができれば、通商協定による情報通信ルールの共有は可能であり、これまでの「ルールの多様化」がそれを阻害することはない。

6. 4. 4. 日米新交渉、TPP 11 交渉の評価

こうやって見ると、現下の情勢の中で、新しい日米二国間交渉及び TPP 協定署名 11 か国の交渉は、情報通信ルールの広域的共有を目指す視点からすれば、TPP 協定の水準と近いレベルのルールの共有を各国と実現することが分かる。

そして、既存の日本を含む各国の FTA は、これを進めるのに支障とはなっていない。

したがって、これは、図 6-5 に見るように、12 か国を締約国とする TPP 協定の早期発効が見込まれない現状において、この TPP 協定レベルのルール共有を確保するための次善策ではあるが、これら交渉による合意達成は、情報通信ルールに関しては、日本の現下の最善の政策目標となり得る。



(筆者作成。)

図 6-5 12 か国の TPP 協定による情報通信ルール共有と日米及び TPP 協定署名 11 か国で新交渉を行うとした場合に見込まれる情報通信ルール共有

6. 5. 総括

6. 5. 1. TPP 協定交渉についての総括

第二章、第四章、第五章で見たように、日米の各々の個別的 FTA/EPA には、日米各々が「法的競争」の見地から情報通信ルールの盛り込みを進めており、それにより日米間でルールの多様化も生じてきていた。

TPP 協定交渉でも、本章でこれまで見たように、米国政府は、自国のルールをスタンダードセッティングする「法的競争」の見地から、従来から個別的 FTA

に盛り込んできた情報通信 WTO プラス及び新規提案ルールの TPP 協定への盛り込みを進めた。電気通信章について実質的な TPP 協定交渉に間に合わなかった日本とも、米国は、事前に、日米経済調和対話で「ICT サービス通商原則」を取りまとめる作業を行うこと等により、実質的に相互の要望についての意見交換を行い、その中で日本政府の選好についての情報を得ていた。

米国は、これまでの米国の FTA で踏襲してきたルールの多く ([1][2][5][6][7][11][13][14][15][16][18][19][20][22][24][33][40]) を TPP 協定へ盛り込むことに成功した。

その他方で、豪州、日本、シンガポールがその国内ルールと整合的でないために利益にならないと考えた規定 ([3][12][21][41]) は TPP 協定に盛り込まないか、あるいは規定を柔軟化して盛り込んだ。また、同様に、日本が EPA で進めていたアンバンドルに関するルール ([8][9][10]) の採用も行わなかった。これは、米国と他の先進国との間で市場自由化のアプローチ手法で異なっているものがあり、そういった互いに異なるルールについては採用しなかったということである。このアプローチは、米国が、これまで、シンガポールや豪州等との個別的 FTA 交渉で採ってきたものと同様であった。

このようなアプローチを採っている限り、そうやって締結される FTA は、それまでの既存の各国の FTA の規定と対立するものにはならない。

米国は、新規提案ルールについても TPP 協定への盛り込みに成功した。これらは、交渉参加 12 か国に対しては新たな国内ルールの設定を禁じるもの ([35][39]) であり、現行の国内ルールや FTA の規定の変更を求めるものではなかった。(現行の国内ルールの変更を求めるものではないという点では、米国以外の国の「提案ルールオプション」から採用されたルールについても 2 つ ([4][34]) は同様である。これ以外の 1 ルール ([36]) も、日米などの先進国では国内ルールが整備されているために事実上国内ルールの変更を要しないものであった。)

このことから分かるのは、TPP 協定の受け入れによって、米国のこれまでの個別的 FTA に盛り込まれたような競争ルールが国内ルールとしてまだ整備されていない途上国では新しい国内ルールの整備が必要となるが、一定の国内ルールを既に持っている先進国等では、その国内ルールが、米国が FTA への盛り込みを進めてきているルールと同じものでも、対立するものでも、その国内ルールの改変は求められないということである。

日米のいずれにおいても、その国内ルール、その既存の FTA/EPA 規定のどれについても、情報通信ルールに関しては、TPP 協定の規定との対立から変更が必要となるものは生じていない。

このように見ると、TPP 協定交渉は、先進国で既に国内ルールとして採用されている市場競争ルールとの対立を回避して、そういった国内ルールと対立しないルールを締約国で共有しようというもので、締結された TPP 協定は、米国や日本が進めてきた個別的 FTA/EPA とは矛盾が生じないものになっていたことが分かる。

むしろ、表 6-19 を見ても分かるのは、各国の先行 FTA において、TPP 協定で成立した情報通信ルール規定と共通のものが数多くあったことである。これらの多くは日本や米国の個別的 FTA 拡大により生じたものであり、その個別的 FTA でこのルールにロックインされる国が増えていたことが、TPP 協定交渉での合意を容易にもしていたはずである。

つまり、日米など各国の既存の国内ルールと矛盾せずに共有できるルールが、それまでの個別的 FTA 拡大の中で十分多く存在しており、他方で日米の個別的 FTA 拡大でルールの多様化が生じていたのにも関わらず、その多様化したルールを盛り込まずに、互いに国内ルールと矛盾しないルールのみを盛り込むことで、互いに有益な広域 FTA を成立させることができるようになっていた。

したがって、情報通信関係 WTO プラスについて、日米が「法的競争」によって各々取り組んできた個別的 FTA 拡大は、そのために生じたルールの多様化にも関わらず、TPP 協定交渉の実績を見る限り、広域的ルールの共有を阻害しておらず、むしろ、広域的なルール共有を促進すらしてきた面もあった。

6. 5. 2. 米国トランプ政権発足後の通商交渉についての総括

米国では、ドナルド・トランプ政権が 2017 年 1 月 20 日に発足し、米国政府の保護主義への傾斜が予想されている。トランプ大統領は、米国の TPP 協定からの離脱を言明した。これからは、TPP 協定に替わる個別的な協定に向けた交渉が行われることになる可能性がある。

仮に日米間で早期に新たな交渉が行われても、米国国内の産業界で TPP 協定の情報通信ルール全体を支持していること、TPP 協定に盛り込まれなかった日米各々の「提案ルールオプション」は相手国の国内ルールと整合的ではないと見られていることから、日米間で協定が実現するとしても、そこに盛り込まれることとなる規律的な情報通信ルールは、結局のところ、現在の TPP 協定と同様のものとなることが予想される。

ただ、日本政府では、ここで、米国で現在採用されていない非設備ベースのサービス提供者による市場参入にメリットがあるルールの採用を米国に求めていく機会を得る。

いずれにしても、したがって、近い将来に日米で新協定を結ぶとしても、そこに盛り込まれる情報通信ルールの内容がこれまでの個別的 FTA と整合的でなかったり、広域的な FTA の情報通信ルール盛り込みを阻害したりするわけではない。TPP 協定の発効を進めていくよりも時間のロスがあり、また、ルールの共有が 2 国間にとどまる欠点があるが、日本がこれまで EPA 交渉を通じて拡大を図ってきたルールを含めた情報通信ルールの国際的な共有を前進させるものにはなる。また、日米で新たな交渉の機会をもし得られるのであれば、日本政府では、それを活用し、日本の非設備ベースのサービス提供者による市場参入にメリットがあるルールの採用を米国に積極的に求めていくいい機会にはなる。

このように、仮に新しい日米交渉が十分早期に行われた場合にも、情報通信ルールについては、日米で多くのルール共有をする協定で合意できる見通しがある。これは、先行する FTA において日米間で「ルールの多様化」が生じているのにも関わらず、共有されるルールが多く存在するためであるからであり、つまり、日米間で新しい交渉を行うことがあったとしても、通商協定による情報通信ルールの共有は可能であり、これまでの「ルールの多様化」はそれを阻害しない。

米国の TPP 協定離脱に伴い、米国以外の TPP 協定締約国 11 か国での閣僚会合の動きが始まっている。

閣僚会合での議論の焦点のひとつは、明らかに、11 又はそれ以下の署名国において、TPP 協定と同様の通商協定を発効させるか否かにある。そこで、TPP 協定と同様の情報通信ルールを盛り込むことが可能かがここでは関心の的になる。

具体的な各国の状況やルールの内容に則して見てみると、11 か国による交渉と協定締結が見込まれるのであれば、そこで TPP 協定に含まれていた情報通信ルールの一部又は全部をこれに含むことが合意されると予想される。

したがって、仮に新しい交渉が十分早期に行われた場合、情報通信ルールについては、広域で多くのルール共有をする協定で合意できるメリットがある。これは、先行する各国の FTA において「ルールの多様化」が生じているのにも関わらず、その他方で、各国で共有できるルールが存在するためであり、つまり、十分早期に交渉の機会さえ持つことができれば、通商協定による情報通信ルールの共有は可能であり、これまでの「ルールの多様化」がそれを阻害することはない。

このように、現下の情勢の中で、新しい日米二国間交渉及び TPP 協定署名 11 か国交渉は、TPP 協定の水準と近いレベルの情報通信ルールの共有を各国と実現するものとなるが、既存の日本を含む各国の FTA は、これを進めるのに支障とはなっていない。

したがって、現状において、TPP 協定レベルのルール共有を確保するための次善策ではあるが、これら交渉による合意達成は、情報通信ルールに関しては、日本の現下の最善の政策目標となり得る。

第七章 総括、結論と考察

7. 1. 検証結果の総括

7. 1. 1. これまでの日米の FTA 交渉に関する検証結果の総括

これまでの日米の FTA 交渉に関する検証結果を先ず総括しよう。

日本政府、米国政府とも、個別的 FTA 交渉を通じて、その国内ルールを投影した情報通信ルールの拡大を進めてきている。

日本政府、米国政府は、各々、相手国毎に国内産業界からの要望を基礎に個別的 FTA 交渉を行ってきている。ただ、国内産業界からの要望が相手国毎に重点が異なっているのにも関わらず、相手国の如何を問わず同様の規律的な情報通信ルールの FTA に盛り込もうと交渉を行ってきている。

こういった動きは、自国の国内ルールをベースとしたルールでスタンダードセッティングを行い、各国にこれへのコミットメントを求めてロックインすることを目指す「法的競争」として説明できる。これは、日本政府の政府方針や米国の法の規定、また、日米各々の交渉担当者の意識（インタビュー結果）からも裏付けられる。

日本政府で特に追求してきているのが、[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保、[8]主要なサービス提供者の加入者回線の細分化、[9]主要なサービス提供者における接続約款による相互接続、[10]主要なサービス提供者の接続約款の認可制、[14]主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保の 5 項目のルールの FTA による拡大であり、これらは、設備ベース、非設備ベース両様のサービス提供者による市場競争の促進を目指すものである。

米国政府で追求しているルールは、日本のそれよりも更に広範であり、A)公衆電気通信サービス提供者（特に主要なサービス提供者）のネットワークとのアクセスを円滑にするための政府介入を求めるルール(表 1-1 の[1]-[3], [5]-[7], [11]-[16], [18][19])、B)政府の一定分野への不介入を求めるルール(表 1-1 の[20]-[22], [24], [33], [40])、C)ネット上の知的財産権侵害に係るプロバイダの非裁量的な関与を促すルール(表 1-1 の[41])といった約 20 項目のルールに及んでいる。ただ、日本の追求するような設備ベース、非設備ベース両様のサービス提供者による市場競争を促すアンバンドルのルールについては、設備ベースのサービス提供者による投資インセンティブを損なうとする大手サービス提供者からの議論提起により米国の国内ルールがほぼ廃止されてきており、FTA 交渉でも、その採

用は行われず、むしろ、[21]情報サービスの非規制など、逆ベクトルのルールを求めてきた。

このように、日本と米国とで各々のルールを各々の個別的 FTA/EPA で追求してきた結果、その採用する FTA/EPA ルールにおいてルールの多様化の現象が生じている。(ここまで、第二章。)

日本、米国各々の個別的 FTA における情報通信ルール拡大、そして、TPP 協定交渉における情報通信ルールの採用、この何れにおいても、日本政府、米国政府の行動は、自国の国内ルールと同様のルールの採用を各国に働きかける「法的競争」の中で、自国の効用を極大化させる目的をもって、交渉相手国との間で互いの市場の貿易障壁低下に向けて協力するゲームと見ることで説明が可能であった。

第四章から第六章にかけて見てきた日米の FTA 交渉 (TPP 協定交渉を含む。) のゲームについて、一覧にまとめると、表 7-1 のようになる。

FTA 交渉で合意が成立するには、当事国の「提案ルールオプション」の中に、ルールの FTA への採用が、当事国各々にとって相手国市場の貿易障壁を低下させる (又は低下させることが期待できる) ものが含まれることが必要十分($(1-\alpha)p+q+r>0$ and $p^*+(1-\beta)q^*+r^*>0$) であると考えられるのだが、日本では、日墨・日チリ両交渉を除く全ての交渉においてそれが成立しており、米国では、全ての FTA 交渉でそれが成立していた。

中でも、日本では対シンガポール交渉で、米国では、米モロッコ交渉から米パナマ交渉までの 8 交渉で、交渉相手国に日本又は米国の「提案ルールオプション」と対立する国内ルールが無かった ($ap^*=0$) (全て、ケース 1 該当。) ために、日本又は米国の「提案ルールオプション」が全て FTA に盛り込まれるに到った。

上記のような場合以外 ($ap^*>0$) でも、交渉当事国の双方で FTA に盛り込むことで貿易障壁の低下になると考えたルールが十分存在したために、日本、米国の「提案ルールオプション」は、全部ではないにしても、多くが FTA に盛り込まれている。(第三章から第六章。)

表 7-1 日米の FTA 交渉のゲームの場合分けによる分類

	日本の個別的 FTA 交渉	米国の個別的 FTA 交渉、TPP 協定交渉	日本又は米国の「提案ルールオプション」の採用の成否
合意不成立 $((1-\alpha)p+q+r=0$ or $p^*+(1-\beta)q^*+r^*=0)$	日墨 EPA 交渉、 日チリ EPA 交渉		×
合意成立 $((1-\alpha)p+q+r>0$ and $p^*+(1-\beta)q^*+r^*>0)$			
ケース 1 ($\alpha p^*=\beta q=0$)	日星 EPA 交渉	米モロッコ FTA 交渉、 CAFTA-DR、 米バーレーン FTA 交渉、 米オマーン FTA 交渉、 米ペルー FTA 交渉、 KORUS、 米コロンビア FTA 交渉、 米パナマ FTA 交渉	◎
ケース 2 ($\alpha p^*>0, \beta q=0$)	日マレーシア EPA 交渉、 日タイ EPA 交渉、 日インドネシア EPA 交渉 日ブルネイ EPA 交渉、 日比 EPA 交渉、 日越 EPA 交渉、 日蒙 EPA 交渉	米チリ FTA 交渉、 米豪 FTA 交渉、 TPP 協定交渉	○
ケース 3 ($\alpha p^*=0, \beta q>0$)			◎
ケース 4 ($\alpha p^*>0, \beta q>0$)	日印 EPA 交渉、 日ペルー EPA 交渉、 日豪 EPA 交渉	米星 FTA 交渉	○

(第四章から第六章により、筆者作成。)

これらをもう少し個別に見ていこう。

まず、日本の進めてきた個別的な FTA(EPA)交渉の各々について見ると、日本は、シンガポールとは、[1][8][9][10][14]の 5 項目すべてを EPA に盛り込むことで合意した。日本とシンガポールとは、各々の国内ルールで、共に、加入者回線のアンバンドルなど、設備ベースのサービス提供者と非設備ベースのサービス提供者との競争ルールを整備してきており、これを今後とも変更しないことに FTA でコミットメントすることができた。これは、両国とも、その国内ルールと整合的なルールに互いの市場に互いのコミットメントを得ることで、各々の効用を高めることになるからだと説明できる。

市場競争の導入が途上にあつた ASEAN6 各国（マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム）とモンゴルは、日本が日星 EPA に盛り込んだルールの中に国内でまだ導入することができないルールがあり、日本との EPA では、上記 5 項目のルールには、一部を除きコミットしない（モンゴル）か全くコミットしない（ASEAN6 各国）ということになった。ASEAN6 各国に対しては、日本は、これら 5 項目をはじめとするルールに一方的にコミットメントを行った。日本は、「法的競争」の見地からは、極めて限定的な成果のみを得たことになる。これは、ASEAN6 各国からすれば、その時点での競争の導入レベルを超えるルールを求められる訳ではない一方で日本の市場の開放について日本からのコミットメントを得られるメリットがあり、日本からすれば、将来の ASEAN6 各国に、相互接続等のルールとして目指すべきレベルを示すことによるメリットがあつた結果であると説明できる。

市場競争は導入していたが、日本とは異なる国内ルールを導入している国がインド、ペルー、豪州であつた。インドの国内ルールでは、加入者回線アンバンドルの義務づけは否定され、ペルーでは、インフラの利用に関して事業者間協議をより重視する政策が採られており、また、豪州では、競争当局による事後規制が導入されている。日本とこれら各国との EPA 交渉では、一方の国内ルールと対立しかねないルールの導入を控え、それ以外のルールの導入を行った。日本は、それまでの EPA で盛り込んできた[1][8][9][10][14]の 5 項目については、相手国の国内ルールと対立しない範囲で、その一部をこれら 3 国との各々の EPA に盛り込むことができた。日本は、その意味では限定的な成果を得たことになる。これは、日本、インド、ペルー、豪州とも、各国の合理的な行動の結果として、交渉当事国の双方にメリットのあるルールのみを FTA に盛り込むことで、当事国の各々がメリットを得られる結果を得たのだと説明できる。（ここまで、第四章。）

米国政府は、米星・米チリ両 FTA 交渉以後の個別的な FTA 交渉の全てで、その推進する約 20 項目のルールの多くについて、FTA への盛り込みを達成してきた。

シンガポール、チリ、豪州を除く 13 各国とは、当時米国が推進していた 20 項目全てが FTA に盛り込まれるに到っている。

残る 3 各国（シンガポール、チリ、豪州）では、いずれも、米国の国内ルールとは異なる市場競争ルールが国内ルールとして導入されており、これら各国では、その国内ルールと対立すると考えたルールの FTA への採用を好まなかつた。シンガポールでは、インターネット接続サービスについても競争ルールを導入しており、米国のような情報サービスへの非規制のルールを導入することを好まなかつた。チリでは、米国とは線路敷設権のルールで異なっていたし、豪州は、

競争当局による事後規制が導入されており、米国のファイリングの制度をメリットと考えなかった。

米星、米チリ、米豪の3交渉では、交渉当事国の一方の国内ルールと対立しかねないルールの導入を控え、そうではないルールの導入を行った。

米国の「法的競争」は、このように、3つのFTAでは、一部のルールの採用が実現しなかったが、これを除くと、米星・米チリFTA以後の全ての個別的FTA交渉で、その推進する情報通信ルールのFTAへの採用という形で、大きな成果を得た。

これら米国のFTA交渉では、全て、当事国の全てについて、自国で既に導入したルールとは矛盾しないルールの導入を行うことで合意したものであり、各国の合理的な行動の結果として、各国においてメリットのあるルール導入であったから合意がなされたものと説明ができる。(ここまで、第五章。)

TPP協定交渉では、米国政府は、「法的競争」の見地から、従来から個別的FTAに盛り込んできた情報通信WTOプラス及び新規提案ルールのTPP協定への盛り込みを進めた。

米国は、これまでの米国のFTAで踏襲してきたルールの多くをTPP協定へ盛り込むことに成功したが、他方で、豪州、日本、シンガポールがその国内ルールと整合的でないと見るルールは盛り込まなかった。また、日本やシンガポールがそのFTA/EPAで盛り込んできたアンバンドルに関するルールは、米国の国内ルールと整合的ではないものであり、これらも、やはり、採用されなかった。これは、米国と他の先進国との間で国内の市場自由化アプローチ方法に違いがある場合、そういった違いのあるルールはFTAに採用していないということである。

また、米国の既存のFTAにはないが、米国がTPP協定への盛り込みを進めたと見られる新規のルールもあり、TPP協定に採用されたそれらルールの内容を見ると、何れも、新たな国内ルールの設定を禁じるものであり、参加12か国の現行の国内ルールやFTAの規定の変更を求めたものではなかった。

このように、TPP協定交渉は、先進各国が国内で既に導入している市場競争ルールと整合しないルールの導入を求めない交渉になったから、米国や日本が進めてきた個別的FTA/EPAのルールとは矛盾が生じないものになっていた。TPP協定交渉も、締約国の全てについて、自国で既に導入したルールとは矛盾しないルールの導入を行ったものであり、各国の合理的な行動の結果、各国においてメリットのあるルール導入であったため合意が得られたものであると説明することができる。(ここまで、第六章(6.3.まで)。)

7. 1. 2. 仮説の検証結果の整理

本稿の検証仮説は、1. 2. で述べたように、2つあった。

その第一は、日米両国が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信ルール拡大は、各々の国内ルールの国際スタンダード化に向けた「法的競争」の目的で進められてきたもので、その結果、日米の FTA の相互間でルールの多様化が生じているというものであった。

その第二は、「法的競争」とそれによる個別的 FTA におけるルール多様化が、広域的ルール共有の阻害要因となるとかねてから指摘されてきたのに対して、現在の情報通信ルールに関しては、それが妥当しないというものであった。

この第二の仮説の検証は、即ち、日米政府が各々推進してきた個別的 FTA 拡大は、情報通信ルールに関して、政策として妥当なのかどうかを検証するものでもあった。

本稿における検証で見てきたのは、第一の仮説については、情報通信ルールに関しては、日米は「法的競争」の見地により個別的 FTA 拡大を進めており、それによるルールの多様化が生じていたということである。

第二の仮説については、それにも関わらず、その他方で、FTA で共通して盛り込まれてきたルールも多く、それらを広域的に共有する FTA として、TPP 協定が、日米の個別的 FTA から何ら阻害されることなく、また、これらとは矛盾なく、合意を見ることができ、また、各々の国内産業界から支持を得たということから見て、個別的 FTA は、これまで、情報通信ルールの共有に有意義で、また、広域的なルール共有へのコンセンサスを阻害していないということである。これは、各国政府や産業界の合理的な行動の結果として説明ができる。

そして、日米の競争的な個別的 FTA 拡大は、むしろ、日米で共通して追求するルールの拡大にも貢献してきたから、TPP 協定交渉参加国で既に個別的 FTA でコミットメントをしていたルールも多く、TPP 協定交渉におけるコンセンサス形成を早め、情報通信ルールの合意を促進した面もあった。

7. 1. 3. 米国トランプ政権発足後の通商交渉についての結論

米国では、トランプ政権が 2017 年 1 月 20 日に発足し、TPP 協定から離脱して、また、二国間交渉の推進を方針として打ち出した。こういった新しい動きに対して、上記検証結果から、日本はどのように対応すべきだと言えるだろうか。

米国の新政権の二国間交渉への選好から、日米間でそのような二国間交渉が行われた場合、どのような帰結が予想されるのかが注目される。

これについては、仮に日米間で新たな交渉が行われても、日本、米国国内で TPP 協定の情報通信ルール全体が支持されていること、TPP 協定に盛り込まれなかった日米各々の「提案ルールオプション」は相手国の国内ルールと整合的ではないと見られていることから、日米間で協定が実現するとしても、そこに盛り込まれることとなる規律的な情報通信ルールは、結局のところ、現在の TPP 協定と同様のものとなると予想される。

また、米国の TPP 協定離脱に伴い、米国以外の TPP 協定締約国 11 か国での閣僚会合の動きが始まっているが、具体的な各国の状況やルールの内容に則して見てみると、11 か国による交渉と協定締結が見込まれるのであれば、そこで TPP 協定に含まれていた情報通信ルールの一部又は全部をこれに含むことで合意することが予想される。

いずれについても、過去の FTA 実績が協定合意の阻害要因にはなっていない。これは、過去の FTA 実績に見られるルールの多様化の一方で、各国で共用できるルールが多く存在していることによる。

したがって、TPP 協定を 12 か国で発効させることが困難な現況において、TPP 協定レベルのルール共有を確保するための次善策ではあるが、これら交渉での合意の追求は、情報通信ルールに関しては、日本の現下の最善の政策目標となり得る。(第六章 6. 4.)

7. 2. 考察と今後の政策への貢献

日米の国内ルールにおける共通要素と相違、これが即ち日米各々の個別的 FTA の情報通信ルールの共通要素と相違とに反映されている。この内の共通要素が多いことから、個別的 FTA 拡大が広域的なルールの共有を阻害していないというのが本論における結論であった。

これは、現状において、アジア太平洋各国における情報通信ルールの共有を図っていく上では、個別的 FTA、広域的 FTA の双方を日本でも推進していくべきだということを含意している。

WTO 基本電気通信交渉の終了(1997 年)から 2017 年で 20 年が経過したが、これは、情報通信ルールについて、通商協定での日米間のルール共有も広域的なルール共有も進展がないままに 20 年間が経過したことも意味する。

その間に、日米をはじめとする先進各国などでは、国内ルールとしての情報通信ルールが進展してきた。その中では、公衆電気通信サービス提供者間の接続の確保や主要なサービス提供者によるコロケーションの確保など、日米豪星等各

国で共通的に整備されてきたルールが積み上げられてきており、20年間変更のない WTO ルールである GATS のルールとの間に懸隔が生じている。

本稿で見てきたとおり、その懸隔を埋めるという意味で機能してきたのが個別的 FTA で、個別的に締結されたとは言え、共通的に盛り込まれた情報通信ルールも多く、これを拡大させてきたという意味で、個別的 FTA は、情報通信ルールについては、広域的なルール共有に向けて意義があったことが分かる。日本が日星 EPA において、アジア太平洋地域で初めて通商ルールとして盛り込んだ [1] 公衆電気通信事業者の相互接続の確保、[14] 主要なサービス提供者におけるコロケーション確保のルールは、日本の EPA のみならず、米国の FTA でも TPP 協定でも採用され、多くの通商協定におけるルールとして共有されるようになった。

ただ、これは、日米で共有されてきたルールをアジア太平洋地域で共有することを目指す視点から妥当する議論であるが、本稿における検証を通じて分かってきた日米間のルール上の相違について併せて考えるとどうということになるであろうか。

そこで、本項では、日米間の相違の面の方にもっと着目して、上記の検証結果から日本の今後の政策展開に向けた考察を行ってみよう。

本稿を通じて見てきたとおり、日米豪星等の各国で導入された国内ルールの中には、互いに異なるものもある。そして、日米の国内ルールの相違は、日米各々で進めてきた個別的 FTA でのルールの多様化に結果している。これが広域的 FTA による広域的なルール共有を阻害しないかというのが本稿での検討のテーマであり、結論的には、そのような多様化したルールは広域的 FTA である TPP 協定では導入されておらず、したがって、個別的 FTA との齟齬も生じていない、日米等で共有されている国内ルールが投影された共通のルールの共有にも支障を及ぼしていないというのが前項で見た結論であった。

このように、個別的 FTA でも共通に設定されてきたルールの意義は分かるわけだが、それでは、この、個別的 FTA で多様に設定され、広域的 FTA では採用されていないルールについては、どのように評価すべきなのだろうか。

個別的 FTA が広域的ルール共有を阻害していない面、広域的ルール共有を促進している面については積極的な評価にはなるが、それは、日米等が国内ルールで共有しているルールの広域的な共有についての評価であり、日米で相異なるルールに関しての評価がここには含まれていない。日米の各々で国内ルールと

して採用されている互いに異なるルールが、個別的 FTA を通じて多国間での相違に結びついていることについては、どのように考えるべきなのだろうか。

7. 2. 1. アンバンドル規制を巡る日米間の相違

まず、ここで、日米間のルールの相違についての事実関係を整理する。

繰り返し見てきたように、日米間で特に顕著な相違は、アンバンドル規制を巡る相違であった。これは、日米間の国内ルール上の相違であるのと同時に、日本の個別的 EPA と米国の個別的 FTA における相違でもあった。

日本の現行の国内ルールであるアンバンドル規制は、ブロードバンドに関しては、まず、加入者回線のようなアクセス系で推進されてきた。平成 11 年(1999) 12 月に実現した加入者回線のアンバンドルは、銅線での加入者回線について実現し、ADSL サービスの競争的な普及に寄与した。また、ADSL に替わり、光ファイバをアクセス回線とするブロードバンドサービスが普及してきた今日においても、そのアクセス回線の確保が市場における競争条件において重要であることは変わらないから、平成 12 年(2000)12 月に実現したアクセス系光ファイバのアンバンドルは、市場の競争条件を確保する重要なツールとなっている。

当時の日本政府では、ブロードバンド展開の拡大が大きな政策課題となっており、平成 13 年(2001)1 月 6 日に内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)を設置して、同月 22 日に「e-Japan 戦略」を決定、ブロードバンド展開の次のような達成目標を設定した。

「競争及び市場原理の下、5 年以内に超高速アクセス（目安として 30～100Mbps）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする。

（少なくとも 3000 万世帯が高速インターネットアクセス網に、また 1000 万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す。）」⁴⁶⁷

この目標の達成は早期に実現したのだが、IT 戦略本部では、これについてのアンバンドル規制の貢献を高く評価していた。即ち、平成 14 年(2002)6 月 18 日、IT 戦略本部は、DSL の加入可能数が 3500 万回線、FTTH の加入可能数が 1400 万世帯（また、CATV インターネットの加入可能数が 2300 万世帯。）にのぼった

⁴⁶⁷ 「e-Japan 戦略」(平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)決定)、5 頁

と結論づけ⁴⁶⁸、ブロードバンド拡大へのアンバンドル政策の貢献を次のように表現した。

「我が国の高速通信ネットワークは、地域網の開放等の公正競争政策により、例えば、DSLの加入者が211件(2000年3月)から237万件(2002年3月)に増加し、料金月2,500円程度という世界で最も低い水準となるなど、急速にその形成が進みつつある。超高速ネットワークの中核と考えられる光ファイバ網については、世界に先駆けて都市部を中心にいわゆるファイバ・トゥ・ザ・ホーム(FTTH)サービスの提供が開始され、料金も一部で月5,000円程度と個人にも利用しやすい状況になりつつある。」⁴⁶⁹

IT戦略本部は、その時点で、「IT戦略の第一期の目標は達成されつつあり」と評価⁴⁷⁰、平成15年(2003)7月2日には、あらためて、「『高速インターネットを3000万世帯に、超高速インターネットを1000万世帯に』という『利用可能環境整備』の目標は達成され」と宣言した⁴⁷¹。

日星EPAで特に加入者回線のアンバンドルの確保を求めるルールが進められたのには、こういった成功体験の意識が背景にあるだろう。

日本では、それ以来、アクセス系のアンバンドル規制が維持されているのみならず、更に、上位のネットワーク階梯についても、認可制の接続約款ルールの中で、アンバンドル政策を進めている。平成12年(2000)12月の光ファイバのアンバンドルも、アクセス系に限定された措置ではなかった。このとき同時に中継系光ファイバのアンバンドルも実現し、ブロードバンドサービス提供のコスト低廉化が実現した。近年は、IP(Internet Protocol)網のコア網についてもアンバンドルを行う政策が始められている。平成28年(2016)12月16日、総務省では、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令(平成28年12月16日総務省令第97号)を公布、NTT東日本・西日本のIP網を利用して他のサービス提供者が品質保証型のサービスを行うためのアンバンドルルールを設定した⁴⁷²。これは、電話網を含む通信基幹網がIP網に全て移行しつつある動きを背景としている。

設備ベースのサービス提供者と非設備ベースのサービス提供者が共に市場競争できるようにするというのは、日本では一貫した政策である。近年は、固定サービスのみならず、移動サービスでもその政策が推進されてきている。

⁴⁶⁸ 「e-Japan 重点計画-2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)、13頁

⁴⁶⁹ 同上、11頁

⁴⁷⁰ 「e-Japan 戦略II」(平成15年7月2日IT戦略本部決定)、1頁

⁴⁷¹ 同上、同頁

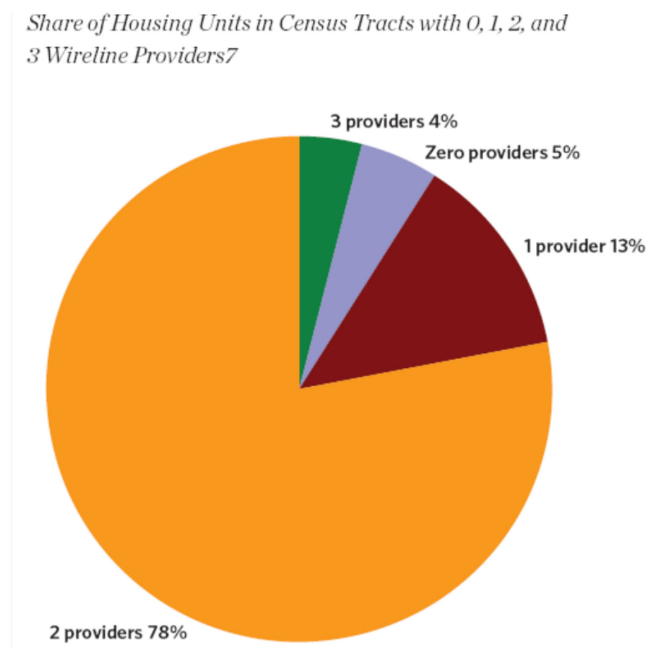
⁴⁷² ルータの一部から「優先パケット識別機能」を、ルータ及び伝送路から「優先パケットルーティング伝送機能」をアンバンドルすることが規定された。

移動通信に関しては、非設備ベースのサービス提供者等が設備ベースのサービス提供者に支払う接続料を接続約款に設定するものとするルールが電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 27 年 5 月 22 日法律第 26 号）により導入され、平成 28 年(2016)5 月 21 日に施行された。また、平成 29 年(2017)1 月 10 日に総務省が策定した「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」では、電気通信事業者が販売する携帯電話端末で設定されている「SIM (Subscriber Identity Module)ロック」（当該端末を販売する事業者のネットワークを利用しない事業者の SIM カードを当該端末に差し込んでも当該端末を使用することができないようにする設定。）について、端末販売に係る債権保全の必要による最低限の期間を超えてその解除に応じないことを禁止することを明示し、設備ベースのサービス提供者の販売する端末でも非設備ベースのサービス提供者(MVNO:Mobile Virtual Network Operator)のサービスの提供を受けやすくする政策が進められている。

他方で、米国の国内ルールでは、既に見たように、アンバンドル規制については日本と逆方向に動いてきた。ビル・クリントン政権時代の 1996 年から 1999 年にかけて導入されたアクセス系を含むアンバンドル規制は、ジョージ・ウォーカー・ブッシュ政権期に縮小、FCC の「有線ブロードバンド命令」(2005 年 8 月 5 日)⁴⁷³によりその殆どが廃止された。この命令は、マス市場向け設備ベースの有線ブロードバンドサービスについて、電話会社がこれを提供する場合でも「電気通信サービス」ではなく、「情報サービス」であるとするもので、これによってアンバンドル規制が事実上無効化された。

したがって、米国の固定ブロードバンドインターネット接続サービスは、この当時から現在に到るまで、主として設備ベースの事業者により提供される状況になっている。FCC では、2010 年の時点で、これを、米国内の多くの市場において、2 社以下によって行われている競争であるとしてまとめている。(図 7-1)

⁴⁷³ FCC, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 05-150) (Wireline Broadband Order)



(出典: Connecting America: National Broadband Plan (March 16, 2010) p.37)

図 7-1 2010 年時点の米国の各家庭における有線ブロードバンド事業者の選択肢

米国では、アンバンドル規制について、その後復活する動きは見られていないが、ブロードバンドインターネット接続サービスを「情報サービス」として扱うことについての政策は、近年揺れ動いている。

即ち、G.W.ブッシュ大統領に替わって政権を担ったオバマ大統領は、2014 年 11 月 10 日に声明を出し、消費者向けブロードバンドサービスへ、「電気通信サービス」に適用される通信法タイトル 2 の規定を適用すべきであると述べ⁴⁷⁴、FCC では、2015 年 2 月 26 日、新オープンインターネット命令⁴⁷⁵を採択、その中で、実際に、小売のブロードバンドインターネット接続サービスを「電気通信サービス」に分類変更することが決められた。これは、米国がこれまで採ってきた「情報サービス」を規制対象外とする考え方自体を変更するものではないが、「情報サービス」として念頭に置かれてきたインターネット接続サービスの主要なものが「電気通信サービス」の規律の内に置かれることになったことを意味する。

しかし、2017 年 1 月 20 日にトランプ大統領が就任すると、状況がまた変わってくる。2015 年の分類変更をかねてから批判してきていたアジト・パイ FCC 委

⁴⁷⁴ The President's Statement (November 10, 2014)

⁴⁷⁵ FCC, Report And Order On Remand, Declaratory Ruling, And Order (Adopted: February 26, 2015; Released: March 12, 2015)

員が新 FCC 委員長に就任、パイ新委員長は、2017 年 4 月 27 日、ブロードバンドインターネット接続サービスを再度「情報サービス」に分類するための規則制定提案公告の案⁴⁷⁶を公表し、その見直しへの意向を具体的に表明した。そして、同年 5 月 18 日には、実際に、規則制定提案について FCC で決議し、それに対する意見募集を開始した⁴⁷⁷。

したがって、米国が NAFTA 以来の FTA で進めてきた「情報サービスの非規制」のルールは、その米国においてすら、適用を受けるサービスの範囲の中核部分が揺れ動いており、また、ブロードバンドインターネット接続サービスが設備ベースのサービス提供者を基本として提供されているために、その市場参入機会が非常に限定されてきたことは、間違いがないのである。

したがって、日本が、このアンバンドルルールの採用をその EPA で求めたり、米国に要望したりしてきたことは、ブロードバンド分野での市場参入機会を広げる上では意味があることであった。

これを海外各国に求めていく上で、本稿で見てきた個別的 FTA 交渉、広域的 FTA 交渉はどのような意味を持つだろうかを次に考察する。

7. 2. 2. 考察：国内ルールの拡大の手段としての個別的 FTA

米国政府は、結果として、個別的 FTA と TPP 協定のような広域的 FTA とで、役割分担を持たせている。他先進国の国内ルールと衝突するルールを回避しつつルール共有を進める後者に対して、前者は、米国の国内ルールをより反映させて深掘りしたルールの盛り込みを進めている。他の先進国とは異なる米国流のルールの採用・維持を個別的な FTA で途上国等に求め、これを受け入れてもらっている。(図 7-2)

その結果、米国では、途上国との FTA では、先進国との FTA、広域的な FTA よりも、盛り込まれている情報通信関係 WTO プラスが、項目数において、したがって、ルールの量において、多いという結果になっている。サービス貿易交渉について、「一般的に・・・電気通信等の主要サービス分野で競争力のあるサービス産業を有する先進国は本交渉に積極的であるのに対し、・・・開発途上国側には、先進国主導でサービス貿易の自由化交渉が進められることに強い懸念が

⁴⁷⁶ FACT SHEET Restoring Internet Freedom, Notice of Proposed Rulemaking – WC Docket No. 17-108 (April 27, 2017)

⁴⁷⁷ FCC, FCC Proposes Ending Utility-Style Regulation of the Internet *First Step Toward Restoring Internet Freedom, Promoting investment, Innovation & Choice* (For Immediate Release) (May 18, 2017)

あると考えられている」⁴⁷⁸と見られることが多い。しかし、情報通信ルールに関しては、米国は途上国との間でむしろ順調に多くのルール盛り込みを行っている。

情報サービス（付加価値サービス）の非規制のルールも、米国の 11 の FTA で採用された。情報サービスの用語自体の多義性から、このルールが採用されるとブロードバンド分野のアンバンドルルールの採用が不可能となるとまでは言えない（実際、豪州や韓国では国内ルールとしてアンバンドルルールが採用されている。）ものの、採用が困難になることは事実だ。

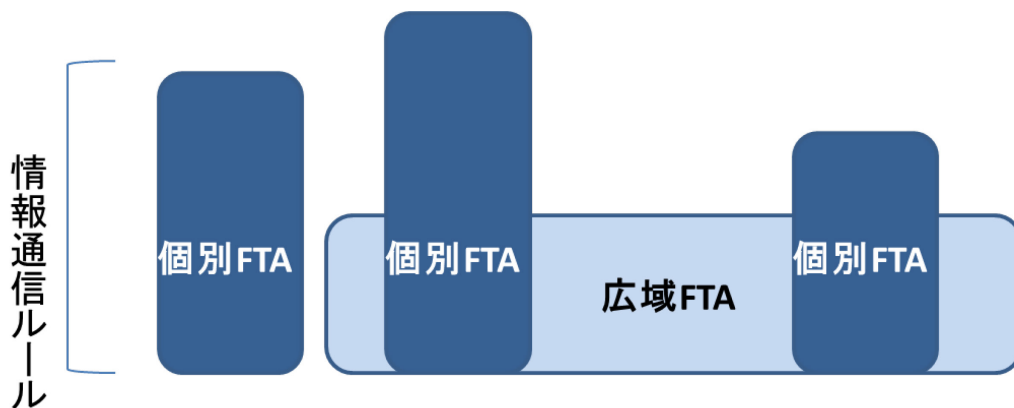
一旦米国の方式によるルールが採用されたならば、その国でそれとは両立しにくいルールをその後から導入することは難しくなる。米国による個別的 FTA 拡大と広域 FTA の取組とは、自国ルールの採用を他国に働きかける上で互いに矛盾するのではなく、相互補完的な役割を果たしている。

我が国の FTA(EPA)では、米国とは同様のルールも採用したが、日米間の国内ルールの相違を反映して、米国とは異なるルールも盛り込んできた。日本のルールのアプローチを海外諸国に求めていく上では、米国による個別的 FTA 拡大との競合が生じ得る。

日本では、広域的 FTA により重要なルールの拡大を推進していくことも重要である。しかしながら、例えば、TPP 協定では、日本が他の個別的 EPA で進めてきたアンバンドルルールなどの相互接続に関するルールを盛り込むことはなされなかった。広域的 FTA となれば、その交渉参加国に日本と異なる国内ルールを採用している国がある確率は高くなる。その場合、その広域的 FTA にはその日本のルールの採用がなされる可能性は低くなるのであり、TPP 協定では、まさにそういう事態が起こっている。

我が国でも自国の市場競争の拡大に有効なルールの拡大を目指す上で、広域的 FTA だけではなく、個別的 FTA に向けた通商交渉も駆使して、我が国のルールの採用を働きかけていく必要がある。

⁴⁷⁸ 経済産業省通商政策局編(2016), 493



(筆者作成。)

図 7-2 個別的 FTA と広域的 FTA の役割分担

TPP 協定交渉は、2010 年 3 月の交渉開始から、2016 年 2 月の署名まで、約 6 年もの年月を使って交渉が行われた。そして、交渉参加国 12 か国でようやく署名されたものの、しかし、交渉を牽引してきた米国で TPP 協定に否定的な新政権が 2017 年 1 月 20 日に発足、TPP 協定の発効に不可欠な米国での国内手続きの完了が見通せなくなり、その発効が難しくなってしまった。

当事者の多い、広域的な通商協定の締結・発効は、このように、容易ではないということがあらためて実感される事態となっている。

各国でルールを共有する手段として、広域的な通商交渉も重要であるが、合意には時間がかかるし、交渉から発効まで、様々な政治的な要因によるリスクもあり、結局実際には発効しないことも起こり得る。

これに比べれば、個別的 FTA の締結、発効を実現するリスクは、低くなる。これは、自国の国内ルールと同様のルールの採用を他国に働きかけるには、個別的 FTA 交渉は、広域アプローチよりも比較的容易で、有効な手段になり得ることを意味する。

これに鑑みると、情報通信ルールの各国で共有を進める上で、広域的 FTA のみに依拠することはむしろ非効率であるから、日本では、情報通信ルールの拡大の手段として、広域アプローチと共に、個別的 FTA の拡大を積極的に位置づける必要がある。

7. 2. 3. 考察：提案ルールの更なる検討の必要

TPP 協定は、情報通信ルールの盛り込みにおいても意欲的な協定であり、参加国 12 か国、その経済規模は 3100 兆円で世界全体の 4 割を占めると喧伝された

ように、そのカバレッジの広さが期待された。米国の離脱表明以後、日米、あるいは米国を除く関係 11 か国で TPP 協定に盛り込まれた情報通信ルールを共有する協定に向けた議論、交渉が行われる可能性があることとその意義については既に述べたが、いずれにしても、我が国は更に見通した対応も考えていく必要がある。

アジア太平洋地域には、中国、韓国をはじめ、日本とこれまで FTA を締結していない国・経済、これまで FTA を締結していても、更にその内容の改定を図る余地がある国・経済がある。また、アジア太平洋地域を越えて、FTA の締結やその深化を図っていく余地のある国や経済もある。

情報通信産業や電子商取引など、ルールの共有を図ることでその更なる発展を期待できる分野やエリアがまだまだあるだろう。

日本の締結してきた FTA における情報通信ルールを振り返ると、2009 年までの ASEAN 各国と交渉では、2002 年に発効した日星 EPA のルールの踏襲に専念していたことが分かる。そして、インド、ペルー、豪州との交渉や TPP 協定交渉では、更に採用するルールは量的に拡大したが、その多くは、米国がその FTA 交渉を通じて拡大したり、新たに提案したりしてきたルールと同様のものであった。

既述のとおり、日本は、今後も、広域的 FTA と個別的 FTA の双方の交渉を通じて優れた情報通信ルールの各国との共有を進めていくべきだが、その際には、これまでの個別的 EPA においても、情報通信ルールの設定において十分な深掘りができているのか再検証する必要がある。

日本が進め、また、EPA/FTA に設定してきたルールにおける、設備ベース、非設備ベース双方のサービス提供者による競争を促進していく方向は、内外のサービス提供者の新規参入を促し、消費者に利益還元を図る上では、これまで実効性があったと思われるが、ただ、日本の個別的 EPA の情報通信ルールのモデルとなってきた日星 EPA の発効した平成 14 年(2002)11 月 30 日から既に 15 年が経過しようとしている。この 15 年間、日本の国内ルールにおいて、設備ベース、非設備ベース双方のサービス提供者による競争を更に促進していくルールで新しい展開がなかったわけではない。むしろ、7. 2. 1. で触れたように、新しいルールの整備が近年進んできている。これらルールは、ネットワークが IP ベースに移行し、また、移動体通信が大きな役割を担うようになってきたことに伴い開拓されてきたものである。日本が各国に提案していくルールも、そういった新しいトレンドに対応し、市場の動きに遅れをとらないものとしていく必要がある。

7. 3. 本稿の学問的意義

通商協定は、特に WTO ウルグアイラウンド以後、その扱う領域が広範になり、その内容も複雑化している。

本稿は、その中で、情報通信ルールに特化した議論を行ったわけだが、現在の情報通信ルールの動向からすれば、日本では、広域的な通商交渉だけを志向していくのではなく、広域的な通商交渉と共に、個別的 FTA 交渉の意義も適切に認識し、両者を効果的に推進していく必要があるというのが本稿の結論である。

日本が米国などと共通して持っているルールを、広く他国と共有するための手段として、広域的通商交渉には意義がある。TPP 協定はこれまで長い期間をかけて合意を得てきたものであり、そこで採用されている情報通信ルールは日本と米国が共通して持っているルールを広く盛り込んでいる。相互接続の確保やコロケーションの確保といったルールがそれで、米国新政権による TPP 協定離脱で同協定の発効が困難になった今日でも、11 か国による同内容の協定についての検討には大きな意義がある。

他方で、そこでは共有されないアンバンドルルールのような日本がこれまでの個別的 EPA 交渉で進めてきたルールは、TPP 協定では採用されていない。設備ベースのサービス提供者のみならず、非設備ベースのサービス提供者を含めた市場競争を確保するこういったルールは、市場参入機会を確保する上でかねてから日本では重視してきたものであるが、米国では異なるアプローチが採られていることから、現状では米国でこれにコミットメントをすることを期待することは難しい。こういったルールについては、むしろ、日本では、日星 EPA 以来追求してきた個別的 FTA のアプローチでコミットメントを各国に働きかけていくことが有意義だと考えられる。

日本では、このように、広域・個別両面での総合的な情報通信ルール拡大の戦略が採っていく必要があり、そうすることで、内外の市場においてサービス提供者が競争的にサービスの提供を行い、各国の消費者において、高度で多様な情報通信サービスへの利用・アクセス手段が低廉な料金で確保されることになることが期待されるのである。

本稿で行ったこれらの議論は、次の点で、これまで議論が行われていなかったか、行われていてもあまり掘り下げられていなかった分野について検証を行うものであり、そこに意義がある。

第一に、通商交渉についての分析・検証は、これまで、定量的分析の比較的容易な関税交渉を巡るものが多かった。非関税領域が拡大し、特にサービス分野のルールを巡る交渉が重要となっている今日、電気通信、電子商取引等の情報通信

分野におけるルール交渉については、経済がグローバル化、情報化、デジタル化する中でサービス市場自体の在り方を大きく規定するルールの在り方を交渉するもので、その役割の増大が著しいのにも関わらず、これについての研究の蓄積が少なかった。本稿は、情報通信分野で世界をリードする日本と米国について、その情報通信ルールに関する通商交渉を、アジア太平洋地域について網羅的に分析するものであった。

第二に、政策拡散理論のパーспекティブを上記のようにこれまで研究の対象としても手薄であった情報通信ルール交渉について応用し、日米両政府の情報通信ルール拡大における行動原理が、情報通信関係市場への参入を円滑にするためのルールの国際的な標準を争う法的競争にあることを明らかにするものであった。

第三に、主に関税交渉について用いられてきたゲーム理論の手法を、本稿は、情報通信ルール交渉について初めて適用した。

ゲーム理論における協力ゲームのモデルは、各アクターが相互依存関係にある中で、各々が互いに協力することなくその効用を増すために独自に行動したときに陥る囚人のジレンマの均衡（ナッシュ均衡）から脱し、互いに協力することで各々の効用を増進させる合理的な行動をモデルとして提示するものである。本稿では、日米各々がこれまで行ってきた合計 24 件の個別的 FTA の情報通信ルール交渉と TPP 協定交渉における情報通信ルール交渉における行動が、日米政府各々の合理的な行動として説明できること、各国政府の行動をパターン化して分析できることを、このモデルにより提示することができた。

この手法は、このように、過去の通商交渉における当事国政府の行動を説明することに役立つわけだが、これに加えて、今後の日米政府の行動を予測することにも役立つ。

したがって、第四に、本稿では、実際に、米国のトランプ政権発足に伴う通商分野の急展開の中で、過去の日米の FTA 交渉について説明が可能であった同じゲーム理論モデルを当てはめるとどういう行動が予測されることになるかも示し、日本政府が直面する事態の見通しと、採るべき政策展開について論じた。

第五に、TPP 協定交渉をはじめとして、これまで、通商交渉については、国内産業保護の文脈から、防御的な議論が多かったが、本稿は、対外的に働きかけていく意義の多い分野に焦点を当てて、通商交渉の積極的な局面から議論を行ったものであった。そこではまた、ともすると広域的なルール共有の面からネガティブに捉えられがちな二国間などの個別的 FTA 交渉について、その積極的な側面に注目し、その意義を論じた。

以上により、情報通信ルールの拡大を通じて、市場競争機会と消費者利益の確保が実現するような我が国の各国への対処についての提言を本稿は試みたものである。

ここで述べられた意見は、全て筆者個人の見解だが、関係各方面の参考となれば幸いである。

参考文献

(報道発表資料など、個別的な資料は、ここでは掲げず、本文における引用箇所などの脚注で表示した。)

<邦字文献>

- 青柳一郎(2007)「サービス貿易」、渡邊頼純(監修),外務省経済局 EPA 交渉チーム(編著)『解説 FTA・EPA 交渉』、239-264、日本経済評論社
- 芦原嘉宏(2007)「日本・シンガポール EPA」、渡邊頼純(監修),外務省経済局 EPA 交渉チーム(編著)『解説 FTA・EPA 交渉』 45-67、日本経済評論社
- 石黒馨(2007)『入門・国際政治経済の分析』勁草書房
- 石黒馨(2010)「FTA/EPA 交渉と官僚制多元主義-JTEPA の 2 レベルゲーム分析-」『国民経済雑誌』 201(5)、31-49
- 石黒馨編著(2011)『FTA/EPA 推進に何が必要か-農業・林業・介護士制度の改革-』勁草書房
- 石黒馨(2012)「FTA/EPA 交渉と国内改革の 2 レベルゲーム」鈴木基史・岡田章編『国際紛争と協調のゲーム』 126-149、有斐閣
- 尾池厚之(2006)「日本の EPA 交渉の展開と展望—日本型 EPA の確立と新たなる挑戦—」『貿易と関税』 54(12)、24-39
- 大矢根聡(2012)『国際レジームと日米の外交構想 WTO・APEC・FTA の転換局面』有斐閣
- 外務省(1997)『サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の説明書』(平成 9 年 4 月)
- 外務省経済局サービス貿易室編(1998)『1998 年版 WTO サービス貿易一般協定 最新の動向と各国の約束』(財団法人日本国際問題研究所、平成 10 年)
- 外務省(2000)「日本・シンガポール共同検討会合報告書の概要」
- 外務省(2011)「TPP 協定により我が国が確保したい主なルール」
- 河村公一郎(2006)「インドの電気通信業界概況(後編)」『KDDI 総研 R&A』(2006 年 3 月)
- 経済関係強化のための日墨共同研究会(2002)『経済関係強化のための日墨共同研究会報告書』(2002 年 7 月)
- 経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室・国際法務室(2014)『2014 年版不公正貿易報告書』
- 経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室・国際法務室(2015)『2015 年版不公正貿易報告書』
- 経済産業省通商政策局編(2016)『2016 年版不公正貿易報告書 WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』
- 小寺彰(2005)『電気通信サービスに関する GATS の構造-米国・メキシコ電気通信紛争・WTO 小委員会報告のインパクトと問題点-』(RIETI Discussion Paper Series 05-J-001)、独立行政法人経済産業研究所
- 小寺彰(2006)「FTA の『スパゲティボール現象』とは?」『RIETI 独立行政法人 経済産業研究所 コラム:第 193 回』(http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0193.html?stylesheet=print) [Last visited on December 12, 2016]
- 情報通信審議会答申(2001)「IT 時代の接続ルールの在り方について」(平成 13 年 7 月 19 日)
- 菅原淳一(2013)「TPP だけではない『メガ交渉』の攻防に備えよ」『私論試論』みずほ総合研究所 (2013 年 4 月 15 日)

- 総務省(2005)『平成 17 年版情報通信白書』
- 総務省(2006)『平成 18 年版情報通信白書』
- 田尻信行(2007)「ブロードバンドの普及要因とその政策的含意に関する研究」(博士論文(授与大学:早稲田大学、報告番号:乙第 2073 号))
- 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省(2011)「TPP 協定交渉の分野別状況」
- 日印共同研究会(2006)『日印共同研究会報告書』(2006 年 6 月)
- 日豪経済関係強化のための共同研究会(2006)『日豪経済関係強化のための共同研究(自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む)最終報告書』(2006 年 12 月)
- 日本国政府(2004)「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」
- 日本国政府(2005)「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」
- 日本国政府(2008)「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」
- 日本・シンガポール共同検討会(2000)「日本・シンガポール新時代経済連携協定」
- 日本・チリ経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)共同研究会(2005)『日本・チリ経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)共同研究会報告書』(平成 17 年 11 月)
- 服部まや(2006)「タイ携帯電話市場の最近の動き」『KDDI 総研 R&A』2006 年 2 月号
- 藤野克(2012)『インターネットに自由はあるか』中央経済社
- 藤野克(2015)「アジア太平洋地域における日米の情報通信関係個別的 FTA 拡大が広域的なルール共通化に与える影響」総務省 情報通信政策レビュー 第 11 号, 25-51
- 藤野克(2016)「アジア太平洋地域の米国・他先進国間の FTA 情報通信ルール交渉のゲーム」、『情報通信学会誌』、情報通信学会、Vol.34, No.1, 11-26
- 藤野克(2017)「米国の TPP 離脱後の日米における情報通信ルール共有の展望」、『国際 CIO 学会ジャーナル』第 12 号, 13-24
- T.J.ペンペル、浦田秀次郎(2010)「日本:二国間貿易協定へ向けての新しい動き」ヴィニョード・K・アガワル、浦田秀次郎(編著)、浦田秀次郎、上久保誠人(監訳)『FTA の政治経済分析—アジア太平洋地域の二国間貿易主義—』文眞堂
- 巻口英司(2005)「米国の FTA における情報通信分野の戦略—米豪 FTA の検証を中心に—」『海外電気通信』38(4)、54-71、財団法人マルチメディア振興センター
- 間宮勇(2006)「WTO 電気通信サービス議定書参照文書の国内法上の効果」『ジュリスト』1313、295-296、有斐閣
- 宮家邦彦(1996)『解説 WTO サービス貿易一般協定(GATS)』(外務省経済局)
- 郵政大臣官房国際部国際政策課国際経済室(1997)「WTO 基本電気通信交渉について」『ITU ジャーナル』Vol. 27 No. 4(1997 年 4 月号)
- 「日本経済調和対話 協議記録」(2012 年 1 月 27 日)

<英字文献>

- Abbott, Kenneth W., Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan Snidal (2001), The Concept of Legalization, Judith L. Goldstein, Miles Kahler, Robert O. Keohane and Anne-Marie Slaughter (edit), *Legalization and World Politics*, 17-35, The MIT Press
- Baldwin, Richard (2006), "Multilateralising Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade", *The World Economy*, 29:11, 2006
- Baldwin, Richard (1993a), 'A domino theory of regionalism', NBER WP 4465 (Cambridge).
- Bhagwati, Jagdish (1995), U.S. Trade Policy: The Infatuation with Free Trade Areas, Jagdish Bhagwati, Anne O. Krueger, *The Dangerous Drift to Preferential Trade Agreements*, 1-18, AEI Press

- D'Costa, Valerie (2004), Telecommunications and Electronic Commerce, Tommy Koh, Chang Li Lin eds., *The United State Singapore Free Trade Agreement: Highlights and Insights*, Institute of Policy Studies, Singapore and World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd. 95-103
- Enelow, James M. and Melvin J. Hinich (1984), *The Spatial Theory of Voting: An Introduction*, Cambridge University Press
- Federal Communications Commission (2010), *Connecting America: National Broadband Plan* (March 16, 2010)
- Government of Japan, Comments of the Government of Japan (2009) (FCC の Electronic Comment Filing System (ECFS)において公開。)
- Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13) (2003a), *The U.S.-Singapore Free Trade Agreement (FTA), Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)*(February 28, 2003)
- ISAC 13 (2003b), *The U.S.-Chile Free Trade Agreement (FTA), Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)*(February 28, 2003)
- ISAC 13 (2004a), *The U.S.-Australia Free Trade Agreement (FTA), Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)*(March 12, 2004)
- ISAC 13 (2004b), *The U.S.-Central America Free Trade Agreement (CAFTA), Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)*(March 17, 2004)
- ISAC 13 (2004c), *The U.S.-Morocco Free Trade Agreement, Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)*(April 6, 2004)
- ISAC 13 (2004d), *The U.S.-Dominican Republic Free Trade Agreement, Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)*(April 22, 2004)
- Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3) (2003a), *The U.S.-Singapore Free Trade Agreement (FTA), The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3)* (February 28, 2003)
- IFAC-3 (2003b), *The U.S.-Chile Free Trade Agreement (FTA), The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3)* (February 28, 2003)
- IFAC-3 (2004a), *The U.S.-Australia Free Trade Agreement (FTA), The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3)* (March 8, 2004)
- IFAC-3 (2004b), *The U.S.-Central America Free Trade Agreement (FTA), The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3)* (March 12, 2004)
- IFAC-3 (2004c), *The U.S.-Morocco Free Trade Agreement (FTA), The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3)* (April 6, 2004)
- IFAC-3 (2004d), *The U.S.- Dominican Republic Free Trade Agreement (FTA), The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3)* (April 22, 2004)
- Industry Functional Advisory Committee (IFAC-4) (2004a), *Report of the Industry Functional Advisory Committee on Electronic Commerce (IFAC-4)* (March 8, 2004)
- IFAC-4 (2004b), *Report of the Industry Functional Advisory Committee on Electronic Commerce (IFAC-4)* (March 8, 2004)
- IFAC-4 (2004c), *Report of the Industry Functional Advisory Committee on Electronic Commerce (IFAC-4)* (April 6, 2004)
- IFAC-4 (2004d), *Report of the Industry Functional Advisory Committee on Electronic Commerce (IFAC-4)* (April 12, 2004)
- Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8) (2004), *The U.S.-Bahrain Free Trade Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (July 14, 2004)

- ITAC 8 (2005), *The U.S.-Oman Free Trade Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (November 15, 2005)
- ITAC 8 (2006a), *The U.S.-Peru Trade Promotion Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (February 1, 2006)
- ITAC 8 (2006b), *The U.S.-Colombia Trade Promotion Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (September 20, 2006)
- ITAC 8 (2007a), *The U.S.-Panama Trade Promotion Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (April 25, 2007)
- ITAC 8 (2007b), *The Korea-U.S. Free Trade Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (April 27, 2007)
- ITAC 8 (2015), *The Trans-Pacific Partnership Trade Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Information and Communications Technologies, Services, and Electronic Commerce (ITAC8)* (December 3, 2015)
- Industry Trade Advisory Committee on Services and Finance Industries (ITAC10) (2004), *The U.S.-Bahrain Free Trade Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Services and Finance Industries (ITAC10)* (July 14, 2004)
- Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15) (2004), *The U.S.-Bahrain Free Trade Agreement (FTA) The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15)* (July 14, 2004)
- ITAC 15 (2005), *The U.S.-Oman Free Trade Agreement (FTA) The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15)* (November 15, 2005)
- ITAC 15 (2006a), *The U.S.-Peru Trade Promotion Agreement (TPA) The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15)* (February 1, 2006)
- ITAC 15 (2006b), *The U.S.- Colombia Trade Promotion Agreement (TPA) The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15)* (September 20, 2006)
- ITAC 15 (2007a), *The U.S.- Panama Trade Promotion Agreement (TPA) The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15)* (April 25, 2007)
- ITAC 15 (2007b), *The U.S.-Korea Free Trade Agreement (FTA) The Intellectual Property Provisions, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC15)* (April 27, 2007)
- ITAC-15 (2015), *The Trans-Pacific Partnership Trade Agreement, Report of the Industry Trade Advisory Committee on Intellectual Property Rights (ITAC-15)* (December 3, 2015)
- International Monetary Fund (2015), *World Economic Outlook* (October, 2015)
- International Telecommunication Union (2001), *Effective Regulation Case: Singapore 2001*
- Ishiguro, Kaoru (2007), *Trade Liberalization and Bureau-pluralism in Japan: Two-Level Game Analysis, Kobe University Economic Review*, 53, 9-30
- Kahler, Miles (2001), *Legalization as Strategy: The Asia-Pacific Case*, Judith L. Goldstein, Miles Kahler, Robert O. Keohane and Anne-Marie Slaughter (edit), *Legalization and World Politics*, 165-187, The MIT Press
- Mansfield, Edward, Helen Milner and B. Peter Rosendorff (2000), *Free to Trade: Democracies, Autocracies, and International Trade, American Political Science Review*, 94(2), 305-321
- Milner, Helen, and Peter Rosendorff (1997), *Democratic Politics and International Trade Negotiations: Elections and Divided Government as Constraints on Trade Liberalization, Journal of Conflict Resolution*, 41(1), 117-146

- Nakagawa, Junji (2009), Competitive Regionalism through Bilateral and Regional Rule-Making: Standard Setting and Locking-in, *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, 74-93, Palgrave Macmillan
- Office Of The United States Trade Representative (2010), Results of the 2010 Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements
- Office Of The United States Trade Representative (2011a), 2011 Section 1377 Review On Compliance with Telecommunications Trade Agreements
- Office Of The United States Trade Representative (2011b), Enhancing Trade and Investment, Supporting Jobs, Economic Growth and Development: Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement (November 13, 2011)
- Office Of The United States Trade Representative (2012), 2012 Section 1377 Review On Compliance with Telecommunications Trade Agreements
- Office Of The United States Trade Representative (2013), 2013 Section 1377 Review On Compliance with Telecommunications Trade Agreements
- Office Of The United States Trade Representative (2014), 2014 Section 1377 Review On Compliance with Telecommunications Trade Agreements
- Office Of The United States Trade Representative (2015), 2015 Section 1377 Review On Compliance with Telecommunications Trade Agreements
- Putnam, Robert D. (1988), Diplomacy and Domestic Politics: The Two-Level Games, *International Organization*, 42(3), 427-450
- Riezman, Raymond (1982), Tariff Retaliation from a Strategic Viewpoint, *Southern Economic Journal*, 48(3), 583-593
- Simmons, Beth A., Frank Dobbin, and Geoffrey Garrett (2008), Introduction: the diffusion of liberalization, Beth A. Simmons, Frank Dobbin, Geoffrey Garrett (edit), *The Global Diffusion of Markets and Democracy*, 1-63, Cambridge University Press
- Solis, Mireya, and Saori N. Katada (2009), Explaining FTA Proliferation: A Policy Diffusion Framework, Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, 1-24, Palgrave Macmillan
- Solis, Mireya (2009), Japan's Competitive FTA Strategy: Commercial Opportunity versus Political Rivalry, Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, 198-215, Palgrave Macmillan
- Stallings, Barbara and Saori N. Katada (2009), FTAs in a Competitive World, Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan, 236-251, Palgrave Macmillan
- Staples, Brian (2011), Capacity Building – Implementation and Administration of Free Trade Agreements: Service- Investment Provisions (Inter-American Development Bank Integration and Trade Sector Policy Brief No. IDB-PB-153)
- Telecom Regulatory Authority Of India (2004), *Broadband India: Recommendations on Accelerating Growth of Internet and Broadband Penetration*, (April 29, 2004)
- United States International Trade Commission (2003a), U.S.-Singapore Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No. TA-2104-6 USITC Publication 3603) (June 2003)
- United States International Trade Commission (2003b), U.S.-Chile Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No. TA-2104-5 USITC Publication 3605) (June 2003)
- United States International Trade Commission (2016), Trans-Pacific Partnership Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors, Publication Number: 4607, Investigation Number: TPA-105-001 (May 2016)
- World Trade Organization (2004), Mexico – Measures Affecting Telecommunications Services, Report of the Panel (WT/DS204/R) (2 April 2004)